

博士論文

日韓台における国民司法参加制度
の比較法社会学研究

—司法の正統化を視座として—

張 哲

目次

0 序章	1
0.1 はじめに	1
0.2 先行研究と問題意識	4
0.2.1 先行研究のまとめ	4
0.2.2 問題意識	11
0.3 研究の方法と論点、資料、及び用語の解説	12
0.3.1 研究の方法と論点	12
0.3.2 主な研究資料	14
0.3.3 研究手法と資料の関係	16
0.3.4 用語の解説	17
0.4 本論文の構成	18

第一部

日韓台における国民司法参加制度導入の目標

第1章 日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の概観	20
1.1 日韓台における国民司法参加制度の導入経緯	21
1.1.1 裁判員制度（日本）	21
1.1.2 国民参与裁判制度（韓国）	23
1.1.3 人民観審制度草案の提出とほかの動き（台湾）	24
1.2 各国の国民司法参加制度の内容比較	25
1.2.1 合議体の構成と選任手続	25
1.2.2 司法に参加する国民の職権と公判・評議進行	28
1.2.3 まとめ	33
1.3 法令の条文から見た国民司法参加制度導入の目標	36
1.3.1 各国に共通している「立法目的」：司法の正統化	37
1.3.2 司法を正統化する目標の異同	38
第2章 裁判員制度の目標	40
2.1 司法改革の流れからの考察	40
2.1.1 従来の司法改革の流れ	40
2.1.2 規制緩和論としての司法改革論	42
2.1.3 「市民の司法」の司法改革論	46

2. 2	司法改革における国民司法参加制度の導入をめぐる論争	48
2. 2. 1	国民司法参加制度の形態選択	48
2. 2. 2	国民司法参加制度の導入の諸理念	49
2. 3	裁判員制度の意義づけの再考	51
2. 3. 1	「司法民主主義」の意義の再考	52
2. 3. 2	「理解増進・信頼向上」と刑事司法改革	53
2. 4	小括：裁判員制度による司法の正統化の具体的な目標	55
第3章 韓国の国民参与裁判制度の目標		57
3. 1	社会民主化の潮流と司法改革事情	57
3. 1. 1	従来の司法改革の動き	57
3. 1. 2	司法の独立を目指した司法改革	59
3. 1. 3	国民中心の司法改革論	60
3. 2	国民参与裁判制度の導入背景と特徴	63
3. 2. 1	国民参与裁判制度の導入に関する諸論点	63
3. 2. 2	国民参与裁判制度の導入背景と特徴	65
3. 3	国民参与裁判制度による司法の正統化の具体的な目標	68
第4章 台湾における国民司法参加制度導入の目標		70
4. 1	制度導入の動機：司法に対する強い不信感を和らげる	71
4. 1. 1	司法の「脱政治化」と「再政治化」	71
4. 1. 2	国民不在の司法改革	77
4. 1. 3	司法への不信と不満を激化させた導火線	80
4. 1. 4	小括	83
4. 2	国民司法参加制度の形態をめぐる激しい論争	83
4. 2. 1	歴史上の「国民司法参加制度」	84
4. 2. 2	参審制の導入の試み	84
4. 2. 3	観審、陪審、参審の「三つ巴」	87
4. 3	台湾の国民司法参加による司法の正統化の具体的な目標	91
第5章 司法の正統化：異なる内実、共通した手段		93
5. 1	国民司法参加制度の導入をめぐる意見対立	93
5. 1. 1	司法民主主義と司法府に対する見方	93
5. 1. 2	国民司法参加制度の憲法適合性	95
5. 1. 3	刑事司法改革との関連	100
5. 1. 4	小括	103

5. 2	各国で求められる司法の正統化の効果と手段の比較	104
5. 2. 1	異なる「司法の正統化」	104
5. 2. 2	共通した正統化の手段	106
5. 2. 3	小括	107

第二部

日韓台国民司法参加制度の実施状況に対する評価 —司法の正統化効果をめぐって—

6. 1	正統性の諸理論から見た司法を正統化するメカニズム	113
6. 1. 1	正統性に関する古典的諸理論	113
6. 1. 2	組織的正統性理論	116
6. 1. 3	司法の正統化とは	118
6. 1. 4	司法を正統化するメカニズム	120
6. 2	日韓台における司法の正統性弱体化の原因	123
6. 2. 1	国民の需要の不充足	123
6. 2. 2	国民からの支持の弱体化	124
6. 3	国民司法参加を通じて司法を正統化する具体的な手段	127
6. 3. 1	国民の需要の充足	127
6. 3. 2	国民からの支持の回復	129
6. 3. 3	討議民主主義による正統化	132
6. 4	国民司法参加による正統化効果の評価指標	134
6. 4. 1	観察・評価可能な指標の選択とその内容の解説	134
6. 4. 2	評価指標の体系化	137
第7章	裁判員制度による正統化効果の評価	140
7. 1	裁判員制度に対する評価	140
7. 1. 1	経験者による内部者評価	140
7. 1. 2	法曹三者による内部者評価	145
7. 1. 3	一般国民による外部者評価	148
7. 1. 4	小括	152
7. 2	裁判員裁判のもとでの国民意識の反映	153
7. 2. 1	裁判員による公判内容の理解度	154
7. 2. 2	裁判員の参与水準	158
7. 2. 3	国民の意識反映の「間接的証拠」	163
7. 2. 4	小括	167

7. 3	司法への理解と信頼の回復・増進	168
7. 3. 1	経験者の見方	168
7. 3. 2	一般国民による期待	169
7. 3. 3	小括	173
7. 4	刑事司法改革の進行	174
7. 4. 1	当事者主義に向けた刑事司法改革	174
7. 4. 2	裁判員裁判の迅速化	182
7. 4. 3	裁判員裁判による「実体的正義」の実現	185
7. 4. 4	小括	186
7. 5	民主的教育効果と裁判傍聴活動	187
7. 6	裁判員制度の司法正統化効果への評価	190
第8章 国民参与裁判制度による正統化効果の評価		194
8. 1	国民参与裁判制度の実施状況の特徴	194
8. 1. 1	国民参与裁判制度の実施件数	194
8. 1. 2	国民参与裁判の公判・評議時間	199
8. 1. 3	申請主義と効率化した手続に関する再検討	200
8. 2	国民参与裁判制度に対する評価	201
8. 2. 1	陪審員経験者による内部者評価	201
8. 2. 2	法曹三者による内部者評価	203
8. 2. 3	一般国民による外部者評価	206
8. 2. 4	小括	208
8. 3	国民参与裁判制度のもとでの国民意識の反映	209
8. 3. 1	陪審員による公判内容の理解度	209
8. 3. 2	陪審員の参与水準	210
8. 3. 3	判決における国民意見の反映	212
8. 3. 4	小括	215
8. 4	司法への理解と信頼の回復・増進	216
8. 4. 1	経験者の見方	216
8. 4. 2	一般国民による期待と国民参与裁判制度の実施効果	218
8. 4. 3	小括	221
8. 5	刑事司法改革の進行	222
8. 5. 1	裁判の迅速化	223
8. 5. 2	公判中心主義の実現	223
8. 5. 3	刑事訴訟制度の改革	224
8. 5. 4	国民参与裁判による「実体的正義」の実現	226

8. 5. 5 小括	228
8. 6 民主的教育効果	229
8. 7 国民参与裁判制度による司法正統化効果への評価	231
第9章 台湾における国民司法参加制度の導入の在り方	236
9. 1 模擬裁判の所見：高雄地裁を対象として	236
9. 1. 1 模擬裁判の特徴	238
9. 1. 2 公判と評議の進行	240
9. 1. 3 判決における国民意見の反映	245
9. 1. 4 模擬裁判の経験者による評価	253
9. 1. 5 小括	255
9. 2 国民司法参加制度の形態に関する法曹三者の選好	257
9. 2. 1 裁判官の見方	257
9. 2. 2 検察官の見方	263
9. 2. 3 弁護士の見方	265
9. 2. 4 小括	268
9. 3 一般国民の国民司法参加制度の導入に対する態度と期待	269
9. 3. 1 国民司法参加制度の導入に対する基本意識	270
9. 3. 2 国民司法参加制度への期待	273
9. 3. 3 小括	280
9. 4 台湾における国民司法参加制度の正統化効果の予測と形態選択	281

第三部

日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の再考

第10章 日韓台における国民司法参加の潮流の特徴と限界	289
10. 1 日韓台3か国間の学び合い	289
10. 1. 1 日韓両国間の学び合い	289
10. 1. 2 台湾が学び取ったこと	291
10. 2 日韓台における国民司法参加の潮流の特徴	292
10. 2. 1 特徴1：問題解決の志向	292
10. 2. 2 特徴2：裁判官中心の国民司法参加	300
10. 3 司法を正統化する国民司法参加制度の限界	306
10. 3. 1 「正統化の媒体」による限界	307
10. 3. 2 国民が裁判に参加させると司法システムが変わる？	309
10. 3. 3 刑事司法改革のあり方	310
10. 3. 4 主体性向上の期待過剰と教育効果の未熟	311

10.4	まとめ	312
第11章	世界から見た国民司法参加制度導入の潮流	314
11.1	世界の潮流になる国民司法参加	314
11.1.1	各主要国における国民司法参加制度の導入状況	314
11.1.2	世界の中の国民司法参加の潮流の再発見	323
11.2	日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の位置づけ	328
11.2.1	世界から見た日韓台における国民司法参加制度の導入	328
11.2.2	独自に展開された国民司法参加制度導入の潮流	330
11.3	諸外国からの影響と日韓台のイノベーション	331
11.3.1	諸外国からの影響	331
11.3.2	日韓台のイノベーション	332
11.4	まとめ	334
終章	結びに代えて	335
	謝辞	344
	引用文献	345

0 序章

0.1 はじめに

東アジアにおける法の発展について、安田信之はグローバリゼーションのもとで、東アジア諸国を「ポスト・開発国家」（「開発国家体制を完成させた後、「法の支配」や「良い統治」などの体制改革を目指した国家体制）として位置付け、各国に現れた新たな法制改革と政治、経済及び社会システムとの連結を、（東）アジア法に共通する点として概括している¹。なかでも、21世紀に入ってから国民司法参加制度を導入する潮流が東アジア地域で多くみられる点は注目に値する。日本は20世紀末から司法改革を唱え、その一環として「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が2004年に成立し、2009年から施行されている。韓国は日本に続いて2003年に司法改革を始めたが、その国民参与裁判制度は日本の裁判員制度に先立って2008年に始動した。さらに、台湾も、従前から参審制の立法化を試みており、司法院が2012年に日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度を参考にして「人民観審試行条例草案」を公表した。2016年の政権交代により観審制が廃案となったが、現在も国民司法参加制度を導入する必要性は認識されており、新たな国民司法参加制度（裁判員制度のような刑事参審）の立法化に向けた動き（法律草案の制定）は続いている。このように、日本、韓国、台湾という東アジア地域における三つの主な「法治国」²において、国民司法参加制度の導入は一つの潮流となっている。

それぞれの国民司法参加制度の具体的な形態は大きく異なっているが、日韓台3か国における国民司法参加制度導入の潮流は、英米式の陪審制またはドイツ式の参審制というような既存の国民司法参加制度を単純に「複製」し、取り入れたわけではないように思われる。つまり、いずれの制度も英米式の陪審制とドイツ式の参審制の両方の内容を参考に、自国にとって最適なものを自ら創出するという思考に基づくものである。陪審・参審の二分法に拘らず、自国に最も適合した国民司法参加制度の形態を工夫することも日韓台3か

¹ 安田信之「東アジア法の概念とその生成過程」アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』11頁以降（成文堂、2006年）。

² 台湾は主権国家として承認されていないが、ナショナル・ユニットの要素は完備されており、さらに一つの独立した法域として一般に認められる。よって、本稿は表示の便宜のため、ここで「法治国」、後も「3か国」、「諸国」、「各国」などの表現を使用する。つまり、上記の表現は台湾のナショナル・ユニットの要素、または法域としての独立性を示すためにのみ用いるものであり、台湾を独立国とみなすか否かの議論には一切立ち入っていない。

国でみられる国民司法参加制度導入の一つの特徴として理解できる。

なお、中国は「人民陪審員制度」という参審制度をいち早く設けたが、その導入の背景と経緯及び実施の環境は非常に特徴的である³。まず、中国の人民陪審制度は刑事裁判だけではなく、民事裁判と行政裁判の場合にも適用される⁴。さらに、最高人民法院は人民陪審制度の実施について幾つかの綱領的な規定や見解を公表したが、実際の運用状況は各地裁によって異なり、必ずしも統一されているとは言えない。既に地方によって制度の実施状況やその形態に違いがあることが明らかになっており、制度運用の進捗度にも差がみられるなど、全体的に人民陪審制度の実施状況は芳しくないようだ⁵。そこで、最高人民法院は2015年から50ヶ所の地方裁判所を指定し、人民陪審員制度の改革を試みている。2016年6月に公表された「中間報告」によると、人民陪審員の資格要件の改定⁶、人民陪審員の候補者リストから、事件毎に参加者を無作為で抽出すること、国民が関心を寄せる「重大事件」の場合に5人以上の合議体で公判・評議を行うこと⁷、事実判断と法律判断を明確に二分すること⁸、及び公判の前に人民陪審員にも公判書類の閲覧を許すことといった改革のほか、一部の指定地裁においては人口統計学の特徴に沿った陪審員候補者リスト作成の試みが行われている。さらに、人民陪審員制度の適用範囲について、一部の指定地裁は事実

³ 簡単に述べると、中国の人民陪審員制度は根拠地時代（中国共産党が農地解放を目指しソビエト区を設置した時代、1927年-1934年）から発足し、最初はソビエト政権の先進性を表すイデオロギー上の象徴と見られたが、その後、文化大革命によって中止された。改革開放後の人民陪審員制度の「復活」は、主に当時の裁判官の人手不足に対する一時的な対応策であった。2005年から当該制度は司法の民主化、公開、および権威性を向上させる手段として認識されることとなったが、結局上手く実施されず、『「陪」のみ、「審」しない』というような大きな批判を浴びた。最高人民法院「关于加强和推进人民陪审工作的若干意见」（2010年）、<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1695.html>、2017年3月12日閲覧。

⁴ 結果として人民陪審員制度の適用率はかなり高く、2010年から2016年にかけて毎全国での適用率は毎年80%前後で推移し、都市の場合には90%にも達した。于曉紅「陪而不审？中国法院人民陪审员的实际作用」第2回中国法实证研究学术会议（2017年7月2日）。

⁵ つまり、地裁が人民陪審員制度の役割をどのように認識するか、またはどのように制度の実施環境を整備するかなどは、人民陪審員制度の成否を大きく左右するのである。

⁶ 主に年齢要件の引き上げと学歴要件の引き下げといった試みである。

⁷ 合議体の構成の仕方は、指定地裁ごとに若干の違いがみられるが、主に裁判官3人と人民陪審員4人、または裁判官3人と人民陪審員6人の二つのタイプがある。2016年6月までに、818件の裁判が5人以上の合議体によって行われた。周強「最高人民法院关于人民陪审员制度改革试点情况的中期报告」（2016年）、

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-07/01/content_1992685.htm、2017年3月12日閲覧。

⁸ 人民陪審員は事実認定のみに関する評議を行い、法律の適用に関わる判断は行わない。

認定を巡る争いの激しい「難解事件」や医療過誤、及び土地・建造物の収用に関する事件等にも、人民陪審員制度を必要的に適用している⁹。したがって、各指定地裁の実施実績は極めて多様であり、それらの総括や比較は難しい。なお、最高人民法院は当初 2017 年 5 月まで 2 年間で試験期間として設定したが、2017 年 4 月の全国人民代表大会において、「更に深く検討すべき点¹⁰がまだある」という理由で、1 年の延長が決定され¹¹、現在（2017 年 9 月時点）も試験期間が続いている。このように、中国における人民陪審員制度の動きは興味深いものの、現状は複雑であり、全面的な比較検討の対象として把握することは容易ではないので、やむを得ず本論文の対象から除外する。

ここで、日韓台 3 か国の国民司法参加制度の制定法（または草案）の文言¹²を見ると、制度導入を通じて司法を正統化するという目的は共通しているように思われる。それでは、日韓台における国民司法参加制度導入の「潮流」の背後にも、共通の目的や特徴などがあるのだろうか。もしそうであれば、それぞれ異なる形態を持つ国民司法参加制度の目標達成状況は他の二国との比較において如何に評価されるべきであろうか。この問いに答えるために、本論文は司法の正統化を分析の視座として、日韓台 3 か国における国民司法参加制度導入における、司法の正統化という目的の実質を解明し、さらに日本と韓国それぞれの制度の実施状況及び台湾における制度の導入をめぐる議論過程を評価する。その上で、3 か国における国民司法参加制度導入の潮流の特徴、司法を正統化する手段としての限界、そして東アジアを超えた国際的文脈の中での位置づけを探究していく。

⁹ 周・前掲注（7）。

¹⁰ 例えば、事実審と法律審を区別するあり方、一般国民から無作為で人民陪審員を選出することの問題点（コスト、選出された一般国民の参与意欲の低さ、参与意欲の高い人や専門的な知識を有する人が選ばれないことなど）、5 人以上の合議体の使い方の明確化などが、検討事項として挙げられている。

¹¹ 全国人民代表大会常务委员会「关于延长人民陪审员制度改革试点期限的决定」、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-04/27/content_2020953.htm、2017 年 7 月 12 日閲覧。

¹² 裁判員法 1 条、国民の刑事裁判参加に関する法律 1 条、および人民観審草案 1 条参照。この点については、第 1 章で詳しく検討する。

0. 2 先行研究と問題意識

0. 2. 1 先行研究のまとめ

・日、韓、台における国民司法参加制度の導入の潮流について

日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入を一つの潮流とみて研究対象とし得ることは既に述べた通りである。

飯と工藤は裁判員制度の導入議論を契機に、世界各地の陪審・参審制度の導入と変遷の動向を概観した上で、日本における制度導入の動向はアジア、そして世界各国との比較という観点から研究価値があることを示し、世界各地の制度の中における裁判員制度の位置づけを試みている¹³。

その後、韓国が国民参与裁判制度の導入を決定したことを契機として、東アジアにおける国民司法参加の潮流は研究者の関心と呼ぶこととなった。後藤ほかは「刑事司法参加制度の生成」、「刑事司法参加の機能」、「刑事司法参加の政治哲学」、及び「法文化としての刑事司法参加」という四つのテーマに基づき、日本、韓国及び中華人民共和国それぞれについて議論を展開している¹⁴。

『論究ジュリスト』2012年夏号は、「裁判員制度3年の軌跡と展望」という特集において、「国民参加の潮流」というテーマを設けた。このテーマの下で発表された二つの論文は韓国の国民参与裁判制度、及び台湾における国民司法参加制度の試みと人民観審試行草案の内容を紹介するものに過ぎない¹⁵が、これらにより日韓台それぞれの国民司法参加制度導入の動きが合わせて示され、制度導入が3カ国における共通した潮流であるという、本論文の研究対象となる事実が初めて明示的に示された。なお、佐伯は刑事裁判への市民参加制度を巡る各国の状況を紹介するに際し、「東アジア圏」の項において韓国、台湾、中国における国民司法参加制度の動向を紹介している¹⁶。

¹³ 飯考行=工藤美香「市民の司法参加と社会・序説—世界の陪審・参審制度の素描と裁判員制度の位置づけ—」司法改革調査室報 No.2、52-92頁（2003年）。

¹⁴ 後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』（国際書院、2011年）。

¹⁵ 申東雲「韓国の国民参与裁判制度」論究ジュリスト2012年夏号、85-89頁。陳運財「台湾における人民観審試行条例草案について」論究ジュリスト2012年夏号、90-95頁。

¹⁶ 佐伯昌彦「刑事裁判への市民参加制度の各国の現状」松村良之=木下麻奈子=太田勝造編『日本人から見た裁判員制度』219-229頁（勁草書房、2015年）。

・各国の国民司法参加制度の目的と意義づけ、及び実施状況への検証について

前記の通り、今までの東アジアにおける国民司法参加の潮流に関する研究は主として各国の動向や制度内容の紹介及び比較という形態をとっているが、林が指摘したように、一国の国民司法参加制度自体、さまざまなアプローチから考察することができる¹⁷。制度設計の考察と比較、立法の経緯と解釈、制度施行に伴う刑事司法の変化及びそれにより生じる問題点と解釈、実施効果の分析や量的調査による国民司法参加制度の各論的研究及びインタビュー、裁判傍聴または模擬裁判などによる質的研究なども可能な研究領域である。裁判員制度については多くの論考が発表されており¹⁸、研究の視点も多様化していると言える。一方で、日本では韓国の国民参与裁判制度の立法経緯を始め、制度内容の紹介、実施状況、改革の動向と展望などについても研究が行われてきた。台湾における国民司法参加制度の動きに関わる研究は、日本では未だ十分進展していないようだが、台湾においては既に一定の研究成果が発表されている。

・国民司法参加制度の目的と意義づけについて、

日本の裁判員制度の目的と意義づけについて、政府側の見解は「裁判員と裁判官の協働」、「より国民の理解しやすい裁判を実現すること」¹⁹及び「司法に対する理解と信頼が深まること」²⁰に重点を置いている。しかし、学界ではこの問題が既に数多くの研究により多角的に論究され、政府側の見解以外の制度目的や意義づけも指摘されている。その中で、フットは裁判員制度の導入の動機について、「健全な社会常識の反映」、「(裁判官と一般国民の両方に対する)教育」、「国民の信頼(向上)」、「参加型民主主義の促進」、「手続法の大改革の要」などを網羅的に挙げた²¹。一方、柳瀬は裁判員制度の立法過程を精査した上で、立法機関では「民主主義の基礎付け説」と「理解増進・信頼向上説」という二種の意義づけが存在し、最終的には前者の意義づけを完全に排除しないまま、後者、即ち「司法に対する国民の理解増進と信頼向上」が裁判員制度の唯一の公式的意義づけとなったことを指摘している。そして討議民主主義の立場から、制度の背後にある「司法民主主義」の意義づけ

¹⁷ 林弘正『裁判員裁判の臨床的研究』2頁(成文堂、2015年)。

¹⁸ 1999年から2016年末までに公刊された裁判員制度に関する著書・論文などが、少なくとも5000件以上ある(国立国会図書館サーチによる、2017年6月30日)。

¹⁹ http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html、2017年4月17日閲覧。

²⁰ http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_seido_gaiyou01.html、2017年4月17日閲覧。

²¹ ダニエル・H・フット(溜箭将之 訳)『名もない顔もない司法』(NTT出版、2006年)。

を再考している²²。

韓国の国民参与裁判制度の目的や意義づけについて、『国民の刑事裁判参与に関する法律』1条は「司法の民主的正統性を増進させる」こと及び「司法の信頼性を高める」ことを挙げている。しかしながら、韓は国民参与裁判制度の設計過程を遡り、「裁判に対する民主的正当性²³の向上」、「裁判への市民的価値と感覚の反映」、「刑事訴訟法で適正手続の実現と人権擁護の進歩性」及び「法曹非理の克服」という、より広範な目的や意義づけが議論されていたことを指摘している²⁴。河は、国民参与裁判制度が「司法に対する民主的牽制と監視」を通じて一般国民の司法への不信を解消するという役割を提示した²⁵。趙は国民参与裁判制度が、被告人が選択しない以上は国民参与裁判制度が適用されないという意味での「申請主義」を採用していること²⁶、さらに国民の意見は勧告的な効力しか有しないことを捉えて、国民司法参加制度の象徴性を強調した²⁷。

台湾の人民觀審草案 1条は觀審制度の意義について「司法の透明性を向上、人民の正当な法感情を反映、さらに人民の司法への理解と信頼を増進させる」ことのみを挙げているが、台湾における国民司法参加制度を導入することに対してもより幅広い目的や意義づけがあるという見解も存在している。林と林はその意義づけについて、①国民意識の反映と法官意識の改造によって裁判の質を向上させる、②国民の司法への理解増進・信頼向上、司法の親和性、国民の主体性を養成する、③刑事裁判の充実化、迅速化、集中化を実現する、④直接主義、口頭主義などの公判中心主義を徹底する、⑤証拠規則の精緻化と無罪推定の具象化を実現するという網羅的内容を挙げた²⁸。そのほか、孫は裁判の正統性、精確性の向上及び一般国民の司法への信頼の向上、裁判所の中立性の増進、国民の素質の涵養が

²² 柳瀬昇『裁判員制度の立法学』（日本評論社、2009年）、「民主的司法のディレンマと裁判員制度の意義」法社会学第72号167-182頁（2010年）。

²³ 韓国人の言語感覚からすると、司法の正統性という言葉は、**Legitimacy** というより、むしろ「外国勢力によって屈折されていない連続性という意味」に感じられる。田口守一「日本と韓国における国民司法参加制度」刑事法ジャーナル No. 32、115頁（2012年）参照。他方で、韓国の国民参与裁判制度を議論する際に用いられる「正当性」は日本語の「正統性」のニュアンスを持っている。

²⁴ 韓寅燮「韓国における陪審員裁判の導入と施行—司法改革の文脈の中で」後藤・前掲注(14) 215-242頁（国際書院、2011年）。

²⁵ 河泰勲「市民が見た国民参与裁判」刑事法ジャーナル No. 32、42-49頁（2012年）。

²⁶ 被告人の選択によって国民参与裁判制度を適用することである。

²⁷ 趙炳宣『「選択型・勧告型の韓国型陪審制」の象徴性』刑事法ジャーナル No. 32、117-121頁（2012年）、「国民の司法参与に関する『選択型・勧告型の韓国型陪審制』の象徴性」ノモス第31号23-36頁（2012年）。

²⁸ 林俊益=林信旭「人民觀審制度之建構（一）」軍法專刊 2012年6期22-44頁。

台湾における制度導入の意義であると解説しており²⁹、張は司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上、及び刑事手続改革の促進が台湾の国民司法参加制度に適した基本理念であると主張している³⁰。

このように、日本、韓国、台湾それぞれにおける国民司法参加制度の目的と意義づけについては、政府側に承認された公式のものを超えて、より広範な内容が指摘されており、国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化させる手段も制定法の文言で提示されたものに限られるわけではないということが示唆されている。

・制度実施への検証について

各国の国民司法参加制度の検証について、日本と韓国では裁判員制度及び国民参与裁判制度実施の検証及びそれに関する研究が既に多く行われてきた。その中でも、最も重要なのは裁判所・政府による公的な検証報告である。日本において、裁判員制度の実施状況に対する公的な検証報告は二つある。最高裁判所事務総局は2012年12月に『裁判員裁判実施状況の検証報告書』を公表し、裁判員制度の運営改善に関わる様々な課題を挙げる一方で、制度実施の状況、参加した国民の「受け入れ能力の高さ」、制度及び裁判員裁判の結果に対する国民の受け止め方、及び法曹三者の努力と協力の面で、裁判員制度は制度始動から3年間「比較的順調に運営されてきた」という結論を出した³¹。また、法務省に置かれた「裁判員制度に関する検討会」は翌年に『取りまとめ報告書』を公表した。この報告書は、対象事件の範囲等、選任手続、公判・公判前整理手続、評議・評決、被害者等に対する配慮のための措置、上訴、裁判員裁判などの義務・負担に関わる措置等、及びその他という8つの論点から裁判員制度の実施状況を検証し、論点ごとに問題点を指摘しながら、裁判員制度の実施が「概ね順調に推移してきている」と評価した³²。しかしながら、この二つの検証報告は主に裁判員制度の運営面からその実施状況を把握するものであり、制度の目的達成や意義づけの実現に対する検証は未だ尽くされていないようである。

制度に対する裁判員経験者の姿勢及び一般国民の裁判員制度の運用に関する意識を把握するため、最高裁は2009年度から毎年裁判員経験者と一般国民を対象としてアンケート調

²⁹ 孫健智『人民参与審判法制研究』（司法院出版、2013年）。

³⁰ 張永宏『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』（政大出版社、2014年）。

³¹ 最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』42頁（2012年）。

³² 裁判員制度に関する検討会『取りまとめ報告書』32頁（2013年）。

査を行い、それぞれに対する結果を公表した。この二つの調査報告書（『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』、『裁判員制度の運用に関する意識調査』）を通じて、経験者や一般国民の裁判員制度に対する態度や見方が、一定程度把握できるようになった。なお、田口の経験者に対するインタビューのように、民間による裁判員経験者を対象とする研究も存在している³³。一方で、松村ほかは、一般国民に対して裁判員制度の実施前と実施後に、ほぼ同じ内容のアンケート調査を行い、また弁護士に対しても裁判員制度の導入直前に、一回アンケート調査を行った。彼らの研究を通じて、裁判員制度の運用開始とともに制度に対する国民の評価は大きく向上したものの、積極的な参加者は依然として少なく、刑事司法一般に対する評価もあまり変化していないことが明らかになった。さらに、弁護士は裁判員の能力を低く評価し、不信感を持つ傾向があることも指摘された³⁴。

そのほか、裁判員制度の目的達成に関する研究も学界で注目を集めており、数多くの研究結果が発表されている。フットは「『合理的な疑い』の実現」、「冤罪防止機能」、「一般市民感覚の量刑への影響」、「評議における議論」という4つの視点から、裁判員制度導入の動機・目的を検証し、「裁判員制度と参加型民主主義の拡充」及び「裁判所内における態度と評価の変化」に対する期待も示した³⁵。さらに、裁判員制度の導入が刑事司法改革に及ぼした影響についても多くの研究が行われてきたが、その中で青木は従来の刑事司法改革に関する議論を概観し、制度初期の裁判員制度の姿を明らかにした上で、公判審理、量刑の理由と傾向、事実認定、区分審理と部分判決、少年に対する死刑判決という五つのテーマから、刑事司法改革の論点と裁判員制度との関連性そして裁判員裁判を通じて見えてくる改革の方向性を検討している³⁶。大出は証拠開示及び事実認定をめぐる動きを紹介し、裁判員制度の導入によって従前の刑事裁判の基盤が変わったと主張した³⁷。葛野は裁判員制度のもとでの公判の分かりやすさと証拠調べの人証化を評価する一方で、従来の精密司法の基本的な要素は残存しており、当事者主義の基盤は未だ脆弱であると指摘した³⁸。安広ほかは裁判員裁判のおよそ6年の実施経験を踏まえ、裁判員制度の実施によって生じた刑事裁判

³³ 田口真義『裁判員のあたまの中 14人のはじめて物語』（現代人文社、2013年）。

³⁴ 松村ほか・前掲注（16）（勁草書房、2015年）。

³⁵ ダニエル・H・フット「裁判員制度の成果」刑事法ジャーナル No.36、56-62頁（2013年）。

³⁶ 青木孝之『刑事司法改革と裁判員制度』（日本評論社、2013年）。

³⁷ 大出良知「裁判員制度の到達点」法社会学第79号16-36頁（2013年）。

³⁸ 葛野尋之「裁判員制度と刑事司法改革」法社会学第79号7-62頁（2013年）。

における手続法上及び実体法上の諸問題を解説している³⁹。さらに捜査手続への影響については、伊吹が裁判員制度の導入による取り調べ可視化の進展を詳細に紹介している⁴⁰。

次に、韓国の国民参与裁判制度の実施状況に対する検証について、韓国大法院行政処は2009年から毎年『国民参与裁判制度の成果分析』という報告書において、2008年から前年度までの国民参与裁判の実施状況を公表している。李は、大法院によって公表された2008年から2013年までの6年間の国民参与裁判の実施状況を分析した上で、今後制度を強制的に適用することの導入、法曹三者の協力などによって国民参与裁判制度は一層の試行錯誤を行う必要があるが、「基本的に国民参与裁判は国民が司法手続に直接参与することによって、直接民主主義の理念を実現し、裁判の透明性と公正性を高め、国民の司法に対する誤解や不信を減少させる役割を果たす」と結論付けた⁴¹。

国民参与裁判制度と刑事司法改革の関連性について言えば、韓国における当事者主義の促進に向けた刑事司法制度改革は、国民参与裁判制度の導入と並行した刑事訴訟法改正によって実現されたように見えるかもしれないが、実際には今回の刑訴法改正が国民参与裁判制度の実施を念頭に置いて行われたものであり、国民参与裁判制度の影響が大きいということが、申によって指摘されている⁴²。

経験者及び一般国民に対する意識調査として、韓国刑事政策研究院は研究者に委託し、一般国民の国民参与裁判制度への意識について、制度実施前の2007年と実施後の2011年に各1回の調査を行っている⁴³。加えて、経験者への意識調査も2011年に実施された(탁희성・최수형, 2011)。なお Kwang-Bai Park ほかは模擬裁判の知見を踏まえて、陪審団の判決の効力が勧告的なものにとどまることは判決の信頼度を損なう恐れがあると指摘

³⁹ 安廣文夫 編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』(成文堂、2015年)。

⁴⁰ 伊吹栄治「裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画」法律のひろば67巻4号34-40頁(2014年)。

⁴¹ 李正培「国民参与裁判制度の施行状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』122-124頁(中央大学出版部、2015年)。

⁴² 申東雲「講演 韓国における刑事司法改革」刑法雑誌48巻2号181-193頁(2009年)。

⁴³ 최인섭=황지태(チェ・インソ=ハン・ジタエ)『형사정책과 사법개혁에 관한 조사, 연구 및 평가(I): [1]사법개혁과 형사정책에 대한 국민의식 조사』(『刑事政策と司法改革に関する調査、研究および評価(I): [1]司法改革と刑事政策に対する国民意識調査』)(韓国刑事政策研究院、2007年)。탁희성=최수형(タ・ヒソン=チェ・スヒョン)『형사정책과 사법제도에 관한 연구(V)-국민참여재판제도의 평가와 정책화 방안-』(『刑事政策と司法制度に関する研究(V)-国民参加裁判制度の評価と政策化方案-』)(韓国刑事政策研究院、2011年)。

し、陪審団の判決効力の強化を提言した⁴⁴。また、Jae-Hyup Lee (李哉協) ほか (は、「シャドウ・ジュリー⁴⁵」の評議過程の検討を通して、国民参与裁判制度のもとで陪審員の評議は適切に行われていると評価した⁴⁶。

台湾において、国民司法参加制度は実施されておらず、現在はまだ立法に向けた検討段階に止まっている。2016年以前に司法院が観審制の導入を積極的に推進し、一般国民の観審制導入に対する態度について、2012年から2014年の間に何回かの調査が行われたが、回答者の大部分は観審制度の導入に賛成であり、観審員として裁判に参加する意欲も高いという結果が得られた。しかし、学界においては、観審制に対して批判的な意見が主流であった⁴⁷。しかし、そのような反対意見の内実は、陪審制の導入を積極的に主張する意見や、国民司法参加制度の形態選択を、司法院の専断ではなく国民に委ねるべきであるとの意見⁴⁸である。このように台湾における論争の焦点は国民司法参加制度導入の是非ではなく、一定の国民司法参加制度を導入することを前提として、その具体的な制度設計をどのようにするかという点にあるのである。

・日韓台3か国の間の比較研究

最後に日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入に関し、相互に参照しうる点を探る比較研究の現況を紹介する。今井は韓国の国民参与裁判制度の実施状況と動向を紹介したうえで、裁判所による排除決定、審理期間の短縮、研究時の守秘義務の緩和、量刑基準の明確化、捜査手続きの改革などの一連の内容を、日本の裁判員制度を考えるうえで示唆に富むものとして挙げた⁴⁹。一方、鄭は裁判員制度の実施経験から、合憲性、対象事件

⁴⁴ Kwang-Bai Park et al., *The Effect of Double Judgments on Public Confidence in Court Decisions For the Trail by Citizen-participation in Korea*, 38 INTERNATIONAL JOURNAL OF LAW, CRIME AND JUSTICE. 166 (2010)

⁴⁵ 「シャドウ・ジュリー」は、国民参与裁判制度を検証するため国民参与裁判において正式の陪審団の以外に設けられるもう一つの陪審団である。「シャドウ・ジュリー」も別の裁判官から指揮や説示を受け、法壇に上らないという点以外の手続きは全て正式の陪審団と同じである。

⁴⁶ Jae-Hyup Lee et al., *What's Happening in the Jury Room? -Analyzing Shadow Jury Deliberations in Korea*, 13 JOURNAL OF KOREA LAW. 41 (2013). この研究の邦訳は李哉協ほか「陪審員室で何かが起こっているか?—韓国における国民参与裁判のシャドウ・ジュリー評議を分析する」松村ほか・前掲注(16) 207-218頁にある。

⁴⁷ 林峰正「人民観審不應是參『觀審』判」司法改革雜誌 85期 26-27頁(2011年)。王兆鵬「政治不曾如此冷漠, 司法不曾如此專制」司法改革雜誌 86期 31-32頁(2011年)。

⁴⁸ 李念祖「観審還是陪審? 讓人們選擇如何?」『民間版模擬陪審法庭』71-73頁(財団法人民間司法改革基金会、2015年)。

⁴⁹ 今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』(イウス出版、2010年)。

の範囲、複雑・困難事件の扱い方、前科証拠の扱い方、評議のあり方、控訴審のあり方などの点で、韓国の国民参与裁判制度に与えられる示唆を述べている⁵⁰。そのほか、『刑事法ジャーナル』第32号は「裁判員裁判と国民参与裁判」と題した特集で、日韓両国の学者による自国の国民司法参加制度に関する論文を掲載し、両国の制度の内容と実施状況の比較を行った。また、小木曾も日本と韓国それぞれの国民司法参加制度を比較し、一般国民の判断の効力、その判断の尊重と裁判所の役割及び国民司法参加の意義づけを、両国間の共通の課題として相互に考察し合うべきだと論ずる⁵¹。

台湾においては、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度を考察の対象とし、自国の国民司法参加制度のあり方を追求する研究が行われている。張と王は韓国の制度の実施状況と法改正をめぐる諸論点を紹介し、国民参与裁判制度と人民観審制度の導入背景と制度内容の類似性を提示し、国民参与裁判制度の実施経験及び制度導入の手順は台湾にとって重要な参考例になりうると指摘した⁵²。張も日本の裁判員制度を手本として、理念から制度実施までの幅広い内容について裁判員制度が台湾に与える示唆を論究し、裁判員制度のような参審制度は、陪審制と比べてより台湾に適合しており、今後の国民司法参加制度の内容や第一審・控訴審の在り方の設計においては裁判員制度を参考とすべきだと主張している⁵³。

0. 2. 2 問題意識

上述の通り、先行研究では、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度について、目的と意義が十分に議論され、実施状況も確実に検証されている。これらを踏まえると、両制度ともさまざまな目的や意義づけを持っており、制度の実施も概ねに順調であると判断できる。さらに、台湾における国民司法参加制度の導入の試みについても、多様な目的と意義が期待されていることが日韓両国と同じように見出された一方で、制度形態の選択に関する論争は激しく、それに関する研究が発展している。また、各国間の比較研究では、日韓両国相互の制度を参照する試みが進められているほか、台湾でも二国の制度設計や実

⁵⁰ 鄭智恵『日・韓における市民の刑事司法参加の比較：国民参与裁判の見直しへの提言』（一橋大学大学院法学研究科博士論文、2013年）。

⁵¹ 小木曾綾「韓日刑事裁判への国民参加制度の状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』149-173頁（中央大学出版部、2015年）。

⁵² 張永宏=王静琳「韓國國民參與審判制度之現狀與展望（上、下）」、司法週刊第1642；1643期2-3；2-3頁（2013年）。

⁵³ 張・前掲注（30）。

績が研究されている。

しかし、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度各々の検証は、主に制度自体の運用状況に主眼が置かれている。両制度とも概ね順調に運用がなされていると考えられるが、それぞれに期待された一連の目的や意義づけが制度の実施によってどの程度実現されたかという問題については、検証の余地があると言えよう。そのほか、台湾では、目的に沿った形態の制度を導入するという観点からの研究も不可欠であるように思われる。なお、各国間の比較研究は主に外国の立法事情や法制度の紹介と比較及び外国の実施状況から得られる示唆に限られており、3か国間で共通してみられる国民司法参加制度導入の潮流を一つのテーマとする研究は未だ進展していないようである。

そこで、①司法を正統化するという目的達成の立場から、日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判の実施状況及び台湾における国民司法参加制度の導入の行方をどのように評価すべきであるか。②3か国における国民司法参加制度の導入の潮流において、日韓台で相互参照がなされた事項、及びこの司法の正統化手段としての国民司法参加制度の特徴や限界、または司法を正統化する目標の実現に与える示唆とは何なのか。③この国民司法参加制度の導入の潮流を、東アジアを超えた国際的な視点の中でどのように位置付けるべきか。本論文は上記の三つの問いに答えるために、日韓台における国民司法参加制度を導入する潮流の経緯、現状及び世界の中での位置付けについて研究していく。

0. 3 研究の方法と論点、資料、及び用語の解説

0. 3. 1 研究の方法と論点

各国における国民司法参加制度の目的を理解し、それぞれの制度実施または導入の現状を考察してから比較を行うことで、上記の3つの問いに答えることができるのではないかと。そこで、各国が国民司法参加制度を導入する諸目的を深く考察するに際し、法令（または草案）の条文の文言だけではなく、社会との関係（特に政治との関係や、実施状況の検証）からも制度導入の動因を把握しなければならない。

日韓台3か国における国民司法参加制度の目的達成、特に司法を正統化する効果に対する検証は、単なる制度の実施状況にとどまらず、経験者、法曹及び一般国民の意識変容、さらに国民司法参加制度の実施が刑事司法または司法全体に及ぼした影響の探究によってもなされるべきである。したがって、本論文に用いられる「比較」の手法は、まさに各国の国民司法参加制度を「機能的に考察し、社会との観点を明らかにして比較を行い、設定

された問題に即して、自国の法と社会の固有性を明らかにし、同時に比較された他国の法と社会のその限りでの固有性及び相互の共通性を探索するもの」⁵⁴という比較法社会学の研究手法となる。

このように、本論文は日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入及び実施状況を対象として、3か国における制度の導入の潮流を研究するものである。まずは各国の国民司法参加に関する法律（草案）の内容及び正統性理論に対する分析により、3か国において国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化するという共通目的を発見し、それに基づいて3か国それぞれの国民司法参加制度の立法背景と過程を遡り、各国の司法を正統化する目標の具体的な内容を探究していく。

続いて、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度各々の司法を正統化する効果を評価し、台湾にとって最も適合し且つ司法を正統化する国民司法参加制度の形態を探求するため、司法の正統化効果をめぐり、予め各国に適用できる統一かつ観察可能な評価指標を作成する。その上で、この一連の評価指標に沿って、裁判員制度と国民参与裁判制度の実施状況、及び台湾における模擬裁判から得られた知見に関する実証的な資料を整理し、司法の正統化をめぐる各国の国民司法参加制度の導入の実態を評価する。

最後に、各国の分析を受けて、日本、韓国、台湾三国間で参照可能な点を明らかにし、さらに各国の国民司法参加制度で共通している特徴及び司法正統化の目標実現のため回避できない限界を検討する。なお、グローバル化の時代において、日本、韓国、台湾に現れた国民司法参加の潮流は、世界的な国民司法参加制度導入の波への対応であるかということも重要な論点になる。そこで、この論点を吟味するため、本論文はグローバリゼーションの視点から、3か国における国民司法参加制度の導入の潮流を世界の中の国民司法参加制度の発展の流れに位置付け、この潮流において、諸外国の経験がどのように活かされているのか、そして単に外国の経験を輸入するだけでなく、どのような独自のイノベーションが施されているのかを探求する。

⁵⁴ 広渡清吾編『法曹の比較法社会学』10頁（東京大学出版会、2003年）。

0. 3. 2 主な研究資料

日本、韓国それぞれの国民司法参加制度の実施状況及び台湾における制度導入に向けた動きを評価するため、主に以下の研究資料を用いる。

・日本の裁判員制度

裁判員制度に関する量的データとして、主に最高裁判所が公表している統計資料や質問票調査の結果を用いる。最高裁判所は2009年から毎年「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」を公表してきた。本論文ではこの資料に基づき、裁判員制度の実施状況と経年変化を把握する。さらに、裁判員経験者及び一般国民に対する量的調査については、最高裁判所が2009年から毎年「裁判員等経験者に対するアンケート調査」と「裁判員制度の運用に関する意識調査」を実施している。本論文はこの2つの調査結果を用いて、裁判員経験者の体験、態度及び一般国民の意識を探求する。

しかし、上記の一連の調査は裁判所側が直接実施したものであるため、裁判所側の意図に合わせた「建前」としての回答に終始し、裁判員経験者の「本音」、即ち真意が必ずしも反映されていない可能性があることに常に注意しなければならない。そのため、裁判所調査以外の民間人による裁判員経験者のインタビュー及び研究者によるアンケート調査の結果も補助的な資料として用い、裁判所調査による知見を評価し、経験者及び一般国民の「本音」を探ることとする。そのほか、法曹三者の裁判員制度に対する態度及び裁判員制度の導入による刑事司法の変化を把握するため、先行研究として挙げた弁護士に対する調査⁵⁵のほか、学術誌、意見交流会、講演会などの様々な機会に発表された法曹三者の意見や体験談も資料として用いる。なお、筆者自ら裁判員裁判を傍聴したことや「裁判員裁判市民モニター」という活動に参加したことから得られた知見と経験なども本研究を支える資料の一部となる。

・韓国の国民参与裁判制度

国民参与裁判制度の実施状況を把握するための資料として、韓国大法院作成の「国民参与裁判制度の成果分析」を入手することはできたが、経験者及び一般国民に対する裁判所の調査は、現時点では存在しないようである。しかし、先行研究として挙げられた韓国刑

⁵⁵ 松村ほか・前掲注(16)。

事政策研究院の二つの委託調査⁵⁶は、経験者及び一般国民の国民参与裁判制度に対する態度や評価を把握するうえで一定程度の有益性を認めることのできる資料である。なお、「シャドウ・ジュリー」や模擬裁判、世論調査に依拠して得られた先行研究⁵⁷の知見も、本論文の研究資料になる。

日本と比べ、韓国の法曹三者の国民参与裁判制度に対する態度は極めて冷淡であり、公表された意見や体験談なども少ないようである。幸いなことに、台湾司法院が韓国の国民参与裁判制度を考察した際の韓国法曹との座談で集められた意見や評価は、その報告書に多数掲載してある。そこで2012年から2014年の3年間にかけて公表された報告書⁵⁸を通じて、国民参与裁判制度に対する韓国の法曹三者の態度を観察する。

・台湾の国民司法参加制度の導入の動き

台湾の国民司法参加制度は未だ正式には導入されておらず、現在は模擬裁判で国民司法参加制度の実施をめぐる諸問題を検討している段階にとどまる。模擬裁判の実施状況を把握するため、筆者は台湾を訪れ、さらに高雄地裁からの協力を得て、当裁判所で実施された模擬裁判を傍聴・観察した。本論文の台湾における模擬裁判の実施状況に対する考察の資料は、2015年末までに高雄地裁で開かれた9回の模擬裁判での、計21個の合議体を観察した結果である。

模擬裁判経験者の意見や体験などは、主に高雄地裁が行った模擬裁判経験者に対する調査の結果及び模擬裁判終了後の意見交換会の記録に基づいて分析される。法曹三者の意見という点に関しては、筆者が台湾を訪れた際、国民司法参加制度の導入に深く関わる法曹三者、司法院及び民進党の幹部など国民司法参加制度導入の「キーマン」に接触し、彼らに対してインタビューを行った。この結果に基づき、台湾における国民司法参加制度の導入をめぐる各方面の意見を把握していくこととする。なお、中華民国法官協会が実施した「国民司法参加の導入についての法官に対する意識調査」、及び司法院が実施した「弁護士司法改革に対する満足度調査」も、台湾の裁判官と弁護士それぞれの国民司法参加制度の導入に対する態度を捉える重要な研究資料である。

⁵⁶ チェ=ハン・前掲注(43)、タ=チェ・前掲注(43)。

⁵⁷ 李ほか・前掲注(46)、Park et al., supra note 44.

⁵⁸ 司法院『司法院101年度韓国国民参与裁判制度考察報告』(2012年)、『司法院102年度韓国国民参与裁判制度考察報告』(2013年)、『司法院103年度韓国国民参与裁判制度考察報告』(2014年)。

一般国民の意識について、司法院は2012年から2014年の間に調査会社に委託して数多くの意識調査を実施した。本論文は年代調査センターが2012年と2014年に実施した2回の「民眾對人民觀審制度看法民意調查（人民觀審制度に対する一般国民の意識調査）」の結果の比較を中心として、台湾における一般国民の国民司法参加制度導入に対する基本的な意識とその変化を観察する。さらに、司法院が2012年度から毎年行ってきた「一般国民の司法認知に関する調査」のなかで、国民司法参加制度に関連する内容も参考資料とした。筆者は2015年度調査の原データを二次分析し、回帰分析を用いて台湾の一般国民が国民司法参加制度に対して抱いている様々な期待を実現し、また制度導入による司法不信増大を回避するという現実的な目的から、台湾にとって最も適した国民司法参加制度の形態を検討したいと考える。

0.3.3 研究手法と資料の関係

日本と韓国それぞれの国民司法参加制度を評価するに際して、本研究が重視しているのは、研究資料自体の新規性ではなく、それを分析する際の視角の新規性である。つまり、日本、韓国、台湾それぞれの国民司法参加制度の導入に関するさまざまな立法事情や背景を調べ、国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化するという共通の目的、及び各国において異なる具体的な正統化への関心を発見した上で、独創的な調査を行うというより、既存の公式資料や司法統計、及び先行研究による知見を用いて、司法が如何に正統化される論理に基づき国民司法参加制度を通じて司法を正統化する方法を解明する。さらに加えて、司法の正統化達成という新しい観点から日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の実施状況を全般的且つ網羅的に吟味し、日本と韓国における国民司法参加制度が持つ司法を正統化する効果という点について両国の制度評価を行い、台湾にとって最も適した国民司法参加制度の形態の考察を試みる。

また、現在でも台湾において動きつつある国民司法参加制度の導入に対する検討について、模擬裁判の傍聴や「キーマン」に対するインタビュー、及び既存の統計データの二次分析などによって、さまざまな新規性のある実証的な論拠を提示する。さらに、新たな発見に既存の調査結果などを加えて、台湾における国民司法参加制度導入の力学を可能な限り全般的に考慮し、司法を正統化するという目的のもとで台湾にとって最も適合した国民司法参加制度の形態を考察したい。

そして、筆者は、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の現状評価に止まらず、3

か国がほぼ同時に国民司法参加制度の導入を試みるという潮流に対しても強い関心を抱いている。さらに 3 か国に現れた国民司法参加制度を導入する潮流の特徴や司法の正統化手段としての限界、及びグローバリゼーションの視点から見た世界の中での位置づけや他国に与えられる示唆など、従前では深い議論や検討がなされていないテーマについても議論する。

このように、本研究は新たな問題意識を抱いて先行研究と異なる分析視角から議論を展開し、オリジナルな知見を提示することを試みるものである。筆者も今後司法を正統化するという作用という観点から日韓台 3 か国の国民司法参加制度に対して、新たな資料を用いた一層の分析・検証を行っていきたいと考えているが、それは今後の課題として残されている。

0.3.4 用語の解説

本節の最後に、本論文採用する用語のうち、混乱や誤解を惹起しかねないと考えられる用語の意味を、予め解説しておく。

「国民司法参加」という概念について、その外延は必ずしも一般国民が「人を裁く者」として刑事裁判に参加することに限られない。民事陪審・参審制度は諸外国に存在している一方で、もし一般国民が当事者・証人以外の身分を用いて司法活動に参加するというより広義の国民司法参加を論ずるとすると、その場合の「国民司法参加」は一般国民が裁判者として刑事と民事裁判に参加する法制度に限られないこととなる。日本では裁判員制度以外にも、裁判官指名諮問委員会、最高裁判所の国民審査、検察審査員制度、調停委員会の調停委員、簡易裁判所の司法委員、家庭裁判所の参与員、専門的な事件の場合の専門委員、及び労働審判制度などの国民司法参加制度も存在している⁵⁹。裁判官指名への国民参加は韓国と台湾でも既に導入されており、日本の調停委員と同じような「調解委員」も台湾の各地裁に配置されている。しかし、日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度、並びに台湾がこれから導入しようとする国民司法参加制度（刑事陪審または裁判員制度と同じような「参審」）は、すべて一般国民が裁判者として刑事裁判に参加することを定めるものである。したがって本論文中、「国民司法参加（制度）」は特段の断りがない限り、一般国民が「人を裁く者」として刑事裁判に参加することを指す。

また、司法権を行使して裁判を行う官職にある者（Judge）は日本においては「裁判官」

⁵⁹ 木佐茂男ほか『テキストブック 現代司法』第 5 版 249-258 頁（日本評論社、2009 年）。

と呼ばれるが、韓国と台湾においては「法官」という言葉が使用される。同じく日本の「裁判所」(Court)は、韓国と台湾において「法院」と呼ばれている。煩雑さを避けるため、本論文では日本語の表現に従い、特別な理由がない限り、「裁判官」と「裁判所」に表記を統一する。ただ、「大法院」、「法官法」などの専門用語の場合には、各国本来の表記に従う。

0. 4 本論文の構成

本論文は序章と終章を除き、三つの部(1一つの章)によって構成される。

第一部(第1-5章)では日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入に含められた司法を正統化することに対する関心を明らかにする。第1章は3か国における国民司法参加制度の内容と導入の潮流を概観し、さらに国民司法参加制度に関する法令(草案)の内容に含められた司法を正統化する目的をそれぞれ提示するものである。続いて、法令(草案)の内容より幅広い司法の正統化への関心を明らかにするため、第2、3、4章はそれぞれに日本、韓国、台湾の国民司法参加制度の立法史を回顧し、各国において国民司法参加制度の導入によって司法の正統化を目指していることの実質を探究する。その上で、第5章は3か国の国民参加制度に関わる意識の分岐及び司法への正統化関心の実質を明らかにした上で、各国に共通する国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化する手段を提示する。

第二部(第6-9章)では、各国の国民司法参加制度の司法正統化の効果を評価する。第6章は評価の指標を作るため、司法の正統性に関する諸理論の発展を回顧し、司法を正統化するメカニズム及び日韓台3か国において司法の正統性が弱体化してしまった原因を分析し、考え得る国民司法参加制度の導入による司法正統化のメカニズム及びその効果に対するあり得る指標を提示する。その上で第7章と第8章は、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の実施状況を踏まえて、両国の国民司法参加制度が司法の正統化に与える効果を評価する。第9章は、司法を正統化するという視点を念頭に置きながら、台湾における模擬国民参与裁判による所見及び量的調査による分析などを通じて、将来の国民司法参加制度の具体的制度設計の在り方について、若干の提案を行う。

第三部(第10、11章)は、日韓台3か国における国民司法参加制度導入の潮流を一つの整体(法現象)として再考するものである。第10章は、3か国における国民司法参加制度が相互に参考とすべき点、共通している特徴、及び司法を正統化する手段として回避できない限界から、制度導入の潮流を再考していく。第11章は世界の中の国民司法参加の潮流

を整理した上で、日、韓、台に現れた国民司法参加制度導入の潮流に固有の位置付けを与える一方で、3か国が同じ道を選んだ国内のおよび国際的な要因について論ずる。

終章は結論として、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度が司法を正統化する手段として有している汎用性と限界、及びこれからの改革に関する問題点をまとめて提示する。さらに、裁判官と一般国民の間を架橋することを、3か国における制度の司法の正統化に関わる最も重要な目標として挙げる。なお、日韓台3か国における国民司法参加の潮流の発展について、司法制度の同型化のほかに、制度形態の多元化と、現段階はでまだ「発展途上」にとどまっていることも踏まえて、この潮流のグローバルな観点からの意義付け、及びその行方に対する現実的な見方を示す。

第一部

日韓台における国民司法参加制度導入の目標

第1章 日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の概観

日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入の潮流について、本格的な議論を展開する前に、本章はこの潮流の全体像を概観するものとして、各国における国民司法参加制度の導入経緯及び制度の内容をそれぞれ紹介する。

1. 1 日韓台における国民司法参加制度の導入経緯

1. 1. 1 裁判員制度（日本）

日本にとって、国民司法参加は全く馴染みのない概念というわけではない。近代的陪審制度は幕末時代（1854年）に日本に紹介され、「陪審」という言葉も1864年に初めて使われるようになった¹。さらに明治初期において、官吏が参審員を務めた「参座制」が実施されたこともあった²。それで、明治憲法と治罪法などの国内法制の整備に伴い、国民司法参加制度の導入が盛んに議論され、ボアソナードが起草した治罪法の草案においても、判事3人と陪審10人によって構成された参審法廷が提案されていた³。しかし、当時根強かった陪審反対論⁴、自由民権の実現より近代国家の建立を優先した政府の姿勢⁵、及び条約改正をめぐる諸外国の反対意見など⁶によって、明治憲法も治罪法も国民司法参加制度を置かないこととした。

しかしながら、その後、国民司法参加制度の議論は完全に潰えたわけではなかった⁷。近代日本における国民司法参加の制度化は、大正・昭和時代の刑事陪審制度によって実現されたのである。当時の刑事陪審制度は、自由民権運動が尽力して実現を目指した目標であり、「大正デモクラシー」を象徴する制度の一つとして、司法の民主化のきっかけとなり、公判の簡明化と公判中心主義の実現に資するものと評価された⁸。にもかかわらず、陪審事件の範囲、陪審員の資格、権限が限定されていたこと、被告人が陪審による裁判をあまり

¹ Anna Dobrovalskaia, THE DEVELOPMENT OF JURY SERVICE IN JAPAN 28-29 (2016). 藤田政博『司法への市民参加の可能性』7-8頁（有斐閣、2008年）。

² Dobrovalskaia, *supra* note 1 at 33 below. 藤田・前掲注（1）9-11頁。

³ Dobrovalskaia, *supra* note 1 at 46. 藤田・前掲注（1）11頁。

⁴ 藤田・前掲注（1）16-33頁。

⁵ 藤田・前掲注（1）34頁以降。

⁶ 藤田・前掲注（1）37頁以降。

⁷ 藤田・前掲注（1）51頁以降。

⁸ 藤田・前掲注（1）151-152頁。Dobrovalskaia, *supra* note 1 at 93-94.

選択しなかったこと、さらに陪審の答申の効力や裁判官からの誘導などの制度の構造的問題、法曹の消極性、日本の社会文化や日本人の国民性に合わないこと、及び時代と政治背景の変化などの一連の複雑な原因によって、刑事陪審制度は 1943 年に停止された⁹。

戦後になっても、国民司法参加の導入については、繰り返し議論された¹⁰。そのほか、米国の統治下にあった沖縄が、1963 年 3 月と 1964 年 5 月に刑事陪審と民事陪審をそれぞれ導入し、それらは本土復帰する 1972 年 5 月まで続けられた。陪審員は国籍に関係なく、3 ヶ月以上沖縄に居住する 21 歳以上の者から選ぶとされ、英語の読み書きができることも条件であった。大体 10 年ぐらいの実施期間において僅か 10 件ほどの陪審裁判実施にとどまり、その実績は少なかったと言わざるを得ない。一方で陪審員の経験談を通して、沖縄における陪審制度の実施が日本本土にも影響を及ぼし、本土における国民司法参加の導入を求める運動にも刺激を与えたとも指摘されている¹¹。

裁判員制度の導入を目指す具体的な動きは、1999 年 7 月 27 日から 2001 年 7 月 26 日までの間、内閣に設置された司法制度改革審議会を起点とする。2001 年に公表された『司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度』（以下で『意見書』と略記）は国民司法参加制度の具体的な形態こそ示さなかったものの、刑事訴訟手続に新たな国民参加制度を導入していくという方針を固めた。そしてこの『意見書』に従い必要な法律草案を立案するなどの作業のため、司法改革推進本部のもとに「裁判員制度・刑事検討会」が発足した。その成果である『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』（以下では、裁判員法と略記）は、2004 年 5 月 21 日に成立した。最高裁判所も 2007 年に『裁判員の参加する刑事裁判に関する規則』（以下では、裁判員規則と略記）を公表し、裁判員制度の実施に関するより詳細な規範も設けられた。これによって、裁判員制度の国民刑事司法参加の仕組みが確立した。そして『裁判員法』成立からちょうど 5 年間の準備期間を経た 2009 年 5 月 21 日から、裁判員制度が正式に施行され、同年 8 月 3 日に東京地方裁判所で全国初の公判が行われた。

⁹ 藤田・前掲注 (1) 155-184 頁。Andrew Watson, POPULAR PARTICIPATION IN JAPANESE CRIMINAL JUSTICE: FROM JURORS TO LAY JUDGES 17-29 (2016). Dimitri Vanoverbeke, JURIES IN THE JAPANESE LEGAL SYSTEM: THE CONTINUING STRUGGLE FOR CITIZEN PARTICIPATION AND DEMOCRACY 35-90 (2015).

¹⁰ Vanoverbeke, supra note 9 at 1 below. Dobrovalskaia, supra note 1 at 129 below. Watson, supra note 9 at 31.

¹¹ Vanoverbeke supra note 9 at 102below. Dobrovalskaia, supra note 1 at 151 below. Watson, supra note 9 at 29-31.

裁判員法附則 9 条は、裁判員制度の施行後三年を経過した場合に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならないと規定している。この条文に基づいて、刑事法の研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等の有識者からなる「裁判員制度に関する検討会」が 2009 年 9 月から法務省において開催され、2013 年 6 月までの間に裁判員法の施行状況等について検討が行われた。検討の結果を踏まえて、2013 年 10 月に裁判員法改正について法務大臣から法制審議会に対して諮問がなされ、裁判員法の改正案が 2015 年 12 月に国会で可決された。この法改正によって、非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外、災害時における辞退事由の追加、非常災害時における呼出しをしない措置及び裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護などの措置が新設された¹²。

1. 1. 2 国民参与裁判制度（韓国）

韓国は日本の後に続き、大法院（日本の最高裁判所に相当）に司法改革委員会を設置し、2004 年に独自の「国民参与裁判制度」の導入を提案した。続いて、立法化の作業が進められ、2007 年 6 月 1 日に『国民の刑事裁判参与に関する法律』（以下では、参与法と略記）が制定された。更に、大法院が同年に公表した『国民の刑事裁判参与に関する規則』に加えて、法院行政処（最高裁判所事務総局に相当）も国民司法参加の運用についての指針となる『国民の刑事裁判参与に関する法律解説』、『国民参与裁判の理解』などの文献の整備を行った¹³。司法改革委員会は、立法段階において、国民参与裁判を 5 年間「試験実施」した後、韓国社会に適合する国民司法参加制度を完成させ、これを本格的に実施していくことを提案した¹⁴。これによって、法律成立から実施するまで 5 年間の準備期を設けた裁判員制度とは違い、韓国の国民参与裁判制度が、7 ヶ月の準備期間のみで、法律が成立した翌年 2008 年の 1 月 1 日から速やかに施行された。

その後、参与法が 2012 年に一度に改正され、対象事件の拡大と性犯罪の場合における被害者による適用排除が規定された。一方、大法院は国民参与裁判実施 5 年目の 2012 年 7 月 12 日に国民司法参与委員会を構成し、同委員会は翌年の 1 月 18 日に国民参与裁判制度の

¹² 法務省「改正された裁判員法の概要」、www.moj.go.jp/content/001149528.pdf、2017 年 3 月 28 日閲覧。

¹³ 『国民の刑事裁判参与に関する法律』と『国民の刑事裁判参与に関する規則』の日本語訳は、今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』121 頁以降（イウス出版、2010 年）。

¹⁴ 法院行政処『国民の刑事裁判参与に関する法律解説』1 頁（2007 年）。

最終形態（案）の採択を議決した。それから公聴会を経た後、3月6日の会議において国民参与裁判制度の最終形態の採択を議決した。最終的に、陪審員の評決の効力、評決の方式、国民参与裁判の実施要件、陪審員の人数、陪審法廷の構造、陪審員の年齢要件の引下げ、評議前の裁判長の説示に検事の主張の要旨を含ませること¹⁵などについて、改正が行われた。

1. 1. 3 人民観審制度草案の提出とほかの動き（台湾）

台湾においては、国民司法参加制度の立法化の動き自体は、日本と韓国より早かったと思われる。司法院¹⁶が1987年から国民の刑事裁判参加の導入について議論を始め、『刑事参審試行条例草案』（1994年）、『専門家の参審に関する試行条例草案』（2006年）、及び『国民参審試行条例草案』（2007年）を相次いで起草したが、違憲の指摘と司法院の政策転換が原因となっていずれの草案も法律として成立しなかった¹⁷。

ところが、2011年に国民司法参加の導入に向けた新たな動きが出てきた。司法院に人民観審制度研議委員会が発足されたことに伴い、同委員会が国民の刑事裁判参加制度（人民観審制度）の導入を本格的に議論し始めたのである。司法院は、この時点で既に国民司法参加制度が施行されていた日本と韓国の学者や実務家を頻繁に台湾に招致し、また台湾の法曹を日韓に派遣し各国の国民司法参加制度の視察を行うなど、日韓との交流を広範に展開した。そしてついに、2012年1月13日に、司法院が暫定的な制度提案として『人民観審試行条例草案』（以下で『観審草案』と略記）を公表し、その立法化を目指して同年の10月19日に「人民観審立法推進委員会」を発足した。その後人民観審草案を試行するために、2012年2月21日から嘉義地方法院と士林地方法院を指定して模擬裁判を試験的に行い、そ

¹⁵ 大法院報道資料『国民司法参与委員会国民参与裁判制度の最終形態決定』3-4頁（2013年）。この提言を紹介した日本語文献として、李正培「国民参与裁判制度の施行状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』122-124頁（中央大学出版部、2015年）がある。

¹⁶ 中華民国（台湾）憲法は国家権力を三権ではなく五権に分立し、立法院、行政院、司法院、監察院（弾劾、審査）および考試院（文官人事）をそれぞれ設置した。よって、司法院が台湾の最高司法機関である。各級の裁判所は司法院の傘下に配属されたが、司法院は審判機関ではなく、むしろ日本の最高裁判所事務総局に類似した司法行政機関であると思われる。また、司法院においては15名の大法官で構成される大法官会議が設けられており、そこでは憲法解釈と法律の統一的解釈が行われている。普通の民事事件と刑事事件の終審裁判所は司法院と異なる最高法院で、行政事件の終審裁判所は最高行政法院である。

¹⁷ 違憲の指摘は、主に中華民国憲法第80条に定められた裁判官の独立に違反する恐れがあることを問題とする。違憲の指摘と司法院の政策転換の内容については、第五章において詳しく論じる。

の後各地方法院に拡大、2015 年末までには合計で 10 か所の地方法院¹⁸で模擬裁判が開催され、全国でおよそ 50 件の模擬裁判がすでに開かれた。

しかしながら、立法院（国会に相当）においては、観審草案と競合している別の国民司法参加制度の草案も存在した。観審制については、司法院の『人民観審試行条例草案』以外にも 2 つの草案があった。その他にも国民党側の国会議員を中心に参審制の草案が 2 件、民主進歩党（以下で民進党¹⁹と略記）側の国会議員を中心に陪審制の草案が 3 件提案されていた。これによって、国民司法参加導入という改革の方針が与党・野党に共有されたが、合意に至って立法化を進めることは極めて困難であった。その結果、2016 年 1 月に行われた立法院総選挙とそれに伴った政権交代によって、『人民観審試行条例草案』を含めたすべての草案は廃案となってしまった。しかしながら、新たな民進党政権は、司法改革及び国民司法参加制度の導入についてより鮮明な積極的姿勢を示している。立法院に司法改革特別小委員会が設置されたほか、蔡英文大統領も 2016 年 5 月の就任演説で、司法改革の推進と国民司法参加の導入を新政府が将来的に実施する施策として掲げた²⁰。

1. 2 各国の国民司法参加制度の内容比較

各国における国民司法参加制度の導入の経緯を整理したところで、続けて本節は各国の制度の内容について比較してみたい。台湾においては国民司法参加制度の最終形態がまだ決定されていないが、本節は、この数年間、司法院が主導する模擬裁判の経験が蓄積されており、さらに日本と韓国の制度とは異なる特徴を有する観審制に着目し、3 か国それぞれの国民司法参加制度の内容について報告する。

1. 2. 1 合議体の構成と選任手続

まず、国民司法参加の中核である国民がいかにか公判の合議体を構成するか、さらに一般国民がどのように選出されるかという選任手続について、比較してみる。

合議体の人数について、日本の裁判員制度の場合は基本的に職業裁判官 3 人と国民である裁判員 6 人で構成されている²¹が、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴

¹⁸ 嘉義と士林以外に、高雄、基隆、花蓮、宜蘭、屏東、台北、台中、台南地方法院も模擬裁判の計画に参加している。

¹⁹ 本論文で用いる「民進党」という表現は台湾の民主進歩党のみを指し、日本の民進党とは関係がない。

²⁰ <http://www.president.gov.tw/Page/251>、2017 年 8 月 28 日閲覧。

²¹ 裁判員法 2 条 2 項の 2。

事実について争いが無い、又は事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、1人の裁判官と4人の国民によって合議体が構成できるとしている²²。さらに、審理進行中の裁判員の欠員に備えて、公判の期間その他の事情を考慮して合議体を構成する裁判員の員数を超えない補充裁判員を置くことができる²³。韓国における国民参与裁判制度のもとには、裁判官の3人と事件の複雑さによって7人、あるいは9人の国民が陪審団を構成する²⁴。陪審員のほかに5名以内の予備陪審員を置くこともできる²⁵。台湾における観審制の場合、3人の裁判官と5人の国民で構成する観審団によって裁判が行われる一方²⁶、裁判所が審理の必要に応じて1人から4人までの予備観審員を選任することもできる²⁷。それから、各国における国民司法参加の選任手続について、どの国においても司法参加者は基本的に一般国民となるが、具体的な選任方法は国によって異なる。

日本の場合、裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から、事件毎に無作為で決定するものとされる²⁸。また、2016年7月の参院選から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたが、これまで「有権者」から選ばれてきた裁判員の要件は「20歳以上」のままに据え置かれた²⁹。具体的な選任手続については、まず各地方裁判所が次年度に必要な裁判員候補者数を定めて管轄区域内の市町村に割当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知する。続いて、市町村の選挙管理委員会はくじで裁判員候補者予定者名簿を作成し、地方裁判所に送付する。さらに、地方裁判所は裁判員候補者予定者名簿に基づき裁判員候補者名簿を作成し、当該裁判員候補者名簿に記載された者にその旨を通知するという手順によって行われる³⁰。裁判員候補者名簿を作成した後、裁判員裁判の適用事件があれば、管轄地方裁判所はくじで裁判員候補者名簿に記載された者から本事件で呼び出すべき裁判員候補者を選定する³¹。裁判員等選任手続をする前に、地方裁判所は選定された裁判員候補者に質問票を記入してもらい、裁判員候補者は質問票の回答によって除外・欠格・辞退の理由を裁判所

²² 裁判員法2条2項の3。しかし、裁判員制度が実施されて以降、このような合議体がい用いられたことは、これまで一度もない。

²³ 裁判員法10条の2。

²⁴ 参与法13条1項。立法当時には5人の陪審団も設けられたが、2013年の法改正によって廃止され、現在の陪審団の人数は7人と9人のみになる。

²⁵ 参与法14条1項。

²⁶ 観審草案3条。

²⁷ 観審草案10条。

²⁸ 裁判員法13条。

²⁹ http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_seido_gaiyou02.html、2017年8月28日閲覧。

³⁰ 裁判員法第20条第1項。

³¹ 裁判員法第26条第3項前段。

に申し立てることもできる³²。裁判員としての辞退事由について、年配者、通学中の学生、裁判所の出頭困難者、介護又は養育の必要、事業上の重要な用務、社会生活上の重要な用務などの多くの事由を規定し、裁判員となることにより被る社会生活上の支障及び負担について十分な配慮がなされている³³。裁判所で開かれる選任手続きには、裁判官及び裁判所書記官が出席し、かつ検察官及び弁護人も出席し、裁判所が必要と認めるときには、被告人が出席することもできる³⁴。そして、裁判員等選任手続は非公開で裁判長の指揮によって行われる³⁵。さらに、裁判員候補者が選任手続において、再度裁判員の義務を辞退するチャンスの規定し、辞退の申立てが裁判所に認められると、不選任決定が得られる³⁶。アメリカの陪審制と同じような理由付きの不選任の請求が規定された一方、検察官及び被告側が理由を示さずに一定の人数以内の候補者に対して、不選任を請求する権利も認められることとなった³⁷。最後に、裁判所はくじ及びその他作為が加わらない方法によって、残った裁判員候補者の中から法定員数の裁判員及び補充裁判員を選任する³⁸。

韓国の陪審員では、満 20 歳以上、つまり選挙権を有する国民から事件毎に無作為で候補者が抽出される³⁹。選任手続について、陪審員候補予定者の名簿の作成と陪審員候補の抽出⁴⁰、呼出し状の送付⁴¹、除外・除斥・免除の事由⁴²、質問票の使用、陪審員の選任手続と出席者⁴³、理由付きの忌避と理由不要の忌避の申請手続⁴⁴に関する規定が日本と類似する形で設けられている。

台湾において、国民が観審員として選出されるには、満 23 歳以上かつ所在地域に 4 ヶ月以上在住しているとの条件を満たさなければならない⁴⁵。国民の年齢と在任期間の制限は日

³² 裁判員法第 30 条第 1 項。除外は就職禁止事由を指す。つまり、政治家、官僚、法曹などの一定な職務に就く者は、裁判員を務めることができないのである。詳しい内容について、裁判員法第 15 条参照。

³³ 裁判員法第 16 条。

³⁴ 裁判員法第 32 条。

³⁵ 裁判員法第 33 条。

³⁶ 裁判員法第 34 条。

³⁷ 裁判員法第 36 条。

³⁸ 裁判員法第 37 条。

³⁹ 参与法 16 条。

⁴⁰ 参与法 22 条、23 条の 1。

⁴¹ 参与法 23 条の 2。

⁴² 参与法 18、19、20 条。

⁴³ 参与法 24、25、26、27 条。

⁴⁴ 参与法 28、30 条。

⁴⁵ 観審草案 12 条。

本と韓国より厳しくなっていることが特徴的である。さらに観審員の職務を遂行するため、選挙権を有すること以外に、一定の社会経験、思想的成熟及び現地の風土に関する知識があることも要求される。選任方法に関する制度設計に際しては、日本と韓国の国民司法参加制度の規定を参考にしたと考えられる。観審員候補予定者名簿の作成と観審員候補者の抽出⁴⁶、質問票と呼出し状の送付⁴⁷、除外・除斥・免除の事由⁴⁸、観審員の選任手続と出席者⁴⁹、理由付きの忌避と理由不要の忌避の申請手続⁵⁰について、日本と韓国の規定とほぼ同様の内容が取り入れられている。一方、台湾の選任手続における日韓との相違点は、観審員候補予定者名簿を作る専門審査委員会が設けられたことにある。この委員会は地方法院院長の外に、当地の裁判官、検察官、弁護士会の代表、地方政府の代表と市民代表 1 人ずつ合わせて 6 人で構成される⁵¹。そして、審査委員会は、観審員候補予定者が観審員としての要件を満たしているか否かの審査、及び政府から送付された観審員候補予定者名簿を精査した上で、観審員候補者名簿を作成する権限を有する⁵²。これによって、観審員選任のルールである候補者名簿の作成に関して、台湾の裁判所に対する監視や制限が強化されたことが分かる。

1. 2. 2 司法に参加する国民の職権と公判・評議進行

続いて、本項では、司法に参加する国民の職権と国民司法参加制度が適用された場合の公判・評議の進行について、各国の制度内容を比較する。

まずは各国の国民司法参加の対象事件からみていくこととする。日本では、裁判員制度の対象事件は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係わる事件、及び故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るものに限られている⁵³。しかし、前節に述べたように、長期間の公判を要する事件等が 2015 年の裁判員法改正に伴い対象事件の範囲から除外されている。韓国における国民刑事裁判参与の対象事件は、制度実施当初は人を死亡させた事件、及び特定犯罪加重処罰などに関わる重大な刑事事件に限られていた⁵⁴。その後、2009

⁴⁶ 観審草案 17、21 条。

⁴⁷ 観審草案 22 条。

⁴⁸ 観審草案 13、14、15、16 条。

⁴⁹ 観審草案 24、25、26 条 1-3 項。

⁵⁰ 観審草案 26 条 4 項、27 条。

⁵¹ 観審草案 18 条。

⁵² 観審草案 19 条。

⁵³ 裁判員法 2 条 1 項、2 項。

⁵⁴ 参与法 5 条 1 項。

年に大法院による参与規則の改正⁵⁵を通じて、一般的な強盗と強姦事件なども国民の刑事裁判参与の対象事件に指定された⁵⁶。そして、2012年7月1日の参与法改正によって、国民の刑事裁判参与の対象事件はすべての合議部管轄事件に拡大された。台湾における観審制の対象事件は、原則的に法定刑の下限が7年以上の罪にかかわる事件、及び過失致死の公訴事件に限定されている⁵⁷。

また、日本と台湾において国民司法参加制度の適用は必要であるが、韓国は被告人の選択によって適用する形になり、被告人が国民参与裁判の適用を望む意思の表明をしなければ国民参与裁判が行われずという、「申請主義」が規定されている⁵⁸。しかし、2013年に公表された国民参与裁判制度の最終形態によると、被告人の申請がない場合であっても、司法の民主的正統性と透明性を増進させるために必要であると認める場合には、裁判所の職権又は検事の申請により国民参与裁判を強制的に実施することもできるようになった⁵⁹。

各国における国民司法参加裁判の実施件数についてみると、日本の場合、裁判員制度の新受人員が、制度が開始した平成21年（2009年）から平成27年（2015年）末までの7年間で1万人を超え（10426人）、年間1500件前後の裁判員裁判が実施されている⁶⁰。韓国は2008年から2014年までの7年間に、被告人の数を基準として3624件の国民参与裁判制度の適用申請が受理され、そのうちの40.4%に当たる1464件の裁判が国民参与裁判によって行われた。経年推移をみると、2008年と2009年は100件未満であったが、それから年ごとに件数が伸びて2013年には345件のピークを迎える。そして、2014年には271件の裁判が国民参与裁判によって進められた⁶¹。台湾において国民司法参加制度はまだ実施されていないが、草案のもとで対象となり得る事件が、2006年から2010年の期間中、一年あたり1000件を超えていると、司法院は指摘している⁶²。また、2011年から2014年までの五年間に、地方裁判所に受理された重大な刑事事件も900件前後であり⁶³、さらに過失

⁵⁵ 参与法5条3項によって、大法院は合議部管轄事件のうちに、規則を通じて国民参与裁判の対象事件を定めることができる。

⁵⁶ 大法院規則第2237号。

⁵⁷ 観審草案5条。

⁵⁸ 参与法8条。

⁵⁹ 大法院報道資料『国民司法参与委員会国民参与裁判制度の最終形態決定』4頁（2013年）。

⁶⁰ 最高裁判所『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年2月末・速報）』1頁（2016年）、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h28_2_saibaninsokuhou.pdf、2016年11月9日閲覧。

⁶¹ 法院行政処『2008-2014年国民参与裁判成果分析』2頁（2015年）。

⁶² <http://www.judicial.gov.tw/LayParticipation/intro04.asp>、2017年3月28日閲覧。

⁶³ 中華民國104年司法統計年報第9卷232頁。

致死による公訴事件を加えると、国民司法参加制度の対象事件は、その後も変わらず年間1000件前後になると考えられる。

次に、公判の準備について論じる。各国において、裁判の充実・迅速を図り、さらに国民の負担を軽減するため、公判前準備手続に関する規定が設けられた⁶⁴。日本と韓国では、準備手続は原則として非公開で行われているが、台湾における準備手続は原則公開の法廷で開かれことが観審草案において定められている⁶⁵。合議体の予断排除に関して、日本、韓国、台湾は同様に、原則として裁判官と裁判員・陪審員は事前に調書を閲覧することが制限されている⁶⁶。これによって、司法に参加する一般国民は調書を事前に閲覧することができないこととなる。しかし、裁判官は必ずしもそうではない。日本の裁判員制度の場合、公判の合議体を構成する裁判官が公判前準備手続に参加できるかどうかは法律で明言されておらず、曖昧な状態となっているが、現実には合議体を構成する裁判官が公判前整理手続に関与したケースは少なくないと考えられる。韓国と台湾においては、公判の合議体を構成する裁判官が公判前準備手続に参加することが認められている⁶⁷。このように、3か国すべてにおいて、裁判官は公判前の段階において、調書の内容から完全に遮断されてはいないと考えられる。

続いて公判の進行について、日本と台湾の場合、司法に参加する国民が裁判官と一緒に法壇に座る。それに対して、韓国の陪審員は独立した陪審団席に座ることになっている。国民が公判中に証人や被告人に対して発問することが、日本と台湾においては許可される一方、韓国の場合は認められていない。さらに、裁判官が国民に対して公判前に事件の内容や争点などに関する説明を行うという規定は各国ともに存在している。しかし、公判が終わった直後に、裁判官が国民に説示を行うかどうかについて、韓国では陪審団に対しては説示をしなければならないが⁶⁸、日本及び台湾においては裁判官に説示の義務が課されていない⁶⁹。公判終結直後から評議が非公開で開かれることを原則とする点は三ヶ国に共通している。

最後は評議の仕組みを紹介する。評議の形について、日本は原則として裁判員と裁判官

⁶⁴ 裁判員法 49 条、参与法 36 条、観審草案 39 条。

⁶⁵ 観審草案 44 条。

⁶⁶ 日本刑事訴訟法 256 条 6 項。韓国刑事訴訟規則 118 条 2 項、台湾観審草案 45 条。

⁶⁷ 参与法 37 条、観審草案 45 条の但し書き。

⁶⁸ 参与法 46 条の 1。

⁶⁹ 台湾の観審草案は法官による説示を禁止しているわけではない。模擬裁判において、裁判官が説示を若干行ったケースもあったようである。

が一緒に評議を行うとされている。それに対して、韓国では陪審団が有罪・無罪に関して独立して評議を行い、有罪の場合には量刑に関する評議を裁判官と一緒に行う。しかし、有罪・無罪に関する評議において、陪審員の過半数の要請があれば、裁判官の意見を聞くことができ、さらに全員の意見が一致しない場合にも、裁判官の意見を聞かなければならない⁷⁰。台湾の観審制の評議は6段階（有罪・無罪の認定と量刑はそれぞれ3段階）に分かれている。有罪・無罪の認定について、まずは観審員と裁判官と一緒に裁判の争点について評議を行い、続いて観審員が独自に評議を進めて、各人の意見を示す。各観審員が意見を陳述した後、裁判官が観審員の意見を参考にしながら自ら評議を行い、判決を出す。有罪と判断された場合、量刑に対する評議も、裁判官と観審員の討議、観審員のみ意見表明、裁判官のみによる判決という3段階に分けて行われる⁷¹。このように、観審制では観審員が裁判官と一緒に評議する場合と独立して評議する場合の両方がある。

評議の内容と評決の方法について、日本では、裁判員が事実認定と法律の適用、量刑を評議し、その意見は裁判官と同じ効力を有する。さらに評決は、裁判官と裁判員が一人一票を有したうえで、その過半数の意見で決められる。但し被告人に対して不利な結論となる場合は、1名以上の裁判官の賛成を得ることが必要となる⁷²。さらに、控訴審について、最高裁判所第1小法廷平成24年2月13日判決は、裁判員裁判の判決を覆すためには、「論理則や経験則に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」⁷³と述べ、裁判員裁判の判決を可能な限り尊重する姿勢が表明された。

韓国における国民参与裁判制度の場合、陪審団が独立して事実認定と法律の適用について全員一致により評決することが原則である。裁判官の説明を聞いた上再び評議をしても全員一致に至らない場合、例外として4分の3以上の特別多数決をもって評決とする。陪審団による評決は裁判官自らによる評議に対する勧告的効力のみを有する。裁判官が陪審団の意見を拒否する際、判決文にはその理由を明示しなければならない。控訴審については、刑事訴訟法に則り管轄高等法院において一般刑事裁判の控訴審と同様に扱われていたが、2010年の大法院判例が合理的な理由がない限り、むやみに参与裁判の結論を否定してはならないと判示し、第一審の陪審意見に「事實的拘束力」を付与すると同時に、控訴審

⁷⁰ 参与法 46 条。

⁷¹ 観審草案 56 条、59 条。

⁷² 裁判員法 66、67 条。

⁷³ 最小判平成 24 年 2 月 13 日刑集 66 卷 4 号 482 頁〔490 頁〕。

の場合にも国民の意見を尊重すべしとする姿勢を見せた⁷⁴。その後参与裁判制度の最終形態案によって、事実認定と法律の適用に関する陪審団の意見に事実的拘束力が付与された⁷⁵。その他、陪審団が事実認定と法律の適用について4分の3以上の同意を得られなかった場合国民参与裁判を実施することなく、陪審団の評決のないまま裁判官が直接に被告人に判決を言い渡すことができるとされた。⁷⁶さらに、量刑の評議については陪審団の意見は必須とされず、陪審員が裁判官に対して自分の量刑意見を個別に陳述することと定められている。陪審員の量刑に関する意見はあくまでも個人的な意見であり、裁判官が参考とするのみとされる⁷⁷。

前記の通り、台湾の観審制の評議過程は日韓と比べてかなり複雑である。評決は3人の裁判官の判断によって行われるが、もし観審団の意見と不一致であれば、その場で観審団に対して理由を説明し、さらに判決文でも国民の意見を不採用とする理由を明示しなければならない⁷⁸。ここから、観審団の意見も勧告的効力しか有しないと考えられる。しかし観審草案には、控訴審が観審制度の趣旨に即して妥当な審査をしなければならないという、国民の意見を尊重する規定も見られる⁷⁹。

⁷⁴ 大法院 2010 年 3 月 25 日判決、2009 年第 14065 号事件。その判決の内容と要旨について、申東雲「韓国における国民参与裁判の新たな展開」刑事法ジャーナル No.32、105-106 頁（2012 年）参照。

⁷⁵ 大法院報道資料・前掲注（15）3 頁。他方で、量刑に関する意見は従前の通り、勧告的効力のみ有するとされた。

⁷⁶ 大法院報道資料・前掲注（15）3 頁。

⁷⁷ 参与法 46 条の 4 と 5。

⁷⁸ 観審草案 59 条、64 条。

⁷⁹ 観審草案 66 条。

1. 2. 3 まとめ

ここまでの議論で日本、韓国、台湾の国民司法参加制度の主な内容と特徴を簡潔に紹介したが、各国の国民司法参加制度の違いは下記の表 1.1 に示された通りである。裁判員制度は、日本独自の国民司法参加制度として認識されている⁸⁰が、実際のところフランス、イタリアなどの参審制とある程度似通っていると思われる⁸¹。韓国の国民参与裁判制度は、評決の方法や陪審意見の効力といった点以外、その設計はほぼ英米の陪審制と類似している。台湾における観審制は、日本と韓国の両方の特徴を同時に有している。このように、各国の制度には一連の共通点と相互の影響がみられるが、基本的には日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度は大きく異なるものであり、台湾の人民観審制度はこの両者の間に位置付けられると考えられる。

表 1.1. 日、韓、台における国民司法参加制度の比較

制度の名付け	裁判員制度 (日本)	国民参与裁判制度 (韓国)	人民観審制度 (台湾)
施行段階	確定的制度	導入当時は暫定的制度であったが、2012年の最終形態によって確定された	暫定的制度と想定されている
司法に参加する国民の名付け	裁判員	陪審員	観審員

⁸⁰ 最高裁判所は、裁判員制度と陪審制や参審制との違いについて、「裁判員制度は、参審制・陪審制のいずれとも異なる日本独自の制度だと言うことができる」と表明した。この意見は多くの研究者にも受け入れられた。http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c8_2.html、2017年3月28日閲覧。

⁸¹ 裁判員制度と参審制度の違いとして、①任期は事件ごとで一定の任期がないこと、および②裁判員の選任は団体等推薦等によるものではなく、資格を満たした一般国民から無作為でなされることが挙げられている。この見解は基本的にドイツの参審制度を念頭において挙げられたものであろうと考えられる。しかし、フランスやイタリアなどのヨーロッパの国でも、一般国民から無作為で事件ごと（フランスは一応任期制を採用しているが、その任期はほぼ開廷期と等しい2ないし3週間という短い期間である。）に参審員を選任するというような参審制を設けているところもある。よって裁判員制度はドイツの参審制と異なるが、フランスやイタリアなど、ほかのヨーロッパ諸国の参審制と似ていると言える。さらに台湾において、裁判員制度は「参審制」とも呼ばれている。

	裁判員制度	国民参与裁判制度	人民観審制度
候補者の選任原則	一般国民から事件ごとに無作為に抽選	一般国民から事件ごとに無作為に抽選	一般国民から事件ごとに無作為に抽選
年齢要件	選挙権を有する者 (しかし、現実には満 20 歳)	選挙権を有する者 (満 20 歳)	23 歳以上 所在地域に 4 ヶ月以上在住している者
候補者名簿の作成	地方政府から候補予定者の名簿を送付し、裁判所が作成する	地方政府から候補予定者の名簿を送付し、裁判所が作成する	地方政府から候補予定者の名簿を送付し、専門委員会が作成する
人数 (裁判官 : 国民)	3 : 6 / 1 : 4	3 : 7 / 9	3 : 5
国民の席	裁判官と一緒に法壇の上に座る	裁判官と別に独立の陪審席に座る	裁判官と一緒に法壇の上に座る
対象事件	死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係わる事件、及び故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係わる事件 長期間の審判を要する事件等が除外	合議部管轄事件全体 (例外あり)	法定最低刑期が 7 年以上の罪に係わる事件、及び過失致死の公訴事件
被告人の選択権	なし	あり 強制的要素もあり	なし
公判前整理手続	あり 原則非公開	あり 原則非公開	あり 原則公開

	裁判員制度	国民参与裁判制度	人民観審制度
予断排除	裁判官・裁判員ともに事前の調書閲覧は不可、しかし裁判官が公判前整理手続を通して閲覧する可能性がある	裁判官・裁判員ともに事前の調書閲覧は不可、しかし裁判官が公判前整理手続を通して閲覧する可能性がある	裁判官・裁判員ともに事前の調書閲覧は不可、しかし裁判官が公判前整理手続を通して閲覧する可能性がある
審理説明・説示	公判直前の審理に関する説明あり、公判直後の説示なし	公判直前の審理に関する説明あり、公判直後の説示あり	公判直前の審理に関する説明あり、公判直後の説示なし
国民の証人・被告人に対する尋問	可能	不可	可能
中間討議	あり	なし	あり
国民意見の効力	事実認定と法律の適用と量刑（拘束力あり）	事実認定と法律の適用（勧告的効力） 量刑（意見陳述）	事実認定と法律の適用（勧告的効力） 量刑（勧告的効力）
評議の仕組み	事実認定と法律の適用と量刑について、裁判官と一緒に評議する	陪審員は事実認定と法律の適用について意見を表明し、裁判官が陪審団の意見を参考にした後、自ら評議を行い、最終的な判決を決める。量刑に関しては、陪審員は個人の意見を述べるのみとする	観審団が裁判官と一緒に事実認定と法律上の争点などを議論し、独自で観審意見を形成する。裁判官が観審意見を参考にした後、自ら評議を行い、最終的な判決を下す。有罪の場合、量刑に関する評議も同じ手順で行われる

	裁判員制度	国民参与裁判制度	人民観審制度
国民意見の効力	事実認定、法律の適用、量刑とも裁判官と同じの効力がある	事実認定と法律の適用に関する陪審団の意見は事実上の拘束力がある 量刑の意見は勧告的効力のみ	観審団の意見は勧告的効力しか有せず、裁判官が観審団の意見を採用しない場合は、その場で観審団に説明し、判決文にもその理由を明示しなければならない
評決の方法	裁判官と裁判員は一人一票で、多数決で決める 被告人に不利な判決が出る際、少なくとも1人の裁判官の同意が必要となる	陪審団の評決について、全員一致が原則、4分の3以上の加重多数決は例外である 裁判官の評議は多数決である	観審団、裁判官の評議のいずれも多数決で決める 罪の有無と量刑を分けて、6段階で評議を行う
控訴審	論理則や経験則に照らし、不合理であることを示す必要	合理的な理由がない限り、むやみに参与裁判の結論を否定してはならない	観審制度の趣旨に即して、妥当な審査をしなければならない

1. 3 法令の条文から見た国民司法参加制度導入の目標

なぜ日本、韓国、台湾は、ほぼ同じ時期に相次いで国民司法参加制度の導入を決めたのだろうか。この問題に答えるためには、まず3か国それぞれの国民司法参加制度の目的を解明しなければならない。各国の国民司法参加に関する法令（または草案）に、国民司法参加制度の立法目的に関する条文が設けられている。条文の分析によって少なくとも国民司法参加制度の目的に関する公式的見解は明らかになると思われる。

1. 3. 1 各国に共通している「立法目的」：司法の正統化

裁判員法 1 条は、裁判員制度の趣旨を「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」こととしている。よって最高裁と法務省もこの「理解増進・信頼向上」を裁判員制度導入の公式的な意義として、受け入れたこととなる⁸²。

韓国の参与法 1 条によれば、韓国における国民司法参加制度の導入の目的は、「司法の民主的正統性と信頼を高めるため」とされている。なお、韓国大法院も、2007 年 12 月に公表した『国民参与裁判の理解』という国民参与裁判制度に対する公式見解において、制度の意義を「司法の民主的正統性」つまり「主権者である国民が司法権を行使すること」に求める見方を示した⁸³。

台湾においては、観審草案のほかに、複数の国民司法参加制度の法律草案が存在し、制度形態の選択に関する論争も激しく行われている。しかし、国民司法参加制度の立法目的については、司法院の観審草案 1 条が「司法の透明性を向上、人民の正当な法感情を反映、さらに人民の司法への理解と信頼を増進させる」と述べ、民進党所属の立法委員（国会議員に相当）によって発案された陪審草案も、司法の民主化の実践、国民司法参与権の促進、司法の透明性の向上、無罪推定原則の確保、及び人民の司法への信頼増進を、陪審制の導入の目的として挙げている⁸⁴。国民党の立法委員によって提出された参審草案も、その 1 条において観審草案と同じ表現を用い、参審制の導入により「司法の透明性の向上、人民の正当な法感情の反映、及び人民の司法への理解と信頼の増進」を目指すと言明している⁸⁵。これによって、国民司法参加の導入を通じて司法を正統化することは、制度形態の選択の分岐を越えたコンセンサスとして各草案が共通して制度目的と捉えているものであり、現在においてもその認識は維持されていると考えられる⁸⁶。

⁸² 裁判員制度導入の理由について、最高裁判所は「より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案された」という見解を示し、法務省も「国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まること」を挙げた。

http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html、および

http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_seido_gaiyou01.html 参照、2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁸³ 法院行政処・前掲注（14）3 頁。

⁸⁴ 柯建銘立法委員などの 26 人に提案された『国民参与刑事審判法草案』1 条。

⁸⁵ 呂学樟立法委員などの 58 人に提案された『人民参与裁判施行条例草案』1 条。

⁸⁶ 2017 年に発足した「司法改革国是会議」において、国民司法参加制度の導入は第 4 小委員会によって審議された。当小委員会のテーマは「建立參與、透明、親近的司法（参与的、透明的、身近な司法を設けて）」とされ、国民司法参加制度の導入を目指すという目標は変わっていないと考えられる。<https://justice.president.gov.tw/meetinggroup/4>、2017 年 6 月 12 日閲覧。

このように、日本、韓国、台湾それぞれの国民司法参加制度の形態と内容は大きく異なっているが、法令の条文によると、いずれの制度も司法の正統化、つまり国民司法参加制度の導入を通じて国民に司法への信頼と承認を求めることを制度目的としていると思われる。

1. 3. 2 司法を正統化する目標の異同

ところが、法令（または草案）に載っている国民司法参加制度の導入の「立法目的」に関する内容から見ると、各国において国民司法参加制度の導入を通じて司法の正統化を図るという目的は共通しているものの、完全に一致していると言うことはできないとも考えられる。例えば、司法への「信頼向上」は日本と韓国で挙げられているが、両国それぞれの信頼向上の基礎は全く異なる可能性も存在する⁸⁷。台湾においては複数の国民司法参加制度の草案があって、司法の正統化にかかわる目的も多く挙げられているが、本項で比較対象とするのは、各草案に共通したものである。各国の内容は下記の表 1.2 が示す通りである。

表 1.2. 国民司法参加の導入を通じて司法を正統化する目標

	司法の正統化する目標
日本	理解の増進と信頼の向上
韓国	民主的正統性を増進させること 司法の信頼性を高めること
台湾	司法の透明性の向上、人民の正当な法感情の反映、司法への理解と 信頼の増進 (各草案共通)

表 1.2 を見ると、司法への信頼向上という目標は三国に共通していることがわかる。司法に対する信頼が欠けている場合、承認・受容を要求しうる資格と根拠がなくなってしまうのは当然である。しかし、単に「信頼向上」という文言が挙げられているからといって、直ちに司法が既に国民の信頼を失っているという判断を導くことはできない。また、各国

⁸⁷ つまり、日本において司法の正統化と言われる場合に、それは理解増進による信頼向上を指していると思われる。それに対して、韓国において司法への信頼向上を実現させると言うときの意味は、「主権者である国民が司法権を行使すること」という司法民主主義を媒介した司法の信頼向上の実現を意味していると考えられる。

の条文は互いに類似した表現を用いているものの、その内実は必ずしも一義的なものではない。したがって、各国において司法の信頼向上が求められている背景について、深く検討する必要があると考えられる。

司法に対する国民の理解増進という立法目的は、日本と台湾において見られた。確かに司法が理解されていないと、国民の承認・受容を要求しうる資格と根拠も問われてしまうであろう。しかし、「理解増進」が求められていることからして、日本と台湾において司法が国民にとって身近でない、さらに国民が司法から離れてしまっている傾向が存在しているであろうことまでは推測できるものの、なぜ一般国民の司法に対する理解が不十分であるのかは未だ解明されていない。

さらに、韓国の国民参与裁判制度の立法目的では、司法の民主的正統性の増進が主要な目標として挙げられている。それは明らかに民主主義の原理から司法を正統化するという目的を意味している。一方、台湾の各草案においても、司法の透明性の向上と人民の正当な法感情の反映が言及されていた。司法がより公開・透明なものになり、司法の見方と一般国民の法感情とのギャップを埋めることによって、司法の正統性を増進させる志向を持っていると考えられる。このように、国民司法参加制度の導入による司法の正統化と一口に言っても、司法を正統化するルートとしては、政治制度、法制度及び認知的要素それぞれに関係するものが存在していることが分かる。

だが、法令（または草案）の条文のみに依拠するだけでは、日本、韓国、台湾が掲げた司法を正統化するという立法目的のより具体的な内容を究明することはできない。次章から各国の制度導入の経緯を遡り、3か国における国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化するという立法目的を実現させるために求められている具体的な目標の内容を明らかにする。

第2章 裁判員制度の目標

裁判員法1条によると、裁判員制度の公式的意義づけは、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」とされている。しかし、裁判員制度の具体的な目的について、様々な角度や立場から異なる内容が期待されており、さらに挙げられた多くの目的の中には、一致するものや、互いに緊張関係に立つもの、ひいては半ば相反するものも同時に存在すると指摘されている¹。そこで、本章では議論の着目点を裁判員法の立法過程からさらに広げ、長期に渡る司法改革の背景、最近の司法改革において打ち出された国民司法参加制度の導入の流れ、並びに司法改革に巻き込まれた経済界、政治界、法曹三者のそれぞれの意見と見方を振り返り、裁判員制度の諸理念や意義づけを解明し、そこに寄せられた司法の正統化を目指すという目標の内実を詳しく分析したいと思う²。

2. 1 司法改革の流れからの考察

裁判員制度は世紀の変わり目のころに行われた司法改革の波に乗って導入されたことを踏まえると、その背景と意義を解明するためには日本における司法改革の動きを考察することが不可欠であろうと考える。そこで、本節は日本の戦後以来の司法改革の動きを簡単に整理した上で、90年代からの司法改革論に着目し、最近の司法改革に関与した各界のそれぞれの主張・立場、及び裁判員制度導入の背景となった司法改革の方針を、時系列に沿って概観してみる。

2. 1. 1 従来の司法改革の流れ

戦後最初の司法改革の動きとして、1962年に臨時司法制度調査会が内閣に設置され、1964年に意見書を提出した。調査会は法曹一元、裁判官や検察官の任用・給与制度について検討を行ったが、その議論においては、弁護士会の意見はあまり採用されなかった。ゆ

¹ ダニエル・H・フット（溜箭将之 訳）『名もない顔もない司法』265頁以降（NTT出版、2006年）。

² 裁判員制度の立法過程を紹介する文献は、飯考行「裁判員制度の生成過程」早稲田大学大学院法研論集99号1-29頁（2001年）。谷勝宏「裁判員制度の立法過程の検証」名城法学54巻1・2期355-413頁（2004年）。井上正仁「刑事裁判の充実・迅速に向けて—刑事司法制度改革の趣旨とその経緯」司法研修所論集113号115-149頁（2004年）。工藤美香「裁判員制度の導入と刑事司法制度改革—これまでの経緯と今後の課題」司法改革調査室報No.5、74-119頁（2005年）。柳瀬昇『裁判員制度の立法学』4頁以降（日本評論社、2009年）がある。

えに、裁判所、法務省と弁護士会の対立は深まり、司法改革は一時的に「閉鎖状態」に陥ってしまった。その後、法曹三者間の緊張関係を打破するため、1970年に国会の付帯決議によって三者協議会が発足され、司法改革の議論を再び行った。にもかかわらず、翌年の宮本判事補再任拒否事件などを経て、最高裁事務総局による統制と官僚的な司法行政の仕組みが固まっていたため、内閣が期待していた「法曹三者の意見を一致させて（司法改革を）実施させる」ことは、実現されなかった。その後法曹三者がもう一度同じテーブルに座って司法改革を議論したのは、1987年に法務大臣の下に設置された「法曹基本問題懇談会」と1988年に開始された「法曹養成等改革協議会」においてである。法曹養成等改革協議会はおよそ10年の時間をかけて、辛うじて司法試験制度と法曹養成制度の改革に関する三者の合意³に辿りついたが、この間に司法改革の論調が大きく変わった。結局、この合議は多くの批判を招き、水の泡になってしまった⁴。

この間に、国民司法参加制度を望む潮流の直接の端緒となった免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件などの一連の死刑囚再審無罪事件が相次いだ。各事件で誤判がなされた原因はいずれも共通しており、長期間にわたる拘束、密室での取調べによって獲得した虚偽自白、調書裁判の弊害、及び検察による証拠隠滅であった⁵。したがって、従来の刑事司法制度（手続き）が強い批判を浴びた。当時有力な刑事法学者であった平野龍一教授も論文において、「現行の刑事訴訟法は、（中略）病的でさえあるように思われる」、及び「我が国の刑事裁判はかなり絶望的である」という厳しい意見を述べた⁶。「病的」な刑事訴訟手続から脱却する手段について、平野氏は「おそらく参審か陪審でも採用しない限り、ないかもしれない」と、国民の刑事司法裁判の導入の意義を示した⁷。これによって、直接主義・口頭主義、公判中心主義の実現を目指した刑事訴訟手続改革が呼び掛けられた一方、国民司法参加制度の導入も改革の実現の契機として、大きく期待された。

裁判所側もこのような機運を背景に、諸外国の陪審・参審制度の調査・研究を始めた。矢口洪一最高裁長官の時代に、最高裁が陪審または参審制度の導入の可能性を探るため、

³ 法務省『司法試験制度と法曹養成制度に関する法曹三者合議』（1997年）。

⁴ 戦後の司法改革の流れについて、渡辺千原ほか「資料解説・司法制度改革の経緯と到達点」法律時報増刊『シリーズ 司法改革 I』219-220頁（日本評論社、2000年）。

⁵ フット・前掲注（1）265-274頁。大出良知「裁判員制度の到達点」法社会学第79号16-36頁（2013年）。

⁶ 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古希祝賀論文集 第4巻』407頁（有斐閣、1985年）。

⁷ 平野・前掲注（6）423頁。

1986年に初めて裁判官を渡米させ、その後毎年裁判官をアメリカあるいはヨーロッパに派遣した⁸。これによって、「裁判員制度」につながる司法制度改革に道筋が立てられた。矢口元最高裁長官が国民司法参加制度の導入に対して当時積極的な姿勢を取ったもう一つの理由は、彼が従来の官僚的司法システムまたは裁判官に批判的な立場をとっていたからであると考えられる⁹。しかし、当時の裁判所内部において矢口元長官のように裁判官のキャリアシステムを批判的に考えた人はまさに「少数派」であり、国民司法参加制度特に陪審制度の導入に対して、反対意見は強かった。最初に米国に派遣され陪審制を調査した竹崎博允元最高裁長官は、帰国後も陪審制度の導入に徹底的に反対する姿勢を示したとも言われる¹⁰。

このように、1960年代の臨時司法制度調査会から1980年代末にかけての司法改革の流れには、二つの特徴が見受けられる。一つ目は、改革の内発的な動機が一貫して存在し続け、司法改革が主に「トップダウン」の形で推進されたことである。二つ目は、法曹三者の間には司法改革（または具体的な改革案）に対する温度差やスタンスの違いがあり、司法改革に関する議論は常に意見の対立を伴い、その上様々な改革理念が交錯していることである。この二つの特徴はその後の司法改革の流れを貫き、裁判員制度の導入を含む司法改革に関する政策の制定と推進にも影響を及ぼしている。

2. 1. 2 規制緩和論としての司法改革論

90年代から動き始め世紀を越えた司法改革は、最初は、バブル経済の影響を受け、政治的問題として登場したと思われる。バブル経済の崩壊に伴い従来の経済第一主義の是非が問われた。さらに行政の無責任な体制の露見と経済の長期に渡る停滞によって、「経済大国である日本は政治の無能に堕ちた」のではないかと批判され、「この国のかたち」に関わる一連の抜本的な政治、行政、さらなる司法の改革が求められる中で、司法改革もこの国の

⁸ 矢口洪一『最高裁判所とともに』114-115頁（有斐閣1993年）。

⁹ 朝日新聞の記者によると、矢口は「『官』自体に信用があった時代は過ぎた。一般の人の感覚が、正義の根底にないといけない」と述べ、「司法が、官僚に仕切られる状態を脱し、国民から直接信頼を受けることが必要だ」という信念を持っていた。さらに、「大変な勉強をして資格をとって、齋戒沐浴して法廷に臨む、というのは完全に間違っている」と語って、若く優秀な人材を純粋培養していくキャリア裁判官システムは「市民感覚と遊離しがち」と思っていた。山口進「脱官僚か、プロの誇りか。裁判員制度の陰に、2人の最高裁長官の『思想的対立』があった」朝日新聞グローブに掲載。

http://globe.asahi.com/movers_shakers/090706/01_01.html、2016年12月2日閲覧。

¹⁰ 山口・前掲注（9）。

体制改革の一環として認識された¹¹。

司法改革は、1990年代中頃から、経済界と政治界によって呼び掛けられた。当時経済界が司法改革に対して高い関心を示したきっかけは、まさにバブル崩壊後の問題解決を司法に求めたことであろうと考えられる。つまり、金融破綻と不良債権処理などをめぐる法や市場ルールを軽視した行政指導・裁量行政の過信、期待先行、(行政側の)先送り、責任回避などの行き過ぎと失敗を感じたからこそ、従来の行政による規制を緩和させる一方、より高度の公開性や透明性を持ち、法に基づいた公正で公平な司法処理を求める声があがったのである。

このような背景において、経済同友会は1994年6月に「現在日本社会の病理と処方—個人を活かす社会の実現に向けて」を公表し、当時の司法を「社会の病理」として批判した。これによって、後に司法改革の主流になった規制緩和論としての司法改革論の基調が打ち出された。この提言は、司法が「本来の機能を果たしておらず、存在感すら薄れている」¹²と批判し、「個人の多様性を活かす社会」を実現するため、個人は「社会の主役」にならないと主張した。さらに、司法が「国民にとってもっと身近な存在となるように、わかりやすい手続きや利用しやすさ、利用する場合にかかる時間とコストの面など」に対する改革を求めた¹³。続いて、司法改革の提案として、「個人にとって身近な司法」を確立するため、裁判官の増員と法曹養成制度の改革、並びに法律扶助制度の充実を呼びかけた。加えて、抜本的な司法改革への着手、つまり「司法改革審議会(仮称)」といった組織を設置し、国民司法参加を含めた司法改革の基本的な問題に関しては、法曹などの「関係者」のみではなく、幅広い国民によって議論され、改革を推進すべきであるとも提言された¹⁴。

政府側は行政改革を始め、経済界が提言した規制緩和論を受け入れ、1994年12月に行政改革委を設置した。そして、行政改革の推進においては、司法改革の必要性も浮上した。法務部門も規制緩和の推進項目とされ、1997年に公表された『行政改革会議最終報告』が、

¹¹ 井上達夫「何のための司法改革か—日本の構造改革における司法の位置」井上達夫=河合幹雄編『体制改革としての司法改革—日本型意思決定システムの構造転換と司法の役割』289-292頁(信山社、2003年)参照。

¹² 経済同友会『現在日本社会の病理と処方—個人を活かす社会の実現に向けて』(1994年)<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/past/pdf/940630a.pdf>、2頁。2016年12月2日閲覧。

¹³ 経済同友会・前掲注(12)4頁。

¹⁴ 経済同友会・前掲注(12)8-9頁。

司法改革について、「司法の人的及び制度的基盤の整備に向けての本格的検討を早急に開始する必要がある」¹⁵として、その着手を促した。これによって、従来の行政による規制の緩和と司法の本来的機能を実現するために、司法改革に関する議論は行政改革の一環として推進された。

続いて、新憲法実施 50 周年である 1998 年に、経団連や自民党がそれぞれに、行政依存型の事前規制から事後監視・救済型社会への転換の重要なインフラとして司法改革を呼び掛けた。経団連は「司法制度改革についての意見」という政策提言を発表し、経済・社会転換のためには、経済・社会の基本的なインフラとしての司法制度の充実が必要であることを述べた¹⁶。自由民主党の司法制度特別調査会も、同年に「司法制度特別調査会報告—二十一世紀司法の確かな指針」を公表し、従来の司法改革を重視しない姿勢を転換させ、政府に対して「司法制度審議会（仮称）」の設置を呼び掛けた¹⁷。当時司法制度特別調査会会長を務めた保岡興治氏は、自民党の改革案を、日本の独自の法文化とグローバルスタンダードとを調和させた新たな司法制度を作り出すこと、国民の法文化に対する意識改革を行うこと、さらに司法改革が社会の構造全体の改革に繋がるものとして位置づけ、国民に対する教育まで含めた三つの効果があることを強調した¹⁸。

経団連と自民党の提言からおおよそ 1 年の時間を経て、1999 年に司法制度改革審議会設置法案は国会に提出された。さらに司法制度改革審議会（以下、「審議会」）が同年の 7 月に発足されたことによって、裁判員制度の導入を含む司法改革も本格的に議論され始めた。審議会が 1999 年 12 月に公表した「司法制度改革に向けて—論点整理」において、司法改革は政治改革・行政改革・地方分権推進・規制緩和などの経済構造改革という一連の構造改革の中に位置付けられた¹⁹。司法改革による国民の主体性の向上、つまり「自律的でかつ社会的責任を負った統治主体」としての国民が「自由で公正な社会の構築に参画してゆく」ことも期待されている。審議会の立場は基本的に規制緩和論としての司法改革論に一致し

¹⁵ 『行政改革会議最終報告』（1997 年）<http://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/report-final/>、2016 年 12 月 2 日閲覧。

¹⁶ 社団法人経済団体連合会『司法制度改革についての意見』（1998 年）<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol173.html>、2016 年 12 月 2 日閲覧。

¹⁷ 自由民主党『司法制度特別調査会報告—二十一世紀司法の確かな指針』（1998 年）www.veritas-law.jp/ronbun_doc/20090929133643_1.pdf、2016 年 12 月 2 日閲覧。

¹⁸ 保岡興治「特別インタビュー・普遍的な司法を築くために国民の合意を—保岡興治（衆議院議員）に聞く」『月刊司法改革』1 巻 6 号 3-7 頁（2000 年）。

¹⁹ 司法制度改革審議会『司法制度改革に向けて—論点整理』4 頁（1999 年）。www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/1221ronten.pdf、2016 年 12 月 3 日閲覧。

ていたと考えられる。さらに、司法の現状と将来の改革の方向について、審議会が「わが国の司法の具体的な姿・顔は見えにくく、身近で頼りがいのある存在とは受け止められていない」²⁰という批判的な見方を受け止めた上で、今般の司法制度改革の要諦について「法の支配の理念を基軸として、国民の期待に応え得る司法の制度的及び人的基盤の抜本的拡充・強化を図ること」²¹との認識を示した。また、国民司法参加も司法の制度的基盤を強化する手段として挙げられ、その導入を通じて、国民の主体性の向上と公的事柄に対する能動的な参加が期待されていた。

2000年11月に公表された「中間報告」において、審議会は司法改革が「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」であるとし、司法部門（裁判所）は政治部門（国会・内閣）と並んで、まさに国民が統治の主体として自ら責任を負う存在へと転換していく中で、豊かな「公共性の空間」を支える柱として位置づけた²²。さらに、「国民は、統治主体、権利主体として、司法の運営に有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成し維持するよう」²³と、国民が支える司法の実現を求めている。

そしてついに、審議会が2001年6月12日に最終提言「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」を公表した。政治改革、行政改革・規制緩和などの経済構造改革などの一連の諸改革を全体として肯定しつつ、これらを「法の支配の下に有機的に結び合わせるための最後のかなめ」であると位置づけた。司法改革の理念と意義づけについては、「論点整理」と「中間報告」の見方が基本的に継受されたが、国民司法参加による法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションを実現するために、国民の期待・信頼に応えうる法曹を育てることや司法の国民に対する透明性を向上させることなどの条件整備も求められた²⁴。よって政府は「意見書」の提言を受けて、2001年11月に「司法制度改革推進法」（「推進法」）を公布し、司法改革に推進に取り組み始めた。「推進法」は司法改革の背景を「国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴

²⁰ 司法制度改革審議会・前掲注（19）6頁。

²¹ 司法制度改革審議会・前掲注（19）7頁。

²² 司法制度改革審議会「中間報告」（2000年）

www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/naka_houkoku.html、2016年12月3日閲覧。

²³ 司法制度改革審議会・前掲注（22）。

²⁴ 司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』88-89頁（2001年）。

い、司法の果たすべき役割がより重要になること」²⁵に帰結させたことから、規制緩和論としての司法改革論に立脚していることが分かる。

規制緩和論としての司法改革論の着目点は、従来の「司法の病理」の是正というより、むしろ「この国のかたち」或いは「体制改革」のような広大なものであろう。つまり、司法改革によって、自律的な個人を基礎とする自由で公正な社会を国民が統治の主体として築き、この国の豊かな創造性とエネルギーを取り戻すことを目指しているのである²⁶。さらに司法と国民の間には、国民が「統治の客体の意識」を脱却させるため、司法改革を通じて国民を教育していくことが期待されており、主体である国民に支えられる司法を求めている面もある。即ち、規制緩和論としての司法改革論の中核は司法改革による「統治構造の変革」であろうと考えられる。しかしながら、この見方は体制改革に関連する従来の司法の一部の問題点をよく認識している一方で、体制改革にあまり関わらない司法自身の問題点を、逆に見落としてしまったのではないかという懸念を払拭できない。

2. 1. 3 「市民の司法」の司法改革論

経済界と政治界が主導する規制緩和論に基づく司法改革論以外に、日弁連は1990年から1994年にかけて三度にわたり司法改革宣言を発表し、市民に身近で利用しやすい司法を実現するための努力を続けてきた。従来の官僚的司法から市民的司法への転換を目指す「市民の司法」の司法改革論、すなわち規制緩和論の主張の一部を認める一方で、さらに従来の質・量ともに「小さな司法」から脱却し、司法システムにおける官僚制的要素も払拭して、司法機能の充実強化を図るための司法制度に対する根本的な改革を提唱した。

規制緩和論と同じように、日弁連は司法に対して（当時）法的紛争の適正迅速な解決、人権保障、行政権のチェックなどの機能を十分に果たしておらず、むしろ国民から遠ざかりつつあると批判したが、規制緩和論自体に対して異なる見方も示した。1998年の「司法改革のビジョン—市民に身近で信頼される司法をめざして」という報告書において、規制緩和論に対し「規制緩和のもとで、市場原理と自己責任を基調とする政策が進められつつあります。たしかに、創造的で発展的であるべき経済や社会が既得権益や古い制度のしがらみによって歪められる状況は改められるべきです。他面、自己責任の名のもとに高齢者・障害者、女性、子ども、外国人、消費者、勤労者、中小企業者など社会的に弱い立場にあ

²⁵ 「司法制度改革推進法」（平成13年11月16日法律第119号）1条。

²⁶ 佐藤幸治=竹下守夫=井上正仁『司法制度改革』11・23頁（有斐閣、2002年）。

る人たちが一層苦しい状況に立たされ、また、新しい社会的弱者が作り出される危険性もあります」と批判した。そして司法の果たすべき役割について、「市民の権利擁護の最後の砦」であるとも強調した²⁷。そのほか、一部法曹と学者も司法の官僚統制の徹底、及び司法システム内部の密室性と不透明性の強さを、司法の閉鎖的状況の原因として挙げた²⁸。

1999年11月に日弁連は「司法改革実現に向けての基本的提言」を公表し、規制緩和論としての司法改革論で指摘された社会と司法の問題、及び体制改革の必要性を認めた一方、自らが追求する司法改革の理想像—「市民の司法」を打ち出した。加えて、「市民の司法」の司法改革の基本的枠組みを「市民による司法」の実現と考え、従来の「官僚司法」から「市民による司法」への根本的な転換をはかるため、法曹一元と陪審・参審制度の導入を呼び掛けた²⁹。2000年に入ると、日弁連は続けて一連の司法改革に関する提言（「法曹一元の実現に向けての提言」、「陪審制度の実現に向けての提言」、「少年司法改革に向けての提言」、「刑事司法改革に向けての提言」）を公表し、「市民の司法」を実現するためのより明確かつ具体的な司法改革案を示した。そして、2001年司法制度改革審議会の「意見書」に対し、日弁連は「市民の司法」の視点からその内容を概ねに評価する一方、引き続き徹底的な司法改革を進めていかなければならないという意見も述べた³⁰。

このように、「市民の司法」の司法改革論は、規制緩和論としての司法改革論が指摘した社会と司法の問題、及び体制改革の必要性を認めたものの、司法システムの官僚化をより問題視しており、「この国のかたち」或いは「体制改革としての司法改革」ではなく、利用者である「市民」を司法改革の中核とみなし、市民がより利用しやすい、市民感覚が反映される司法制度を求めているであろうと考えられる。この論調は主に規制緩和論としての司法改革論と対抗するものであり、政府側による司法改革の主導的な論調ではなかったと言える。しかしながら、司法改革の意図とイメージに関して規制緩和論としての司法改革

²⁷ 日本弁護士連合会『司法改革のビジョン-市民に身近で信頼される司法をめざして』（1998年）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/1998/1998_2.html、2016年12月3日閲覧。

²⁸ 宮本康昭「司法制度改革の史的検討序説」現代法学第10号60頁（2005年）。ほかには新藤宗幸『司法官僚 裁判所の権力者たち』1頁以降（岩波書店、2009年）。

²⁹ 日本弁護士連合会『司法改革実現に向けての基本的提言』（1999年）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/1999/1999_14.html、2016年12月3日閲覧。

³⁰ 日本弁護士連合会『司法制度改革審議会意見書について』（2001年）http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2001/2001_20.html、2016年12月3日閲覧。

論と「市民の司法」の司法改革論の異なる見解は、司法制度改革審議会に反映され、さらに裁判員制度の意義づけ及び司法の正統化を目指している具体的な目標への理解に対しても影響を及ぼした。

2. 2 司法改革における国民司法参加制度の導入をめぐる論争

国民司法参加制度の導入は、既に1990年代末の司法改革に関する様々な提言において打ち出されていた。経団連の意見において国民司法参加を導入する内容は言及されなかったが、自民党の報告書は「国民に分かりやすい司法」という項目の下に、「司法への国民参加の在り方（陪審・参審等）についても、わが国の司法の基本に関わる問題であるという視点から、広く国民の意見を踏まえて議論される必要がある」という意見を掲げた³¹。その後発足した司法制度改革審議会（以下単に審議会とする）では、法定された改革事項³²に一定の方向性がすでに示されており、その内容は「国民が利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹のあり方とその機能の充実強化」となっている。これによって国民司法参加制度の導入は審議会の所掌事務になったと考えられる。

しかし、国民司法参加制度の導入をめぐる法曹三者、及び各政党が各々異なる見解を持ち、意見対立も常に観察された。その中でも最大の争点は国民司法参加制度の形態選択、及び国民司法参加制度の導入の理念である。

2. 2. 1 国民司法参加制度の形態選択

日本における国民司法参加制度を陪審制と参審制のいずれにするかについて、最高裁は陪審制の導入に断固として反対する一方、参審制に対しては、最初は「評決権なき参審制」を打ち出していたが、その後国民の評決権を容認した。法務省は当初明確な見解を示していなかったが、2001年に最高裁と同じ立場で、参審制に賛成する態度を表明した。日弁連は当初主に国民司法参加制度の導入を提唱し、陪審・参審制に対する明確な選好を示さなかったが、1999年代末から、徐々に陪審制寄りの姿勢を明らかにしていった。その後21世紀に入ると、「陪審制度の実現に向けての提言」を公表し、重罪事件の裁判に陪審制を導入すべきであると主張した。一方政治においては、自民党がドイツ式の参審制を参考にすべきであると提言したのに対して、民主、公明、社民党などは刑事陪審に親しい刑事陪審

³¹ 自由民主党・前掲注（17）。

³² 「司法制度改革推進法」（平成13年法律第119号）2条。

寄りの見解を相次いで発表した。以上を踏まえると、審議会が提言した裁判員制度は当時対立していた諸意見を折衷する結果であったと思われる³³。

そして裁判員制度の法案化に向けた議論の最大の争点は裁判官と国民の人数比となった。検討会の内部では、最高裁と法務省の主張する「裁判官 3 人、裁判員 2 あるいは 3 人」と日弁連の主張する「裁判官 1 あるいは 2 人、裁判員 9 ないし 11 人」という二つの案が存在した。審議会の外では、公式的見解として「裁判官 3 人、裁判員 3 ないし 6 人」が公表されたが、自民党の内部では「裁判官 2 人」の意見も続出した。当時内閣の司法制度改革推進本部に設置された「裁判員制度・刑事検討会」の座長を務めた井上正仁教授は 2003 年 11 月 28 日に「裁判官 3 人、裁判員 4 人」とする座長試案を提示し、裁判員を 5 あるいは 6 人とする意見も添えたが、この試案は多くの批判を浴びた。公明党が「裁判官 2 人、裁判員 7 人」との案を公表した一方で、自民党は「裁判官 3 人、裁判員 4 人」とする案を正式に認め、与党協議が始まった。その際、日弁連には「裁判官 3 人、裁判員 6 人」とすれば容認するという声一旦出されたものの、公明党が激しく反発し「裁判官 2 人」とする姿勢を強固に示した。そして最高裁は「裁判官 2 人」という案に一貫して反対した。議論が難航する中、調整役の法務省は「裁判官 3 人、裁判員 6 人を原則とする代わり、オプションとして裁判官 1 人の合議体を作る」という案を提示した³⁴。これによって、公明党は「裁判官 2 人」とする姿勢を軟化させ、合議の道が開けられた。その後与党合議は急速に進められ、現在の裁判員制度の形で落ち着いた。

2. 2. 2 国民司法参加制度の導入の諸理念

裁判員制度の具体的な形態をめぐる論争が激化していた一方、国民司法参加制度を導入する理念についても、異なった見解が存在していた。裁判員制度の立法過程においては「民主主義的基礎付け説」と「理解増進・信頼向上説」という二つの大きく異なる意義づけがあったことが明らかとなった。民主主義的基礎説とは、国民主権の原理ないし民主主義の原理から、主権者である国民が司法に参加しなければならないという見解である。理解増進・信頼向上説は、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上のためには国民が司法に

³³ 飯は、裁判員制度の早期実施を促した要因について、その頃散見された裁判官による不祥事（2001 年 2 月の福岡事件、さらに 5 月に判事が売春容疑で逮捕された事件など）も影響を及ぼしたと指摘する。飯考行「裁判制度の生成過程」早稲田大学大学院法研論集 99 号 22 頁（2001 年）。

³⁴ 山口進「法案制定にむけて審議事情」法学セミナー No. 592、58-61 頁（2004 年）。

参加する必要があるという考えである³⁵。

「民主主義的基礎付け説」はそもそも規制緩和論としての司法改革論において強調され、司法制度改革審議会第9回会議で示された「論点整理」では、国民の統治客体意識からの脱却について「...司法の分野においても、主権者としての国民の参加の在り方について検討する必要である」とされた。しかし、このような国民主権と国民の主体性向上に関する国民司法参加の意義づけは、審議会及び裁判員制度の立案過程では後退していった。中間報告を作成する前の第32回会議において、国民司法参加による司法の民主的正統性に関する意義について「...国民の健全な良識が裁判の内容に反映されることによって、司法が国民によりよく理解され、より広くかつより深く国民の支持を得るように...」と説明し、「理解増進・信頼向上説」の考え方が提示されている³⁶。「中間報告」と「意見書」には、統治構造の変革に関わる目標が一切言及されなかったものの、国民の良識反映と司法への理解増進・信頼向上以外に、国民司法参加と国民主権の原理との関連性が明示された。そして、「意見書」と「推進法」も理解増進・信頼向上説を裁判員制度の基本理念として確定させた。その後に設けられた裁判員制度・刑事検討会は裁判員法の立案作業のみに着目し、「理解増進・信頼向上説」は裁判員制度の唯一の意義づけとして受け入れられた³⁷。しかし司法制度改革審議会の議論において、理解増進・信頼向上説とともに、司法の民主的正統性も繰り返して強調されたのは事実であり、司法改革意見書の一部にも、民主主義的基礎づけ説に親和的な表現が見られていると認められたので、裁判員制度の民主主義的意義づけが完全に失われたとは言えまいとも指摘されている³⁸。

その一方、日弁連が提唱した「市民の司法」の司法改革論から見ると、国民司法参加の導入の目標は国民が裁判に参加して判断を行うことによって、市民感覚の反映を実現することにあると考えられる。即ち「理解増進・信頼向上説」及び「民主主義的基礎付け説」とも異なった「市民感覚反映説」も存在する。この見解は日弁連以外に、公明党や民主党

³⁵ 柳瀬昇『裁判員制度の立法学』107-108頁（日本評論社、2009年）。

³⁶ 柳瀬・前掲注（35）32頁。

³⁷ 第13回検討会において、井上座長は「意見書の総論部分と裁判員制度に係る各論部分とは必ずしも直結していない」と説明し、四宮委員の審議会の意見書の基本的思想から制度設計を構想すべきという主張に反論した。続いて第15回検討会において、井上座長が国民司法参加制度は国民主権ないし民主制と司法の本質とは必ずしもそういう立場に立ったわけではないと宣言し、「民主主義的基礎付け説」を拒否する姿勢を明らかにした。

柳瀬・前掲注（35）56-58頁参照。

³⁸ 柳瀬昇「民主的司法のディレンマと裁判員制度の意義」法社会学第72号167頁以降（2010年）。

などにも支持された。

「市民感覚反映説」は主に「理解増進・信頼向上説」に対抗したものである。国民司法参加制度は従来の司法システムを裏付けるものではない、逆に高い閉鎖性や刑事司法における当事者主義の欠落などの従来の司法の「病理」を是正し、司法の公開性と透明性などの向上を求めるきっかけであると理解できる。一方、「市民感覚反映説」は国民司法参加制度の導入が市民による司法、市民に身近な司法の実現の具体的な手段とみなされ、司法の民主的正統化も求めた「民主主義的基礎付け説」と重なり合うところもある。したがって、「民主主義的基礎付け説」の一部の内容も、「市民感覚反映説」のなかに包含される。

立法過程の結果として「理解増進・信頼向上説」が裁判員制度の公式的な意義づけとして裁判員法1条において宣言されたものの、「市民感覚反映説」を中心とする裁判員制度の他の理念が失われたとは言えない。裁判員法の草案審議当時、日弁連及び民主党などの野党は、自民党内に依然として存在する国民司法参加制度に対する消極派³⁹、及び裁判員制度の導入の法案が先送りされる可能性に対して、市民主体の刑事裁判の実現という理念を留保し、準備期間や制度施行後の改善を目標として、「理解増進・信頼向上説」に妥協した⁴⁰。現在でも裁判員制度の理念や意義づけについて、各論者は依然としてそれぞれの見解を抱いており、裁判員制度が司法の正統化を目指しているとする際の、その具体的な目標についても多くの内容が挙げられている。

2. 3 裁判員制度の意義づけの再考

裁判員制度の形態が立法によって定着したが、その理念や意義づけに関する論争は未だ続いている。規制緩和論としての司法改革論に由来する「理解増進・信頼向上説」と「民主主義的基礎付け説」、及び「市民の司法」の司法改革論に由来する「市民感覚反映説」の諸説も、平行線をたどっている。「理解増進・信頼向上説」が裁判員制度の唯一の公式的意義づけとして認められたといっても、裁判員制度の意義づけがそれだけに限られているとは考えられない。前記の競合する三つの理念が、司法民主主義と刑事司法制度改革という二つのテーマに関わると考えられる。そこで、本節は司法民主主義と刑事司法制度改革を捉えて、裁判員制度の意義づけを再考してみる。

³⁹ さらに、臼井日出男元法相と太田誠一氏が2003年の第43回総選挙に落選したことによって、自民党内の積極派勢力が弱くなったという事情も影響していると思われる。

⁴⁰ 谷勝宏「裁判員制度の立法過程の検証」名城法学54巻1・2期407-409頁(2004年)。

2. 3. 1 「司法民主主義」の意義の再考

柳瀬は国民司法参加の意義と従前の刑事裁判の運用の評価について「民主主義的基礎付け説」は現行裁判否定論とし、「理解増進・信頼向上説」は現行裁判肯定論とした⁴¹。しかし、司法改革に関する一連の議論によって強調・期待された国民主権・民主主義に密接している国民が統治の主体として自ら責任を負うようになるという転換は、司法の問題というよりむしろ「この国のかたち」に関する国体の問題への改革策として理解したほうがより正しいであろう。筆者は、「民主主義的基礎付け説」は確かに統治主体である国民が司法に参加することを強調しているが、この主張は、従来の刑事司法の正統性が脆弱であり、さらには刑事裁判手続きの適切さも疑わしいという結論を導きかねないと考える。その点、規制緩和論としての司法改革論は、国の統治構造と国民の意識を転換させる必要性を十分に認識しており、そのための司法改革の役割も明確に示されているが、国民司法参加の導入が（刑事）司法の民主性の欠落、更には刑事司法手続にも問題があるということを必ずしも含意しないであろう。では、なぜ柳瀬が「民主主義的基礎付け説」は現行裁判否定論と繋がるか述べたのか。その理由は「市民感覚反映説」の存在からであるように思われる。国民が主体として司法に参加し、さらに自分の意見を反映させることは、「市民感覚反映説」と「民主主義的基礎付け説」とが重なり合う部分で、両説はある意味で同一視されてしまうのではないかと思う。

一方、「市民感覚反映説」は国民司法参加制度が市民による司法、市民に身近な司法の実現の具体的な手段とみなされ、司法の民主的正統化も求めていると考えるが、この種の司法民主主義は必ずしも「民主主義的基礎づけ説」の指摘する国民主権の民主主義を意味しないであろうと考えられる。審議会では、国民司法参加制度の司法民主主義としての意義に対して反論が出ていた。もし従来の刑事裁判が国民主権の原理からその正統性が脆弱であると認められるとすると、民事裁判と行政裁判も同様に民主的正統性が欠如していると認めざるを得ないのであろうか。さらに、「民主主義的基礎づけ説」の下では、すべての民主主義国家における国民司法参加は、より純粹に国民の意見を反映できる陪審しか認められないのであろうか。

その強硬な主張に対し、なぜ参審制もしくは裁判員制度のもとでも司法民主主義の意義づけが存在し得るのかを問う必要がある。その答えは討議民主主義に基づく司法民主主義

⁴¹ 柳瀬・前掲注（35）107-108頁。

にある。討議民主主義理論の構成要素として、討議の開放性と自由且つ平等な発言権の保障、論拠の正統化要求つまり熟議、及び異なる見解に対する寛容の精神が挙げられている。司法は一般国民を参加させ、さらにその過程で自分の意見をも反映させながら、互いに尊重しつつ熟議によって結論を出す。これはまさに「市民感覚反映説」が求める目標の一部、及び裁判員制度の導入に求められる「司法民主主義」の在り方である。審議会において強調された国民の主体性の向上ないし民主主義の意義も、討議民主主義によって再構成することも十分可能であるとも指摘されている⁴²。

にもかかわらず、「民主主義的基礎づけ説」が 2013 年の最高裁判決（最大判平成 23 年 11 月 16 日、刑集第 65 卷 8 号 1285 頁）によってある意味息を吹き返した。この判決において、最高裁は苦役禁止を定める憲法 18 条後段に裁判員制度が違反するのではないかという主張に対して、制度は「国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るもの」と解し、「裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するもの（である）」と判示した。これによって最高裁は国民主権の意義づけを改めて打ち出した。筆者はこの判決について、国民による権力行使というよりむしろ「国民主権」の概念によって国民司法参加制度の義務面を正統化することが最高裁の意図するところであろうと考える。このように日本の文脈では国民主権による「司法民主主義」の意義づけが確かに完全に撤退したとは言えないが、「裁判員法」などの公的立場から見ると、この志向は討議民主主義に基づく司法民主主義と比べてより弱いであろうと思われる。

2. 3. 2 「理解増進・信頼向上」と刑事司法改革

「理解増進・信頼向上」の視点から考えると、もし従来の刑事司法に致命的欠缺があると、司法に参加する国民は裁判においてその欠缺を見て司法への不信感がさらに深刻化してしまう恐れがあると考えられる。したがって少なくとも「理解増進・信頼向上説」は、従来の刑事司法への否定と直結させて考えることはできないと考えられる。

ところが、もし「理解増進・信頼向上」の前提が、司法に参加する国民に従来の精密な刑事司法手続を示し、司法が国民からの信頼を十分に得ることができるようにすることだと理解していくと、国民が相変わらず統治客体の位置に置かれており、これは規制緩和論としての司法改革論の中核と矛盾してしまうであろう。一方、「意見書」において国民の理

⁴² 柳瀬・前掲注（35）178-184；231-234 頁。

理解増進・信頼向上を実現させるために、司法がよりわかりやすくなり、司法の透明性を向上させることなどの条件整備も求められていた⁴³ことから、少なくとも裁判所運営の面で、従来よりも一層改善する余地があるとは言えるであろう。さらに、国民司法参加制度の導入からは全く独立したものであるものの、「意見書」では刑事司法制度の改革について、一連の改革策が打ち出され、従来の刑事司法手続を改革していく姿勢は固まったと考えられる⁴⁴。したがって国民に対しオープンにし、理解させる対象となる司法の姿は従来の司法というより、むしろ一連の改革を経て完成された「より良い」新たな刑事司法であると言える。これによって「理解増進・信頼向上」は裁判員制度の導入の意義づけの通説として疑われる余地がないとしても、裁判員制度の導入によって刑事司法を改革する志向が排除されるものではないと考えられる。

もし「理解増進・信頼向上説」が従来の裁判官裁判、或いは司法府自体には問題がないと主張すると考えると、「市民感覚反映説」はまさに司法府と裁判官裁判には、問題が存在していると主張していることを意味する。「市民感覚反映説」の立場から、国民司法参加制度の導入を通じて、市民の感覚がきちんと反映され、さらに従来の司法による弊害が是正されていく意義は大きいであろうと考えられる。

司法制度改革審議会意見書の表現や裁判員制度・刑事司法検討会の議論を振りかえると、裁判員制度の導入に関わる刑事司法改革の目的も浮かび上がってくることも指摘されている⁴⁵。審議会において刑事司法改革の部分を担当した井上正仁委員は、1990年代に平野教授の批評に対して日本の刑事訴訟の問題の根本原因は「弁護人の力不足」と反論したが、弁護人の機能強化のため提唱された改革策は平野と同じであり、両者は日本の刑事司法手続の改革に対する見方は違っていても、着地点は同じではなかろうかと思う⁴⁶。「意見書」における刑事司法の改革に関する内容を見ると、従前の刑事手続の構造改革は裁判員制度の導入を契機として部分的に実現されている。公判前整理手続、取調べ可視化、直接主義・口頭主義などの一連の改革と相俟って公判中心主義をもたらし、刑事司法は従前の「調書裁判」を脱却し、「精密司法」から「核心司法」への移行に向かっている⁴⁷。これによっ

⁴³ 司法制度改革審議会・前掲注(24) 89頁；95-97頁(2001年)。

⁴⁴ 司法制度改革審議会・前掲注(24) 41-52頁。

⁴⁵ ダニエル・H・フット「裁判員制度の成果」刑事法ジャーナル No.36、56頁以降(2013年)。

⁴⁶ 井上正仁「刑事裁判に対する提言」司法研修所論集 1991年1期 93-138頁。

⁴⁷ この点について、大出・前掲注(5)及び葛野尋之「裁判員制度と刑事司法改革」法社会学第79号 37-62頁(2013年)参照。

て理解増進・信頼向上説による裁判肯定論は成立せず、代わりに裁判員制度という国民の刑事司法参加制度の導入を契機として、刑事手続全般にわたる改正を実現しようという重要な意義が認められるわけである。

2. 4 小括：裁判員制度による司法の正統化の具体的な目標

このように理解増進・信頼向上は立法者や「裁判員法」に受け入れられ、裁判員制度の唯一な公式の意義づけになったが、司法民主主義や刑事司法改革などの司法を正統化する目標と意義づけも無視してはいけない。本章の議論を通じて、裁判員制度が少なくとも三つの司法の正統化に関わる目標を有していることが分かった。

まずは司法民主主義による正統化について、裁判員制度の文脈において国民主権の司法民主主義は完全には失われていないが、裁判員制度に対してより強調・期待されているのは討議民主主義としての司法民主主義による正統化効果である。つまり、裁判官と国民が互いに意見を十分に反映・交換し、熟慮したうえで作成された判決は、一般国民にとり受け入れやすいものとなる一方、国民が代表する社会常識と職業裁判官が代表する司法知識とが、判決という合意を作成する過程を通じて、十分な交流を図ることもできる。さらに、裁判官と一般国民が互いに尊重・理解すること、及び熟議の過程によって一般国民あるいは裁判官の避けがたい偏見若しくは認識の誤りを修正することができる。なお、民主的な討議過程による国民の公共心の養成も国民司法参加制度の導入に期待され、したがって「この国のかたち」に関わる体制改革としての司法改革の道も開かれるようになった。しかし、このような「公共心の拡大」は政治的な意義を高度に有するが、司法自身の改善に必ずしも連結するわけではないことについて、注意を払わなければならない。

次に裁判員法に明示された理解増進・信頼向上という司法を正統化する目標である。前記の討議民主主義による正統化と重なるところもあるが、この理解増進・信頼向上による司法の正統化を目指す目標の内容はあまりに一方向的である。すなわち国民を統治の客体に置き、司法からすでに離れて、司法への理解や信頼が欠如している一般国民が司法参加によって再び司法の（より）良い姿を目にし、これによって国民の司法への理解と信頼を取り戻し、司法自体を正統化していくこととされるのである。討議民主主義の観点から着目されたのは裁判官と国民との熟議である一方、理解増進・信頼向上の関心は、あくまでも司法を敬遠した一般国民を司法過程に招いて、見学・勉強させることに過ぎないであろう。

最後に裁判員制度の導入も刑事司法改革のきっかけとして司法を正統化する目標を目指

していると考えられる。確かにこの目標は司法改革の関係者に共有されていなかったが、司法改革の流れに見られた刑事司法改革への志向とその起源、弁護士及び刑事法学者の期待と呼びかけ、さらに審議会と検討会が求める刑事司法手続の具体的改革措置などを見ると、刑事司法改革を通じて司法を正統化するとの目標は裁判員制度の導入に含められており、無視してはいけないであろうと思われる。

第3章 韓国の国民参与裁判制度の目標

本章では、議論の対象を韓国に移し、前章と同様に司法改革と国民司法参加制度の導入の流れを遡ることを通じて、韓国の国民参与裁判制度の意義づけ及びそれを踏まえた司法の正統化に関わる具体的な目標の内容を探求する。

3. 1 社会民主化の潮流と司法改革事情

韓国の司法改革は、権威時代の「暗黒期」を経て、社会民主化の潮流に乗り権威主義の要素を清算しつつ、国民を中心に据えて司法の体質と意識の変化を希求するという流れのなかに位置づけられる。本節では、社会民主化の潮流に位置づけられる韓国の司法改革の事情について簡単に整理する。

3. 1. 1 従来の司法改革の動き

韓国における司法改革の歴史を遡ると、司法改革が主に社会民主化の潮流に乗って発展してきたことが明らかになる。司法府は1948年に大韓民国政府の成立以後、一貫して政治権力と対立しており、政治からの独立の死守に尽力してきた。特に1971年に大法院で出された二重賠償禁止の違憲判決¹、金大中大統領候補自宅の爆発事件²における警察による拘束行為は不当であったとの裁定、及び月刊『ダリ』誌筆禍事件³の無罪判決などは、気鋭の若手裁判官たちによる司法府の独立を求めた宣言という歴史的な意味を持つと指摘されてい

¹ 二重賠償禁止とは「軍人、軍務員、警察公務員その他法律が定める者が、戦闘、訓練等職務執行と関連して受けた損害に対しては、法律が定める報償以外に、国家又は公共団体に対して、公務員の職務上の不法行為による賠償は請求することができない」という制度である。大法院は1971年、「軍警と民間人や軍警と他の公務員を合理的な理由なく差別することとなることを理由として二重賠償禁止に対して違憲判決を下した（大法院1971年6月22日判決、1970年第1010号事件）。しかし、朴正熙政権は違憲意見を出した裁判官を再任用せずに刷新人事を断行した。その後朴正熙政権の改憲によって二重賠償禁止条項が強制的に規定された（大韓民国憲法29条の2）。

² 1971年1月27日、金大中大統領候補の自宅の庭で私製爆発物が爆発した事件である。そして、警察は金大中の甥である当時15歳のキム・ホンジュン氏を有力な容疑者として逮捕したが、裁判所が拘束適否審査を行った結果、警察の拘束疎明資料不十分を理由としてキム・ホンジュン氏は釈放された。この事件は最終的に未解決のままとなっており、金大中氏は遊説期間に、これは明らかに当時の朴正熙大統領による政治テロであると主張した。

³ 文学評論家任重彬氏が月刊『ダリ』誌1970年11月号に掲載した「社会参与による学生運動」が共産主義容認的であるという疑いで、同氏と雑誌運営者2人が逮捕・起訴された。しかし事件担当の判事は圧力に屈することなく、全員に無罪を言い渡した。

る⁴。さらに 1971 年に爆発的に広がった「第一次司法波動」⁵によって、次第に独裁と化していった政府からの圧力を押し退け、少なくとも裁判官の身分保障と司法府の独立が求められた。しかし、その後の 1972 年に発足した朴正熙大統領の維新独裁体制のもとで、政権の意にそぐわない裁判官 40 名以上が「依願免職」の形で粛清された。これによって韓国の司法は日本における宮本判事補再任拒否事件及び青法協事件などの「司法危機」が迫ったのとはほぼ同時期から、独裁政権が崩壊した 1987 年まで、およそ 15 年間の「暗黒期」に陥ってしまった。この時期に権威政府は司法に対して、法院の常時監視、検察による干渉、情報部門（中央情報部）の派遣調停官などによって一連の関与を行い、司法府も消極的且つ保守的であり政治権力の要求に順応せざるをえなかった⁶。

刑事司法に対する政治の介入の中で最も際立っていたのはソウル刑事地方法院の分離と刑事地方法院首席部長を通じた刑事事件の調整であると指摘されている⁷。結局、当時の政治事件に対しては、政府の意向を仰ぎながら、法治原則と社会正義に反する一連の判決が下されたのである。即ち法院は人権保障の役割を果たせず、できるだけ検察官の意思に反しない「妥協判決」、もしくは起訴状と求刑をそのまま写した「正札判決」を出し、裁判官自身の地位安定を優先したのである⁸。さらに当時権威政府に屈した裁判官も、後日「政治判事」として批判・清算された⁹。

しかし韓国における社会民主化の潮流は朴正熙大統領の死亡によって引き起こされた「ソウルの春」と呼ばれる民主化運動の活発化をきっかけとして始まり¹⁰、ついに 1987 年の「六月民主抗争」を通じて、盧泰愚大統領候補が「六・二九民主化宣言」を表明して大

4 韓寅燮「韓国における陪審員裁判の導入と施行—司法改革の文脈の中で」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』216 頁（国際書院、2011 年）。「現代韓国と刑事司法」大久保史郎=徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』142-143 頁（日本評論社、2003 年）。

5 第一次「司法波動」は、政府の意に沿わない判決を出す「問題法官」に対して、政府が査察、尾行などの私生活の追跡を行っていたことに対抗して裁判官が、刷新人事に対して集団的に反発し、また辞表を書くなどして、司法府の独立を守った運動である。

6 韓・前掲注（4）「現代韓国と刑事司法」142 頁以降。

7 韓・前掲注（6）143 頁。

8 韓・前掲注（6）142 頁。

9 盧武炫政権のもとで、当時の「政治裁判」についての真相究明委員会が作られ、2008 年に当時の大法院長も国民に対し謝罪した。趙炳宣「国民の司法参与に関する『選択型・勧告型の韓国型陪審制』の象徴性」ノモス第 31 号 36 頁（2012 年）。今井輝幸「韓国の国民参与裁判制度について」比較法研究 75 巻 277 頁（2013 年）。

10 当時の民主化の潮流は、全斗煥大統領の肅軍クーデターと 1980 年に勃発した「光州 5.18 事件」の鎮圧によって挫折した。

統領直接選挙、及び民主化運動関連政治犯の赦免・復権措置を受け入れ、完全な民主化が実現した。そして権威政権の崩壊と1987年12月の大統領選に伴い、司法府の自己刷新が始まった。なお、権威時代の影響を受け、韓国国民は司法権による人権侵害に対して極めて敏感になっているようである。

3. 1. 2 司法の独立を目指した司法改革

韓国における司法府の自己刷新は、国民の司法への不信を痛感したことから始まる。そして、この時期における司法改革の最大の目標は司法府の独立にあった。1988年、数百人の法曹が参加した司法府を刷新するための声明は、国民が司法府に対して不信感を持って罵倒するまでに至っていることを指摘していた¹¹。そしてこの声明をきっかけとして、「第二次司法波動」が始まった。その結果、従来から権威政権の意のままとなっていた金容喆大法院長が辞任に追い込まれ、さらに民主化の流れのなか権威時代の大法院法官であった鄭起勝氏の大法院長の任命案を国会も否決し、従来の政治裁判に対抗して1975年の人民革命党再建委員会事件¹²の裁判で唯一の少数意見を出した季一珪氏が大法院長として任命された。ここに、韓国における司法府独立の一步が踏み出された。

しかし、韓国において司法府が政治から独立してきたとは言っても、その権威主義の体質自体は民主化運動によってさほど変わらなかったと思われる。金泳三政権のもとでは、人事権の行使などによる司法の間接統制への対抗、及び裁判官の独立を呼び掛けた「第三次司法波動」が勃発した。この司法波動は、裁判官の自己批判・反省に繋がっており、司法改革に対する内部の自覚も生み出された。その一方で、このような司法は「孤立し、(国民と)互いに不信感を持ったり、敬遠したり、統制し合いました」という文言に表れているように、国民から十分な信頼を得られていないということも、当時の裁判官は指摘していた¹³。

このように、韓国における1988年から1993年にかけての司法改革の動きは、司法府や

¹¹ 「新しい大法院構成に関する声明書」『東亜日報』1988年6月16日。

日本語訳は韓・前掲注(4)「韓国における陪審員裁判の導入と施行—司法改革の文脈の中で」217頁参照。

¹² 1974年4月8日、「人民革命党再建委員会を設立して人民革命党を再建し、民青学連の国家転覆活動を指揮した」という嫌疑で民主運動家の都礼鍾氏など23人が逮捕された。1975年4月8日、大法院は上告審で都礼鍾氏ら8人の被告人に死刑判決を宣告し、他の被告人には禁錮15年の有罪判決を下した。当時大法院法官であった季一珪氏は唯一の少数意見を出した。

¹³ 「司法府改革に関する我々の意見」(1993年)。日本語訳は韓・前掲注(11)218頁参照。

裁判官が従来の外圧と権威体質から脱出し、さらに司法が再び国民の信頼を得るため、司法の独立の実現を目指したものであると考えられる。その効果であるが、裁判官の独立は後述するとして、少なくとも司法府自身の制度的独立は社会民主化の風潮に乗って、この時点で既に十分に達成されたと評価できるであろう。

3. 1. 3 国民中心の司法改革論

1993年に発足した金泳三政権は「文民政府」と呼ばれ、さまざまな社会民主化の改革を行った。その時期の韓国社会において、改革派と保守派の間で論争や攻防が繰り広げられ、社会改革の方向は「官僚的権威主義の解体と市民参加運動の胎動」と定められた¹⁴。加えて前記の第三次司法波動の影響を受け、司法府が政治から独立したにもかかわらず、司法府内部における司法官僚、エリートによる支配という権威主義的官僚構造は残存しており、それに対する改革も呼び掛けられた。

当時の司法改革の構想については、大法院に置かれた「司法制度発展委員会」、金泳三大統領が発足させた「世界化推進委員会」、及びその後継者である金大中大統領の下で発足した「司法制度改革推進委員会」それぞれが立案した三つの綱領にあたるものが存在していた。

司法制度発展委員会は、「司法権の独立」と「国民のための改革」が司法改革に関する最も重要な目標と基本的方向であるとした。即ち、司法改革を裁判官或いは法曹の利益拡大に資するものと捉えるのではなく、根本的には国民を司法の「主人」と設定し、司法が如何に国民に奉仕するかに関心を示すべきであるとされた。一方、世界化推進委員会によって打ち出された司法改革の構想も、司法のサービスの問題点に集中しており、「裁判制度の運営者を供給し、養成する制度の改革」が問題意識とされ、国民のための司法アクセスの拡充とその質の向上に関わる法曹人口の増員、法科大学院制度の導入を提唱した。そのほか、司法腐敗と司法の運営における不合理と不公平な制度とその運用はもちろん、不親切で権威的な法曹の態度などの悪しき慣習を是正することも言及された¹⁵。

このような「国民のための司法」に向けた改革論以外に、国民司法参加をめぐる「国民による司法」という司法改革論も1990年代に提唱された。「国民による司法」を求める改革論は、韓国司法の問題である法曹閉鎖主義、エリート主義、縁故主義、権威主義などに

¹⁴ 沈羲基「韓国の民主化と司法」大久保=徐・前掲注(4) 277頁。

¹⁵ 沈・前掲注(14) 280頁以降。

ついで、その原因は法曹が供給側、国民が被供給側に位置づけ運営された司法制度にあると指摘し、これからの司法改革は国民のニーズを、一方的な供給者たる法曹の要求に反映させることだけではなく、国民が自ら司法に歩み寄り、参加することも求めているとする。にもかかわらず、1995年以前には国民司法参加の導入を要求した声は韓国においてほとんど聞かれず、司法制度発展委員会と世界化推進委員会それぞれの司法改革に関する構想においては国民司法参加の内容が若干言及されたものの、結局あまり議論されなかった。さらに民間の司法改革運動も当時は国民司法参加制度の導入に触れなかった¹⁶。一方で、国民司法参加の意識は既に民主化の文脈においては発達してきていた。1994年にある法学者が国民の直接参加を拒否する司法は非民主的であると主張し、民主主義の資格の欠如から当時の司法府を批判し、さらに「韓国の官僚的司法を根本的に治癒するには、民衆が直接裁判に参加する方法しかない」と断言した¹⁷。

その後、民間では「参与連帯 (People's Solidarity for Participatory Democracy)」のような NGO が国家主義的で官僚主義的な司法の弊害を問題視し、「市民の司法参加」を粘り強く要求した。1996年に、「参与連帯」の傘下に設けられた司法監視センターは『国民のための司法改革』という本を出版し、さまざまな国民司法参加の方策を紹介し、司法改革の課題として国民司法参加の導入を提示した¹⁸。しかし、学界も民間も陪審・参審制度の直接導入に対しては、慎重な立場を示した。つまり、直ちに陪審制または参審制を韓国に導入することには同意せず、今後韓国の司法制度及び社会環境などを整備し、徐々に自国に適した国民司法参加制度を導入する可能性を研究していくべきだと主張した¹⁹。

1999年に、金大中政府は「太田法曹不正事件」²⁰の発覚を契機として、大統領の諮問機関として前記「司法制度改革推進委員会」を発足した。その時期に国民司法参加制度に強い関心を持つ市民団体が「司法改革のための市民社会団体連帯会議」を結成し、国民司法参加の導入などの司法改革の課題を司法制度改革推進委員会に提言した。2000年5月に公表された司法制度改革推進委員会の最終報告書では、国民司法参加制度は「司法の民主化

¹⁶ 工藤美香「韓国司法改革委員会における国民の司法参加議論について」司法改革調査室報 No.4、57-58頁（2004年）。

¹⁷ 朴洪奎『司法の民主化：裁判を裁く』151頁（歴史批評社、1994年）。日本語訳は韓・前掲注（11）221頁参照。

¹⁸ 河泰勲「市民が見た国民参与裁判」刑事法ジャーナル No. 32、43頁（2012年）。

¹⁹ 沈・前掲注（14）297頁。

²⁰ 韓国の太田地方における現職判事・検察官をはじめ、検察署と裁判所の職員および警察官も含む300人余りが、元太田地検部長検事であるイ・ジョンギ弁護士に事件受任を斡旋し、紹介料を受け取ったという法曹倫理違反事件である。

を高揚させる方策として望まれるものであり、中長期的には肯定的に研究・検討する課題」とされた一方、即時の導入も難しいとされた²¹。「参与連帯」はこれに反論する報告書を公表し、特に国民司法参加制度の導入の先送りに対して激しく批判した²²。

しかし、その後僅か4年弱の間で国民司法参加制度の導入が進められた。「参与政府」と呼ばれた盧武炫政府が司法改革の共同推進について大法院と合意し、2003年に大法院の下に「司法改革委員会」が設置された。同委員会は翌年に「国民とともにする司法改革—司法改革委員会白書—」という報告書を公表し、国民司法参加制度の導入について「先延しにする必要はない」との見解を示した。その中で、国民司法参加の意義づけについて、「司法の民主的正統性を強化し、透明性を向上することで究極的に国民から信頼され尊重される司法を確立する」ことが挙げられた²³。さらに、2005年に改革派裁判官である李容勳氏が大法院院長に任命されたことによって、国民司法参加制度を含む一連の抜本的改革策が一気に推進され²⁴、司法改革の立案機構と法曹三者、社会各界の有識者で構成された新たな「司法制度改革推進委員会」が設けられた。そして、2006年12月までのおよそ2年間に、国民司法参加制度の導入を含む25件の司法改革に関する法案が、この委員会によって作成された。韓国における国民司法参加制度の内容について、委員会は国民司法参加制度の導入理由、対象事件の範囲、制度の基本形態、一般国民の人数、参加範囲、評決の効力、及び民事・労働事件における国民司法参加の導入という7つの論点に関して議論を行った²⁵。2005年末、「国民の刑事裁判参与制度実施法案」を委員会内部で議決し、さらに国会における立法手続を経て、2007年4月に、現在の「国民の刑事裁判参与に関する法律」が公表され、2008年から国民参与裁判制度を実施することも定められた。導入方針の確定から制度実施までに要した期間は僅か3年であったという「制度導入の迅速性」は、韓国の国民参与裁判制度の一つの特徴であり、この背景には、2004年に日本で裁判員法成立したこと、及び2005年に中国が「人民陪審員制度の健全化」という国民司法参加制度に対する改革を

²¹ 司法制度改革推進委員会報告書『民主社会のための司法改革』337頁。日本語訳は沈・前掲注(14)299頁参照。

²² 河泰勳「ロー・アングル 市民団体からみた国民参与裁判」法学セミナー55巻6号43頁(2010年)。

²³ 司法改革委員会『国民とともにする司法改革—司法改革委員会白書—』260-261頁。日本語訳は韓・前掲注(11)222-223頁参照。

²⁴ Dae-Kyu Yoon, LAW AND DEMOCRACY IN SOUTH KOREA: DEMOCRATIC DEVELOPMENT SINCE 1987. 123 (2010)

²⁵ 韓・前掲注(11)223頁。

行ったことなどの周辺国の影響があると考えられる²⁶。

3. 2 国民参与裁判制度の導入背景と特徴

3. 2. 1 国民参与裁判制度の導入に関する諸論点

国民司法参加制度の導入に対して韓国においても賛否両論があったが、世論と法曹三者の中では肯定的な意見が主流であった。2003年に行われた世論調査と大法院調査、及び2005年に司法制度改革推進委員会が行った調査でも、8割以上の回答者が制度導入に賛成すると回答した²⁷。さらに、全国の裁判官に対する内部調査では、53%の裁判官が国民司法参加制度の導入に賛成し、39.1%の反対を上回った。そのほか、検察・警察側は国民司法参加制度の導入に対して、違憲の可能性について懸念を示しながらも概ねの賛成する態度を示した²⁸。

国民司法参加制度の導入の賛否をめぐって、導入に賛成の立場からは主として以下のよ
うな論拠が提示された。第1に、司法が法律の専門家により独占されており、民主的正統
性が脆弱であると指摘したうえで、国民司法参加制度の導入によって国民主体意識や遵法
意識を向上させ、「裁判の民主的正統性の向上」を図ることが必要であるとされた。第2に、
国民が司法過程において疎外されることによる司法への不信を解消するため、「裁判への市
民的価値と感覚の反映」が必要であるとされた。第3に、検察官が圧倒的な力を有する刑
事裁判に対して、国民司法参加の導入によって、「刑事訴訟法での適正手続の実現と人権擁
護の先進化」を実現させる意義が強調された。第4に、刑事司法に関する「最も大きな不
信と批判」の対象である法曹の密談と癒着、及び前官礼遇（元裁判官或いは元検察官で
ある弁護士に弁護を依頼すると、刑事裁判でより有利な結果を得られる）などの「法曹非理」
を打破するため、国民司法参加の導入が必要であるとされた。それに対して、国民司法参
加制度の導入に反対する論者は、以下のような論拠を提示した。第1に、職業裁判官は素
人の国民より専門性が高いという「専門家優越論」である。第2に、素人の国民は、職業
裁判官と比べ判断が感情や世論によって左右されやすいという「国民能力不信論」が指摘
された。第3に、韓国憲法27条1項は、「すべての国民は、この憲法及び法律が定めた法

²⁶ 韓寅燮「学界から見た韓国の国民参与裁判」法学セミナー55巻4号37頁（2010年）。

²⁷ 李東熹「韓国・国民参与裁判の現状と課題（上）」季刊刑事弁護No.67、192頁の注12（2011年）。

²⁸ 李・前掲注（27）184頁。

官により、法律による裁判を受ける権利を有する」²⁹と定めているため、国民司法参加は憲法違反であるという「違憲論」がある。これらの理由から、国民司法参加制度の導入に対して、非常に慎重な意見が示されたのであった³⁰。

このように日本と同様、韓国における国民参与裁判制度の導入も、ある意味で賛否両論あるなかでの折衷案であるとは言えよう。確かに憲法 27 条 1 項の規定によると、国民の意見に拘束力を直接に付与し、且つ強制的に適用される国民司法参加制度は違憲の恐れが十分にあると認めざるを得ないため、結局国民参与裁判の場合に、違憲のリスクを回避するために陪審団の評決は勧告的効力しか有しないと規定され、適用の有無についても申請主義が採用されたのである。

国民司法参加制度の望ましい形態について、前記の裁判官の内部調査によると、ドイツ式の参審制（43.4%）、アメリカ式の陪審制（33.4%）、日本の裁判員制度（17.2%）という回答がなされたことから³¹、裁判所内部において制度の具体的な在り方についてコンセンサスがあったというわけではなかったと思われる。一方、陪審に対して検察の態度は消極的、弁護士会の態度はより積極的であった。しかし、日本と異なり、国民司法参加制度の形態選択について、韓国の法曹三者、及び世論の間で激しい意見の対立が存在しなかったのも事実である。参審制か陪審制かという制度形態の選択について、法曹界の内部では、儒教の影響を大きく受けた国である韓国の社会実態と文化に相応しい国民司法参加制度の方が、そのような儒教的影響のない文化圏に由来する陪審制・参審制よりも適切であるという認識が既に形成されており、司法改革委員会も基本的に陪審制・参審制いずれの制度が韓国の実情により相応しいかを判断することは困難であるという立場を示した。その結果、韓国社会に最も適合する制度を実施することができる土台を作り、制度導入の環境などの前提を整えるよう努力しなければならないため、とりあえず制度導入の第 1 段階として基本モデルを決めて国民司法参加制度を導入し、その上で一定の実施期間を経てこの基本モデルの施行成果を分析した後、国民司法参加制度の最終形態を改めて規定するという方策が決められた。委員会での議論当時、陪審制と参審制の要素を統合することが提案されたが、実際に採択された「陪審員」という用語と主に陪審制を手本とした国民参与裁判制度の制

²⁹ この訳文は <http://www.geocities.jp/koreanlaws/kenpou.html> 参照、2016 年 12 月 5 日閲覧。

³⁰ 韓国における国民司法参加の導入に対する積極派と消極派それぞれの主張について、韓・前掲注（11）224-225 頁参照。

³¹ 李・前掲注（27）184 頁。

度設計から見ると、委員会は参審制よりも陪審制の方が望ましいものであると判断したのであろうとも指摘されている³²。要するに、どのような形態を持つ国民司法参加制度を韓国に導入しても、国民の評決に拘束力を直接に付与することは憲法上の問題から認められず、加えて国民参与裁判制度は導入する最初の段階ではあくまでも試験的なものでありとされ、最終形態が確定されていない「基本モデル」であったのである。この二つの事情は、韓国において国民司法参加制度の形態選択に関する論争が比較的緩やかなものに留まったことの主要な理由であろうと考えられる。

しかしながら、韓国における国民参与裁判制度の設計作業のうち、裁判に参加する一般国民の数を定める際には、深刻な意見の対立があった。国民参与裁判に参加する国民の人数について、積極論者が9乃至12人の程度が必要であると主張した一方で、消極論者は3乃至5人程度で十分であると反論した³³。結果として、裁判員制度と同じように折衷案で合意がなされ、事件の軽重と自白の有無によってとりあえず5人、7人、9人の複数案を併用し、将来の最終形態を決定する際に再び検討することとしたのである。2013年に公表された国民参与裁判制度の最終形態の決定によって5人による構成は削除され、ある程度積極派の方向に寄せた改正がなされたものと思われる。

3. 2. 2 国民参与裁判制度の導入背景と特徴

韓国において国民司法参加制度の導入を打ち出した司法改革の流れ、及び国民参与裁判制度の成立経緯を詳細に確認したことによって、国民参与裁判制度の導入の背景と特徴についても明確になった。

まず、国民参与裁判制度の導入は司法に対する不信の産物であると考えられる。韓国の司法システムは権威時代の影響を受ける一方、官僚化・階級化した職業裁判官が国民から乖離しており、政治裁判、調書裁判、密室での判断、裁判官の「独断専行」などの司法府に対する否定的イメージが社会に強固に広がっていた。権威統治の終焉と社会民主化の高揚に伴い、司法府が政治から独立してきたが、裁判官自身は官僚化、階級化の体質から完全に脱却することができず、職業裁判官のみによる裁判も一般国民の感覚との乖離が大きくなってしまった。さらに、民主時代に露呈した司法腐敗、不誠実な司法サービス、前官礼遇などの法曹非理が、法曹閉鎖主義、エリート主義、権威主義とともに、韓国の司法の

³² 韓・前掲注(11) 228-229頁参照。

³³ 韓・前掲注(11) 230頁。

正統性にさらなる傷をつけてしまったのである。民主時代に入っても、韓国国民は依然として司法に対して根強い不信感を持っていたであろうと考えられる。盧武炫政府が「司法改革委員会」を設置した 2003 年に、大法院が調査会社に委託し、全国における 6 つの広域市に住んでいる 20 歳以上の一般市民 1000 人を対象とした国民意識調査を行った。その結果、刑事裁判は不公正だと評価する回答者の割合は圧倒的に高く、83.7%に達した³⁴。この調査の後、著名な高裁判事による汚職事件が発覚し、司法に対する不信感や国民司法参加への期待がさらに高まったと考えられる³⁵。国民参与裁判制度が始動した 2008 年に、韓国法制研究院が実施した国民法意識調査の結果によると、「権力や財力が裁判結果に影響を与えると考えているか」との質問に対して、「影響を与える」と回答した割合は圧倒的に高かった³⁶。このように国民の司法への強い不信感は、韓国における国民参与裁判制度の導入の一つの重要な背景と特徴であると言えよう。

次に、制度導入の経緯を概観すると、韓国における国民司法参加制度の導入は、最初に民間からの呼びかけがあったが、それに対する法曹の態度はあまり積極的なものではなかったように思われる。当時の事情を詳述すると、裁判所の上層部には反対ないし消極的導入論を持論とする人が多かった一方、若手の判事たちは国民司法参加制度の導入に対してかなり積極的であった。検察の内部では当初反対派が優位であったが、後に司法改革委員会が国民司法参加制度を導入する決意を固めたことに伴い事態を静観する姿勢に転じた。さらに弁護士会の立場については、大韓弁護士会が国民司法参加制度の導入に対して公式の意見を持っていなかったもので、恐らく検察側と同じように静観したのではないだろうかと考えられる。とはいえ、韓国において国民司法参加制度の導入を促した最も主要な動力は、まさに積極的に国民司法参加の意義を説き、さらに国民に対して説得を行った一部積極派の刑事弁護士、法学者、及び市民団体であったと思われる。そこで彼らの努力と一般国民の従来 of 司法に対する不信が合わさって、法曹界はともかくとして、国民司法参加制度を導入するための「国民的基盤」が既に作られていき、国民自らが司法に参加することを強く希望していたことが認められる³⁷。このように、「体制改革の司法改革」の環境のも

³⁴ 鄭吉龍「韓国国民の司法不信とその解消策の模索」阪大法学 57 卷 1 号 133 頁(2005 年)。

³⁵ 今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』4 頁(イウス出版、2010 年)。

³⁶ 高翔龍『韓国法(第 2 版)』34 頁(信山社、2010 年)。今井・前掲注(9) 277-278 頁。回答の内訳は、「非常に影響を与える」49.2%、「ある程度影響を与える」46.4%、「それほど影響を与えない」4.0%、「全く影響を与えない」0.4% である。

³⁷ 사법지원실(法院行政処)『국민참여재판의 이해(国民参与裁判の理解)』1 頁(2007 年)。

とで打ち出されて「トップダウン」の性格がより強く感じられる日本の裁判員制度導入に対して、韓国における国民司法参加制度の導入は、一見すると主に大統領と大法院に推進されたとも言えるが、実は「ボトムアップ」の形で始まったとも言える。

さらに、国民司法参加制度の導入の必要性和制度形態の選好について、韓国の法曹三者の間には温度差が若干見られたが、日本のように三者の意見を完全に分けるほどの分岐があまり存在しなかったとも言えるであろう。要するに、社会民主化の高揚、さらに一般国民の司法に対する不満と不信が強くなる背景に鑑み、「司法の正統性危機」が韓国の法曹三者にすでに共有されており、それを解決する手段としての国民司法参加制度の導入という意義も認められていた。一方、国民司法参加の形態の選択については、各関係者が「国情論」に基づき大筋合意をし、陪審制か参審制かという論争は存在しなかった。それに加えて、第1段階でとりあえず基本モデルを実施し、後で実施の経験に基づいて再び制度形態を調整しようとするという導入手順がとられたことも、制度の形態をめぐる意見対立の緩和につながった。だがやはり、憲法上の制限のために国民参与裁判制度の適用を申請主義に基づくものとしたこと、及び裁判に参加する国民の意見に拘束力を認めることができないという事情から、韓国において国民司法参加制度を導入しても、司法システムに対する衝撃は限定的であったことが、制度の形態選択を巡る意見対立が大きくなかったことの一歩の理由であると思われる。このために保守派からの抵抗も弱かったのであろうと考えられる。

最後に、韓国において国民司法参加制度の導入を含む司法改革は社会民主化運動の高揚に伴い打ち出されたということの意味について確認する。したがって、司法の民主的正統化も強く訴えられ、制定法によって実現された国民参与裁判制度の最も重要な意義づけの一つとなったように思われる。この「民主的正統化」内容について、討議民主主義の意義を当然に排除できない³⁸一方で、韓国の司法改革が社会民主化の影響を大きく受けたからこそ、国民主権という民主主義の意義も含まれていると考えられる。しかし憲法27条1項による制限、及び申請主義による適用と国民の意見が勧告的効力しか有しないという具体的制度内容を考えると、国民参与裁判制度の実施を通じて国民主権に基づく司法民主主義を実現することは現実的な意義づけというより、むしろ象徴的なものとして理解するほうが

³⁸ 国民参与裁判制度の民主的意義について、司法改革に注目された国民の不信、司法離れ、および反法曹閉鎖主義からして、討議民主主義の意義が弱いながら存在していないとは言えない。

より妥当であろうと考える。国民参与裁判制度の導入の反司法腐敗、反法曹非理の背景を加味して考えると、韓国における国民司法参加は司法権に対する監視という意味も大きく、司法の民主化の要求に重なるとも思われる。

3. 3 国民参与裁判制度による司法の正統化の具体的な目標

これまでの議論において示してきたように、司法の正統化について韓国の国民参与裁判制度が掲げた具体的な目標は、以下の通りである。

韓国の司法改革の文脈から見ると、国民参与裁判制度の導入は、社会民主化運動の余波として、法曹内部には消極的な意見または異論がありながらも、基本的には社会や国民の要望によって「ボトムアップ」の形で打ち出されたものである。したがって、国民主権という意味での司法の民主的正統性は、韓国の社会民主化運動の潮流に乗って、韓国において日本以上に認められていたと考えられる。国民参与裁判制度による「司法の民主化」を実現させるという司法正統化目標について、裁判における市民的価値と感覚の反映及び一般国民の主体性と公共意識の向上のような討議民主主義に関する内容のほか、司法に対しても国民主権の「象徴」を提供し、さらに司法を監視することによって司法を民主的に正統化する意味も含まれているであろうと考えられる。

加えて、国民参与裁判制度の導入の動因としては、社会民主化の流れにおいて司法の民主化を求めることのほか、法曹閉鎖主義、エリート主義、縁故主義、権威主義などの韓国の司法文化に関する問題の解決の必要性もあったと考えられる。したがって、国民参与裁判制度が担う任務の一つは、一般国民が司法に参加することによって従来抱いていた司法への不信と不満を解消することにある。しかし、同じく司法に対する信頼向上を目指しているにもかかわらず、韓国の国民参与裁判制度が用いる手段は裁判員制度と非常に異なる。つまり国民参与裁判制度は、現行司法制度の良さを見せるというような「体験見学」を通して司法への信頼を高めるのではなく、一般国民の参加を通じて司法に「民主的な象徴」を提供し、職業裁判官と国民との乖離を縮小する一方、一般国民も「監察役」として司法の濫用と不正を牽制することを目指している。このような国民参与裁判制度の導入を通じて、韓国の司法の透明性や公正性、客観性、信頼性を高め、正統化することができる。

そして韓国でも日本と同じように、一部の刑事法学者や弁護士によって、検察官が強力な権限を有する従来の刑事裁判に対抗して、国民司法参加の導入を契機として、刑事司法における適正手続と人権擁護の促進を実現させることが提案されている。国民参与裁判制

度の導入に対して賛否の意見を控えていた大韓弁護士協会も、それを従来の刑事訴訟における検察・弁護側の力関係を変化させる契機とする積極的な効果を期待した³⁹。しかし、韓国における国民司法参加制度の導入は、1990年代半ばの時点でも「ほとんど革命的発想」であったのであり、陪審制の導入に関する議論は言うまでもなく、陪審制度の紹介、英米法系の陪審制度に関する論文も少なかった⁴⁰ため、基本的に国民司法参加制度の導入と刑事司法の関連を巡る議論が日本と比べて少ないと考えられる。しかしながら、国民司法参加制度の導入を通じて刑事司法の改善を図るという目標は韓国の法曹三者及び刑事法学者などの間で共通しており、決して看過してはいけぬ。結果として、口頭主義の徹底、集中審理原則の明文化、公判準備手続の拡充と公判前整理手続の新設、証拠調べの順序変更、及び証拠開示制度の導入などの当事者主義の実質化を意図した内容を含む「刑事訴訟法一部改正法律案」が、国民参与裁判制度の導入と同時期（2005年）に提出され、さらに国民参与裁判制度と同じ年（2008年）から施行されている⁴¹。

以上の議論を整理すると、韓国の国民参与裁判制度が掲げる司法の正統化目標とは、具体的には以下の3つの内容を含むものと考えられる。第1に、司法の民主的正統化について、討議民主主義と国民主権の両方の意味が同時に存在しており、さらに国民主権の司法民主主義の志向は日本と比べてかなり強いことが認められる。もっとも、司法の民主主義化は現実には象徴的な意義づけにとどまっており、司法を監視するという意味合いも混在している。第2に、司法に対する信頼向上の効果が挙げられる。これは、避けて通ることのできない国民の不満と不信を解決することを意味している。第3に、国民司法参加制度の導入を契機として刑事司法改革を促すことが韓国においても期待されているようである。ただし、日本とは改革を進行するための手段が異なっており、国民参与裁判制度導入を契機とした刑事司法改革に対する期待も、日本と比べてより弱いものに留まっていると考える。

³⁹ 工藤・前掲注（16）64頁。

⁴⁰ 朴元淳「市民の司法参与」大久保=徐・前掲注（4）310頁参照。

⁴¹ 李・前掲注（27）184頁。

第4章 台湾における国民司法参加制度導入の目標

「司法改革国是会議」¹が発足する以前から、台湾において司法改革は完全に司法府（司法院）の主導のもとでゆっくりと行われてきた。1990年代末に司法の政治からの独立が実現したが、それとともに司法の透明化、裁判官の人事制度、刑事訴訟における当事者主義の徹底をはじめとするさまざまな改革が行われた。しかし、その成果はあくまでも段階的なものに過ぎないと言える。結局、司法府自らが主導した司法改革は国民の意見を十分には反映しておらず、あまり効果がなかったため、国民の司法への不満と不信はついに2010年に爆発し、大規模な抗議事件が発生するに至った。

司法改革における国民司法参加制度の導入に関する議論に目を向けると、参審制の導入は従前の司法改革のなかで何度も議論されたが、幾多の挫折を繰り返した末、成立には至っていなかった。「人民観審制度」は、司法院が司法に対する一般国民の高い不信感を和らげる方策として、2012年に突然に、且つ一方的に打ち出したものである。その後の4年間、人民観審制度の導入は司法院によって積極的に提唱されたものの、弁護士界と司法改革に関心を有するNGOからは、極めて多くの反対意見や批判が向けられた。観審草案は結局立法院の審査を通らず、2016年の政権交代に伴い、やむを得ず廃案となった。

しかしながら、現在の台湾では国民司法参加制度の導入はもはや阻むことができない勢いを伴っている。観審制度の反対者さえも国民司法参加制度の導入に賛成している。争いがあるのは、国民司法参加制度の導入の必要性ではなく、国民司法参加制度の形態選択と他の関連制度に関する改革についてである。2017年2月17日に、大統領府に設置された新たな司法改革機構（「司法改革国是会議」）の準備委員会は、各小委員会の名簿と議題を公表し、国民司法参加制度の導入が「参与、透明、身近な司法」をテーマとする第四小委員会の議題となることを明らかにした²。また、そこで議論がなされる内容の詳細として、

¹ 蔡英文大統領は、就任時に、大統領府の下により広汎的な意見を反映させる司法改革機関（司法改革国是會議）を設立する方針を表明し、2016年11月に大統領を委員長とする16人の準備委員会を発足させた。この準備委員会の構成を見ると、従来の法曹（司法府）主導の慣行を打破しようとする意図は明らかである。現役法曹は1人も含まれていない一方、司法院長、法務部長、およびかつて改革派弁護士であった学者が、それぞれ法曹三者の代表として委員を務めている。そのほか、社会学者、政治学者、民間の有識者、さらに被害者遺族などの、法学界外部の者も多くに招致された。その上で2017年2月17日に、16人の準備委員を含む101人の司法改革国是會議（そのうち現役法曹は15人）が発足し、5つの小委員会に分かれて司法制度改革に関する諸事項を審議している。

² www.president.gov.tw/portals/0/download/1060217P-2.pdf、2017年4月29日閲覧。

日本の裁判員制度を手本にする「参審案」とアメリカの刑事陪審制度を参考した「陪審案」が並立して示されていた。

一方この間、国民司法参加制度の導入をめぐる、台湾と日韓両国との交流も頻繁に行われた。台湾が最終的にどのような国民司法参加制度を導入するかという問題に関しては日本と韓国の影響力も極めて大きく、無視し難いようにも思われる。一方、台湾における国民司法参加制度の導入の動きは、日本と韓国にとって興味深い研究対象であり、自国の制度への検討・改正に対しても有益な参考になるだろう。そこで、本章では、第2章と第3章に引き続き、台湾の司法改革及び国民司法参加制度の導入に関わる諸事情から、人民観審制度案の提出、及び現在の国民司法参加制度の導入が議論されるに至った背景を出発点として、台湾における国民司法参加制度の導入が目指す司法の正統化の具体的な目標や問題関心を取り上げる。

4. 1 制度導入の動機：司法に対する強い不信感を和らげる

台湾における現在の国民司法参加制度導入に向けた動きの直接的な動機は、司法に対する一般国民の高い不信感を和らげることに他ならない。権威時代を経験した台湾において、一般国民が未だに権威時代の司法に対する印象を引きずっており、現在の司法に対して信頼を寄せにくいということはある意味当然とも言えよう。しかし、司法独立の経緯から見ると、現在の台湾の司法が完全に外部からの関与を遮断しているとまではいえないものの、その独立性は権威時代に比べて著しく向上しているように思われる。それでは、より独立性を増した司法に対して、台湾の国民が抱く不信と不満が一段と深刻になってしまったのは、一体なぜであろうか。本節はこの問題について考察してみる。

4. 1. 1 司法の「脱政治化」と「再政治化」

1945年以來およそ50年の間、台湾は国民党による一党独裁による支配を強いられてきた。その時代に、司法を含むすべての統治機関が国民党の上層部に掌握され、司法は権威政権が国民をコントロールする道具と化してしまった。したがって、裁判所は政府または国民党からの圧力を受け、各裁判所の長官も行政権力または党の「代理人」として、自身

の管轄下の裁判官を統制していた³。この間、共産主義の禁圧とともに、民主化の思想や言論と人権運動を鎮圧するため、抗争事件・政治事件などに対して、軍事法廷による秘密審判も行われた。国防部の統計によると、1945年から1989年にかけて、捏造された政治事件が多発し、16102人もの人々が政治事件の被告人となった⁴。

台湾における司法改革は、まさに権威統治から脱出し、司法権の独立を目指すことから第一歩を踏み出した。しかし、台湾の権威統治は政権交代ではなく国民党の自己刷新（戒厳状態の解除）によって終焉したために、政治は民主化されても「一党独裁」の考え方は根強く、従来の統治構造も完全には民主的なものに転換されていないようである。そこでは司法独立をめぐる抗争が続けられており、それ故に国民が権威時代のイメージのもと司法や司法官⁵に対して不信感と抵抗感を抱くという状況が現在でも見られるのであろうと考えられる⁶。

4. 1. 1. 1 脱政治化の司法独立

政治による介入に対する台湾の司法府の対抗は、1970年代末の台米断交と国連脱退を決めた政治的・経済的状況の変動によって黄少谷司法院長の任期内（1979年-1987年）に始まり、その後も長期間継続した。この時期の最も代表的な改革は、二審以下の裁判所が行

³ 台湾の権威時代における司法への統制について、林文雄「台湾の法治の危機と展望」孝忠延夫=鈴木賢編集『北東アジアにおける法治の現況と課題』218-222頁（成文堂、2008年）。黄丞儀「戒厳時期法律體制的未解難題與責任追究」莊瑞琳編『記憶與遺忘的鬥爭：臺灣轉型正義階段報告（卷三）面對未竟之業』15-70頁（衛城出版、2015年）参照。

⁴ 邱榮舉=謝欣如「戰後臺灣客家菁英與白色恐怖政治事件-解析許信良與三個重要政治事件之關係」臺灣省諮議會『臺灣民主的興起與變遷』第二屆學術研討會—人物與事件』59頁（2007年）。

⁵ 台湾において「司法官」は、裁判官と検察官を指す（「司法人員人事条例」3条）。一部の試験内容は同じだが、司法試験は司法官資格試験と弁護士資格試験に分けられている。さらに、裁判官と検察官の研修は司法官学院によって合同で行われており、一方に任官した後で他方に転職することもできる。

⁶ 要するに権威時代の政治事件に関与した司法官はその責任を問われることなく、引き続き現在の司法府でも司法官を務めている。2016年の7月に蔡英文大統領は謝文定氏を新たな司法院長に指名したが、民間団体は謝氏が権威時代に一連の有名な政治事件の検察官を担当したという経歴を問題視し、反対の意を示した。最終的に大統領は謝氏の指名を取り消し、現在の許宗力氏を司法院長に指名した。

<http://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/1772904>、2017年2月23日。

政府の管轄から外れ、検察署との管轄分立を実現・推進させたことである⁷。この管轄分立によって、二審以下の裁判所が少なくとも組織として行政府から独立した。そのほかにも司法府の独立に関する一連の改革が司法院によって進められた。この間に、裁判所と検察署の管轄分立をめぐる一連の裁判規則が改訂されたほか、司法院の法律提案権も認められた⁸。これによって、司法院が自ら国会に提案する形で司法改革の主導権を握るようになったと考えられる。そして、林洋港院長時代（1987年-1994年）には、司法院の下に人事委員会を発足させ、さらに一連の司法人事に関する条例が設けられることによって、従来行政院司法行政部が所掌していた裁判官の任免、配置転換及び賞罰などの司法の人事権を司法院が取り戻した。続いて施啓揚院長時代（1994年-1999年）に、司法予算の独立が提言され、1997年の憲法改正によって司法府の財政の独立を実現した⁹。一連の裁判所規範を漸進的に制定すること、及び従来分散していた人事規範を統合して立法化することなどを通じて、司法府が組織的に政治からの関与・統治から脱出し、独立した機関となったと考えられる¹⁰。

組織としての司法府の独立が進んだ一方、裁判所内部において裁判官の独立を求める運動も1990年代から展開された。まずは「送閲制度」¹¹の撤廃について、司法院は1989年に従来の「事前送閲制度」を停止させ、宣告後に判決の内容を院長に提出するという「事

⁷ 1947年に実施された「中華民國憲法」を公表する前に、最高法院、行政法院（現在の最高行政法院）、公務員懲戒委員会を除いて、高等法院以下の法院システムは行政院の司法行政部（現在の法務部）によって管轄され、法院と検察署が同じ機関の下に配属された。これに対して、1960年8月15日に司法院大法官釋憲會議釋字第86號解釋が憲法77条に基づき、高等法院以下の法院システムが司法院に所属しなければならないとの判決が下された。しかし、この判決の執行は、司法院と行政院の権限配分に関する意見対立によって、20年もの間に先送りにされ、1980年にも実現された。

⁸ 司法院の法律提案権は、司法院が司法組織および司法権の行使に関する事項について、立法員に法律案を提出する権力のことである。司法院大法官釋憲會議釋字第175號解釋参照。

⁹ 中華民國憲法改正增修條文5のVI:「司法院所提出之年度司法概算, 行政院不得刪減。(行政院は司法院の提出した年度予算に対して意見を表明できるが、削減してはいけない。)」

¹⁰ 司法府の独立をめぐる歴代司法院長の功績については、翁岳生「司法改革十週年的回顧與展望」湯徳宗=黄国昌編『司法改革十週年的回顧與展望會議實錄』25-29頁（新学林、2010年）参照。

¹¹ 公判事件を担当する裁判官が宣告前に判決の内容院長に提出し、その内容の検査を受けるといふ制度である。そもそもこの制度は新米裁判官の誤判を防ぐために設けられたものであるが、裁判官をコントロールする手段であるとして強く批判された。

後送閲制度」に改正した¹²。しかし、1991年に台湾版の「平賀書簡事件」¹³と呼ばれた「王興仁事件」（「謝説容事件」とも呼ばれた）¹⁴が起爆剤となり、送閲制度による裁判官統制への疑惑は大きく広がり、その一方で1995年に開かれた司法改革委員会は「事後送閲制度」の廃止を拒否する姿勢を示したため、裁判官内部の抗争が再び勃発した¹⁵。そして1996年に司法院が従来の姿勢を一転させ、最高法院と行政法院からの抵抗を受けながらも「事後送閲制度」を廃止した¹⁶。

次に、「法院組織法」が制定された当時は、裁判官が担当する事件の配分は裁判官が構成する会議によって決定されなければならないと定められていた（法院組織法79条の1）が、1994年以前は、各法院において院長の独断によって事件が配分されていた。この院長による公判事件配分制度に対して、司法院は裁判官による独立と審判の公正が保障されていないという抗議¹⁷を受け、1995年4月から「法官會議試行要点」を試行し、さらに2001年に「各級法院法官辦理民刑事及特殊專業類型案件年度司法事務分配辦法（各級法院の法官が民事、刑事及び特殊専門事件を担当する年間事務の配分方法）」を公表し、院長の独断による事件配分を事実上禁止した。

一方、裁判官昇進のルートの固定化、院長の推薦による行政職の裁判官（延長¹⁸、院長）の選任とその任期の長期化などの人事統制手段が、台湾の司法システムにおいても存在し

¹² 翁・前掲注（10）26頁。

¹³ 1969年に長沼ナイキ訴訟に関して札幌地裁の平賀所長が事件担当の福島重雄裁判官に私信を送って訴訟判断の問題点について原告の申立を却下するよう示唆した事件である。

¹⁴ 台南地方法院院長であった王興仁氏が、当時台南地方法院の若手裁判官であった謝説容が担当する事件について介入しようとして話を持ち掛けたところ、その会談内容を謝氏に録音され、その内容がマスメディアに提供された事件である。章瑞卿「從日本札幌地院院長平賀事件與臺南地院院長王興仁事件論法官審判獨立原則」刑事法雜誌35卷4期80-95頁（1991年）。

¹⁵ その抗争の内容について、呂太郎「司法改革運動之回顧與前瞻」律師通訊No.197、134-35頁（1996年）。王金寿「台灣司法改革二十年：邁向獨立之路」思與言46卷2期144頁（2008年）参照。

¹⁶ 翁・前掲注（10）28頁。

¹⁷ 台中地方法院の若手裁判官9人が1993年12月16日に記者会見を開き、すべての裁判官が民主投票によって事件の配分を決めるべきであるという「法官自治運動」を呼びかけた。その結果、29日台中地方法院がこれから裁判官會議の民主投票によって事件を配分すると決定し、それに続き改革策も多くの地方法院に導入された。事件配分制度改革運動の経緯について、王・前掲注（15）142-144頁参照。

¹⁸ 延長は法院の各廷（裁判部に当たる）の行政事務を担う職位である。延長が一般職の裁判官と比べて出世しやすいにもかかわらず、通常担う審判業務の量は、普通の裁判官の6分の1から8分の1しかないようである。

ていた¹⁹。司法院の人事委員会は運営が不透明であり、その人事評価過程がブラックボックスであるとして、疑惑の目が向けられていた。そんな中、1994年の人事委員会改選によって改革派裁判官3人が委員に当選したことによって、司法システム内部の人事制度改革の幕が開けた。1994年11月に人事委員会の審議制度が発足し、今後公開的討議と無記名投票の形で人事案を審議することが定められ、翌年5月には高等法院以下の各級法院の延長の任期と再任の制限も明確に規定された。一方、延長候補者の推薦方法は従来の院長による推薦の他に、裁判官の投票による推薦制度も新設された²⁰。このように司法人事の改革は着実に推進されてきているが、それに関わる論争や政策方針の転換は未だに継続しているようである。延長の任期制は2000年に再任の制限を設けない方向に再び改正され、実質上「任期制」がなくなったように思われる。さらに、2002年に司法院大法官會議が憲法解釈によって、「任期制」を肯定する一方、司法行政を担う延長などに関する人事規定は行政命令ではなく、法律で定めたほうがよいと提言した²¹が、司法院はその解釈を無視し、依然として行政命令により延長の人事を行っている。だが、2012年の新たな行政命令によって、延長の任期制が「復活」し、さらに司法院人事委員会が各級の法院の延長を選任する方法と基準を公表した²²。とはいうものの、台湾では、人事権を通して個々の裁判官が統制を受けることを防ぐために、司法人事に関する改革が、試行錯誤しながら現在も進行中であることは明らかである²³。

このように、1980年ごろからおよそ20年の間に、司法の独立は台湾における司法改革の重要なテーマの一つとなった。司法府の独立も裁判官の独立も、この20年間の改革によって、一定程度実現されたと評価できる。司法府の独立は司法院側、つまり司法府の上層部によって推し進められた一方、裁判官の独立は下級裁判所の若手裁判官を中心に進めら

¹⁹ 日本と同じように、裁判官の出世ルートは、台湾においても固定しており、初任時に主要都市の地裁に配置され、続いて地方法院の行政職（延長）或いは高等法院の裁判官になり、さらに地方法院の院長または高等法院の行政職に任命されるというのが、一般的な出世ルートであると考えられている。王・前掲注（15）145-146頁。ラムザイヤーとラスムーセンは日本における裁判官の昇進経路の研究を行い、その結果は Mark Ramseyer and Eric B. Rasmusen, *MEASURING JUDICIAL INDEPENDENCE: THE POLITICAL ECONOMY OF JUDGING IN JAPAN* (2003)である。日本語文献として、この研究はダニエル・H・フット（溜箭将之 訳）『名もない顔もない司法』132-133頁（NTT出版、2006年）で紹介されている。

²⁰ 翁・前掲注（10）28頁。

²¹ 司法院大法官釋憲會議釋字第539號解釋。

²² 訂定「法院庭長遴任辦法」（司法院院台人二字第1010019272号令）2012年7月5日。

²³ 司法改革国是會議も司法人事に関する改革事項について審議を行っている。

れた。なお、台湾における司法独立を目指す司法改革は、反権威政権と反政治統制という背景のなかで打ち出されたため政治家の参画はあまり見られず、改革の手段も政治過程である立法化を通じた司法独立の実現ではなく、主に司法院による法解釈または司法行政命令の制定に依拠したものであった。

4. 1. 1. 2 司法の「再政治化」による不信感

上述したように、台湾において司法府は権威時代からの脱却に伴い、自己改革を通じて独立した機関となった。しかし、これによって司法の「脱政治化」は実現されたように見えたものの、独立した司法が政治に関わる事件に介入すると同時に、司法が政治の道具になる「司法政治」という現象も発生し、司法機関は政治に関わる事件を扱う際に政治に影響を及ぼしていたことも指摘された²⁴。これによって、台湾において大部分の裁判官・検察官は特定の政治的信条を持っていないにもかかわらず、特定の政治的信条を持つマスメディアが、「政治関与があった」との理由で、政治に関わる事件を担当する特定の裁判官・検察官、及び司法制度全体に対して攻撃を与えるという「司法の再政治化」という現象²⁵が、現在の台湾社会においてよく見られるようになった。

この現象を理解するためには、台湾における国民党と民進党という二大政党の存在とその支持者の間の激しい対立、及び政党・政治家・マスメディアが意図的に政治的対立を唆しているという事情²⁶を、予め念頭に置いておく必要がある。2006年に発覚した陳水扁元大統領の「国務機要費横領事件」を契機として、2007年に当時国民党主席を務めていた馬英九をはじめ、国民・民進両党の多くの政治家が「特別費」横領の疑惑で検察の調査を受け、一部は起訴された²⁷。この一連の事件をはじめ、政治家が絡む事件をめぐる政治関与の

²⁴ 王金寿「台湾的司法獨立改革與國民黨侍從主義的崩潰」台湾政治學刊 10 卷 1 期 103-162 頁 (2006 年)。廖元豪「司法與台灣民主政治—促進、制衡、或背道而馳」台湾民主季刊 4 卷 3 期 167-172 頁 (2007 年)。

²⁵ 王・前掲注 (15) 167 頁。

²⁶ 蕭怡靖「從政黨情感溫度計解析台灣民眾的政治極化」選舉研究 21 卷 2 期 1-42 頁 (2014 年)。

²⁷ 陳水扁と馬英九 2 人の元大統領はじめ、国民党側は元党主席の連戦、馬政権の副大統領蕭万長と吳敦義、民進党側は現在大統領になった蔡英文のほか、謝長廷、蘇貞昌、呂秀蓮、游錫堃との「四天王」も横領事件に巻き込まれた。

疑惑、及び政治家がそれを理由に司法を攻撃する現象が続出した²⁸。つまり、政治家が被疑者・被告人となった場合、彼の「仲間」が常に「政治的迫害」という理由でこの事件を担当した検察官または裁判官を批判したのである。それに対し、裁判官・検察官がある政治家に対して寛容と見られる判決または不起訴決定を出すと、彼の「政敵」が政治的な偏見による「寛大」または政治からの関与があるとして当該裁判官・検察官を批判したのである。結局のところ、政治家の絡む事件に巻き込まれた司法官は、どのような行動を取ったとしても、「政治的な関与」の疑惑をかけられた可能性が高い。政治家や政党は司法が実際に関与した証拠がないとしても、そのような疑惑を印象付けるために「状況認識の枠組みの奪い合い」をしばしば起こすなど、司法が政治に関与しているイメージを意図的に喚起させたのである。このように司法が独立していないという消極的なイメージは、司法の「再政治化」によって民主時代にももたらされ、国民の司法に対する不信にもある程度影響を及ぼしていたように思われる²⁹。

4. 1. 2 国民不在の司法改革

台湾において司法の最も深刻な「病理」は、それに対する国民の不信と不満にほかならない。実際のところ、司法府と裁判官は司法の独立を目指して奮闘していた頃からも、台

²⁸ 例えば一連の「特別費」事件において、馬氏が第一審で無罪判決を宣告された後、国民党が、事件を担当した検察官と当時の検察総長に圧力をかけ、検察側に控訴しないように要求したのではないかという疑惑が持ち上がった

(<http://news.tvbs.com.tw/politics/314524/>、2017年2月25日閲覧)。また、2008年に馬氏が大統領に就任した後、ほかの政治家に関わる特別費事件について、民進党側の政治家のみが起訴されたとの不満を、民進党が表明した。

(<http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/257693/>、2017年2月25日閲覧) さらに、その後の国務機要費横領事件の裁判において、陳水扁元大統領は馬氏と同じ理由によって無罪を主張したが、馬氏の第一審裁判と同一の裁判長によって有罪判決を宣告された(臺灣臺北地院 97年度金矚重訴字第1號判決)。また、特別費事件について馬氏の弁護士が2010年にマスメディアに投書し、侯氏検察官が当時政治的な関与を受けたていたことを暴露した。さらに馬氏は、当時この文章に「請王部長清峰一閱並説明(王清峯部長がご覧になった上説明してください)」との一文を加えて当時の法務部長に転送したことも、2013年に発覚した。侯氏はその後当時の調査記録の不備を理由に警告を受け、侯氏と馬氏それぞれに向けられた二つの司法関与の疑惑も持ち上がった。

(www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20131002/35334075/、2017年2月25日閲覧。) この一連の茶番劇において、国民党と民進党はマスメディアを利用した攻防戦を繰り返しており、政治的に不利になった側は「司法関与」で不利な司法判断を非難したが、有利になった側は逆に「向こうは司法を尊重しない」との批判を返したのである。

²⁹ 2015年度の「一般国民が司法への認知に関する調査」によると、裁判官の独立に対して62.1%の国民が不信感を示したことがわかった。司法院統計処『104年一般民衆對司法認知調査報告』28頁(2015年)。

湾の司法に対する国民の不信と不満にも直面していた。1985年に台北地域を中心に行われた調査によると、国民が裁判官に対して「金持ちと権力者に対してより優しい」という消極的なイメージを最も強く抱いていることが判明したほか、裁判所利用の経験が逆に司法への消極的イメージと不信感を強化してしまっていることも明らかになった³⁰。

司法院はこの問題について、司法システムは従来の権威主義による「官民対立」の環境において国民に対する親和性が足りないとの認識を示し、「便民禮民（国民が利用しやすく、且つ国民を尊敬する司法）」を目指し、1985年にその実施要項（「法院便民禮民實施要點」）を公表した。さらに、林洋港司法院長の任期中に司法院も「司法が人民に奉仕する（司法為民服務）」というスローガンを打ち出した。それにもかかわらず、人民觀審制度を発案した2011年まで、国民の司法への信頼度は相変わらず低い水準のまま推移していることが多くの研究により示された³¹。その後、2012年と2014年に委託調査の形で司法院が行った「一般国民の人民觀審制度に対する態度調査」の結果によると、（裁判官）裁判に対して不信感を示した国民の比率は2012年時点では63.3%であったところ、2014年時点では69.6%に上がったとの指摘がなされた³²。そのほか、司法院の努力によって「官尊民卑」の考え方は一定程度解消されたが、それでも裁判官の国民との親和性が不足しているとの問題はまだ完全に解決されていない。弁護士主導の民間司法改革基金会は1995年から毎年「法廷実証觀察報告」を公表しており、裁判官の態度が全体として昔と比べ良くなっていることを認める一方、2015年の觀察では一部の裁判官が当事者または弁護人に対してしばしば傲慢で

³⁰ 蘇永欽=陳義彥『我國人民認知及處理法律事務障礙因素之研究』國科會補助專題研究計畫報告 113-115；192-193頁（1985年）。

³¹ 1995年に行われた全国調査によると、裁判官のイメージについて否定的な回答は50.2%で33.4%の肯定的な回答を上回った。さらに、刑事裁判における法院の公正性を信じる回答者の比率は40.5%で、信じないとの回答者比率と比べ4.2%低かった。加えて、法院利用経験も司法に対する消極的な印象を強化してしまったことが分かった。判決の結果の影響をコントロールし、裁判官の否定的なイメージを持っている経験者の比率は57.27%であり、未経験者の否定的回答比率より9.94%高かった。さらに、刑事裁判における法院の公正性について、非常に不信と答えた経験者の比率は15.45%であり、未経験者の8.75%の倍に近い値である。蘇永欽『司法改革的再改革』16-23頁（元照出版公司、1998年）。その後、2009年行われた「台湾における法律と社会調査（第一期）」は、より多くの回答者が法院への不満を持ち、司法は不公正であると信じていることを示した。さらに、2011年に行われた「台湾人の紛争解決および法意識調査」も、国民の法院に対する信頼度の低さと法院利用経験の消極的影響を確認している。黄国昌=陳恭平=林常青「台灣人民對法院的信任支持及觀感—以對法官判決之公正性及對法院表現的滿意度為中心—」7-8；23頁（2012年）。

idv.sinica.edu.tw/kongpin/3.pd、2017年3月12日。

³² 司法院『「民眾對人民觀審制度看法民意調查」調查報告』35頁（2014年）。

非合理的な態度を取っているということが報告された³³。

なぜ司法院が長期間にわたって「国民のための司法」を唱えていたにもかかわらず、その効果があまり出ていないのであろうか。まず、従来の司法改革の主軸は司法独立と内部制度の改正に置かれていたが、司法（特に一部の司法官）が持っている権威的な性格、及び国民の司法に対する不公平との印象と不信の態度にはあまり変化がなく、司法改革の真の急務は制度改革というより国民の信頼感の回復であることが学界でも指摘されている³⁴。したがって、司法院自身が打ち出した改革策は、司法府独自の見解に偏っていたものであったと言わざるを得ない³⁵。このような司法改革は、「トップダウン」というより、むしろ国民が完全に無視された司法府による自己陶酔的な改革ではないであろうかと思われる³⁶。このように国民の意見が無視された司法府主導の司法改革であったことが、国民の司法に対する不満と不信が長期間改善されていないことの原因の一つであると考えられる。

従来の司法改革の流れにおいて政治家などの法曹外部の者が関与していなかったことは、司法の独立という観点から評価に値するであろう。しかし、司法院は司法改革を自らの「独占事項」と見做したことによって、司法システムはより一層閉鎖的になり、外部者が参与できない「独立王国」のイメージがかなり強くなった。さらに、司法院に主導された司法改革は制度面のみに着目し、刑事司法の場合には「人民に奉仕する司法」が象徴的

³³ 例えば裁判官が「忙しいから」、「わざわざ法院まで来たのに、何でこんなことさえわからないか」というような表現で当事者の請求を退けたこと、刑事裁判の場合に被告人に対して、「黙れ」、「男ならばやった事にはすべて責任を負え」というような不適切な発言が出たケースなどがよく見受けられたとされている。報告の詳細は

<https://www.jrf.org.tw/articles/70>に掲載されている。2017年3月15日閲覧。

³⁴ 蘇・前掲注(31) 14-15 ; 53-55 頁。

³⁵ 弁護士会は1989年から司法改革に関心を示し、1994年に司法院の下に組織された「司法改革委員会」にも積極的に参加してきた。しかし、民間の意見が無視した司法院による一方的且つ不徹底な改革方策への不満によって、全国弁護士会は同年の10月に司法院と実質的に決裂し、1996年に「民間司法改革基金会」を結成した。その後、「民間司法改革基金会」は司法院の主導する司法改革と対抗する軸となり、官僚主義による司法の弊害を批判しつつ、弁護士会の作成する司法改革案を提案している。陳伝岳「民間司法改革の誕生」司法改革雑誌 59期 28-29 頁（2005年）。

³⁶ 国民のイメージ転換は「司法が人民に奉仕する」とのスローガンの面のみにとどまった。1999年から2006年の間に司法院副院長を務めた城仲模氏が、当時の司法院が「司法が人民に奉仕する」への考え方に対して、「*Alles Für das Volk, aber nicht durch das Volk*（全てのことは国民に奉仕するが、国民が黙ってやがれ）」というドイツの政治ことわざを引用し、「司法が人民に奉仕する」とは実に司法府による「開明専制」ではないであろうかと猛烈に批判した。城仲模「司法重建與法治社會」台灣本土法學 96期 46 頁（2007年）。

にしか反映されなかった³⁷。これにともない、台湾において従来の司法改革によって司法の閉鎖性があまり打破されず、独立した司法府は外部の監視・制約を受けない機構となる。したがって、司法改革が政治から離れて独立に行われたものの、正しい方向に進むことができず、結局政治問題に転換されたことは、興味深いことであるように思われる。

4. 1. 3 司法への不信と不満を激化させた導火線

台湾において、裁判官の判決と国民の感覚とのずれという問題は李登輝元大統領時代から生まれた「闇金政治」³⁸の取り締まりに関する裁判にも存在しており³⁹、さらに 1990 年代に行われた一連の調査によれば、国民は犯罪に対する刑罰が寛大すぎると思う傾向も見受けられた⁴⁰。刑事判決と国民の感覚とのずれは、ついに司法と裁判官に対する最も猛烈な批判を招くことになるのである。2010 年に起きた「白バラ運動」は、まさに国民の司法に対する不信を激化させる導火線となってしまった。

2010 年 6 月 18 日に高雄地裁は、事件当時 6 歳だった女兒と性交した事件について、被告人が暴力を振る舞ったことはなく、女兒の意思に反したとは言えないという理由で、起訴された強制性交罪の成立を認めず、別の「14 歳未満の児童と性交する罪」⁴¹を宣告し、懲役 3 年 2 ヶ月の軽い刑に処した⁴²。さらに、同年 8 月 5 日に、最高法院の合議体も別の 3

³⁷ 例えば、検察席と弁護席を対等に配置し、被告人・証人が座って尋問を受けられるようにし、裁判官は証人・被告人に対して「さん（先生、女士）」と称すべきことなどである。そのほか、法院見学、司法の電子化、法テラス制度、および法院の統一業務窓口の設置と日中に休まない制度も人民に奉仕する政策として導入された。従来の司法改革の主な実績としては、「人民に奉仕する司法」のほか、民事、刑事、行政、公務員懲戒、知恵財産権などの裁判制度と司法手続の改革、司法人事制度の改革も挙げられる。詳しい内容は翁・前掲注（10）31-51 頁参照。

³⁸ 権威統治の終焉に伴い、暴力団関係者や財閥などの民間の有力者が政治家に癒着したことを指す。

³⁹ 例えば、司法改革史上有名な「吳蘇事件」がある。この事件では、担当検察官が上司の圧力を受けたまま、法曹非理の疑いで被告人を起訴したのであるが、法院は証拠不十分との理由で当時司法院の庁長であった被告人に対して無罪を宣告した。この無罪判決に対しては、国民からの批判が殺到した。

⁴⁰ 陳聰富『法治主義、法律文化與台灣法制變遷—以民意調查與統計資料為中心』國科會科研報告 8-9 頁（2002 年）。

⁴¹ 台湾において、強制性交罪の成立要件として暴行又は脅迫（被害者の反抗を鎮圧する程度の行為と考えられる）を用いることを規定された（中華民國刑法 221 条）。それに対して、暴行又は脅迫を用いないまま、14 歳未満の未成年者を性交する行為に対して、強制性交罪と比べて法定刑がより軽い「14 歳未満の児童と性交する罪」という罪名を規定された（中華民國刑法 227 条）。

⁴² 高雄地院 99 年訴字第 422 号判決。

歳の女兒と性交した事件の上告審において、同じく女兒の意思に反したことを証明できないという理由で強制性交罪を宣告した第二審判決を覆して、裁判のやり直しを命じた⁴³。この二つの判決が社会において大きな物議を醸した。インターネット上では 28 万人以上が連署し、非合理的な判決を下した裁判官の停職・罷免を呼び掛けた⁴⁴。そして、9 月 25 日に全国各地で抗議のために民衆が蜂起し、台北における大統領府の前にも 1 万 5 千人以上が集まった⁴⁵。この「白バラ運動」をきっかけとして、世の中が一斉に「恐竜法官」⁴⁶との言葉を用いて国民の感覚から大きく外れた判決を出した裁判官を責め始めたのである⁴⁷。これにより、「恐竜法官」という言葉は周知のものとなり、台湾の司法文化にも定着した。その後、性犯罪を含む女性と児童への人身侵害事件だけではなく、汚職事件などの様々な刑事事件を担当した裁判官も相次いで「恐竜法官」と呼ばれるようになった⁴⁸。

しかしながら、社会において「恐竜法官」に対する批判が高まったものの、それは必ずしも裁判官の問題とは言えない。例えば女兒と性交する事件の判決は、裁判官の能力不足、または道理に合わない考え方によって生み出されたとは言えず、むしろ裁判官が法治主義のもと罪刑法定主義に基づき、現行の法律と法解釈を厳格に適用した結果であったと見る方が妥当であろう。

司法院は、「白バラ運動」が起こったその日に、性行為に関する行為能力を有する年齢を引き下げ、児童による不同意だけで強制性交罪を成立するための刑法 227 条改正を法務部に提案することを表明した⁴⁹。さらに、司法院は、憲法違反のリスクを冒しながら、刑法改正の前に内部決定によって法律の内容と解釈を変更した。最高法院は、9 月 7 日の刑事廷会議によって、明らかにその意思に反していないとしても、合意なく 14 歳未満 7 歳以上の児

⁴³ 最高法院 99 年台上字第 4894 号判決。

⁴⁴ <http://www.follow.tw/f03/10220/>、2017 年 3 月 15 日閲覧。

⁴⁵ www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20100926/32841220/、2017 年 3 月 15 日閲覧。

⁴⁶ 2015 年 8 月 11 日、台北・中山堂にて陳思帆司法院判事に対して著者が行ったインタビューによると、「恐竜法官」はネット上（有名な BBS である PTT）から生まれた流行語であり、その意味について二つの解釈がある。一つは裁判官がまだ恐竜時代に生きており、現代社会で生きている国民の意識をあまり理解できないという意味であり、もう一つは裁判官が草食性恐竜と同じように現実の変化にかなり遅く対応し、国民の常識と社会の一般的価値観から離れてしまったという意味である。

⁴⁷ <http://pnn.pts.org.tw/main/2010/09/06/恐龍法官外星判決-剖析性侵幼童輕判案/>、2017 年 3 月 15 日閲覧。

⁴⁸ 具体的には、国民党政策委員会執行長であった林世益氏の収賄事件や、質の悪い食用油を製造・販売したとされる、食品安全法違反事件である「頂新事件」などが挙げられる。

⁴⁹ 司法院報道資料 2010 年 9 月 25 日。

童と性交すること、および、合意の有無を問わずに 7 歳未満の児童と性交することに対して強制性交罪を適用すると決定した⁵⁰。なお、「恐竜法官」と呼ばれた裁判官の中には、実際には能力が十分にあり、しかも人望が高い人もいたようである。その例として、「白バラ運動」の契機となった前記の最高法院の判決を出した邵燕玲裁判長は、有能な判事として司法院大法官の指名候補リストに入っていた⁵¹。「恐竜法官」への批判により国民の司法に対する不信感が高まる一方であったが、それは必ずしも裁判官の非であるとは言えない。「白バラ運動」は、司法の不祥事に対する批判として理解するよりも、むしろ裁判官が「スケープゴート」とされた一方で、国民は罪刑法定主義などの法治主義の原則を十分に理解できていないことが明らかになった現象として、注目すべきである。しかしながら、「白バラ運動」により、一部の判決が国民の感覚と乖離しているという問題が顕在化し、国民の司法に対する不満と不信はさらに深刻化してしまった。

「白バラ運動」とほぼ同時期に発覚した高等裁判所の判事の集団的汚職事件⁵²は、国民の司法に対する不満と不信を激化させたもう一つの直接的な原因である。汚職に関与した裁判官三人は「白バラ運動」の直前に逮捕され、翌年に有罪判決が言い渡された。この事件を受け、世論は司法を激しく批判した上、国民の司法に対する不信がさらに深刻になり、「有銭無罪、無銭有罪（お金があれば無罪、なければ有罪）」という司法への消極的イメージもさらに強まり⁵³、当時の司法院長と副院長も引責辞任に追い込まれた。

これによって、「恐竜法官」への批判、「白バラ運動」の勃発、及び高等裁判所の判事の集団的汚職事件などの影響によって、台湾における司法への不信感が深刻となり、司法改革も急務となった。裁判官の人事改革の立法化が加速されたほか、新しく就任した司法院長は、国民司法参加制度を含む一連の司法改革策を司法に対する国民の不信と不満を和らげる方策として積極的に打ち出した。なお、「白バラ運動」をきっかけとして、従来司法改革を敬遠していた政治家も態度を一転させ、与党と野党がともに司法改革に積極的に参画し始めた。

⁵⁰ 最高法院民国 99 年度第 7 次刑事庭會議決議。

⁵¹ 結局マスメディアによって「白バラ運動」に関わる判決の裁判長であったことが発覚し、その影響を受けて、大統領に対して指名を辞退する意を表明した。

⁵² 台北高等裁判所に属する陳榮和、李春地、蔡光治判事、板橋地方檢察署邱茂榮検事が元立法委員（国会議員に相当）何智輝から賄賂を受け、第一審裁判で 15 年の懲役を受けた何氏が逆転無罪となり、さらに蔡光治判事と房阿生判事も別の事件で張炳龍元判事から賄賂を受け、張氏の第一審有罪判決を覆したという二つの事件である。

⁵³ 司法腐敗のイメージも、台湾国民の中に従来から根強く存在している。蘇・前掲注 (31) 16-18 頁。陳・前掲注 (40) 9 頁。

4. 1. 4 小括

以上の議論により、台湾において一般国民が司法に対して深い不信感を持つ原因が明らかになった。台湾の司法は権威時代と比べてより独立したものの、激しく対立した政治環境に巻き込まれ、従来からの根強い政治関与の疑惑やマスメディアによる批判を多く招いてしまった。さらに、国民の司法に対する不信の根本的な原因は、司法の官僚主義的性格、さらに国民に対する閉鎖的な性格である。司法院はこの問題を認識した上で「司法が人民に奉仕する」というスローガンを打ち出したものの、自ら主導した司法改革によっては国民の司法に対する不信の正体を把握できず、司法システムの自己刷新を優先したため、国民の要求を完全に看過してしまった。結局、国民の司法に対する不満や不信はさらに高まり、ついに「白バラ運動」のような政治事件に発展してしまった。司法による「法の支配」は破綻していないにもかかわらず、司法の信頼性の「国民的基盤」が崩壊しているという台湾で生じている現象は、非常に興味深い。このように、台湾が国民司法参加制度の導入を司法改革の俎上に載せる最も主要且つ直接的な動機は、まさに一般国民の司法に対する信頼を取り戻すことである。

4. 2 国民司法参加制度の形態をめぐる激しい論争

台湾では、国民の司法への不満が顕在化していくに伴い、従来から司法院が一方向的に提唱してきた国民司法参加制度の導入も概ね各関係者によってその必要性に関する認識が共有されるようになってきた。にもかかわらず、国民司法参加制度の形態選択と具体的な実施方法に関する議論は激しく対立し、人民観審制度が司法院によって提案された時にも反対の声が高まり、立法院には陪審制と参審制を提案する別の国民司法参加制度に関する法律草案も存在していた。本節では、台湾における国民司法参加制度導入の動向、及び国民司法参加制度の形態選択に関する論争に着目し、現在の各関係者が国民司法参加制度の導入を考える際に具体的に抱いている司法の正統化の目標や関心の内実を探究することとする。

4. 2. 1 歴史上の「国民司法参加制度」

台湾は1890年代末から第二次世界大戦終戦まで日本の植民地であったが、戦前の日本における刑事陪審制度を適用した例はなかった⁵⁴。しかし、1930年から1931年の間、「反革命罪」を対象として、25歳以上の国民党党員のみが陪審員の資格を有する陪審制度が当時の国民党統治下の中国本土において一時的に実施された。そして、中華民国政府が台湾に移った後、中国本土の法制度をそのままに台湾でも適用し⁵⁵、軍事法廷によって審理された刑事事件でも、軍の幹部が参加できる参審制が行われた。しかし、このような党員による陪審と軍人による参審は「真」の国民司法参加とは言えず、軍事法廷における「参審制」も権威時代の崩壊に伴い、1999年に廃止された⁵⁶。

4. 2. 2 参審制の導入の試み

観審制が登場する前に、司法院内部における国民司法参加制度に関する議論として三つの波があった。三回の議論はすべて参審制の導入をめぐる展開され、陪審制の導入とはあまり関係がなかった。

4. 2. 2. 1 「刑事参審試行条例草案」

第一の議論の波は、1980年代末から始まったものであり、その成果は「刑事参審試行条例草案」として1994年に公表された。権威統治が終結したとともに、1987年3月の司法院の内部会議において、民主主義の実現及び制度面で司法の透明化・公正化を増進させ、国民が司法に対する信頼を取り戻すことを目標として、陪審・参審導入の適否をめぐる議論が始められた。そこでは、陪審制は台湾に適さないとの意見が共有された一方で、ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、デンマークなどのヨーロッパ諸国に裁判官を派

⁵⁴ 明治時代から、台湾において法律を要する事項については台湾総督が発する律令により規定するとされていたが、大正10年法律第3号によって内地延長主義が適用された。つまり、日本の法律のうち全部又は一部を台湾で施行する必要があるものについては、勅令で定めることにより台湾においても施行することが原則とされた。したがって、大正12年に成立した陪審法は勅令によって権太で実施されたが、台湾では実施されなかった。

⁵⁵ このとき、従来の日本の法制度は一斉に廃止され、中華民国の法制度に移行したが、中華民国の法制度も日本の影響を大きく受けていたため、現在の台湾司法も日本の影響を多少なりとも受けていると思われる。これについて、王泰升「台湾法律文化中的日本因素：以司法層面為例」政大法律論叢第95期79-80頁参照（2006年）。

⁵⁶ 軍事法廷における参審制の内容と廃止の経緯について、張永宏『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』311-312頁（政大出版社、2014年）参照。

遣し、諸外国の参審制度の視察が進められた⁵⁷。視察した裁判官が参審制の導入に対して慎重な姿勢をとりながらも概ね賛成したことに鑑み、1988年11月に司法院が参審条例の作成を検討することを決めた。それから5年余りの時を経て、1994年3月に「刑事参審試行条例草案」が完成した。

しかし、この草案に対して行政院をはじめ、裁判官や検察官も含む多くの関係者が反対し、行政院は1994年9月に書面⁵⁸で以下の見解を示した⁵⁹。すなわち、第1に、裁判官の独立を規定した憲法80条⁶⁰、及び強制的な参加によって国民の自由と権利を侵す⁶¹という違憲の疑いがあること、第2に、参審制が必ずしもより公正な判決を導くという確証がないこと、第3に、人的・財的なコストが高いこと、第4に、一部の国民の素質は不十分であること、及び第5に、人間関係を重視する法文化と国情に合わないこと、という理由を挙げて参審制の導入に全面的に反対する姿勢を明らかにしたのである⁶²。

その後、1998年まで司法院内部で審議が継続したが、結局行政院が違憲の理由で連署を拒否したために、この草案を立法院に提出することを断念せざるをえなかった。「刑事参審試行条例草案」に関する議論と審議は、司法機関（司法院と行政院法務部）内部のみで行われ、政治家や一般国民などは参画しなかった。

一方、その時期の法曹三者の参審制度の導入に対する考えとして、裁判官と検察官は行政院の反対理由のほかに、①憲法81条⁶³の裁判官の身分保障の規定に反すること、②法曹の負担がかなり大きくなること、および③刑事訴訟法上の整備が間に合わないことを反対理由として挙げていた⁶⁴。弁護士側では、陪審制を求めているという反対の声が当時出たが、

⁵⁷ 司法院『司法院参審試行条例研究資料彙編』63頁（司法院出版、1992年）。

⁵⁸ 台83法字第36352号函。

⁵⁹ 台湾の司法行政機関は、司法院（裁判所システム）と行政院の下にある法務部（検察機関）の二つがある。刑事訴訟制度に関する国民司法参加制度の導入草案の作成は、司法院（司法院組織法9条）と法務部（法務部組織法2条）の管轄事務にあたるので、両者が連署して立法院に提出しなければならない（「行政手続法」158条、「中央行政機関法制作業注意事項」9条、「司法院および所属機関法制作業注意事項」9条）。台湾における国民司法参加制度の違憲の疑いについては、次章においてより詳しく論ずる。

⁶⁰ 「法官は、党派を超越し、法律により独立して審判をし、如何なる干渉をも受けない」と定めている。

⁶¹ 中華民國憲法22条は、「およそ人民のその他の自由および権利は、社会秩序および公共の利益を妨げない限り、均しく（等しく）憲法の保障を受ける」としている。

⁶² 張・前掲注（56）315頁。

⁶³ 「法官は、終身職とし、刑事又は懲戒処分若しくは禁治産の宣告を受けるのでなければ免職されない。法律によらなければ停職、転任又は減俸されない。」とする。

⁶⁴ 陳運財「台湾における人民観審試行条例草案について」論究ジュリスト2012年夏号91頁。孫健智『人民参与審判法制研究』70-71頁（司法院出版、2013年）。

前記の司法改革をめぐる司法院との実質的な決裂によって、その意見は司法院によって無視された。しかしながら弁護士会の狙いは、司法院が一方的に主導し、官僚主義の司法システムの弊害を抜本的に是正できないような司法改革自体に反対することであり、必ずしも陪審制度の導入を実現させることではなかったため、陪審制の導入を求める声は、その時点では強くなかった⁶⁵。

4. 2. 2. 2 「専門家による参審試行条例草案」

1999年の全国司法改革会議で示された、裁判官の法学外専門知識の強化による国民の信頼増進という方針を契機として、参審制の導入に関する第二の議論の波の成果である「専門家による参審試行条例草案」が翌年に公表された。しかし、2001年から司法院と弁護士会の意見交換によってこの草案の司法院内部での審議は一時先送りされ、2006年に審議が再開した⁶⁶。司法院は2006年8月に「専門家による参審試行条例草案」を行政院に送付したが⁶⁷、行政院は2007年1月に同草案に対して憲法81条違反ではないかとの疑義を再び呈した⁶⁸。一方、司法院内部でも国民司法参加に関する改革の方向性を大きく転換したために、この草案の立法化を取りやめることとした。弁護士側（民間司法改革基金会）はこの草案に対して、「立意良善、誤入歧途（動機は良いが、やり方は完全に誤っている）」と批判し、参審制の良さを肯定する一方で、その導入は台湾の司法を救える「万能薬」ではないとも指摘し、官僚主義の司法を全面的・抜本的に改革することを求めたが、陪審制の導入を呼び掛けることはなかった⁶⁹。

4. 2. 2. 3 「国民参審試行条例草案」

前記の「刑事参審試行条例草案」の作成を司った翁岳生司法院長は2006年末に、国民司法参加はもはや国際的な潮流であり、我が国もその潮流に乗り遅れてはならないとし、参審制度の草案の作成を再び推進した⁷⁰。この潮流に関する言及は、日本と韓国が相次いで国民司法参加制度の導入を決定したことに刺激を受けたものではないであろうかとの指摘も

⁶⁵ この時期の司法改革に関して弁護士会が求めた改革のテーマについては、民間司法改革基金会編『理與力—十年發聲、十年思辨』（五南出版、2005年）参照。

⁶⁶ 孫・前掲注（64）73-74頁。

⁶⁷ 司法院台廳民字第0950018850號函。

⁶⁸ 台法字第0960080213号函。

⁶⁹ 高榮志『「立意良善，誤入歧途」的專家參審制與國民參審制』中國時報2006年3月7日号A15時論廣場。

⁷⁰ 司法院擴大主管會報第74次會議、2006年11月28日。孫・前掲注（64）77頁参照。

ある⁷¹。司法院は2006年の11月に「国民参審試行条例草案」を完成させ、12月と翌年の8月に公聴会を開き、関係者の意見を参考とした上で2007年9月14日に「国民参審試行条例草案（第3次案）」を公表した⁷²。その後、司法院内部において草案の細部について審議が行われていたが、司法への国民不信を和らげる方策としての人民観審制度が突如として打ち出されたことによって、参審制の導入に向けた第三波の議論も水泡に帰してしまった。

4. 2. 3 観審、陪審、参審の「三つ巴」

2010年10月になると新しい司法院長、副院長の就任とともに、台湾における国民司法参加制度の導入の立法化が速やかに進行した。2011年から、司法院の下に置かれた委員会において会議が開催され、裁判官・検察官を日本と韓国に派遣してそれぞれの裁判員制度と国民参与裁判制度を視察し、さらに観審草案の初稿に対する説明・公聴会と3回の模擬裁判を経て、2012年の1月に「人民観審試行条例草案」が公表された。そして2012年5月にこの草案に対する行政院の同意を得た上で、6月に司法・行政両院の連署により草案を立法院に提出した。興味深いことに、観審制導入に向けた動きを主導した蘇永欽副院長は、1995年から参審制度の研究を行っており、参審派として名高い人物であった⁷³。なぜ司法院は、国民司法参加制度の具体的な制度設計の在り方を、参審制から観審制に転換したのであろうか。その理由について、筆者は以下のように考えている。

参審制から観審制への転換の主な理由は、違憲の疑いを回避することと韓国の国民参与裁判制度の影響を受けたことであろうと思われる。司法院はこれまでに二度参審草案を提出しようとしたが、二回とも行政院から違憲の疑いがあるとして反対され、やむを得ず司法院が参審制導入の提案を取り下げてきた経緯がある。したがって、行政院が二度も参審草案に対して違憲の疑いを示しその立法化を阻止した経緯、及び行政院は観審草案に対して異議なく速やかに賛成・連署したという反応から見ると、観審制のもと国民が裁判に参加してもその意見には拘束力がなく、最終判決も従前とは変わらず裁判官のみによって下されるという設計は、行政院が指摘してきた憲法80条違反の疑惑を払拭するために設けられたものであろうと考えることには、十分な根拠があるだろう。司法院の出版物においても、陪審・参審制に関する記述のなかで、参審制は必ずしも違憲とは言えないものの、「重

⁷¹ 陳・前掲注(64)92頁。孫・前掲注(64)77頁。

⁷² 張・前掲注(56)319頁。

⁷³ 蘇氏の参審制に対する評価については、蘇・前掲注(31)66頁以降参照。

大の憲法上の不備」を完全には排除できないという極めて曖昧な表現が用いられているのに対して、観審制ならば違憲の疑いを完全に回避できるとされている⁷⁴。

もっとも、司法院のなかにも蘇副院長をはじめとして、違憲のリスク回避が観審制提唱の理由であるとは認めずに、韓国のような段階的導入は国民司法参加の基盤が全くない台湾に最も適合的であるということが、観審制導入を推奨する理由であると主張する者もいる⁷⁵。台湾と同じように国民司法参加の経験を全く有せず、且つ国民が司法に強い不信感を抱いている韓国では、国民の意見の拘束力がない国民参与裁判制度を通じて国民の信頼感を取り戻し、さらに国民参与裁判制度自体も社会に定着した。観審制は韓国の国民参与裁判制度と同じように、国民司法参加制度導入初期の「試験性立法」⁷⁶として、台湾において国民司法参加制度を定着させるための最も「安全」な制度と思われたのである。そして、観審制は国民の司法に対する不信が最高潮に達していたまさにその時に急きょ打ち出されたものであり、導入の最初の段階で良い結果が得られなければ制度自体が失敗してしまう状況にあった上に、司法制度に対する国民の不信感も一層深刻になる恐れもあったため、彼らが司法に参加する国民の評価に強く拘ったのは自然なことである。

陪審制を採用した場合、国民の参加の度合いは最も高いと認められるが、自ら人を裁くこととなるため、国民にかかる負担も、最も重くなるに違いない。参審制の場合には国民の負担が陪審と比べ減輕されるが、裁判官も一緒に参与することによって国民が誘導・関与されるリスクが高くなるほか、最悪の場合、国民がその責任を引き受けずに、すべての結論を裁判官に委ねてしまう可能性も排除できない。陪審・参審制と比べ、観審制は国民が自ら議論を行いさらに判断を下すが、その意見は裁判官のチェックを受けなければならず、判決も裁判官の判断によって言い渡される。したがって、国民による参加の水準を一定程度保ったまま、その負担を可能な限り減輕することができると考えられる。さらに、制度導入前に積極的に多くの模擬裁判⁷⁷が実施され、この経験に基づき慎重な制度評価が行われ、できるだけ観審制度や関連する法制度の不備、及び法曹三者の不適当な行為など想

⁷⁴ 司法院『台灣人民參與審判制度的理念與規劃—從新世紀東亞人民參與審判熱潮的角度作比較觀察』67-69頁（司法院出版、2014年）。

⁷⁵ 2015年8月10日、台北・福華劇院軒にて蘇永欽司法院副院長に対して著者が行ったインタビューによる。なお、司法院林錦芳秘書長の立法院司法および法制委員会における答申にも、同じような観点が見られる（立法院公報第103卷17期358頁）。

⁷⁶ 陳静慧「試験性立法的憲法界限—以人民觀審試行條例草案為例」法學叢刊 58卷2期 113-114頁（2013年）。

⁷⁷ 2012年から2016年にかけて実施された模擬裁判である。

定外の原因により、国民司法参加制度が失敗してしまうことを防ぐことも求められた。これによって、国民司法参加制度の導入が国民の司法への信頼を取り戻すという当面の急務を遂行する手段であることをと認識した司法院は、新たな制度が国民に支持され、さらに台湾社会にも定着させるために、観審制を意図的に選好したのだとも言える。

しかしながら、観審制はその誕生後一貫して各界の批判を浴び続けている。改革派弁護士を中心とした民間司法改革基金会をはじめ、弁護士会は国民の意見に拘束力のない制度設計に対して、「只讓你看、不讓你判（『観』のみ、『審』しない）」という言葉によって観審制は実質的な国民司法参加ではなく、ただの象徴に過ぎないと猛烈に批判した。さらに2011年4月からは機関誌の『司法改革雑誌』を通じて、観審制を批判してきた。台北弁護士会も2011年8月に観審草案の制定委員会から脱退し、観審制に断固として反対する姿勢を示した⁷⁸。他方で、民間司法改革基金会も司法院の模擬観審裁判に対抗するため、陪審制に基づく模擬裁判を自ら実施していた。弁護士側に近い民主進歩党も陪審派に加わり、陪審制の法律草案を立法院に提出した。しかし、国民司法参加制度の導入をめぐる民主進歩党と民間司法改革基金会との共通点は起訴状一本主義の同時導入だけであり、陪審制度に対しては微妙な温度差がある⁷⁹。なお、学界は観審制を含む国民司法参加制度の導入自体に対し冷淡であり、学術誌（大学の法律系雑誌）では国民司法参加制度に関する論文は散見されるものの、その数は極めて少数である。さらに、台湾で最も影響力が大きい実務向けの法学系月刊誌（『月旦法学雑誌』、『台湾法学雑誌』）において、観審制をテーマとする論稿が掲載されたことは一度もない⁸⁰。

行政院は、既に司法院と観審草案に連署しているため、公式には司法府と同一戦線を組んでいることになるが、実際のところ、模擬裁判に協力した地方検察署と一部の検察官は観審制に対して消極的で、参審制の方が好ましいと考えているように思われる⁸¹。検察側も、

⁷⁸ 孫・前掲注（46）86-87頁。

⁷⁹ 筆者のインタビュー（2015年8月11日に台北・柯建銘立法委員事務所で開催する）において、民間司法改革委員会の高榮志執行長は、国民党も民進党も明確な改革の方向性を示さないのどちらも信頼できないと打ち明け、民進党に対する不信を表した。一方、柯建銘立法委員事務所の蔣念祖法務主任は、民間司法改革委員会の主張とは異なり、陪審制度の導入を必ずしも必須の要求としているわけではないことを明らかにした。要するに、民進党は当然国民司法参加制度の導入に賛成するが、二つの前提条件を満たさなければならない。それは、第一に観審制を採用しないこと、第二に起訴状一本主義を前提として先行導入することである。

⁸⁰ 台湾における国民司法参加制度に関する学術史については、孫・前掲注（46）88-92頁参照。

⁸¹ 検察側が参審制をより好んでいることについては、本稿の第10章において詳しく述べる。

弁護士側と同じように国民の意見に拘束力のない観審制が本当に役に立つかどうかについて疑問を持っているが、国民司法参加制度と同時に起訴状一本主義を導入することについて強い反対意見を有している。陪審制と起訴状一本主義の導入に反対する検察側は、弁護士会に対抗するために、検察にとって比較的有利であると思われる参審制の導入を提唱した⁸²。さらに、司法院内部も一枚岩とは言えず、一部の裁判官も拘束力のない観審制に対して意見を留保しつつ、日本の裁判員制度のような参審制を高く評価する見方を示している⁸³。なお、立法院でも、参審派の立法委員が存在しており、彼らは日本の裁判員制度を手本とする「参審法案」を提出した。

このように、台湾における国民司法参加制度の導入の必要性は法曹三者及び各政党に共有されているとは言えよう。しかし、その形態選択をめぐる、法曹三者と立法院の内部は完全に分裂してしまった。これにより立法院には観審・陪審・参審制の草案が並立し、多数意見の形成が困難な状況にある。結局、2016年1月の政権交代によって、「人民観審試行条例草案」を含めたすべての国民司法参加制度の導入に関する草案が廃案となった。だが、観審制導入の挫折、及び台湾における国民司法参加制度の形態選択の問題はともかく、台湾における国民司法参加制度の導入の必要性は依然として各関係者に共有されており、これまで取り上げられてきた諸問題についても引き続き議論されているのである⁸⁴。さらに政権交代後に新たな司法院長となった許宗力は、2016年9月に大統領の指名を受けた際に、司法改革に関する一連の私見を公表し、そのなかで、国民司法参加制度の形態選択に関して、陪審制は大陸法系を採用する台湾と合わないが、参審制は最も適していると主張した⁸⁵。しかし、このように主張したことにより、司法府が大統領府の下に置かれた司法改革のための専門機関である「司法改革国是会議」を飛び越えて、国民司法参加制度の形態を予め定めてしまったとの批判が起り、その後許氏は参審派の立場を後退させ、改めて国民司法参加制度の形態選択に関する「司法改革国是会議」の判断を尊重する姿勢を示

⁸² 検察側が国民司法参加制度の導入に反対しない理由について、司法に対する不信は検察にも悪い影響を及ぼしているほか、司法改革がすでに政治事項となった状況において国民司法参加制度の導入という「大義名分」に反対しづらいという事情も考えられる。

⁸³ 司法院の中での参審派裁判官の代表は、日本に訪れ裁判員制度を研究した張永宏氏である。

⁸⁴ 2017年11月に、司法院が裁判員制度を手本とする「國民參與刑事審判法」を公表し、立法化を求めている。

⁸⁵ その全文は <http://www.nownews.com/n/2016/09/01/2224632> 参照、2017年3月20日閲覧。

した⁸⁶。司法改革国是会議第4小委員会の審議状況を見ると、観審制という案は完全に退けられた一方、アメリカ式の陪審制と日本の裁判員制度を手本とする「参審制」という二つの案も激しく対立しており、短期間で合意に至ることは相変わらず難しい状況であった⁸⁷。結局2017年8月12日に開かれた総会議においても、国民司法参加制度の形態は決定せず、司法院に委ねて制度の立法化を進めるという形で決議がなされた⁸⁸。

4. 3 台湾の国民司法参加による司法の正統化の具体的な目標

ここまで示してきたとおり、台湾では、国民司法参加制度の具体的な制度形態について意見が大きく分かれており、司法院は、2016年までは観審制の導入を、そして現在は日本の裁判員制度を手本とする「参審案」を積極的に推進してきたことがわかる。しかし国民司法参加制度の形態選択、及びそれに関わる実務上の諸問題に関する論争は激しいが、国民司法参加制度の導入の意義づけに関する論争はあまり存在しないように思われる。司法改革の流れと国民司法参加制度の導入の動きを見ればわかるように、「人民観審試行条例草案」は司法院と行政院（法務部）が公式に合意した上で連署したものであり、その制度意義に関する見方にも意見の一致があったと考えられる。さらに弁護士会は、1998年の全国司法改革会議から司法院と一定程度の連携を維持し、司法院主導の司法改革にも参加している。台北弁護士会も、観審草案の制定委員会に一時的に加入していたうえ、制度設計の段階で意見が分かれたことを理由に当該委員会を脱会したのちも国民司法参加制度の導入の意義づけについて異議を示すことはなかった。

具体的な制度形態については争いがあるものの、国民参与制度導入の意義自体についてはコンセンサスが得られていることの直接の原因としては、観審、陪審、参審を問わず、台湾における国民司法参加制度の導入は国民の司法への不満と不信を解消するために呼び掛けられているという事情が挙げられる。もっとも、国民司法参加制度の意義づけについて観審草案の起草者は以下のように広範な事項を列挙していた。すなわち、①国民の意識の反映と裁判官の意識の改革によって裁判の質を向上させること、②国民の司法への理解

⁸⁶ <http://www.cna.com.tw/news/aip/201610130053-1.aspx>、2017年3月20日閲覧。しかし、許氏は依然として参審派であるイメージが強い。

⁸⁷ 2017年6月までに、第4小委員会は陪審案、参審案、及び陪審と参審を併行する案を合わせて5つの国民司法参加制度の形態に関する提案に対して審議を行ったが、全部否決されてしまった。司法改革国是会議第四分組『決議と決議説明』65-67頁（2017年6月5日）。<https://justice.president.gov.tw/newinfo/102>、2017年6月19日閲覧。

⁸⁸ <https://justice.president.gov.tw/meeting/55>、2017年8月23日閲覧。

増進・信頼向上、司法の親和性、国民の主体性を醸成すること、③刑事裁判の充実、迅速化、集中を実現させること、④直接主義、口頭主義などの公判中心主義を徹底させること、⑤証拠規則の精緻化と無罪推定の原則を実現させることを、その意義として挙げているのである⁸⁹。この5つの意義づけを通して、各関係者の主張・要望が反映され、国民が司法への信頼を取り戻していくという意味で、多様な具体的目標が包含されていると考えられる。この5つの意義づけも国民司法参加に関する司法院のホームページにおいて掲載され、司法院の立場から見た台湾における国民司法参加制度導入の公式な意義づけとして承認されている⁹⁰。

以上をまとめると、台湾における国民司法参加制度の導入による司法の正統化に関する具体的目標については、以下の3点を指摘することができると考えられる。

第1に、国民司法参加制度の導入によって強く期待されている直接的かつ喫緊の目標は、一般国民の司法への不信と不満を解消することである。したがって、国民の理解増進・信頼向上を通して司法の正統性を取り戻そうとしていることも明らかである。

第2に、上記の5つの意義づけからすると、司法院と法務部は、起訴状一本主義などの刑事司法改革策に対して消極的な態度を示しつつも、国民司法参加制度の導入によって当事者主義に向けた刑事司法改革を徹底するという意義自体を否定することまではしていないとも理解できる。したがって、台湾においては、国民司法参加制度の導入を通じて刑事司法の一層の改革を進展させるとの期待に応え、より公開され透明な、かつ被告人の人権が保護されうる刑事司法を実現させることによって、司法を正統化するという関心が見られる。にもかかわらず、国民司法参加制度の導入によって刑事司法がどこまで改革されるべきであるかについて、関係者の間で大きな意見の対立が存在していることには注意しなければならない。

第3に、従来の官僚主義司法の閉鎖性を打破するという意味で、討議民主主義による正統化の意識が若干存在するように思われるが、国民意識の反映については、「恐竜法官」の独走の防止や裁判官の親和性の向上という側面がより強調されていた。国民司法参加制度の導入によって裁判官を監視する一方、さらに裁判官が国民を軽視する風習を一掃することなどの司法府の自己刷新も期待されている。

⁸⁹ 林俊益=林信旭「人民觀審制度之建構」軍法專刊 2012年6期 24-29頁（2012年）。

⁹⁰ <http://www.judicial.gov.tw/LayParticipation/book.asp>、2017年7月10日閲覧。

第5章 司法の正統化：異なる内実、共通した手段

ここまで見てきたように、日本、韓国及び台湾における国民司法参加制度の導入は、ほぼ同時期に打ち出され、司法を正統化する手段として期待されている一方、各国の国民司法参加制度の導入背景やその具体的な目標の内実が、完全に一致しているとは言えない。本章は第一部のまとめとして、まず日本、韓国、台湾 3 か国の間の国民司法参加制度の導入の目的をめぐる意識の相違点を明らかにし、3 か国それぞれにおける国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化するという意識の内容を整理した上で、各国が制度導入による司法の正統化実現を通して目指しているものの内実を比較してみる。

5. 1 国民司法参加制度の導入をめぐる意見対立

日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入の背景となった司法改革の動機、目標、さらに改革の担い手及び国民司法参加制度に対する各関係者の態度と見解などについて、多くの相違点が存在したことは、第2章から第4章の議論によって明確となった。したがって、国民司法参加制度の導入をめぐる、3か国のそれぞれに理念上・目的上の意見対立が存在していると考えられる。

5. 1. 1 司法民主主義と司法府に対する見方

国民司法参加制度は、その本来の特質として、「司法民主主義」、つまり国民が主権者として直接に司法権を行使するということに関連する性格を有していると考えられる。英米の陪審制¹はもちろん、ヨーロッパ諸国の参審制の歴史からも「司法民主主義」の伝統、及

¹ 英米の陪審制は、一般国民による陪審が国家権力に対抗して国民の自由を守る機能を有しているものと考えられている。高名な法学者である Blackstone 氏は、イングランドの陪審制度は人民が国家からの自由を守るための防波堤であると指摘した。William Blackstone, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND VOL. 3. 349 below (1807). アメリカの陪審制度も、歴史的にはイングランド国王と法に反抗する手段であり、陪審裁判を受けることは国民の自由を守るための権利の一つであることが強調されてきたと思われる。ニール・ヴィドマー=ヴァレリー・ハンス『アメリカの刑事陪審—その検証と評価』（丸田隆代表編訳）14頁（日本評論社、2009年）。

びこれによりもたらされた、国民による司法権の制約という意義づけがよく見られた²。しかしながら、日韓台 3 か国に共通する国民司法参加制度導入の潮流のなかで、各国の「司法民主主義」の意義づけと従来の司法への態度には温度差があるように思われる。

第 2 章で述べたように裁判員制度の意義づけについて、柳瀬が指摘するように、「民主主義の意義づけ説」と「理解増進・信頼向上説」が競合しており、「理解増進・信頼向上説」が立法者によって選ばれた³。したがって、立法者からは、従来の司法制度や裁判官に深刻な問題があること、あるいは正当性の危機があることは認められていないことになる。しかしながら、日本において裁判員制度の導入は規制緩和・規制改革の流れにおいて強く呼びかけられたものであり、即ちそれは体制改革の一環として受け入れられたものであるといえよう。この意味で、「司法民主主義」の意義づけは、少なくとも「国民意識の改革」という側面において強調され、『司法改革審議会意見書』の一部にも民主主義的基礎付け説に親和的な表現が見られた。

とは言っても、一般国民の司法に対する信頼度は高く、従来の司法に対して概ね肯定的な態度を持っていることからすると、裁判員制度の導入を通じて司法権や裁判官を制約するという効果は日本ではあまり強く期待されているわけではないと思われる。加えて、裁判員制度に関してより強調されたのは「裁判員と裁判官の協働」であることを考えると、司法民主主義として要求される内容は、「国民主権」としての民主主義という趣旨を完全に排除することはできないとしても、討議民主主義によって司法を正統化するという意味の方がより強いと考えることができる。即ち、裁判員制度の導入を通じて刑事司法制度改革

² ドイツにおける国民の刑事司法参加制度も領邦国家における司法権の制限を底流として発展したと指摘されている（阪井一郎「裁判員制度創設過程に対する疑義」法社会学第 72 号 196 頁（2010 年））。さらに、ドイツの法学者も自国の参審制度の意義について、デモクラシーを挙げた（東京三弁護士会陪審制度委員会『フランスの陪審制とドイツの参審制—市民が参加する刑事裁判』134-135 頁（1996 年）及びフロイド・フィニー=ユアヒム・ヘルマン『一つの事件 2 つの制度—アメリカとドイツの刑事手続—』（田口守一監訳）242 頁（成文堂、2010 年））。現在フランスは、ドイツと同様に参審制度を採用しているが、第二次世界大戦前は 100 年以上にわたって重罪院で陪審制度を行った経験もある。歴史的には、革命期に入って民主主義と市民的権利の観念が高揚するとともに、陪審制度は国民主権の表れであり、市民的権利の重要な要素であるとの思想のもとに革命初期の刑事司法制度の民主化の一環として導入されたものであると位置づけられている（白取裕司『フランスの刑事司法』129 頁以降（日本評論社、2011 年））。さらに、フランスの学者も国民の刑事司法参加は、形式を問わず、その目的は民主主義を基調とし、民衆による司法運営に対するコントロールの機会として正当化されるものであるとの考えを示している（東京三弁護士会陪審制度委員会東京三弁護士会陪審制度委員会『フランスの陪審制とドイツの参審制—市民が参加する刑事裁判』78 頁（1996 年））。

³ 柳瀬昇『裁判員制度の立法学』56 頁以降（日本評論社、2009 年）。

の推進が期待されるとしても、少なくとも通説的な見方は司法に対して概ね肯定的な態度をとるものであり、司法府や裁判官に厳しい制約を課すことに重点を置くものではないと思われる。

それに対し、韓国の司法改革は社会民主化運動を通じて進展し、国民参与裁判制度も社会民主化の潮流に乗って導入されたため、国民参与裁判制度は民主主義的意義づけを日本より強く有すると思われる。さらに、「法曹非理」などの司法不祥事への反発によって国民の司法への不満が一層高まり、司法の正当性も疑問視されたといった様々な事情に鑑み、国民参与裁判制度の導入は従来の司法システムの問題を克服し、国民の司法への不満を和らげるという目的を持つことも、第 3 章の議論で明らかになった。このように韓国では、国民司法参加制度の導入を通じて国民主権の司法民主主義を実現させることが認められており、制度開始当初の司法府に対する不信感も日本より高かったことが認められる。

台湾の場合、権威時代からの脱却及び社会民主化が起きたことは韓国と同じようだが、その影響は司法改革自体に直接的にはあまり及ばなかったようである。台湾の民主化は国民党上層部（特に蔣経国元大統領）によって推進され、司法府を含めた統治構造には大きな衝撃を与えなかった。そのほかにも、第 4 章で指摘した通り、2017 年の「司法改革国会会議」発足以前から、台湾の司法改革は一貫して司法院が主導しており、民間や政府側などの参画があまり見られなかったことも、もう一つの重要な理由である。したがって、国民主権としての司法民主主義はある程度民間から呼び掛けられてはいるものの、司法府は国民司法参加制度の導入の意義づけとして重要な内容ではないと考えているといえる。一方で、台湾においては司法、特に裁判所と裁判官への不満と不信が従来から深刻となっており、司法院が人民観審制度の導入を急ぎょ打ち出した契機も、まさに国民の司法への大規模な抗議活動と法曹腐敗などの深刻な不祥事であった。故に、台湾においては国民司法参加の導入によって司法府（裁判官）を是正・制約するという要求が 3 か国のなかで最も強く、また切迫しているように見受けられる。

5. 1. 2 国民司法参加制度の憲法適合性

日韓台 3 か国において国民司法参加制度の導入が積極的に求められる一方で、各国の憲法には司法の独立という法の支配の原則と国民の公正な裁判を受ける権利が明記されている。したがって国民司法参加の導入が憲法に違反するか否か、あるいは司法の独立の原則がどの程度の範囲で国民司法参加を許容するかという問題は、各国において相次いで浮上

した。したがって本項は、国民司法参加制度の憲法適合性について、国民司法参加制度は、①司法の独立の原則に反するかどうか、②国民の公正な裁判を受ける権利を侵すかどうか、という二つの問題に分けて、3か国の事情を比較して議論する。

日本においては、裁判員制度の憲法適合性について、制度の導入を検討する段階から盛んに研究され、国民司法参加制度をめぐる一つの論点となった。そして、合憲論と違憲論の両方が存在した。裁判員制度の立法段階において、最高裁判所は国民司法参加制度の憲法適合性について明確には意見を表明しなかったが、司法制度改革審議会は内閣法制局に照会しながら検討を進め、国民司法参加制度は違憲ではないと判断した。そのため、裁判員法は無事国会の審議を経て成立したが、その憲法適合性に対する疑義は絶えず、違憲と主張する論者も少なくなかった⁴。このように裁判員制度の憲法適合性は当時「グレーゾーン」となっており、最高裁の憲法審査が待たれていたと思われる。

裁判員裁判の始動から2年間強を経た2011年11月16日に、最高裁判所の大法廷判決で裁判員制度の合憲判断が下され、裁判員制度の憲法適合性に関する論争に対して結論が出された。この判決はまず一般論として、憲法に国民の司法参加を認める旨の規定が置かれていないが、日本の憲法制定及び欧米諸国の立法例などの歴史的、国際的な視点、及び裁判員制度の導入を通じて刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図るとの目標を考えると、「国民の司法参加と適正な刑事裁判を実現するための諸原則とは、十分調和させることが可能であり」、憲法が国民司法参加制度を禁止するものではないと判示した⁵。

さらに裁判員法の具体的な内容について、大法廷は4つの争点に分けて憲法に違反するかどうかを検討している。すなわち、①裁判員制度が国民の公平な裁判を受ける権利に反するかどうかについて、裁判官と国民とで構成される裁判体は憲法80条1項⁶が指す「裁判所」には当たらないとは言えないとし、その上で裁判員制度の仕組みを考慮すると、裁

⁴ 裁判員制度違憲論は、主に国民の公平な裁判を受ける権利にかかわる憲法31条、32条、37条1項、司法権の専属に関する76条1項、裁判官の身分保障に関する80条1項、および裁判官の独立を保障した憲法76条3項と特別裁判所禁止の憲法76条2項と苦役禁止の憲法18条後段に違反するという点をめぐって主張された。西野喜一『裁判員制度批判』45-48頁（西神田編集室、2008年）参照。

⁵ 最大判平成23年11月16日、刑集第65巻8号1285頁。

⁶ 「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。」と定めている。

判員制度は適正手続の保障に関する憲法 31 条⁷、32 条⁸、37 条 1 項⁹、及び司法権の専属に関する憲法 76 条 1 項¹⁰にも違反しないとし、②裁判員制度のもとに「裁判官を裁判の基本的な担い手として、法に基づく公正中立な裁判の実現が図られている」ことによって、裁判官の独立を保障した憲法 76 条 3 項¹¹にも違反していないとし、③裁判員裁判に対して控訴及び上告が認められているので、その裁判体は憲法 76 条 2 項¹²に禁止された特別裁判所に当たらないとし、④裁判員の職務は国民に付与された参政権と同様のものであると理解し、苦役禁止の憲法 18 条後段¹³にも違反しないとし、裁判員制度は全面的に合憲であると宣言したのである¹⁴。

次に韓国に目を移すと、第 3 章で述べたように、韓国憲法で定められていたのは、国民が「裁判所による裁判」ではなく、「**裁判官**による裁判」を受ける権利を有するというものである。故に、韓国においては陪審制も参審制も憲法違反の疑いを回避することはできないことを認めざるを得ない。実際、国民参与裁判制度においては陪審団の評決に法的拘束力が認められていないこと、及び被告人に選択権を認める申請主義を採用することを通じて、司法の独立に関わる違憲の疑いを一応回避しているが、国民参与裁判の対象外の事件及び国民参与裁判の申請が裁判所に排除された場合に、国民参与裁判を申請したい被告人の裁判請求権と平等権が侵されたかどうかを争点とした憲法違反訴訟が 2008 年にそれぞれに起きた。そして、憲法裁判所¹⁵は 2009 年 11 月 26 日と 12 月 7 日の二つの全員一致の判決により、「憲法と法律が定めた法官による裁判を受ける権利は職業法官による裁判を主要内容とするから、国民参与裁判を受ける権利が憲法第 27 条第 1 項で規定した裁判を受ける

7 「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めている。

8 「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」と定めている。

9 「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と定めている。

10 「すべて司法権は、最高裁判所および法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と定めている。

11 「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される」と定めている

12 「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない」と定めている。

13 「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と定めている。

14 前掲注 (5)。

15 韓国には大法院と別に、もう一つの憲法保障機関である憲法裁判所が設けられている。憲法裁判所と大法院との関係については、高翔龍『韓国法 (第 2 版)』102-103 頁 (信山社、2010 年) 参照。

権利の保護範囲に属すると見ることはできない」という理由で国民参与裁判制度が憲法に違反しないと宣言した¹⁶。

しかし、2013年に公表された国民参与裁判制度の最終形態では強制的な要素が一部導入されたため、強制的に実施された国民参与裁判の場合に、被告人の「職業法官による裁判」を受ける権利が侵されたといえるのかという疑問が浮上しており、近い将来憲法訴訟が提起され、その憲法適合性に関する判断がなされる可能性も低くはないように思われる。そして判決の結果に応じて、合憲判決の場合はこれを機に現在の申請主義が廃止されても不思議ではないように思われる。一方、強制主義による適用が違憲であると判断された場合には、その導入は陪審団の評決の拘束力と同じように、韓国憲法 27 条の 1 に記載された「裁判官による裁判」という文言、あるいは同条の「憲法と法律で定めた裁判官」との定義を改正する抜本的な憲法修正を行わないと実現することができないことになる¹⁷。

台湾の憲法（中華民国憲法）は日本と同様、国民の法院による裁判を受ける権利を保障する¹⁸。過去には参審制の導入をめぐる行政院（法務部）側が違憲の疑いを理由として制度の立法化を阻止した経緯がある。その後司法院が観審制を提唱した理由の一つも、違憲の疑惑を回避するためである。よって、「憲法違反の可能性」は台湾においても国民司法参加制度の頭上に吊るされている「ダモクレスの剣」であると言える。しかし、台湾において国民司法参加制度の導入に際し直面せざるを得ない問題は、参審制が本当に違憲か否かということよりもむしろ憲法審査権の僭越的行使、及び違憲の理由により国民司法参加制度の立法が意図的に妨げられることであるように思われる。過去に行政院は違憲の疑いが

¹⁶ 憲法裁判所 2009 年 11 月 26 日決定、憲法裁判所 2009 年 12 月 7 日決定。その内容を紹介した日本語文献としては、趙炳宣「国民の司法参与に関する『選択型・勸告型の韓国型陪審制』の象徴性」ノモス第 31 号 24-26 頁（2012 年）がある。

¹⁷ しかし、韓国の憲法改正手続はかなり厳しく、憲法改正の発議は国会議員の過半数又は大統領の提案により、その議決は 3 分の 2 以上の国会議員の賛成を得なければならない。さらに、憲法改正案が国会で議決された後、発効のためには多数決による国民投票の審査を通らなければならない（韓国憲法 128 ; 130 条）。ソウル大学の申東雲教授によると、国民司法参加制度のためだけに憲法改正をすることは、まったく想像できないと言われた（司法院「101 年度韓国国民參與審判制度考察報告」41 頁（2012 年））。なお、「法院組織法」で定めた裁判官の定義を改正するやり方は、未だ考えられていない。

¹⁸ 中華民国憲法 8 条の 1 は「人民身體之自由應予保障。除現行犯之逮捕由法律另定外，非經司法或警察機關依法定程序，不得逮捕拘禁。非由法院依法定程序，不得審問處罰。非依法定程序之逮捕、拘禁、審問、處罰，得拒絕之。（人民の身体の自由は、保障されるべきであり、現行犯の逮捕について 法律に別段の定めがある場合を除いて、司法又は警察機関が法定手続によらなければ、逮捕拘禁することができない。法院の法定手続によらなければ、審問、処罰することができない。法定手続によらない逮捕、拘禁、審問、処罰に対しては、拒絶することができる。）」と規定している。

あると述べて参審草案の立法化を阻止したが¹⁹、憲法審査権は実際には司法院（大法官會議）に独占的に付与されている。したがって、行政院の「違憲判断」によって司法院が発案した参審草案の立法化が妨げられるということになってしまったのである。一方、行政院は参審制が違憲と判断する理由について一度も詳しい説明を行っておらず、本当に参審制度が憲法違反と考えているのか、それとも政治的考慮や検察側の反対など他の要因が存在したのかという疑問も浮上してくる。行政院の真の意図は知ることはできないが、その違憲の主張の背景事情は、実は憲法とはあまり関係がないのではないかと推測される。

次に、司法院の憲法適合性に関する見解について述べる。昔は 2 つの大法官解釈を通じて、中華民國憲法 80 条の「法官」の定義を詳しく説明し、一般国民である参審員は法官ではないとされていた²⁰。しかし、参審制に対する違憲の疑いについて、1995 年の第 378 号大法官解釈を通じて、弁護士懲戒委員会²¹のような専門家による司法参加が違憲ではないとの解釈を示した²²。さらに、1997 年の第 436 号大法官解釈では、軍事参審が違憲ではないとも明言した²³。この 2 つの解釈宣言及び、二度も参審制の導入を提案し草案を行政院に送付したことを踏まえると、司法院は参審制を違憲とは考えていないものと思われる。一方、司法院は、陪審制に対して、中華民國憲法 81 条に規定された裁判官の職権・身分保障に違反する恐れがあるとしている²⁴。行政院による違憲判断を、司法院が何の反論もしないまま受け入れたことは些か不可解であり、非難に値するのではないかとすら思われる。今後は大統領府に置かれた「司法改革国是會議」の主導で制度の導入が推進される見込みであるため、行政院が違憲との理由で「司法改革国是會議」が採択した国民司法参加制度の草案に対して異議を唱えるという事態が起こることは無いように思われる。なお、観審制が廃案となった後、司法院は 2016 年 10 月に日本の裁判員制度を手本とする「参審制」の導入を提言し、この際には行政院による違憲との指摘はなかった²⁵。このように、台湾において

¹⁹ 第 5 章に紹介したように、刑事訴訟制度に関する国民司法参加制度の導入草案が司法院（「司法院組織法」9 条）と行政院傘下の法務部（「法務部組織法」2 条）の管轄事務にかかわるので、その草案は両者に連署して提出しないと立法院に審議してもらえない。

²⁰ 司法院大法官釋憲會議釋字第 436 號解釋、及び司法院大法官釋憲會議釋字第 601 號解釋。

²¹ 日本（の懲戒委員会）と異なり、台湾の弁護士懲戒委員会は法院の下に置かれた組織であり、裁判官 3 人、検察官 1 人および弁護士 5 人によって構成されている。

²² 司法院大法官釋憲會議釋字第 378 號解釋（1995 年 4 月 14 日）。

²³ 司法院大法官釋憲會議釋字第 436 號解釋（1997 年 10 月 3 日）。

²⁴ 司法院林錦芳秘書長の立法院司法および法制委員会における答申による。立法院公報第 103 卷 17 期 373-374 頁（2014 年）。

²⁵ 司法改革国是會議の審議過程を見ると、司法院の参審案は検察官（行政院法務部）代表に歓迎されていることがわかる。

違憲の疑いがある唯一の国民司法参加制度の形態は、陪審制であると思われる²⁶。

5. 1. 3 刑事司法改革との関連

日本、韓国、台湾のそれぞれの国民司法参加制度の導入過程において、上記の司法民主主義と司法府に対する態度、及び国民司法参加制度の憲法適合性以外に、各国の間にはもう一つの点で違いが見られた。それは、国民司法参加制度の導入と刑事司法改革との関係である。

3か国において国民司法参加制度の対象事件は刑事事件に限られているため、制度の導入により刑事司法手続に様々な影響が及ぶことは、どの国でも当然のことであるように思われる。したがって、刑事司法手続の改革も国民司法参加制度の導入を通じた司法の正統化に資するものであるとして、本論文の第二部において各国の事情を踏まえて詳細に分析する。しかし、国民司法参加制度の導入過程では、刑事司法の改革がどの程度求められたかについて、各国には差異が存在した。

日本において、国民司法参加制度、特に陪審制は、従来から「冤罪防止」や刑事司法制度改革と緊密につながっていた。第2章で述べたように、司法制度改革審議会がその関連性を認めたほかに、弁護士と刑事法学者も国民司法参加制度の導入が従来の「病的」な刑事訴訟手続から脱却するための重要な手段となるとして、大きな期待を寄せていた²⁷。このように裁判員制度の導入によって刑事司法改革を推進し、従来の刑事司法の「病理」を是正するという志向がかなり強いと考えられる。

韓国では、一部の刑事法学者や刑事弁護士が国民司法参加の導入によって「刑事訴訟法での適正手続の実現と人権擁護の先進化」を実現することを呼び掛けた。しかし国民裁判参加制度の導入の背景において最も批判されたのは官僚的な司法であり、従来の刑事司法手続ではないことから、日本のように従来の刑事司法手続を改革するきっかけとして国民参与裁判制度の導入を強く期待するという動きは見られなかった。当事者主義の徹底と証

²⁶ 2016年11月に、参審派と言われた許宗力氏が大統領の任命によって新たな司法院長に就任した。したがって、司法府の人事が民進党に主導されたとはいえるが、従来から一貫している、陪審制を違憲とする姿勢は大きく変わらないであろうと思われる。なお、司法府が2016年に陪審制を捨てて参審制の導入を主張した重要な理由の一つも、陪審制の場合に憲法違反のリスクが存在することにある。

²⁷ 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古希祝賀論文集 第4巻』407頁（有斐閣、1985年）。葛野尋之「裁判員制度と刑事司法改革」法社会学第79号37-62頁（2013年）。

拠規則の改正などは韓国においても主張されたが、司法改革の方策として打ち出されたとはいえ国民司法参加制度の導入と直接関連することはなく、それと併行する刑事訴訟法の改正によって実現された。このように、韓国において国民司法参加制度の導入を契機として、刑事司法改革を実現させることを強く求める声は日本と比べ弱かったように思われる。

しかし、韓国の国民参与裁判制度は別の方法で、刑事司法改革に全般的・抜本的に影響を与えてきた。韓国において当事者主義に向けた刑事司法制度改革は国民参与裁判制度の導入と同時期に進められ、国民参与裁判制度を念頭に置いて行われたのである²⁸。韓国の国民参与裁判制度は、当時試験的な「基本モデル」として導入されており、さらに申請主義による制限があったため、その制度の実施が刑事司法全体に及ぼす影響力は極めて限定的であることは認めざるを得ない。これによって、韓国における刑事司法改革の要望は、当時まだ最終形態が確定しておらず且つ刑事裁判の「例外」とも言えた国民参与裁判制度の実施を契機としたものではなく、より広汎的な刑事訴訟全体の改革を目指すものとして求められた。その結果、裁判員制度の実施を契機として一連の刑事司法改革の措置を漸進的に推進した日本と比べ、韓国における公判主義、口頭主義などの当事者主義の実現に向けた刑事司法改革は、国民参与裁判制度を念頭に置きつつ、制度導入とは別の、刑事手続の全体的な改革という文脈で実現された。

台湾において、一部の弁護士は当事者主義の徹底などの刑事司法改革を求めているが、国民司法参加制度の導入の背景として最も批判されたのは従来の刑事司法手続ではなく、「恐竜法官」たる裁判官が国民の感覚から乖離しているという現象、及び司法の腐敗であった。民進党は起訴状一本主義の導入を国民司法参加制度の導入の前提として強調したが、必ずしも国民司法参加制度の導入のみを通じて起訴状一本主義を導入するという意味ではない。つまり、国民司法参加制度の導入の制度整備として、起訴状一本主義が不可欠であるとしているが、起訴状一本主義の導入を実現する手段は国民司法参加制度の導入のみに限られてはいない²⁹。「司法改革国会会議」第4小委員会も、起訴状一本主義の導入を国民

²⁸ 申東雲「講演 韓国における刑事司法改革」刑法雑誌 48 卷 2 号 181 頁（2009 年）。

²⁹ 民進党が観審制に反対する理由の一つは、観審制が刑事訴訟法改正（起訴状一本主義の導入）を回避するための措置と考えるからである。さらに、国民司法参加制度の導入と刑事訴訟法の改正は完全に独立した事項であると考えている。起訴状一本主義をはじめ全ての刑事裁判に影響を及ぼす一連の刑事訴訟法改正も、国民司法参加制度の導入と関係なく行われるべきであると主張している。民進党の起訴状一本主義に対する態度、および導入の理由として主張していることについては、蔣念祖『立法其實很專業』177-180 頁（米樂文化、2015 年）参照。

司法参加制度に先立って刑事訴訟法を修正する形で行うことを議決した。国民司法参加制度の導入を契機として刑事司法手続を改正する要求も存在するものの、日本ほど両者は強く結びつけられていないように思われる。

一方、刑事司法改革が、台湾においては国民司法参加制度の導入に先立って実施され、当事者主義に係る一部の要素も 1997 年から 2004 年の間に導入された。台湾における国民司法参加制度と刑事司法改革の関連性に関する議論は後文の第三部に回すが、ここではこれまでの当事者主義の実質化に向けた改革の概略を提示しておく。台湾では、取調の可視化が刑事訴訟法の改正によって 1998 年から実施され³⁰、さらに 1999 年の全国司法改革会議によって、「当事者主義の強化」が刑事訴訟改革の基本方針となり、弁護士の立会権と意見陳述権も 2000 年の刑訴法修正によって保障された³¹。さらに、2002 年から当事者主義を実現するための刑事訴訟法の一連の改正が始まり、検察官の証明責任の強化と違法収集証拠の排除が 2002 年に法定された³²ほか、2003 年の刑事訴訟法改正によって公判における交互尋問制度が導入され、可視化の範囲が公判までに拡大し、軽罪事件の場合の「協商認罪」という司法取引制度も 2004 年の法改正によって導入された³³。これによって、台湾においては従来の刑事訴訟手続の権威主義・職権主義の弊害はある程度緩和されたが、当事者主義への転換が未だ不十分であるため、「部分的な当事者主義」が見られるようになった。したがって、改革派が国民司法参加制度の導入に対して求めているのは、日本のような当事者主義の要素の段階的な導入ではなく、むしろ起訴状一本主義の導入をはじめとする刑事訴訟法の改正を通じて現在の「部分的な当事者主義」を更に発展させ、完全な当事者主義を実現することであるように思われる³⁴。

³⁰ 中華民国刑事訴訟法 100 条 1 項前段は、「訊問被告，應全程連續錄音；必要時，並應全程連續錄影。（被疑者を尋問する時、取調の全過程を連続して録音しなければならない。必要が認められる場合には、取調の全過程を連続して録画しなければならない。）」とし、さらに 100 条 2 項において、取調の録音・録画は調書より証拠力が優越すること（「筆録内所載之被告陳述與錄音或錄像之內容不符者，除有前項但書情形外，其不符之部分，不得作為證據。」）が規定されている

³¹ 中華民国刑事訴訟法 245 条。

³² 中華民国刑事訴訟法 158 条の 2 第 1 項。

³³ 鈴木賢「台湾の司法制度改革—日本への示唆」法学セミナーNo.599、64-66 頁（2004 年）。

³⁴ 司法改革国是会議第 4 小委員会の第 6 回の議論において、呂太郎司法院秘書長は口頭で将来に刑事訴訟法を修正する際に、完全の当事者主義への進化を考慮する姿勢を表した。司法改革国是会議第四分組『決議と決議説明』67 頁（2017 年）、<https://drive.google.com/file/d/0B6TWrTRQWn8FT3FKUFhweHdTSUU/view>、2017 年 7 月 5 日閲覧。

5. 1. 4 小括

このように日本、韓国、台湾は、国民司法参加制度の導入の目的に関してそれぞれ異なった理念と見解を有しており、司法民主主義と司法府に対する態度、国民司法参加制度の憲法適合性、さらに国民司法参加制度の導入と刑事司法改革との関連性という 3 つの点でも各国に違いがある。以下の表 5.1 は、このような各国の違いをまとめて示したものである。

表 5.1. 国民司法参加制度の導入をめぐる各国の意見の違い

	日本	韓国	台湾
国民主権としての司法民主主義に対する見方	「国民意識の改革」の観点から認められている	基本的に認められている	司法権を制約するために認められている
司法府に対する態度	不信感が弱い	不信感が強い	不信感が極めて強い
国民司法参加制度の憲法適合性	裁判員制度が全面的に合憲であると認められる	陪審評決の拘束力の制限及び申請主義によって、違憲ではないと判断できるが、強制主義の導入によって違憲の疑いが再び浮上している	・観審制は行政院による違憲の指摘を回避している ・参審制は違憲ではない、陪審制は違憲の恐れがあると考えられている
刑事司法改革との関連性	直接的に、かつ強く関連している	刑訴法改正の文脈で、比較的弱く関連している	当事者主義の徹底が求められており、韓国と比べても国民司法参加制度の導入を通じて刑事司法改革を促すという関連性がより弱い

即ち、国民司法参加制度の導入によって司法を正統化するという大きな目標は日本、韓国及び台湾において共有されているが、各国の具体的な理念や目標には違いがあるように思われる。次節では各国における国民司法参加制度導入の事情と、各国各様の具体的な目

標の内実を踏まえ、各国において共通した司法の正統化に対する関心の内容、及び司法を正統化する手段について、引き続き議論していく。

5. 2 各国で求められる司法の正統化の効果と手段の比較

日本、韓国、台湾において、国民司法参加制度の導入の背景や内容、及び具体的な現実の期待や要望はそれぞれ異なっているが、国民司法参加制度の導入を通して司法の正統性を向上させるという大きな目標は各国において共有されているように思われる。本節は、まず第1章において残されていた問題、つまり3か国が国民司法参加制度の導入によって希求している「司法の正統化」とは一体どのようなものであるか、という問題について考察する。その上で第2項の議論を通じて3か国で共有されていることが明らかになった国民司法参加制度導入を通じた司法の正統化の、より具体的な効果と手段について明らかにする。

5. 2. 1 異なる「司法の正統化」

日本、韓国、台湾が国民司法参加の導入によって司法を正統化するというときの、その具体的な目標の内容は各国の制定法（草案）によって明文化されたものだけでなく、各国の司法改革の事情や個別的な動機に即して、より多様かつ複雑であることが、第2章乃至第4章の議論によって解明された。本項では、改めて日本、韓国、台湾それぞれの、国民司法参加制度の導入による司法の正統化というときの目標の本質を整理し、より明らかな形で提示する。

日本の場合、「裁判員法」によると司法への理解増進・信頼向上が裁判員制度の公式的な唯一の意義として受け入れられている。しかしながら従来の刑事司法の問題点、及び弁護士会と一部の刑事法学者が抱く司法改革への期待からみると、国民司法参加制度の導入を契機として、刑事司法制度手続を当事者主義という方向性で改革することも期待されていたとも考えられる。よって、裁判員制度は、国民の司法に対する理解増進と信頼向上だけでなく、刑事司法制度改革の実現を通じた司法の正統化というより具体的な目標も伴っているように思われる。さらに、「司法の民主化」による正統化について、「裁判員と裁判官の協働」を促す討議民主主義的な要素は極めて有意義であると考えられる。一方、国民主権としての「民主主義」による正統化は、「この国のかたち」に関わる体制改革の文脈に位置付けられており、その政治的な意義は決して無視することはできないが、司法制度の自

己正統化の手段としては立法者によって承認されなかったようである。

韓国の国民参与裁判制度は社会民主化の一環として導入され、国民主権としての司法民主主義を通じた司法の正統化は強く認められている。しかし、国民司法参加をめぐる最も重要な問題関心、及び国民司法参加制度の導入の直接的な原因は、司法の民主化というよりも、国民司法参加制度の導入を通じて国民の司法への不信と不満を解消することであった。したがって、韓国における国民参与裁判制度の導入による司法の民主的正統化について、国民主権としての司法民主主義は司法権を制限するという面で期待されている一方、司法が直面せざるを得ない問題（法曹閉鎖主義、エリート主義、縁故主義、権威主義のような司法への不満や不信）を解決するために、国民の司法に対する理解増進・信頼向上に資するという効果も期待されており、日本のような「裁判員と裁判官の協働」により期待されている理解増進・信頼向上とは若干異なる内容であるように思われる。さらに、国民意識の反映も司法権を制約する意味でより大きく期待されている一方討議民主主義による正統化効果は、裁判官と一般国民の協働が存在しないことから、日本に比べてあまり期待されていないように思われる。結果として、韓国の国民参与裁判制度は、司法民主主義及び司法権を制限する「象徴」としての意義がより大きくなり、その導入を通じて司法を正統化する効果も象徴的な面においてより期待されているようである。また、国民参与裁判制度の導入は当事者主義に向けた刑事司法改革との関連において当事者主義の深化の契機としての役割もある程度期待されているように思われる。一見すると両者の間の因果関係は日本と比べると弱いですが、国民参与裁判制度を念頭において刑事司法全体に影響の及ぶ手続改革が進行していたことからすると、国民参与裁判制度の導入が刑事司法改革に与えた影響は、むしろ日本における裁判員制度の影響に比べより大きいものであろうとも思われる。

台湾では、司法への不満を主張する社会運動や裁判官の不祥事の悪影響などを背景として、国民司法参加制度の導入によって国民の司法への不信と不満を解消することが強く求められている。このことを踏まえると、国民の理解増進・信頼向上を通して司法の正統性を取り戻そうという正統化目標が3か国においては最も顕著であったと言えよう。そして、当事者主義に向けた刑事司法改革が先行して部分的に実現され、国民司法参加制度の導入によってより一層進展するという意義が各関係者に共有されたが、国民司法参加制度を契機とした刑事司法改革だけではなく、刑事司法全体への徹底的な改革もそれ固有の問題として追及されている。なお、国民司法参加の「司法民主主義」による正統化について、司

法院（裁判所）側は、一般国民と裁判官の協働を基礎として、両者の意見交換による熟議及び司法への理解増進・信頼向上を期待しており、討議民主主義によって司法を正統化するという意識が台湾にも認められるように思われる。一方、一般国民が裁判官と対抗するという観点からは、国民司法参加制度の導入によって司法権の濫用、つまり「恐竜法官」の独走を防止するという意味合いが強調され、あわせて、裁判官が国民の意見に耳を傾け、従来の国民を軽視する風習を一掃することも期待されている。これによって、討議民主主義による正統化のほかに、国民主権としての司法民主主義もある程度主張されていたように思われる³⁵。

5. 2. 2 共通した正統化の手段

上記の議論から、日本、韓国、台湾において、国民司法参加制度には、その導入によって司法を正統化することへの期待が寄せられたことが明らかにされた。したがって、各国それぞれの正統化の目標は、制定法（または草案）に記載された意義に限られず、司法改革の背景や諸事情によって規定された国民司法参加制度導入の動機からすると、より多くの目標や手段にも関わるように思われる。司法の正統化目標については、共通点が見られる一方、各国においてそれぞれに相違するところも見られ、日本、韓国、及び台湾の三ヶ国において共通する国民司法参加制度の導入による司法の正統化手段も観察された。

一つ目の共通した正統化手段は、「より理解・信頼できる」司法を実現することである。すなわち、どの国でも国民司法参加制度の導入によって、国民がより理解・信頼することのできる司法の再建が期待されていたことが認められる。この特徴は各国の制定法で宣言されており、司法府の最も主要な狙いであると考えられる。

「より理解・信頼できる」司法の実現という狙いから考えると、日本、韓国及び台湾においては、程度の差こそあれ司法への不信、あるいは司法が国民に理解されていないという現象が存在していると考えてよいのであろうか。各国の国民が抱く司法への不信感の程度及び原因は異なるが、確かに法曹閉鎖主義、エリート主義、権威主義などの司法の閉鎖性の問題はどの国にも存在しているように思われる。それ故に、この3か国に共通する国民司法参加制度を通じて司法を正統化する二番目の手段は司法の閉鎖性を打破することである。つまり、国民司法参加制度の導入によって、素人の国民とエリートである職業法曹

³⁵ 呂秉翰「審判制度之民主化——國民參審試行條例草案評析」刑事法雑誌 54 卷 1 期 66 頁（2010 年）。なお、民進党の立法委員が提出した陪審草案においても、国民主権としての司法民主主義の実現に言及されている。

の間の「壁」を打破し、国民と法曹との相互的な交流を促進し、国民の感覚を裁判・判決に反映するとともに、司法の「本来の姿」が国民に開放されていくことを通じて、一般国民の司法への理解と信頼の向上を図るとされているのである。したがって、この過程に含まれる国民司法参加制度に伴う討議民主主義の意義づけを無視してはいけない。

日韓台 3 か国に共通する国民司法参加制度の三番目の正統化手段は、国民司法参加制度の導入を契機として刑事司法における当事者主義を発展・深化させることであると考えられる。日本の場合、国民司法参加制度は当事者主義に向けた刑事司法改革の実現の契機として従来から大きく期待され、その導入によって刑事司法の「病理」を是正する志向も強かった。それに対して、韓国と台湾においてはその志向が日本と比べて弱いと思われるが、韓国の刑事訴訟法改革は国民参与裁判制度を念頭に置いて行われ、さらに国民参与裁判によって当事者主義に向けた刑事司法制度改革の遂行も期待されていたことからすると、国民参与裁判制度の導入は韓国の刑事司法に対して、より広範に、かつ徹底的に影響を及ぼしたように思われる。台湾では、一部の当事者主義の要素及び起訴状一本主義が国民司法参加制度に先行して導入されてきたが、現行の刑事訴訟手続における当事者主義はまだ不十分であるとの批判も存在している。そして、国民司法参加制度の導入は、当事者主義に向けた刑事手続の実現及び更なる進展の契機となると見做されたが、この意義を超えて当事者主義を徹底する方向での刑事訴訟法改正が求められているのである。

5. 2. 3 小括

このように、日本、韓国及び台湾それぞれの国民司法参加制度の導入の動きは、司法の正統化にかかわることが認められる。しかし司法を正統化する手段（国民司法参加制度の導入）に求める大きな目標（司法を正統化すること）は同じであるものの、各国において「司法の正統化」は異なる意味付けを有しており、それに関する具体的な期待も国によって微妙に異なっているように思われる。一方、国民司法参加制度の導入は司法を正統化する手段として各国に受容され、さらに司法の正統化に関する微妙なニュアンスの違いを越えて各国に共通した正統化の手段を提供している。各国が国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化することに求めている具体的目標は、下記の表 5.2 に示される通りである。

表 5.2. 司法の正統化として目指されていることの内実

	国民司法参加制度の導入による司法の正統化の具体的目標
<p>日本 (裁判員制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判員と裁判官の協働を通じて、司法の理解増進・信頼向上を達成することが期待されている（司法権の監視よりも、その閉鎖性の打破を重視する）。 ・ 国民の意識の反映と討議民主主義による司法民主化の実現が期待されている。 ・ 国民主権としての司法民主化は高度な政治的意義を有する一方、司法制度の自己正統化の手段としてはあまり期待されていない。 ・ 裁判員制度の導入は当事者主義に向けた刑事司法制度改革の契機と見做されている。
<p>韓国 (国民参与裁判制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国民の司法への不満と不信を解消させるという意味で、司法の理解増進・信頼向上が期待されている。 ・ 国民意識の反映は、司法を監視するという側面が強調され、討議民主主義による司法民主化への期待は日本より弱い。 ・ 国民主権としての司法民主化が強く承認されているが、主として司法権を制約することが期待されている（司法民主主義と司法権の制限の象徴として）。 ・ 国民参与裁判制度の導入は、刑事訴訟法修正を促す意味で当事者主義に向けた刑事司法制度改革の実現に貢献している（因果関係は日本より弱いだが、影響はより大きい）。

<p>台湾 (人民觀審制度案 またはその他の案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国民の司法への不満と不信を解消させるという意味で、司法への理解増進・信頼向上が期待されている（3か国において最も強い）。 ・裁判所側が官民協働を基礎とした国民意識の反映と討議民主主義による司法民主主義を強調している。 ・官民対抗という観点から、司法権の制約も期待されており、国民主権としての司法民主主義にも法曹を制約する意味合いが認められる。 ・当事者主義に向けた刑事司法制度改革の進展が期待されている（部分的な当事者主義から完全の当事者主義に向けた刑訴法改正）
--------------------------------------	---

第二部

日韓台国民司法参加制度の実施状況に対する評価

—司法の正統化効果をめぐって—

日本では、『裁判員法』が2009年5月から施行され、2017年までに8年が経過した。『裁判員法』附則9条に基づき、最高裁判所は裁判員制度施行から3年間の実施状況について検証を行い、2012年12月に検証報告書を公表した。そこでは、裁判員制度は、その開始から3年間「比較的順調に運営されてきた」と評価されている¹。一方、2009年9月、法務省の下に「裁判員制度に関する検討会」が設けられ、2013年6月に当検討会は裁判員制度の実施状況についての『取りまとめ報告書』を公表した。この報告書は、制度開始から約4年間の実績を踏まえて、「裁判員制度は本格的に実施されるに至っている」²との見解を示し、さらに当検討会の結論として「裁判員制度が導入されたことは肯定的に受け止められるべきことであり、これまでの運用状況を見ても、おおむね順調に推移してきていると評価できる」³という積極的な意見を示した。

韓国の国民参与裁判制度は日本の裁判員制度に先立つ2008年1月1日から国民司法参加制度の「暫定形態」として導入された。その後、大法院は毎年その施行状況の分析を行っていたが、最初の4年間は現行の制度評価というより、むしろ最終的な形態に向けた制度改正の方向性の決定に主眼を置いていたように思われる。日本と同様、韓国の『参与法』55条にも、大法院の下に置かれた「国民司法参与委員会」が国民参与裁判の施行経過に対する分析を行うことなどを通じて、国民参与裁判制度の最終形態を決定することが定められていた。また、国民参与裁判の対象事件が2012年7月1日に国会による参与法改正によってすべての合議事件に拡大されたことは、国民参与裁判制度がある程度受容された証であると考えられる。最終的に、国民司法参与委員会は国民参与裁判制度を導入してから5年間の施行成果を分析し、2013年に制度の最終形態を決定した。最終形態は導入当時の国民参与裁判制度の枠組みを基本的に維持しており、国民参与裁判制度は韓国に概ね定着していることを踏まえたものと思われる。

台湾において、司法院は観審制を検討するために地方法院で模擬観審裁判を開いたが、立法院では観審制に反対する声が高まり、立法院に置かれた司法と法制委員会は、2012年に、2013年から2015年までの3年間に実施される模擬裁判にかかる予算を計上したうえで、模擬裁判を実施する法院の拡大、起訴状一本主義を採用した模擬裁判の実施、及び観審以外の制度形態（陪審・参審）に基づく模擬裁判の実施を司法院に要求した⁴。これを受

¹ 最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』42頁（2012年）。

² 裁判員制度に関する検討会『取りまとめ報告書』2頁（2013年）。

³ 裁判員制度に関する検討会・前掲注（2）32頁。

⁴ 立法院『立法院第8届第2会期司法及法制委员会第8次全体委员会议事录』20頁。

けて、比較的柔軟性の高い一部の地方法院では、初めのうちは「シャドウ・ジュリー」の形で、模擬観審裁判とともに陪審・参審の模擬裁判を別々に併行して実施していたが、次第に一つの模擬裁判で二つの国民司法参加の制度形態を同時に行う「ダブルホーム制（雙主场制）」がみられるようになり、ついには観審ではなく陪審・参審を「ホーム（主要な公判廷）」とする模擬裁判も見受けられるようになった。その後、観審制の導入は 2016 年の政権交代により水泡に帰してしまっただが、大統領府に置かれた新たな司法改革機関—司法改革国是会議において、司法院は改めて日本の裁判員制度を範とする「参審制」の導入を提案し、改革派弁護士などが提案する陪審案と対立している。

このように、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の実施状況は各国政府に概ね肯定的に評価され、順調に運用されているものと考えられる。一方、台湾における国民司法参加制度も、導入に向けて着実に進んでいるようである。

しかし、この 3 か国において国民司法参加制度の導入によって期待されている司法の正統化という目標は、日本と韓国においてどの程度実現されたのであろうか。また、そのような日韓における実施状況の評価は、台湾の国民司法参加制度の導入の歩みに対して何らかの示唆を与えられるのであろうか。これらの問題については、深く検証する余地がある。さらに、第一部で議論したように、国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化するという大きな目標は各国において共通しているが、その具体的な内容は国によって微妙に異なっている。したがって、各国における司法の正統化効果から、この 3 か国それぞれの国民司法参加制度の動きを検証することが必要であろうと思われる。そこで、日本と韓国に関しては各国の国民司法参加制度の実施状況を踏まえて、国民司法参加制度の導入が司法にもたらした正統化効果を検証し、台湾に関しては司法を正統化する効果の実現に着目しながら、国民司法参加制度導入に関する最大の論点である「制度形態の選択」について再考する。

上記の論題を検討するため、まず第 6 章では、正統性理論の発展に依拠しながら、司法が正統化されるメカニズムを解明し、その考察を踏まえて国民司法参加制度の導入を通じて実現される司法の正統化効果を評価するための指標を提示する。続いて、第 7 章と第 8 章では、そこで提示した一連の評価指標に沿って、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度がどの程度司法の正統化を実現させているかを、それぞれ評価する。さらに第 9 章では、模擬裁判の実施状況をはじめとする多くの実証的な資料を用い、司法を正統化する目標を実現させるため台湾にとって最適と考えられる国民司法参加制度の形態を探求する。

第6章 国民司法参加制度の正統化効果を評価する指標

第一部の議論によって、日本、韓国、台湾のそれぞれの国民司法参加制度導入の背景には部分的に共通している点があるものの、具体的な制度の在り方に加え、各国における制度導入の背景、及び司法の正統化に込められた具体的な目標は異なることが明らかとなった。したがって、司法の正統化効果から各国の国民司法参加制度の導入の実態を評価するに際しては、評価のための指標を予め作成する必要がある。本章ではまず指標を作成する前提として、司法の正統化が如何にして達成されるかを理論的に解明するために、正統性理論を踏まえて司法を正統化させるメカニズムについて検討する。次に再び各国の司法改革事情を振り返り、日韓台3か国において司法の正統性が弱体化してしまった原因を分析した上で、この3か国において国民司法参加制度の導入により司法を正統化するために利用可能な手段を提示する。最後に、司法を正統化するメカニズムを踏まえて、国民司法参加制度の導入による司法の正統化効果を評価する指標を構築する。

6. 1 正統性の諸理論から見た司法を正統化するメカニズム

司法を正統化するメカニズムを解明する前に、「司法の正統化」とは何を指すのかを明確にしなければならない。正統化に関する様々な正統性理論は、政治学者によって考案され、現在では他の社会科学分野でも発展している。そこで、本節は正統性に関わる諸理論を遡り、主に政治社会学における正統性の古典理論、及び経営学を中心に発展した組織的正統性理論に着目し、「司法の正統化」という概念の解明に向けた、理論的な準備を行う。

6. 1. 1 正統性に関する古典的諸理論

政治学の世界において、正統性という概念に対する研究の扉、は社会契約論者によって開かれた。ジョン・ロックは、政治の正統性は群衆の明示的あるいは黙示的同意 (Consent) に由来すると指摘した⁵。また、Weber は、「支配」という概念に基づき、経験主義の立場から正統性について論じた。「支配」とは、特定の (またはすべての) 命令に対して、挙示しうる一群の人々のもとで、服従を見出しうるチャンス」をいうと定義される⁶。さらに、正当的支配の三つの純粋型 (合法的支配、伝統的支配及びカリスマ的支配) を提示し、支配の「正統性の信仰」という概念、つまり「すべての支配は、その「正統性」に対する信

⁵ John Locke, CRITICAL ASSESSMENTS. 524 (1991).

⁶ M・ウェーバー (Max Weber) (世良晃志郎訳)『支配の諸類型』3頁 (創文社、1970年)。

仰を喚起し、それを育成しようと努めている」⁷ことを明らかにした。合法的支配とは、支配行使の任務を与えられた者の命令権の正統性に対する信仰に基づくものであるとした上で、それを基盤として、正統性は一般的な社会道徳と成文法（formal law）のような抽象的な、且つ通常は意識的に制定された非人格的な規則の体系に対する服従（conformity）に由来するものであると指摘されている⁸。

Weber が行った経験主義の研究は、正統性理論に大きな影響を及ぼした。第二次世界大戦後、この経験主義に基づいた研究は少なくとも（法）社会学における正統性研究の主要なパラダイムとなった。Parsons は Weber から経験主義の研究手法を継受し、（社会組織の）正統性が「社会の価値システムへの尊重」、すなわち「上級システムの目標の達成のために貢献する機能の重要性（must be the legitimation of this goal in terms of the functional significance of its attainment for the superordinate system）」によって得られると指摘した⁹。Parsons の観点からすると、正統性は社会における法律、道徳、価値に一致すると見なされていると考えられる。ほかの多くの論者も、正統性は公衆の社会システム（統治）に対する信念や忠実によって規定されると指摘している¹⁰。もっとも、経験主義の正統性理論の論者は「信念」や「承認」などを通じて一定の価値観を正統性概念に持ち込んだが、彼らが価値に着目する理由は、価値によって公衆の政治権威の受容と忠誠を得るために過ぎないと思われる。

しかし、経験主義に立脚する正統性理論は正統性に関する価値判断に対して、あまり興味を持っておらず、正統性は既存の秩序に黙従することと同じで、さらには統治者によるシンボルやイデオロギー操作によって操られるものになってしまうと、多くの論者から批

⁷ ウェーバー・前掲注（6）4頁。

⁸ ウェーバー・前掲注（6）14頁。

⁹ Talcott Parsons, *STRUCTURE AND PROCESS IN MODERN SOCIETIES*. 21 (1960).

¹⁰ 例えば、アメリカの政治社会学者 Lipset は政治システムの正統性について、「如何なる政治システムも、若し現行の政治制度が社会にとって最も適当であるという信念がその成員の中に形成・維持させるならば、統治的正統性を有する」と論じた。Seymour Martin Lipset, *Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy*, 53 *AMERICAN POLITICAL SCIENCE REVIEW*. 69, 86 (1959). その後、同じような観点が、Rothschild の現代ヨーロッパの政治の正統性に関する研究において言及されている。See Joseph. Rothschild, *Political Legitimacy in Contemporary Europe*, in *LEGITIMATION OF REGIMES*. 38 (B. Benitch ed., 1979). フランスの政治学者 Coicaud も、政治的正当（統）性について、「統治の権利の承認」と定義している。田中治男ほか訳『政治的正統性とは何か 法、道徳、責任に関する考察』36頁（藤原書店、2000年）。

判された¹¹。経験主義の研究が、正統性に関する事実的側面（正統性の有無、または正統性の獲得など）に着目するものであるとすると、Habermas が発展させた「規範主義」の正統性理論は、ある統治の正統性の有無を判断する際に拠り所となる価値基準を強調するものであると考えられる。つまり、Habermas は「正統性はある政治秩序への承認に値することを意味する (Legitimacy means a political order's worthiness to be recognized)」¹²として、(統治が) 承認に値するかどうかによって、その正統性の有無が決まると主張した。更に、合理的承認可能性の要求（正統化の要求）と正統化を区別した上で、正統性は自ら発生するものではなく、むしろ正統化の過程による結果であるとも指摘している¹³。

Habermas の正統性理論には、多くの規範的要素が含まれていると考えられるが、彼は実際、経験主義と規範主義の正統性理論の両方の欠点¹⁴を指摘し、「再建的 (reconstructive)」正統性理論を提起しているのである。この正統性理論の基底には、自由かつ平等なコミュニケーションによって合意を形成するという独特の合意に関する理念があり、そのような批判的討議を経た合意によって正統性が定義されている。したがって、統治は、合理的な討議による合意を通して、理念と制度の二つの面で正統化される¹⁵。

Weber の議論から発展した経験主義の正統性理論も、Habermas の規範主義の正統性理論及び再建的正統性理論も、政治システムや統治に着目し、その正統性を論じていることがわかる。さらに、正統性という形而上学的な概念については、観察に基づく経験主義、価値に基づく規範主義、及び討議に基づく再建的正統性という諸理論が存在しており、必ずしも一義的ではないと思われる。しかしながら、正統性理論が発展されたとともに、事実的な観察対象としての正統性を観念できるようになり、正統化の過程も観察可能になると考えられる¹⁶。

¹¹ Weber への批判について、山口節郎「正統性—手続からかユートピアからか—」『岩波講座 現代思想 16 権力と正統性』109-110 頁（岩波書店、1995 年）参照。

¹² Jürgen Habermas, *COMMUNICATION AND THE EVOLUTION OF SOCIETY*. 178 (translated by Thomas McCarthy, 1979).

¹³ Habermas, *supra* note 12, at 180-183.

¹⁴ つまり、統治規範の正統性に対して経験主義の中立的な視角を用いて正統性を観察するのは適当ではない一方、規範主義の正統性理論は自身の形而上学的背景の制限ゆえに、価値相対論による価値の解消および発言の覇権に対する疑問に回答することができない。

¹⁵ Habermas *supra* note 12 at 193 below.

¹⁶ 例えば、Weber が提示した正当的支配の三つの純粋型、Parsons の社会システム論、および Luhmann の法の自己産出性は、統治の正統化に対して大きな示唆を与えた有名な研究である。そのほか、政治学者 David Easton が 薄井秀二=依田博訳『政治生活の体系分析』（早稲田大学出版部、1980 年）において正統性の源に着目し、政治システムの正統化に関する議論に大きく貢献した。

6. 1. 2 組織的正統性理論

正統性理論は、政治社会学の分野で発展したが、現代の正統性理論は、もはや政治統治に対象を限るものではない。経営学の分野では、従来から経済学者によって強調されていた効率性モデル（組織が存続する根拠は効率性であること）は、組織の存続にかかわる一連のマネジメント上の新たな動向（反トラストなど）と矛盾するではないかとの問題意識から、組織的正統性理論が発展してきた¹⁷。この理論では、内部者による組織の権威メカニズムの受容、支持及び服従という内部の正統性と組織外の社会公衆による組織の権威メカニズムの受容、支持及び服従という外部の正統性とを区別する。

社会学の分野においては、1950年代後半に Selznick が初めて組織論に制度理論を持ち込み、制度派組織論を展開した¹⁸。その後、1970年代後半から、制度派組織論の一連の研究によってオープン・システムとしての組織に注目が集まり、社会に浸透している価値や規範といった文化的・認知的要因との関係に重点を置いた新たな展開があった。この一連の研究はセルズニックを代表的な研究者とする「旧制度派組織論」の発展形として「新制度派組織論」と呼ばれるようになった。新制度派組織論の学者は、微視的な面で組織的正統性の定義、様相、源、及び来歴に関する様々な研究を行い、組織的正統性、特に外部の正統性の解明に大きく貢献した¹⁹。

新制度派組織論の開祖であった Meyer と Rowan が 1977年に公表した論文は、アメリカ各州の教育制度でみられた同一化傾向について、組織が社会から正統性を確保するために、制度的ルール（institutional rule）への合致を通じて、社会的支持を得るべきであるという旧制度派組織論と共通する解釈が展開されていた。そして、組織の形態や活動を規定する制度的ルールは、厳格且つ正確に機能するものというより、むしろ「神話（Myth）」又は「儀式（Ceremony）」と呼ばれ、広く社会に浸透している「信念」であると指摘された²⁰。つまり、制度的ルールへの合致から組織の正統性を導く際の一つのあり得る媒介項は、制

¹⁷ 佐藤郁哉=山田真茂留『制度と文化—組織を動かす見えない力』141頁以降（日本経済新聞社、2004年）参照。

¹⁸ Philip Selznick, LEADERSHIP IN ADMINISTRATION (1957). (日本語訳は北野利信訳『組織とリーダーシップ』(ダイヤモンド社、1963年)。

¹⁹ 制度派組織論の系譜について、東俊之「制度派組織論の新展開—制度派組織論と組織変革の関係性を中心に—」京都マネジメント・レビュー第6号81頁以降（2004年）参照。

²⁰ John W. Meyer and Brown Rowan, *Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony*, 83 AMERICAN JOURNAL OF SOCIOLOGY, 340 (1977). この文献の内容の一部を紹介した日本語文献として、河野勝『制度(社会科学の理論とモデル12)』37頁（東京大学出版会、2002年）。東・前掲注（19）84頁がある。

度が本当に機能するかどうかにかかわらず、公衆がこの機能の存在を信じているということであるといえる。その後、Meyer と Scott も、組織的正統性とは、ある組織の受けた「文化的支持 (Cultural Support)」、つまり一連の定着した文化上の理由が組織の存在を説明すること (the array of established culture accounts provide explanations for its existence) によって生じるものであると主張した²¹。

前記の Meyer や Rowan などの論者の主張は、組織的正統性が完全に外部環境である制度によって規定されたものであり、それ故組織自体或いはその内部の個人は、組織に従うべきであるという制度的ルールを自主的に選好することがあまりできなくなるというものであると理解できる。それに対し、DiMaggio と Powell は 1983 年に、外部環境である制度は、組織及びその内部者の行為と選好の在り方を直接的に規定するほど決定的な存在ではなく、インセンティブを通して組織又は個人の選択に確率的に影響を及ぼしているものであると主張し、制度によって規定されたインセンティブ構造の影響を受けることで、組織（及びその内部者）が多かれ少なかれ類似の形式構造や行動パターンを呈するという意味で、組織は制度的ルールに合致していき、正統性も得られるようになると指摘した²²。

上記の一連の研究によって、組織的正統性に対する社会の価値や規範といった文化的要素の影響が認識されるようになり、組織的正統性の定義も 1990 年代に発展していった。Suchman は、組織的正統性について、「規範、価値、信念、定義が社会的構造化されたシステム内において、ある主体の行為を望ましい、妥当である、あるいは適切であるとする一般化された認識あるいは仮定」という定義を示した²³。さらに、彼は組織的正統性の類型を「実効的 (pragmatic) 正統性」、「道徳的 (moral) 正統性」、及び「認知的 (cognitive) 正統性」に分類し、認知的要素からもたらされる正統化の手段に着目した²⁴。その後、Scott も組織の正統化手段である制度の諸要素を規制的 (regulative)、規範的 (normative)、認知的 (cognitive) という三つの「支柱 (pillars)」に分類し、その中でも最も重視すべきな

²¹ John W. Meyer and W. Richard Scott, ORGANIZATIONAL ENVIRONMENTS: RITUAL AND RATIONALITY. 201 (1983).

²² Paul J. DiMaggio and Walter W. Powell, *The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields*, 48 AMERICAN SOCIOLOGICAL REVIEW. 147 (1983).

²³ Mark C. Suchman, *Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches*, 20 ACADEMY OF MANAGEMENT REVIEW. 571, 574 (1995). この定義の日本語訳は、西条美紀=高木光太郎=守屋克彦「論告分析型評議の提案——裁判員が実質的に関与する評議の実現のために」法律時報第 81 巻第 8 号 84 頁 (2009 年) に依拠する。

²⁴ Suchman, supra note 23 at 577 below.

のは「認知的支柱」、すなわち「制度の持つ現実の性質を構成する規則や意味形成の認知枠組み」であると主張した²⁵。

このような組織的正統性の定義は基本的に Weber に由来する経験主義の正統性理論に立脚しており、規範的要素に言及するとしても、組織的正統性はまさに制度への「信念」というような認知的要素によってもたらされた、組織への受容と支持であると見なされるのである²⁶。しかし、新制度派組織論により発展した組織的正統性理論は、政治組織以外の様々な「非権威的」組織を念頭に置いている。それ故、古典的正統性理論に比べ、組織的正統性理論が正統化の認知的要素を強調したとしても、組織への服従が求められるわけではないのである。

組織的正統性理論は政治社会学の世界における経験主義の正統性理論と同じように、組織の正統化に対して多くの知見を与えた。特に組織の正統性の源について、2000 年前後に多くの論者が発表した一連の研究は、従来強調された社会規範や権威といった様々な制度要因以外に、内部者の組織に対する評価²⁷、さらに世論及びマスメディアなどの「正統性の媒体 (Legitimacy Mediators)」²⁸も正統化の手段として取上げた。これによって、(組織の) 正統化の手段がより豊かになり、制度によって組織を正統化する過程についても、より多くの要素と広い視角が提示されたと思われる。

6. 1. 3 司法の正統化とは

正統性理論の発展を整理した上で、続いて「司法の正統化」とは何なのかを考えてみる。司法の定義について、狭義的司法と形式的広義的司法という二つの異なった見方が概ね日

²⁵ W. Richard Scott, INSTITUTIONS AND ORGANIZATIONS. 34 below (1995). 「認知的支柱」との日本語訳は、東・前掲注 (19) 86 頁に見られるものである。

²⁶ 政治学の分野において、政治システムの正統性の操作に関する認知的要素は 1960 年代半ばに既に議論されている。代表的な研究は、Murry Edelman, THE SYMBOLIC USES OF POLITICS (1964). (邦訳で法貴良一訳『政治の象徴作用』(中央大学出版部、1998 年)) および Easton, supra note 16 がある。

²⁷ Martin Ruef and W. Richard Scott, *A Multidimensional Model of Organizational Legitimacy: Hospital Survival in Changing Institutional Environments*, 43 ADMINISTRATIVE SCIENCE QUARTERLY. 877 (1998).

²⁸ Ruef and Scott, supra note 27. Joel A. C. Baum and Walter W. Powell, *Cultivating an Institutional Ecology of Organizations: Comment on Hannan, Carroll, Dundon and Torres*, 60 AMERICAN SOCIOLOGICAL REVIEW. 538 (1995). David L. Deephouse and Mark C. Suchman, *Legitimacy in Organizational Institutionalism*, in THE SAGE HANDBOOK OF ORGANIZATIONAL INSTITUTIONALISM. 55 (Sage Publications, 2008).

本、韓国及び台湾において共通している。要するに、狭義的司法は裁判、即ち「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することにより、これを裁定する国家作用」²⁹であるとされる一方、広義的司法とは、法律解釈、規則制定、司法行政などを含む司法府に属する一切の作用を意味する³⁰。日本、韓国及び台湾は、司法の定義に関してほぼ同様の理解を示しており、大きな相違はないと思われる。

しかし、「司法」の概念は日韓台において異なっていないとはいえ、司法の正統化の定義は未だ究明されていない。また、3か国では抽象的「司法」の正統性もあまり論及されておらず、多くの議論は司法の正統性の研究よりも最高裁判所や司法審査、あるいは国民司法参加制度の導入などの特定のテーマを巡り、展開されている³¹。統治に関する権威的な存在と認められる司法についてその正統性を議論するならば、基本的に Weber の支配への承認の概念に立脚するほかになく、実際上の議論の対象は司法の正統性自体というより、むしろ正統性の変動、つまり司法を正統化する過程となるのではないかと考えられる³²。本論文は国民司法参加制度によって司法を正統化するという過程を議論の焦点に置いているため、ここでは曖昧な司法の正統性という一般的な概念を深く議論せず、主に司法の正統化に着目し、その諸相を検討する。本節はあくまでも本論文において取り上げる司法の正統化について、その定義及び方法を詳述するものである。

経験主義の正統性理論によると、司法の正統性は「司法権を持つ司法機関の国民を統治する権力、資格及びその統治行為とする裁判に対する承認と受容」と定義する。規範主義の正統性理論の立場からは、その概念は「司法権を持つ司法機関の国民を統治する権力、

²⁹ 清宮四郎『憲法 I 新版』330頁（有斐閣、昭和56年）。

³⁰ 芦部信喜『憲法（第五版）』326頁（岩波書店、2011年）。成寅楽『憲法学』1060頁（法文社、2007年）。管歐『中華民国憲法論 修訂十一版』204頁（三民書局、2008年）。しかし、台湾と韓国には行政法院が特別裁判所として設けられているので、狭義的司法は民事裁判と刑事裁判のみを指す。

³¹ 代表的な研究として、長谷部恭男「裁判官の正統性と民主主義 司法審査と民主主義の正当性」法律時報 69巻6号49-60頁（1997年）。坂田隆介「最高裁の「公的正統性」(Public Legitimacy)：「司法的ステイツマンシップ」論を手がかりに」立命館法學 2015年3期605-662頁。黄昭元「司法違憲審査的正當性爭議—理論基礎與方法論的初步検討」臺大法學論叢 32巻6期103-151頁（2013年）。柳瀬昇「裁判員制度の運用と司法権の正統性の危機」ジュリスト 1400期36-42頁（2010年）。呉延真「国民参与裁判制度と政治空間としての法廷」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』155-176頁（国際書院、2011年）。張永宏『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』193頁以降（政大出版社、2014年）。

³² 棚瀬孝雄は判断者が判決を言い渡すという権力は、司法権の支配のもとでの国民の「司法の正統性の承認」によって成立し、国民からの承認によって司法の正統性を確保できると指摘した。棚瀬孝雄『訴訟動員と司法参与』6頁（岩波書店、2003年）。

資格及びその統治行為としての裁判に関し承認・受容された価値」であると若干修正されることになるが、最終的な目標は依然として司法による統治の權威に対する国民の承認と受容を求めることにあるのではないかと思われる。即ちどの正統性理論に依ったとしても、司法の正統化は国民（当事者とそれ以外の一般国民）による司法の承認と受容を求めることであると考えられるのである。

しかし、経験主義の正統性理論と規範主義の正統性理論のそれぞれによる正統化過程は大きく異なる。経験主義は終極的目標である承認と受容のみに着目し、正統化の過程に価値判断を一切持ち込んでいない。それに対し、規範主義の論者は一定の価値判断を行っており、正統である価値に対して強化、再建、取り替えなどの操作を施すことで国民の承認と受容を獲得し、正統化を実現することを求める。

6. 1. 4 司法を正統化するメカニズム

法治国家において、すべての統治構造は法によって正統化されるはずであるという一般の見解からして、法による支配の構造の一部と見られる司法が、「法」によって自己をも正統化できることは、ある意味循環論法ではなからうかと思われる。しかし、Easton の政治システム理論を援用すると、司法の正統化のメカニズムは自己産出且つ自己循環的なものではないと考えられ、司法による「需要 (Demands)」の満足、つまり国民からの司法に対する「要求の実現請求」の処理、及び操作的な概念である「支持 (Support)」を通じて正統化されると言える³³。そして、司法における「需要」の正体は、裁判の性質によって異なるが、刑事裁判の場合には、やや抽象的な「正義の実現」への要求がそれに該当することが指摘されている³⁴。さらに、司法に対する支持は、国民の需要に基づく職権者（法曹）の行動に対する「個別的支持 (Specific Support)」³⁵と、司法が理念上の価値を持つことを信じているという国民の「拡散的支持 (Diffuse Support)」に分類される³⁶。

「個別的支持」と「拡散的支持」という二分法によって、経験主義と規範主義の正統性理論を架橋できるように思われる。司法が国民の支持を得るために一連の価値と合致しなければならないのは、まさに規範主義の論調である。その価値の内容について、まずは古

³³ 藤本亮『『漠然とした支持』と裁判所の正当性—実証分析のための予備的考察—』大阪市立大学法学雑誌 39 卷 2 号 280-311 頁（1993 年）。

³⁴ 藤本・前掲注（33）307 頁。

³⁵ 個別的支持が裁判の正統性に対して有する意義と影響については、民事裁判を対象としてすでに議論されているが、それは棚瀬・前掲注（32）77 頁以降のことである。

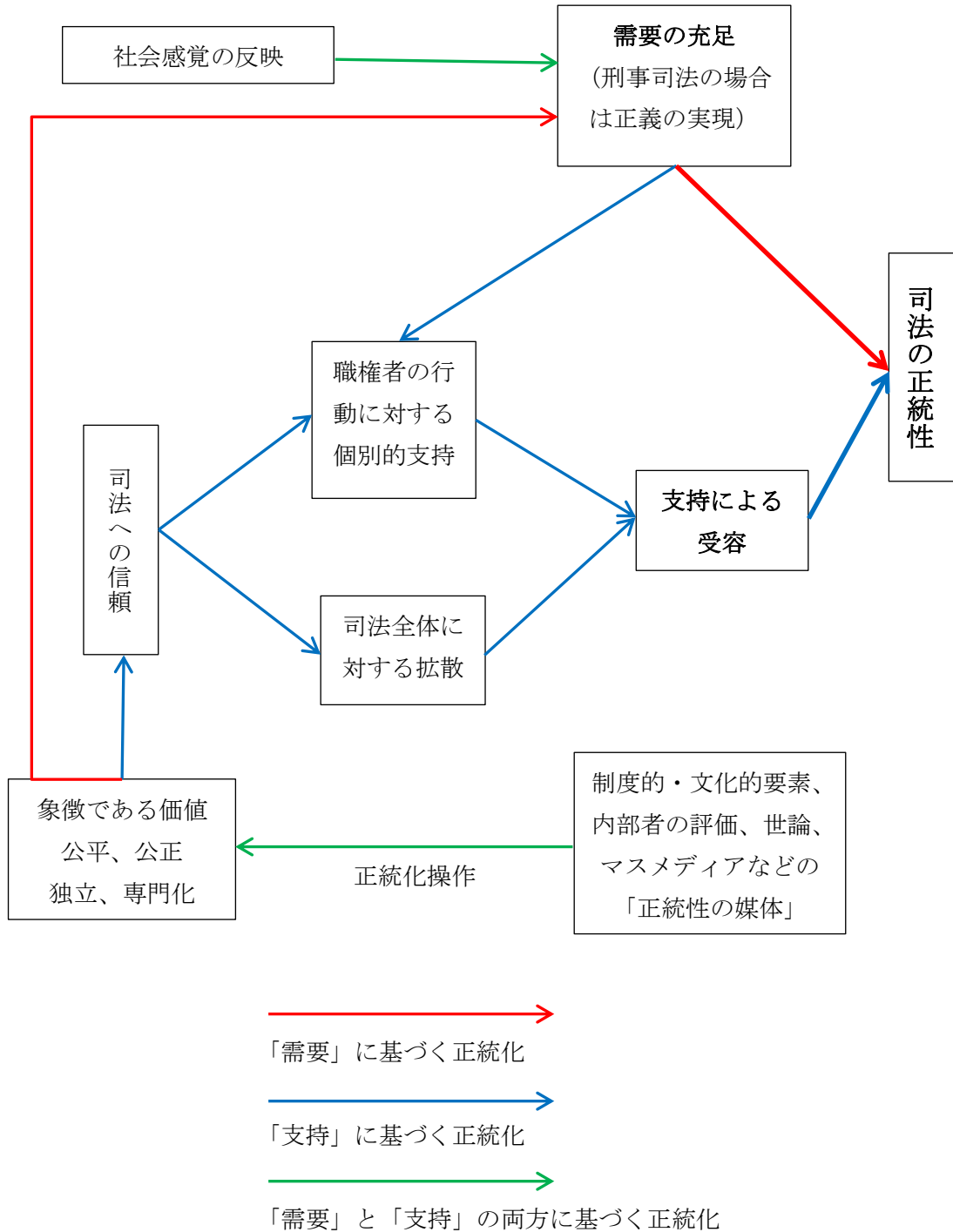
³⁶ 藤本・前掲注（33）290 頁。

典的権力分立理論に由来する現代立憲主義の自由主義の価値、つまり司法が立法・行政から独立しており、裁判官も独立して職権を行使するという司法独立の原則を保ったまま法を用いて、国民の自由や権利に対する公権力機関による不当な規制・侵害を抑制、救済するなどの機能が期待されている³⁷。次に、司法の運営においては、「法の支配」の価値も期待されている。この価値には、裁判官が法に従い判決を下すことはもちろん、憲法や裁判所法などの法律によって、司法府の組織、権能及び運営などの様々な内容を明確に規定し、訴訟活動も手続法に従いデュー・プロセスを反映した厳格な手続によって行わなければならないという制度的ルールを通じて司法を正統化することも含まれている。最後に、司法の人的中核である法曹に専門的知識と資格を要求され、裁判官が専門的な知識を用いて具体的な法的問題（紛争）を解決するという「専門化」の価値も存在している。これによって、司法は Weber の合法的支配の「精確性・恒常性・規律・厳格性・信頼」という長所を備えることになり、国民が持つ「独立」、「公平」、「公正」、「専門化」の信念を通じて、抽象的な司法全体と具体的な「職権者（法曹）」双方への支持をも獲得できると考えられる。

しかし、司法に対する支持の基礎となった様々な価値は、司法に関わる情報に乏しい一般国民にとっては、単なる象徴（Symbol）に過ぎないであろう。これによって、価値の存在が無意味化してしまう恐れがあり、また新制度派組織論が指摘する通り、制度的・文化的要素、及び内部者の評価、世論、マスメディアなどの「正統性の媒体」を通じて、「司法の神話」という象徴に過ぎないものが国民の司法への信頼を形成させ、さらに法曹の具体的な行動に対する「個別的支持」及び抽象的な司法に対する「拡散的支持」が操作されることで、司法の正統性への確信に対して社会的要因が影響を及ぼす可能性も十分にあると考えられる。以上を踏まえると、司法を正統化するメカニズムは下記の図 6.1 のように示すことができる。

³⁷ 現代の司法への転換と共に、少数者又は弱者の権利主張が公正な配慮を受ける機会を保障するという平等主義を果たす機能も期待されている。田中成明「現代における裁判機能の拡大—その現況と正統性に関する一考察」公法研究 46 卷 97 頁（1984 年）。李鴻禧「司法審査的政策形成功能底緒説—以立法權與司法審査為著眼」臺大法學論叢 25 卷 1 期 29-68 頁（1995 年）。

図 6.1. 司法を正統化するメカニズム³⁸



³⁸ 藤本・前掲注(33)の研究に基づき、一定の追加的修正を行ったものである。

6. 2 日韓台における司法の正統性弱体化の原因

前節で提示した司法を正統化するメカニズムを踏まえて、日韓台 3 か国の状況について要約的に述べるならば、日本、韓国、台湾において、国によって司法の正統性に関わる問題の深刻さとその内実はそれぞれ違うものの、一種の「司法の正統性の危機」は 3 か国に共通して存在しており、その原因は国民の司法に対する「需要」と「支持」という 2 つの要素におもむきであると思われる。

6. 2. 1 国民の需要の不足

刑事司法において、国民が司法に対して求めることの一つは正義の実現であるが、刑事裁判の場合には何が「正義」であるかについて、様々な立場から異なる内容が主張されるため、ここで刑事裁判における「正義」の意味を定義することは困難である。この点、法学の世界では、結果（判決）の内容に正統性を求める「実体的正義」とその結果に至る過程に正統性を求める「手続的正義」という正義の二分法があり、どちらも裁判に求められる正義の当然の要素になりうるように思われる。

この二分法に基づいて簡述すると、3 か国の従来の刑事司法においては、「手続的正義」が実現されるか否かということが国民及び社会から疑問視されていたのである。日本においては従来の刑事司法の正義実現の破綻が一連の冤罪事件によって顕在化し、第 2 章で紹介したような刑事司法制度の「病理」への猛烈な批判がなされ、国民司法参加制度の導入によって従来の「病理」を是正していくべきであるという提案もなされた。一方、韓国と台湾の国民司法参加制度の背景事情としては、冤罪の問題は日本ほど大きな意義を有するものではないが、権威時代の政治事件などの影響を受け、手続を遵守することにより司法権の濫用を防ぎ、被告人の人権を保障することが、国民や専門家から重視されている。したがって、「手続的正義」を徹底しなかった刑事訴訟法と刑事裁判に対して多くの批判と疑念が向けられているだけでなく、国民の刑事司法に対する承認と受容も揺らぎ、刑事司法の正統性は弱体化している。

次に「実体的正義」の実現に関してあるが、手続的正義抜きでは実体的正義は意味をなさないという立場からすると、3 か国の刑事司法において「手続的正義」が破綻している限りにおいて「実体的正義」の実現の程度について懐疑的にみる余地が生じることになる。特に韓国と台湾では法曹の不祥事が相次いで発覚したため、裁判においては実体法が適正

に実現されているか³⁹ということについて一般国民から疑惑の目が向けられている。ところで、実体的正義の実現とは実体法をきちんと適用されることであるとの理解は、あくまで法学の世界における一方的な見解である。現代社会において国家は集団意識の象徴として、その統治機構である裁判所を通じて刑罰権を独占したが、犯罪は国家を脅かすという効果と社会道徳を脅かすという効果の二面の意味を有しており、社会公衆の感情を強く侵害する行為であるために、犯罪に対する処罰も社会的な団結に基づくもの、つまり集団意識によるサンクションになると理解される⁴⁰。それ故に、刑事裁判は社会の価値観や国民の一般の見方などの集団的感情を表象する機能を持っており、この機能も国民が司法に求める需要の一つである。

このように、日本、韓国、台湾における従来の刑事裁判は裁判官によって「独占」されていた。そして刑事司法（裁判）は一般国民から離れ、「雲の上のような存在」として国民の理解を失ったうえ、判決に国民の意識があまり反映されないために、閉鎖された司法が国民の感覚や社会の価値から離脱しているという理由で批判の対象となるという現象は、3か国に共通して見られたものである。この問題は、特に台湾において激化した。「白バラ運動」の導火線となった一連の性犯罪事件の裁判において、裁判官は「恐竜法官」として社会全体から批判されたが、国民に認められない判決を言渡した理由は、裁判官の腐敗、司法に対する不正な関与、能力不足または道理との不一致というよりむしろ、罪刑法定主義のもとで裁判官が自身の考える「実体的正義」を貫いたことにある。このように、司法の閉鎖によって生じる一般国民と職業裁判官との間の、「実体的正義」の実現に関する理解の齟齬も、司法が国民の需要を満たしていないもう一つの原因であると考えられる。

6. 2. 2 国民からの支持の弱体化

一般国民の司法に対する支持について、職権者（法曹）の行動に対する「個別的支持」と、司法が理念上の価値を具有しているとの信念から司法を信頼するという「拡散的支持」

³⁹ ここで注意を喚起したいのは、ここで用いられる「実体法が適正に実現される」という表現は、事実認定と区別される「法の適用」を意味しているわけではないということである。有罪・無罪の判断であっても、それは、制定（刑）法に規定されている構成要件該当性を満たしたかどうか、さらには、違法性阻却事由や責任阻却事由の有無（法的真実）を判断したものに過ぎない。ここでの「実体的正義」の実現とは、正しい事実認定や法の適用に留まらない意味を有しているのである。

⁴⁰ 飛沢謙一「デュルケームの法社会学—主として刑法社会学—」関西学院大学法と政治 21 卷 3 号 274-277 頁（1970 年）。

の両方について、国民の需要という観点から論じていくこととする。法曹の行動に対する個別的支持は、需要の充足により生じるものであり、前述の通り冤罪事件、政治関与、法曹の不祥事、並びに閉鎖的な裁判所の「一方独走」によって、刑事司法のアウトプットに対する期待も法曹に対するイメージも低下する。その結果、国民の司法に対する「個別的支持」が動揺することになるとと思われる。

もっとも、司法を遠い存在とみなす多くの一般国民にとって、司法の正統化を実現するうえでより重要な手段は「拡散的支持」であることは間違いない。しかし、従来から主張されてきた司法の「独立」、「公平」、「公正」、「専門化」などの価値は、法曹の不祥事や刑事司法制度の弊害の発覚により崩壊してしまった。加えて、制度的・文化的要素、及び内部者の評価、世論、マスメディアなどの「正統性の媒体」も司法を「裏切り」、司法に対する敵対心や不満・不信を社会に宣伝していくことで「拡散的支持」の実現を阻害している。さらに、高度に閉鎖された司法は国民に対する発信力が弱いため、自己 PR も困難となっている状況も見受けられる⁴¹。このように、司法の行動に対する個別的支持が形成されないうえに、司法に対する「拡散的支持」を支える価値も崩壊してしまったように思われる。だからこそ、国民が刑事司法を理解しないまま、それに対する信頼度も低下してしまっているのである。

上記の結論は韓国と台湾の状況説明には適していると思われるが、民主政権や法による支配がより早くから発展してきた日本においては、従来の実体的真実の発見に優れた「精密司法」⁴²は完全に否定されておらず⁴³、さらに裁判官の清廉性もより高く評価されている。国民の司法に関する消極的なイメージも深刻な状態にあるとは言えず、逆に司法に対する

41 特に台湾においては、世論やマスメディアが常に司法を激しく批判しているが、その中には偏向的なものや、捏造するといえるようなものも見受けられる。それに対して、司法府は基本的に受忍する態度を取っており、一般国民が普段見る個別の裁判所報道以外の形では反論しない。その理由について、ある司法府の幹部、筆者によるインタビューのなかで、「そもそも司法が信用されていないため、もし（法廷侮辱であるとして全面的に戦う、というようなかたちで）こちらが大きく反発すると逆に司法のイメージがさらに悪化する恐れがある」と語った（2015年8月10日、台北・福華劇院軒にて蘇永欽司法院副院長に対して著者が行ったインタビューによる）。

42 「精密司法」とは、綿密な捜査の徹底、それに基づく高度な「有罪の確信」という基準に依拠して公訴提起がなされるという刑事訴訟の実現態様を表現した言葉である。

43 そのような評価をする代表的な議論として、石井一正「わが国刑事司法の特色とその功罪」司法研修所論集 1987-I、304-330 頁がある。

信頼度が比較的高い水準で維持されており⁴⁴、従来の刑事司法に対する批判は主に刑事法学者や弁護士を中心とする刑事法曹によるものであった⁴⁵。なお、刑事司法の知識をより多く持つ法学者や法曹が従来の刑事司法に対してより批判的な立場を採るという日本の現象は、図 6.1 において示した司法を正統化するメカニズムの概念図式と矛盾するものではない。司法に関する知識水準と司法に対する「拡散的支持」の程度との間に負の相関があることを指摘した先行研究は少なくない⁴⁶。韓国と台湾に比べて、司法の「独立」、「公平」、「公正」、「専門化」という価値に対する日本国民の信念の動揺は大きくなかったように思われる。それに対して、刑事司法をより深く理解している法学者と法曹は、刑事司法手続上の問題点を一般国民よりもはるかに強く痛感しているがゆえに、従来の司法に対する批判を展開してきたのである。

このように韓国と台湾では、国民の司法に対する「拡散的支持」がすでに崩壊し始めていたが、日本国民の司法に対する支持は依然として相対的に高い水準で維持されていると考えられる。これから国民司法参加制度による（司法の）正統化効果の評価指標を作成し、それを用いて各国の国民司法参加制度の実態を比較検討していくが、その際には、各国の一般国民の司法に対する支持・信頼度に差があることを、重要な背景的事情として十分に意識しておく必要がある。

⁴⁴ OECD の調査によると、裁判員制度実施前（2007 年）の調査では、53%の日本国民が司法システムに対して信頼を示し、各成員国の平均（52%）をやや上回り、第 15 位になった。それに対し、同じ調査で参審制の代表国であるドイツは 51%、陪審制の代表国であるアメリカは 55%で、日本とほぼ同率となった。

<http://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=66863#>、2017 年 5 月 23 日閲覧。

⁴⁵ 例えば中央調査社が 2000 年に行った「議員、官僚、大企業、警察等の信頼感調査」は、裁判官は「大変信頼できる」、あるいは「信頼できる」を回答した者の比率は 34.9%、それに対して信頼できないという方向で回答した者の比率は 13.1%、さらに信頼度の平均得点が 3.2 で、自衛隊に次いで二番目に信頼が高かったことが明らかにされている。

<http://www.crs.or.jp/backno/old/No561/5612.htm>、2017 年 7 月 6 日閲覧。

もう一方、最高裁判所の「裁判員制度の運用に関する意識調査」によると、裁判員制度始動前の刑事裁判の印象について、毎年被調査者のほぼ 50%前後は「信頼できる」と評価し、それに対して不信率は 10%強である。故に日本国民も従来の刑事裁判を信頼していたと思われる。

⁴⁶ 藤本・前掲注（33）283 頁。もっとも、両者は無相関であると主張する研究も存在していることも、あわせて指摘されている。

6. 3 国民司法参加を通じて司法を正統化する具体的な手段

以上までで、日本、韓国、台湾の3か国における従来の司法の正統性弱体化の原因について解明を試みてきたが、本節では国民司法参加制度によって司法を正統化する際の具体的な手段について論じる。

司法の概念は広義的司法と狭義的司法とに分けて解釈されており、したがって司法も様々な側面において正統化されることとなるため、国民司法参加制度が司法の隅々に至るまで影響を及ぼすということにはならないだろう⁴⁷。日本、韓国及び台湾における国民司法参加制度の対象は一部の刑事裁判に限られたため、その導入によって正統化される対象は基本的に刑事司法の範囲に限定されると考えられる。一方、国民司法参加制度の導入による正統化の影響は刑事司法以外にも及ぶことがあるように思われる。すなわち、国民司法参加制度は「正統性の媒体」として、刑事司法の一部に対して直接的な正統化効果を、より広い範囲ないし司法全体、特に抽象的である司法、さらに法曹という集合体に対しては間接的効果をもたらすことが見込まれるのである。

前節とほぼ同じように、本節の議論も国民の需要の満足、及び司法への支持によって正統性を回復することを主軸に据えて展開される。ただし、それに加えて、国民司法参加制度の導入によって実現された新たな正統性、つまり討議民主主義による正統化についても論ずるものである。

6. 3. 1 国民の需要の充足

国民の刑事司法に対する需要には、「正義の実現」と「社会的価値の反映」の両面がある。「正義の実現」は法文化にかかわる問題で、その内容は国や社会によって異なり得るものであり、必ずしも一義的なものではないように思われる。国民司法参加制度を通じて実体的正義を実現することに対しては各国で賛否両論が存在し、冤罪防止を期待している論者がいる一方、国民の判断能力が裁判官のそれと比べて劣るという反論や懸念を表明するものもある。だが、国民司法参加によって刑事裁判の一層の公開、透明化が実現される効果があることは、概ね肯定されている。その上、日本、韓国及び台湾においても、国民司法参加制度の導入は手続的正義を徹底する刑事司法手続の実現に至る契機として期待された。

⁴⁷ 例えば、法曹一元、裁判官の国民評価など司法行政に関する改革は、日本、韓国および台湾においてもよく議論され、司法の正統化にかかわる事項であると評価されているが、国民司法参加の導入とは別の文脈に置かれており、両者に関連はないものと思われる。

この事情に鑑みると、国民司法参加制度の導入によって刑事訴訟の手続的正義、及びそれに基づいた実体的正義を実現できると考えることができる。

国民司法参加制度の形態について、事実判断を行う権力を完全に国民に委ねた「陪審モード」を選好する論者と、国民と裁判官が一緒に判断を行う「参審モード」を選好する論者が存在する。社会感覚の反映という意味では、国民の意見の拘束力と制度実施の効果はともかくとして、裁判官の参与が基本的に排除される「陪審モード」の方が、「参審モード」に比べて、より純粋な国民の意見が評決に反映されるに違いない。

他方で、筆者は「参審モード」の導入を通じて、一般国民が参加した事件について自分の意見を評決に反映させる可能性が創出され、さらに国民あるいは裁判官の避けがたい偏見若しくは認識の誤りが修正されることになるものと考えている。すなわち、国民と裁判官が司法参加を通じて各自の意見を交換・共有すると同時に、互いに自分の考え方を検討し、誤りを直そうとすることも、国民の司法参加によって生じるのである。裁判官にとって、一般国民の司法参加は、彼らの「生の声」を直接聴く大切な機会であり、自らの専門家としての考え方を、社会常識あるいは一般国民の感覚を通じて見つめ直すチャンスが提供されるとも言える。もし国民が確実に司法参加を通じて自分の意見や社会における一般的な価値観などを表明し、裁判官と一般国民の間に存在するギャップが縮められるならば、司法による判決形成の在り方は閉鎖的な司法活動に基づくものではなく、社会における司法への一般的な理解及び国民の価値観を考慮したうえで結論を出さなければならないものとなりうる。これにより、一般国民が代表する社会常識と職業裁判官が代表する司法の専門知識とが、司法参加を通じて交換・共有されると同時に、互いに自分の考え方を検討し、評議という合意作成過程を通じて司法知識と社会常識の間の均衡点が探究されることで、判決に対する理解や受容度が最大化すると考えられる。

これによって、裁判がより公開・透明化され、刑事訴訟の手続的正義もより徹底されるという意味で、国民司法参加制度の導入は刑事司法の手続的・実体的正義両方の実現に貢献できると思われる。もっとも、国民意見の反映という意味での実体的正義については、より純粋な国民の意見の反映を求める「陪審」と国民と裁判官の協働を追求する「参審」の二つのモードにおいて、どう国民の意見を反映させるかに関し着目する側面が異なっている。

6. 3. 2 国民からの支持の回復

続いて国民の司法に対する支持の回復についてであるが、先に個別的支持の回復に焦点を合わせて論じていく。一般国民の（刑事）司法に対する欲求や需要は一義的なものではないが、国民司法参加制度の導入は、手続的正義及び国民感覚の反映という二つの面を通じて国民の需要を満足させ得ると考えられる。実際に、日韓台 3 か国では、国民感覚の反映だけでなく、国民司法参加制度が、裁判過程の公開、透明化、及び手続的正義の実現といった刑事司法改革の契機としても捉えられている。したがって、司法の「職権者」である裁判官や司法院に対する国民の個別的支持が強化されることになる。なお、司法に参加する一般国民が本当にその役割を果たし得るかどうかはともかく、制度上司法の「職権者」としての立場が付与されることになるので、国民司法参加制度の下では、国民自身が、司法に対する欲求や需要に応えるように、司法システムのアウトプットを形成していくことが求められる。これによって、国民司法参加制度自体への個別的支持も、この過程で形成されることになると考えられる。

続いて、司法に対する拡散的支持には、司法の職権者やシステムに対する「信頼」、及びその共同体に対する「我々の感覚」という二つの側面があることが指摘されている⁴⁸。したがって、国民司法参加制度は、文字通り裁判の合議体が国民と裁判官との共同体となる一方で、司法への信頼の源である象徴としての意味も有しているように思われる。日本、韓国及び台湾において司法の「独立」、「公平」、「公正」、「専門化」という司法の価値は一度も後退しておらず、3 か国の司法に見受けられた問題点は、①司法と乖離した国民の司法理解の不足と、②従来の刑事司法の弊害と法曹の独走や不祥事によって引き起こされた司法に対する国民の持つ価値観の崩壊である。したがって、司法に対する拡散的支持が国民司法参加制度を通じて回復されるということは、司法に対する理解の増進と司法への信頼に関わる価値観の救済という二つの手段によって実現されるように思われる。

国民司法参加制度による司法への理解増進について論じると、刑事司法から遠く離れた国民であっても、司法に参加することによって、公判の進行、判決の形成過程の精密さ、及び職業裁判官の日常と「人を裁く」責任の重さに関してはもちろん、従来にあまり理解が進んでいなかったと思われる「罪刑法定主義」、「疑わしきは被告人の利益に」、さらに犯罪は行為者の素質と環境の産物であるとする「社会的責任論」⁴⁹、被告人の更生可能性とい

⁴⁸ 藤本・前掲注（33）290 頁。

⁴⁹ 高窪貞人ほか『刑法総論』127 頁（青林書院、1983 年）。

った刑事司法上の重要な価値を理解するようになるであろうと考えられる。この過程を通じて、国民の司法に対する偏見若しくは認識の誤りが（もしあれば）参加の経験によって修正されるが、従来の司法システムの「自己閉鎖性」も打開され、国民に対する積極的な情報公開が当事者主義の公判、評議における討議、さらに一般国民の関心の喚起によって実現されうるように思われる。この理解増進の過程で司法のイメージを転換させる情報が出てくることも十分に期待でき、国民司法参加制度を通じて司法及び法曹に対するイメージの転換、さらには改善が可能となり、刑事裁判の正統性にかかわる重要な価値についての認識も広がり得る。これによって、個別の刑事裁判に一般国民が参加することを通じて、彼らが刑事司法を支持するようになり、司法に対する「拡散的支持」が回復し得ると考えられる。

さらに、司法の信頼性に関わる価値観の救済について言えば、日韓台3か国においては、国民司法参加制度の導入は当事者主義に向けた刑事司法改革の契機とされ、従来の刑事司法の問題点を克服することが期待されている。したがって、刑事司法が手続の面でより公平、公正になると考えられ、手続的正義に関連する「国家権力の恣意的な行使の制約」や「人権の保護」などの一連の刑事司法に関わる価値が強化されるうに、国民司法参加制度の導入によって司法過程がより透明になるはずである。これによって、刑事裁判の過程が国民の目に晒され、従来失われてしまった「独立」、「公平」、「公正」、「専門化」などの諸価値への信頼を回復することができる一方、司法のもつ諸価値が国民による監視の目に守られ、再び政治的な関与や法曹の非理などによってその諸価値が崩されないことを確保していくこともできるように思われる。このように、国民司法参加制度の導入は、国民司法参加制度導入自体の象徴的機能から弱体化していた諸価値の強化を一般国民に強調し、また、司法が信頼に値するものであるということ、一般国民自身が、自分自身の、あるいは他人の参加経験を通じて感得するという二つの経路を通じて、司法に対する信頼を回復していくのである。

ところが、一般国民が自ら司法に参加するという体験を通じて、司法への支持を回復していくには、一つの極めて重要な条件が満たされていなければならない。それは、一般国民の体験の対象となる司法は、国民の参加が十分に担保されており、かつ上記の諸価値が十全に反映されている「良い司法」でなければならないというものである。もし、ある国民司法参加制度のもとで一般国民が司法に参加しても、司法に対する消極的なイメージを変えることができず、あるいはそのような消極的イメージを強化させてしまうとするなら

ば、そのような制度は決して国民の司法に対する支持を回復できない。

さらに、国民司法参加制度は、「正統性の媒体」として、司法による国民の拡散的支持を強化し得る。象徴的「媒体」の役割として、まず、国民司法参加制度は「媒体」として争議のある判決への個別的受容を促進する。判決が社会の期待及び世論と一致していないという背景を踏まえるならば、これは、評価主体以外の人々の判決の受容の可能性（すなわち Luhmann のいう「現在の状況において行為や体験を共にしていない第三者たちの予期の予期可能性」及びその象徴化⁵⁰⁾）に関連すると考えられる。その場合、司法に参加する国民は、司法に参加していない一般国民と「同等地位者」であると見なされる⁵¹⁾。次に、国民司法参加制度のもとで下された判決は、一般国民の「同等地位者」である複数の国民の参加によって、国民の意思が反映されていると考えられるうえに、裁判官と国民との間の緊張関係が緩和し、判決も象徴的な「同等地位者」の参与によって是認され、社会における多くの人々の理解・支持が得られるだろう。すなわち、司法に参加する国民たちは「主権者」⁵²⁾としての属性を持つため、ここにおける「司法制度を代表・行使する主体」は裁判官のみを指すのではなく、司法活動に参加する国民をも含む。したがって、判決は国民を超越した司法権によって作成されたものではなく、国民司法参加制度下の合議体は「国民同士」の共同体であるという意味合いを帯びてくると考えられる。国民の司法権への信頼は、もはや自身を超越した権威への信頼ではなく、一定程度は「我々自身への」信頼という意味になってくるであろう。

一方、国民司法参加制度の実施は、実質的「媒体」として、「拡散効果」と「波及効果」を通して国民の司法への信頼の回復につながるものと期待される。「拡散効果」とは、国民司法参加制度が、限られた対象事件の裁判または刑事司法だけではなく、国の司法システム全体にも良い影響を与えることを指す。即ち、もし経験者が参加活動から司法に対する好印象をもったとすると、彼らは自分の経験に基づいて司法をより理解・信頼することが可能となり、また一つの裁判経験に起因する「司法は信頼できる」という印象が、国の司法システム全体への認識にも積極的な影響を及ぼすことも期待される。「波及効果」とは、

⁵⁰⁾ N・ルーマン (Niklas Luhmann) (村上淳一=六本佳平訳) 『法社会学』285頁 (岩波書店、1977年)。

⁵¹⁾ 棚瀬・前掲注 (32) 93頁、劳伦斯・M・弗里德曼『法律制度—从社会科学角度观察』(李瓊英=林欣訳) 125頁 (中国政法大学出版社、2004年)。

⁵²⁾ 棚瀬・前掲注 (32) 5-7頁参照。棚瀬は、司法に参加する国民は「主権者」として、①司法活動において、司法の在り方を監視し、②司法制度の主体として、司法権の行使や司法制度の在り方に関心を抱き、司法制度を行使・評価すると指摘している。

国民司法参加の経験者が自分の経験・感想を社会に発信・共有することによって、参加者以外の一般の公衆にも影響を及ぼす効果である⁵³。つまり、数少ない経験者が自らの司法参加に関する経験や感想などを社会全体に向けて発信していけば、国民司法参加制度を含めた刑事司法の価値がより広い範囲で認識・理解され、国民司法参加制度を経験していない一般国民も司法の正統化効果を感じることができるのだ。

6. 3. 3 討議民主主義による正統化

国民司法参加制度の下では、多様なバックグラウンドを持つ法的には素人の一般国民が制度によっては裁判官とともに話し合いをして、それに基づき判決を作成する。判決を形成する過程でも、国民同士あるいは国民と職業裁判官は互いに討議の場に置かれる。このようにして作成された判決は自由かつ平等なコミュニケーションによって形成された合意と看做され、司法は合理的な討議による合意を通して正統化されるという再建的正統性理論の主張も見られる。これによって、上記で議論された経験主義の正統性理論と規範主義の正統性理論による正統化過程とは別に、もう一種の正統性が国民司法参加制度によって実現されうる。

この討議民主主義の意義は、国民司法参加制度に期待されている「司法の民主化」の正体であるように思われる。日本、韓国、台湾においては、国民司法参加制度によって「国民主権」の意味で司法を民主化させるという、司法の民主的正統化の観点が、国民司法参加制度の立法過程には見られ、現実にも民主的象徴として司法を正統化することができるようになっていていると考える。

しかし、司法権は民主主義のもとで分立する権力の一つであることに違いはないが、必ずしも国民主権に連結するものではない。「民主制（度）」と「民主政（治）」という二つの概念に分けてみると、「民主制」は国民代表・多数決などの民主的制度であるが、「民主政」は具体的な制度設計ではなく、むしろ国民主権に基づき設けられた統治構造である。アメリカの有名な憲法学者である Fiss 教授は、「民主政」としての民主主義について語る文脈において、民主の理念（ideal）とは政治システム全体に一括して適用すべきであり、政治システムの各部分の正統性を確かめるものではないと述べている。そして、立法府と行政府の各部門は公衆の意見（popular sentiment）に応答すべきであることが要求されているが、

⁵³ ダニエル・H・フット「裁判員制度の成果」刑事法ジャーナル No.36、56-62 頁（2013 年）。

司法府は民主政治の統治構造に含まれる存在であるため、裁判官による司法判断は非民主的とは言えず、さらに、公衆の意見との十分な連結（sufficient link）を満たしてさえいれば、司法は民主政の一部として民主的に正統化されうるとも指摘されている⁵⁴。

このように、司法府は民主システムの一部であり、それが民主的に正統化されるためには公衆の意見との十分な連結が要求されることになるが、そのような正統化は、必ずしも国民主権としての民主制である国民司法参加の導入によって達成されなければならないものではない。したがって、国民司法参加制度によって強調された「司法の民主化」も、象徴的には国民が直接に司法権を行使するという国民主権としての司法民主主義に帰結することができる一方、実質的な意味においては、それは司法と国民との連結の実現に寄与すると思われる討議民主主義としての司法民主主義と理解してもよいと考えられる。

討議民主主義の教育効果、すなわち司法参加の過程における討議を通じて、司法自体及び司法以外の公共的事柄への関心を国民が形成する⁵⁵ことは、国民司法参加制度の導入と関連して日韓台3か国の議論においても強調された⁵⁶。特に日本において、国民の司法参加には、従来の司法・裁判制度の変革のほか、国民が刑事司法を批判的に考慮するように法による支配について教育すること、「お上任せ」の国民意識を変える民主教育を行うこと、さらに新たな参加型社会を構築する契機となることといった期待が込められている⁵⁷。これによって、国民の主体性の向上と市民社会の創出が国民司法参加制度の導入によって期待され、司法の国民的基盤が形成されうるとされている。

しかしながら、討議民主主義による教育効果は、司法に対して一定程度の正統化効果（特に Parsons が指摘した「上級システムの目標の達成のために貢献する機能の重要性」という意味で）をもたらすと考えられるが、それはあくまでも国民司法参加制度が順調に施行されたという条件のもとでもたらされる副次的な効果であり、国民司法参加制度の基本理念、あるいは司法を正統化する主な手段ではない。つまり、討議民主主義による教育効果

⁵⁴ Owen Fiss, *Between Supremacy and Exclusivity*, in THE LEAST EXAMINED BRANCH: THE ROLE OF LEGISLATURES IN THE CONSTITUTIONAL STATE. 452, 462 (Richard W. Bauman and Tsvi Kahana, 2006).

⁵⁵ アメリカの文脈にはこの論題は Alex Tocqueville を始め、多くの論者によって議論された。See John Gastil, E. Pierre Deess, Philip J. Weiser, and Cindy Simmons, THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION. 12 below (2010).

⁵⁶ 田口守一「刑事司法への市民参加と訴訟理論」刑法雑誌 39 卷 1 号 42-51 頁（1997 年）、呉・前掲注（31）156-158 頁、張・前掲注（31）190-192 頁。

⁵⁷ 田口・前掲注（55）43 頁。

は統治の正統性に関わるが、司法権に直接的な関連を有しないように思われる。したがって、司法の正統化という目的達成のために国民司法参加制度に期待されている基本的な使命は、(刑事) 司法や裁判によって国民の需要を適切に満たし、(刑事) 司法に対する国民の支持を取り戻すことであると考えられる。

6. 4 国民司法参加による正統化効果の評価指標

それでは、前節において議論した国民司法参加制度の導入を通じて司法を正統化する手段を踏まえて、国民司法参加によって生じた司法の正統化効果を評価するための指標を作成し、その内容について解説する。司法を正統化するメカニズムは上記の図 6.1 に示される通りであるが、一部の正統化過程については、それを実際に観察することがどの程度可能であるかという点が深刻な問題とある。そのような理由から、本研究ではやむを得ず図 6.1 のメカニズム自体を詳細に検証することは断念し、国民司法参加制度の実施状況から確実に観察・評価できる視点を選択し、そのような間接的な視点から国民司法参加による司法の正統化効果を発見・評価し、さらに正統化の程度を 3 か国間で比較するための指標の構築を試みる。

6. 4. 1 観察・評価可能な指標の選択とその内容の解説

第 1 に、国民司法参加制度は国家の司法制度に含まれる一制度であり、さらに「正統性の媒体」として司法を正統化していくため、国民司法参加制度自体及び司法全体を正統化する手段の一つであると認められる。つまり、もし国民司法参加制度が関係者や世論に評価され、さらに司法システムに定着するのであれば、それに関連する刑事司法も評価され、したがって司法全体にもその支持が拡大していくことが期待されることが考えられる。逆に、もし国民司法参加制度が不評であれば、そのような評価は国民司法参加制度自体、さらには司法全体の正統性にも傷をつける要因となると考えざるを得ないであろう。したがって、国民司法参加制度に対する評価は、司法の正統化効果の指標の一つとなりうる。評価の主体には、実際に国民司法参加裁判に参加した経験者と法曹という「内部者」はもちろん、国民司法参加裁判に参加していない一般国民も含まれるべきであろう。

第 2 に、国民の需要の充足という点について言えば、一般国民の意識が参加によって裁判過程に反映されるということは、国民司法参加の魅力的な正統化手段である。日本と韓国でも国民司法参加の評議は非公開であり、さらに判決文の書き方も必ずしも国民の意見

の内容を明確に示すものではないので、公判の場以外で国民意識の反映の程度を直接観察することはほぼ不可能である⁵⁸が、国民が司法に参加することによって国民の意識が反映されたかどうかを間接的に観察することができるように思われる。国民の意見が司法に反映される前提条件として、国民が公判の内容を理解していることが求められるであろう。そうであれば、裁判のわかりやすさは一つの観察視角になる。さらに、司法に参加する国民の公判に臨む態度、評議の時間、及び評議の充実度への評価などの国民の参与水準を表す指標によっても、国民意見の反映の程度を間接的に評価することができる。最後に、従来の裁判官裁判の趨勢や量刑相場と比べ国民司法参加裁判の導入によって生じた判決の変化と動向や、裁判所、特に上級審の国民感覚に対する態度や見方、及び司法参加の経験者の談話において示されたアイデンティティなども、国民意識の反映の証拠になりうると考えられる。

第 3 に、国民の司法への支持を取り戻すためには、司法への理解と信頼に訴えることが必要である。これまでの議論によって、司法の支持回復の一環として、国民司法参加による司法システムの「自己閉鎖性」の打破と、国民の司法への理解の増進が、各国の課題とされていることが明らかになった。それによって、司法及び法曹に対するイメージも転換・改善させることが可能となり、さらに刑事裁判の正統化にかかわる重要な価値が再び国民に認識されるようになり、司法への信頼の向上（拡散的支持）も期待されるようになる。このような司法の理解と信頼の回復・増進の効果は、司法の正統化効果を評価する指標となる。国民司法参加制度による司法の理解と信頼の回復・増進に関しても、国民司法参加制度自体への評価と同様に、経験者とそれ以外の一般国民とを分けて、それぞれに対する効果を観察・評価する。

第 4 に、国民の支持回復のためには、国民司法参加制度のもとでの司法は司法の価値を十分に反映し、正義も十分に実現できる「より良い」ものでなければならない。実体的正義と手続的正義の二分法から「正義実現」を考えると、司法に参加する国民が扱うのは実体的正義に関するもの⁵⁹である一方、彼らが司法参加を通じて見聞きし感得するのは、まさ

⁵⁸ 台湾では模擬裁判の全過程を観察することができたので、それによって国民の意見や感覚が司法にどのように反映されたかを直接的に観察することが可能であった。

⁵⁹ 国民司法参加制度のもとでの「事実判断」について、それはある行為を行われたかどうかという単純な判断ではなく、より正確には、ある行為が起訴された罪の構成要件該当事実に当てはまるかどうかに対する判断である。そこで、一般国民による事実判断も量刑判断も実体法が適正に実現することであり、実体的正義を求めることを考えられるようである。

に手続的正義に関する事柄である。したがって、国民司法参加制度のもとでの「刑事司法」の在り方、及びその導入により（刑事）司法制度の全般がどの程度「正義実現」の方向で発展するかということも、国民司法参加制度の司法の正統化効果の評価指標の一つとなりうる。まず、司法に参加する国民に「より良い」司法を示さなければならないという要求、及び日韓台 3 か国においても国民司法参加制度の導入が刑事司法制度改革に関わっているという背景から考えると、刑事司法制度の改正、特に手続的正義を重視する公判中心主義・口頭主義などの当事者主義への深化は、国民司法参加制度を通じて司法を正統化する重要手段である。次に、一部の国でみられる刑事裁判の長期化という問題や被告人の人権保障の立場から、より迅速な裁判が提供されるかどうかは、国民司法参加裁判の導入を通じて司法の進歩が実現されたかどうかを考察するためのもう一つの観察角度となりうる。最後に、いかなる国民司法参加制度のもとでも実体的正義の意味での「正しい」判断、つまり実体法の適正な実現が期待されている。しかし、専門的な訓練を受けた裁判官と比べ、素人である一般国民が法に基づき適正に判断できるかという疑問は、3 か国すべてにおいて国民司法参加制度に対する消極的な意見として挙げられた。したがって、司法の「正義実現」を考察するもう一つの視点として、国民司法参加制度による実体的正義の実現を、国民意見の反映という視座とは別に設ける必要がある。

第 5 に、国民司法参加制度に含まれる討議民主主義による司法の正統化効果について言えば、これは、一般国民同士、及び一般国民と裁判官との熟議による正統化効果を意味するものであるが、前記の四つの指標に重複する部分が多い⁶⁰。そのため、ここでは、一般国民が自ら参加した裁判以外の公共的事柄への関心を形成させるという国民司法参加制度のいわゆる民主的教育効果にのみ着目する。上記の議論の通り、この教育効果と司法の自己正統化との関連は決して強くないが、討議民主主義の性質からもたらされたこの国の統治構造を正統化させる手段として、司法にとっては「上級システムの目標達成に貢献する」副次的な正統化手段としての位置付けが認められる。もっとも、国民司法参加の経験がまだ浅い日本、韓国及び台湾において、その効果の検証は容易ではないように思われるが、

⁶⁰ 例えば、集合的決定である国民司法参加制度を評価し、さらに司法制度をより信頼するようになる効果、判決という合意を作成する過程を通じて、従来は対立していた裁判官と一般国民が充分に交流していき、互いに尊重・理解することができるようになる効果、および国民あるいは裁判官の避けがたい偏見若しくは認識の誤りが討議によって修正されることによって、実体的正義がよりよく実現される効果などである。討議民主主義から見た諸意義と正統化の密接な関係は、See Amy Gutmann and Dennis Thompson, *WHY DELIBERATIVE DEMOCRACY*. 10-12 (2004).

本論文では、法的な公共的事柄及び法以外のほかの公共的事柄に対する効果について、可能な限り検討してみる⁶¹。

6. 4. 2 評価指標の体系化

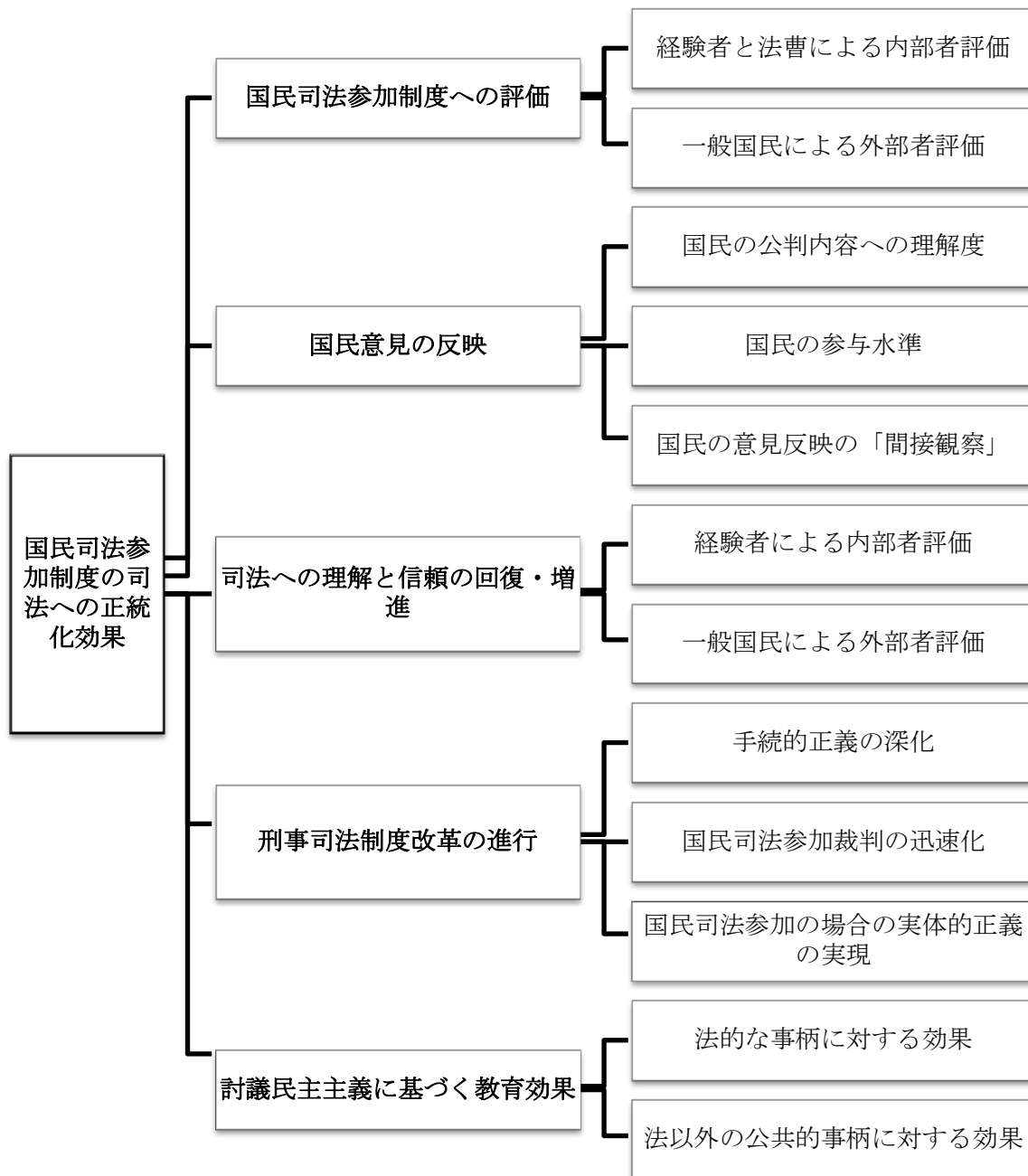
前項で、国民司法参加制度の正統化効果をめぐって観察・評価できる指標について、それぞれの内容を解説した。本項は改めて各指標をまとめて、国民司法参加による司法の正統化効果を評価するシステムを作っていく。本研究は、国民司法参加制度による司法の正統化効果が、①国民司法参加制度自体への評価、②国民の意見の反映、③司法への理解と信頼の回復・増進、④「正義」をより実現した刑事司法制度改革の進行、及び⑤民主的教育効果 によって評価されうると主張する。この 5 つの評価指標は、第一部の結論として挙げられた各国における国民司法参加制度の導入に対する司法への正統化関心の内実に合致すると考えられる。

各評価指標について具体的にどのように観察していくかであるが、重複する部分はあるものの、まず国民司法参加制度自体への評価については、経験者と法曹という内部者の評価、及び一般国民による外部者の評価を通して観察する。次に、国民意識反映の程度を直接観察することには困難であるので、主として国民による公判内容の理解度、国民の参与水準、判決の趨勢や量刑相場の変化と動向、裁判所による国民感覚に対する態度や見方などの間接的な資料を用いることとする。さらに、司法への理解と信頼の回復・増進の評価は、国民司法参加制度自体への評価と同じように、経験者による内部者評価と一般国民による外部者評価の両方を用いて議論を展開する。しかし、この指標は国民の司法に対する理解と信頼に関係するものであるため、ここでの内部者には法曹を含まないこととする。続いて、「正義」をより実現した刑事司法制度改革の進行について、手続的正義の面で公判中心主義・口頭主義などの当事者主義の深化を中心とし、国民司法参加裁判の迅速化にも焦点を当てる。一方、一般国民が職業裁判官と比べても劣らないほどに、法に基づき適正に判断できているかという疑念に答えるため、国民司法参加制度のもとでの実体的正義の実現についても議論を行う。最後に、国民司法参加制度の民主的教育効果について、経験した裁判以外の法的な事柄に対する効果と法以外の公共的事柄に対する効果に分けて、可

⁶¹ 台湾はまだ模擬裁判の段階にとどまっており、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度も、施行後日はまだ浅く、経験者の数も依然として少ない。さらに、各国は司法参加経験者に守秘義務を課しているため、国民司法参加制度の経験者への大規模の調査は裁判所が主催したもの以外にほぼ不可能となる。

能な限り考察してみる。したがって、国民司法参加制度による司法の正統化の効果に関する観察可能な指標は、図 6.2 の通り要約できる。

図 6.2. 司法の正統化に関する観察可能な評価指標の体系



日韓台 3 国それぞれにおいて期待されている国民司法参加制度の導入による司法正統化の効果は、上記の図 6.2 に示された評価指標によって、完全とは言えないものの相当程度検証できると思われる。次章からは、この 5 つの評価指標を用いて、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度について、司法の正統化効果の観点からそれぞれ評価する。また、国民司法参加制度が未だ導入されていない台湾については、この評価指標の構造を念頭に置いて、司法の正統化という観点から最適な国民司法参加制度の具体的形態を探究してみる。

第7章 裁判員制度による正統化効果の評価

7. 1 裁判員制度に対する評価

裁判員裁判に参加した経験の有無によって、「経験者」と「一般人」の間に大きな情報の格差がもたらされる。そこで、本節では裁判員制度に対する評価について、「経験者」によるそれと参加経験のない「一般人」によるそれとを区別して論じる。なお、裁判員裁判の担い手は裁判員だけではない。法曹三者が裁判員に対してどのような印象を持っているか、また従来の刑事裁判と比べて裁判員裁判をどう評価するかも、法曹という経験者とは異なる重要な内部者による評価の視点である。

7. 1. 1 経験者による内部者評価

裁判員法 70 条に規定されている通り、裁判員には守秘義務が課されているため、裁判員の「生の声」を直接聞くことは難しい。経験者による制度評価については、最高裁自らが裁判員経験者を対象として行っているアンケートが唯一の量的調査であり、これは毎年公表されている。この調査は全国の各裁判員裁判実施庁（全国 50 の地方裁判所本庁及び「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」で定める 10 の地方裁判所支部）で、裁判員裁判に参加した裁判員、補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者を対象に実施されるものである。裁判所自らが実施した調査ということもあり、裁判員経験者の回答率は毎年 99%に近いほどの高い水準を保っている。この通年的な調査は当該年度のほぼ全ての裁判員経験者に対して行われたと思われ、その結果も、経験者の視点から裁判員制度の実施状況を評価するうえで最も重要な資料であろうと思われる。

しかし、この調査は裁判所側が直接実施しているため、裁判員経験者が「建前」で裁判所の意向に沿ってアンケートに回答することが考えられる。そうであるとすると、調査結果が必ずしも経験者の真意を反映したものとなっていない可能性があるように思われる。裁判所側の調査の結果を用いるにあたってはそのような限界に常に注意しなければならない。

裁判所の調査のほかに、裁判員経験者による談話などの質的データは、各地裁が主催する「裁判員経験者懇談会」、及び裁判員経験者、裁判員制度に関連する社会団体の活動や出版物にも散見される。本節は上記の資料に基づいて、裁判員制度に対する経験者の内部評

価を観察していく。

経験者の裁判員制度の参与経験をどう評価するかについて、本項は最高裁の『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』における「裁判員として裁判に参加した感想」という設問¹の回答に着目する。裁判員制度始動から 2015 年までの各年度の調査結果は下の表 7.1 によって示される通りである。

表 7.1. 「裁判員として裁判に参加した感想」

	非常に よい経験 と感じた	よい 経験と 感じた	あまり よい 経験とは 感じ なかった	よい 経験とは 感 じな かった	特 に感 じる こ とは な か った	不 明	合 計 (人 数)	満 足 度
2009 年	445	310	14	4	1	7	781	96.7%
2010 年	4599	3290	209	85	36	66	8285	95.2%
2011 年	4671	3407	184	80	47	69	8458	95.5%
2012 年	4570	3360	198	67	45	91	8331	95.2%
2013 年	4382	2946	187	72	37	74	7698	95.2%
2014 年	3869	2581	120	60	55	45	6730	95.8%
2015 年	3884	2439	129	44	36	48	6580	96.1%
合計	26420	18333	1041	412	257	400	46863	95.5%

(最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』(平成 21 年度から平成 27 年度)のうち、問 11 に関する回答分布を基に作成した。)

表 7.1 では、自分の参加経験に満足していると回答した裁判員制度経験者の比率(「非常によい経験と感じた」と「良い経験と感じた」と回答した人の割合)を「満足度」の列に表示しているが、それによると、裁判員経験者の経験に対する満足度は毎年 95%を上回り、裁判員が自分の参加経験を積極的に評価していることが認められる。もちろん、抽象的な満足度の背後に、裁判員のどのような経験があるのかについては、さらに解明する余地がある。一方で、毎年一定程度存在する「例外」としての不評な意見にも注目しなければな

¹ 具体的には、裁判員経験者は、「裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか」という問いに対して、「1 非常によい経験と感じた」、「2 よい経験と感じた」、「3 あまりよい経験とは感じなかった」、「4 よい経験とは感じなかった」、「5 特に感じることはなかった」の 5 つの選択肢から一つを選ぶように求められている。

らない。

これについて、裁判所の経験者調査は裁判員の選任、公判、評議手続、及び参加前後の気持ち・感想についても自由回答欄を設け、毎年公表される報告書では被調査者の回答を幾つかのテーマに分類し、各テーマに関する回答の件数と数件の典型的な回答を示している。裁判所の調査であることから、自由回答の回答率も高いように思われ、一つの細かいテーマに関する回答が 3000 件以上に達していることもある。これによって、裁判員経験者の自らの評価の内容を精査し、裁判員制度に対する好評価・不評の原因を探ることは本章における研究にとって非常に有益であると思われるが、掲載された自由回答の例は裁判所に選別された一部のものだけであるという点にも留意する必要がある。

最高裁のアンケートの自由記入欄には、前述の通り、裁判員経験者による多くの意見が出されているが、本項ではその内容を簡潔に提示することとする²。なお、裁判所調査以外の経験者に対する研究として、サンプル数は少ないが、田口真義氏による 14 人の裁判員経験者へのインタビューが挙げられる³。この 14 人のインタビューでも最高裁のアンケートと同様の意見が出されている。したがって、裁判員経験者が以下のような角度から裁判員制度を評価していることがわかる。

第 1 に、裁判員を務めた経験は勉強になったとする意見がある。つまり、裁判員として裁判所に行って人を裁くことは、「生涯ない、(周りの)他の人は一度もない」または「自分の人生観が変わるくらい」の経験であったと評価されている⁴。また、ほかの裁判員と共に「日常で体験しない事を議論し、意見を聞くことで他の考え方を知ることができ」、他人の意見を聞いて「これからの人生でプラスになる事を多く学べた」ことにも言及されている⁵。

² 経験者によって指摘された評価の原因については、主として第 2 節以下の各指標に対する具体的な評価に即して、詳しく論じることとする。

³ 田口真義『裁判員のあたまの中 14 人のはじめて物語』(現代人文社、2013 年)。

⁴ 最高裁判所による『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』は、http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html から入手可能である(2017 年 7 月 23 日閲覧)。以下では、単に調査結果報告書として引用していくが、この調査結果報告書は年度ごとに公表されているので、どの年度の報告書であるかが分かるように、たとえば、2009 年度調査結果報告というかたちで引用していくこととする。ここで引用した回答については、2009 年度調査結果報告書 140 頁、2014 年度調査結果報告書 180 頁参照されたい。

⁵ 2010 年度調査結果報告書 139 頁、2013 年度調査結果報告書 181 頁。

第 2 に、司法が身近なものになり、それに対する信頼感も向上したという意見がある。裁判員を務めた経験を通して、「裁判の流れ」、「刑を決める判断基準」などの裁判制度に関する知識及び「多忙で責任重大な職業」である裁判官の責任の重さについて、ある程度理解が深まったと指摘されている⁶。さらに、今まで遠い存在であった裁判官の「人柄」、「親切さ」または「人間味」を感じ、裁判官との会話を通して司法への信頼が高まったとも述べられている⁷。なお、「法廷の中で話されている事を必ずしもマスコミは正しく伝えきれていない」、「報道される事件の概要だけでは判断できない」との回答のように、マスメディアによる事件報道に対して再考している意見も見られた⁸。

第 3 に、討議によって評議を充実させ、国民意見を反映させることができたという意見がみられた。つまり、「裁判官をはじめ他の裁判員の方々の様々な考え（意見等）を聞く事ができ」⁹、「様々な角度から物事を判断し」¹⁰、評議が丁寧に進行され、納得した結果が導かれたとされている¹¹。さらに、「意見の違いがある中で、ひとつひとつ答えを導き出し、一般市民の声を反映させることができた」¹²、又は「少なからず、市民の意見が裁判官に届いたと感じる。また、共感する所もあった」¹³という評価を見る限り、裁判員裁判では一般国民の声を反映させることで、裁判員は国民の意見が裁判官に届いたということを実感しているように思われる。

第 4 に、裁判員の経験によって公共的事柄への関心が形成されたという意見がある。刑事司法制度に関わる事柄だけではなく、被害者の保護や被告人の背景、社会復帰などの社会的問題に対する関心や考えも広まったとされている¹⁴。さらに、より広く「地域の抱える課題」、さらに「社会のこと」などの公共的事柄に対する関心にも言及されている¹⁵。

⁶ 2010 年度調査結果報告書 140 頁、2011 年度調査結果報告書 158 頁、2013 年度調査結果報告書 182 頁、2015 年度調査結果報告書 184 頁。

⁷ 2010 年度調査結果報告書 140 頁、2012 年度調査結果報告書 155 頁、2015 年度調査結果報告書、184 頁。

⁸ 2013 年度調査結果報告書 182 頁、2015 年度調査結果報告書、184 頁。

⁹ 2015 年度調査結果報告書 185 頁。

¹⁰ 2012 年度調査結果報告書 155 頁。

¹¹ 2014 年度調査結果報告書 181 頁。

¹² 2009 年度調査結果報告書 141 頁。

¹³ 2011 年度年度調査結果報告書 159 頁。

¹⁴ 2013 年度調査結果報告書 182 頁、2015 年度調査結果報告書 184 頁。

¹⁵ 2009 年度調査結果報告書 140 頁、2011 年度調査結果報告書 157 頁、2013 年度調査結果報告書 181 頁。

第 5 に、裁判員制度に対する意識の転換も指摘されている。即ち、当初はやりたくない気持ちを強く抱いていた経験者も、裁判終了後に自分の経験を回顧し「やはりやってよかった」¹⁶、又は「(裁判は) 一般の目から見ることが大切だ」¹⁷というような裁判員制度の意義を感じ、今まで関心がなかった裁判員制度について前向きになっていた¹⁸。

他方で、裁判所の経験者調査においては、参加者からの裁判員制度に対するネガティブな意見を表す自由回答例も掲載されている。例えば、一般の人が参加出来ない裁判に参加し、被告人の運命を決めるという重責から「深く考え眠れなくなり苦痛を感じたこと」¹⁹、「量刑を考えた時、素人が判断してほんとうにいいのか」と感じたこと²⁰、及び裁判終了後の「後味が悪い」²¹などの精神的な負担が裁判員制度を評価しない理由として挙げられていた。その他、裁判の参加による物理的な拘束と疲労²²に関する苦情も出された。さらに 2012 年以降は、「証拠写真や凶器はドキドキして少し見たくない」、或いは「...死体の写真が私にはショックが大きく包丁を見るたび思い出して怖くなった」²³というような、証拠物や悲惨な写真などを見ることによってもたらされたストレスや精神的被害などに言及した理由が毎年見られるようになった²⁴。一方、「義務だったから参加した」²⁵のように、義務だから仕方がないという自由回答の例は、2009 年から 2014 年までの各年度の調査結果報告書には数件ほどの記載があった²⁶が、2015 年度の報告書においてはこの理由の記載例がなくなった²⁷。裁判員制度が既に国民に受け入れられ、あまり「苦役」と考えられず、日本社会に定着したのであろうと推測できる。

なお、2014 年度と 2015 年度の調査結果報告書には、批判的な視角から自分の参加経験を評価する経験者も存在していた。例えば、裁判員の義務に対して『権利』として、多く

¹⁶ 2009 年度調査結果報告書 142 頁。

¹⁷ 2012 年度調査結果報告書 156 頁。

¹⁸ 2015 年度調査結果報告書 185 頁。

¹⁹ 前掲注 (18)。

²⁰ 2012 年度調査結果報告書 156 頁。

²¹ 2010 年度調査結果報告書 141 頁。

²² 前掲注 (21)。

²³ 2013 年度調査結果報告書 183 頁。

²⁴ 2012 年度調査結果報告書 156 頁、2013 年度調査結果報告書 183 頁、2014 年度調査結果報告書 182 頁、2015 年度調査結果報告書 185-186 頁。

²⁵ 2011 年度調査結果報告書 159 頁。

²⁶ 各年度の内訳について、2009 年度は 2 件、2010 年度は 15 件、2011 年度は 1 件、2012 年度は 5 件、2013 年度は 10 件、2014 年度は 3 件、2015 年度は 2 件であった。

²⁷ しかし、裁判員の経験について特に感じることはなかったことの理由として、「義務としてしかたなく参加したから」との回答があった。

の人に経験してもらおうべきだ」²⁸という意見が出され、「裁判員裁判の問題点を見る事ができた」²⁹という意味で自分の経験を評価するケースも見受けられた。

上記の裁判所調査の結果以外にも、裁判員制度に対する批判は見られた。例えば、田口氏のインタビューによると、「慣れないことをした」や「ストレスが溜まった」³⁰というような負担過重以外に、「(裁判員の) 選任には明確な根拠はない」ことや³¹、「率直に、情報が平等じゃない」というように、公判前整理手続を通じて事件のことを予め知っている裁判官と裁判員との情報格差³²も指摘されている。そのほか、別の裁判員経験者の報告でも、守秘義務の明確化あるいは緩和、及び民事、行政事件への対象事件の拡大が、経験者から求められている³³。

7. 1. 2 法曹三者による内部者評価

日本において、裁判員制度について裁判官または検察官を対象とする調査は未だ行われていない。さらに、裁判員制度の開始以降、法曹界は裁判員制度の円滑な運営の確保に着目し裁判実務について議論を重ねてきたが、裁判員制度または裁判員のパフォーマンスについてはあまり直接的に議論してこなかった。本節は既に公開された個別の法曹の意見に基づき、法曹三者のそれぞれの意見を推測するものに過ぎないが、これによって法曹三者の裁判員制度に対する評価をある程度解明することができると思う。

裁判員裁判の開始以前には、まったくの素人である裁判員がプロのような慎重さを備えているか、また裁判員制度の導入によって従来の綿密な刑事司法が否定されるのかという懸念が裁判官の間で（そして、おそらく検察官、弁護士の間にも）広がっていた。しかしながら、開始から一定の期間を経て裁判員に接する経験を積むことで、裁判官の不安は払拭されたと考えられる。2010年5月に東京・大阪・名古屋で開かれた「裁判員制度に関する裁判官の意見交換会」において、裁判員裁判を経験した裁判官は「どの裁判員も熱心に審理に参加してくれたし、非常に深く考えていた」、「裁判員は議論の素材となる情報が必要十分に与えられれば質の高い議論ができる」、「思った以上に感情に流されない」、「意外

²⁸ 2014年度調査結果報告書 181頁。

²⁹ 2015年度調査結果報告書 185頁。

³⁰ 田口・前掲注(3) 56頁。

³¹ 田口・前掲注(3) 9-10頁。

³² 田口・前掲注(3) 15頁。

³³ 牧野茂「こんなふうにしたいな裁判員裁判—裁判員制度3年後見直し提言と裁判員経験報告市民集会概要—」NIBEN Frontier 2012年12月号 15頁。

と冷静に物事を見て判断している」という感想を述べ、裁判員を評価していた³⁴。その後、多くの裁判官が、裁判員の参与の質の高さ、国民意見の反映、及び国民と裁判官の意見交換の観点から、裁判員のパフォーマンスを概ね肯定的に評価していることを表明した³⁵。もともと、裁判員制度自体への評価については控えられており、公判前整理手続の長期化や、長期の審理期間を要する複雑困難な事件の取り扱いの難しさ、及び裁判員の負担などの裁判員制度の運営上の問題点が裁判官によって指摘されているに留まる³⁶。

検察側は基本的に裁判所と同じ姿勢であり、裁判員制度自体への評価は控えているが、検察官が公判中心主義の実質化の程度を高めるなどして、裁判員制度が公判の在り方に及ぼす影響を現実のものとし、意識改革を実行しているように見える。例えば、公判中心主義に基づく公訴を遂行する以外に、捜査も裁判員裁判に配慮して行われる³⁷。一方、東京地方検察庁公判部副部長である清野憲一氏によると、裁判員制度の実施に伴い、弁護人との「敵対」的意識や、「公判部というのは有罪を取って当たり前であろう」という守旧的な考え方が検察内部において転換され、さらに裁判所と弁護士会の意見も受け入れ始め、検察庁の雰囲気は確実に変わってきていると指摘されている³⁸。これによって、少なくとも検察庁内に生じた一連の変化により検察側が裁判員制度に対して協力的になっていると言えるだろう。

ところが、研究者が裁判員制度の導入直前に弁護士を対象として行った調査によれば、弁護士は裁判員制度に対して消極的な姿勢をとる傾向にあったことが判明している。まず、裁判員制度導入への賛否について、弁護士が一般人と比べて総じてより裁判員裁判を信

³⁴ 「裁判員制度に関する裁判官意見交換会の結果について」（東京、名古屋、大阪高等裁判所開催分）http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou_b.html、2016年11月17日閲覧。

³⁵ 河合健司「現役裁判官が語る裁判員裁判の現状と弁護活動の課題」NIBEN Frontier 2011年3月号3頁。酒巻匡=大澤裕=菊池浩=後藤昭=栃木力=前田裕司「裁判員制度の現状と課題」論究ジュリスト 2012年夏号41頁。稗田雅洋「裁判員が参加する裁判の実情と課題」刑事法ジャーナル No.32、55頁。井上正仁=今崎幸彦=大澤裕=前田裕司=三浦守「裁判員制度の現状と課題」法の支配 No.177、39頁（2016年）。大野勝則「裁判官から見た裁判員裁判制度」法の支配 No.177、52頁（2016年）。

³⁶ 前掲注（34）では、裁判員制度への評価は「この場で回答することは相当でない」という理由で差し控えられている。

³⁷ 井上ほか・前掲注（35）38頁。田野尻猛「裁判員裁判への検察の取組」法の支配 No.177、63頁以降（2016年）。

³⁸ 清野憲一「裁判員裁判における検察官から見た弁護活動（前編）」NIBEN Frontier 2015年7月号13頁。

頼・評価しない態度をとることが示された³⁹。さらに、「民主主義の原理の実現」という指標を除き、弁護士の裁判員制度に対するネガティブな態度は、刑事事件の担当経験の有無と正の相関関係にあること、即ち刑事事件を最近5年の内に担当した経験のある弁護士は、経験のない人と比べより消極的な態度を裁判員制度に対して取る傾向にあったことが報告されている⁴⁰。

しかし、裁判員制度の実施に伴い、この消極的な態度は現段階までに変化したのか、裁判員裁判を担当した経験が制度への態度にどう影響を及ぼすかについて、さらに議論・検証する必要も生じている。日弁連は裁判員制度施行3年後の2012年にあたり、裁判員制度に対する弁護士会の公式の立場と認められる「裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革提案について」を公表した。この提言は、裁判員制度の3年間の施行状況に対して、裁判所と検察庁と同様に肯定的な態度を示し、裁判員制度が当事者主義に向けた刑事司法改革の契機であるとして評価されていた。日弁連は、裁判員裁判の実施状況を踏まえて、裁判員制度の多くの問題点を指摘し、市民が参加しやすい環境整備、守秘義務の緩和、手続二分、少年逆送事件、新しい検証機関の設置という五つの面でより一層の制度改正を求めている⁴¹。

さらに、裁判員裁判を担当した経験がある弁護士も、裁判員裁判が口頭主義・直接主義の徹底、及び弁護活動の向上などの「すごくいい影響」をもたらしており、刑事弁護にとって「プラス」であった⁴²と評している。だが同時に、公判前整理手続、公判の迅速化・効率化などによって弁護活動が制限されているという問題も指摘されており⁴³、さらに裁判員

³⁹ 太田勝造「弁護士から見た刑事司法と裁判員制度(1)―概観―」松村良之=木下麻奈子=太田勝造『日本人から見た裁判員制度』157-169頁(勁草書房、2015年)。

⁴⁰ 太田・前掲注(39)168頁。

⁴¹ 日本弁護士連合会「裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革提案について」(2012年3月15日)。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120315_5.pdf、2017年5月3日閲覧。

⁴² 清野・前掲注(38)38頁。秋田真志「弁護人から見た裁判員裁判」法の支配No.177、74頁(2016年)。

⁴³ 坂根真也「公判前整理手続の現状と課題」刑事弁護No.72、27-30頁(2012年)。遠藤直也「当事者主義の危機(特集 裁判員裁判を活かす公判前整理手続)」刑事弁護No.78、47-51頁(2014年)。中山博之「公判前整理手続における被告人の権利保障・弁護活動のあり方」刑事弁護No.80、140-146頁。宮村啓太「公判前整理手続の在り方：弁護人の立場から」刑事法ジャーナルNo.47、36-41頁(2016年)。

にとっての弁護人の「わかりにくさ」やスキル不足についての反省もみられる⁴⁴。これらを踏まえると、少なくとも裁判員裁判を経験した弁護士は、さらなる制度の改善を求めている一方で、裁判員制度に対して基本的に肯定的な態度を持っているのであらうと考えられる。

7. 1. 3 一般国民による外部者評価

裁判員制度は裁判員経験者に概ね肯定的に評価されている一方、下の表 7.2 によると、裁判員として選ばれる前の気持ちは積極的であるとは認められない。したがって、一般国民は裁判員を経験すると裁判員制度に対する態度がより積極的になるということのようであり、これは一つの興味深い現象である。

表 7.2. 裁判員に選ばれる前の気持ち⁴⁵

	やる気あり ⁴⁶	やる気なし ⁴⁷	DK/NA
2009 年	30.1%	55.6%	14.3%
2010 年	31.1%	53.4%	15.3%
2011 年	31.9%	51.8%	16.3%
2012 年	33.5%	50.1%	16.4%
2013 年	33.9%	49.4%	16.7%
2014 年	34.5%	49.3%	16.1%
2015 年	35.0%	48.4%	16.6%

(最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』(平成 21 年度から平成 27 年度)のうち、問 9 に関する回答分布を基に作成した。)

上の表 7.2 が示すように、7 年間の実施期間を経て、裁判員に選ばれる前にやる気のあった経験者の比率は約 5%増加した一方で、「やる気なし」の比率は 7%以上減少したことがわ

⁴⁴ 中野大仁「裁判員裁判における刑事弁護の実情と課題」NIBEN Frontier 2015 年 7 月号 29-32 頁。松山馨「法廷技術のさらなる向上のために」自由と正義 67 巻 1 号 64-70 頁 (2016 年)。

⁴⁵ 具体的には、裁判員経験者は、「裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか」という問いに対して、「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」、「3 あまりやってみたいと思っていなかった」、「4 やってみたいと思っていなかった」、「5 特に考えていなかった」の 5 つの選択肢から一つを選ぶように求められている。

⁴⁶ 「積極的にやってみたいと思っていた」と「やってみたいと思っていた」と回答した者。

⁴⁷ 「あまりやりたくなかった」と「やりたくなかった」と回答した者。

かる。したがって、裁判員制度がある程度一般国民にとって受け入れやすくなっているように思われる。しかし、95%以上の裁判員経験者が自分の参加経験を積極的に評価したのに対し、裁判員に選ばれる前にやる気のある裁判員経験者の割合は毎年40%を下回っている。したがって、国民の裁判員裁判に対する評価を考えるうえでは、裁判員裁判の経験の有無による影響を無視してはならない。裁判員裁判を経験したことのない一般国民がどのように裁判員制度を評価するかという点も重要な視点となる。

経験者以外の一般国民に対する調査によると、裁判員になる意欲は相変わらず低い水準にとどまっていることがわかった。裁判員制度の実施前に、最高裁判所は調査会社に委託し、一般国民51872人に対して裁判員制度に関する意識調査を行った。その結果、調査対象者の裁判員制度参加に対する態度は極めて消極的なものであることが分かった。調査において「参加したい」と回答した調査対象者は4.4%のみであり、11.1%の調査対象者が「参加してもよい」と回答した。そして、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」と返答した調査対象者が最も多く、44.8%に達した。一方で、「義務であっても参加したくない」と回答した調査対象者も37.6%おり、この両者を合わせると80%を超える結果となった⁴⁸。

裁判員制度が開始してから、最高裁は裁判員制度に対する国民の意識を把握するため、毎年「裁判員制度の運用に関する意識調査」を実施している。この調査は、裁判員となる年齢要件を満たした一般国民2000人程度を無作為に抽出し、裁判員制度の周知状況をはじめ、裁判員制度の印象と刑事裁判に参加したいかなどを含めた11の調査項目について回答を求めるものである。各年度の調査結果を見ると、2009年度調査において、裁判員として刑事裁判に「参加したい」と「参加してもよい」と答えた調査回答者の比率は18.5%になり⁴⁹、実施前の15.5%と比べて若干増えたが、翌年の2010年度調査から徐々に減少する傾向が現れ、2014年度に12.3%の最低値に達し⁵⁰、2015年度の調査では若干回復し14.3%に

⁴⁸ 株式会社インテージリサーチ『裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書』23頁（平成20年3月）。

⁴⁹ 具体的には、調査対象は、「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか」という問いに対して、「1 参加したい」、「2 参加してもよい」、「3 義務であれば参加せざるを得ない」、「4 義務であっても参加したくない」、「5 わからない」の5つの選択肢から一つを選ぶように求められている。最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査（平成21年）」43頁。

⁵⁰ 各年度の数値について、2010年度は15.0%、2011年度は14.5%、2012年度は15.1%、2013年度は14.0%である。

なった⁵¹。さらに、「義務であっても参加したくない」と答え、自分が裁判員として刑事司法に参加することに対してかなり消極的な態度を持っている調査対象者の比率は2009年度に36.3%になり、実施前の調査結果に比べ僅かに下がったが、2010年度からこの数字は40%台に到達し、その後も40%以上の水準を維持している⁵²。

さらに、一般国民の裁判員制度に対する印象の変化も、同調査によって示されている。裁判員制度が開始した2009年度には、全ての評価指標の得点は3.2以上であり⁵³、裁判員制度は国民にも概ね評価されていたと思われるが、7年間の実施期間を経て、各指標の得点は2010年から低下しつつあるように見える。特に一般国民の「裁判の迅速さ」、「裁判の身近さ」、「国民感覚の反映」及び「公共事務への関心」への印象がこの7年間で一定程度低下している現象には注意しなければならない（下記の表7.3）。

⁵¹ 最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査（平成27年）」39頁。

⁵² 各年度の数値について、2010年度は41.4%、2011年度は41.1%、2012年度は41.9%、2013年度は44.6%、2014年度は40.5%、2015年度は42.0%である。前掲注（51）。

⁵³ この得点は、5の「そう思う」から1の「そう思わない」までの五件法で測定された。

表 7.3. 一般国民による裁判員制度に対する印象⁵⁴ (経年変化)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
公正中立	3.37	3.44	3.32	3.39	3.35	3.28	3.31
信頼できる	3.37	3.43	3.32	3.39	3.35	3.30	3.29
納得できる	3.31	3.32	3.22	3.26	3.22	3.17	3.17
真実の解明	3.26	3.32	3.19	3.23	3.19	3.15	3.17
裁判の身近さ	3.76	3.80	3.59	3.59	3.51	3.46	3.47
裁判の迅速さ	3.47	3.43	3.14	3.24	3.10	3.01	3.03
裁判の分かりやすさ	3.43	3.39	3.17	3.23	3.16	3.12	3.12
国民感覚の反映	3.74	3.79	3.69	3.67	3.61	3.55	3.53
公共的事柄への関心	3.69	3.74	3.51	3.54	3.45	3.40	3.40

(最高裁判所の公表する『裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書』(平成 21 年度から平成 27 年度)のうち、問 7 に関する回答分布を基に作成した。)

裁判所による意識調査のほか、松村らは一般国民の裁判員制度と刑事司法に対する意識を解明するため、2008 年と 2011 年に全国、2014 年に関東地区(一都六県)の成人男女(ただし 70 歳以下)からサンプルを抽出し、3 回にわたって調査を行った⁵⁵。これらは裁判所によって行われたものではないが、一般国民の裁判員になる意欲が低下しているという結論は裁判所による調査とほぼ同じである⁵⁶。さらに同調査では、裁判員制度の導入が進むにつれ一般国民の裁判員に対する能力への不信は弱まっているが、「自分自身の裁判員として

⁵⁴ 具体的には、調査対象は、「あなたは裁判員制度の実施後の変化について、どのような印象を持っていますか」という問いに対して、「a 裁判がより公正中立なものになった」、「b 裁判がより信頼できるものになった」、「c 裁判所や司法が身近になった」、「d 裁判の結果が納得できるものになった」、「e 裁判結果に国民感覚が反映されやすくなった」、「f 事件の真相がより解明されている」、「g 裁判の手続や内容がわかりやすくなった」、「h 裁判が迅速になった」、「i 自分の問題として考えるようになった」のそれぞれについて5の「そう思う」から1の「そう思わない」までの五件法の中で、あてはまるものを一つ選ぶように求められている。

⁵⁵ 松村ほか・前掲注(39) 3 ; 271 頁。

⁵⁶ 1の「やりたくない」から5の「なろうと思う」という尺度を用いて測定された裁判員になる意欲の平均値は、2008年に2.29、2011年に2.36、2014年に2.37となった。太田・前掲注(39) 32 頁。

のやり甲斐」に基づいて裁判員になる意欲も弱まっていることも指摘された⁵⁷。したがって裁判員制度実施の経験を重ねることで一般国民の不安と不信がある程度解消され、裁判員に対する信頼も高まった一方で、国民の裁判員制度に対する新鮮感も制度の定着によって失われていく可能性⁵⁸に注意しなければならないということがわかる。

同調査は、一般国民の裁判員制度への賛否も分析している。制度導入の前後と比べ大きな変化は観察されず、「賛成」、「どちらとも言えない」、「反対」の割合はほぼ三分で拮抗状態を維持しており、裁判員制度は2011年時点では完全な世論の支持を得ていないと指摘されている⁵⁹。他方で、制度導入後には、裁判員制度自体及びその内容に対する理解の向上が観察され、裁判員制度に対する批判やアマチュア性への危惧、さらに誤判の恐れなど、一般国民が裁判員制度に抱く不安が低減されるという現象も確認されている⁶⁰。したがって、裁判員制度の実施及び最高裁の広報は、一般国民の裁判員制度への支持に一定の肯定的な効果をもたらしたと考えられる。しかし、「市民感覚尺度」⁶¹は制度実施後わずかに減少しており、調査者はその原因について「現実の裁判員裁判を見て市民感覚が期待したほど反映されていないことに失望したのかもしれないか」⁶²と推測している。現在の裁判員制度の実施状況を踏まえるならば、この推測は的を射ているように思われるが、この問題については、後で改めて取り上げることとする。

7. 1. 4 小括

このように、裁判員制度は経験者から高評価を受け、さらに法曹三者にも概ね支持されているが、一般国民には未だ完全に受け入れられているわけではないと思われる。

裁判員制度を順調に運営していくため、法曹三者がさまざまな工夫をし、裁判員に選ば

⁵⁷ 太田・前掲注(39) 42頁。

⁵⁸ このような傾向は裁判員経験者の語りからも読み取れるように思われる。裁判員制度の開始当初は、「周りの人にも説明できる」という「新制度の勉強」の意味で「勉強になった」と裁判員の経験を評価した人が多かったが、近時の報告書では主に刑事司法あるいは「ほかの人の考え」を学ぶという意味が多く言及され、裁判員制度自体に関する学びにはあまり触れなくなってきていることもわかる。

⁵⁹ 木下麻奈子「一般人が裁判員になる意図—導入前と導入後の比較—」松村ほか・前掲注(39) 57頁。

⁶⁰ 木下・前掲注(59) 58-59頁。

⁶¹ 市民感覚尺度は、一般人の市民感覚が法曹専門家の考え方との距離を表す尺度である。それは、問5(6)「社会にとって重大なことは、専門家に任せるべきだ」と問5(9)「トラブルに巻き込まれても専門家まかせにしてはだめだ」を取り上げ、それらの項目得点(1 そう思わない—5 そう思うという5件法)を平均したものである。木下・前掲注(59) 50頁。

⁶² 木下・前掲注(59) 59頁。

れた人々に良い経験をもたらしたと同時に、裁判員も自らの役割を遂行し、法曹によって認められた。さらに、順調な制度実施及びその広報活動などによって、一般国民が素人裁判員に対し抱いていた不安や不信が払拭され、まだ弱いながらも支持向上という一定の効果も制度実施に伴い徐々に見られるようになった。

しかし裁判員制度の実施に伴い、さまざまな問題点や改善点も各関係者によって意識されてきた。裁判員経験者は批判的視点から自分の参加経験を評価し始め、法曹三者もそれぞれに自分の問題意識に即して裁判員制度の改善を求めている。一方、裁判員経験者の体験は守秘義務に阻まれ、あまり一般国民に共有されていないことも事実である。したがって、裁判員制度に対する一般国民の理解が進んだ一方、従来の新鮮な感覚は弱まり、裁判員制度の「見えないところ」及び実施上の様々な問題に対する新たな不安や批判的な態度も現れてきているのである。よって、裁判員制度の運用に関する意識調査において、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」及び「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」なども一般国民に参加意欲を高めるために必要な情報として要求された⁶³。

したがって、裁判員制度が一般国民からの支持を獲得し、さらに内部者と外部者双方による評価をも向上させるためには、①裁判員経験者が自分の体験を一般国民と共有できるようにすること、②裁判員及び裁判員経験者の負担に十分に配慮していくこと、及び③法曹だけではなく経験者をも含む一般国民の視点に着目して裁判員制度を更に検証し、改善していくこと、が今後必要となると思われる。

7. 2 裁判員裁判のもとでの国民意識の反映

国民司法参加制度にとって、国民の意識を反映させることは最も重要な意義の一つであり、制度の成功を直接に左右すると言っても過言ではない。しかし、裁判員裁判の評議は非公開で行われる。さらに判決文の書き方について、後で詳述するように、制度開始当初に多く見られた、当事者の主張に対する検討を行う形式にせよ、現在の主流である主要な理由のみを書く簡潔な形式にせよ、裁判員の意見が逐一明らかにされることはない。また、守秘義務による制限によって、裁判員経験者も評議の内容を世間に表明することはできないし、守秘義務の範囲外の事項についても語りたくないとする。結果として、裁判員裁判のもとで、国民意識の反映の程度を直接的に観察することは非常に困難であると言わざ

⁶³ 最高裁判所・前掲注(51) 40頁。

るを得ない。

そこで、本論文はいくつかの角度から、裁判員制度のもとでの国民意識の反映の程度を間接的に評価してみる。まず、裁判員が自分の意見を出す前提としての公判内容の理解度について検討する。もし裁判員が公判の内容を十分に理解することができないならば、彼らが自らの意見を反映させることも無理であろう。次に、裁判員が高い参与水準を保たなければ自身の意見を十分に反映させられないと考えられるため、裁判員が公判に臨む態度などのパフォーマンス、評議の時間、及び評議の充実度評価を用いて、裁判員の参与水準について検討する。最後に、裁判官による裁判と比べた裁判員裁判の判決・量刑の変化の傾向、裁判員の身分の自覚及び経験者へのインタビューなどの「間接証拠」を通じて、裁判員制度のもとでの国民意識の反映の程度を評価する。

7.2.1 裁判員による公判内容の理解度

表 7.4 から、裁判員制度の開始から 2015 年末までの 7 年間、審理の内容を理解できた（「わかりやすかった」あるいは「普通」と答えた）とする裁判員経験者は 90%以上で維持されていることがわかる。年度別のデータを見ると、2009 年から 2012 年の 4 年間は、裁判員の理解度が年々低下し、2012 年には 90.7%の最低値を記録した。しかし、翌年の 2013 年から裁判員の理解度は 96%に伸び、その後毎年 96%前後で維持されている。

表 7.4. 公判の内容に関する裁判員の理解度⁶⁴

		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
審理の内容	理解できた	94.7%	91.7%	91.0%	90.7%	96.0%	95.7%	96.4%
	理解できない	4.0%	7.1%	7.3%	7.9%	2.4%	2.7%	2.2%

（最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』（平成 21 年度から平成 27 年度）のうち、問 2（2009 年度は問 3）に関する回答分布を基に作成した。）

⁶⁴ 裁判員経験者は、「審理していた内容はわかりやすかったですか」という問いに対して、「1 わかりやすかった」、「2 普通」、「3 わかりにくかった」との 3 つの選択肢から一つを選ぶように求められている。

表 7.5. 公判の内容に関する裁判員の理解度（自白・否認別）⁶⁵

	自白事件			否認事件		
	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	わかりやすかった	普通	わかりにくかった
2009年	73.8%	22.4%	2.8%	58.0%	30.1%	9.1%
2010年	67.7%	26.6%	4.6%	53.9%	32.7%	12.2%
2011年	64.5%	29.0%	5.0%	52.9%	34.3%	10.9%
2012年	65.1%	29.0%	4.8%	50.8%	35.8%	11.5%
2013年	70.1%	26.9%	1.5%	62.8%	32.3%	3.4%
2014年	69.6%	26.9%	1.9%	60.4%	34.4%	3.8%
2015年	70.3%	27.0%	1.5%	61.5%	34.2%	3.0%

（最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』（平成 21 年度から平成 27 年度）のうち、問 2（2009 年度は問 4）に関する回答分布と事件自白・否認の別（裁判所記入）とのクロス集計を基に作成した。）

ここで、自白・否認別に見てみると、同じような経年変化の傾向は自白事件と否認事件の両方に見られるが、自白事件の場合には裁判員の理解度が否認事件と比較して顕著に高いこともわかる。なお、自白事件と否認事件を分けて見ると、両方とも 2009 年から 2012 年の間に理解度がやや低下する傾向が見られたが、2013 年以降は向上している。以上から、事件によっては分かりにくい場合もあるが、大部分の裁判員は公判の内容をきちんと理解できていることが認められる。

裁判員の理解度が実施 2 年目から低下したことについて、2009 年に行われた裁判員裁判は比較的単純な事件が多かったことから、その後複雑な事件も起訴されるようになり理解度が低下したのは自然のことであり、裁判員の理解力が落ちたことの証左とはならないとの指摘があるが⁶⁶、法曹三者の裁判員制度の運用における一つの問題、すなわち裁判員裁判への慣れによって、公判が一時従来 of 書面主義に戻ってしまったという問題に起因しているとも考えられる⁶⁷。最高裁の裁判員経験者に対する調査結果報告書の内容を詳しく見ると、事件の複雑さのほか、法廷で話す内容が分かりにくかったことを公判の内容が理解しにく

⁶⁵ 前掲注 (64)。審理内容のわかりやすさと自白・否認の別とのクロス集計。

⁶⁶ 酒巻ほか・前掲注 (35) 34 頁。

⁶⁷ 日本司法支援センター「裁判員裁判における弁護活動の現状と課題」判例時報 2219 号 5 頁 (2014 年)。

かった点として挙げる比率も年々増加している。裁判員裁判が分かりにくくなったことは制度検証の際に問題視され⁶⁸、法曹三者、特に検察側と弁護側は裁判員の理解度が低下しつつある傾向を真摯に受け止め、書証の過度の採用の抑制、証人尋問の活用、法廷テクニックの向上などの施策⁶⁹を採ったことで、公判内容に対する裁判員の理解度は2013年に急増し、その後も徐々に回復している模様である。

全体としては裁判員裁判の内容は裁判員にとって理解しやすくなったとされるが、法曹三者のそれぞれの分かりやすさについてはバラツキが見られる（表 7.6）。裁判官と検察官の説明は非常に分かりやすいとされているが、弁護士の説明に対して「理解できる」と答えた人の比率は、裁判官及び検察官の説明に対してそのように答えた人の比率と比べて10%ほど低いことが明らかとなった。したがって、裁判官と検察官の説明は裁判員によってよく理解されている一方で、弁護士の説明に関しては改善の余地があると思われる。

表 7.6. 公判の内容に関する裁判員の理解度（法曹三者別）⁷⁰

	裁判官の説明		検察官の説明		弁護士の説明	
	理解できた	理解できない	理解できた	理解できない	理解できた	理解できない
2009年	98.1%	0.6%	98.1%	1.2%	87.6%	11.1%
2010年	98.9%	0.5%	95.3%	4.0%	82.1%	16.9%
2011年	98.1%	0.6%	94.5%	4.5%	81.6%	17.2%
2012年	98.4%	0.5%	93.2%	5.8%	78.9%	19.8%
2013年	98.5%	0.3%	95.0%	3.8%	81.6%	17.0%
2014年	99.2%	0.3%	94.8%	4.7%	81.8%	17.8%
2015年	99.2%	0.2%	95.7%	4.0%	82.1%	17.4%

（最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』（平成21年度から平成27年度）のうち、問3と問5（2009年度は問3）に関する回答分布と事件自白・否認の別（裁判所記入）とのクロス集計を基に作成した。）

⁶⁸ 最高裁判所事務総局『裁判員裁判実施状況の検証報告書』18-19頁（2012年）。

⁶⁹ ここで挙げられた施策については、後の裁判員制度による公判中心主義の実現の節において詳しく論じる。

⁷⁰ 裁判員経験者は、検察官と弁護人の証拠調べまたは裁判官の法廷での説明等はわかりやすさに対して、「1 わかりやすかった」、「2 普通」、「3 わかりにくかった」との3つの選択肢から一つを選ぶように求められている。その中で「わかりやすかった」あるいは「普通」と答える人は「理解できた」とする。

弁護士の説明への理解度の低下の理由について、検察官の立証と比べ、「疑わしきは被告人の利益に」に立脚する弁護は元より分かりにくいことが指摘されている⁷¹。しかし筆者は、検察側が裁判員制度に対して弁護側より周到に準備していることが、このように理解度に差が生じていることの最大の要因であろうと考えている。つまり、検察は組織的な力を生かして各地の裁判員裁判の経験と教訓を全国レベルで共有し、「分かりやすさ」についての問題意識を定着させた上で、意識的にスキルアップに努めている上、業務の性質から公判部の検察官が裁判員裁判事件を平均的により多く担当するため、検察システムにおける裁判員裁判の経験を蓄積・継承しやすいと思われる。それに対して、弁護士会による様々な研修は行われた⁷²が、どのような法分野で業務を行うかが基本的に自由である弁護士は、多くの裁判員裁判の経験を蓄積した人は少なく、裁判員裁判に向けた研修や訓練も基本的に自由参加であり、研修期間も比較的短い。さらに、少なくとも東京弁護士会では、裁判員裁判の経験の継承をねらいとして、裁判員裁判の経験があった弁護士を登載した名簿を用意しているが、若手弁護士には知り合い同士で組もうとする傾向があるようであり、この名簿は十分に活用されていないことが指摘されており、弁護士間の経験継承に十分つながっていないように思われる⁷³。これらを踏まえると、裁判員裁判の法廷技術とパフォーマンスの面で弁護士が検察官に劣ることは認めざるを得ない。

法廷技術という要因以外に、最高裁の経験者調査によれば「弁護人の方があきらかに裁判に対する熱意の低さを感じた」という批判的な意見が裁判員経験者によって寄せられていることも注目に値する⁷⁴。被告人自身に戦う気がないからこそ弁護士もやる気がないように感じられる可能性は十分あるが、恐らく別の理由で真面目にやっていた弁護士も存在するかもしれない。それに関連して、そもそも裁判員裁判の弁護の担い手として大き

⁷¹ 例えば、弁護人の役割がきちんと理解されておらず、弁護人の主張自体も裁判員の共感を得られにくいといったことが指摘されている。山本亮介ほか「講演録 裁判員裁判における法廷弁護活動に関する意見交換会（前編・後編）」*Niben Frontier* 2012年3月号9頁、2012年4月号15頁。

⁷² 例えば、日弁連ではライブ研修、E-ラーニング（録画視聴による研修）、および各地への弁護士派遣による実演型研修の3つを柱として研修を行っている。「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第22回）議事概要」3頁参照（平成25年5月7日）。東京三弁護士会の研修について、日本司法支援センター・前掲注（61）17頁以降参照。

⁷³ 「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第22回）議事概要」4頁（平成25年5月7日）。

⁷⁴ 前掲注（23）174頁。そのほか、2010年4月28日千葉地裁で開かれた裁判員経験者会見では、弁護士に対して「被告を弁護する気持ちがあるのか。国選の費用を払っているのならきちんとやってほしい」という猛烈な批判も出された。千葉日報2010年4月28日。

く期待されている若手弁護士が裁判員裁判とそれに関する研修に意欲的ではないという状況も報告されている⁷⁵。このように、弁護士の主観的な要因も、その「分かりにくさ」の理由の一つであろうと思われる。

7. 2. 2 裁判員の参与水準

裁判員の参与過程は大きく公判参加と評議に分けられる。公判での裁判員の仕事は、基本的に審理の内容を自ら見聞きすることであり、裁判員が真剣に公判に臨むかどうかは参与水準に関連する一つの指標である。最高裁の経験者に対するアンケート調査では、公判における自身の取組みの真剣さについて問う設問は用意されなかったが、第1節において見たように、法曹の肯定的評価からして、そのような設問を用意したとすると肯定的な回答の割合が多くなるであろうことが推測される。加えて、裁判員経験者の経験談では、「耳をダンボにして」公判を聞き真剣に参与したといったことが語られている⁷⁶。なお、裁判員は公判中に自らメモを取ることも可能で、真剣にメモをする姿も法廷においてよく見られる。他方で、メモを取る作業が公判への集中を害する恐れ、つまり裁判員がメモに夢中になるあまり、かえって証人と被告人に注意を払わなくなってしまう可能性が、懸念として指摘されている⁷⁷。

法廷における裁判員による質問からも、その参与水準を推測できる。裁判員が証人と被告人に対し多くの質問を発しているのであれば、彼らが真剣に公判を聞きながら積極的に参加していると評価できよう。もっとも、裁判員の質問の頻度等に関する公的な統計データはないが、少なくとも裁判員制度開始当時の一部事件報道によって、その時期の個別の事件における裁判員の質問状況については知ることはできる⁷⁸。しかし、たとえ法廷で裁判員が被告人あるいは証人に対して直接質問することがあまりなかったとしても、そのことのみから裁判員の参与水準が高くないとの結論を導くことはできない。裁判員裁判の場合、

⁷⁵ 日本司法支援センター・前掲注(67)4頁参照。

⁷⁶ 田口・前掲注(3)39頁(東京地裁で殺人事件の裁判員裁判に参加したAさんへのインタビューによる)。

⁷⁷ 「神戸地裁裁判員経験者の意見交換会議事録(平成28年6月8日開催分)」5頁。この問題はアメリカの陪審制においても問題視された。See Arthur L. Newell, *May a Juror Take Notes in Illinois*, 46 CHICAGO-KENT LAW REVIEW. 223 (1969)。なお、州によっては陪審員にメモを取ることを許している州もあるが、それは審理を聞くことの妨げとならない程度に限られている。E.g. California Civil Jury Instructions (CACI), Article 102, and Massachusetts Criminal Jury Instruction 1.160。

⁷⁸ 例えば、共同通信ニュース特集「裁判員制度」参照。

<http://office.kyodo.co.jp/feature/saibanin/headline.php>、2017年6月16日閲覧。

休廷がよく入り中間討議も多い。東京地裁に所属し裁判員裁判を担当したある裁判官によると、この際に裁判員同士、或いは裁判官と裁判員の間で意見交換をよく行っているとのことである。そのため、裁判員の抱いた疑問は、最終的には法廷で裁判官の口から発せられるということが運用上行われているのではないかと推測される。実際、一部の裁判員経験者から、質問を裁判官に委ねたケースが多くあったとの指摘がなされている⁷⁹。

次に、裁判員が評議において自分の意見をより積極的に表明すればするほど、判決において国民の意見がより反映されやすくなるであろう。しかし、裁判員裁判の評議過程を直接観察することはできない。ここでは評議の時間（評議時間が長いほど国民が真剣に参加し熟議を行っている可能性が高くなると考えられる）という客観的な指標、及び裁判員経験者による評議の雰囲気と充実度に関する評価という代替的な指標を通じて、評議における国民の参与水準を推測してみる。

下の表 7.7 を見ると、自白、否認事件ともに、評議にかかった時間は裁判員制度開始以降、徐々に長くなっていることが分かる。この長い評議時間から見ると、裁判員が十分な時間を与えられ、評議も充分に行われたであろうと考えられる。加えて、裁判員経験者も議論が丁寧に進められ、時間配分なども適切であったと評価している⁸⁰。しかし、裁判員の負担軽減という視点からすれば、評議時間の長期化を一様に肯定的に捉えることはできない⁸¹。評議の充実と裁判員の負担軽減のバランスをどのように取るかについて、今後より慎重に検討しなければならない。

⁷⁹ 田口・前掲注(3) 160頁参照(さいたま地裁で裁判員を担当した者へのインタビューによる)。

⁸⁰ 前掲注(11) 134頁、前掲注(20) 133頁、前掲注(12) 151頁、前掲注(28) 178-179頁。

⁸¹ 近年の裁判員経験者は評議時間と一日あたりの拘束時間の長期化に対して不満を持っていることも、看取できる。前掲注(27) 177頁、前掲注(28) 179頁。

表 7.7. 平均評議時間の推移（自白否認別）

	平均評議事件（自白）	平均評議事件（否認）	平均評議事件（全体）
2009年	377.3分	477.3分	397.0分
2010年	438.7分	623.4分	504.4分
2011年	468.4分	696.3分	564.1分
2012年	475.2分	787.7分	619.8分
2013年	498.1分	774.6分	630.1分
2014年	532.2分	839.6分	674.9分
2015年	541.9分	917.7分	719.6分

（『裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年2月末・速報）』）

続いて評議の雰囲気について、下の表 7.8 に示したように、いずれの年度においても「話しやすい」と回答した者が圧倒的に多く、「話しにくい」と答えた経験者は少数であった。さらに、「話しにくい」と回答した理由について、公判内容の理解不足や裁判官による威圧的な雰囲気のせいというよりも、話しやすい雰囲気を確保するための裁判所による努力を肯定した上で、あくまで人前で話すことを苦手とする性格や、初対面の人と一緒に評議を行うことへの不安などの心理的要素が原因でなかなか自分の意見を言い出すことができなかったとする者がいることが、最高裁のアンケート調査によって明らかになった⁸²。しかし、論点が頻繁に移り変わることによって発言しづらくなっているとの指摘もあった⁸³。なお、裁判官の指名や順番に基づき裁判員に発言を促すことについては、賛否両論存在する。「話しにくい時もあったので」指名または順番によって発言させて欲しいと述べる一部の回答もあった⁸⁴が、「少し抵抗を感じる」⁸⁵との回答も見られた。

⁸² この現象は、2009年から2015年までの各年度の調査報告書に見られた。

⁸³ 前掲注（21）132頁。

⁸⁴ 前掲注（23）176頁。

⁸⁵ 前掲注（12）132頁、前掲注（29）177頁。

表 7.8. 評議における話しやすさの評価⁸⁶

	話しやすい雰囲気	普通	話しにくい雰囲気	DK/NA
2009年	83.1%	15.8%	0.8%	0.5%
2010年	77.3%	20.8%	1.6%	0.4%
2011年	75.6%	22.1%	1.7%	0.7%
2012年	74.0%	23.0%	2.2%	0.8%
2013年	76.4%	21.0%	1.7%	0.8%
2014年	76.7%	20.7%	1.9%	0.7%
2015年	76.7%	21.0%	1.6%	0.7%

(最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』(平成 21 年度から平成 27 年度)のうち、問 6 に関する回答分布を基に作成した。)

さらに評議の充実度について、下の表 7.9 から 7 割以上の裁判員経験者が、評議は充実していたと評価していたことが分かる。好評価の要因の一つとして、裁判員制度の導入が決まって以降、裁判所が制度の円滑な運営のために努力し、話しやすい雰囲気の確保等、制度設計及び運用に努める一連の周到な準備とサポートを行ったことがあるとされており、現在の裁判所内における態度の変化、工夫及び評議の実態も注目に値すると指摘されている⁸⁷。しかし、評議での裁判官による誘導の存在、裁判官との情報格差、及び緊張感と裁判官による対応の遅れにより、評議の雰囲気はあまりよくないと主張する論者もいる⁸⁸。積極論者と消極論者がそれぞれそれに着目した研究対象は異なり、また裁判員裁判の評議の在り方についても、未だ試行錯誤の最中にあり、司会進行は裁判官の個性によるところが大きいと言われる⁸⁹が、筆者の知る限り裁判官と裁判員との討議・合意形成は十分に配慮され

⁸⁶ 裁判員経験者は、「評議は話しやすい雰囲気でしたか」という問いに対して、「1 話しやすい雰囲気であった」、「2 普通」、「3 話しにくい雰囲気であった」と 3 つの選択肢から一つを選ぶように求められている。

⁸⁷ Daniel・H・Foote「裁判員制度の成果」刑事法ジャーナル No.36、60-61 頁 (2013 年)。

⁸⁸ Dimitri Vanoverbeke, JURIES IN THE JAPANESE LEGAL SYSTEM: THE CONTINUING STRUGGLE FOR CITIZEN PARTICIPATION AND DEMOCRACY 172-173 (2015).

⁸⁹ 酒巻ほか・前掲注 (35) 21 頁。

ていると思われる⁹⁰。

表 7.9. 評議における議論の充実度⁹¹

	十分に議論ができた	不十分であった	DK/NA
2009年	75.8%	5.9%	18.3%
2010年	71.4%	7.1%	21.5%
2011年	71.5%	7.4%	21.2%
2012年	72.0%	7.6%	20.3%
2013年	74.0%	6.8%	19.2%
2014年	74.1%	6.5%	19.4%
2015年	75.1%	7.2%	17.8%

(最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』(平成 21 年度から平成 27 年度)のうち、問 7 に関する回答分布を基に作成した。)

ところが、議論は不十分だったという感想を持っていた経験者も 7%前後存在しており、それに対しても注意しなければならない。議論が不十分であった原因について、特筆すべきは、裁判官による誘導があったことだと思われる⁹²。例えば、裁判官の意見の過度の尊重⁹³、法解釈、判例、量刑相場による誘導⁹⁴、及び裁判官による評議進行の主導と議論の打ち

⁹⁰ 筆者が東京地方裁判所で裁判員裁判を傍聴・見学した際に、裁判員裁判担当の裁判官に評議の流れについて以下の通りに説明された。大部分の事件の評議で裁判長は司会役を務め、裁判員は最初に具体的な争点ではなく事件全体について自分の感覚・意見などを自由に述べ、雑談をさせ、互いに意見を交流するよう求められる。その段階においては、裁判官は司会の役割しか果たさず、裁判員同士の意見交流に基本的に参与しない。裁判員の交流・雑談を展開させるとともに、話は自然に本題に入り、事件の争点について評議していく。評議の流れについて、まずは事実認定、すなわち検察側の立証が成立しうるかどうか、そして論告求刑が妥当であるかどうかを評議する。評議における意見発表の順序については、裁判員の発言を促進し、また裁判官からの誘導を防止するため、裁判員の全員が意見を述べてから、裁判官が自分の意見を述べることが定められている。このような「まとめ役」である裁判官についても他地裁の裁判員経験者が言及している。田口・前掲注(3) 53 ; 69 頁。

⁹¹ 裁判員経験者は、「あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか」という問いに対して、「1 十分に議論ができた」、「2 不十分であった」、「3 わからない」との選択肢から一つを選ぶように求められている。

⁹² 2009 年度以外、2010 から 2015 各年度の自由回答を見ると、「誘導があった」との回答の数は、「誘導はなかった」という回答の数の 2 ないし 3 倍あった。

⁹³ 2011 年度調査結果報告書 149 頁、2012 年度調査結果報告書 147 頁、2013 年度調査結果報告書 175 頁、2014 年度調査結果報告書 176 頁。

⁹⁴ 2010 年度調査結果報告書 130-131 頁、2011 年度調査結果報告書 149 頁、2012 年度調査結果報告書 147 頁、2014 年度調査結果報告書 175 頁。

切りなど⁹⁵はよく挙げられる。それ以外に評議時間、特に量刑を議論する時間の不足⁹⁶、評議手順の説明や論点整理の不十分さ⁹⁷、及び更生プログラムの内容などのほかの判断要素の欠如⁹⁸も裁判員経験者によって指摘されている。

このように、細かい点では依然として改善すべき点が多々にあるが、裁判員は基本的には公判に真剣に参加しその内容をよく理解した上で、話しやすい雰囲気の中で評議を行い、さらに多くの場合十分な評議時間を与えられ、充実した議論を行うことができていると認められる。したがって、裁判員が比較的に高い水準で裁判に参加していると考えられる。

7. 2. 3 国民の意識反映の「間接的証拠」

裁判員は同時に「一般国民」と「人を裁く者」という複数のアイデンティティを持っており、評議という相互行為の中でも何かしらのアイデンティティを備えると考えられる⁹⁹。Vanoverbeke は、裁判員が実際には消極的であった自分の参加経験を、権威者のアイデンティティに訴えること、すなわち「権威者のそばに座れる」という光栄（privilege）によって、積極的な経験であったと評価するようになってしまうことを批判した¹⁰⁰。そこで、裁判員が司法参加によって提供したのは「権威者」としての意見なのか、それとも「国民の意識」なのかについて、検討する必要がある。

小宮は、模擬裁判員裁判に対してエスノメソドロジーの分析手法を用い、裁判員の評議においては、①裁判員として発言しているだけでなく、②裁判員以外のアイデンティティも用いられており、裁判員として意見を述べる際には、一方で素人として発言しつつ、他方で法的推論という専門的活動に携わり、このように行われた推論は基本的に自分自身に固有の経験から切り離された「常識的知識」いわゆる経験則に基づいていることを明らかにしている。それに対して、裁判員以外のアイデンティティでの意見表明は、個人の知識や経験に基づいてなされる議論であり、他の人に対して自分の観点がより正しいものであ

⁹⁵ 2010年度調査結果報告書 131頁、2011年度調査結果報告書 149頁、2012年度調査結果報告書 147頁、2014年度調査結果報告書 175頁、2015年度調査結果報告書 176頁。

⁹⁶ 2010年度調査結果報告書 133頁、2011年度調査結果報告書 151頁、2015年度調査結果報告書 179頁。

⁹⁷ 2009年度調査結果報告書 131頁、2010年度調査結果報告書 130；132頁、2011年度調査結果報告書 148頁、2012年度調査結果報告書 146頁、2013年度調査結果報告書 175頁、2015年度調査結果報告書 176頁。

⁹⁸ 2010年度調査結果報告書 130頁。

⁹⁹ 小宮友根「裁判員は何者として意見を述べるか：評議における参加者のアイデンティティと『国民の健全な常識』」法社会学第79号 63-84頁（2013年）。

¹⁰⁰ Vanoverbeke supra note 88 at 154, 166.

ることを裏付けるものであることも指摘されている¹⁰¹。この研究によると、裁判員は、自分自身の感覚や社会的常識を提供し、さらに裁判官と異なる裁判員独自の「経験」を活用することで、刑事司法に貢献できるように思われる。

それでは、実際の裁判員裁判では、裁判員自らの持つ「国民の意識」は確実に反映されているのであろうか。もし裁判員裁判の判決文に裁判員から出された「国民の意見」が紹介あるいは議論されているのならば、「国民の意識」の反映の効果を簡単に評価することができるが、現実の判決文はそのような体裁にはなっていない。裁判員制度の開始当初は、裁判官において検察・弁護側の主張を一つ一つ分析・評価する「主張評価型」の書き方が典型的であったが、現在は核となる「メインリーズン」のみについて簡潔に記すスタイルに移行している¹⁰²。この2つの書き方はいずれも裁判所の視点で判決文を作成したもので、裁判員の意見は直接には反映されない。

だが、視点を変えて集合的な評価を見ると、前述した通り、経験者も裁判官も「国民の意識の反映」の面で裁判員の参加を評価していることは明らかである。加えて、個別のケースにおいても国民の意見を反映した事例が見られるようになった。例えば高知県内の第1号裁判員裁判では、裁判員の意見に応じて保護観察で守るべき条件に断酒が盛り込まれた¹⁰³。さらに、裁判員経験者に対するインタビューによると、裁判官が判決文に入れ難い裁判員の意見を、説論を通じて被告人に伝えたケースがあるとされる¹⁰⁴。また、全国に共通するものではないものの、一部の地裁は裁判員の関心や「知る権利」を満たすため、判決宣告の後で裁判員にも判決書の抄本を送付している¹⁰⁵。これらを踏まえると、裁判員の意見は一定程度反映されているであろうと推測できる。

もう一つの「間接的証拠」は、裁判員裁判によってもたらされた無罪率と量刑傾向の変化である。もしこのような変化が存在しているのであれば、その原因は裁判員裁判の影響、すなわち国民意識の反映と考えられる。2016年2月までの統計によると、終局した8820人の被告人のうち49人が無罪を宣告され、裁判員裁判の無罪率はおよそ0.56%になったが

¹⁰¹ 小宮・前掲注(99)参照。

¹⁰² 栃木力「現職裁判官から見た裁判員裁判における法廷弁護活動」Niben Frontier 2012年8・9月合併号22頁。

¹⁰³ 読売新聞平成22年1月22日(大阪朝刊)。

¹⁰⁴ 田口・前掲注(3)55頁。

¹⁰⁵ 例えば、最高裁が作成された「裁判員経験者の意見交換会について」によると、裁判員経験者が意見交換会において「後日送付された判決文を読み返してみても、そのとおりだと思っています」と述べた。<http://www.moj.go.jp/content/000072347.pdf>、2017年8月18日閲覧。

106、数年前に最高裁が公表した裁判官裁判時代の同種事件の無罪率は約 0.6%であるため、裁判員裁判の無罪率は特には上がっていないと思われる¹⁰⁷。

しかし、個別の事件類型について見ると、覚せい剤取締法違反事件の場合、最も高かった時期（2015年3月時点）で無罪率は3%に近づいており、2016年2月末現在2.4%の無罪率で維持されている¹⁰⁸。この状況は、しばしば批判されてきた従来の「99.9%有罪率」を裁判員制度が変えるという有力な証左であると思われた。さらにDNA鑑定の結論を無視し状況証拠で無罪になった鹿児島が強盗殺人事件¹⁰⁹などの一連の事件に目を向けると、少なくとも「合理的な疑い」について国民感覚が尊重されていることが見受けられると指摘されている¹¹⁰。なお、無罪となった覚せい剤の密輸入事件の担当弁護士から筆者が聞いたところによると、覚せい剤の密輸入に関する多くの無罪事件の原因は、被告人が税関で検査を受けた際の監視カメラの映像を公判で再生し、裁判員たちが被告人の当時の表情、動作、発話状況などを見て、覚せい剤を持っていることを知らなかったという心証を形成しやすくなったこと、つまり有罪とするために認定すべき構成要件の一つである「情を知って」¹¹¹に該当しないことを従前と比べ容易に判断することができたからであろうと言われている。この説が正しければ、覚せい剤の密輸入事件は、裁判員裁判を通して判決に国民感覚が反映されている代表例だと思われる。

量刑の変化に関しては、まず最高裁が2012年12月に公表した『裁判員裁判実施状況の検証報告書』によると、殺人既遂、傷害致死、強盗致傷などの生命身体犯に対して、両極化の傾向が見られる一方、性犯罪については、裁判官裁判よりも重い刑を言い渡す例が多くなっていることが分かる¹¹²。そのほか、同じような厳罰化傾向は求刑と量刑の関係にも見られる。裁判員裁判では、求刑を下回る割合（94.2%）が裁判官裁判より（97.9%）低くなる一方、求刑を上回る判決（0.9%）或いは求刑通りの判決（5.0%）も少なくないということが、同報告書によって明らかとされている¹¹³。こうした量刑に関する状況は、裁判員

¹⁰⁶ 最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年2月末・速報）」4頁（2016年）。

¹⁰⁷ 井上ほか・前掲注（35）30頁。

¹⁰⁸ 最高裁判所事務総局・前掲注（106）4頁。なお、覚せい剤取締法違反事件の無罪率が低下した理由は、検察が無罪率の上昇を受けて起訴基準を変更したことにあると思われる。

¹⁰⁹ 鹿児島地判平成22年12月10日、LEXDB25443123。

¹¹⁰ Foote・前掲注（87）58頁。

¹¹¹ 覚せい剤取締法41条の10。

¹¹² 最高裁判所事務総局・前掲注（68）83頁図表52-1；85頁図表52-3；88頁図表52-6。

¹¹³ 最高裁判所事務総局・前掲注（68）91頁図表53。

裁判において国民の感覚が活かされた結果ではないかと考えられる。さらに、前科、被害感情、被告人の反省、損害賠償、犯行時少年と成人を区別しないという一連の量刑事情の新たな見方も報告されている¹¹⁴。なお、具体的な量刑傾向の新しい変化について、強姦未遂の既遂化、強制わいせつと強姦の同視、及び傷害致死の殺人化¹¹⁵のほか、いくつかの事件類型において執行猶予率が上がっており¹¹⁶、それは裁判員が被告人の更生可能性を重視する傾向に関わるとも思われる。また、執行猶予の場合における保護観察率も大幅に増えており、裁判官裁判時代の30.6%から2012年5月末には55.7%へと上昇した¹¹⁷。保護観察率の変化について、従来は刑事裁判の関係者の間の共通理解として、保護観察制度は理想像と違い実際はうまく機能しないという考えがあったからこそ、裁判員が採用することはなかなかなかったが、裁判員制度の導入以降はかかる事情を知らない裁判員が被告人の更生を重視し、保護観察制度の意義を信じて、それを積極的に利用しているという見方がある¹¹⁸。一方で、最高裁の経験者調査や田口の経験者インタビュー¹¹⁹からは、裁判員が被告人の更生と再犯防止に対して高度な関心を持っていることがうかがわれ、さらにその影響は検察システムにも及んでいる¹²⁰。したがって、保護観察率の変化には、「従来の制度に慣れており、『当たり前』だと考えがちである裁判員の観念を、国民の感覚という新鮮な目で見ることが可能となる」¹²¹という国民意識の反映が現れているとも考えられる。

個別の事案における裁判員の意見の反映と判決書の送付、さらに裁判員裁判の無罪率と量刑の変化及びその影響などの一連の「間接的証拠」によって、裁判員制度のもとで国民の意識は一定程度反映されたと考えられる。しかしながら、2013年10月21日最高裁第1小法廷判決（刑集67巻7号755頁）が、覚せい剤密輸の「知情性」認定について、事実認定に関する論理則と経験則の内容をより一層具体化してきた一方、一定程度に国民感覚の

¹¹⁴ 原田國男「裁判員裁判における量刑傾向—見えてきた新しい姿—」慶応法学第27号174-179頁（2013年）。

¹¹⁵ 原田・前掲注（114）170-172頁。

¹¹⁶ 最高裁判所事務総局・前掲注（68）92頁図表54。

¹¹⁷ 最高裁判所事務総局・前掲注（68）92頁図表55。2016年2月末までに、保護観察率は52.9%（746/1410）の水準に維持されていた。最高裁判所事務総局・前掲注（106）4頁。

¹¹⁸ Foote・前掲注（87）59頁参照。

¹¹⁹ 前掲注（14）、田口・前掲注（3）58-59；140；150頁。

¹²⁰ 例えば、東京地検が2014年4月に社会復帰支援室を設置し、社会復帰の支援を始めた。また、保護観察に付された者の再犯を防止するため、保護観察所と連携するなどの一連の被告人の更生と再犯防止の方策が導入された。清野憲一「裁判員裁判における検察官から見た弁護活動（後編）」NIBEN Frontier 2015年8・9月合併号9頁。

¹²¹ Foote・前掲注（87）59頁。

反映を遮断しようとする判断であると評価する余地があると思われる。そのほか、2014年7月24日最高裁第1小法廷判決（刑集68巻6号925頁）及び2015年2月4日最高裁第2小法廷決定（刑集69巻1号214頁）は、国民意識反映を後退させてしまったとも思われる。この2つの判決は従来の量刑相場と他の裁判との公平性を重視する立場から、検察の求刑を1.5倍越える量刑及び死刑を宣告した裁判員裁判を支持する判決をそれぞれ破棄し、これまでの量刑傾向を共通認識として評議を深めることを求める。その影響を受け、検察官の求刑を超える判決は激減した¹²²。したがって量刑に国民の意識を反映させようという裁判員制度の重要な意義づけが、失われてしまう恐れがあると言えよう。

7. 2. 4 小括

本節の議論によって、裁判員が十分に公判の内容を理解し、それに基づき公判及び評議に積極的に参加していることが明らかになった。評議の時間、雰囲気、及び裁判員経験者による充実度の評価から見ると、裁判員が十分に議論を行い、自分の意見を表明することが可能となっていることが認められる。さらに直接は観察できないものの、一連の「間接的証拠」を通して、裁判員の持つ「国民の意識」が裁判員裁判において一定程度反映されたとも考えられる。したがって、裁判員裁判のもとで裁判員は相当な参与水準を保っており、さらに国民の意識を反映することによって司法が正統化することができると結論づけられる。

しかしながら、難解な否認事件、長期化された評議時間による負担、さらに裁判員経験者が指摘した裁判官からの誘導などの一連の評議が不十分となる要因は、国民意識の一層の反映という目標を目指して裁判員制度をさらに改善するための方法を示唆している。なお、最高裁による2つの判決による影響、及び従来の裁判との公平性と裁判員裁判における国民意識の反映との葛藤について、引き続き深く考える必要がある。

¹²² 平山真理「刑事訴訟法特別講義講演録 四宮啓弁護士『裁判員制度の意義と課題』」白鷗法学第22巻1号193頁（2015年）。

7. 3 司法への理解と信頼の回復・増進

「理解増進・信頼向上」は裁判員法 1 条に明記された裁判員制度の唯一の公式的な意義付けである。さらに、従来の閉鎖的な司法が国民にとって身近となり、司法への理解と信頼を回復・増進させることは、司法を正統化するための重要な手段である。本節では、まず経験者の見方に着目し、裁判員を務めた者が如何に個別の裁判に参加した経験を（刑事）司法全体への評価・認知につなげたかを分析する。そして、抽象的な象徴としての裁判員制度の導入により、一般国民の司法や裁判に対する期待が変化することで、一般国民による司法への理解増進と信頼回復という効果が生じているか否かについて検証を試みる。

7. 3. 1 経験者の見方

前述の通り、裁判員裁判は一般国民にとっての「わかりやすさ」を重視する方針で行われており、審理内容も大部分の経験者に十分理解し得るものとなっているようだ。さらに、95%以上の裁判員経験者が自分の参与経験を「非常に良い」または「良い」と高く評価した。これによって、裁判員経験者は刑事司法を受け入れる方向に動くはずであり、刑事司法を理解・信頼する程度も増加したように思われる。

最高裁の経験者調査によると、裁判や裁判所の役割などがわかった、身近になったということを理由に自身の参加経験を評価した自由回答の数は 2010 年から毎年 2000 件を超えている¹²³。さらに、民間の経験者インタビューでも、従来「遠い存在、敷居の高い存在」と思われていた法曹三者に対する印象は、裁判員裁判に参加し彼らの努力や親切さ、さらに人間味を感じたことによって改善され、裁判員を務めた経験を通じて司法をより理解し、身近になったという感想が多く述べられた¹²⁴。このように、裁判員経験者に対して、裁判員制度によって司法への理解を増進させる効果は十分にあると認められる。

しかし、日本において司法は一般国民に比較的高く信頼されており、司法府も従来の刑事司法も一般国民から見て大きな問題点はないと考えられているため、裁判所による経験者調査や意見交換会においても裁判員経験者の刑事司法に対する態度の変化にはあまり触

¹²³ その内訳は 2009 年に 329 件、2010 年に 2923 件、2011 年に 2615 件、2012 年に 2678 件、2013 年に 2599 件、2014 年に 3260 件、2015 年に 2552 件である。

¹²⁴ 田口・前掲注 (2) 17-18 ; 25 ; 44 ; 71-72 ; 91-92 ; 106 ; 133 頁。

知られていなかった。だが、「裁くという仕事の難しさ」¹²⁵や「裁判の流れや考え方」¹²⁶を知り、さらに「裁判官の立派さ」¹²⁷や「司法の身近さ」¹²⁸、「以前に司法に対する消極な印象の誤り」¹²⁹を感じたとの裁判員経験者の語りからは、彼らの司法への理解増進とともに、信頼の向上も果たされたと推測できる。ただし、理解増進・信頼向上の効果がどの程度であるかは更なる検証を要すると思われる。

7. 3. 2 一般国民による期待

裁判員制度は、日本の法制度、中でも刑事司法制度の一部として、大きな波及効果や拡散効果を発揮し、経験者以外の一般国民の司法に対する理解と信頼に対しても影響を及ぼしているように思われる。裁判員を務めた経験のない一般国民の刑事司法への理解・信頼度については、裁判員制度の開始前後に行われた2つの全国調査（以後、開始前の2008年に行われた調査を2008年調査、開始後の2011年に行われた調査を2011年調査と呼ぶ）の結果を比較することで検証されているが、そこではやや曖昧な傾向が確認されている。裁判員制度開始後の2011年調査では、開始前の2008年調査に比べて、「裁判員による裁判が導入されると裁判が身近なものになる」という意見に対して否定的な回答（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」）をした者の割合が13.87%から17.05%に上昇し、あわせて肯定的な回答（「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」）をした者の割合も57.71%から58.48%にやや上がっており、肯定的意見の比率は依然60%弱であること

¹²⁵ 具体的な表現は異なるが、2009年度調査結果報告書141頁、2010年度調査結果報告書140頁、2011年度調査結果報告書158頁、2012年度調査結果報告書155頁、および2013年度調査結果報告書183頁にこのポイントに触れた内容を載せた。

¹²⁶ 2010年度調査結果報告書140頁、2011年度調査結果報告書158頁、2012年度調査結果報告書155頁、2013年度調査結果報告書182頁、2014年度調査結果報告書181頁、および2011年度調査結果報告書184頁にこのポイントに触れた内容が掲載されている。

¹²⁷ 2009年度調査結果報告書141頁、2010年度調査結果報告書140頁、2012年度調査結果報告書155頁、および2013年度調査結果報告書182頁にこのポイントに触れた内容が掲載されている。

¹²⁸ 2009年度調査結果報告書141頁、2010年度調査結果報告書140頁、2011年度調査結果報告書158頁、2012年度調査結果報告書155頁、2013年度調査結果報告書181頁、および2014年度調査結果報告書181頁にこのポイントに触れた内容が掲載されている。

¹²⁹ 主にマスメディアや個人の生活経験によりもたらされた「刑が軽すぎるか」などの不満や疑問を指す。2010年度調査結果報告書140頁、2011年度調査結果報告書158頁、2013年度調査結果報告書182頁、2015年度調査結果報告書184頁にこのポイントに触れた内容を載せた。

が判明した¹³⁰。そして、この結果を受けて、裁判員制度の導入によって一般国民が刑事司法に対してより現実的で理性的な見方をするようになったと指摘されている¹³¹。一方、「裁判員による裁判の導入によって裁判が信頼できないものになる」との意見に対して、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」をあわせた回答の割合は、2008年調査では29.25%であったが、2011年調査では44.37%へと大幅に伸び、国民の裁判員制度に対する消極的な態度が弱くなった¹³²が、裁判員制度導入後の刑事司法制度への信頼度が、導入前の刑事司法への信頼度よりも高くなっているという結論を下すことは、2回にわたる調査のデータを用いてもできないものとする。

しかし、最高裁判所が一般国民に対して行った意識調査によると、下の表7.10に示されているように、裁判員制度に対する一般国民の期待と現実の裁判員制度に対する印象という点において、より顕著な変化の傾向が看取できるように思われる。

表 7.10. 一般国民による裁判員制度に対する印象と期待（経年変化）¹³³

		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
公正中立	期待	3.88	3.91	3.97	3.96	3.92	3.95	3.96
	印象	3.37	3.44	3.32	3.39	3.35	3.28	3.31
	差	0.51	0.47	0.65	0.57	0.57	0.67	0.65
信頼できる	期待	3.82	3.84	3.88	3.87	3.83	3.88	3.87
	印象	3.37	3.43	3.32	3.39	3.35	3.30	3.29
	差	0.45	0.41	0.56	0.48	0.48	0.58	0.58

¹³⁰ 松村良之=木下麻奈子=太田勝造=山田裕子「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識—2011年第2波調査に基づいて」北法62(4)表-18; Q19-8参照(2011年)。

¹³¹ 松村良之「一般人から見た刑事司法—導入前と導入後の比較—」松村ほか・前掲注(39)24頁。

¹³² 松村・前掲注(130)表-18; Q19-4参照。

¹³³ 一般国民による裁判員制度に対する印象のワーディングは、前掲注(54)参照。一般国民による裁判員制度に対する期待のワーディングについて、具体的には、調査対象は、「あなたが裁判員制度の実施により、期待することは何ですか」という問いに対して、「a 裁判がより公正中立なものになった」、「b 裁判がより信頼できるものになった」、「c 裁判所や司法が身近になった」、「d 裁判の結果が納得できるものになった」、「e 裁判結果に国民感覚が反映されやすくなった」、「f 事件の真相がより解明されている」、「g 裁判の手続や内容がわかりやすくなった」、「h 裁判が迅速になった」、「i 自分の問題として考えるようになった」のそれぞれについて、5の「そう思う」から1の「そう思わない」までの五件法の中で、あてはまるものを一つ選ぶように求められている。

		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
納得できる	期待	3.69	3.67	3.73	3.73	3.68	3.71	3.73
	印象	3.31	3.32	3.22	3.26	3.22	3.17	3.17
	差	0.38	0.35	0.51	0.47	0.46	0.54	0.56
真実の解明	期待	3.60	3.66	3.66	3.65	3.58	3.62	3.61
	印象	3.26	3.32	3.19	3.23	3.19	3.15	3.17
	差	0.24	0.34	0.47	0.42	0.39	0.47	0.44
裁判の身近さ	期待	3.99	3.97	3.87	3.88	3.81	3.79	3.80
	印象	3.76	3.80	3.59	3.59	3.51	3.46	3.47
	差	0.23	0.17	0.28	0.29	0.30	0.33	0.33
裁判の迅速さ	期待	3.73	3.63	3.58	3.59	3.47	3.45	3.43
	印象	3.47	3.43	3.14	3.24	3.10	3.01	3.03
	差	0.26	0.20	0.44	0.35	0.37	0.44	0.40
裁判の分かりやすさ	期待	3.80	3.74	3.71	3.70	3.61	3.65	3.59
	印象	3.43	3.39	3.17	3.23	3.16	3.12	3.12
	差	0.37	0.35	0.54	0.47	0.45	0.53	0.47
国民感覚の反映	期待	4.00	4.01	4.02	3.97	3.88	3.93	3.94
	印象	3.74	3.79	3.69	3.67	3.61	3.55	3.53
	差	0.26	0.22	0.33	0.30	0.27	0.38	0.41
公共的事柄への 関心	期待	3.88	3.93	3.80	3.81	3.72	3.74	3.73
	印象	3.69	3.74	3.51	3.54	3.45	3.40	3.40
	差	0.19	0.19	0.29	0.27	0.27	0.34	0.33

（最高裁判所の公表する『裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書』（平成 21 年度から平成 27 年度）のうち、問 6 と問 7 に関する回答分布を基に作成した。）

最高裁判所が一般国民を対象として毎年実施している「裁判員制度の運用に関する意識調査」では、裁判員制度の実施に対する期待と¹³⁴、実際の印象についていくつかの項目について尋ねられている（以下、期待の程度に関する回答の平均値を期待得点、実際の印象に関する回答の平均値を印象得点と呼ぶ）。表 7.10 では、各項目に対する期待得点と印象得点、および両者の差を、調査の実施年ごとに示しているが、いずれの項目においても期待得点と現実得点の差は、概ね拡大傾向にあることに留意する必要がある。

¹³⁴ 期待の程度は、第 1 節で紹介した一般国民による裁判員制度の実際の印象と同様、5 件法（1 そう思わない—5 そう思う）により測定されている。

さらに司法への理解増進に関わる項目である、裁判の「身近さ」、「分かりやすさ」及び「判決の納得」に対する期待得点も 3.6 前後の比較的高い水準で維持されており、裁判員裁判の導入による司法への理解増進という国民の期待は保持されているが、「身近さ」と「分かりやすさ」の期待得点は印象得点と同じようにこの 7 年間で低下傾向にあることからすると、理解増進に対する期待もある程度弱まってしまったように思われる。なぜこのような現象が生じたのかについて、筆者は、以下の 2 つの理由があると考ええる。第 1 に、裁判員制度の開始直前には「理解増進」の効果について様々な広報活動により宣伝されていたため、国民も高度な期待を寄せていたが、時間が経つにつれて広報の効果が弱くなったことが考えられる。第 2 に、裁判員裁判の「生の体験」に触れることができない一般国民は、裁判員制度とその事件報道に徐々に慣れ、「裁判員裁判」を導入しても刑事司法が変化したとはあまり感じられず、刑事司法が彼らにとっては相変わらず遠い存在であるという事情が考えられる。

前記の表 7.10 に示されているように、裁判員制度の実施を通じて裁判がより信頼できるものになるとの期待得点は、2009 年からの 7 年間ほぼ横ばいであったが、3.8 以上の高い水準を維持しており、裁判員制度による司法への信頼向上は国民に高く期待されていることが認められる。しかし、下記の表 7.11 によれば、「裁判員裁判が信頼できる」との印象は比較的低く、この 7 年間では低下傾向さえ見られる。一方、同調査によれば、国民の従来の刑事裁判に対する信頼度は裁判員制度への信頼度より高いことも明らかになった。したがって、裁判員制度によって司法への信頼が増進する効果を示す調査結果は未だ見出されておらず、そのような効果があると結論付けることは楽観的に過ぎるように思われる。

表 7.11. 裁判に対する信頼度（経年変化）

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
従来の刑事(裁判官) 裁判 ¹³⁵	3.55	3.54	3.42	3.51	3.54	3.58	3.52
裁判員裁判 ¹³⁶	3.37	3.43	3.32	3.39	3.35	3.30	3.29
得点の差	0.18	0.11	0.10	0.12	0.19	0.28	0.23

（最高裁判所の公表する『裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書』（平成 21 年度から平成 27 年度）のうち、問 4 の b と問 7 の b に関する回答分布を基に作成した。）

7. 3. 3 小括

裁判員裁判の導入によって司法への理解が増進するという効果は、裁判員経験者の間では十分に観察されたが、一般国民には未だ見られない。実際、司法に対する信頼向上の効果について、経験者の場合には、裁判員制度によって司法への信頼度が向上するという効果がある程度推測することができるが、裁判員制度の実施とともに一般国民の裁判員裁判に対する消極的な評価が弱くなった一方、裁判員裁判への信頼度はほぼ横ばいであり、しかも裁判官裁判への信頼度と比べて低いという傾向も見られた。

このように、少なくとも経験者以外の一般国民に対して、裁判員制度を通じて司法への理解を増進し、信頼も向上させるという効果が生じていることは十分に示されていないと言える。信頼の向上という点について言えば、そもそも日本では従来から司法への信頼度が高かったため、裁判員制度による信頼向上の効果が顕著に生じないことは不思議なことではないとも考えられる。しかし、理解増進の効果さえもあまり見られていない現状を踏まえると、理解増進の効果を一般国民にまで波及させる重要な手段として、如何に経験者の貴重な参与経験を活用し、より多くの国民に裁判員裁判の「真実」を伝えるかということを経験者を通じて今後検討していくことが極めて重要であると思われる。

¹³⁵ 問 7 一般国民による裁判員制度に対する印象について、「裁判がより信頼できるものになった」との回答の平均点である。

¹³⁶ 問 4 「我が国の刑事裁判について、裁判員制度が始まる前にはどのような印象を持っていましたか」との質問について、「信頼できる」との回答の平均点である。

7. 4 刑事司法改革の進行

裁判員制度の導入に伴い、一連の刑事司法の価値を再建する改革も進められた。手続的正義の面では、当事者主義の徹底が従来の刑事司法の「病理」への「処方箋」として強く期待されることに加えて、刑事裁判の迅速化も要求される。また、従来の「精密司法」¹³⁷の視角から、素人の司法参加が進んだのちも裁判の「実体的正義」を確保できるかどうかという疑問や不安も存在している。そこで、本節はこの3つの角度から、裁判員制度の導入を契機とした刑事司法改革の進行及びその効果について、議論を展開する。

7. 4. 1 当事者主義に向けた刑事司法改革

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会座長である井上正仁氏は平野博士による刑事司法の「診断」¹³⁸に反論し、刑事裁判に対して考えられる一連の改善策について提言した¹³⁹。当時では本人も予測できなかったかもしれないが、井上氏の提言した改善策の一部は裁判員制度の導入を契機として次第に実現されていったように思われる。

7. 4. 1. 1 取調べ可視化

非公開であり、しかも長期間且つ綿密に行われていた従来の取調べの改善について、三井誠教授は1984年の学会報告で初めて取調べ可視化を提唱し¹⁴⁰、さらに、取調べ可視化の導入を試みたイギリスの経験とそれによる捜査機関の意識転換という効果についても、同時期に日本で紹介された¹⁴¹。1980年代の終盤には、供述の任意性・信用性に関する水掛け論に苦しんだ裁判所も「取調べの経過・内容に関するもっと客観的な判断資料」としての「取調べ経過一覧表」の導入について検討した。しかし当時検察庁が消極的な姿勢を示したため、この動きは結局水泡に帰してしまっただ¹⁴²。その後、学界、実務界、さらに審議会においても取調べ可視化に関する議論が盛り上がったが、検察側は実務上の理由で断固反対する姿勢を示した。

¹³⁷ 松尾浩也「刑事訴訟の日本の特色—いわゆるモデル論とも関連して」法曹時報 46 巻 7 号 (1994 年)。

¹³⁸ 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古希祝賀論文集 第4巻』407頁(有斐閣、1985年)。

¹³⁹ 井上正仁「刑事裁判に対する提言」司法研修所論集 1991年1期。

¹⁴⁰ 三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌 21 巻 1 号 171-180 頁 (1986 年)。

¹⁴¹ 渡辺保夫「被疑者尋問のテープ録音制度—圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として」判例タイムズ 608 号 5-17 頁 (1986 年)。

¹⁴² 青木孝之『刑事司法改革と裁判員制度』140-142 頁 (日本評論社、2013 年)。

検察が消極的態度を軟化させた糸口は、まさに裁判員制度の導入であった。裁判員制度の導入準備過程において、刑事裁判の関係者間では裁判員裁判のもとでの審理の効率化が強調されたため、公判における被疑者の供述・自白の任意性及び信用性に関する水掛け論を避けなければならないという認識が醸成された。国民が法廷で「言った、言わない」または「脅迫した、脅迫しない」というような自白の任意性に関する水掛け論を見せられると、冤罪の疑いによりもたらされた司法に対する不信感がさらに悪化してしまう恐れもある。加えて、検察側も、裁判員裁判の実施に伴い、公判における供述・自白の任意性及び信用性に関する争議がある場合において如何に自らの主張を明確に証明し、裁判員の理解・納得を得るかという問題に直面せざるを得なくなることを認識していた。それ故、裁判員法の成立後、法務省・検察庁及び警察庁の取調べ可視化に対する態度は軟化し、裁判員裁判における被告人の自白の任意性の立証方策の検討の一環として、裁判員制度の実施に先立って取調べの一部録音・録画が試行された¹⁴³。そして、すべての裁判員裁判の対象事件は2009年4月から取調べ可視化の対象となった。

裁判員制度の実施とともに、法務省の下に取調べ可視化に関する法務省勉強会が設けられ、取調べ可視化をめぐる調査・検討が行われた。2011年8月8日に、当時の法務大臣である江田五月は、検察や警察による取調べについて、「冤罪を防ぐためにも可視化はぜひ必要」とし、可視化制度の法制化を実現していく方針を示し、可視化させる取調べの範囲の拡大を求めた¹⁴⁴。したがって、法務省・検察庁は従前の消極的態度を一転させ、取調べ可視化を既に受け入れていたものと考えられる。

さらに、取調べ可視化の適用範囲は裁判員制度の対象事件に限らず、通貨偽造、危険運転致死及び一部の覚せい剤に関する事件をも含んでいることが報告されている¹⁴⁵。取調べが可視化される範囲について、取調べ可視化の現実的な必要性、及び費用・手間を考慮して、法務省は制度導入当初においては、可視化の範囲に関する判断を取調べ担当者の自由裁量に委ねるとしていた。しかし、その後、違法な取調べのあった一連の事件の発覚を契機に、

¹⁴³ 具体的な経緯として、最高検察庁は2006年5月に取調べ可視化の試行を公表し、同年8月から東京地方検察庁において試行した。警察庁は2008年4月に取調べ可視化の試行を公表し、同年9月から東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県および千葉県において試行した。その後、検察庁と警察庁は試行の範囲を全国に拡大した。

¹⁴⁴ 読売新聞平成23年8月9日東京朝刊。

¹⁴⁵ 最高検察庁「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」(2012年)、警察庁「警察における取調べの録音・録画の試行について」(2011年)参照。

2011年4月から全過程可視化が特捜部によって試行された¹⁴⁶。その後法務省は、2013年1月に今後原則すべての裁判員裁判の対象事件に全過程可視化が適用され、さらに裁判員裁判の適用事件の経験を踏まえて必要な法律と運用方式を完備した後、全過程可視化を拡大するという構想を発表した¹⁴⁷。裁判員裁判対象事件の検察による取調べの実践について、2011年9月から2013年10月までの間に、可視化と全過程可視化の実施率の両方、及び取調べ時間中に占めた可視化時間の割合も飛躍的に伸びており、現在では一部可視化或いは可視化しないという事件は例外となったことが認められる¹⁴⁸。

このように、裁判員制度の導入は取調べ可視化導入の直接の原因であるとは言えないが、裁判員制度の導入が決定したことは刑事捜査の担い手が取調べの可視化を受け入れる契機となっており、裁判員制度が取調べ可視化の導入・実施に対して有している意義を見逃してはならない。また、裁判員制度の対象事件を中心に取調べ可視化、さらに全過程可視化が捜査の一般的なやり方として定着したと思われ、今後は、取調べの可視化に対する捜査機関の意識が徐々に変化し、取調べの可視化が他の刑事事件へ拡大していくことも期待されうる。

7. 4. 1. 2 公判前整理手続を中心とした防御機能の強化

井上氏は刑事裁判の公判の形骸化について、その主因は弁護人の力不足であると指摘した上で、刑事裁判の改善策として刑事弁護の強化ないし拡充を強調し、弁護側に充実した防御活動をさせるため、捜査段階の接見や証拠開示の拡充が必要であると主張した¹⁴⁹。捜査段階における弁護士接見は、1990年代初期の「当番弁護士」制度からおよそ20年の間に大きく発展し、証拠開示の拡充を含めた一連の司法改革案も司法制度改革審議会によって推進された¹⁵⁰。そんな中公判前整理手続が裁判員制度の導入を契機として実施されたこ

¹⁴⁶ 厚生省元局長事件において地方検察庁による証拠改ざんが発覚されたことと、陸山会事件の裁判における組織的な誘導・脅迫および不当取調べが裁判所に認定されたことが可視化の範囲の一層の拡大の契機となったように思われる。

¹⁴⁷ 法務省「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」8-9頁（2013年）。

<http://www.moj.go.jp/content/000106628.pdf>、2017年5月5日閲覧。

¹⁴⁸ 伊吹栄治「裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画」法律のひろば67巻4号34-40頁（2014年）。さらに、2014年4月から12月の間の統計データを見ると、全過程可視化の事件の割合はさらに増え、83.5%になったことが分かる。

<http://www.kensatsu.go.jp/content/001135120.pdf>、2017年5月5日閲覧。

¹⁴⁹ 井上・前掲注（139）118-119頁。

¹⁵⁰ Daniel・H・Foote, *Policymaking by the Japanese Judiciary in the Criminal Justice Field* 法社会学第72号36-37頁（2010年）。

とによって、証拠開示も従前より拡充したと言えよう。

公判前整理手続は、刑事裁判の公判の充実・迅速化の観点から、十分に整理された争点をめぐり、明確な審理計画の下、集中的・連日的審理を行うため、裁判員制度の導入と合わせて行われ、裁判員制度開始に先立つ 2005 年 11 月から施行された。この手続の詳細であるが、まず、第一回公判期日前に受訴裁判所の主宰のもとで、検察官・弁護側が公判において予定する主張を明らかにし、その証明に用いる証拠を請求により開示する。そうして事件の争点を明らかにし、公判で取調べるべき証拠を決定した上、取調べの順序・方法などを決め、公判期日を指定するなどして明確な審理計画を策定する。裁判員裁判においては、裁判員の負担を軽減するため、わかりやすく且つ迅速な公判のほかに、審理に関与する期間も予め明確にすべきことが要求される。そのため、裁判員対象事件については公判前整理が必要的な手続とされているのである¹⁵¹。

公判前整理手続は直接、証拠開示の拡充につながったわけではなく、その直接的原因はむしろ刑事司法に参加する国民の負担、及び審理の効率性に対する配慮であるが、公判前整理手続の導入により、弁護人による充実した弁護活動が一層拡大・保障されることも確かであると考えられる。第一に、刑事訴訟法 316 条の 2 では、やむを得ず請求することができなかつたものを除き、公判前整理手続が終わった後になって証拠調べを請求することはできないと定められている。これによって、公判前整理手続終了後の証拠請求制限が設けられ、検察側の証拠隠蔽の動機は大幅に少なくなるはずだろう。第二に、弁護側は公判前整理手続を通じて検察側の主張と開示しようとする証拠をすべて知ることができるため、より充実した弁護活動を展開することができる。第三に、刑事訴訟法 316 条の 26 はある証拠を開示すべきか、及び開示の方法についての争議は裁判所の開示命令により裁定すると定めるが、東京地裁刑事部のある裁判官によると、実務上このような争議は常に検察官と弁護側の交渉によって解決されており、証拠開示について互いに「取引した」ケースもあるという¹⁵²。この話が正しければ、公判前整理手続を通じて、現在の刑事訴訟には当事者主義の特徴がより顕著に現れており、弁護士の機能も一層に強化されたのだろうと考えられる。

しかしながら、現行の刑事訴訟法のもとで類型証拠開示（刑事訴訟法 316 条の 15）が採用され、公判前整理手続による証拠開示の方法も争点整理に組み込まれた形での段階的開

¹⁵¹ 池田修=前田雅英『刑事訴訟法講義（第 4 版）』263-268 頁（東京大学出版会、2012 年）。

¹⁵² 2013 年 3 月 8 日東京地裁見学。

示となった。したがって現在検察官は、被告人に有利な証拠を開示する義務までは負っていない。この問題について裁判員制度初期の弁護側の対策は、既に関示された証拠を通じて検察官が持っているほかの証拠を推測し、弁護側に有利な「存在しているかもしれない証拠」の開示を申請していくことであったと言われている。2013年1月29日法務省法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会において「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が取りまとめられ、証拠開示制度については、同年4月28日の第2作業分科会第2回会議において、「公判前整理手続における被告人側からの請求により、検察官が保管する証拠の標目等を記載した一覧表を被告人側に交付するものとする」というような不完全な任意開示への改革策が提示され、これは2015年に召集された第189回国会に提出された刑事訴訟法等の一部改正案に盛り込まれた。

だが、公判前整理手続による証拠開示は未だ全面的な任意開示とは言えない。一方、複数の弁護士からは、公判活動の自由より効率を優先し過ぎており、かつ職権主義の公判前整理手続における制約という問題も指摘されている¹⁵³。なお、裁判員経験者と同様に、公判前整理手続によってもたらされた裁判官と裁判員との間の情報格差も、弁護士によって指摘されている¹⁵⁴。極端な話、公判前整理手続の最終段階で評議を行い、判決文を予め書いてしまう裁判官がいらないとは言えないのである¹⁵⁵。

このように、公判前整理手続の導入を通じて従来の証拠開示が拡充され、弁護士の機能も強化されたと思われる一方、それ自体はアメリカの **Discovery** ほどの任意開示の制度ではない。さらにこの間に露呈した、公判効率化の名目での公判前整理手続による弁護活動の制限、裁判官と裁判員との間の情報格差、及び（もしあるとすれば）「公判前整理手続中心主義」とも言えるような公判の形骸化などという一連の新たな問題に対して、これからも厳しく注意を払いつつ、改正のための検討をしていかなければならない。

7. 4. 1. 3 公判中心主義の実現

裁判員裁判における法廷に関する議論に戻ると、直接主義・口頭主義という公判中心主義の要素は従来の裁判官裁判と比べて、裁判員裁判においてかなり実現されていることが

¹⁵³ 高野隆「公判前整理手続は事実認定する手続ではない」季刊刑事弁護 No. 78、11-15頁（2014年）。秋田真志「公判活動の自由と公判前整理手続ではない」季刊刑事弁護 No. 78、26-30頁（2014年）。

¹⁵⁴ 高野・前掲注（153）13頁。

¹⁵⁵ 高野・前掲注（153）15頁注4。

わかる。従来の刑事裁判は、十分な捜査を経て作成された詳細な調書を中心とし、検察側と弁護側が主に書面の朗読で法廷活動を行い、裁判官も事前に調書の内容を読んで公判に臨んでいた。しかし、国民の理解増進と信頼向上を求める裁判員裁判の場合、素人でありかつ予め調書に接触できない裁判員にとって、従来の書面を中心とした公判により当事者の主張・立証の内容を理解するのは困難なことである。よって、裁判員が事件の内容をより良く理解する目標が優先されるべきであるとして、裁判員裁判の公判においては、従来の検察側・弁護人が頭を上げずに詳細且つ複雑な書類を棒読みする光景が一掃され、代わりに口頭での論告・弁論、証拠・証人調べが中心となっている。これによって従来批判されてきた「調書裁判」¹⁵⁶もある程度克服され、刑事裁判が公判中心主義に移行していると考えられる。

検察側は平成 18 年に「裁判員裁判の下における捜査・公判遂行のあり方に関する試案」を公表し、その試行の結果を踏まえて裁判員裁判の実施に先立つ平成 21 年 1 月に「裁判員裁判における検察の基本方針」を作成した。具体的取り組みとしては、まず証拠構造、立証構造について組織的に準備・工夫し、事件の要点と争点については詳しく、枝葉末節は簡潔にするような、適切な主張・立証を求めている¹⁵⁷。冒頭陳述について、従来の裁判官裁判では検察官が予め作成した詳細な書面を法廷において読み上げていたが、裁判員裁判においては、A3 判或いは A4 判 1 枚乃至 2 枚程度のメモにまとめ、開廷の直前に裁判官と裁判員の手元に配付し、これに基づいて口頭での説明を行うなどしているとされている¹⁵⁸。続いて証拠調べについて、裁判員制度の導入以降「統合捜査報告書」を作成し、これに基づく証拠調べが行われるようになった¹⁵⁹。さらに、論告・求刑の段階で、評議に当たって検察官の主張とその根拠となる事実を対照する資料を準備・配布するようになった。

しかし、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」は、冒頭陳述が「両当事者が自身の主張を裏付けるためより多くの事実を盛り込もうとする余り、冗長で明快さに欠けるものが少な

¹⁵⁶ 日本の刑事司法の特色として、「十分な捜査と慎重な起訴」が挙げられている。(石井一正「わが国刑事司法の特色とその功罪」司法研修所論集 1987-I、309 頁。) 捜査の経過および結果は、すべて書面化され、膨大な調書が作成される。従来の刑事裁判は基本的に調書の朗読により進行していたため、公判は過度に調書の内容に依存し、本来公判廷で事実が明らかにされるべき刑事司法の姿を変容させ、直接主義・口頭主義から離れた「調書裁判」が定着したことによって、裁判は事実上捜査段階で決着する事態となってしまう恐れもある。

¹⁵⁷ 横井朗「裁判員裁判の実施状況と検察の取組み」慶応法学第 22 号 18 頁 (2012 年)。

¹⁵⁸ 酒巻ほか・前掲注 (35) 19 頁参照。

¹⁵⁹ 横井・前掲注 (157) 20 頁。

くない」と指摘し¹⁶⁰、裁判員の理解度も前記の通り年々低下する傾向にある。その問題を重く受け止めた検察側は、2014年から以前よりも簡略化した「思わせぶり冒陳」を始めており、この新たな冒頭陳述は裁判員にも好評であり、口頭の審理に集中できるとの効果も生んでいるとされる¹⁶¹。そのほか、「検証報告書」で指摘された（特に自白事件において）従来の書証中心が復活する傾向¹⁶²に歯止めをかけるため、2013年以降の裁判員裁判において証人尋問のさらなる活用が始まった¹⁶³。最後に、論告・求刑の資料配布のタイミングについて、裁判員が検察官の口頭による論告・求刑により集中するため、論告後に配布することも提唱されている¹⁶⁴。

それに対して弁護側は、前述の通り裁判員裁判の法廷弁護について弁護士会内部でも様々な研究や研修が行われたが、組織的な強い力がないため、全体的に言うと弁護士の法廷技術は検察と比べて劣ると言わざるを得ない¹⁶⁵。弁護側の冒頭陳述についても、検察におけるそれと同じく、全体の分量には配慮されており、証拠の評価について裁判員の理解を得られるようにわかりやすく工夫されており、特に強調すべきところに最大の力点を置くようにして行われているとされており¹⁶⁶、法廷弁護技術の習得¹⁶⁷やケース・セオリー¹⁶⁸についても提唱されているが、前記表 7.6 の通り、弁護士の説明への理解度は僅かに向上したものの、検察と比べて弁護側の説明が分かりにくい傾向は変わらない。さらに、検察側の提唱する「思わせぶり冒陳」に対して、弁護側の冒頭陳述は情報を詰め込みすぎていて分かりにくいという理由から、冒頭陳述や論告の簡潔化が一部の弁護士によって提唱されている¹⁶⁹。

裁判所の変化について、最も目立つのは人証化の流れである。つまり、裁判員裁判の場

¹⁶⁰ 最高裁判所事務総局・前掲注（68）17頁。

¹⁶¹ 清野・前掲注（120）2-3頁。大野・前掲注（35）58頁。

¹⁶² 最高裁判所事務総局・前掲注（68）17頁。

¹⁶³ 横井・前掲注（157）24頁。田野尻・前掲注（37）69頁。

¹⁶⁴ 田野尻・前掲注（37）70頁。

¹⁶⁵ 例えば、検察庁は組織的に裁判員裁判に対応する研修や研究を行い、さらに各地検の経験も全国の検察システムで共有される。それに対して、弁護士会の研修は比較的散漫で、一時的であり、弁護士の経験も主に個人的に発表されているに留まり、組織的に弁護士会全体で共有されているわけではない。

¹⁶⁶ 酒巻ほか・前掲注（35）20頁参照。

¹⁶⁷ 日本弁護士連合会『法廷弁護技術（第2版）』（日本評論社、2009年）。

¹⁶⁸ 日本弁護士連合会『裁判員裁判における弁護活動—その思想と戦略』23頁（日本評論社、2009年）。虫本良和「公判前整理手続を通じたケース・セオリーの構築」季刊刑事弁護 No. 78、21-25頁（2014年）。

¹⁶⁹ 中野・前掲注（44）30-31頁。

合、裁判所はできるだけ調書を使わず、証人・被告人を直接に尋問ないし質問し、「生の」証言によって判断を行っている。最高裁の統計によると、2010年から2015年までの通常第一審刑事裁判全体における平均取調べ証人数はいずれの年の統計でも1人未満(0.8人)だが¹⁷⁰、裁判員裁判の場合、その数は2010年と2011年には、その2倍を超える2.1人となり¹⁷¹、さらに2014年と2015年には、刑事裁判全体の3倍を超える2.9人になった¹⁷²。さらに、裁判員裁判の経年変化について、裁判所の職権で取り調べた証人を含む取調べ証人数も年々上がっており、2009年の平均1.6人から2015年の平均3.0人に増加し、およそ倍になった¹⁷³。その一方で、この人証化の傾向は裁判官裁判にも影響を及ぼした。東京地裁においては、裁判官裁判でも被告人質問を先行して行う裁判部が現れ¹⁷⁴、同裁判所の裁判官によると、裁判官裁判における自白事件であっても、できるだけ調書を使わず被告人質問を先行して行っているとのことである¹⁷⁵。この実践的試みは既に全国的に広がっており、裁判員裁判以外の事件の審理においても、裁判所側は公判中心主義の観点からその運用の在り方について検討を継続していくものと思われる。

このように、裁判員制度の実施に伴う試行錯誤や法曹三者のそれぞれの努力によって、裁判員裁判においては直接主義・口頭主義という公判中心主義の要素が確実に具現化しており、さらにその影響は裁判官裁判にも及んでいると思われる。しかし、裁判員制度のもとで、綿密な捜査の徹底、「有罪の確信」基準に則った綿密な捜査に基づく極めて慎重な公訴提起という精密司法の基本的要素は基本的には変化しておらず、裁判員制度のもとでも調書による立証の必要性は肯定され、書証による立証の拡大も現出したうえ、さらに日弁連も妥協的な姿勢を示し、「合意書面」を活用すべきことを提唱しているという現象を見る限り、公判中心主義の基盤はまだ脆弱であるとも指摘されている¹⁷⁶。したがって、裁判員

¹⁷⁰ 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第4回)」(平成23年)17頁、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第5回)」(平成25年)16頁、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第6回)」(平成27年)34頁。この三回の報告書は、2011年から2015年までの6年間に、2年ごとに1回公表されているものである。

¹⁷¹ 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第4回)」20頁(2011年)。

¹⁷² 最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第6回)」34頁(2015年)。

¹⁷³ 最高裁判所事務総局・前掲注(106)。

¹⁷⁴ 中野・前掲注(44)29頁。

¹⁷⁵ 大野・前掲注(35)61-62頁。

¹⁷⁶ 葛野尋之『刑事司法改革と刑事弁護』13-16、24頁(現代人文社、2016年)。

制度の導入によって従来の刑事裁判の「歪み」¹⁷⁷を克服し、公判中心主義を実現するためには、現段階では依然法曹三者が協力して従来の「精密司法」の復活に対して常に警戒心を持ち、制度の運営を検証する必要性が高い。ところが、従来の「歪み」を完全に克服し、公判中心主義を徹底するという目標は、刑事司法の抜本的な構造改革がなければなかなか実現できず、裁判員制度の導入のみによっては無理であるように思われる。

7. 4. 2 裁判員裁判の迅速化

裁判員制度の導入に伴う司法改革の当初、従来の刑事司法に対するもう一つの批判は裁判の遅滞であった。裁判を迅速化するため、「裁判の迅速化に関する法律」¹⁷⁸が2003年に司法改革の一環として実施された。また、裁判員裁判は原則、連日開廷され、さらに審理の効率化を目指す公判前整理手続も適用されたため、その導入によって迅速な裁判を実現させることも期待された。しかし、下の表7.12によると、従来の裁判官裁判と比べて、裁判員裁判は自白事件・否認事件を問わずに、その平均審理期間が逆に長引き、経年的に見ても長期化している傾向が観察されている。

審理期間の内訳を見ると、裁判員裁判の場合に公判前整理手続以外に要した期間は従来の裁判官裁判と比べて短いですが、公判前整理手続期間は2010年からかなり長くなり、経年的にも長期化する傾向が見られる。よって、裁判員裁判の審理の長期化は、主に公判前整理手続の長期化によってもたらされたことが認められる。

¹⁷⁷ この一連の「歪み」は「公判中心主義の後退と捜査の裁判支配、虚偽自白と誤判、手続の適正さの弛緩という取調と供述調書への強度の依存」と指摘した。葛野・前掲注(159) 8頁。

¹⁷⁸ 平成15年7月16日法律第百七号。

表 7.12. 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別） 179

		裁判官裁判	裁判員裁判						
		2006-2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
総数	判決人員	3080	142	1506	1525	1500	1387	1202	1182
	平均審理時間（月）	6.6	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2
	公判前整理手続期間の平均(月)	2.9	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	3.7	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8
自白	判決人員	1783	114	970	885	806	725	644	623
	平均審理時間（月）	5.3	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4
	公判前整理手続期間の平均(月)	2.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6
否認	判決人員	1297	28	536	640	694	662	558	559
	平均審理時間（月）	8.3	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2
	公判前整理手続期間の平均(月)	3.7	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	4.6	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1

下の表 7.13 に示す通り、実審理期間だけは裁判員制度の実施による迅速化効果が著しい。裁判員裁判は原則、連日開廷され、従来存在した 1 ヶ月余りの平均開廷間隔はなくなるので、裁判員裁判の平均実審理時間は極めて短くなり、開廷の回数も少なくなる。特に否認事件の場合、この迅速化の効果はより顕著である。ただし、裁判員裁判自体の経年変化を見ると、平均実審理期間と開廷回数は年々やや長くなってきている。一つの理由は、審理の人証化傾向であろうと考えられる。つまり、より多くの証人・被告人を尋問することに

179 最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」、「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」を基に作成した。

よって、公判が長引くようになったのである。他にも原因として、裁判員が充分理解して評議できるように、審理計画が余裕を持って立てられるようになったからであることも指摘されている¹⁸⁰。

表 7.13. 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）¹⁸¹

		裁判官裁判	裁判員裁判						
		2003-2005	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
総数	判決人員	9199	142	1506	1525	1500	1387	1202	1182
	平均審理時間（月）	8.4	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2
	平均実審理期間	6.5月	3.7日	4.9日	6.2日	7.4日	8.1日	8.2日	9.4日
	平均開廷回数	5.9	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7
	平均開廷間隔（月）	1.3	-	-	-	-	-	-	-
自白	判決人員	6132	114	970	885	806	725	644	623
	平均審理時間（月）	6.3	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4
	平均実審理期間	4.3月	3.5日	4.0日	4.5日	5.0日	5.8日	6.0日	6.2日
	平均開廷回数	4.1	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8
	平均開廷間隔（月）	1.4	-	-	-	-	-	-	-
否認	判決人員	3067	28	536	640	694	662	558	559
	平均審理時間（月）	12.8	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2
	平均実審理期間	10.8月	4.7日	6.6日	8.5日	10.1日	10.5日	10.8日	13.0日
	平均開廷回数	9.4	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6
	平均開廷間隔（月）	1.3	-	-	-	-	-	-	-

このように、裁判員裁判によって公判の効率化は実現されたと思われるが、公判前整理手続の長期化によって審理期間自体は従来の期待に反し長期化したことも明らかとなった。したがって、裁判員制度の実施によって裁判を迅速化するという目標を実現するためには、依然として様々な工夫が必要である。今後法曹三者が協力しつつ、より効率的な運用によって公判前整理手続の短縮化を図るべきである。

しかしながら、前項に示された公判前整理手続による予定主張の開示・証拠の厳選、公判の迅速化・効率化などによって弁護人の活動が制限されているという問題のため、弁護士

¹⁸⁰ 龍岡資晃「裁判員制度の導入と刑事裁判」学習院法務研究第10号147頁（2016年）。

¹⁸¹ 最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」、「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」を基に作成した。

の機能強化と裁判の迅速化との間には緊張関係が見られる。裁判員裁判の効率化を求める一方、如何にこの互いに競合する二つの目標のバランスをうまく取ることが出来るのかも、これから注目すべき問題であると考えている。

7. 4. 3 裁判員裁判による「実体的正義」の実現

刑事司法を「病的」とであると批判する前記の平野論文¹⁸²に刺激を受け、石井一正（元）判事は改めて価値中立的な分析を行い、日本の刑事司法の功罪を論じている。その中で、石井氏は官僚組織による運営は刑事司法の効率性、公平性、統一性に資し、さらに「精密な審理及び判決」は実体的真実の発見に優れているとして、従来の「精密司法」は「実体的真実主義によく適合した」ものであるとの肯定的評価を下した¹⁸³。一方で裁判員制度の立法段階においては、素人である国民は裁判官に劣ることなく「実体的真実」を発見できるのかとの心配や反対意見もよく見られた。さらに国民自身も自分が被告人になった場合には職業裁判官のみによる裁判を選択したいとする傾向が、裁判員裁判の実施の前後いずれの時点でも見られた¹⁸⁴。これによって、実体法が適正に実現されるという「実体的正義」を確保する立場から、裁判員裁判への疑問や不安も存在していると考えられる。

しかし、裁判員制度は裁判員が裁判官と一緒に合議する「参審制」に近い制度形態を採用し、裁判官と裁判員が互いに討議することを通じて、裁判官が国民の意見を聞くと共に、裁判員もプロの見方を知ることができるものとされている。これによって、熟議の末の結論である裁判員裁判の判決は、裁判官と裁判員の両方の意見を反映することができ、決して「実体的正義」の実現という面で弱いとは言えない。特に有罪判決を言い渡すには少なくとも裁判官一人の賛成が必要となる。この場合にプロである裁判官は「安全弁」として、実体法（刑法）の適正な実現を確保し、被告人を一般国民の「暴走」による「冤罪」から守ることができるように思われる。

現在の裁判員裁判に関しては、素人裁判員の能力不足による「リスク」というより、むしろ従来の刑事司法が優れていた「実体的真実の発見」という視点から厳しく評価されるべきであろう。公判前整理手続きの導入及び裁判員裁判によって具体化された直接主義、口頭主義の要素などは手続的正義の増進の証と見られるが、前記のように一部の弁護士は

¹⁸² 平野・前掲注（138）。

¹⁸³ 石井・前掲注（156）317頁以降。

¹⁸⁴ 松村良之「人々の裁判員裁判と刑事司法への態度—その評価を中心として—」法社会学第72号70-76頁（2010年）。松村ほか・前掲注（130）表-24参照。

裁判員裁判の公判が効率を優先し過ぎて、職権主義の公判前整理手続によって弁護活動も制約されたと指摘しており、裁判員経験者の間では、法廷で示された証拠や判断材料が不十分であったという批判的意見が僅かながら見受けられる¹⁸⁵。よって、従来定着してきた「実体的真実主義」に関わる正義観は、裁判員制度がより強調する「手続的正義」からの衝撃を受け、さらに過度に公判前整理手続による簡略化や証拠選別が進んでしまうと、裁判員裁判は「精密司法」ではなく、かえって「大雑把な司法」になってしまう恐れがあることに注意しなければならない。

7. 4. 4 小括

裁判員制度導入を契機として取調べ可視化が進み、さらに公判前整理手続も導入されたことによって弁護士の機能も一定程度強化されたと考えられる。しかしながら、裁判員裁判では直接主義・口頭主義の公判中心主義の要素が一部実践されているものの、公判中心主義の基礎はまだ脆弱であり、裁判員制度の導入のみでは公判中心主義を完全に実現することはできない。

一方、裁判員制度のもとでの審理計画の事前策定及び連日の開廷によって実審理が極めて迅速化・効率化された。しかし、公判前整理手続の長期化によって、審理の効率化は実現されていない。しかも裁判員裁判は自白・否認事件を問わず、従来の裁判官裁判に比べて長引いてしまっている。今後いかに公判前整理手続の長期化に対応するかは、裁判員制度の更なる改善のために検討すべき点であると思われる。

さらに、裁判員の参加の質は極めて高く、裁判官と裁判員が協働して評議を行うため、裁判員が裁判官と比べて「実体的正義」の実現に疎いであろうと心配する必要性は高くないと思われる。しかしながら、裁判員制度の導入を契機として刑事司法の手続的正義の要素が発展しているものの、現在の裁判員裁判の手続は一方的に「核心司法」を追求し、効率性を重視しすぎることによって、「実体的正義」の実現を妨げる恐れがあるとも指摘されている。したがって、「実体的真実の発見」という視点からは、素人裁判員の能力という問題よりも、むしろ司法の「核心化」、「効率化」を過度に強調する裁判員裁判のやり方に伴う問題に対して、より厳しい注意を与える必要がある。

¹⁸⁵ 田口・前掲注(3) 26頁。なお、最高裁の経験者調査によれば、「証拠が少なかった」、「公判前整理手続であまりにも証拠をしぼりすぎると、可能性の幅が狭くなって、裁判員の参加の余地があまりないのではないか」との指摘もなされている。(2009年の経験者の自由回答による。)

このように裁判員制度の導入をきっかけとして、日本の刑事司法が当事者主義の方向に向けて大きく改革され、公判も著しく効率化されたうえ、「手続的正義」と「実体的正義」の実現との間で概ねバランスが取られていると認められる。この一連の変化によって司法も正統化されうると考えられる。しかし、裁判員制度の導入による刑事司法改革には未だ不十分なところも存在しており、手続上の新たな問題点も生じている。今後様々な具体的問題を解決した上で裁判員制度が改善されるか否かは、裁判員制度の成否にも関わらざるうと思われる。

7. 5 民主的教育効果と裁判傍聴活動

最後に裁判員制度の民主的教育効果をめぐって、まずは裁判員制度に直接的に関連する法的事柄への関心、さらにより広範な法的なもの以外の公共的事柄への関心について、裁判員経験者を中心に議論する。前章において、陪審員を担当した経験がその後の市民としての投票・公共的事柄に関する意識と行動に良い影響を与えるとするアメリカの研究者による指摘を紹介した¹⁸⁶。この効果は日本においても十分期待され、特に「国民の主体性の向上」という改革当時の目標からすると、同様の研究が日本においても行われた場合極めて重要、かつ有意義な成果と評価されるに違いない。

しかし、(本章完結時点で)裁判員裁判は2009年の制度開始から7年以上の実施経験を重ねているが、経験者や事件数は未だ少ないため、現時点では民主的教育効果を評価することはできないだろうと思われる。なお、最も問題なのは裁判員経験者への接触制限によって、多くの裁判員経験者を対象とする量的調査が行われていないということである。すなわち、裁判員経験者のプライバシーが裁判所側によって厳重に保護されており、裁判所から多くの経験者の情報(連絡先)を入手することは不可能であり、少なくとも現段階ではアメリカと同じような研究を展開するのは困難であると考えられる。

民主的教育効果を測る前に着目しなければならないと考えられるのは、国民意識の転換である。裁判員制度は論理上国民を統治の客体から主体へと転換させることを目指してい

¹⁸⁶ 刑事陪審員に及ぼす影響は John Gastil, E・Pierre Deess, Philip J・Weiser, Cindy Simmons, *THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION* 26-51, 173-192 (2010)参照。民事陪審員に関しては Valerie Hans, John Gastil and Traci Feller, *Deliberative Democracy and the American Civil Jury*, 11 *JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES*. 697 (2014)参照。

るが、実際には一部の経験者はそもそも政治参加に対して高い主体的意識を持っており¹⁸⁷、他方で一部は「客体意識」を持ったまま裁判員裁判に参加していたことはよく見受けられたことである¹⁸⁸。よって、当時審議会が掲げた「この国のかたち」に関する国民の主体性の向上という目標が達成されているとは言えない。国民を統治の客体から主体へと転換させるため、「権利」として司法に参加することが国民にどう認識されていくかも、裁判員制度の実施、及び司法を正統化する効果を検討する一つの重要な方向であろうと考えられる。

もっとも、裁判員経験者のなかには、裁判員裁判の参加をきっかけとして社会のことに對して、より関心を寄せるようになったと評価した人は多くいる。最高裁の経験者調査では、このような意見や理由が多く、被調査者から寄せられ¹⁸⁹、裁判員経験者に対するインタビューでも裁判員裁判の参加をきっかけとして、従来と比べ裁判、犯罪、刑事政策、さらに法以外の公共的事柄により関心を示し、さらに国民としての主体性が向上したケースが見受けられた¹⁹⁰。

同時に、裁判員制度及び刑事司法に対してより関心を寄せるようになった一般国民も存在する。市民団体や研究者の努力によって、一般国民が裁判員経験者に接する機会が盛んに設けられてきた¹⁹¹。加えて、一般国民を対象とする裁判員裁判及び裁判員の仕事を体験させる活動も市民団体を中心に行われている。例えば筆者が参加した「裁判員制度市民モニター」（一般社団法人「裁判員ネット」主催）というプログラムは、ウェブで参加者を募集し裁判所を訪れ、一件の裁判員裁判（公判は3-4日間を予定したもの）を弁護士と一緒に傍聴し、さらに公判終了後グループに分かれて弁護士が裁判官役、参加者が裁判員役とな

¹⁸⁷ 統計的な意義を有するものではないが、筆者が裁判員ラウンジに参加してその場で裁判員経験者に接した際に、彼らに対して裁判員を務める前後の投票活動の変化、及び裁判員を務めることは権利であるかそれとも義務であるかを尋ねた際、「自分は裁判員を務める前から積極的に投票しており、裁判員を務めることは権利であると思う」と答えた人が見られる。

¹⁸⁸ 裁判員経験者調査において、一部の被調査者は義務によるため仕方なく裁判員を務めたと答えている。この義務感に基づく参加は Vanoverbeke, *supra* note 88 at 175-177 に指摘されている。

¹⁸⁹ 最高裁判所の公表する『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』（平成21年度から平成27年度）のうち、問11に関する自由回答の分布に基づき、少なくとも2009年に74件、2010年に157件、2011年に103件、2012年に546件、2013年に161件、2014年に354件、2015年に341件が確認できる。

¹⁹⁰ 田口・前掲注(3) 18 ; 29 ; 85 ; 98 ; 153 ; 211 頁。

¹⁹¹ 一般国民と裁判員経験者の交流を定例的に行う市民団体として、例えば関東方面には「裁判員ネット」、関西方面には「裁判員ACT」がある。また、専修大学の飯考行研究室の元で「裁判員ラウンジ」という交流活動も年に数回行われている。

り公判傍聴を通じて得た情報に基づいて評議を行い、裁判に対する感想や意見を共有するとともに、判決について議論し考えてみるというものである¹⁹²。参加者は学生が比較的多いが、社会人や主婦、それに定年を迎えた人もよく見られ、中には「生まれて初めて裁判所へと出向きました」と述べ、刑事司法と裁判のことをあまり知らなかった人もいた。このプログラムは一般国民に裁判員制度を体験・勉強しさらに再考する良い機会を提供してきた。確かに裁判傍聴と模擬評議だけで本物の裁判員裁判を完全に体験することはできないが、このようなプログラムは一般国民に傍聴・模擬評議によって経験者とほぼ同じような体験を与えることを通じて、最高裁の調査で見られたような「一般国民」と「経験者」との間の裁判員制度に関する情報格差を、ある程度解消することができると思われる。

そして、経験者による裁判員制度に対する評価や意見などの一部の内容は、「裁判員制度市民モニター」に参加した傍聴者にも見られるようになった。彼らは傍聴の経験に基づいて公判の分かりやすさを評価し、「人を裁くことの難しさ」、つまり裁判官・裁判員の心労と責任の重さを実感すると同時に、「市民感覚の反映」つまり職業裁判官と一般国民との協力によって、一方に偏らない判決を追求すること、及び、そのことがより公正な裁判に繋がることが裁判員制度の大切な意義であると認識している。

一方、プログラムの趣旨（裁判員裁判を市民の視点から検証すること）のゆえに、多くの参加者は批判的な立場から、裁判員制度の課題を指摘し、それに対してさらなる改善を求めている。例えば、より明確な量刑基準が求められている。筆者の所見によると、量刑検索システム（模擬裁判の場合に事前に整理した判例）は提供されたものの、実際に明確な判断基準はないため、どのように自分の「市民感覚」を活用すべきであるかという問いが参加者を悩ませていた。また、量刑に関する詳細な分岐（細かい数字であっても、被告人にとっては大きな意味を持つものであろうと思われる）に対して、両方ともその理由をはっきり言えず、あくまでも個人の感覚によって判断していた場面も見られた¹⁹³。さらに、被害者が外国人（ロシア人）であった事件において、参加者ほぼ全員が司法通訳のパフォーマンス（被害者が証言する時に、通訳士が証言の内容を速やか且つ正しく通訳できず、

¹⁹² 2017年2月末までに約350人が参加し、モニタリング件数は約600件になり、また「模擬評議」は33件実施し、約290名の方が参加した。

出典：<http://saibanin.net/updatearea/news/archives/2932>、2017年12月27日閲覧。

¹⁹³ ある模擬評議において、参加者Aが被告人に対して懲役6年を処するという意見を示した後、参加者Bは懲役6年6月と述べた。そこで裁判官役の弁護士は、AとBに対して「懲役6年と6年6月はどう異なるか」を聞いたところ、二人とも「自分の意見はあくまでも何気なく発したものである」と答えた。

それに気づいた被害者が自ら日本語で裁判長に対して通訳を行った場面もあった) に対してかなり批判的な意見を示していた。この事件傍聴を契機として、「裁判員ネット」はその後「日本司法通訳士連合会」の天海浪漫理事長に話を聞き、そして彼女の述べた「(司法)通訳技術が客観的に担保されていない」及び「司法通訳に関する問題を裁判所が十分認識していない」という驚くべき事態を当時の各参加者に報告し、天海氏へのインタビューのレポートも当団体のウェブサイトに掲載した¹⁹⁴。したがって、裁判員制度の体験によって裁判または刑事政策などの公共的事柄により関心を示したのは、裁判員を担った経験者のみに現れる現象ではなく、裁判員裁判の傍聴者及びそれに関わる市民団体にも見られるものである。

このように、全面的・抜本的な検証には時期尚早であるが、上記の裁判員を務めた「経験者」及び裁判員裁判を傍聴した人の言動からすると、司法改革の方針が示された際に期待されていた「国民の主体性の向上」は、裁判員制度の導入によって現在までにある程度実現されたかもしれない。加えて、傍聴活動によって一般国民が裁判員裁判をより理解することで、経験者に及ぶ積極的な効果が、直接の経験者ではない一般国民にも波及する可能性が存在する。

7. 6 裁判員制度の司法正統化効果への評価

総じて言うと、裁判員制度は経験者に肯定的に評価され、法曹三者も裁判員のパフォーマンスに高評価を与えた上、導入前に一般国民の間に漂っていた不安も解消されたことで、裁判員制度は法曹関係者にも一般国民にも受け入れられたと考えられる。したがって、裁判員制度は概ね肯定的に評価されていると言えよう。さらに、裁判員は公判内容への理解度が高く、評議の時間や雰囲気及び充実度などから見ると参与水準も高いと考えられ、裁判員裁判の判決では国民意識の反映も観察された。なお、裁判員経験者に限って言えば、法曹への印象が肯定的になり、司法もより身近な存在に感じられるようになり、司法への理解も大きく増進したようである。そうであるとすると、彼らの司法に対する信頼も裁判

¹⁹⁴ <http://saibanin.net/updatearea/staffcolumn/archives/2311>、2017年12月27日閲覧。なお、筆者が自ら傍聴した、被告人(アメリカ人)と被害者(アイランド人)ともに外国人である事件の公判においても、一日目から違和感の強くある通訳が多発し、裁判長(高い英語力あると推測)が何度も尋問を止めて司法通訳士(日本人)に対して、「言葉の意味を確認しなさい」及び「通訳の内容を修正しなさい」と命じていた。この事態に鑑みて、二日目の公判からはアメリカ人の通訳士を一名増やし、二人が協力して通訳を行うことになった。

員裁判によって向上していると推測することが可能であるように思われる。よって、裁判員の参加及び国民意識の反映を通じて、司法の正統化が実現する可能性は十分にあり、その効果も概ね肯定的に評価すべきであろうと思われる。

さらに刑事司法改革については、裁判員制度の導入を契機として、取調べ可視化の実施を促した一方、公判前整理手続の導入によって弁護士の機能も強化されたと思われる。さらに、裁判員裁判では、直接主義・口頭主義などの公判中心主義の要素も実現され、裁判官裁判にも影響を及ぼしている。したがって、刑事司法において当事者主義の実質化が進んだとともに、従来の刑事司法の問題点もある程度是正されたと思われる。なお、裁判員裁判によって公判もより迅速化された。このように、当事者主義及びデュー・プロセスなど手続的正義の要素も裁判員制度によって導入・実現され、刑事司法手続も正統化されるであろう。

司法の正統化効果という観点からは、裁判員制度の実施は経験者によって肯定的に評価されている一方で、一般国民にはその効果が十分に評価されていないという状況を見逃してはいけない。経験者以外の一般国民は、裁判員制度への評価を未だ形成してない上に、7年間の実施を経て裁判員制度への印象も希薄化してしまった。さらに、司法への理解と信頼の回復・増進という効果も経験者以外の一般国民の場合には依然として不十分である。この「経験者」と「一般国民」の間にある正統化効果の格差からすると、経験者の「守秘義務」を緩和することで彼らの貴重な経験や「生の声」を活用し、従来の裁判員制度の広報に慣れた一般国民が普段知らない、見られない裁判員制度の「真実」に接することで、裁判員制度の波及効果を発揮させることが、将来の制度改善における最も重要かつ喫緊の課題ではないかと考える。

一方で、経験者が司法への理解を増進させるほかに新たな司法に対する積極的なイメージや経験をも身に付けることを通して、(刑事)司法がより信頼できるようになったという効果は、裁判員制度の実施状況においては十分に観察できた。また、裁判員経験者に関して、公共的事柄に対してより関心を寄せるようになったとの民主的教育効果も大規模な量的検証はできないものの、個々のケースのレベルでは多く観察された。したがって、裁判員経験者に対しては、理解増進・信頼向上による正統化効果が現れ、民主的な教育効果による正統化効果を期待することもできるであろう。さらに、裁判員制度の実施に伴い一般国民の制度または刑事司法への関心は高くなるため、裁判所に訪れてくる「新参者」は裁判員だけではなく、「裁判員市民モニター」のようなプログラムを通して関心を持って裁判

員裁判を傍聴しにきた人も多く存在し、傍聴や体験によって「経験者」と同じような正統化効果が彼らにも及ぶことはありうると思われる。

経験者に及ぼした司法の正統化効果は、現時点での制度運用上最も評価される点であり、今後はこの効果を徐々に広汎な一般国民に波及させる土台をも固めることが期待される。さらに、このような個々の経験者が糸口となって従来と異なる方法で司法の正統性をアピールすることは、司法に対する国民の不信感が日本よりも高い国にとっては、一層魅力的である。経験者による肯定的な経験を武器に、裁判員制度は国境を越えて、他国の国民司法参加制度にも影響を与えているようである¹⁹⁵。

日本では、裁判員制度が順調に運営され、そして定着し、さらに司法の正統化を実現させるため、裁判所を中心に法曹三者が試行錯誤しながら様々な工夫を加え、より良い司法参加の環境を作り出してきた。しかし裁判員裁判であっても、裁判が裁判官に主導される傾向にあることは基本的に変わらないだろうと思われる。裁判長は訴訟指揮によって公判を主導する上、裁判官が裁判員のことを十分に配慮するとしても、彼らは説示や法律問題などの質疑応答と解説を通じて、評議においても決定的な存在であり続けると言えよう。よって、裁判員がどのような参加の経験を持つかは基本的に裁判官に左右されるとも思われる。裁判員経験者のなかには「誘導があった」との意見を挙げる者も少なくないため、如何に裁判官の行為を明確に規制し、裁判員の参加の質を確保するかということも、もう一つの重要な問題点である。

裁判員制度の実施とともに、様々な具体的な問題点も見られるようになった。裁判員の負担軽減について、現在では多くの対策が既に講じられている¹⁹⁶。前記の量刑に関する2つの最高裁判決によって、従来の裁判との公平性の担保が「国民意識の反映」を侵害し、裁判員の参加意義が減殺される恐れが浮上した。それ以外にも、公判前整理手続の導入をめぐり、制度導入当時は想像されなかった新たな一連の問題が生じている。その長期化によって裁判員裁判の審理期間が従来の裁判官裁判と比べ長引き、しかも公判前整理手続が経年的に長期化する傾向も現れている。また、裁判員裁判の効率化と裁判員の負担軽減は公判前整理手続によって実現されたが、実際には効率化し過ぎて、かえって弁護士の活動

¹⁹⁵ 最も重要な例は、台湾が裁判員制度を手本にして発案した『国民参与刑事審判法(草案)』である。

¹⁹⁶ 例えば、医学のイラストを用いて遺体などの写真を提示しないこと、裁判員の心理的なケアの体制を整備すること、長期間の審理を要する事件を対象事件から除外することなどである。

が制約されてしまい、さらに裁判員が正確に判断するための必要な証拠と資料も足りなくなっているという批判は、弁護士と裁判員経験者の両方から指摘されている。なお、公判前整理手続による裁判官と裁判員との情報格差も報告されており、裁判官は公判前整理手続を通じて予断を形成し、調書裁判を復活し公判も形骸化されてしまうのではないかと、懸念も弁護士の間で広まっている。したがって、如何に公判前整理手続を改善するかということが裁判員裁判の今後に関わる重要な問題であると言えよう。ところで、裁判員制度によって刑事司法制度を改革することについて一言で論じると、裁判員制度は当事者主義に向けた刑事司法改革の契機として評価されたが、当事者主義の徹底は裁判員制度の導入のみで実現できるものではない。刑事手続における「精密司法」の不合理な内容を克服し、当事者主義を徹底しようとするならば、捜査制度をはじめ全面的に改革を加えるべきであろう。

このように、裁判員制度は一定程度司法の正統化効果を発揮しており、特に裁判員経験者に対してその正統化効果は顕著に生じていると認められる。そこで、「義務教育を終わるころ」¹⁹⁷に達した裁判員制度が、これから成人を迎えさらに円熟していくこと、即ち司法を正統化する効果の拡大と深化も十分に期待できると考えられる。一方、裁判員制度による司法の正統化効果には限界もあり、制度を導入することだけでは「万事を済ませる」ことはできず、刑事司法に対する抜本的な改革なども欠かせない。さらに、制度の実施は概ね順調になされているが、そのような順調な運用の在り方にも、司法の正統化効果に対してネガティブな影響を及ぼしている新たな問題点が内在している。司法を正統化する効果を一層発揮させるため、今後裁判員制度を検討、改善する際には、この一連の問題点に着目する必要があると考える。

¹⁹⁷ 井上ほか・前掲注(35) 41頁。

第8章 国民参与裁判制度による正統化効果の評価

8.1 国民参与裁判制度の実施状況の特徴

第一部で述べた通り、韓国は日本に次いで「国民参与裁判制度」の導入を決定したが、裁判員制度より1年余り早い、2008年1月1日から、同制度を実施した。日韓それぞれにおいて司法に参加した国民の数を比較すると、2009年5月から2015年末までの間に46863人の日本国民が裁判員として司法に参加した¹⁾のに対し、韓国の国民参与裁判制度では2008年から2014年までの7年間に11008人が陪審員を担当している²⁾。さらに、第1章で紹介した内容以外に、国民参与裁判制度の実施過程において裁判員制度と大きく異なる特徴も現れた。したがって、国民参与裁判制度を通じて司法を正統化する効果を評価し、さらに裁判員制度と比較する前に、国民参与裁判制度の実施状況をより深く理解する必要がある。そのために、申請主義であるために国民参与裁判の実施件数が少ないこと、及び、評議時間が日本より短く、かつ公判がより集中的であるという2つの重要な特徴について先に説明を加えておく。

8.1.1 国民参与裁判制度の実施件数

被告人数を基準とすると、国民参与裁判の年間実施件数は、制度開始最初期の2008年から2009年までは年間100件未満であったが、2010年には年間162件に増加し、2011年からは年間200件以上の水準を維持しており、これは同時期の裁判員裁判件数の6分の1前後にあたる。裁判員裁判と国民参与裁判制度のそれぞれの年間の実施件数は、下の図8.1において示した通りである。

ところで、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度との一つの決定的な差異は、韓国では被告人に選択権を認め、国民参与裁判が被告人の申請により実施されるということである。2008年から2014年の期間中、国民参与裁判の対象事件³⁾は83747件あったが、そ

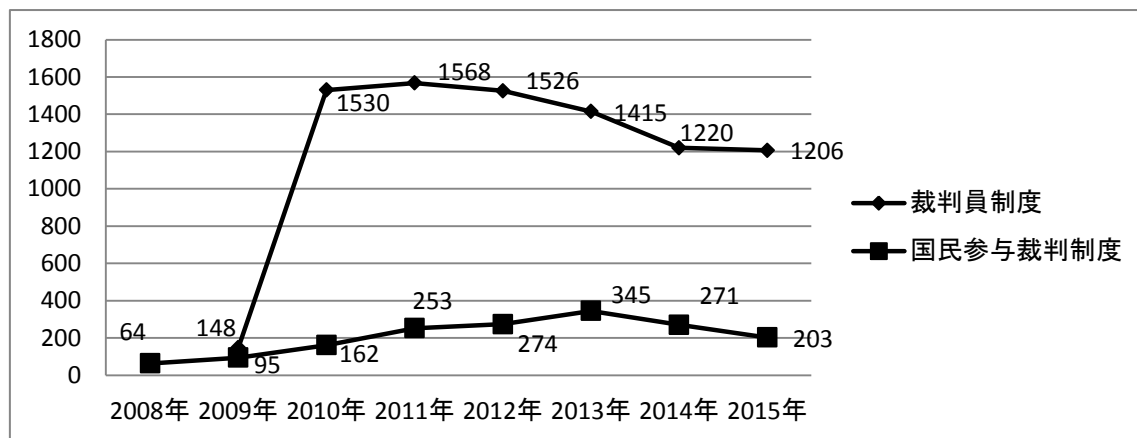
¹⁾ 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年2月末・速報）」5頁（2016年）に載っているデータに基づく。

²⁾ 法院行政処の『2008-2014年 国民参与裁判制度の成果分析』によれば、この7年間で、5人の陪審団を用いた国民参与裁判は94件、7人の陪審団は896件、9人の陪審団は474件であり、したがってこの7年間における陪審員の人数は11008人と推定されている。사법지원실（法院行政処）『2008~2014년 국민참여재판 성과 분석（2008-2014年 国民参与裁判制度の成果分析）』11頁（2015年）。

³⁾ 法院行政処・前掲注（2）8頁。

のうち 1464 件が国民参与裁判として実施され、国民参与裁判の実施率は 1.75%であった。

図 8.1. 裁判員裁判と国民参与裁判制度の年間実施件数⁴



(法院行政処『2008-2014 年 国民参与裁判制度の成果分析』2 頁の表を基に作成した。)

上の図 8.1 を見ると、2010 年から 2015 年の 6 年間⁵のいずれの年についても、国民参与裁判の年間実施件数が日本の裁判員裁判のそれよりも大幅に少なかったことがわかる⁶。その理由として、申請件数の少なさ、及び申請撤回率の高さと裁判所による排除率の高さを挙げることができる。

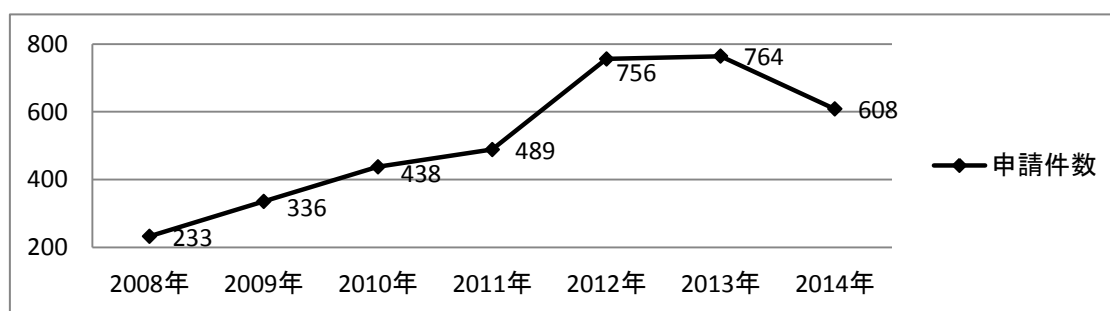
⁴ 2015 年の国民参与裁判の実施件数は、
<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-Opinion/Legal-Opinion-View?serial=102586> 参照、
2017 年 6 月 19 日閲覧。

⁵ 裁判員制度は 2009 年 5 月 21 日から実施され、さらに裁判員裁判も起訴から公判までに一定の時間がかかるので、2009 年の実施件数はかなり少ないが、「例外」と扱うべきであり、比較の対象にならない。

⁶ 2009 年の裁判員裁判の実施件数は僅か 148 件で、同じ年に韓国で行われた国民参与裁判の件数との差はその後の年よりもかなり小さいものであったが、裁判員制度は年の途中 (5 月 21 日) から実施されたうえ、2009 年の実施件数も当年度に起訴され、且つ公判を終了した事件数に限られているので、2009 年のデータは例外として扱うべきで、比較対象にならないと思われる。

筆者が把握した 2008 年から 2014 年間の国民参与裁判の実施状況⁷からすると、年間申請件数の推移は下の図 8.2 に示した通りであり、2008 年の 233 件は立法時の想定を大きく下回ったが、2009 年半ばに大法院が適用事件の範囲を拡大し、さらに被告人の申請期間が延長されたことで、申請件数は 300 件を突破し、2010 年から 2011 年にかけては年間 400 件台を維持している。さらに 2012 年下半期の国民参加裁判対象事件がすべての合議事件に拡大されたことをきっかけとして、同年と翌年の申請件数は一気に 700 件を突破したが、2014 年の申請件数は 608 件に急減した⁸。したがって、この 7 年間における国民参与裁判の平均申請率は 4.33% である。

図 8.2. 国民参与裁判の申請件数（年間推移）



（法院行政処『2008-2014 年 国民参与裁判制度の成果分析』2 頁の表を基に作成した。）

低い申請率は国民参与裁判の運営の最大の問題点と見なされており、国民参与裁判についての被告人の認識不足、国民参与裁判を申請しても実益を得られないこと、検事や弁護人の消極的な態度、申請によって検察からさらに厳しい対応を受ける心配、申請期間の短さ⁹、陪審団の評決の偏りなど、国民参与裁判の申請を阻害する様々な要因が指摘されてい

⁷ 国民参与裁判の実施状況について、大法院の下にある法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当する）は、「国民参与裁判制度の成果分析」という国民参与裁判制度の実施状況に関する調査を毎年行っている。この調査の結果は公表されず、韓国国民と学術、研究のために韓国国内に在住する外国人（韓国情報公開法 6 条の 2）は情報公開請求によって入手することができるが、韓国国外の研究者は情報公開を請求することができない。そこで、筆者は当時大阪商業大学に所属した崔鍾植先生から 2008 年から 2014 年までの 7 年間の成果分析のデータ資料を頂いた。さらに、本章を執筆した（2017 年春）際に DBpia（韓国を代表する電子ジャーナルデータベース）で検索しても、2015 年以降の国民参与裁判の実施状況を紹介・反映する研究文献は管見の限り見当たらない。崔先生に対して、この場をお借りして御礼を申し上げる。

⁸ 法院行政処・前掲注（2）6 頁。

⁹ 被告人が国民参与裁判を希望する場合は、公訴が決定されてから 7 日以内に申請の意思を表示しなければならない（参与法 8 条の 2）。

る¹⁰。上記の要因による阻害効果を確認するため、国民参与裁判の対象事件に係る受刑者 143 人を対象として調査が研究者によって行われた。その結果、被告人は国民参与裁判の情報と知識が非常に不足している（つまり国民参与裁判のことをあまり知らないうえ、弁護士からの助言や情報提供もほぼない状況）ことにより、国民参与裁判は自分にとってより不利または少なくとも有利ではないと判断し、国民参与裁判制度の適用を忌避したという実態が示された¹¹。

申請主義以外にも、国民参与裁判の実施割合が低調である理由がある。すなわち、韓国の裁判所は、陪審員の安全への憂慮及び一部の共犯者の不同意という法定事由のほかに、国民参与裁判を進行することが相当でないと判断する時にも、被告人の適用申請を却下し国民参与裁判制度の適用を排除することができるのである¹²。図 8.3 の通り、国民参与裁判の申請の排除率は 2008 年から 2011 年までの間に減少していたが、制度開始時の排除率は極めて高かった。2008 年 1 月から 2010 年 4 月までの排除率は 29.1%とピークに達しており¹³、国民参与裁判の開始からおよそ 2 年半までの時期には、3 割弱の申請が裁判所によって却下されていた。このような事態を受けて、国民参与裁判制度の存立が危ぶまれているとして大法院は 2010 年 4 月 27 日に国民参与裁判の申請処理に関する規定を修正し、国民参与裁判を行うことが「相当でない」事由に該当する事情とは、長期間の審判を要する事件等であることを明確に規定し、その内容を限定した。これによって、2010 年の 5 月から 9 月までの間の排除率は 10%以下に減少し、2011 年の排除率も 12.9%の低い水準を維持した。しかし、2012 年の対象事件の範囲拡大によって排除率は上昇し、その後は毎年 15%以上に達している¹⁴。

10 김병수=민영성 (キム・ビョンス=ミン・ヨウンソン) 「국민참여재판의 활성화 방안에 관한 연구 (国民参与裁判の活性化方案に関する研究)」 사법행정 (司法行政) 23 (1) 35-64 頁 (2011 年)。김용호 (キム・ヨンホ) 「국민참여재판제도의 효과적 정착을 위한 입법적 제언 (国民参与裁判制度を効果的に定着するための立法提言)」 원광법학 (圓光法学) 30 (2) 143-176 頁 (2014 年)。김창렬 (キム・チャンレイ) 「국민참여재판제도에 관한 연구 (国民参与裁判制度に関する研究)」 법학연구 (法学研究) 22 (1) 197-227 頁 (2014 年)。

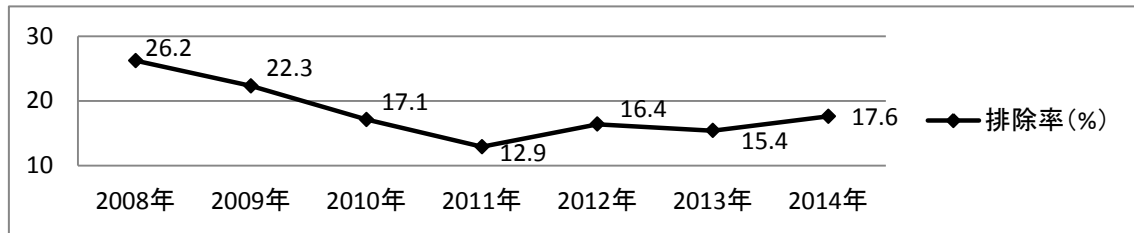
11 심진섭=이다니=박광배 (シム・ジンソプ=イ・ダニー=パク・グァンバイ) 「국민참여재판의 선택과 기피: 수용자 조사 (国民参与裁判の選擇と忌避—收容者調査)」 한국심리학회지: 법 (韓國法と心理学雜誌) 8(1) 1-20 頁 (2017 年)。

12 参与法 9 条。

13 王静琳 「韓國國民參與審判試行五年之實證分析」 司法週刊 1653 号 2 頁 (2013 年)。

14 2010 年 10 月 7 日大法院報道資料、および法院行政処・前掲注 (2) 6 頁参照。

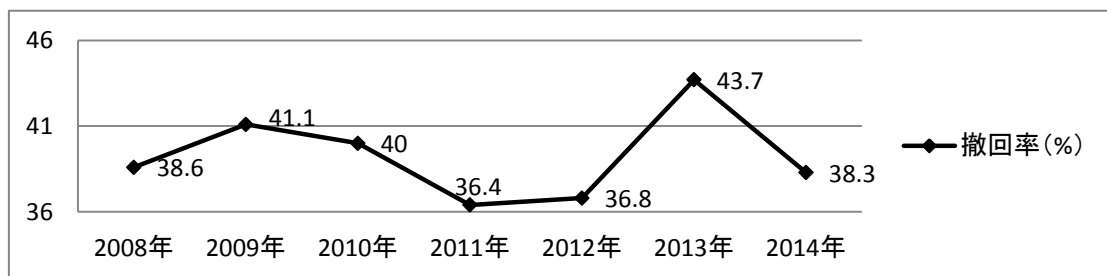
図 8.3. 国民参与裁判の申請排除率（年間推移）



（7年間の排除率は、17.2%。法院行政処『2008-2014年 国民参与裁判制度の成果分析』2頁の表を基に作成した。）

さらに、被告人は国民参与裁判を申請しても、原則公判準備手続が終結して第1回公判期日が開かれる前に申請を撤回することができる¹⁵。国民参与裁判があまり適用されていないもう一つの主な原因は、極めて高い申請撤回率であると思われる。下の図 8.4 によると、2008年から2014年までの7年間、撤回率は40%前後で推移しており、7年間の合計を見ると、3624件の申請のうち1428件が撤回されており、その撤回率は39.4%に達している¹⁶。即ち、この7年間ではおよそ4割の国民参与裁判の申請が被告人による撤回によって取り下げられたことがわかるのである。

図 8.4. 国民参与裁判の申請撤回率（年間推移）



（7年間の撤回率は、39.4%。法院行政処『2008-2014年 国民参与裁判制度の成果分析』2頁の表を基に作成した。）

なお被告人による撤回の理由について、大法院は、①被告人は国民参加裁判が何であるのか被告人がよく分かっていなかった、②被告人は国民参加裁判を申請したが、利益がないと被告人が思った、③被告人は国民参与裁判が自分にとって有利だと思って申請したが、その後その認識が変わった、④被害者が証人として国民参与裁判に出席することを希望し

¹⁵ 参与法 8 条の 4。

¹⁶ 法院行政処・前掲注 (2) 6 頁。

ない、⑤手続きが順調に進まないことを考慮した、という主に 5 つの原因により国民参与裁判の申請を撤回したケースがあることを指摘している¹⁷。

8. 1. 2 国民参与裁判の公判・評議時間

国民参与裁判制度のもう一つの特徴は、高度に効率化した公判と評議の手續である。2008年から2014年までの7年間に実施された1464件の国民参与裁判において、91.6%（1341件）は1日で判決まで終了し、残りの8.4%（123件）のみが2日以上かかった事件となっている¹⁸。

さらに、国民参与裁判の評議も審理終了後直ちに行われ、大部分の事件は第1回公判期日において判決まで宣告されている。下記の表8.1と表8.2が示すように、2008年から2014年までの間に国民参与裁判の評議時間は事件の種類と陪審団の規模によって差があるものの、基本的に100分前後である。全体の平均評議時間は103分で、徐々に長期化していった裁判員裁判の全体平均評議時間と比べ約6分の1の時間しか要していないことから、かなり短いと言えるだろう。

表 8.1. 国民参与裁判の評議時間（自白・否認別）¹⁹

基準（件数）	最大所要時間	最低所要時間	平均所要時間
自白（509）	260分	20分	86分
否認（955）	340分	10分	113分
平均	—	—	103分

（2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された評議に関する集計）

表 8.2. 国民参与裁判の評議時間（陪審団人数別）²⁰

基準（件数）	最大所要時間	最低所要時間	平均所要時間
5人（94）	160分	30分	74分
7人（896）	300分	10分	99分
9人（474）	340分	30分	117分
平均	—	—	103分

（2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された評議に関する集計）

¹⁷ 法院行政処・前掲注（2）16頁。

¹⁸ 法院行政処・前掲注（2）16頁。

¹⁹ 法院行政処・前掲注（2）19頁。

²⁰ 法院行政処・前掲注（2）19頁。

よって、国民参与裁判が導入された初期は深夜まで評議したケースも珍しくなかったことが指摘されている²¹。その理由について、①公判時間の超過、②国民がさらに一日を費やして評議を行うことを厭うであろうと裁判所が配慮したこと、及び③国民もできるだけ公判当日で評議を終わらせることを好むこと、が挙げられている²²。しかし、この評議の進め方は、かえって国民の負担を増やしており、加えて、多くの経験者も長時間の拘束を参加した際に困難であると感じた事項として指摘したため、ソウル中央地方法院によると、裁判所側は最近では公判予定期間をより緩やか（検察・弁護側に要求された時間の1.5倍）に設定する一方、陪審員からの要求がなければ夜間評議の運用をなるべく制限し、2日或いは必要に応じてさらに長い公判期日を設定するという姿勢に変化しているとされている²³。

8. 1. 3 申請主義と効率化した手続に関する再検討

韓国の国民参与裁判制度の実施件数が裁判員裁判より遥かに少ないという実態の背景には、申請主義がもたらした少ない申請件数、裁判所の高い排除率と被告人の高い撤回率などの原因が存在している。7年間の施行状況の推移から見ると、申請主義は一度国民参与裁判制度の存立を揺らがせる実態を惹起しており、一定の弊害も見られたと考えられる。

具体的に言うと、国民の負担を可能な限り回避するという方針の下、複雑な事件の公判は国民参与裁判の性格に合わないと思われたため、申請主義によって事実上排除された。さらに、2013年に大法院が公表した「国民参与裁判制度の最終形態決定」は一定の強制主義の要素を導入したが、裁判所の排除基準は変わっていない。したがって、司法の民主的正統性と透明性の増進という観点から比較的複雑な事件や、裁判官と国民の意見が対立しやすい事件を対象に加えることの必要性を認めているとはいえ、それらの事件に対して国民参与裁判は依然として適用されないままであると思われる。

さらに、国民参与裁判の公判と評議の効率化も申請主義及び裁判所による排除に深く関わっており法曹三者の「努力」と「工夫」或いは「手荒さ」、また「韓国人は気がはやい」という国民性に由来するものであると解釈することは必ずしも適当ではない。むしろ、公

²¹ 今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』42頁（イウス出版、2010年）。

²² この点については、台湾司法院が韓国の国民参与裁判制度を見学した際に、ソウル大学の申東雲教授より指摘をもらった。司法院『司法院103年度韓国国民参与裁判制度考察報告』24頁（2014年）。

²³ この点については、台湾司法院が韓国の国民参与裁判制度を見学した際に、ソウル中央地方法院の裁判官より指摘をもらった。司法院・前掲注（22）39頁。

判と評議過程の効率化は、申請主義と裁判所による排除を通じて、国民に負担が比較的かからない簡単な事件を中心に国民参与裁判制度が適用されるという実態、及び評議の性質（陪審団による評決は拘束力がないこと）によって生じた当然の現象ではないだろうかと考えられる。

申請主義及び裁判所による排除は国民参与裁判制度の最も重要な特徴として、国民参与裁判の実施件数と評議・公判以外に、多くの場面で制度の実施に影響を及ぼしている。申請主義の功罪については以下具体的なテーマに即して検討していくが、国民参与裁判の実施状況または司法を正統化する効果を評価するにあたって、その影響力を看過することはできない。

8. 2 国民参与裁判制度に対する評価

前掲した『国民参与裁判制度の成果分析』（以下『成果分析』と略称する）のほかに、国民参与裁判に関わる一般国民を対象とする調査が国民参与裁判の導入の前後に各 1 回行われた。韓国刑事政策研究院が 2007 年に刑事司法改革に関する調査を行い、その中で国民参与裁判制度の導入に関する内容も若干触れられている²⁴。その後、国民参与裁判制度が施行されて 4 年目の 2011 年に、国民参加裁判制度に対する一般国民の認識と評価を把握するため、ソウル市及び韓国全国 6 箇所の広域市の 20 歳以上 70 歳未満の男女 1300 人を対象とするアンケート調査が行われた。なお、当該調査においては、陪審員・候補陪審員、及び刑事被告人を対象とする調査も行われた²⁵。

8. 2. 1 陪審員経験者による内部者評価

『成果分析』によると、韓国における陪審員の職務遂行に対する満足度は下の一連の表に示された通りである。表 8.3 を見ると、2008 年から 2014 年の 7 年間に於いて、このアンケートに回答した陪審員経験者の 96.7%が自分の職務遂行に満足し、肯定的に評価していることがわかる。

²⁴ 최인섭=황지태 (チェ・インソ=ハン・ジタエ) 『형사정책과 사법개혁에 관한 조사, 연구 및 평가 (I) : [1]사법개혁과 형사정책에 대한 국민의식 조사』(『刑事政策と司法改革に関する調査、研究および評価(I) : [1]司法改革と刑事政策に対する国民意識調査』) (韓国刑事政策研究院、2007 年)。

²⁵ 탁희성=최수형 (タ・ヒソン=チェ・スヒョン) 『형사정책과 사법제도에 관한 연구 (V) -국민참여재판제도의 평가와 정책화 방안-』(『刑事政策と司法制度に関する研究(V)-国民参加裁判制度の評価と政策化方案-』) 167 頁以降 (韓国刑事政策研究院、2011 年)。

表 8.3. 陪審員の職務遂行満足度²⁶

	比率
以前（予想）より良い	62.7%
以前のように（予想通り）に良い	34.0%
以前のように（予想通り）に良くない	1.7%
以前（予想）より良くない	1.7%

（2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計）

また、下記の表 8.4 は裁判手続に対する陪審員の満足度を示している。待機から評議までの四つの手続に対して、概して不満の程度は低い。満足度が高い順に手続の段階を並べると、評議手続、公判手続、選定手続、最初の待機の順となった。

表 8.4. 裁判手続満足度²⁷

	満足	普通	不満足
最初の待機	57.9%	39.0%	3.1%
選任手続	66.7%	31.0%	2.3%
公判手続	72.3%	25.7%	2.0%
評議手続	74.1%	24.5%	1.5%

（2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計）

2011年の4月から7月の間に韓国刑事政策院の研究グループが全国の各地裁を回り、公判終了直後に陪審員・候補陪審員にアンケート調査を配布し、回答後郵送による提出を依頼する方法で陪審員経験者に対する調査を行った。その結果、調査した459人のうち148人の回答を回収することができた²⁸。この調査によると、「また陪審員として裁判に参加したいか」という質問に「参加したい」と答えた人が全体の78%以上を占めていたことがわかった²⁹。加えて、国民参与裁判制度の定着可能性について、76%以上の回答者が肯定的な回答を示した³⁰。このように、陪審員・候補陪審員の国民参加裁判制度に対する認識と態度

²⁶ 法院行政処・前掲注（2）50頁。

²⁷ 法院行政処・前掲注（2）50頁。

²⁸ タ=チェ・前掲注（25）168-170頁。

²⁹ タ=チェ・前掲注（25）289頁。

³⁰ タ=チェ・前掲注（25）294頁。

を見ると、全体的に肯定的な評価がなされていると言える。

しかし、同調査では経験者の回答理由が示されていないうえ、筆者の見る限り、韓国では陪審員経験者に対するインタビュー調査も行われていないようである。『成果分析』に載っている下記の表 8.5 によれば、陪審員が参加によって困難を感じた事項としては、長時間の拘束に対して不快感を覚えると答えた人の比率が 42.6%と最も多かった。法律用語の難解さは 2 番目で、25.3%の経験者が挙げた。その他にも、証拠理解の難しさ、報復などの安全憂慮、及び減収・職場での不利益がそれぞれ 10%前後の経験者によって指摘された。

表 8.5. 陪審員の困難事項³¹

	長期間の拘束	法律用語の難解さ	証拠理解の難しさ	減収・職場での不利益	報復などの安全憂慮
比率	42.6%	25.3%	11.9%	10.6%	9.6%

(2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計)

入手した資料のみでは陪審員経験者の満足・不満足の原因を詳しく解明することはできないが、長期間の裁判による不快感の解消、及び公判がよりわかりやすくなることを目指して引き続き努力する必要があることが認められる。だが総じて言うと、韓国の国民参与裁判制度も日本の裁判員制度と同じように経験者に概ね肯定的に評価されていると思われる。

8. 2. 2 法曹三者による内部者評価

韓国の法曹は国民参与裁判制度の実施効果及び陪審員の活動に対して直接且つ公に評論することを控えているようである。しかし、台湾司法院は国民司法参加制度を自国に導入するため、2012年から何度も韓国の国民参与裁判制度を視察し、法曹三者とも接触している。そのような韓国の制度に対する台湾の各年度の報告³²から読み取れる韓国法曹三者の国民参与裁判制度に対する評価は、法曹三者各立場の公式的な見解を一定程度代表する貴重な資料である。

報告によると、裁判官は国民司法参加制度の導入に関して、国民参与裁判制度の実施以

³¹ 法院行政処・前掲注(2) 51頁。

³² 司法院『司法院 101 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』、『司法院 102 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』、『司法院 103 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』。

前には賛成派がやや上回っており（53%の賛成 v. 39.1%の反対）、大部分の裁判官は 2014 年時点で「国民意見の反映」、「理解増進・信頼向上」、及び「公判中心主義の徹底」の面で、国民参与裁判制度を評価している³³。さらに裁判官は陪審員が真剣に参加していることを評価し、陪審員の参加水準と能力を肯定的に評価したが、他方で「安全弁」としての裁判官による再判断が国民参与裁判制度の暫定措置として必要であるともしている³⁴。一方で、陪審員の評結を尊重すべきであるということが、裁判官の間で既に共有されていたことも指摘されている³⁵。

検察側は国民意見の反映、司法腐敗、法曹の密談と癒着などの不誠実な司法サービスによってもたらされた司法の不正の印象を変えること、裁判官或いは検察官出身の弁護士に委ねると刑事裁判でより有利な結果を得られるという「前官礼遇」の解消、及び無罪率の向上などの面で、国民参与裁判制度の長所を認めた³⁶が、国民参与裁判制度に対して以下の問題点も指摘した。まず、陪審団の結論の勧告的な効力について検察内部で意見は分かれており、国民の意見に明確的な拘束力を付与しなければ、国民参与裁判の意義がなくなってしまうと主張する検察官がおよそ 4 割で、他の 6 割前後の検察官は直接陪審団の意見に拘束力を付与することは極めて危険であるとし、現在の制度の維持を主張している³⁷。次に公判の過度の効率化、つまり審理期間を絞り過ぎているために証拠調べや立証を充分に行っていないことによって、検察の公訴機能を十分に発揮できなくなることについても批判的な意見が出た³⁸。さらに、裁判長の説示による誘導と陪審員が感情に流れやすいことに対して懸念が示された³⁹。なお、国民に検察側の主張や証拠の内容などをより理解させるため、公訴準備の業務の量が従来の 3 から 4 倍ほど著しく増加したことにも言及されていた⁴⁰。さらに、2014 年に韓国法務部は大法院の「最終形態決定」とは別に、独自に作成した国民参与裁判制度の法律改正案を国会に提出した⁴¹。この政府案は、大法院の「最終形態決定」の

³³ 司法院・前掲注（22）6；28；38 頁。

³⁴ 司法院『司法院 101 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』6 頁（2012 年）。『司法院 102 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』41 頁（2013 年）。

³⁵ 司法院『司法院 102 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』7 頁（2013 年）。

³⁶ 司法院『司法院 101 年度韓国国民参与裁判制度考察報告』51-52 頁（2012 年）。

³⁷ 司法院・前掲注（36）48；51；53 頁。

³⁸ 司法院・前掲注（36）48-49 頁。

³⁹ 司法院・前掲注（36）49；52 頁。

⁴⁰ 司法院・前掲注（36）51 頁。

⁴¹ 韓国法務部「国民の刑事裁判参与に関する法律一部改正法律案」（2014 年 6 月 12 日）。この法案を日本語で紹介したものとして、李正培「国民参与裁判制度の施行状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』125-126 頁（中央大学出版部、2015 年）。

内容をほぼ維持する一方で、その中に検事の申請による国民参与裁判の排除、及び被告人又は弁護人が最後陳述において新たな事実や争点を提示した場合検察官にそれに対する意見陳述の機会を新設することを新たに求めるものであった。この法案は国会の審査を通らなかったものの、その内容からは国民参与裁判制度を自分にとって最も有利な形に変化させようとする検察側の姿勢が伺える。

第3章で紹介した立法背景から見ると、国民参与裁判制度の導入について、法曹三者の間に一定の合意があった一方で、陪審制度を提唱した弁護士側の主張もある程度反映されてきた。だが、大韓弁護士会は国民参与裁判制度の最終形態の決定機関である国民司法参与委員会には弁護士が一人としていなかった⁴²ことを理由に、国民参与裁判制度に対して裁判所の公式意見以外の評論を控える姿勢を示した⁴³。さらに、研究者によって弁護士130人の国民参与裁判制度に対する態度が調べられたが、それによると130人のうち85人(65.4%)がどちらとも言えない、33人(25.4%)が否定的な態度、12人(9.2%)が肯定的な態度を持っていることがわかった⁴⁴。このように、国民参与裁判制度の最終形態決定過程において弁護士代表が不在だったこと、及び弁護士が国民参与裁判制度に対してあまり意欲を持っていないことは、韓国と日本とで大きく異なる、興味深い現象である。

なぜ韓国の弁護士は国民参与裁判制度に対して冷淡な態度をとり、あまり関心を示していないのであろうか。その理由について、まず国民参与裁判制度が申請によって適用される制度であるため、陪審裁判に不慣れな弁護士はできるだけ国民参与裁判を選択しない方向で依頼人を説得していくことが挙げられる。さらに、もう一つの理由は弁護士費用に関わると思われる。つまり、国民参与裁判は通常の刑事裁判より業務量が非常に多いため、その場合弁護士の費用も著しく高くなるわけである。国選の場合は通常の費用の5倍(100万韓国元)に設定されているが、私選弁護人の場合には通常の5倍或いはそれより高い費用がかかり、高い弁護士費用を請求するに際して弁護士自身に大きなプレッシャーがかかると指摘されている⁴⁵。よって、私選弁護人の間で採算が取れないことを理由に国民参与裁判を避ける傾向が現れるのも不思議ではない。その結果として、国民参与裁判では、主に

⁴² この委員会は裁判所側の関係者3人、検察側の関係者2人、法学者3人、マスメディア関係者2人、ほかの有識者3人、計11名の委員によって構成された。

⁴³ 司法院・前掲注(36)56頁。

⁴⁴ シム=イ=パク・前掲注(11)14頁。

⁴⁵ 司法院・前掲注(36)59-60頁。同じ理由は、シム=イ=パク・前掲注(11)17頁でも言及されている。

若手の国選弁護人が事件を担当しているようである⁴⁶。2014 年末までに実施された 1464 件の国民参与裁判のうち、80% (1171 件) は国選事件であり、同じ期間の全国第一審刑事必要的合議事件の国選弁護人選定比率は 54.1%であることと比べて国民参与裁判事件の国選弁護人選定比率は非常に高く、この 7 年間の私選弁護人付きの国民参与裁判は 307 件 (21%) に過ぎず、年間平均 50 件未満の「例外中の例外」と言えるであろう⁴⁷。

8. 2. 3 一般国民による外部者評価

国民参与裁判制度を実施する前に、韓国国民の参与意欲に関するいくつかの調査が行われた。法院行政処が 2003 年に行った調査によると、65.2%の被調査者が陪審員を務めることに対して肯定的⁴⁸であり、2005 年の別の調査においては肯定的な態度を持っている人の比率が 83.5%であることが示された。さらに、2007 年に韓国刑事政策院によって行われた調査では、「参加する」との肯定的な意見は 58%を占めた⁴⁹。即ちいずれの調査においても、自分の参加に対して肯定的な態度を持っている人は過半数になることが明らかになったのである。

国民参与裁判制度を実施した後の変化について、『成果分析』では陪審員経験者に対して選任前の参加意思は尋ねていないが、2011 年の韓国刑事政策院の調査の結果によると、3 年余りの制度実施期間を経過したにもかかわらず、一般国民の関心度は未だ高くはないことが分かった⁵⁰。具体的に言うと、陪審員としての参加意思について、「絶対参加したくない (14.4%)」と「参加したくない (41.5%)」との回答者の比率は合わせて 55.9%になったが、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」との回答者の比率はそれぞれに 6.3%と 37.8%で、積極的な意見の合計は 44.1%となり、初めて積極的意見が消極的な意見を下回るよう

⁴⁶ 韓寅燮「韓国の国民参与裁判（陪審員裁判）—官僚司法から市民司法への変化の触媒」法学セミナーNo. 727、64 頁（2015 年）。

⁴⁷ 法院行政処・前掲注（2）、16 頁。307 件の私選弁護人付きの事件のうちに、14 件で国選弁護人と私選弁護人各 1 人が付いていた。

⁴⁸ 「ぜひ参加する」と「できれば参加する」を回答した者の合計である。

⁴⁹ 以上の三つのデータについては、鄭智恵『日・韓における市民の刑事司法参加の比較：国民参与裁判の見直しへの提言』72-73 頁注 101（一橋大学大学院法学研究科博士論文、2013 年）参照。

⁵⁰ タ=チェ・前掲注（25）表 2-28、230 頁。国民参与裁判制度について「全く知りたくない」と回答した人は 3.8%（49 人）、「あまり知りたくない」との回答者は 44.6%（580 人）、「少し知りたい」との回答者は 44.6%（580 人）、「多く知りたい」との回答者は 7.0%（91 人）である。

になった⁵¹。それにしても、韓国の国民の参加意思は、積極的意見が20%以下であった日本と比べ著しく高いと思われる。

上記の4つの調査は対象や方法などがそれぞれに異なるものの、それらを見る限り、国民参与裁判の実施前に行われた調査の結果と比べると、国民の参加意思はこの3年余りの実施を経て急落してしまったとの危機感を覚えざるを得ない。ちなみに、2011年の調査では、国民の参加意思の有無と国民参与裁判制度を知っていることとの間に有意な正相関も見出されている⁵²。

一般国民が陪審員の判断に対して抱く懸念について、2007年と2011年のそれぞれの調査結果を対照すると、下の表8.6に示されたように懸念は依然として高いものの、国民参与裁判制度実施後には若干低下したように思われる。

表 8.6. 陪審員の判断に対する懸念⁵³

	そう思う		そう思わない	
	2007年調査	2011年調査	2007年調査	2011年調査
専門的な能力の不足	63.7%	57.9%	36.3%	42.1%
政治関与・金銭買収に弱い	61.2%	50.0%	38.8%	50.0%
世論の影響を受けやすい	68.1%	58.4%	31.2%	41.6%
個人的な偏見に流れやすい	—	53.4%	—	46.6%

さらに、国民参与裁判制度が韓国において成功した制度として定着する可能性について、48.9%の被調査者は消極的であり、51.1%の被調査者は積極的であったことも2011年の調査によって明らかとなった⁵⁴。しかし、刑事政策院が2007年に行った刑事司法改革に関する調査では、国民参与裁判に対し、「成功する」と予測した人は70.1%（1051人）で、「失敗する」と予測した人は17.1%（257人）だけであった⁵⁵。よって、一般国民は国民参与裁判制度が韓国に定着する可能性について、制度の実施に伴って否定的な態度に移行したと

⁵¹ タ=チェ・前掲注（25）表 2-37、238 頁。このデータは鄭・前掲注（47）の論文にも掲載されている。

⁵² タ=チェ・前掲注（25）245 頁。なお、この調査では、国民参与裁判制度について「全く知らない」との回答の割合が21.9%（285人）で、2007年の調査結果である18.9%に比べて高いことが明らかとなった。

⁵³ チェ=ハン・前掲注（24）チェ=ハン・前掲注（24）80 頁。タ=チェ・前掲注（25）231 頁。

⁵⁴ タ=チェ・前掲注（25）253 頁。

⁵⁵ チェ=ハン・前掲注（24）93 頁。同じ結果が、鄭・前掲注（49）74 頁で紹介されている。

考えられる。さらに、国民参与裁判制度を知っていることは制度の定着可能性への評価に有意な正の方向で影響を及ぼすことも明らかになった⁵⁶。

8. 2. 4 小括

このように、韓国において陪審員経験者は国民参与裁判制度を積極的に評価している一方、法曹三者（特に弁護士会）の態度は日本と比べて若干冷淡であるが、国民参与裁判制度の良さについては肯定的な姿勢を示していると思われる。しかし申請主義のもとで、法曹特に弁護士の国民参与裁判に対する冷淡な態度は、被告人が国民参与裁判を申請するか否かに直接的・間接的な影響を与え、現在の高い撤回率もその態度の反映であろうと思われる。そこで、これからは引き続き実施の経験を踏まえ、国民参与裁判制度を進化させることのほか、如何に弁護士に国民参与裁判制度をより深く理解させ、積極的に活用させるかということが今後の制度実施の成否を左右する課題として、重視されるべきである。一般国民の国民参与裁判制度に対する低い認知度、消極的な参加意思、及び陪審員と国民参与裁判制度の成功可能性に関する懐疑的な態度などから見ると、2011年までの時点について言えば、国民参与裁判に対する肯定的な評価は期待し難いと言わざるを得ない⁵⁷。さらに、経験者と一般国民のそれぞれの評価の差は韓国でも観察された。その理由について、経験者と未経験者の間の情報格差のほかに、国民参与裁判制度を知っている人と比べて知らない人は参加意思と制度の定着可能性への評価がより高いことを鑑みると、やはり国民参与裁判の年間実施件数は少ないがためにこの「前代未聞」の制度が一般国民に未だ受け入れていないことが挙げられよう。したがって、年間実施件数を増加させないことを前提にすると、一般国民の国民参与裁判制度に対する認知度を高めるためには国民参与裁判制度の継続的な広報をしなければならない。そのほか、陪審員の経験を活用し、経験者の良い体験をより広範な一般国民にも共有されるようにすることは、韓国でも求められるべきである。

⁵⁶ タ=チェ・前掲注（25）257頁。

⁵⁷ 筆者の調べた限り、一般国民の国民裁判制度に関して韓国で行われた最新の意識調査は2011年のものである。2011年以降の国民参与裁判制度の実施状況に伴い、韓国国民に新たな意識変容が生じた可能性はあるが、その点についての調査資料がないため、ここではその点について検討することができない。

8. 3 国民参与裁判制度のもとでの国民意識の反映

8. 3. 1 陪審員による公判内容の理解度

『成果分析』によると、陪審員の理解度に関し、2014年未までに88.2%の陪審員が、公判の内容を全部又は大部分理解したと答えている（表 8.7）。よって、国民参与裁判の公判は裁判員裁判より短いとはいえ、韓国の陪審員は日本の裁判員と同じように、基本的に公判の内容を理解することができていると考えられる。

また、2011年の経験者調査によると、法曹三者それぞれの分かりやすさについて、日本と同じような傾向が発見された。下の表 8.8 が示すように、裁判官の説明は最もわかりやすく、その次は検察の証明と主張で、弁護人の弁論は最もわかりにくいという結果となった。三者の比較について、韓国において弁護士と検察官のわかりやすさの格差は比較的になく、日本のほど深刻ではないと思われる。なお、法曹三者の役割遂行への評価について、検察官への評価も弁護士を上回っていることが明らかになった⁵⁸。検察側が内部訓練を実施していることと、弁護士会の国民参与裁判制度に対する冷淡な態度を対照して見ると、検察側の証明と主張がよりわかりやすく、弁護士と比べても経験者により高く評価されていることは、ある意味当然とも言える。

表 8.7. 公判の内容に関する陪審員の理解度⁵⁹

	すべての内容を理解できた	大部分の内容を理解できた	半分くらいの内容を理解できた	ほとんど理解できなかった
比率	27.7%	60.5%	10.9%	0.9%

（2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計）

⁵⁸ タ=チェ・前掲注（25）302頁表 2-91；2-92 参照。

⁵⁹ 法院行政処・前掲注（2）50頁。

表 8.8. 公判の内容に関する陪審員の理解度（法曹別）⁶⁰

	全く理解できない	やや理解できない	少し理解できる	完全に理解できる	合計
裁判官の説明	1.1% 1人	5.6% 5人	20.2% 18人	73.0% 65人	100% 89人
検察の証明と主張	1.1% 1人	16.7% 15人	38.9% 35人	43.3% 39人	100% 90人
弁護人の弁論	2.2% 2人	22.5% 20人	40.4% 36人	34.8% 31人	100% 89人

（韓国刑事政策研究院が2011年に実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計）

8.3.2 陪審員の参与水準

国民参与裁判において陪審員がメモを取ることは可能である点は裁判員制度と同じだが、法廷で直ちに被告人や証人に発問することはできない。他方で、陪審員がメモの形で聞きたい質問を裁判官に伝え、裁判官の口を借りて被告人や証人に聞くという方法で、証人・被告人の尋問に「間接的に」参加することは可能である⁶¹。しかし、国民参与裁判制度のもとで、公判はかなり集中的に行われ、休廷も裁判員裁判のように頻繁にはないため、陪審員が審理過程にどの程度集中できるかは、陪審員の参与水準に関する最大の疑問である。

『成果分析』によると、85.5%の陪審員は審理にほぼ集中できたと評価している（表 8.9）。さらに、裁判官が陪審員の真剣な参与を評価したことを加えて考えてみると、この回答は陪審員による「自画自賛」ではなく、国民参与裁判のもとで、審理の密度は高いものの、陪審員は基本的に真剣に公判を聞いているものと推測される。

⁶⁰ タ=チェ・前掲注（25）300頁。

⁶¹ 参与法 41条の1。

表 8.9. 陪審員の審理への集中の程度⁶²

	大部分に集中した	半分くらいに集中した	ほとんど集中できなかった
比率	85.5%	13.9%	0.6%

(2008年1月1日から2014年12月31日までに実施された国民参与裁判の陪審員を対象とする調査結果の集計)

続いて国民参与裁判の評議過程について論じる。国民参与裁判の平均評議時間は裁判員裁判に比べ著しく短いことから、陪審団の評議は限られた時間において大雑把に行われてしまっているのではないかと懸念された。しかし、筆者は2つの制度上の観点から、単に国民参与裁判の評議時間の短さを理由として陪審団の評議の水準が日本より低いと言うことはできないと考える。

一点目は、申請主義による制度適用という仕組みと裁判所による排除決定の存在である。国民参与裁判は基本的に被告人の申請によって適用され、前述の通り複雑な事件の被告人は様々な動機を持つ、特に弁護人に勧められないことによって、国民参与裁判を選ばない可能性が高い。一方、参与法9条と大法院2010年4月27日の国民参与裁判の申請処理に関する規定の修正に基づき、被告人が申請しても裁判所が排除したケースも見受けられる⁶³。結果として、国民参与裁判が実施された事件は、主として比較的簡単な、一般国民が参加しやすいものに限定されているようである。

二点目は国民参与裁判では量刑に関する評議が裁判員制度と比べ極めて容易だということである。裁判員制度とは異なり、国民参与裁判制度の場合は陪審員による量刑評議は要らず、ただ個人の意見を述べるだけで済む。さらに量刑基準制度が2009年7月から実施されたことで、陪審員の量刑意見に適切な指針が与えられ、評議の時間も大幅に節約されたと思われる。さらに、アメリカの刑事陪審団の評議時間と比較して見ると、国民参与裁判

⁶² 法院行政処・前掲注(2) 51頁。

⁶³ 2008年から2014年の間に、計35件の申請が法院によって「尋問すべき証人が多すぎる、または長期間の審理を要する」との理由で適用排除された。法院行政処・前掲注(2) 7頁。

の評議時間は過度に短いものではないとも言える⁶⁴。

尤も、陪審員経験者が評議において十分に意見を表明したことも、『成果分析』によって看取される。69.9%の陪審員経験者は自分の意見の表明の程度について、「十分に話した」と評価し、「ある程度話した」と答えた人の比率は29.0%で、「ほとんど話さなかった」と答えた人の比率は僅か1.4%であった⁶⁵。しかし、「ある程度話した」との表現は曖昧で、充分とも不十分とも、いずれにも解釈できるであろうと思われる。その他に、サンプル数は少ないが、2011年の陪審員経験者調査にて有罪・無罪の評議において自分の意見表明の程度が尋ねられている。その結果、95%の被調査者（77人）が「十分に陳述できた」と答えた一方で、「不十分であった」と回答した人は僅か4人（5%）であった⁶⁶。さらに、裁判員経験者に対する調査と同様に有罪・無罪の評議における議論の充実度も調査されたが、「充分」と「不十分」と答えた人の比率はそれぞれ86.4%と13.6%である⁶⁷。したがって、国民参与裁判制度のもとでは陪審員の評議も概ね充分に行われていると考えられる⁶⁸。

8. 3. 3 判決における国民意見の反映

国民参与裁判制度のもとで裁判官は原則陪審団の評議に参加しないため、陪審団の意見は、裁判員裁判の判決よりも純粋な「国民意見の反映」と言える。しかし、裁判官の参与は完全には排除されず、例外的に陪審団の評議に参加することも許されるほか、裁判長の説示などによって、陪審員に何らかの影響を与える恐れも存在している。なお、たとえ陪審団の意見が真に「国民意見の反映」と認められるとしても、あくまでも勧告的な効力しか有しないため、どの程度裁判官に受け入れたかについては議論の余地がある。したがっ

⁶⁴ アメリカのワシントン州のキング郡とシアトル市の刑事陪審員への調査により、平均評議時間は4.4時間で、回答頻数が最も高いのは1時間であることが示されている。John Gastil, E. Pierre Deess, Philip J. Weiser, and Cindy Simmons, *THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION*, 77 (2010)。これに対し、国民参与裁判の103分の平均評議時間はアメリカの刑事陪審より短い。国民参与裁判事件のより簡単な性格と両者の公判日数（選任手続を含む）の差（国民参与裁判は1日か2日で公判がほぼ終了するが、アメリカにおける上記調査によると刑事陪審裁判の公判日数の中位数は3日で、平均は4.9日だとされている。）を考えると、過度に短いとは言えないであろう。

⁶⁵ 法院行政処・前掲注（2）51頁。

⁶⁶ タ=チェ・前掲注（25）307頁表2-100。

⁶⁷ タ=チェ・前掲注（25）307頁表2-101。

⁶⁸ 国民参与裁判制度を検討するために実施された「シャドウ・ジュリー」を対象とする研究においても、同様な結論が導かれている。Jae-Hyup Lee et al., *What's Happening in the Jury Room? Analyzing Shadow Jury Deliberations in Korea*, 13 *JOURNAL OF KOREA LAW*, 41, 67 (2013)。参照。

て、本項では、まず裁判官による関与の有無、続いて第一審の裁判官がどの程度陪審団の意見を受け入れ、または排除するかについて、順次検討していく。さらに、控訴審が如何に国民の意見を尊重するかも国民意見の反映に関わる重要な問題として論じていく。

日本において一定数の裁判員経験者が「誘導があった」と批判したのに対し、筆者の見限り、韓国においては陪審員経験者の間で裁判官へのこの種の批判がほとんど出ていない。むしろ、裁判長による説示に対して「助けとなった」という評価が多く見られる⁶⁹。しかし、満場一致の意見に達しない場合、裁判官による意見を聞くことの必要性について、2011年の経験者のうち66%以上の被調査者が「必要がない」と答えている⁷⁰。さらに、同調査によれば、実際に裁判官による評議参与を経験した陪審員経験者の方が、裁判官による評議参与の経験のない経験者よりも多く「必要がない」という意見を示していたが、この差は統計的に有意ではなかった⁷¹。裁判官の誘導によるリスクは法曹実務家と学者によって指摘されてきたが、これを理由に国民参与裁判制度の運営状況を批判した議論は未だなされておらず、さらに「シャドウ・ジュリー」⁷²を対象とする研究において裁判官の関与による影響は報告されてはいるものの、それは統計的に有意なものではない⁷³。その理由として、韓国裁判所が裁判官による関与に係る情報を開示していないため、という可能性も排除できないが、より重要な制度上の理由としては、①陪審団の意見は勧告的効力しか有しないため、裁判官がわざわざ陪審員を誘導する動機が比較的弱いこと、②評議過程において裁判官は陪審団の要求に応じて説明をしていくので、陪審員から見ると誘導されているという感覚を持ちにくいこと、が挙げられよう。

続いて国民参与裁判の結果について、2014年末までに判決が下された1464件の国民参与裁判のうち無罪の件数は114件で、無罪率は7.8%に達し、同一期間における全国第一審刑事合議事件の無罪率(4%)の2倍に近い値であった⁷⁴。さらに、陪審団の有罪・無罪の

⁶⁹ 法院行政処・前掲注(2) 51頁。「助けとなった」と回答した比率は69.6%、「ある程度の助けとなった」と回答した比率は29.0%である。

⁷⁰ タ=チェ・前掲注(25) 305頁表2-100。

⁷¹ タ=チェ・前掲注(25) 306頁。

⁷² この「シャドウ・ジュリー」は、国民参与裁判制度を検証するため、国民参与裁判において本物の陪審団の以外に設けられるもう一つの陪審団である。「シャドウ・ジュリー」も別の裁判官から指揮や説示を受け、法壇に上らない以外に全ての手続は本物の陪審団と同じである。

⁷³ Lee et al., *supra* note 68 at 65-66.

⁷⁴ 法院行政処・前掲注(2) 18頁。しかし、国民参与裁判の無罪率が高くなる原因は、無罪を争う被告人の多くが国民参与裁判を申請するからであるという見解も存在する。韓・前掲注(46) 64頁。

評決を反映した判決は 1359 件で、裁判部との一致率は 92.8%であった。それに対し、陪審団の評決が反映されなかった事件は 105 件で、そのうち逆転有罪（陪審員が無罪評決をしたが裁判部が有罪判決をした）は 97 件、逆転無罪（陪審員が有罪評決をしたが裁判部が無罪判決をした）は 8 件であった⁷⁵。有罪・無罪について、裁判官の意見と陪審団の評決が不一致であった場合、判決に陪審団の評決を却下する理由を記載する義務が法律によって課されているが、現実には 7%強の陪審団の評決が拒否されたことから見ると、第一審の裁判官による排除率は低くないであろうと言える。結果として、裁判官は「認容できる」国民の意見を受け入れた一方、「認容できない」と判断された国民の意見は比較的容易に排除したと思われる。よって、勧告的な陪審団の評決によって裁判官に国民の意見を伝える機会が提供されたという意義は否定できないが、国民参与裁判の判決は相変わらず裁判官の見方に支配されたものであろうと考えられる。さらに、陪審団と裁判部の意見対立によって司法への批判と不信が惹起される恐れは依然として存在しており、国民参与裁判制度または司法全体に対して大きな衝撃を与える可能性も否定できない⁷⁶。

そして量刑の判断については、2014 年末までに有罪判決を宣告した国民参与裁判 1256 件（無罪と公訴棄却は 208 件）のうち、89.3%に当たる 1121 件で陪審員の量刑意見中の多数意見と裁判部の宣告刑量の差が 1 年以内となり、両者の意見はほぼ一致した⁷⁷。陪審団の量刑意見が実際の宣告刑と比べ 1 年以上重い場合は 4.4%にあたる 55 件、軽い場合は 6.4%にあたる 80 件である⁷⁸。しかし量刑意見との高い一致率は裁判部と陪審員が一緒に量刑を討議することによって生じたものであり、さらに 2009 年 7 月以降から明確な量刑基準⁷⁹も存在していることをも踏まえると、必ずしもこのデータによって国民の感覚が量刑に反映されたと結論付けることはできないことに注意する必要がある。

⁷⁵ 法院行政処・前掲注 (2) 21 頁。

⁷⁶ あくまでの推測だが、「竜山惨事」(2009 年に竜山地域の再開発に反対する住民らと警察の衝突により死者 6 名、負傷者 20 名以上が出た事件)の排除決定から見ると、裁判中に大きく社会的注目が集まり、法曹と国民の見方が大きく異なる事件は「国民参与裁判で行われるのは相当ではない」という理由で国民参与裁判の適用が排除されるであろう。

⁷⁷ 法院行政処・前掲注 (2) 23 頁。

⁷⁸ 法院行政処・前掲注 (2) 23 頁。

⁷⁹ 量刑基準制度は従来の量刑の偏差や不公平さを解消するため 2009 年 7 月から実施された。法曹三者、法学者、市民代表、有識者などから構成される量刑委員会は、特定の犯罪類型について、明確な量刑因子・基準を作成した。この制度は国民参与裁判制度を念頭においたものではなく、裁判官裁判にも適用される。なお、量刑基準に拘束力はないが、そこで指定された範囲以外の刑を言い渡す場合には、その理由を判決に明示しなければならない。この制度の紹介は、今井・前掲注 (21) 49 ; 72-74 ; 100-101 頁参照。

最後に国民参与裁判の控訴審について、2013年までの統計を見ると、国民参与裁判の控訴率は81.7%であり、同じ期間の全国第一審の刑事合議事件の控訴率である58.9%より高い⁸⁰。しかし、ソウル中央高等法院によると、実際控訴された国民参与裁判事件は、国民参与裁判が行われなくても控訴の蓋然性が高いので、必ずしも国民参与裁判によって控訴率が上昇したとは言えないことが指摘されている⁸¹。だが、国民参与裁判の無罪率が高いことを考えると、このことを理由に検事が控訴を多く行ったという可能性は否定できないのではないかと考えられる。

2010年の大法院判例⁸²によって第一審の陪審意見に事実的拘束力が付与されたこともあり、2014年末までに控訴審で処理された1098件の事件のうち794件は控訴棄却で、297件は破棄され、破棄率は27.0%であり、同期間の各高等裁判所の第一審破棄率40.8%を大きく下回った⁸³。しかも297件の破棄事件のうち有罪・無罪の事実判断を覆したものは22件のみで⁸⁴、そのうち控訴審で陪審団の判断に逆転される事件が5件あった⁸⁵。このように、大法院判決の宣告のほか、控訴審の処理結果にも国民意見を尊重する傾向が見受けられる。

8. 3. 4 小括

韓国において国民参与裁判の公判は裁判員裁判より集中的に行われ、期間が短いとはいえ、陪審員は基本的に公判の内容をよく理解していることが認められる。さらに、陪審員は限られた時間のなかで、審理に集中し充実した評議を行っているとも考えられる。予想を上回る陪審員の高い参加水準に関しては、法曹の努力を無視してはいけない一方で、申請主義と裁判所による排除を通じて、意図的に陪審員が比較的参加しやすい事件のみに制度の適用が限定されていることがその最大の原因であると思われる。

判決における国民の意見の反映について、国民参与裁判制度においては、そのユニークな制度設計のため、裁判官が意図的に陪審員を誘導するリスクは理論上低いと考えられる。しかし、陪審団の要求に応じたものか否かにかかわらず、裁判官が評議過程において陪審

⁸⁰ 李・前掲注(41) 117頁。なお、この統計項目は2014年度の『国民参与裁判制度の成果分析』には記載されない。

⁸¹ この点については、台湾司法院が韓国の国民参与裁判制度を見学した際に、ソウル中央高等法院の裁判官より指摘をもらった。司法院・前掲注(22) 29頁。

⁸² 大法院2010年3月25日判決(2009年第14065号事件)。

⁸³ 法院行政処・前掲注(2) 42頁。

⁸⁴ 法院行政処・前掲注(2) 24頁。

⁸⁵ 法院行政処・前掲注(2) 21頁。

団に対する説明を通じて陪審員を誘導するリスクを、完全に否定することはできない。さらに、国民参与裁判の無罪率が同じ期間における全国第一審刑事合議事件の無罪率に比べ著しく高いという現象は、一見すると積極的な国民意見の反映の証とも見做されうるが、国民参与裁判制度が申請によって適用されるという制度設計に鑑みると、被告人（または弁護士）が国民参与裁判の方がより無罪判決を得やすいと判断し、意図的に国民参与裁判を選択することの影響を無視してはいけない。実際、7%強の陪審団の評決が第一審の裁判官によって拒否されている。この拒否率を見るに、国民参与裁判制度のもとでの国民意見の反映が形骸化し、さらに国民参与裁判制度に期待されている国民の司法への信頼向上という目標も、裁判官と国民の激しい意見対立により達成できないこととなる恐れがあることも見過ごしてはいけないであろうと考える。尤も、国民参与裁判の控訴審の処理結果をみると、控訴審では国民意見を尊重する傾向があると認められる。

このように、韓国の国民参与裁判制度のもとでの国民意識の反映は、一定程度実現されているが、この「国民意識の反映」は基本的に象徴的な理念に留まると考えられる。2014年末までに7%強の陪審団の評決が第一審の裁判官に拒否されたのも事実なのである。この決して低くない拒否率、つまり105件の不一致判決があるにもかかわらず、当該判決が社会からの大きな批判を現時点で受けていないことを踏まえると、裁判所が一般国民と裁判官とが激しく対立しやすい事件を意図的に排除していることは、この「象徴」としての意義づけを維持し、一般国民と裁判官の間の大きな意見対立を防ぐための重要な手段ではなかろうかと思う。

8. 4 司法への理解と信頼の回復・増進

8. 4. 1 経験者の見方

韓国において陪審員経験者は自分の参加経験を積極的に評価し、刑事司法への理解と信頼を増進する傾向が見られた。国民参与裁判が始動した際、水原地方裁判所は2009年2月に陪審員経験者30名を対象にアンケート調査を行った。同調査において、およそ77.5%の陪審員経験者（23人）が国民参与裁判を経験する以前と比べ、裁判所・裁判官に対してより良い印象を持ったと回答した。また、同年3月5日には「陪審員経験者懇談会」が同裁判所で開かれ、懇談会に出席した陪審員経験者らは、「国民参与裁判によって司法不信が解

消できる」といった意見を述べた⁸⁶。このような司法への理解と信頼を回復・増進させる効果は、日本の裁判員経験者による指摘と同じである。

さらに、2011年の韓国刑事政策研究院による経験者調査では、「国民参与裁判の効果」という項目のもとで、自分の参加経験が「裁判の公正性の向上」、「裁判の透明性の向上」、「判決の信頼性の向上」、「被告人の人権保障」、「国民の法知識の向上」、「国民の遵法精神の涵養」への認識に貢献すると思うかどうかを尋ねられていたが、90.0%以上が肯定的な回答を示していた（表 8.10）。このことからすると、経験者が国民参与裁判に参加することで陪審員経験者が司法への理解を増進させ、信頼を向上させるという効果は、十分に観察されていると言ってよいと思われる。

表 8.10. 国民参与裁判の効果⁸⁷

	全く感じな かった	あまり感じ なかった	少し感じた	非常に感じ た	合計
裁判の公正 性の向上	1 (0.7%)	6 (4.1%)	87 (58.8%)	54 (36.5%)	148 (100%)
裁判の透明 性の向上	1 (0.7%)	6 (4.1%)	69 (46.9%)	71 (48.3%)	147 (100%)
判決の信頼 性の向上	-	13 (8.8%)	70 (47.3%)	65 (43.9%)	148 (100%)
被告人の人 権保障	1 (0.7%)	15 (10.2%)	85 (57.8%)	46 (31.3%)	147 (100%)
国民の法知 識の向上	-	10 (6.8%)	62 (41.9%)	76 (51.4%)	148 (100%)
国民の尊法 精神の涵養	-	13 (8.8%)	69 (46.6%)	66 (44.6%)	148 (100%)

⁸⁶ 今井・前掲注（21）60-61頁。

⁸⁷ タ=チェ・前掲注（25）281頁表2-66。

8. 4. 2 一般国民による期待と国民参与裁判制度の実施効果

第3章では国民参与裁判制度の導入の背景として、韓国国民が司法に対して不満や不信感を抱いていることを紹介したが、国民司法参与制度を導入した後の世論調査結果を見ると、韓国国民の司法機関全般に対する信頼度は依然低いままであるようだ⁸⁸。しかし、韓国国民は裁判官の専門的能力と知識を比較的信頼しており、裁判官が政治などからの外部的介入に抵抗できるとの評価もある程度上昇してきたという報告も見受けられた⁸⁹。このように、司法に対する国民の不信感から国民参与裁判制度が求められたという制度導入の経緯があったとはいえ、国民は基本的には職業裁判官の経験や知識についてある程度信頼を持っており、裁判官は政治などの外部的介入に弱いというイメージも減少しつつあるという傾向もみられるところである。

一方、韓国刑事政策研究院は一般国民が期待している国民参与裁判制度の目的の達成度について、下の表 8.11 が示すように、国民参与裁判制度が「裁判の公正性の向上」、「裁判の透明性の向上」、「判決の信頼性の向上」、「被告人の人権保障」、「国民の法知識の向上」、「国民の遵法精神の涵養」という効果にどのように貢献できるかを調べた結果、すべての効果に対し肯定的な回答が 80%以上を占めることが分かった。したがって、国民参与裁判制度の実施を通じて、一般国民は制度の効果に関し肯定的な評価を下すようになっていると判断できる。

⁸⁸ 大統領直属の社会統合委員会の 2012 年の年次報告書によると、有権者 2000 人を対象として国民意識を調査した結果、政府、国会、裁判所、警察、マスコミ、金融機関など 6 つの公共機関のうち、法院に対する信頼度は 16.8%にとどまり、3 番目に低い結果となった。<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2013/02/21/0200000000AKR20130221010900017.HTML>、2017 年 5 月 23 日閲覧。

さらに、2015 年に OECD 各国で行われた調査によると、司法システムに対して信頼を寄せる韓国国民の比率は 27%で、42 国中 39 位であった。(同調査における日本の結果は 65%で、11 位であった。また、OECD 各国の司法システムに信頼を寄せる者の比率の平均値は、54%であった。)

<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/08/05/0200000000AKR20150805175051009.HTML>、2017 年 5 月 23 日閲覧。

⁸⁹ 「法官に十分な知識と能力がある」との項目に対して、「そう思う」と答えた人の比率は 17.1%、「どちらかと言うとそう思う」と答えた人の比率は 58.3%である。同じ調査における裁判官への信頼に関する項目のうち、「政界や外部の圧力に揺れない」は、「そう思う」と「どちらかと言うとそう思う」に回答した者の比率が 34.6%で最も低い。2004 年の調査時の 20%という結果と比べると、向上していることも分かる。タ=チェ・前掲注 (25) 209-210 頁。

表 8.11. 国民参与裁判制度の目的達成度⁹⁰

	全く感じな かった	あまり感じ なかった	少し感じた	非常に感じ た	合計
裁判の公正 性の向上	4 (0.3%)	174 (13.4%)	913 (70.2%)	209 (16.1%)	1300 (100%)
裁判の透明 性の向上	9 (0.7%)	189 (14.5%)	723 (55.6%)	379 (29.2%)	1300 (100%)
判決の信頼 性の向上	15 (1.2%)	147 (11.3%)	745 (57.3%)	393 (30.2%)	1300 (100%)
被告人の人 権保障	16 (1.2%)	250 (19.2%)	696 (53.5%)	338 (26.1%)	1300 (100%)
国民の法知 識の向上	14 (1.1%)	155 (11.9%)	771 (59.3%)	360 (27.7%)	1300 (100%)
国民の守法 精神の涵養	11 (0.8%)	192 (14.8%)	792 (60.9%)	305 (23.5%)	1300 (100%)

陪審団の意見の効力については、下の表 8.12 に示された通りである。2011 年に 1300 人を対象に行われた調査によれば、有罪・無罪の評決については、60.5%が「参考にさえすればよい」と回答し、量刑判断の場合にその比率は 63.8%で、さらに高かった。罪の有無と量刑の両方において裁判官の独断を許さないとする一方で、陪審団の意見が勧告的効力を付与されればよいと思う傾向を見ると、韓国国民が望んでいることは、陪審団が裁判官の役割を代替することではなく、むしろ裁判官に陪審団の評決を吟味させ、さらに国民の意見を通じて裁判官を制約することであると考えられる。

表 8.12. 陪審団意見の拘束力について⁹¹

	有罪・無罪の評決	量刑判断
陪審員の意見は参考にさえすればよい	60.5% (786 人)	63.8% (829 人)
陪審員の意見を反映しなければならない	35.1% (456 人)	30.8% (400 人)
裁判官が自ら判断しなければならない	4.5% (58 人)	5.5% (71 人)
合計	100% (1300 人)	100% (1300 人)

⁹⁰ タ=チェ・前掲注 (25) 231 頁表 2-29。

⁹¹ タ=チェ・前掲注 (25) 236 頁表 2-34。

たとえ一般国民が陪審団の意見に拘束力を持たせない制度を望んでいるとしても、必ずしも韓国国民が裁判官による判決を無条件に受容していくということにはならない。研究者は、実際に裁判官が陪審員の有罪意見を覆して無罪とした放火殺人事件を素材として、アンケート調査を行った。そこでは、無作為で抽出された 500 人の有権者を 4 つのグループに分け、異なるケース・シナリオ（裁判官のみの裁判バージョン、陪審団のみの裁判バージョン、国民参与裁判のもと裁判官と陪審団の判断が一致したバージョン、国民参与裁判のもと裁判官と陪審団の判断が分かれたバージョン）を読ませた上で、いくつかの事項について尋ねている。その結果、判決主体の数（1 つまたは 2 つ）と種類（裁判官または陪審団）に比べ、裁判官の判決と陪審団の評決意見とが一致するかどうかということは、被調査者の判決受容の程度に最も強く影響を及ぼし、かつ統計的に有意な唯一の要因であることが明らかになり、さらに心理学の ELM（精緻化見込みモデル）を用いた解釈が加えられている⁹²。判決の評価に対して一般国民はそもそも必要な情報と能力が欠如しているため、中心ルート（理解し詳細に検討する対応）より周辺ルート（主観的なイメージなどによって形成される対応）によって対応するのが普通である。従って、人々が周辺ルートを使うと、陪審団の判決が勧告的効力しか有しない現行の制度は必然的に判決の信頼度を害するものになりうる。実際の裁判の場合、マスメディアの報道などによって断片的、偏向的な情報を提供されると、判決への信頼はさらに害されるであろうとも考えられる⁹³。したがって、韓国における陪審団の評決が直接拘束力を有することは、憲法上、ほぼ不可能であると思わざるをえないが、陪審団の評決に事実上の拘束力を認めるようにすることは、国民参与裁判の発展のために非常に有益な方策であろうと思われる。

続いて模擬裁判により、幾つかの興味深い現象も発見された。第 1 に、裁判官と陪審団の両者の判決はともに信頼に値すると回答した人の比率は、判決の仕方に関わらず、4 つのグループ全てにおいて半数以上を占めていた（56%から 52%、平均は 54%）。第 2 に、裁判官または陪審団が単独で判断する場合、より多くの被調査者は他方の異なる意見を信頼すると答えた。第 3 に、裁判官と陪審団の意見とが分かれたケース・シナリオを読ませたグループでは、陪審団の判断を信頼する人の比率は 9.6%（12 人）であったのに対して、裁判

⁹² Kwang-Bai Park et al., *The Effect of Double Judgments on Public Confidence in Court Decisions For the Trail by Citizen-participation in Korea*, 38 INTERNATIONAL JOURNAL OF LAW, CRIME AND JUSTICE. 166, 168-171 (2010)

⁹³ Park et al., *supra* note 92 at 171-173.

官の判断を信頼する人の比率は 18.4% (23 人) であった⁹⁴。これによって、韓国国民が勧告的効力しか有しない陪審団を望むということについて、人を裁くという重責を回避したいということ以外の別の理由が明らかになった。つまり、韓国国民は単独で判断する裁判主体に対してより強い不信感を持っており、裁判官と陪審団との相互制約を求めるが、恐らく陪審団による判断と比べると裁判官による判断をより信頼しているのだと考えられるのである。

韓国において、国民参与裁判制度（陪審団）は裁判官及び裁判過程の監視手段として国民に重視されており、決して裁判官による裁判を超える存在ではないことがわかる。故に、裁判官と陪審団の意見が一致しない判決が下されても国民から大きな反発を受けなかったことは何ら不思議なことではないと考えられる。とはいうものの、裁判官の意見が国民の意見と対立しやすい事件の場合には、陪審団の意見を裁判官が比較的簡単に無視する国民参与裁判制度は国民からの批判を浴びる可能性が高い。しかし、国民参与裁判が「できるだけ国民に負担がかからないよう」に運用されているという特徴、及び申請主義、裁判所による排除によって、実際には国民が関心を寄せやすい事件に国民参与裁判制度はなかなか適用されていないのが実情である⁹⁵。

8. 4. 3 小括

このように、司法への理解と信頼の回復・増進について、国民参与裁判の場合、経験者と一般国民の両方で積極的な効果が見られたが、同じ評価項目に対して一般国民の評価は経験者より低い傾向も見受けられる。一方、司法全体への理解と信頼の回復・増進の効果は、国民司法参加制度への評価と同じように、経験者と一般国民の間に効果の差が存在しており、波及効果は未だ不十分であるように思われる。

さらに国民参与裁判制度を導入後、一般国民の刑事司法全般への信頼度は僅かに上昇する傾向が見られるものの、依然として低い水準で推移していることも事実である。したがって、制度実施の期間がまだ浅いという要因を無視できないとはいえ、「例外中の例外」と言える国民参与裁判制度がどの程度刑事司法全般に効果をもたらしたかということは制度の構造に関わる問題として、十分に検証しなければならない。しかし、韓国において一般国民が司法をあまり信頼していないにもかかわらず、国民参与裁判制度の信頼増進効果に

⁹⁴ Park et al., *supra* note 92 at 170.

⁹⁵ しかし、前記の「竜山惨事」の排除決定自体がかなり批判され、これによって国民参与裁判制度自体も大きな批判を受けた。

対しては極めて肯定的に評価している現状をどのように解釈すべきであろうか。一般国民の国民参与裁判制度に対する肯定的評価からすると、年間実施件数が少ない国民参与裁判は確かに刑事司法の「例外」であると思われるが、少なくともそれ自体が韓国国民の信頼を集め、司法を正統化する「象徴」として受け入れられていると思われる。しかし、司法の全般への信頼向上に対して、国民参与裁判制度による「拡散効果」は未だ不十分であることは認めざるを得ない。

なお、陪審団の評決の効力を勧告的なものと定めることについて国民がそのように希望しているとしても、裁判官による判決と陪審団による評決との不一致によって、裁判、さらには司法の信頼が害されるリスクは解消されていない。尤も、2014年までの7年間の実施を経て7%強の不一致率となっているとはいえ、申請主義及び裁判所による排除が行われていることで、国民参与による判決に対する信頼性の危機は現時点では現れていないようである。国民参与裁判制度の申請主義と、可能な限り国民に負担がかからないようにするという性格、及び国民意見の反映というより裁判官の監視を国民が重視している傾向からすると、国民参与裁判制度は、(刑事)司法全般への理解と信頼の回復・増進を求める改革策というより、むしろ単に一つの「象徴」として司法の信頼性をアピールする制度として理解するほうが正しいだろうと考えられる。

8. 5 刑事司法改革の進行

韓国において当事者主義に向けた刑事司法制度改革は、国民参与裁判制度とほぼ同時に施行されたが、国民司法参加の契機として導入されたとは考え難い。それは国民参与裁判制度と平行して進められ、刑事訴訟法改正の形で国民参与裁判だけでなく刑事司法全般の是正を目指している。

しかし、2007年の刑事訴訟法改正を通じて、弁護人の被疑者尋問の立会権、取調べ可視化の明文化、証拠開示制度、及び捜査機関が作成した調書に対する厳格な規制が導入されたが、この一連の当事者主義に向けた刑事司法制度改革は国民参与裁判制度の導入と完全に無関係であるとは言えない。当事者主義に向けた刑事司法制度改革は、国民参与裁判制度を念頭に置いて行われたとも指摘されている⁹⁶。さらに、今までの成果として、当事者主義に向けた刑事司法制度改革があったために国民参与裁判は順調に実施されており、国民参与裁判では当事者主義もより実現し、徹底されていくとも思われる。したがって、本節

⁹⁶ 申東雲「講演 韓国における刑事司法改革」刑法雑誌 48 卷 2 号 181 頁 (2009 年)。

は韓国における国民参与裁判制度と当事者主義に向けた刑事司法制度改革との影響、及びその効果について、日本と比較しながら議論していく。

8. 5. 1 裁判の迅速化

比較的重大な刑事事件の場合には被告人の勾留更新回数に上限がない日本⁹⁷と異なり、韓国において裁判所による公訴申立後の拘束期間が6ヶ月を超えることはないため⁹⁸、裁判所は6ヶ月以内に判決を下さなければならない。このため、韓国においては刑事裁判の長期化は存在せず、国民参与裁判の導入によって刑事裁判を迅速化させるという考えはそもそも主張されなかった。さらに2008年の新刑事訴訟法には、審理が二日以上続く場合には、原則的に毎日連続的に開廷して、審理しなければならないという集中審理原則も規定された⁹⁹。結果として、公判前整理手続などの準備期間を合わせて、国民参与裁判は受理から判決まで平均90日ぐらいの時間を要したが、これは全国第一審刑事合議事件の平均所要時間とほぼ同じとなっている¹⁰⁰。

8. 5. 2 公判中心主義の実現

国民参与裁判制度の実施に先立って、もう一つの「国民のための司法」を目的として行われている事業である「わかりやすい法令づくり」が2006年から開始された。この事業によって、法律表記を原則的にハングル化したほか、法律の分野で多用されていた難しい漢字語、日本語由来の単語、縮約してわかりにくい単語もこれを機に、韓国語として自然且つわかりやすい表現に変更された¹⁰¹。加えて、2008年から施行された新刑事訴訟法では、口頭弁論主義も公判手続の基本原則として明文化された¹⁰²。これによって、公判中心主義は全ての刑事裁判において大幅に強化されたと思われる。

国民参与裁判の法廷においては、被告人に対する尋問はもちろん、全ての証拠調べも行われ、陪審員は完全に法廷で見聞きしたことによって判断を行っていくことになると思わ

⁹⁷ 刑事訴訟法 60 条 2 項、および 89 条 1 号。

⁹⁸ 韓国刑事訴訟法 92 条の 1、2。拘束期間は 2 か月とする。特に継続する必要がある場合には審級ごとに 2 回に限り、裁判所決定で更新することができる。更新した期間も 2 月とする。

⁹⁹ 韓国刑事訴訟法 267 条の 2。

¹⁰⁰ 司法院・前掲注 (36) 47 頁。

¹⁰¹ 白井京『『わかりやすい法令』と『量刑基準』—裁判員制度の条件整備』国立国会図書館調査および立法考査局 編集『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』No. 240-1 (2009 年)。

¹⁰² 韓国刑事訴訟法 275 条の 3。

れる。しかし、被告人尋問先行に関して、韓国は被告人尋問を先行すると陪審員に過度な予断を与える恐れがあると判断しており、この点は日本と大きく異なる¹⁰³。韓国では、刑事訴訟法改正を通じて、従来は証拠調べ手続に先立って行われていた被告人尋問を、証拠調べ手続の後に行うこととした。そして、調書の接触制限について、裁判官と陪審員はともに調書に予め接触できないと規定されたが、実際には裁判官が公判前整理手続を通して調書などを予め閲覧する可能性が日本と同様に存在する。したがって、現時点では陪審員経験者による報告は未だ見られないものの、理論上は国民参与裁判制度のもとでも、裁判官と陪審員の間には情報格差が存在していると考えられる。

法廷における変化について、法曹三者、特に検察側は従来と比べ陪審員により配慮しながら公判を行っている。法廷用語の簡易化はもちろん、できるだけ親切・わかりやすい形で、陪審員に対して説明していく場面もよく見られる¹⁰⁴。さらに、従来の証人・被告人に対する威圧的な尋問も陪審員の不快感を惹起しないようにするという理由で取り止められた。特に国民参与裁判に対応するため、検察の公判部も3ヶ月半の専門訓練を導入し、国民参与裁判を経験した検察官以外に、元テレビアナウンサー、コンサルティングの業者などの話術のプロも招致し、検察官に対してスピーチ、弁論などの訓練を行った¹⁰⁵。そして、法廷においては日本と同様に写真・ビデオ、プレゼンテーションソフトウェアなどが検察・弁護側双方により積極的に利用され、陪審員の視覚に訴える証拠調べが実施されている。弁護側のプレゼンテーションのほうは整理されて分かりやすいとの評価も見られる¹⁰⁶。なお、裁判官の説示においても、用語の簡易化に注意が払われており、陪審員が充分に理解できるような形で行われている。これによって、国民参与裁判においては公判中心主義、口頭主義、直接主義が重視されていると言える。

8. 5. 3 刑事訴訟制度の改革

当事者主義に向けた刑事訴訟法改正には、国民参与裁判制度の実施のために設けられた内容も存在しており、さらに国民参与裁判制度の実施に伴い、刑事司法に関する新たな変

¹⁰³ 申・前掲注(96) 187頁。

¹⁰⁴ 例えば交通事故の裁判の場合、Google 地図を法廷のパネルで映しながら事故の起こった場所を詳細に説明することが多くなっていることが指摘されている。韓・前掲注(46) 68頁。

¹⁰⁵ 司法院・前掲注(36) 53-54 ; 97-98頁。

¹⁰⁶ 山内雅哉「韓国「国民参与裁判制度」の調査報告」『LIBRA』2009年3月号 35頁(2009年)。

化も出てきた。

まず、陪審員が法廷で見聞きしたことのみに基づいて心証を適切に形成させていくためには、証拠規則を再編し、調書の証拠法上の地位を弱めることが必要となる。新刑事訴訟法は法規範の統一性の観点から、裁判官裁判にも国民参与裁判の証拠規則をそのまま適用することにした。司法警察作成の調書の証明力は検察官作成の調書と比べ低いものと規定された一方、捜査の透明性と適法性を確保するため、「調査者証言制度」も導入された¹⁰⁷。韓国においては以前から取調可視化が試行されていたが、2008年の新刑事訴訟法によって全過程録画を明文化した。映像録画物の証拠上の位置付けについては、基本的に日本と同様、取調べの可視化が供述の任意性に関する水掛け論を未然に防ぐために導入されたものであることを踏まえ、また従来の調書裁判が「録画裁判」へと転換することを防止するという観点から、録画物の証拠能力は厳格に制限され、実質証拠（本証）としての使用は許されないとされている¹⁰⁸。

次は証拠開示制度の変化である。元々韓国の刑事訴訟法には証拠開示制度が明確に規定されてはいなかったが、裁判所は証拠開示を弁護人の閲覧権の応答として理解していた。したがって、弁護人は法的な根拠はないものの、個人的なルート（司法研修所の同期または知り合いの裁判官など）を通じて検察側に提出された調書の内容（またはその一部）を閲覧することができた。しかしその後、起訴状一本主義の導入に伴い、検察側が被告人尋問先行により公判の前に起訴状と証拠の標目一覧表のみを裁判所に交付するようになったことで、弁護側が裁判所を経由して調書の内容を閲覧することはできなくなってしまった¹⁰⁹。それに対して、2007年に改正された新刑事訴訟法は集中審理を図るため、公判前整理手続と合わせて、証拠開示制度も併せて導入した¹¹⁰。これによって、韓国の証拠開示は日本より徹底され、弁護士の機能もより強化されたと評価できる。

最後に挙げられる動向は、検察による偽証取締りの強化である。国民参与裁判制度導入の前から、韓国の第一審刑事裁判の無罪率が徐々に増加する傾向が既に現れていた¹¹¹。さ

¹⁰⁷ 申・前掲注（96）188頁。

¹⁰⁸ つまり、録画物の使用は供述調書の実質的成立の立証（韓国刑事訴訟法312条2項）および記憶喚起のため（同法318条の2第2項）に用いる場合に限られる。前注189頁、今井・前掲注（21）103-104頁。

¹⁰⁹ 司法院・前掲注（35）、13頁。

¹¹⁰ 韓国刑事訴訟法266条の3、4。被告人または弁護人は、調書または証拠物の閲覧・転写を申請することができる。

¹¹¹ 2005年の無罪率は1.07%で、2006年は1.20%、2007年は1.48%、さらに2008年には1.70%となった。今井・前掲注（21）102頁。

らに、国民参与裁判制度の実施とともに刑事訴訟法が抜本的に改革され、裁判官裁判も公判中心主義を貫いて審理を行うようになった。しかし、韓国において偽証と証拠隠滅の罪が日本より多発し、国民参与裁判を導入する直前から年間検挙人数が激増した（表 8.13）。

表 8.13. 偽証と証拠隠滅の罪の年間検挙件／人数¹¹²

	2006 年	2007 年	2008 年
韓国	1060 人	1469 人	1837 人
日本	374 件	314 件	279 件

この背景に鑑み、韓国大検察庁は、偽証と証拠隠滅の罪の増加は公判中心主義の弊害になると考え、偽証と証拠隠滅により陪審員が判断を誤る事態を防ぎ、公判中心主義及び国民参与裁判制度を定着させるために、国民参与裁判の場合では「偽証すれば必ず処罰する」という取締強化の姿勢を表明している¹¹³。

8. 5. 4 国民参与裁判による「実体的正義」の実現

一般国民と職業裁判官と一緒に評決する裁判員制度と比べて、国民参与裁判制度のもとでは裁判官は最終的に陪審団の意見をチェックしても、原則的に、陪審団と裁判官の評決はそれぞれに独立して作成されたものである。そこで、素人である陪審団が実体法（刑法）を適正に実現できない、及び裁判官が恣意的に陪審団の意見を無視するといったリスクは裁判員制度よりも高いと考えられる。2014 年末時点では、陪審団による判断が基となった冤罪・脱罪事件に関する報告は依然として見当たらないが、陪審団は常に「正確」に判断することができるわけではない。第一審裁判官が陪審団の意見を拒否した 105 件の裁判とは別に、陪審団の評決と一致した第一審判決のうち、17 件で控訴審において有罪・無罪の判断が覆された¹¹⁴。したがって、裁判官が恣意的に陪審団の意見を拒否するかどうかは別の話として、少なくとも陪審団が誤判を起こしてしまったのではないかと、素人によ

¹¹² 韓国のデータについては、前注 102 頁参照した。日本に関する数値は、偽証罪と犯人蔵匿証拠隠滅罪とを合わせた件数である。警察庁『平成 18 年の犯罪』31 頁、『平成 19 年の犯罪』32 頁、『平成 20 年の犯罪』33 頁。ちなみに、裁判員裁判の実施後の検挙件数について、2009 年は 255 件、2010 年は 235 件で、韓国の急増に対して、日本は減少傾向が見られる。

¹¹³ 今井・前掲注 (21) 103 頁。

¹¹⁴ 上告審による再逆転について、同じ期間において上告審によって第二審の判断が破棄された事件は 4 件あり、そのうち陪審団の評決を再逆転した事件は少なくとも 1 件（2009 ド 14065 号事件）ある。

る「実体的真実の発見」に対する懸念は、決して杞憂ではないだろうと思われる。

陪審団と裁判官が同じ事件の事実判断（罪の有無）について対立することに関する実証研究はアメリカで発達している。1960年代に Harry Kalven, Jr. と Hans Zeisel は陪審裁判の訴訟記録と当時事件を担当した刑事裁判官へのアンケート調査を用い、陪審団と裁判官それぞれの事実判断の差異を研究した。彼らは、陪審団が裁判官と比べてより無罪と判断しやすい傾向があることを発見し、裁判官と陪審団の判断の違いは陪審団の事実認定の誤りではなく、「合理的な疑い」に対する理解の違い、証拠を裁判官とは別の立場から評価すること、及び被告人のことをより重視し、法に対して不同意を示す傾向などによって生じたことを示した¹¹⁵。およそ50年後、Theodore Eisenberg らは新たな刑事事件のデータベース（NCSC）を用い、証拠の強さ（Evidentiary Strength）に着目し Harry Kalven と Hans Zeisel の研究を進展させた。その結果、陪審団と比べて検察・弁護側の証拠の強さが同じ、また検察側の証拠がより強い場合に裁判官がより有罪と判断しやすいが、検察側の証拠がより弱い場合には裁判官が逆により無罪と判断しやすいことが示された。さらに裁判官と陪審団の判断の一致率は、証拠の強さと正の相関がある一方、証拠と法律の複雑性からの影響を受けているとの知見は見出されなかった¹¹⁶。この二つの研究によって、陪審団と裁判官との意見の食い違いは、素人の事実認定の能力が職業裁判官に比べて劣るからというわけではないことが分かる。

比較的新しい研究として、統計学者の Bruce D. Spencer が、ある（罪の有無に関する）判断が「客観的真実」と一致するかどうかは知り得ないものの、統計学上裁判官と陪審団の判断の一致率を用いて、陪審団と裁判官の判断がそれぞれにどの程度「客観的真実」に近づいたかを推計することができると主張し、さらにその公式も作った¹¹⁷。続いて、彼は、上述した Theodore Eisenberg らの研究で使われたデータ（あまり代表性がないサンプルだ）を用い、「真実の発見」に対して陪審団と裁判官はそれぞれに長所と短所があることを統計学の立場から指摘した。つまり、裁判官による判断は脱罪と比べて冤罪の誤判をより起こしやすいに対して、陪審団が判断する場合に冤罪は起こりにくい、脱罪は起こりや

¹¹⁵ Harry Kalven, Jr. and Hans Zeisel, THE AMERICAN JURY 106-111, 328 (1966).

¹¹⁶ Theodore Eisenberg et al., *Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: A Partial Replication of Kalven and Zeisel's The American Jury*, 2 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 171 (2005).

¹¹⁷ Bruce D. Spencer, *Estimating the Accuracy of Jury Verdicts*, 4 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 305, 310-314 (2013).

すいとしたのである¹¹⁸。

韓国の研究グループは Eisenberg らと Spencer の研究を手本として、2008年1月から2010年10月までに判決が言い渡された323件の国民参与裁判を対象とし、陪審団の評決と裁判官の判決の一致率から、国民参与裁判における陪審団の「実体的真実」発見に関するパフォーマンスを検証した。その結果、国民参与裁判のもとでも、裁判官と陪審団はそれぞれに長所と短所があり、裁判官は冤罪の方向での誤判をよりしやすい一方、陪審団は脱罪の方向での誤判をよりしやすいという Spencer の研究と同じ結論が得られた¹¹⁹。そのほか、証拠の強さは陪審団と裁判官の判断の一致率に正の相関がある一方、事件の複雑さなどは陪審団と裁判官の食い違いに影響を及ぼさないことも報告された¹²⁰。

上記の一連の知見によって、国民参与裁判制度のもとで、陪審団は決して裁判官と比べ「実体的真実の発見」の面で劣る存在ではないと考えられる。さらに、より重要なのは陪審団による判断と裁判官による判断がそれぞれに長所と短所を有するという点である。この意味で、陪審団の意見を決して軽視してはいけないほか、一般国民と職業裁判官の意見をうまく活用し、両者が納得できる判断を求めることは、「実体的真実の発見」にとって最善のやり方であると言えるかもしれない。

8. 5. 5 小括

国民参与裁判制度は、その運用上の制限によって韓国の刑事司法全体に対して影響を及ぼすことはあまり期待できないであろうと思われるが、別の文脈で発展したはずの韓国の刑事訴訟法改正は国民参与裁判制度を念頭に置いて行われたとされる。これによって、多くの当事者主義に向けた改革が刑事訴訟法改正によって全ての刑事訴訟の範囲において実現された。このような当事者主義に向けた改革は国民参与裁判制度と一見して直接的な関係がないと考えられるが、国民参与制度の導入が韓国の刑事訴訟法改正に与えた実質上の影響を無視してはいけない。

国民参与裁判の法廷における公判中心主義、直接主義、口頭主義の審理の遂行、及び法曹の努力と変化は日本の裁判員裁判の場合と同様に見られる。しかし、被告人尋問が先行するかどうかをはじめ、取調べ可視化の録画物の証拠能力と証拠開示制度の理解とやり方

¹¹⁸ Spencer, *supra* note 117 at 327.

¹¹⁹ Sangjoon Kim, et al., *Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: The First Three Years of the Korean Jury System*, 10 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES, 35.

¹²⁰ Kim, *supra* note 119 at 44-46.

の変化など、細かい刑事手続について、韓国は日本と異なった理解を示していることにも注意しなければならない。

国民参与裁判による「実体的真実の発見」について、陪審団の判断と裁判官の判断はそれぞれに長所と短所があり、決して陪審団は裁判官と比べ劣っているわけではなく、より誤判しやすい存在でもない。さらに、「実体的真実の発見」にとって、陪審団と裁判官双方が納得できる判決は最も良い選択肢になりうるかもしれない。したがって、裁判員制度のもとで実現された一般国民と職業裁判官の意見交換は極めて重要な意義を有すると考えられる。

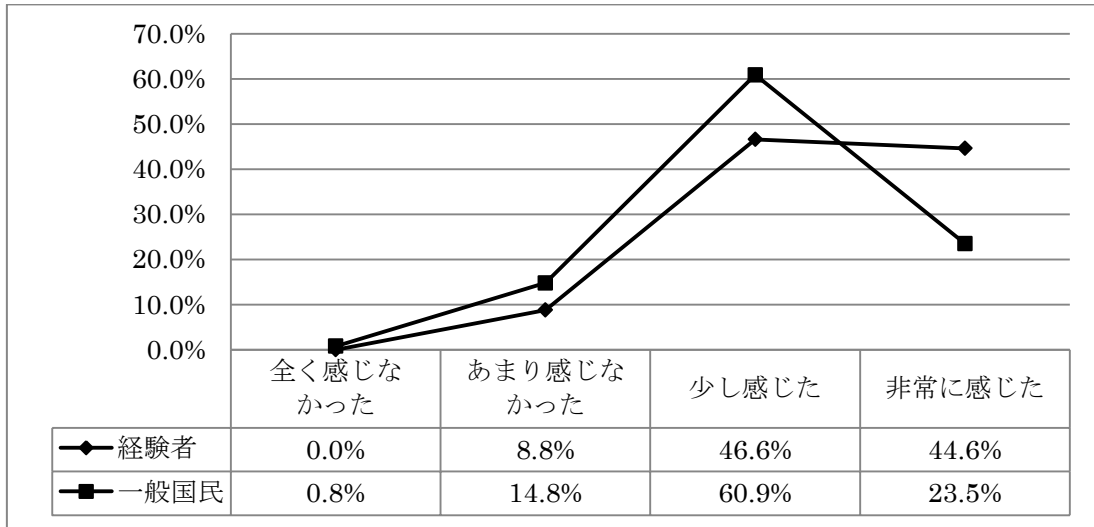
8. 6 民主的教育効果

最後に、国民参与裁判制度による民主的な教育効果について議論する。韓国も裁判に参加した国民に守秘義務が課されるため、陪審員経験者に接触することは容易ではないが、日本とほぼ同じ時期に国民司法参加制度を導入した韓国において、国民参与裁判の事件数と経験者数は日本より少なく、短い実施期間で民主的教育効果が現れることはあまり期待できないように思われる。

今までの各調査は国民参与裁判制度の民主的教育効果に直接に関わる内容を尋ねてはいなかったが、前記の国民参与裁判制度による「国民の遵法精神の涵養」という項目に対する経験者と一般国民のそれぞれの回答からして、経験者が一般国民と比べ「国民の遵法精神の涵養」をより感じたことがわかった（図 9.5）。したがって、少なくとも一般国民は裁判に参加することによって、尊法に関する意識が養われたと認められるであろう。さらに、2011年の一般国民調査では、陪審員として参加したいと回答した574人にその理由を聞いた結果、「国民主権の行使」という理由が選択される割合が最も高いことが分かった¹²¹。これによって、韓国国民は国民司法参加制度に対する主体性意識は日本国民より高いであろうと思われる。

¹²¹ タ=チュ・前掲注(25)246頁。「権利意識のため」が94.4%と最も高く、その次は「市民としての使命感のために」(92.3%)、「裁判に対する好奇心のために」(90.9%)、「欠席の科料」(71.8%)の順である。

図 9.5. 国民の尊法精神の涵養：経験者 v. 一般国民



(韓国刑事政策研究院が 2011 に実施された調査結果の集計を基に作成した。

経験者 N=148、一般国民 N=1300。)

残念ながら、筆者の知る限り韓国においては陪審員経験者へのインタビューに基づく研究や調査は未だ行われておらず、国民参与裁判制度が経験者にもたらした民主主義的な教育効果を対象とする実証研究も発表されていない。しかし、韓国において国民参与裁判制度は社会民主化を背景に導入されたため、民主主義の意義と効果に関する研究は大変重要であり、国民参与裁判の民主主義的な意義、及びその効果に関する研究の必要性は既に認識されていると思われる¹²²。一方、陪審員経験者の守秘義務と接触の制限が存在するが、例外として研究のために陪審員経験者に接触することは許されている¹²³。たとえ大規模調査を行う際に個人情報保護による制限¹²⁴があっても、今後は条件を整えた上で国民参与裁判の民主主義の教育効果に関する研究が活発に行われることが十分に期待されうると考えられる。したがって、このテーマに関する研究をめぐって韓国の研究者が直面している主な障害は、国民参与裁判件数と陪審員経験者の希少性ではないであろうか。

¹²² 차동언 (チャ・ドンオン) 「국민참여재판 (배심제) 이 민주주의 발전에 미치는 영향차동 언법무법인 화우 변호사 (国民参与裁判 (陪審制) が民主主義の発展に及ぼす影響)」 서울대학교 법학평론 (ソウル大学法学評論) 第 5 卷 181-189 頁 (2015 年)。

¹²³ 「参与法」 51 条 2 項但し書きに、研究による例外 (「研究に必要な場合はこの限りではない」) が定められている。

¹²⁴ つまり、法院側から陪審員経験者の名簿と連絡先をもらうため、かなりの時間を要する一連の個人情報公開申請手続きを行わなければならない。

8. 7 国民参与裁判制度による司法正統化効果への評価

前記した国民参与裁判制度の実施状況から見ると、国民参与裁判制度は、比較的順調に実施されており、2013年に公表された「最終形態」によって韓国に定着したと思われる。しかしながら、国民参与裁判制度の年間実施件数は申請主義の採用もあって少なく、国民の負担の軽減を図る性格と裁判所による排除によって主として比較的簡易な事件に適用対象が絞られているのである。そのため、韓国において国民参与裁判制度は司法を正統化する「象徴」と認められ、一定の正統化効果をもたらしたものの、(刑事)司法全体に及ぼした正統化効果は大きくないと認めざるを得ない。

国民参与裁判制度は経験者に高く評価されているが、一般国民は陪審員として裁判に参加する意欲がまだまだ低く、陪審員への不信感も深刻化している。国民司法参加制度自体への評価について、経験者と一般国民との間の差は韓国でも観察されている。その上、韓国にとってより大きな問題は法曹三者の国民参与裁判制度に対する態度である。日本の法曹三者が積極的に裁判員制度を受け入れたのに対して、韓国の法曹、特に弁護士は国民参与裁判制度に対して日本の法曹と比べ冷淡な態度を取っている。その原因は国民参与裁判が事実上刑事裁判における数少ない「例外」になってしまうことにある。一方、法曹(特に弁護士)の冷淡な態度は被告人が国民参与裁判を選択する意欲に消極的な影響を及ぼしたと考えられる。したがって、今後如何に韓国の法曹がより積極的に国民参与裁判制度を受け入れ、その上でどう国民参与裁判を活用するかは、この「悪循環」を打破するための大きな課題であろう。

国民参与裁判における一般国民の意見の反映について、国民参与裁判の公判と評議時間は裁判員裁判と比べ短い、大部分の陪審員経験者は自分の公判への理解度を評価し、公判と評議の両方に高度な水準で参加していると認められる。さらに、第一審の裁判官の判決と陪審団の評決・量刑意見の一致率、第二審の破棄率、さらに筆者の見る限り裁判官の関与・誘導に関する報告もまだ見られなかったことから見ると、裁判官が陪審団の評議に関与したり陪審団の評決を恣意的に無視したりするリスクを否定できないとはいえ、陪審団の評決は勧告的な効力しか有しないとの定めにもかかわらず、陪審団の意見は概ねよく判決に反映されていると思われる。しかし、このことは、申請主義及び裁判所による排除によって国民が容易に参加できる事件のみに制度を適用させた結果に過ぎないであろうと思われる。この意味で、国民参与裁判制度の「象徴」としての特徴は明らかである。

国民参与裁判制度の「象徴性」を考えてみると、韓国において経験者も一般国民も司法

への理解と信頼の回復・増進という国民参与裁判の効果を認め、期待していることは明らかである。しかし、制度の実施に伴って一般国民の刑事司法全般への信頼度が高くなるとは言えない。要するに、国民参与裁判制度を韓国国民が受け入れ、正統化効果が認められても、それはあくまでも刑事裁判制度における一つの「例外」なので、司法全体に影響を及ぼすことはあまり期待できないと思わざるを得ない。そして、韓国国民は陪審団による評決の効力を勧告的なものに留めることを希望していることもあり、2008年から2014年までの7年間の実施期間で裁判官による判決と陪審団による評決との間に7%強の不一致が生じているにもかかわらず、国民参与裁判に対して大きな信頼性の危機は未だ現れていないようである。これによって、国民参与裁判制度の「象徴性」及び国民が参与を通じて裁判官を監視するという志向がさらに明らかとなった。一方で、国民参与裁判制度による司法への理解と信頼の回復・増進の効果について、経験者と一般国民との差も観察された。経験者が自分の経験に基づき、国民司法参加制度を通じて司法を正統化する効果をより高く評価する現象は、日本と韓国に共通しているのである。

国民参与裁判制度の導入は刑事司法改革にも影響を及ぼしたと思われる。韓国において、手続的正義を追求する当事者主義に向けた刑事訴訟法改革は国民参与裁判制度と平行して導入されたが、この内容は主に国民参与裁判を念頭に置いて設けられたのである。それ故、国民参与裁判制度の導入は韓国の刑事司法に実質的に影響を与えたと認められる。国民参与裁判の法廷においては、直接主義、口頭主義の審理を遂行するための一連の変化も現れた。なお、素人である一般国民は職業裁判官と比べて、「実体的真実の発見」に劣るのかという疑念に対して、陪審団による判断と裁判官による判断がそれぞれに長所と短所を有することは、一連の研究によって明らかにされた。したがって、国民の意見に勧告的効力のみを付与することは国民参与裁判制度の大きな欠点と認められる一方、一般国民の意見（陪審団の評決）と職業裁判官の意見はともにある程度活用されているとも言える。このような裁判官と国民それぞれの意見への「配慮」は、「実体的真実の発見」の面でも意義を有すると考えられる。

最後に、国民参与裁判制度の民主的教育効果について、現在に至るまで裁判所側も学界側も調査研究を行っていないようであるが、国民参与裁判制度は社会民主化に伴って開始されたという背景を考えると、この研究テーマは韓国にとってもかなり重要である。「参与法」は研究目的であれば陪審員経験者に接触することができると定めていることから、民主的教育効果に関する研究は韓国において日本と比べて行いやすいのではないかと思われる。

る。さらに国民参与裁判制度の実施状況からすると、少なくとも国民の尊法精神の涵養について、参与経験による教育効果が見られるようになった。なお、日本と異なり、韓国国民は国民参与裁判制度に対して、「自ら司法権を行使する」という期待を抱いており、主体性の意識が極めて高く、国民参与裁判制度は民主主義の象徴として国民に認識されているとも思われる。

一方で、憲法上の問題により、申請主義の廃止及び陪審団による評決への拘束力の付与などの国民参与裁判制度への抜本的な改革は韓国では実現し難いと言わざるを得ない。韓国の国民参与裁判制度が今後より現実な方策を採って、そのまま司法の透明性と民主性の「象徴」として存在し続けるならば、以下の問題点に注意しなければならない。

従来の実施経験から見ると、申請主義と裁判所による排除のもとで国民参与裁判の実施件数は少なく、実施率も極めて低い傾向が見られ、2010年ごろ一度国民参与裁判の形骸化につながりかねない危うい状況に陥った。その後大法院が申請範囲の拡大によって国民参与裁判の実施件数を増加させたが、申請率は依然として低く、2014年と2015年には年間実施件数の急落も発生したのである。国民参与裁判の円滑な実施を維持し、さらに一般国民または刑事司法全般に対する一定の社会効果をももたらしするためには、申請主義と裁判所による排除を用いたとしても一定の国民参与裁判の件数を維持しなければならない。

そのほか、法曹三者の国民参与裁判制度に対する冷淡な態度も国民参与裁判の申請を妨げる一つの原因と考えられる。今後は法曹、特に弁護士が国民参与裁判の意義をより認識し、消極的な態度を転換させ、被告人とともに国民参与裁判制度を積極的に活用していくことが急務である。

裁判所による適用排除または強制的な適用決定、拘束力のない陪審団の評決及び裁判官の条件付きの評議参加という一連の制度設計からすると、国民参与裁判は裁判所または裁判官に強くコントロールされているように思われる。裁判所による門前払い、国民参与裁判を順調に実施させ、良好な実施効果を保つことができるが、実施件数の限定と国民が関心を寄せやすい事件の一方的な排除によって、制度実施の意義の形骸化を惹起してしまう恐れがある。ところが、強制主義の部分導入は今の「順調に実施されている」現状を変更し、裁判官の関与または国民の意見の無視というリスクを顕在化させる可能性を一層高める恐れがあるように思われる。したがって、陪審団の意見に拘束力を付与し難い現実を鑑み、裁判所及び裁判官の恣意的な排除決定をできるだけ制約することや、強制主義を部分的に実施するとしても、これによって国民参与裁判の基盤が動揺されるという思わぬ事

態を防ぐことが必要である。

最後に、韓国では国民参与裁判制度の認知度の低さ、さらに国民参与裁判の効果をめぐる経験者と一般国民の認識・評価の間の差も存在している。数少ない事件に適用されているという現実を踏まえ、国民参与裁判制度は「象徴的な存在」として、一定の実施期間を経ても引き続き広報など宣伝活動を行う必要がある。よって、今後は陪審員経験者の「生の声」を活用し、国民参与裁判制度による司法正統化の波及効果を発揮させることが重要であると思われる。その中でも、韓国においては研究目的での陪審員経験者への接触は認められるため、陪審員経験者を対象とした研究を通じて一般国民に波及効果をもたらすことが研究者に期待される。

このように、韓国の国民参与裁判制度は刑事司法制度における一つの「例外」として、現在まで比較的順調に運用されており、経験者にも良い影響や効果を及ぼしているが、数少ない「例外」のみでは刑事司法全般に対して影響を及ぼしにくく、法曹と一般国民には未だ十分に受容されていないと認めざるを得ない。今までのところ国民参与裁判制度はあくまでも司法の透明性と民主化の象徴として認識されており、司法全般への確実な正統化効果はまだ十分に生じていないであろうと思われる。

国民参与裁判制度を通じた司法正統化効果をより十全に発揮させるために、経験者から一般国民に及ぼす波及効果、及び法曹三者、特に弁護士の態度転換を求めるべきである。ところが、国民参与裁判制度の最も大きな問題は、僅少な年間実施件数による制度実施の意義の形骸化である。その問題を解決するためには、申請主義及び裁判所による排除決定を見直すことが必要である。しかし、2013年に強制主義の内容が一部に導入されたとはいえ、裁判所の排除基準が変わらなかったことから、結局従来の基準のもとで象徴としての価値を有する事件のみに国民参与裁判制度の強制適用は限定されている。したがって、司法を正統化する視点からして、これから国民参与裁判制度の意義づけを復権させ、さらに司法全般への「拡散効果」を求めるならば申請主義を廃止しなければならないだろう。しかし、強制主義によって年間実施件数を増加させ、国民がより関心を寄せた事件にも国民参与裁判制度を適用すると、今までの国民参与裁判のやり方と概ね順調である運用状況、つまり主として比較的簡易な事件を対象として国民を効率的に参加させている現状を維持することができるかどうかという問題が浮上する。さらに、裁判官の判決と陪審団の評決との不一致によって、国民が司法への不信を強め、国民参与裁判制度自体の存立も危ぶまれる可能性も高くなるように思われる。したがって、申請主義の全面廃止は決して「暫定

形態」から「最終形態」への安易な移行において行うのではなく、国民参与裁判制度を抜本的に改革するための一連の条件を整えた上で行われなければならない。

第9章 台湾における国民司法参加制度の導入の在り方

日本及び韓国とは異なり、台湾では国民司法参加制度は未だ正式には導入されていない。だが、司法の直面している深刻な正統性危機によって、国民司法参加制度の導入を断行すべきであるという司法改革の方向は各関係者に十分共有されている。2012年の「人民観審制度試行草案」発表によって、国民司法参加制度の具体的な形態に関する対立が激化した一方で、観審草案の公表に伴い、国民司法参加の模擬裁判は司法院主催によって各地裁で開かれた。したがって、台湾における問題点は、既存の国民司法参加制度の実施効果を評価することではなく、司法改革国会会議において争点となった、日本の裁判員制度を手本とする「参審制」及びアメリカの刑事陪審制度に類似の「陪審制」、さらにかつて司法院が提唱した観審制という国民司法参加の諸形態のうち、台湾に最適且つ司法を正統化できる制度形態を見出すことである。本章も、模擬裁判の実施状況、法曹三者の異なる態度と立場、さらに一般国民の国民司法参加制度に対する態度と求める目標や効果という3つの視点から、司法を正統化する目標を念頭に台湾にとって最も適した国民司法参加制度の形態を探究していく。

9.1 模擬裁判の所見：高雄地裁を対象として

前述の通り、最初の模擬裁判は観審制に則り行われたが、その後法曹三者の対立を緩和するため、「シャドウ・ジュリー」の形で陪審・参審の模擬裁判を並行して行うこととした。そして、徐々に1回の模擬裁判で2つの国民司法参加制度が同時に運用され（雙主场制）、ついに陪審・参審の模擬裁判も「ホーム（同じ法廷に臨む）」¹の形で行われた。模擬裁判を実施した10か所の地方法院の中でも、高雄地裁は国民司法参加制度の形態に対して最も柔軟な態度をとっており、2014年に模擬裁判を実施してから積極的に陪審と参審の模擬裁判を行っている。下の表1が示すように、2015年末までに計9回の模擬裁判が開かれ、そのうち「ホーム」の形で模擬観審裁判を4回、模擬参審裁判を4回、台湾式の模擬陪審

¹ つまり、陪審・参審裁判は本裁判として開かれ、観審団は「シャドウ」として本裁判の法廷の外の別の部屋で行われた。

裁判²を2回（うち1回は陪審団と観審団を並行して設けた）、「シャドウ」の形で模擬観審裁判4回、模擬参審裁判2回、模擬陪審裁判5回（アメリカ式2回、台湾式3回）が実施された³。高雄地裁で実施された模擬裁判の件数は多くないものの、多様性が十分保たれており、さらに一つの事件に対して同時に異なる形態の模擬裁判を実施していることも、制度の形態の比較にとって大変有益であるように思われる。このため、本稿は主に高雄地裁の9回の模擬裁判計21個の合議体の経験を基礎とし、他の地方法院または司法院によるデータを補完資料として、台湾における模擬裁判の実施状況と効果を観察する。

表 9.1. 高雄地裁で開かれた模擬裁判の状況（2015 年末まで）

事件番号	事件類型	ホーム	シャドウ
10308	強盗致傷	参審制	陪審制
10310	飲酒運転致死	観審制	参審制、陪審制
10312	覚せい剤転売・致死	参審制	観審制、陪審制
10402	未成年者と性交する罪	観審制	参審制、陪審制
10404	汚職（賄賂強要）	参審制	観審制
10406	親族殺害（死刑求刑）	観審制、陪審制	なし
10408	殺人	参審制	観審制
10410 ⁴	飲酒運転致死	陪審制	観審制
10411	銃刀法違反	観審制	陪審制

模擬裁判実施当時、司法院によって提唱された観審制の骨子は韓国の国民参与裁判制度と類似したものであった一方で、法務部と国民党所属の立法委員が主張した参審制は日本の裁判員制度とほぼ同じものであった。それに対し、弁護士会と民進党所属の立法委員が提唱した陪審制はアメリカの刑事陪審制度を手本とするものである。即ち、台湾で行われ

² 台湾の陪審団は9人の陪審員によって構成され、陪審員の3分の2を超える多数意見によって評決する（柯建銘ほか「国民参与刑事審判法草案」55条の1；56条の1）。さらに、アメリカの陪審制と異なるもう一つの特徴は陪審団が過半数の意見によって裁判長に量刑意見を提出することができ、この量刑意見は制定法に反しない限り拘束力を持つ。そして、死刑は、陪審員と裁判長がともに同意しなければ科されない（柯建銘ほか「国民参与刑事審判法草案」59条）。

³ 参審制はともかく、陪審制の模擬裁判は、検察と弁護士の対立、および弁護士会による観審制の導入への対抗的な態度および司法院の主催する司法改革から離脱したことによって、他の地裁、特に北部ではなかなか実現できなかったが、高雄は弁護士会と親密な関係にある民進党の総本山ゆえ当地の弁護士会は力が強く、高雄地裁が弁護士会に対してより好意的であることが陪審制の模擬裁判を積極的に実施した理由であろうと思われる。

⁴ 第10310号事件と第10410号事件は同じ事件である。

た模擬裁判は国民参与裁判制度、裁判員制度、さらにアメリカ式の陪審制度に依拠した、極めて珍しく貴重な実験の場であり、その経験と教訓は日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度にも大いに示唆を与えられるように思われる。

9. 1. 1 模擬裁判の特徴

議論を始める前に、予め台湾で開かれた国民司法参加の模擬裁判の特徴を紹介する。この一連の特徴は高雄地裁で開かれたものに限らず、司法院主導のもと台湾全土で開かれた模擬裁判にも通ずるものと考えられる。

まずは、模擬裁判はただのシミュレーション⁵ではなく高度の迫真性を有するというものである。模擬裁判に参加した一般国民は募集によって集められ、裁判を開く前に正式な選任手続を通じて模擬観（陪・参）審員を決めた。対象とした事件も実際に発生したものであり、原審裁判官と第二審裁判官（もしあれば）も原則的に「指導役」として模擬裁判の準備と傍聴及び事後評価に参加した。さらに、選任手続と公判は本物の法廷で開かれたほか、公判において当時の書証も当事者と証人などの名前のみを変更する形で法廷に提示された。なお、裁判官だけではなく、検察官と弁護士も模擬裁判に参加し本物の公判と同じように（実際には、本番よりもさらに真剣に）準備をし⁶、厳格に審理手続に従って公判を行った。よって、多くの模擬裁判の経験者は自分が参加した裁判が模擬だということを完全に忘れ、本物の裁判だと錯覚して、真摯に取り組んだと自分の参加経験を評価している⁷。

次に模擬裁判の対象事件は高度の代表性を有する。すなわち、模擬裁判の事件選択に関しては、法曹三者が国民司法参加制度をめぐる一定の問題意識や効果（例えば法より義理

⁵ 模擬裁判のシミュレーションの問題は、Brain H. Bornstein, *The Ecological Validity of Jury Simulation Research: Is the Jury Still Out?* 9 LAW AND HUMAN BEHAVIOR. 339 (1999), Dennis J. Devine, et al., *Jury Decision Making: 45 Years of Empirical Research on Deliberating Groups*, 7 PSYCHOLOGY, PUBLIC POLICY AND LAW. 622 (2001) および David D. Breau and Brain Brook, *“Mock” Mock Juries: A Field Experiment on the Ecological Validity of Jury Simulations*, 31 LAW AND PSYCHOLOGY REVIEW. 77 (2007)によって指摘されている。

⁶ 実際に模擬裁判を担当した法曹は国民司法参加制度を経験したことがなく、多くをゼロから準備、模索していくため、普通の公判準備と比べ更に多くの時間と労力を費やしたと思われる。高雄地裁の裁判官によると、当裁判所は模擬裁判を担当する法官を支援するため、一定期間（担当者が決定してから模擬裁判終了までのおよそ2ヶ月間）、日常審判の仕事が軽減または免除した。検察署でも同様の制度が設けられたが、弁護士は自営業なので、模擬裁判の準備確保のための援助体制は事務所によって異なった（2015年10月23日に高雄地方裁判所において、筆者が施柏宏行政廷長に対して行ったインタビューに基づく）。

⁷ 模擬裁判終了後の検討会において、多くの経験者が自分の参加体験を述べた時に、この感覚に言及した。

人情を選好する傾向の有無、死刑への態度、無罪推定への認識など)を観察・検証するため、現実の事件の中でも代表性のあるものを法曹三者の合意⁸によって意図的に選択した(高雄地裁の例は表 9.2 参照)。よって、模擬裁判においては比較的簡単な事件だけではなく、複雑な事件も多く対象とされたのである。

表 9.2. 高雄地裁で開かれた模擬裁判の検証課題⁹ (2015 年末まで)

事件番号	観察・検証された課題
10308	被告人の前科・前歴による一般国民への影響
10310	一般国民の科学的な証拠の扱い方
10312	法より義理人情を選好する傾向の有無
10402	未成年者との強制性交をめぐる法官の見解と国民の法感情のずれの有無
10404	証拠の量が膨大な複雑事件のやり方
10406	死刑への態度
10408	殺意の認定
10410	第 10310 号模擬裁判と同じ事件により、陪審裁判での国民の争点無視の有無を検証
10411	観念的競合の認定

しかし、模擬裁判の対象が比較的複雑な事件である場合でも、公判と評議の時間はかなり絞られた。模擬裁判に参加する一般国民の負担に配慮して、事件の複雑さと適用された国民司法参加制度の形態を問わずに、全ての模擬裁判が選任手続を含めて 2 日以内に終了された。手続の進行について、一般的に 1 日目の午前は選任手続で、その後裁判長による事件と審理の説明などを行い、公判は午後から始まった。そして、2 日目の午前中までに公判が終了するのが一般的な予定だったが、公判の進行状況(時間オーバーなど)によって午後まで長引いたケースもあった。さらに、公判を終了してから直ちに評議が行われたが、評議終了後には検討会も予定されていたため、大体 1 から 2 時間の評議時間しか用意されなかった。

⁸ 模擬裁判に大変詳しいある検察官によると、検察側と弁護側が激しく対立する環境において、もし模擬裁判で敗訴すると、ある意味で組織(検察署または弁護士会)の面子が潰されてしまうとも言える。そこで、検察側と弁護側もできるだけ自分にとって比較的有利な事件を選択し、その時に三者が交渉して協議したケースも多い(2015 年 8 月 11 日に台北でインタビュー実施)。

⁹ 各回の模擬裁判の審理計画書によって整理したものである。

9. 1. 2 公判と評議の進行

9. 1. 2. 1 公判の進行

模擬裁判の公判過程を見ると、法曹三者のやり方はほぼ日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度、アメリカの陪審制度などの諸外国の経験を参考としていることが明らかになった。日本の裁判員裁判と同様に、台湾の模擬裁判においても検察・弁護側の両方がメモの配布やPPTによるプレゼンテーションなどを行い、さらに自分の論点を丁寧に説明し、かなり詳しい冒頭陳述もよく見られた。事件の内容や法律に関する裁判官の説明も国民にとってわかりやすい形で行われた¹⁰。模擬裁判の場合日本や韓国のような、経験者への公判のわかりやすさに関するアンケート調査は行われなかったが、参加者が模擬裁判終了後の検討会で語ったことからすると、模擬裁判に参加した一般国民は法官・検察官及び弁護士
のわかりやすさへの工夫を概ね評価していたと思われる。

しかし、一般国民からは専門性の高い証拠・証言などがわかりづらいという指摘もあった。特に第10410号の飲酒運転致死事件の模擬裁判では、検察側が被告人に対するポリグラフ検査報告の問題性を証明するため、大量のポリグラフ検査に関する専門的な知識を用いて検査実施者を尋問した¹¹。その効果としてポリグラフ検査の実施方法の誤りは確実に証明されたが、模擬陪審員、さらに傍聴した法律専門家さえこの部分の内容は非常に理解し
難いと指摘していた。結局、陪審評議でもポリグラフ検査報告の信憑性は一切言及されず、証人尋問に30分以上かかったにもかかわらず、証明効果は全く出なかった。このように、専門性が高いなどの難解な事件がどう一般国民に理解されたのかという問題は、模擬裁判の経験を通じても観察された。

さらに法廷では、模擬裁判に参加した国民が真剣に審理の内容を聞いていたことも観察

¹⁰ ある模擬裁判（高雄地裁・2015年8月）において裁判長が仏経の物語を用いて参審員に対して無罪推定原則を説明したのはかなり印象的である。

¹¹ この模擬裁判は高雄で有名ないわゆる「幽霊運転事件」に基づいたものである。この事件は、会社の上司と部下二人が昼食で飲酒してから乗用車に乗って会社に帰る途中信号を無視し左折したことによってバイクと衝突し、バイクの運転手を死亡（実際の事件では意識不明の重体）させたというものである。事故当時には部下が警察に対して自分が車を運転したと自白したが、その後の公判において自白の内容を否認し、二人の証人とともに車を運転していたのは上司だったと証言した。よって、検察は改めて上司を起訴したのであり、本件は上司に対する裁判である。この事件を取調べた際に、自分は運転しなかったと主張する上司と部下の二人がそれぞれにポリグラフ検査を受けたが、両者とも嘘をついていないと判定され、かなり不思議な結果が出た。弁護側はこのポリグラフ検査報告を無罪の証拠として提出し、それに対して検察側はその信憑性の欠落を主張した。

された。陪審裁判以外の場合、参審員・観審員が被告人或いは証人に自ら発問した場面は多かった。基本的に毎回の尋問で半数以上の参審員・観審員が発問をし、1人で複数の質問をし、被告人・証人を追い詰める場面もしばしば見られた。陪審裁判の場合、陪審員が自ら被告人・証人を尋問することは許されないが、質問をメモの形で裁判長に渡し、裁判長が代わりに聞き出すことができる¹²。しかも、模擬裁判終了後の検討会においては、法曹三者が一般国民の質問の質及び国民の視点や生活経験による洞察力を評価する場面もよく見受けられた¹³。

9. 1. 2. 2 評議の進行

前述の通り、模擬裁判の評議時間は非常に制限されている。各回の模擬裁判の評議時間は下の表 9.3 に示される通りである¹⁴。(太字で示した 4 つの事件は実評議時間が予定時間の 1.5 倍を超過した事件である。)

¹² このやり方は台湾の陪審草案の独自の規定に基づき（柯建銘ほか「国民参与刑事審判法草案」51条）、韓国の国民参与裁判制度の実践を参考したものである。

¹³ 例えば第 10404 号模擬裁判において、参審員は二つの証人にそれぞれ現場図を描くことを要求し、これによって二人の証言の信憑性を比較した。現実の審判でもそのやり方によって証言の盲点を発見し、被告人の無罪が確定した。模擬裁判に参加した国民はそんなことを全く知らないのにも関わらず、自身の経験と感覚によって裁判官と同じ行動を起した。また、第 10408 号模擬裁判において、そもそも殺人の凶器はパパイアの皮を削るためのナイフなのに、模擬裁判で用意された「凶器」は中華包丁であった。したがって、ある参審員は被告人を尋問した際に、「なぜ中華包丁でパパイアの皮を削ったのか」と聞いて、この思わぬ「矛盾」を完璧に指摘した。

¹⁴ 「シャドウ」の予定評議時間はホームと同じように設けられ、さらに「シャドウ」の実際評議時間もホームの評議進行のペースによって調整されたので、ここでホームの予定評議時間と実際評議時間のみを提示すれば十分であろうと思われる。

表 9.3. 高雄地裁で開かれた模擬裁判の評議時間（2015 年末まで）¹⁵

事件 番号	10308	10310	10312	10402	10404	10406	10408	10410	10411
予定評 議時間	70 分	55 分	65 分	100 分	50 分	90 分	60 分	120 分	120 分
実評議 時間	65 分	95 分	140 分	155 分	65 分	135 分	75 分	110 分	110 分

この表によると、9つの模擬裁判のうち6件で実評議時間が予定評議時間を上回り、そのうち4件では1.5倍以上かかったことが分かる。模擬裁判後の検討会に配慮し、裁判長は意図的に評議の時間をコントロールしていることから、非常に長引いた評議は必ずしも時間的に十分とは言えず、実評議時間が予定時間を下回った3つの模擬裁判の評議も同様であろうと思われる。

観審裁判、参審裁判、陪審裁判それぞれのもとの評議時間の差異について、模擬裁判の評議時間が限られていたために評価し難いが、観審制の6段階の評議、つまり第一章で紹介したように、事実の認定と量刑それぞれについて、裁判官と観審員との合議、観審員による評議、そして裁判官による評決という手順で評議を行うことはかなり複雑であり、観審団の意見が出たのち裁判官がその評決を参考にして再度評議を行い、さらに観審員の評決と異なる結論に至った場合なら、その場で観審団に対して理由を説明する過程にも時間がかかるため、結果として陪審制及び参審制と比べて観審制の場合にはより長い評議時間がかかると指摘された¹⁶。模擬裁判からすると、陪審制の評議時間は観審制と比べてより短いとは言っても、陪審制は評議時間についてのコントロールを完全に手放す性格が強いことを認めざるを得ない。要するに、全員一致（アメリカ式）または加重多数決（台湾式）を採用した陪審制のもとで、審理計画によって評議時間をコントロールすることはほぼ不可能で、陪審団の評議時間をコントロールする「対価」は「評決不成立の陪審（Hung Jury）」率の上昇である。この現象も高雄地裁の模擬裁判で確認されており、次節で詳しい検討を加える。それに対して、そもそも模擬裁判の事件は簡単なものではないため、参審制の場合に評議がより効率的に行われたと認められるが、どの形態の模擬裁判でも評議は短時間

¹⁵ 蘇美華=施柏宏『高雄地院人民參與審判之評議觀察報告』58-59頁（未公刊）。なお、本稿において引用するにあたり、原著者の使用許諾を得ている。

¹⁶ 蘇=施・前掲注（15）60頁。

に制限され、議論が不十分のまま飛ばされてしまったところもよく見られた。したがって、「評議時間の不十分」は模擬裁判の評議に関する「真の」問題点の一つだと考えられる。

しかしながら、有限な時間で行われた評議に対して、模擬裁判の経験者（シャドウと補充の経験者も含める）は評議の質を肯定的に評価した。模擬裁判終了後に行われたアンケート調査¹⁷によれば、高雄地裁の模擬裁判に参加した経験者は、模擬裁判の形態に関わらず自分の評議経験を概ね肯定的に評価しており、参審制の場合の満足度が最も高かった。しかし、観審制と参審制の場合に、自分の評議経験に対して不満を持っている人はないが、陪審制の場合に無回答の2人を除くと、12%の回答者（6人）が不満を示した。

表 9.4. 評議経験の満足度¹⁸

	非常に満足	満足	不満である	合計
観審経験者	32.65% (15人)	67.35% (34人)	0% (0人)	100% (49人)
参審経験者	56.25% (18人)	43.75% (14人)	0% (0人)	100% (32人)
陪審経験者	28.00% (14人)	60.00% (30人)	12.00% (6人)	100% (50人)
合計	35.88% (47人)	59.54% (78人)	4.58% (6人)	100% (131人)

その理由について、一部の補充陪審員とシャドウ陪審員は参加範囲の制限（評議の際に発言できないことまたは被告人・証人に対して発問できないことなど）によって不満を持ったとの指摘がある¹⁹一方、評議の場面を見ると、陪審評議の場合には、同じ素人である陪審団主席による評議の運営は、裁判官によるそれと比べて混乱を極め、議論が脱線した場合も見受けられた²⁰。さらに、限られた評議時間では一致する判決をなかなか出すことができず、苦勞して裁判に参加したのに評決不成立を宣告されてしまったという結果への不満

¹⁷ 第10308号と10310号事件の模擬裁判終了後に行われたアンケート調査で聞かれた質問内容は他とは異なったので、ここで示したデータは第10312号事件以降の模擬裁判経験者に対するアンケート調査に基づくものである。

¹⁸ データ出所：蘇=施・前掲注（15）41-43頁。「非常に不満である」との回答者は1人もいなかったため、この表9.4と下の表9.10では、この選択肢を省略する。

¹⁹ 蘇=施・前掲注（15）41頁。模擬裁判の実践には、補充参審員・観審員・陪審員が評議に参加できないことによって、裁判の運営への不満、および国民司法参加制度への批判を表明するケースが見受けられた。わざわざ裁判所に来てもらって模擬裁判に積極的に参加する国民が、不満を抱いて帰ることを防ぐため、一部の模擬裁判において裁判長は特別に彼らが意見を表明する機会を設けていた。このため、評議に関するアンケート調査も、一部の補充参審員・観審員・陪審員が対象に含められたのである。

²⁰ 模擬陪審裁判の場合には、陪審団が定められた争点を逸脱し、さらに書証や物証を無視しながら検察・弁護側が既に合意した事実についても議論してしまっているケースも見受けられた。

も、模擬陪審員の評議過程への満足度が比較的低い理由であろうと思われる。

一方で、裁判長または陪審団主席が評議で意見陳述の機会を十分に与えたかという質問に対しては、「かなり十分に与えられた」と「どちらかといえば十分に与えられた」と回答した人数が圧倒的に多く、1名の模擬陪審員のみが「少ししか与えられなかった」と答えた²¹。さらに評議で十分に発言したかについて、「かなり十分に発言した」と「どちらかといえば十分に発言した」の回答が圧倒的に多く、「少しだけしか発言しなかった」と答えたのは4人のみである²²。このように、模擬裁判の経験者が評議の充実度を高く評価していることは明らかである。なお、模擬裁判において裁判官による誘導に関する報告は見られなかったが、模擬裁判の性格からするとそれは当然であり、裁判官は実際の裁判でもその姿勢を維持すべきではないだろうと思われる²³。

続いて模擬観審員が評議の際に他人を説得する試みの有無については、下の表 9.5 に示された通りである。

表 9.5. 他人を説得する試みの有無²⁴

	あり	なし	他人の考え に対して異 議はない	DK/NA	合計
参審制	61.5% 24人	30.8% 12人	7.7% 3人	0% 0人	100% 39人
観審制	41.1% 23人	41.1% 23人	17.8% 10人	0% 0人	100% 56人
陪審制	71.4% 45人	17.5% 11人	6.3% 4人	4.8% 3人	100% 63人
合計	58.2% 92人	29.1% 46人	10.8% 17人	1.9% 3人	100% 158人

²¹ データ出所は蘇=施・前掲注(15) 44-46頁。

²² 蘇=施・前掲注(15) 47-49頁。

²³ 評議過程を含めて模擬裁判は多くの法曹界と学界の人に傍聴・観察されており、できるだけ誘導しているとの疑惑が生じるのを避けようと裁判官が努力しているところも多く見られた。また、裁判官が一般国民の評議に関与することで生じる効果を意図的に検討するという研究目標でもない限り、模擬裁判において裁判官が国民の判断を誘導しようと関与する必要は全くない。したがって、裁判官の意見を聞いてから自分の意見が変わった国民が見受けられたにもかかわらず、それは裁判官の誘導の結果とは断言できない。

²⁴ 蘇=施・前掲注(15) 50-53頁。

表 9.5 を見ると、模擬裁判の場合、一般国民による議論が概ね活発に行われていたことが認められる。さらに、ここでは評議に参加できない補充参審員・観審員・陪審員の回答も集計の対象となっていることから、彼らの回答を除くと、より議論が活発であったとの結論が出たと思われる。さらに、この統計データによれば、陪審制の場合には、説得の試みのある比率は参審と観審と比べて高いことがわかるが、このことのみを以て必ずしも陪審裁判における議論はより活発であると結論づけることはできない。説得の試みの数は合議体に存在している異なる意見の数量に比例する。すなわち合議体に異なる意見があればあるほど、評決に達するために他人を説得する必要はより高くなるわけである。したがって、参審制と観審制では中間討議が設けられたことから、一部の相違する意見が中間討議によって評議の前段階で解消されていた可能性は無視できないであろう。にもかかわらず、観審制においては参審制と比べて説得の試みが少ないことについては、5人の観審員による多数決は比較的簡単であり、国民は自分の意見に拘束力がないことから裁判官の意見に従いやすい一方、自分と違う意見に対してもより放任的な態度を取ったことが重要な原因ではないかと考えられる。そのため、観審制の場合は、国民の司法参加の質が問われる余地も生じるであろうと思われる。

9. 1. 3 判決における国民意見の反映

台湾において国民司法参加制度の導入の直接的な原因の一つとして、裁判官の見方と一般国民の意思とのずれが挙げられる。したがって、国民司法参加裁判の場合に、その判決に国民の意見を如何に反映するかは、台湾の国民司法参加制度自体、さらに国民司法参加制度の導入によって司法を正統化するという目標実現の成否にも密接に関連していると言える。2015 年末までに、9 回の模擬裁判が高雄地裁で開かれ、回数はまだ少ないと言わざるを得ないが、一つの事件に対して同時に異なる形態の模擬裁判が実施されたことによって、計 21 個の合議体の判決の結果が観察できた。このサンプルがどのぐらいの代表性を有するかはともかく、同じ事件で観審、参審、陪審裁判のそれぞれの判決を比較できるという意味で、大きな価値があるとは言えるであろう。したがって、本項はこの 21 個の模擬裁判の判決を用いて、観審制、参審制、さらに陪審制それぞれのもとで判決に国民意見が反映された状況を比較・評価してみる。

9. 1. 3. 1 観審判決における国民意見の反映

9回の模擬裁判では、観審制を適用しなかった第10308号の強盗致傷事件以外、8つの観審裁判それぞれの詳細は表9.6の通りである。

表 9.6. 模擬観審裁判の結果²⁵

事件内容 (番号)	罪の有無		量刑判断	
	観審員	法官	観審員	法官
強盗致傷 (10308)	—	—	—	—
飲酒運転致死 (10310)	有罪 5	無罪 3	X	X
覚せい剤譲渡・致死 (10312)	被告人 AB : 禁薬譲渡致死罪 ²⁶ 3、覚せい剤譲渡+過失致死罪 2	被告人 AB : 禁薬譲渡致死罪 3	A : 懲役 2 年、5 年の執行猶予 B : 懲役 1 年 10 月、5 年の執行猶予	A : 懲役 2 年、5 年の執行猶予 B : 懲役 2 年、5 年の執行猶予
未成年者との加重 強制性交罪 (10402)	有罪 3 (強制性交罪) 無罪 2	有罪 (未成年者と性交する罪) 3	懲役 2 年 (刑法 59 条による減輕)	懲役 5 年 6 個月
汚職 (賄賂強要) (10404)	無罪 5	無罪 3	X	X
親族殺害 (10406)	有罪 5	有罪 3	死刑	無期懲役
殺人 (10408)	有罪 5 (傷害罪)	有罪 3 (殺人罪)	懲役 10 年 6 月	懲役 8 年 6 月
飲酒運転致死 (10410)	有罪 5	無罪 3	X	X
銃刀法違反 (10411)	有罪 3 無罪 2	無罪 3	X	X

(—: 模擬観審裁判が行われなかった; X: 無罪宣告に伴い量刑評議は不要となった)

²⁵ 蘇=施・前掲注 (15) 11-14 頁参照。

²⁶ 他人に薬事法に禁止された薬物を譲渡し人に死亡させた罪である。中華民国薬事法 83 条の 2。

模擬觀審裁判の結果からすると、模擬裁判の事件の性格（争いのあること）の影響を考慮すべきではあるものの、有罪・無罪について8つの裁判のうち、5件において觀審団の評決が法官によって覆されており、法官による判決と觀審団の評決との不一致が多く存在している傾向を無視してはいけないだろう。さらに、量刑判断が行われた4件のうち、2件においては觀審団の評決と法官の判決の間に大きな差（1件は2年以上の量刑の差、1件は死刑を適用すべきかどうか）があった。

この事実を踏まえると、觀審裁判のもとでは觀審団と法官の間で意見の対立が生じやすいと言える。第4章で紹介した、国民の司法に対する深い不信感と深刻な意見対立の存在、及び觀審制が国民の不信と不満を和らげるために導入されたという背景に鑑みると、この現象は必ずしも偶然ではなさそうである。だが、いずれにせよこのような意見対立は台湾にとって非常に危険である。そもそも法官の見方が国民と乖離していることが批判されており、その上觀審員が辛うじて裁判に参加し、それによって得られた評決が法官によって一方的に覆されるとすると、觀審裁判は国民意見の反映というより、むしろ国民と法官の意見対立を激化してしまうのではないだろうかとも考えられる。制度上法官が觀審団による評決意見を拒否する場合、その場で觀審団に対して説明をし、判決文にもその理由を明示しなければならないが、もしその理由が国民及び社会の納得を得なければ、この判決は逆に「恐竜法官」を批判する最も有力な証拠になるのではなかろうか。ゆえに、現時点では觀審制のもとで一般国民の意見を反映させ、司法の正統性をアピールすることの実現可能性について樂觀視することはできないと思われる。

9. 1. 3. 2 陪審判決における国民意見の反映

2015 年末までに高雄地裁において 7 回の模擬陪審裁判が行われ、そのうちアメリカ式の陪審裁判は 2 回（第 10308 号、第 10310 号）、台湾式の陪審裁判は 5 回行われた。各裁判の結果は下の表 9.7 に示す通りである。

制度設計からすると、陪審制のもとでは国民意見は必ず判決において反映されるが、実際には 7 回の模擬裁判のうち 4 回が評決不成立の陪審（Hung Jury）で終わってしまっている。もし現実の裁判でも評決不成立の陪審が多発すると、国民・法曹の労力を含めた多くの司法資源が無駄になってしまうだけでなく、裁判手続の長期化、国民の陪審制度に対する不満、さらに陪審制度の意義づけの空洞化を惹起する恐れもあるだろう。しかし、模擬裁判で評決不成立の陪審が多発する最も主な原因は評議時間の不足だと考えられる。つまり、実際に使われた 2 時間前後のみの短い評議時間によって、満場一致または加重多数決の評決に達することはなかなか難しいのではないだろうか。陪審団により長い評議時間が与えられていれば、やむを得ず評決不成立の陪審で終結した 4 件の模擬陪審裁判でも判決がうまく出てくる可能性は十分にあっただろうと思われる²⁷。

模擬裁判の経験からすると、台湾にとって陪審制度の問題点は必ずしも評決不成立の陪審が多いこととは言えず、むしろ十分な評議時間の確保と陪審員の長期間の拘束の負担との間でどのようにバランスを取るかということが、より重要な課題であろう。即ち、陪審導入を前提とすると、台湾は如何にこの両方の間でバランスを取るかという問題に直面していると断言できる。

²⁷ 第 10310 号事件、第 10402 号事件、第 10410 号事件の評議では、有罪・無罪について複数回の陪審員投票が行われ、有罪・無罪の票数が変化する傾向も見られた。この 3 件の模擬裁判に対してより長い評議時間が与えられたならば、評決に達する可能性は十分にあったと思われる。

表 9.7. 模擬陪審裁判の結果²⁸

事件内容 (番号)	罪の有無		量刑判断	
	陪審員	法官	陪審員	法官
強盗致傷 (10308)	有罪 2 無罪 7	X	X	評決不成立の陪審
飲酒運転致死 (10310)	有罪 7 無罪 5	X	X	評決不成立の陪審
覚せい剤譲渡・致死 (10312)	被告人 A、B：有罪 9 無罪 0 (禁薬譲渡致死罪 1、 覚せい剤譲渡＋過失致死罪 8)	X	A：懲役 2 年 7 月、且つ罰金 5 万元を科す B：懲役 1 年 8 月、5 年の執行猶予付き	—
未成年者との加重強制性交罪 (10402)	強制性交罪：有罪 5 無罪 4	X	X	評決不成立の陪審
汚職 (賄賂強要) (10404)	—	—	—	—
親族殺害 (10406)	有罪 9 無罪 0	X	死刑が妥当とまでは いえず、無期懲役に処する	—
殺人 (10408)	—	—	—	—
飲酒運転致死 (10410)	有罪 3 無罪 6	X	X	評決不成立の陪審
銃刀法違反 (10411)	A の銃：有罪 7 無罪 2 B の銃：有罪 4 無罪 5 C の銃：有罪 1 無罪 8 D の銃：有罪 2 無罪 7	X	A の銃の件について： 懲役 3 年、且つ罰金 10 万元を科す	—

(—：模擬陪審裁判が行われなかった；X：無罪宣告に伴い量刑評議は不要となった)

²⁸ 蘇=施・前掲注 (15) 33；38-39 頁。台湾式の陪審制は、9 人の陪審員によって構成された陪審団が、罪の有無と量刑の両方について判断を下すものである。その内容について前掲注 (2) 参照。

9. 1. 3. 3 参審判決における国民意見の反映

2015 年末までに高雄地裁で開かれた計 6 回の模擬参審裁判それぞれの評議結果は下の表 9.8 によって示される通りである。

表 9.8. 模擬参審裁判の結果²⁹

事件内容 (番号)	罪の有無		量刑判断	
	参審員	法官	参審員	法官
強盗致傷 (10308)	有罪 4 無罪 2	有罪 1 無罪 2	懲役 12 年 : 5 人	懲役 11 年/12 年/14 年
飲酒運転致死 (10310)	有罪 4 無罪 2	無罪 3	X	X
覚せい剤譲渡・致死 (10312)	被告人 A : 有罪 6 (禁薬譲渡致死罪 3、覚せい剤譲渡 + 過失致死罪 3) / 被告人 B : 有罪 5 (覚せい剤譲渡 + 過失致死罪) 無罪 1	被告人 A、B : 有罪 3 (覚せい剤譲渡 + 過失致死罪)	被告人 A : 懲役 2 年 (3 人) / 被告人 B : 懲役 2 年 (3 人)	被告人 A : 懲役 2 年 (2 人) / 被告人 B : 懲役 1 年 10 月 (3 人)
未成年者との加重強制性交罪 (10402)	有罪 6	有罪 3	7 年 6 ヶ月 : 3 人	7 年 6 ヶ月 : 2 人
汚職 (賄賂強要) (10404)	無罪 6	無罪 3	X	X
親族殺害 (10406)	—	—	—	—
殺人 (10408)	傷害罪 5 殺人罪 1	傷害罪 1 殺人罪 2	懲役 10 年 : 3 人	懲役 10 年 : 2 人
飲酒運転致死 (10410)	—	—	—	—
銃刀法違反 (10411)	—	—	—	—

(— : 模擬参審裁判が行われなかった ; X : 無罪宣告に伴い量刑評議は不要となった)

²⁹ 蘇=施・前掲注 (15) 22-23 頁。

結果としてすべての模擬参審裁判は順調に判決を下した一方で、模擬参審員が裁判官と一緒に評議を行うことによって、ある範囲で自分たちの意見を保ったまま裁判官と合議する可能性が見られるだろうと思われる。そして参審裁判の場合、裁判官と参審員の意見が必ずしも全員一致であることまでは要求されていないが、評決に至るためには少なくともある範囲での意見の一致が不可欠である。したがって評議室において裁判官が真摯に参審員と意見を交換し、互いの理解と意見の疎通を求める姿からして、討議民主主義にとって最も肝要である熟議が確実に存在していると思われる。

しかし、模擬参審裁判の経験からは今後注意すべき問題点も浮上した。模擬裁判の評議において裁判官ができるだけ陪審員の意見と判断に影響を与えないよう配慮したとされるが、裁判官の意見を聞いてから自分の意見が変わった参審員の存在も報告されている³⁰。この現象があったとしても直ちに裁判官による誘導があったとは言えないと裁判所側は強調した³¹が、筆者はこの場合参審員がどのような理由・動機によって自分の意見を変えたかについて、さらに精査する必要があると考える。

そして、筆者の観察によれば、かなり短い評議時間の中で判決の合意をうまく形成できた背後には、以下のような事情があった。すなわち、合議体の評議において議論が尽くされていない部分がしばしば見られたが、裁判官と参審員が完全に対立した場合、裁判長がやむを得ず「説得された」、つまり模擬裁判において裁判長は所定時間に評議を終了させ、判決を出すため、自分の意思に反して一般国民による多数意見に屈したケースがあったのである³²。したがって、評議時間の制約もあり、模擬裁判を通じて裁判官と裁判員の意見対立が解消される過程は十分に観察できなかったが、もし裁判官が実際に国民の意見に屈するならば、雑な参審裁判によって「民衆裁判」がもたらされる危険性があるということを無視してはいけないうらう。

9. 1. 3. 4 模擬観審・陪審・参審裁判の結果の比較

このように、模擬観審・陪審・参審裁判のそれぞれの特徴と問題点が明らかになった。同一の事件に対する異なる形態の模擬裁判の評議結果の比較（下の表 9.9）によれば、4回の模擬観審裁判と 2 回の模擬参審裁判において裁判官と国民の意見が一致しなかったこと

³⁰ 蘇=施・前掲注（15）25 頁。

³¹ 蘇=施・前掲注（15）25 頁。

³² 例えば、第 10408 号の殺人事件の模擬参審裁判の審判長がそうであった。

がわかる。しかも、そのうち 3 回の模擬観審裁判と 1 回の模擬参審裁判では、有罪とした国民の多数意見に対し、裁判官の多数意見は無罪であった。別の 1 回の模擬観審裁判と模擬参審裁判（同じ事件の模擬裁判）においては、一般国民の多数意見は比較的軽い罪名（傷害罪）であったが、量刑評議を観察すると、一般国民の量刑に対する意見は裁判官より重かったことも観察された³³。あくまでもごく少数の個別事例に過ぎないとはいえ³⁴、陪審派弁護士は一般国民が裁判官と比べ有罪の意見をより出しやすいという現象に対して高い関心を示し、無罪推定の徹底という観点から裁判官の役割を肯定し、さらに台湾における陪審制の導入には一定の「有罪推定」の危険性があるとも主張している³⁵。

表 9.9. 模擬観審・陪審・参審裁判の多数意見の比較（有罪・無罪）

	一般国民			職業法官		
	観審意見	参審意見	陪審意見	観審法廷	参審法廷	陪審法廷
10308	—	有罪	無効陪審	—	有罪	X
10310	有罪	有罪	無効陪審	無罪	無罪	X
10312	有罪	有罪	有罪	有罪	有罪	X
10402	有罪	有罪	無効陪審	有罪	有罪	X
10404	無罪	無罪	—	無罪	無罪	—
10406	有罪	—	有罪	有罪	—	X
10408	傷害罪	傷害罪	—	殺人罪	殺人罪	—
10410	有罪	—	無効陪審	無罪	—	X
10411	有罪	—	有罪	無罪	—	X

（—：該当の模擬裁判が行われなかった；X：陪審裁判のため職業裁判官は判断しなかった）

³³ 模擬観審裁判において、観審団の意見は懲役 10 年 6 月だったが、裁判官の意見は懲役 8 年 6 月であった。模擬参審裁判の場合には、各模擬参審員の量刑意見は、懲役 10 年、懲役 15 年、懲役 10 年、懲役 7 年 1 月、懲役 10 年、懲役 7 年 6 月であった。それに対して、裁判官の量刑意見は懲役 10 年、懲役 8 年 6 月、懲役 10 年であった。ちなみに実際の裁判では、第一審は傷害罪で有罪とし、懲役 8 年 6 月を言渡した。控訴審では第一審の判決を覆して、殺人罪で懲役 12 年を言渡した。

³⁴ 4 つの事例に対する観察のみを通じて、台湾の一般国民が法官より有罪推定の傾向があると判断することはできない。実施が可能であれば、第 8 章で言及されたアメリカの研究 Harry Kalven, Jr. and Hans Zeisel, *THE AMERICAN JURY* 106-111, 328 (1966) および Theodore Eisenberg et al., *Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: A Partial Replication of Kalven and Zeisel's The American Jury*, 2 *JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES*. 171 (2005) と類似の研究を台湾において行い、一般国民と裁判官の意見の食い違いをより深く研究することには大きな意味があるであろう。

³⁵ 民間司法改革基金会執行長である高榮志氏による談話。台湾高雄地方法院第 8 次人民觀審模擬法庭研討会会議記録参照。

上記表 9.9 に示された模擬観審・参審・陪審裁判それぞれの結果から見ると、日本の裁判員制度と同じような「参審制」は台湾にとって裁判官の専門性と国民意見の反映の間でよくバランスを取り、一定の効率性がある最も適した国民司法参加制度ではないだろうかと思われる。しかし、一般国民と職業裁判官との意見の食い違いを無視してはいけな一方、現在までの模擬裁判で現れた最も深刻な問題は、争いがある事件の評議時間の不十分性である。参審制が最も適しているとはいえ、設けられた評議時間が足りないことは認めざるを得ない。したがって、十分な評議時間を与えられた場合に模擬裁判がどのような変化を起こすか³⁶が期待される一方で、国民司法参加の評議と判決の質を保つためにはどのぐらいの評議時間が望ましいか、さらに国民に過大な負担を強わずに制度の導入をどう納得させるかということも、国民司法参加制度の本格導入前に明確にしなければならない重要な問題であると考えられる。

9. 1. 4 模擬裁判の経験者による評価

評議を評価する量的データのほかに、質的データとして、高雄地裁で開かれた模擬裁判の検討会、及び司法院が主催した全国の模擬裁判の経験者の代表による経験発表会では、模擬裁判に参加した経験者の「語り」による自身の参加経験及び国民司法参加制度に対する評価や意見などが明らかにされた。ここで見られた経験者の語りの内容をまとめると、経験者が自身の参加経験について模擬裁判の参加は良い勉強・経験になったこと、法院及び裁判官のイメージが変わったこと、評議ではよく議論でき国民の感覚が反映されたことが多く言及されていた。だが、国民の意見の拘束力について、経験者が国民の感覚の反映を評価した一方で、裁判官が「安全弁」として国民の意見を確認する必要性も呼び掛けられた³⁷。さらに、経験者は自分の参加経験を高く評した上、模擬裁判の成果と経験を広報活動などによって社会に拡大し、効果を波及させることを求めた。したがって、裁判所の意を汲んだ可能性は完全に排除できないとはいえ、模擬裁判の経験者は自分の経験を肯定的に評価したと認められる。

しかし、経験者の語りでは模擬裁判の問題点も同時に指摘された。主な点を列挙すると、①模擬裁判の選任手続は早すぎ且つ大雑把に行われていたことから、明確かつ公正な選任

³⁶ この意味で、もしもっと長い評議時間を与えられ、一般国民が熟議できると、模擬裁判で見られた一般国民による裁判官とは異なる 4 つ有罪判断は、『十二人の怒れる男』で描かれたように無罪に変わるかもしれない。

³⁷ 司法院「102 年度模擬法庭觀審員心得發表會會議紀錄」19 頁（2013 年）。

基準を設けるべきであること³⁸、②評議の時間が限られ、議論が不十分であったこと³⁹、③経験者が模擬裁判の事件の悪質さからして、裁判所が国民のプライバシーの保護、さらに人身安全の保障に配慮したりする機会が不足していること、が指摘されていた⁴⁰。ここから分かるように、模擬裁判に参加した国民は熱心に国民司法参加のことを考えていた。なお、経験者によって指摘されたもう一つの深刻な問題点は、検察官と弁護士が国民の能力に対して示した軽蔑または不信の態度である⁴¹。これは個別の事件においての話に過ぎないかもしれないが、国民司法参加制度の導入が如何に個々の法曹に受け入れられ、さらに司法に参加する国民の価値を彼らに認識させるかという課題については、一層の工夫が必要であるように思われる。

そもそも台湾における国民司法参加制度の導入は一般国民の司法に対する不信を解消するために打ち出されたため、一般国民の司法全体への信頼向上の効果は経験者の参加経験の評価よりも重要視すべきものである。高雄地裁の模擬裁判においてこの効果に関する調査は行われなかったが、司法院は2012年から2013年の間に士林と嘉義両地裁で開かれた計10回の模擬観審裁判の経験者に対して、刑事裁判に対する信頼度について、模擬裁判の前と後の各1回合計2度の調査を行った⁴²。69名の経験者のうち、模擬裁判に参加する前には10人が裁判を信頼しない（「全く信頼しない」1人、「あまり信頼しない」9人）と回答したが、模擬裁判に参加した後の調査では、刑事裁判を信頼しないと回答者はいなく

³⁸ 模擬裁判の経験者は自分が何の理由で選任されたかが理解できていない一方、選ばれなかった場合にも、特に「理由なしの不選任」によって排除された場合には、志望者が裁判所にその理由の説明を求めるということが高雄地裁でも見られた。このことからすると、裁判所が如何に国民に対して選任の手續と結果を説明するかは、国民司法参加制度への信頼に関わる問題であるように思われる。司法院・前掲注（37）7；21頁。

³⁹ 司法院・前掲注（37）12；14頁。「臺灣高雄地方法院104年度第1次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」4頁。

⁴⁰ 司法院・前掲注（37）5頁。

⁴¹ 例として、弁護士が「無罪推定さえ知らないのに、観審員を務められるのか？」と国民を軽視したケースや（司法院・前掲注（37）4頁参照）、法官が法廷での国民の発言に対して思わず吹き出したケース（「臺灣高雄地方法院103年度第3次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」4頁参照）が報告されている。なお、筆者は高雄地裁第10410号模擬裁判を傍聴し、模擬裁判を担当した検察官と弁護士と同じ部屋で陪審団の評議の中継を見ていた際、検察官と弁護士は模擬陪審員の発言に対して、「有罪推定がようやく来た！」というような言葉を発し、彼らを嘲笑していた場面に遭遇した。

⁴² 各地裁はそれぞれ模擬裁判の経験者調査を行ったが、司法院の関係者に各地裁のアンケートのデータを統合し、公表または研究者に提供する可能性があるか否かについて聞くと、各地裁のそれぞれのアンケートの形式と問題がバラバラなので、統合・公表は難しいとの回答を得た（2015年10月23日高雄國賓大飯店にて）。

なったという結果が報告されている⁴³。一方、模擬裁判に参加する前には 10 人のみが刑事裁判を「非常に信頼する」と答えたが、模擬裁判参加後にこの数字は 39 人に増え、回答者の 57%を占めた⁴⁴。さらに、この変化は調査の数値だけではなく、経験者の語りにも表れていた⁴⁵。

一般国民の法院利用経験が司法に対する消極的な印象を強化してしまっていた台湾において、模擬裁判の経験者が自分の参加経験によって刑事裁判をより信頼するようになるのは人心を奮い立たせる発見である。しかし、この司法への信頼向上は単なる理解増進によるものとは言えない。国民司法参加の模擬裁判への参加が通常の法院利用と全く異なる効果を起こした理由について、模擬裁判の場合は裁判官が丁寧且つ効率的に公判を運営し、裁判に参加した国民はもちろん、被告人、証人、さらに検察・弁護側両方に対しても優しく対応したことが挙げられよう。したがって、模擬裁判の場合に国民に示したのは決して通常の司法の姿とは言えないであろう⁴⁶。にもかかわらず、国民司法参加の導入を契機として、少なくとも国民司法参加の裁判では、司法の権威主義の風習を是正し、さらに当事者主義をより徹底し、わかりやすい裁判と、従来と比べより良い裁判官及び司法の姿を見せることは、台湾における国民の司法に対する不信感を解消するという目標にとって、かなり有意義である。

9. 1. 5 小括

高雄地裁で開かれた模擬裁判の経験によって、大雑把な選任手続、評議時間の不十分、及び公判を担った検察官・弁護士の国民に対する敬意の欠落という様々な問題点が指摘されたが、法院の努力と国民の熱心且つ真摯な参加は観察された。これによって、台湾においても国民の能力不足及び参加の質の低下を理由として国民司法参加制度の導入を否定することは認められないように思われる。さらに評議の過程及び一般国民と職業裁判官との

⁴³ <http://www.judicial.gov.tw/LayParticipation/download/>人民觀審模擬法庭之民調結果.ppt、2017年3月12日閲覧。

⁴⁴ 前掲注(43)。

⁴⁵ 高雄地裁第10408号事件の模擬裁判の検討会において、ある経験者は台南市議長の選挙買収事件に対して、従来は司法が関与していたと思っていたが、自分の参加経験からすると司法は関与していないと認識を改めたと言っていた。「台湾高雄地方法院第7次人民觀審模擬法庭研討会記録」参照。同じような意見について、司法院・前掲注(37)16;20頁参照。

⁴⁶ 模擬裁判の印象と一般の裁判の印象の差について「臺灣高雄地方法院104年度第2次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」7頁でも言及されている。

食い違いからして、陪審制は評議の効率が比較的悪い一方、観審制の場合は一般国民と裁判官それぞれの意見がより対立しやすい。なお、あくまでも個別の事例に基づくものであるが、評議時間が足りなければ陪審団は有罪の意見をより出しやすいであろうという傾向も現れた。それに対し、日本の裁判員制度と同じような参審制は裁判官の専門性と国民意見の反映との間でよくバランスが取れ、しかも一定の効率性も保たれていることから、台湾にとってより導入しやすい且つ適合した国民司法参加制度の形態ではないかと思われる。

模擬裁判の経験者は自身の参加経験を肯定的に評価した一方、模擬裁判の問題点も指摘した。そのほか、国民の法院利用経験は司法に対する消極的な印象を強化する結果を導いているのに対し、模擬裁判の経験者が自分の参加経験によって刑事裁判をより信頼するという現象がアンケート調査及び経験者の語りによって確認された。

この現象が生じた主な理由は、あくまでも模擬裁判で国民に見せたのは日常的な司法過程ではないということにある。だが、国民司法参加制度の導入を契機として、少なくとも国民司法参加裁判の場合には司法の権威主義の風習を是正し、国民の司法に対する不信を解消することは十分期待されうる。裁判官と一般国民が協働する「参審制」のもとで、従来対立していた裁判官と一般国民が十分な交流を図り、互いに尊重・理解することが可能となる上、裁判官が一般国民との協働を通じて従来の権威主義の悪習や偏見を是正するチャンスも与えられる。この意味で、参審制は裁判官と一般国民とを完全に遮断する陪審制と比べ、少なくとも司法の信頼向上及び従来の権威主義の弊害を是正するという面において、台湾の現実により合致していると思われる。

9. 2 国民司法参加制度の形態に関する法曹三者の選好

模擬裁判の経験者は自分の参加経験を通じて従来の司法に対して抱いていた消極的なイメージを転換し、刑事裁判をより信頼していくはずである。しかし、法曹が模擬裁判に参加する国民を尊重しない現象が報告されたうえ、経験者によって高く評された模擬裁判も法曹三者によって意図的に展開されたものであり、決して司法の「日常的な」姿とはいえない。

よって、台湾の法曹の国民司法参加制度導入に対する態度、つまり国民司法参加制度を受け入れるかどうかは、制度の導入及び運用の成否に大きく影響するように思われる。本節は台湾における国民司法参加制度の3つの形態に対する選好を中心として、法曹三者の態度と見方をそれぞれ提示する。

9. 2. 1 裁判官の見方

中華民国法官協会は2016年に全国の現職裁判官⁴⁷を対象として、国民司法参加制度の導入に関するアンケート調査（『国民司法参加導入についての法官に対する意識調査』）を行った。この調査の有効回収数は413人であり、その結果には裁判官の国民司法参加制度の導入に対する態度が基本的に反映されている⁴⁸。以下では、当該調査の結果に基づいて、議論を行う。

裁判官の国民司法参加制度導入、及び観審制、陪審制、参審制それぞれに対する選好は下記に示される通りである。表9.10が示すように、およそ7割の回答者は国民司法参加制度の導入に賛成し、大部分の裁判官が国民司法参加の導入に対して積極的な態度をとっていると考えられる。

観審制、陪審制、参審制の3つの制度形態の選好について、6割以上の回答者が観審制の導入に反対し、それに対して観審制の賛成者の比率は僅か3割未満であったことから、台湾の裁判官は観審制度に対して積極的ではなかったのだろうと思われる。さらに、陪審制と参審制のそれぞれの賛成派の比率は46.0%と50.2%で、反対派の比率は48.7%と38.7%である。よって、裁判官内部では陪審制と参審制の賛成度はほぼ同じである一方、参審制

⁴⁷ 2015年度の司法統計によると、台湾において2072人の現職法官（司法院大法官、公務員懲戒委員を除く）がいる。

⁴⁸ 中華民国法官協会「法官協會對法官群體進行採行人民參與審判問卷調查新聞稿」（2016年）、<http://www.jaroc.org.tw/index.asp?struID=2&navID=2&contentID=330>、2017年3月15日閲覧。

を導入する場合の抵抗は陪審制と比べ弱いように思われる。尤も、陪審制の導入に「かなり賛成」と答えた裁判官の比率は22.8%であり、参審制の14.8%と比べおよそ1.5倍になる。したがって、現職裁判官においても一部の陪審制に熱心な「陪審派」が存在しているのだろうと推測できる。

表 9.10. 国民司法参加の導入及び形態について裁判官の選好⁴⁹

	制度導入（形態を問わず）	観審制	陪審制	参審制
かなり賛成	24.7% (102 人)	4.8% (20 人)	22.8% (94 人)	14.8% (61 人)
やや賛成	42.4% (175 人)	21.5% (89 人)	23.2% (96 人)	35.6% (147 人)
どちらとも言えない	10.4% (43 人)	11.9% (49 人)	5.3% (22 人)	10.9% (45 人)
やや反対	18.4% (76 人)	35.2% (145 人)	29.1% (120 人)	25.6% (106 人)
かなり反対	4.1% (17 人)	26.6% (110 人)	19.6% (81 人)	13.1% (54 人)

(N=413)

同じ調査でおよそ 6 割の回答者は国民が事実を厳正に判定することはできないと考え、さらに国民が裁判官の専門性、あるいは権威によって誘導されると思う回答者の割合はそれぞれ 6 割強と約 5 割で、そう思わないとした回答者の割合を大幅に上回った(下の表 9.11)。よって、裁判官は司法に参加する国民の能力と独立性などの審議能力に対して深刻な不信任感を抱いている傾向があると言える。

さらに、観審制、陪審制、参審制それぞれの導入が、国民司法参加制度導入の目標である国民意見の反映、及び司法への信頼向上に及ぼす効果の程度について、裁判官に聞いた。その結果は下記の表 9.12 と表 9.13 に示されている。

⁴⁹ 中华民国法官協會『瞭解法官群體對於刑事訴訟引進人民參與審判制度之意見調查結果』(2016 年) 問 8-11 の集計にもとづいて作成。
<http://www.jaroc.org.tw/?struID=2&navID=2&contentID=331>、2017 年 3 月 15 日閲覧。

表 9.11. 裁判官による国民の審議能力に対する評価⁵⁰

	事実を厳正に判定できる ⁵¹	裁判官の専門性によって誘導される ⁵²	裁判官の権威によって誘導される ⁵³
かなりそう思う	2.9% (12 人)	15.3% (63 人)	11.6% (48 人)
どちらかといえばそう思う	21.3% (88 人)	49.1% (203 人)	37.8% (156 人)
どちらとも言えない	17.9% (74 人)	16.7% (69 人)	22.0% (91 人)
どちらかといえばそう思わない	44.6% (184 人)	17.2% (71 人)	25.9% (107 人)
全くそう思わない	13.3% (55 人)	1.7% (7 人)	2.7% (11 人)

(N=413)

表 9.12. 国民司法参加制度の導入によって国民の意見が反映される程度⁵⁴

	観審制	陪審制	参審制
かなり増進されると思う	1.0% (4 人)	24.4% (101 人)	8.2% (34 人)
やや増進されると思う	24.0% (99 人)	42.9% (177 人)	51.1% (211 人)
どちらとも言えない	64.6% (266 人)	25.7% (106 人)	37.0% (153 人)
やや減退されると思う	7.0% (29 人)	3.1% (13 人)	2.2% (9 人)
かなり減退されると思う	3.4% (14 人)	3.9% (16 人)	1.5% (6 人)

(N=413)

⁵⁰ 中華民国法官協会・前掲注(49)問12-14の集計に基づいて作成。

⁵¹ 質問票での問いは、「国民が法官の説示を受けた上で、証拠規則によって事実を厳正に判定できるか」というものである。

⁵² 質問票での問いは、「法官とともに評議する場合に、国民は法官の専門性を信じていることによって法官に誘導されるか」というものである。

⁵³ 質問票での問いは、「法官とともに評議する場合に、国民は法官の権威によって誘導されるか」というものである。

⁵⁴ 中華民国法官協会・前掲注(49)問19-21の集計に基づいて作成。

観審制の導入によって判決での国民意見の反映が増進すると思う裁判官の比率は僅か25.0%、それに対して陪審制と参審制の場合にその比率はそれぞれに67.3%と59.3%であり、さらに陪審制の場合に「かなり増進されると思う」と回答した人の比率は参審制と観審制より著しく高いという結果は、3つの制度形態それぞれの性格と合致する。観審制の場合に国民意見の反映が増進されると思う裁判官の比率が低いという調査結果からは、裁判官自身が観審制のもとで国民の意見を聞いても判決には反映しない、或いは自分の同僚は国民の意見を無視し判決すると考える傾向を持っていることが推測される。その傾向が真であるとすれば、観審制の導入により国民の意見がどの程度判決において反映されるかを疑う余地があることを認めざるを得ない。

表 9.13. 国民司法参加制度の導入による司法への信頼向上に関する意識⁵⁵

	観審制	陪審制	参審制
かなり増進されると思う	1.7% (7人)	20.8% (86人)	9.2% (38人)
やや増進されると思う	24.0% (99人)	32.0% (132人)	46.5% (192人)
どちらとも言えない	61.4% (254人)	38.5% (159人)	40.7% (168人)
やや減退されると思う	9.0% (37人)	3.9% (16人)	1.9% (8人)
かなり減退されると思う	3.9% (16人)	4.8% (20人)	1.7% (7人)

(N=413)

国民司法参加制度の導入によって国民の意見が反映される程度の結果と同様、制度の導入による司法への信頼向上の効果に対しても、積極的な回答をした裁判官の比率は観審制の場合(25.7%)が最も低く、陪審制(52.8%)と参審制(55.7%)の2分の1未満であった。したがって、台湾の裁判官は観審制によって司法への信頼向上を実現することに対して楽観的ではないように思われる。そして、陪審制の場合に「(司法への信頼が)かなり増進されると思う」と回答した人の比率は20.8%に達し、参審制の9.2%と比べ2倍以上となった。

⁵⁵ 中華民国法官協会・前掲注(49)問16-18の集計に基づいて作成。

しかし、陪審制の導入により逆に国民の司法へ対する信頼が後退してしまうと思う裁判官の比率（8.7%）も参審制（3.6%）の倍になる。だがそれ以上に、観審制に対して不安を抱いている人の比率は最も高く、12.9%に達したのである。よって、台湾の裁判官は観審制と陪審制に対して比較的高い不安を抱いているが、参審制は裁判官の専門性と国民の意見の反映の折衷として、裁判官に評価され、且つ受け入れられやすい形態であろうと思われる。

このように、司法院の公式の姿勢のほか、現職の裁判官も国民司法参加制度の導入を歓迎していることが明らかとなった。しかし同時に、上記の一連の調査結果によって2つの特徴が発見された。それは、①裁判官は国民司法参加制度の導入を歓迎している一方、司法に参加する国民の審議能力に対しては深刻な不信感も抱いていること、及び、②2016年以前の数年間司法院は観審制の導入を提唱していたが、観審制は現職の裁判官に最も評価・期待されていないということである。

国民司法参加制度の導入に対して歓迎的な態度をとる一方、司法に参加する国民の能力と独立性に対して深刻な不信感も持っているという現象は、まさに台湾の裁判官の国民司法参加制度の導入に対する矛盾する心理状態の反映であろうと思われる。つまり、裁判官は自分たちの有する専門性に誇りを持ち続けているにもかかわらず、国民司法参加制度を司法が直面している国民からの深刻な不信感、または裁判官への批判を緩和する方策と見なし、その導入に賛成しているのである。さらに、司法と裁判官が厳しく批判される環境に対して裁判官が抱く失望や反発もそのような現象の要因であろう。つまり、裁判官は国民の審議能力に対して強い不信感を抱きながらも国民司法参加制度の導入を歓迎する原因は、「我々を信用しないなら自分でやれ」というような気持ちであろうとも考えられる⁵⁶。したがって、台湾において裁判官が真摯に国民司法参加制度を受け入れ、制度導入の意義を深く理解し、さらに一般国民の意見を尊重していくことを目指して、今後も多くの工夫が必要である。

続いて裁判官が観審制に反対する理由について、実務上の原因は観審制の導入によってもたらされる仕事量の増加と思われる。司法院は観審制が陪審・参審と比べて裁判官にあ

⁵⁶ 現職の刑事法官によると、法官は国民司法参加制度の導入を通して、国民により理解・信頼されてもらいたいとする志向を持っており、したがって自分が間違っていなかったこと、或いは国民に法官の日常を見せて、人の裁くことの辛さを体験させ、さらにマスメディアの報道の偏りおよび罪刑法定主義を教え込むことを期待しているのである（2016年5月23日、東京大学にて台湾の現職法官1名に対して著者が行ったインタビューによる）。

まり負担をかけない制度と考えている⁵⁷が、法官協会のアンケートによれば、観審制の導入に伴う裁判官の仕事量の変化について、「かなり増加すると思う」、または「やや増加すると思う」の回答者は圧倒的多数に上ることが判明した⁵⁸。現職の刑事裁判官によると、第一審裁判を担当する裁判官の中では観審制の「悪名」が極めて高く、司法院は公に観審制を提唱するが、これによって大幅に増加すると見込まれる裁判官の業務負担への対策は一切設けられていない⁵⁹。それ故に裁判官の間に不安や嫌な雰囲気が出ているとも言われている⁶⁰。だが、参審制に関しても業務量の増加が裁判官によって指摘されている⁶¹。それにもかかわらず、なぜ参審制が反対されなかったのかという観点からは別の理由が見えてくる。それは制度上の理由、即ち、観審制のもとでは判決が相変わらず裁判官によって「独断」されることにある。それ故、裁判官による判決と一般国民による観審意見との食い違いを通じて、観審制のもとでは裁判官が「恐竜法官」との批判をさらに招きやすいであろう。それ故、そもそも国民司法参加制度の導入を自らへの批判を和らげる方策と見なした裁判官が観審制に反対したことはある意味自然なことであるように思われる。したがって、台湾において裁判官の具体的な制度形態への選好に影響を及ぼしている一つの要因は、この

⁵⁷ 蘇副院長は、著者によるインタビューにおいて、法曹三者への負担を国民司法参加制度導入のコストとして挙げた一方、観審制については「裁判官の仕事の質を犠牲にしない制度」と評価した（2015年8月10日、台北・福華劇院軒にて蘇永欽司法院副院長に対して著者が行ったインタビューによる）。

⁵⁸ 各選択肢の内訳は、「かなり増加すると思う」が55.2%（228人）、「やや増加すると思う」が33.9%（140人）、「あまり変わらないと思う」が10.0%（41人）、「やや減少すると思う」が0.7%（3人）、「かなり減少すると思う」が0%（0人）、無回答が0.2%（1人）である。中華民国法官協会・前掲注（49）問27の集計による。

⁵⁹ 高雄地裁の法官によると、模擬裁判の準備に係る負担は通常の裁判と比べ著しく重くなったが、制度を整備した上で導入すればどの程度法官の負担が過重されるかはまだ不明であるとされる。（2015年10月23日に高雄地方裁判所において、筆者が施柏宏行政廷長に対して行ったインタビューに基づく）しかし、国民司法参加制度の性質、および韓国の経験からすると、一定程度の仕事量の増加は発生するであろうと思われる。

⁶⁰ 筆者がインタビューした現職法官は、司法院が観審制による仕事量の増加に対する対応策に一切言及しないことに対して、大きな不満を述べていた（2016年5月23日、東京大学にて台湾の現職法官1名に対して著者が行ったインタビューによる）。

⁶¹ 参審制の場合には、各選択肢の内訳は、「かなり増加すると思う」が51.6%（213人）、「やや増加すると思う」が32.3%（133人）、「あまり変わらないと思う」が12.8%（53人）、「やや減少すると思う」が2.9%（12人）、「かなり減少すると思う」が0.2%（1人）、無回答が0.2%（1人）である。中華民国法官協会・前掲注（49）問26の集計による。なお、陪審制の場合における仕事量の変化に関する意見は分かれた。各選択肢の内訳は、「かなり増加すると思う」が19.4%（80人）、「やや増加すると思う」が23.0%（95人）、「あまり変わらないと思う」が18.2%（75人）、「やや減少すると思う」が26.2%（108人）、「かなり減少すると思う」が13.0%（54人）、無回答が0.2%（1）であり、増加する答えた者と減少する答えた者の割合は、ほぼ同じである。中華民国法官協会・前掲注（49）問25の集計による。

制度が司法、または裁判官への不満や批評を和らげるかどうかに関する認識であるように思われる。

9. 2. 2 検察官の見方

法官と比べて、検察システムにおいて国民司法参加制度の導入と制度形態の選好に関する議論や研究は活発ではない。要するに、台湾において国民司法参加制度（観審制）の導入の「司法院主導體制」に基づき、検察署は模擬裁判の開催にあたって協力することに止まっているのである。観審時代において法務部は公式的に司法院の意見を尊重し、この数年間検察システム内では国民司法参加制度の導入に対応するために、検察官の日本・韓国派遣を通じた裁判員制度と国民参与裁判制度の研究が進められたが、その内容は検察実務に関するものに限られているようである⁶²。

しかし、現職の検察官には観審制の導入に反対する人もいる。その論拠は法官と大きく異なり、国民司法参加制度の導入によって従来の刑事手続も大幅に改革しなければならず、さらに刑事訴訟の基本価値と目標も変更せざるを得ないことなどが挙げられた⁶³。一見すると彼らは現行の刑事法秩序の安定を重視する立場から観審制や陪審制よりも参審制を好むと見られたが、実際は参審制に賛成するというより、むしろ一般国民に対して不信感を持っており、さらに弁護士会を中心に提唱された陪審制と「起訴状一本主義」の導入を含めた従来の刑事手続への改革に対抗していると思われる⁶⁴。さらに、国民党と馬英九政府の支

⁶² 日本と韓国を訪問し、国民司法参加制度の見学および法曹との対談が行われた以外に、典型的な研究として林淑玲「検察官偵訊技巧之研究-日本裁判員裁判制度」(2013年)がある。http://report.nat.gov.tw/ReportFront/report_detail.aspx?sysId=C10203636、2017年3月16日。林裕順「國民參與刑事審判對我檢察體系之挑戰及其因應之道—兼論起訴狀一本主義之試行」(2014年)、<https://www.moj.gov.tw/HitCounter.asp?xItem=341460&ixCuAttach=105751>、2017年3月16日閲覧。

⁶³ 蔡元仕「關於改良式起訴狀一本主義的檢方觀點」檢協會訊第72期4-10頁(2011年)。

⁶⁴ 著者によるインタビューにおいて、ある検察官は、陪審制について、特定の社会背景や様々な準備を要するため大陸法系に基づく台湾の刑事司法には合わないと考えており、国民の「暴走」、「能力不足」、「評議の脱線」などを防ぐため、法官ができるだけ評議過程を離れないようにするのが望ましいとも強調していた。なお、民間司法改革基金会の一部の上層部は、陪審制の導入を真摯に求めているわけではなく、政治的な好機として(世間の注目を集めて政治界に転身するために)陪審制の導入を呼び掛けているという噂もある(2015年8月11日、台北にて台湾の現職検察官2名に対して著者が行ったインタビューによる)。その後、2016年の立法院総選挙において、民間司法改革基金会の元理事長であり有名な陪審派の大物弁護士である顧立雄氏が、民進党から比例代表に指名され、立法議員に当選した。

持率の低迷及び観審草案の立法化の難航とともに、検察システムの観審制に対する態度も消極的になり、基本的には制度形態に関する意見を控えて政権交代を待っていた一方、司法院に対抗して模擬観審裁判に協力しないケースもあった⁶⁵。そして、2016年の政権交代後、新たに就任した法務部長は国民司法参加制度の導入に従来通り一貫して賛成する一方で、検察は制度形態の選択について、ドイツの参審制、英米の陪審制、または日本の裁判員制度に対して開放的な態度を持っているが、具体的な選択は大統領府傘下の「司法改革国是会議」において決定されるべきであり、検察の基本方針としては国民司法参加制度の導入準備に協力するとした⁶⁶。その後、2017年に開かれた司法改革国是会議の第4小委員会において、検察側を代表した2人（宜蘭地方法院檢察署蔡元仕主任檢察官及び台湾高等法院台中分院檢察署江惠民檢察長）は、起訴状一本主義と陪審制の導入に反対し、日本の裁判員制度を手本にする司法院の「参審制」案に対して、賛成の態度をとった⁶⁷。これによって、検察は国民司法参加制度の導入に賛成する立場を取っているが、国民司法参加制度が導入されても従来の刑事司法手続をあまり変えないようにこの方針に基づいて陪審制の導入には反対し、参審制を支持するという基本的な姿勢をとっていることが明らかになった。

模擬裁判においては公判中心主義・口頭主義の要素が未だ徹底されていないと指摘されたが⁶⁸、一部の模擬裁判を担当した検察官は模擬裁判における公判中心主義・口頭主義への移行を報告している⁶⁹。この変化の原因が国民司法参加裁判の性格にあるのか、それとも起

⁶⁵ 筆者は2015年の夏に台湾を訪れたが、その時期に台北地裁で開かれる予定であった模擬観審裁判は、台北地方檢察署が模擬参審裁判でなければ協力を拒否するという姿勢を示したために、実施が一時的に見送られた。その年の12月に模擬観審裁判が開かれたが、ここでは検察官が欠席して別の弁護士が代わりに検察役を担当する形となった。

⁶⁶ 「新政府的司法改革—專訪法務部長邱太三」、<http://www.peoplenews.tw/news/8b4ef0ee-328e-4809-b10a-5ffd4a04f9b8>、2017年3月16日閲覧。

⁶⁷ 議決の記録は<https://justice.president.gov.tw/meeting/45>にある。2017年6月26日閲覧。

⁶⁸ 一部の模擬裁判において検察官は従来の刑事裁判のやり方を踏襲し、調書を中心に公訴を行った。このやり方は弁護士会と野党に批判され、模擬裁判を見学した日本と韓国の法曹、学者にも否定的に評価された。蔣念祖「看美日韓經驗『觀審制』根本玩假的」司法改革雜誌103期32-35頁（2015年）参照。

⁶⁹ 司法院が主催した模擬裁判を担当した法曹三者の經驗発表会において、自分が模擬裁判の公訴を準備した際には、調書を基本的に「伝聞証拠」と見なし、その内容の直接使用を避けた、またはできるだけ調書の供述を使わず直接に証人の出廷を求めたと言う検察官がいた。

訴状一本主義の採用⁷⁰なためであるのかについてはさらに探究する余地があるが、検察内部では、模擬裁判の経験を踏まえて、公判中心主義・口頭主義のもとでの公判技術に関する研究も行われているようである⁷¹。したがって、模擬裁判の実施、さらに国民司法参加制度の導入によって、検察内での公判中心主義・口頭主義に向けた変化が期待されるように思われる。

なお、検察官は模擬裁判に関し、公判準備の仕事量が従来と比べ大きく増加したと指摘した⁷²。国民司法参加制度の形態と公判のやり方が確定しても、検察官の負担が大幅に加重される可能性は相変わらず無視できない。特に、現在に至るまで国民司法参加制度の導入をめぐる議論は人事の問題に全く触れておらず、如何に人事の面で国民司法参加制度の順調な実施を保障していくのかは、検察にとって公判技術の改善と並んで十分に対応していかなければならない問題であるように思われる⁷³。

9. 2. 3 弁護士の見方

民間司法改革基金会を中心として国民司法参加制度の導入に取り組んできた改革派弁護士の国民司法参加制度の導入に対する基本的な姿勢は、以下の三つに整理することができる。第1に、国民の意見に拘束力がなく、単なる「飾り」となってしまう観審制を痛烈に批判している⁷⁴。第2に、台湾において国民の司法への不信感が高い現状に鑑み、法官の関与によって国民の意見が反映されにくくなる、及び司法がさらに信頼を失う恐れがあると

⁷⁰ 立法院の要求に基づき、2013年から一部の模擬裁判には起訴状一本主義が採用された。

⁷¹ 2015年夏に筆者が台湾を訪れた際、尋問を得意とし且つ多くの模擬観審裁判に参画したある検察官は、自分が検察内の研究計画を担当し、国民司法参加制度のもとでの公判中心主義・口頭主義に応じた公判技術に関する研究を行っていると述べていた。

⁷² 司法院の経験発表会においては、国民司法参加の模擬裁判は「従来と比べ4倍以上の時間がかかった」および「従来の3倍から5倍の精力を費やした」との意見を聞くことが出来た。

⁷³ ある検察官は筆者とのインタビューにおいて、基本的に一つの事件を1人の検察官が担当する現状に対して、もし国民司法参加制度が導入されると、少なくとももう一人の検察官を加えなければならないとして、今後の増員が必要であると強く主張した一方、現在自分が所属する地方検察署においてそのような検察官の定員を満たすために残っている人員枠は1人分しかないと明言し、国民司法参加制度の導入をめぐる人事面の準備不足を指摘した（2015年8月11日、台北にて台湾の現職検察官2名に対して著者が行ったインタビューによる）。

⁷⁴ 台北、花蓮、宜蘭、基隆、桃園、新竹弁護士会、民間司法改革基金会「請司法院放下權力的傲慢，真正傾聽人民的聲音－揭開觀審制的面紗（2011年）、https://www.jrf.org.tw/newjrf/RTE/myform_detail.asp?id=3284、2017年3月18日閲覧。

いう理由で、参審制を導入する意義を否定している⁷⁵。第3に、国民主権の実現と「司法不公」への対抗、さらに刑事司法手続における当事者主義の徹底を求めて、陪審制の導入を提唱している⁷⁶。そして、改革派弁護士は司法院の主催した模擬観審裁判に対抗するため、2014年7月から2015年末にかけて東呉大学で4回の台湾版模擬陪審裁判を開催した⁷⁷。

しかし改革派弁護士の中には国民司法参加制度の形態選択を国民に委ねるべきであると主張し、より中立の立場を取る者も存在する⁷⁸。さらに前述のように、高雄地裁で開かれた台湾初の「ホーム制」の模擬陪審裁判の経験を通じて、民間司法改革基金会上層部も模擬裁判で現れた陪審制の問題点を認め、参審制に対して、従来の批判的立場を緩め、より中立的且つ好意的な態度を示すようになったのである。したがって、現在の許宗力司法院長が2016年9月1日に発表した参審制を支持する見解に対して、一部の民間団体が批判的な意見を示した⁷⁹が、民間司法改革基金会在その後公表した、許氏に対する評価報告は「参審派」の言論に言及したもの、特に批判的な姿勢は表さなかった⁸⁰。

一方、ある改革派弁護士はインタビューにおいて、弁護士会内部では国民司法参加制度の導入に対するコンセンサスが未だ形成されておらず、大規模事務所に所属する弁護士、中規模事務所に所属する弁護士、そして小規模事務所に所属する弁護士で意見は大きく分かれていることを認めた。さらに、改革派弁護士から弁護士全体に分析対象を移すと、彼らの国民司法参加制度の導入に対する見方は改革派と大きく異なるようであることが分かる。2015年に司法院が全国において裁判所と弁護士会の両方に登録した⁸¹弁護士4682名を対象として実施した「弁護士の司法改革に対する満足度に関する調査」(有効回答数は1649)⁸²によると、一般の弁護士の観審制度に対する不満は、改革派のように高くはない。業務範

⁷⁵ 尤伯祥「陪審是最好的選擇」『民間版模擬陪審法庭』10-11頁(財団法人民間司法改革基金会、2015年)。

⁷⁶ 尤・前掲注(75)8-10頁。

⁷⁷ 尤・前掲注(75)11頁。

⁷⁸ 李念祖「觀審還是陪審? 讓人們選擇如何?」『民間版模擬陪審法庭』71-73頁(財団法人民間司法改革基金会、2015年)。李氏は、司法改革国是会議においても、一定の試行期間を設け、国民司法参加制度の形態選択を最終的に国民に委ねるべきであるとの持論を開陳した。

⁷⁹ <http://www.peoplenews.tw/news/00ab335b-a22e-4b13-877f-eda071c6353d>、2017年3月18日閲覧。

⁸⁰ 民間司法改革基金会「許宗力教授部分—2016年大法官暨司法院正副院長被提名人評鑑報告」(2016年10月12日)、<https://www.jrf.org.tw/articles/1079>、2017年3月18日閲覧。

⁸¹ 中華民國「律師法」7条、8条、11条。

⁸² 司法院『律師對司法改革成效滿意度調查報告』4-5頁(2015年)。

団に刑事弁護を含む 1121 人の弁護士においては、人民観審制度の試行に対して不満と答えた人の割合が僅か 12.9%であった⁸³。他方で、刑事弁護を業務とする弁護士が抱く、法官の中立性及び判決理由の充分さに対する不満率は 13.3%に達し、人民観審制度の試行への不満率よりも高い⁸⁴。さらに刑事裁判の現状に対して、24.0%の回答者が定刻通りに開廷することに不満を抱き、事件に効率的に決着をつけること（裁判の効率化）にも 21.3%の回答者が不満を示した⁸⁵。したがって、刑事弁護士の間では観審制が改革派弁護士ほど痛烈に反対されているとは言えない一方、国民司法参加制度の導入に比べ、裁判の効率化がより問題視されているとも認められるであろう。

さらに、全サンプルの弁護士を対象として、裁判の効率化、弁護資源の充実、裁判所による ADR の提供、司法改革の政策の宣伝、法院業務のインターネット化、受付時間外のサービス提供、及び国民司法参加制度の導入という 7 つの司法改革に関する事項に対する優先順位についてリジット解析（Ridit Analysis）⁸⁶を行った結果、各事項には、その優先度に顕著且つ有意な差があることが見出された。それによれば（図 9.1 参照）、国民司法参加制度導入の Ridit 値は最も低く、裁判の効率化の Ridit 値は最も高いとされている⁸⁷。よって、調査対象となった弁護士は、国民司法参加制度の導入が司法改革の急務ではないとみなしていることが分かる。

⁸³ それに対して、満足との回答の割合は 9.4%、普通との回答の割合は 34.4%、勸審裁判を経験したことがないとの回答の割合は 45.1%である。司法院・前掲注（82）55 頁参照。

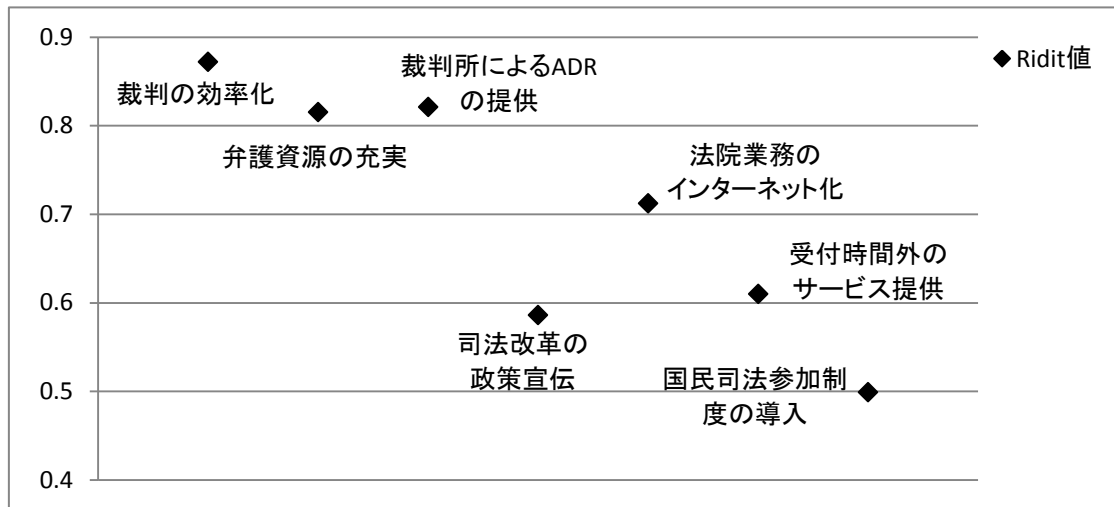
⁸⁴ 司法院・前掲注（82）79；91 頁。

⁸⁵ 司法院・前掲注（82）82；85 頁。ちなみに、審判における法官の独立性に対して不満を答えた比率は僅か 4.2%である（司法院・前掲注（82）100 頁）。

⁸⁶ リジット解析は群と質的変数の分割表に適用し、群間の比較を行う統計手法である。この手法の紹介として、石井正彦「リジット解析—計数データを用いた言語研究への適用—」計量国語学 30 卷 6 号 357 頁以下（2016 年）参照。

⁸⁷ 司法院・前掲注（82）102-103 頁。この七つの項目の Ridit 値は Kruskal-Wallis 検定により、95%の有意水準の下で、統計的に有意な差が見出だされたと判定された。

図 9.1. 弁護士による司法改革の各事項に対する優先順位の配分結果



(データの出典：司法院『2015年度律師對司法改革成效滿意度調查報告』)

この結果からは、一般弁護士の態度としては国民司法参加制度の導入は緊急性の高いものではないとされ、それに対し裁判の効率化は司法改革に関わる最も肝心な問題点として認識されていることがわかる。なお、「弁護資源の充実」も弁護士によって重視されているということから、観審制の反対と陪審制の導入は改革派弁護士のみ特有の意見ではないとしても、当事者主義を徹底する刑事司法改革への志向は、弁護士全体においてより共有されているように思われる。

9. 2. 4 小括

以上までで、台湾における国民司法参加制度の形態の選好をめぐる、法曹三者それぞれの態度を明らかにできたものとする。司法院は2011年から2016年の間に観審制を積極的に推進したが、現職の法官は陪審制や参審制と比べて、観審制を好まない傾向にあるようだ。一方、国民司法参加制度の導入に対して法官は積極的な態度を示したが、国民の正しく審議する能力に対しては、強い不信感を持っていることも観察された。さらに、判決における国民の意見の反映及び国民司法参加による司法への信頼向上という目的の実現に関し、法官は陪審制と参審制の両方に期待を抱いたが、観審制に対してはあまり期待していなかった。現職の法官は観審制を好まない傾向がある上、国民に対しても強い不信感を持っていることを踏まえると、やはり陪審制より参審制の方が法官により受け入れられやすいように思われる。

続いて法務部は、観審制が積極的に推奨された時期には、公式には司法院と協調し、国民司法参加制度の導入に対する意見を控えていた。しかし、地方検察署が模擬裁判の試行において表した態度や、一部の模擬裁判を担当した検察官の言動から見ると、検察内部では観審制と陪審制に反対する意見が強く、参審制の方がより受け入れやすいという空気が流れているように思われる。さらに、司法改革国会会議第4小委員会に所属する検察官委員は参審制の導入に賛成した一方、陪審制と起訴状一本主義の導入には反対した。これが法務部の公式の立場であるとは言えないが、少なくとも検察側の一般的な見方であろうと思われる。検察側が最も関心を示す問題は、国民司法参加制度の形態選択より、むしろその導入によって従来の刑事手続がどの程度変わるかである。したがって、従来の刑事手続にあまり大きな衝撃を与えないと考えられる参審制は、検察側の意図に最も合致するように思われる。

さらに、弁護士の見方について、改革派弁護士は観審制に大きく反対し、陪審制の導入とそれに合わせた起訴状一本主義の導入など当事者主義を徹底するための刑事司法手続改革を積極的に呼び掛けたが、最近民間司法改革基金が参審制に対する反対の態度を軟化させ、参審制を以前よりも受け入れられるものと捉えていることが示されたように思われる。しかしながら、弁護士全体を対象として行われた調査によると、弁護士の観審制に対する不満は高いとは言えない一方、国民司法参加制度の導入に対する関心度は司法院が提示した司法改革に関わる七つの項目のうち最も低いことが報告された。弁護士にとって司法改革で力点を置くべき事項は決して国民司法参加制度の導入ではなく、裁判の効率化であることも観察された。これによって、陪審制の導入は改革派弁護士によって主張されたが、司法改革の実践において参審制に妥協する余地は全くないとは言えないであろう。

このように、法曹三者それぞれの国民司法参加制度の形態選好を踏まえると、筆者は台湾における制度導入をめぐる、三者間の激しい意見対立を和らげて合意に至る最も有力な制度形態は、参審制ではないかと考える。

9. 3 一般国民の国民司法参加制度の導入に対する態度と期待

台湾において国民司法参加制度はまだ正式に導入されていないため、日本や韓国のような一般国民の制度導入前後の態度変化を現段階で測ることはできない。とはいえ、一般国民の観審制導入に対する基本的な意識調査が司法院によって行われており、これによって一般国民の基本的な態度は若干明らかになっている。一方、司法院は2000年から毎

年一般国民を対象として司法の認知調査を行い、2012年度以降の調査内容には国民司法参加制度の導入に関する内容が段階的に含まれることとなった。筆者は2015年度調査の原データを入手し、一般国民の国民司法参加制度導入に対する具体的な期待について二次分析を行った。本節は一般国民の制度導入に対する態度と具体的な期待を通じて、台湾にとって最も適合する国民司法参加制度の形態を探究することとする。

9. 3. 1 国民司法参加制度の導入に対する基本意識

司法院は2012年から2014年の間に調査会社に委託して複数回の意識調査を実施した⁸⁸が、ここでは、この数年間における司法院の広報・宣伝、さらに模擬裁判の実施が一般国民に及ぼした効果を観察するため、年代調査センターが2012年と2014年に実施した2回の「民眾對人民觀審制度看法民意調查（一般国民の人民觀審制度に対する意識調査）」の結果比較を中心として、台湾における一般国民の国民司法参加制度の導入に対する基本意識とその変化について検討を加える。

表9.14は台湾における一般国民の觀審制への賛否について、2012年と2014年それぞれの調査結果を記載している。

表9.14. 一般国民の觀審制導入への賛否⁸⁹

	とても賛成	やや賛成	やや反対	とても反対	わからない・無回答	N
2012年調査	28.6%	43.4%	6.6%	2.5%	18.8%	1070
2014年調査	30.2%	45.6%	9.3%	3.7%	12.9%	1068

2回の調査ともに7割以上の回答者は觀審制の導入に対して賛成の態度を示していることから、台湾においては多くの一般国民が国民司法参加制度の導入に賛成しているように思われる。反対と答えた人のうち国民司法参加制度の導入自体には反対せず、觀審制のみに反対している人を加算すると、制度の導入に賛成する人の割合はさらに増加するよう思われる。さらに、2012年と2014年それぞれの調査結果を比較してみると、2年を経て賛

⁸⁸ 各回の調査の報告は、<http://www.judicial.gov.tw/LayParticipation/study03.asp> に掲載されている。2017年3月19日閲覧。

⁸⁹ 司法院『「民眾對人民觀審制度看法民意調查」調査報告』34頁（2014年）。

成と反対の両方の比率がわずかに上昇した一方で、わからない・無回答の割合は7%強に減少し、観審制のことを知っているとした者の割合は2012年の23.4%から2014年の37.1%に上がった⁹⁰。より多くの一般国民が観審制に対して賛否を示したことから見ると、司法院がこの間に観審制を宣伝した効果がよく見られたと言えよう。しかし、その効果は必ずしも観審制が一般国民により支持されるという結論にはつながらないだろうと思われる。

そして、観審制の立法化に対する態度について、表9.15の通り賛成と反対両方の割合がわずかに上がった一方で、2012年と2014年ともに7割以上の回答者が観審制の立法過程を加速させ、早期に実施することに賛成していることが分かった。したがって、経年による著しい変化は見られなかったが、国民司法参加制度の導入は既に台湾の一般国民に喫緊の課題として認識されていると考えられる。

表 9.15. 観審制度の立法過程を加速させ、早期に実施することへの態度⁹¹

	とても賛成	やや賛成	やや反対	とても反対	わからない・無回答	N
2012年調査	36.4%	38.0%	9.9%	2.8%	12.9%	1070
2014年調査	41.6%	35.0%	9.8%	4.6%	8.9%	1068

さらに、一般国民の観審員として裁判に参加する意欲は2012年調査の59.0%から2016年調査の57.4%に下がったことがわかった（下の表9.16）。尤も、この結果と日本・韓国の同様の委託調査の結果を比較してみると、この数字は韓国での制度導入直前の参与意欲とほぼ同じ水準⁹²であり、日本の裁判員制度実施前の僅か15.5%の参加意欲と比べて高い⁹³。司法に対する不信が広がっている韓国と台湾において、一般国民が自ら司法に参加する志向がより高いのは当然とも言えるが、台湾においても韓国と同じように、国民司法参加制度の導入以降国民の参加意欲が急落していく事態が起こる可能性は十分あり、注意すべき

⁹⁰ 司法院・前掲注（89）34頁。

⁹¹ 司法院・前掲注（89）35頁。

⁹² 韓国法院行政処が2005年に行った調査において、65.2%の回答者は「参加する」と回答したが、韓国刑事政策研究院が2007年に行った調査では、「参加する」との肯定的意見の割合は58.0%であった。鄭智恵『日・韓における市民の刑事司法参加の比較：国民参与裁判の見直しへの提言』72頁注100（一橋大学大学院法学研究科博士論文、2013年）参照。

⁹³ 株式会社インテージリサーチ「裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書」23頁（2008年）、www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/siry01.pdf、2017年3月19日閲覧。

であろうと思われる。

表 9.16. 一般国民の観審員として裁判に参加する意欲⁹⁴

	必ず参加する	どちらかといえば参加する	どちらかといえば参加しない	絶対に参加しない	わからない・無回答	N
2012年調査	20.0%	39.0%	23.6%	8.7%	8.8%	1070
2014年調査	24.2%	33.2%	26.6%	11.6%	4.3%	1068

なお、2014年の調査では観審制の良さをアピールするために、一般国民が参審制・陪審制に対して抱く不安に関する新たな質問項目が追加された。この一連の質問の回答の結果によって、多くの一般国民は自らの意見に拘束力のある参審制・陪審制に対して、素人の能力不足と心理的な負担に過重な憂慮を抱いていることが示された⁹⁵。しかし、この結果だけでは観審制が参審制・陪審制に優越しているとは判断できないように思われる。観審制は参審制・陪審制と比べ国民の負担が比較的軽いと認められるが、国民は自分の意見に拘束力がないが故に、裁判参加への真剣さが低下し、観審制が空洞化、象徴化してしまうという恐れも見過ごしてはいけない。

そして、国民の能力不足に関して、前述の模擬裁判の経験を通して、一般国民の能力は必ずしも法官に劣るとは言えないと判断されたものの、もし国民が本当に司法に参加するために必要な能力が欠けているならば、同じ理由で原則裁判官が評議過程に参加せず、国民のみによって合意された観審意見の質は参審制の評決の質と比べ低くなってしまわないかという懸念が浮上する上、わざわざ観審制を導入する意義もなくなってしまふ。加えて、一般国民の能力不足によって否定されたのは参審制・陪審制だけではなく、むしろ観審制を含めた国民司法参加制度一般であろうと思われる。

⁹⁴ 司法院・前掲注(89) 34頁。

⁹⁵ 「一般国民は金品提供の誘惑或いは脅迫に抵抗し難しい」に対して、82.2%の人が同意する一方、14.2%の人は同意しなかった。さらに、「一般国民は主観的感覚や感情的バイアスなどによって判決が左右されやすい」に対して、同意する人の割合は77.9%で、反対する人の割合は17.4%であった。なお、75.0%の回答者は、参審制・陪審制に対して、その責任の重大さに不安を抱いていることに同意し、それに反対する人の割合は21.1%であった。司法院・前掲注(89) 35頁参照。

さらに、2014年の調査結果では多くの一般国民が参審制と陪審制に反対していることが明らかになったが、これらに関する質問項目は誘導的であるためは、この結果は信憑性がないと考えざるを得ない⁹⁶。さらに、民間団体が大学に委託して行った別の調査の結果によれば、8割以上の回答者が陪審制の導入に賛成するという、司法院による調査とは正反対の結果が示されたが、この調査結果も信憑性があると断定できないように思われる⁹⁷。以上から、筆者は上記の台湾における一般国民の国民司法参加制度の形態選好の意識調査の結果を使わず、代わりに彼らが国民司法参加制度に関して抱いている様々な期待及び国民司法参加制度の導入によって司法に対する不信感を解消するという現実的な目的から、引き続き台湾にとって最も適合した国民司法参加制度の形態について議論する。

9. 3. 2 国民司法参加制度への期待

9. 3. 2. 1 司法院による世論調査

観審制導入によって国民の司法への信頼を向上させ、及び判決を国民意見により近づける効果に対して、一般国民が楽観的な態度を抱いていることは、司法院が2012年と2014年に行った2回の調査において観察された（下の表9.17と表9.18参照）。しかし、悲観的な態度を持っている人の比率は2年を経て増加したという変化も見られた。特に判決が国民の意見により合致するという効果に対して、2014年の調査では多くの一般国民が積極的な態度を持っていることが示されたが、消極的な態度を持っている人の割合は2012年の9%から15%に1.5倍以上の増加を示した。したがって、より多くの一般国民が観審制のことを知れば知るほど、国民の意見に拘束力がないという規定によって、観審制のもとで判決が国民の意見により合致するようになるという効果に対する期待は弱くなったのである

⁹⁶ 参審制への賛否については、「あなたは参審員の意見が多数である場合には、法官はその意見が不適切だと思っても受け入れるべきであるという参審制を賛成するか？」という文言により、陪審制への賛否については、「あなたは陪審団の意見が適切かどうかに関わらず、法官はその意見を受け入れるべきであるという陪審制を賛成するか？」という文言により尋ねられている。その結果、66.5%の回答者が参審制に反対し、83.8%の回答者が陪審制に反対するという結果が得られたのである。司法院・前掲注（89）36頁。

⁹⁷ 台湾陪審団協会という民間団体が国立中山大学社会科学研究調査センターを委託し、2015年に行った調査の結果である。しかし、使用した調査票の内容が公表されていなかったため、この結果の信憑性について検討することができない。この調査に関する報道は<http://www.civilmedia.tw/archives/40096>、2017年3月21日閲覧。

うと思われる⁹⁸。

表 9.17. 観審制の導入による司法の信頼増進に関する一般国民の認知⁹⁹

	必ず増進すると思う	より増進する可能性があると思う	あまりより増進しないと思う	絶対により増進しないと思う	わからない・無回答	N
2012年調査	20.0%	39.0%	23.6%	8.7%	8.8%	1070
2014年調査	24.2%	33.2%	26.6%	11.6%	4.3%	1068

表 9.18. 観審制の導入によって判決が国民の意見と合致するようになるか否かに関する一般国民の認知¹⁰⁰

	必ずより合致すると思う	より合致する可能性があると思う	あまりより合致しないと思う	絶対により合致しないと思う	わからない・無回答	N
2012年調査	34.8%	39.2%	7.2%	1.8%	17.1%	1070
2014年調査	30.3%	45.5%	10.7%	4.3%	9.3%	1068

9. 3. 2. 2 「一般国民の司法への認知に関する調査」の二次分析

観審制の導入に関する世論調査のほか、司法院は2000年から毎年行っている「一般国民の司法への認知に関する調査」¹⁰¹に、2012年度の調査から国民司法参加制度に関する内容を追加した。筆者は回帰分析の手法を用いて2015年度調査の原データの二次分析を行った。

⁹⁸ 観審制について聞いたことがある回答者の比率は、2012調査では23.4%であったが、2014年調査では37.1%にまで上昇した。司法院・前掲注（89）34頁。

⁹⁹ 司法院・前掲注（89）34頁。

¹⁰⁰ 司法院・前掲注（89）34頁。

¹⁰¹ 各年度の調査報告は<http://www.judicial.gov.tw/juds/>に掲載されている。2017年3月21日閲覧。

これに基づき、台湾における一般国民が国民司法参加制度について抱いている様々な期待及び制度導入によって司法に対する不信感を解消するという現実的な目的から、台湾にとって最も適した国民司法参加制度の形態を議論してみる。

・調査の概要と各変数の作成

まずはこの調査の概要について簡単に紹介する。この調査は台湾全域の20カ所の県と市の20歳以上の国民を対象とし、電話帳を用いて母集団を層化した上で無作為に32091個の電話番号を抽出して行われ、5308人が訪問調査を受けた¹⁰²。サンプルの代表性を検証した上、調査対象者の住所、性別、年齢及び学歴などの人口統計学的指標に対して、重み付けを行った。95%の有意水準のもとで、加重されたサンプルの母集団に対する誤差率は1.3%以内であった¹⁰³。また、この調査は人口統計学的指標のほかに、台湾における一般国民の司法制度に対する認知水準、司法に関する知識水準、司法に対する見方、法官に対する信頼度、法院を利用した経験の評価、及び国民司法参加制度の導入を含めた司法改革の主要な政策に対する見方という7つの類型について質問している¹⁰⁴。

次に、各変数の作成と分布について述べる。筆者は台湾における一般国民の国民司法参加制度に対する様々な期待と、制度導入によって司法に対する不信感を解消するという現実的な目的との関係を解明するため、当該調査の問い9-1の「観審制度によってあなたは司法への信頼感を増進させるか」を従属変数とし、そのように考える程度が高い順に1から5の数値を割り当てて、順序尺度としてリコードした。問9-2は「一般国民を司法に参加させることのメリット」について尋ねており、次の6つの選択肢から選んでもらう質問となっている（複数回答可）。

- ①裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること
- ②国民に裁判手続と判決の内容をよりよく理解させること
- ③判決に国民の意見をより反映させること
- ④法官の態度を改善させること
- ⑤国民の素養と遵法の精神を涵養すること
- ⑥裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること

この質問への回答は、一般国民が国民司法参加制度に対して持っている期待を示してい

¹⁰² 司法院統計処『104年一般民眾對司法認知調查報告』9頁。

¹⁰³ 司法院統計処・前掲注（102）6頁。

¹⁰⁴ 司法院統計処・前掲注（102）3-4頁。

と考えることができる。そこで、上記 6 つの選択肢それぞれについて、回答者が選択したかどうかに基づいてダミー変数（1＝選択、0＝非選択）を作成し、独立変数として用いた。これによって、各変数の欠損値を除いて、サンプル数は 4780 になる。従属変数と各独立変数の分布は、下の図 9.2 と図 9.3 において示されている通りである。

図 9.2. 観審制度によってあなたは司法への信頼感が増進されるか

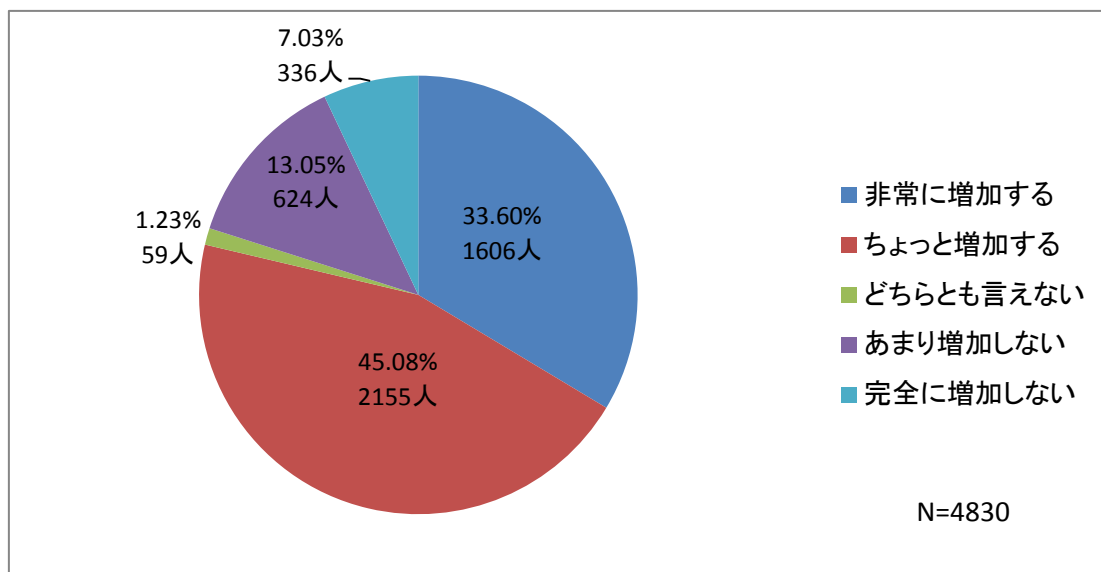
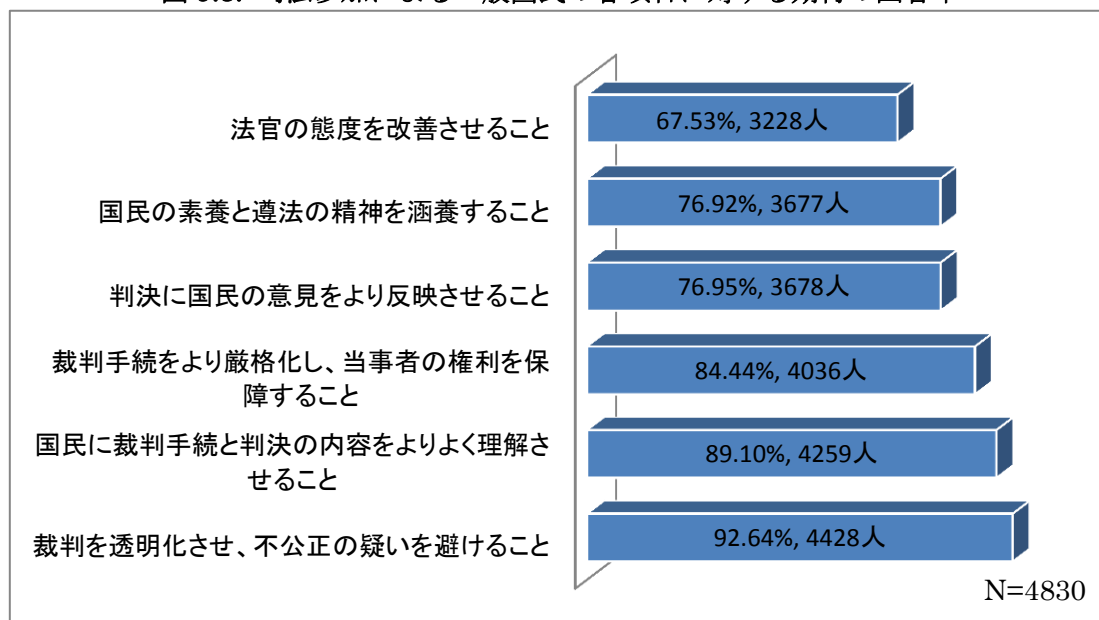


図 9.3. 司法参加による一般国民の各項目に対する期待の回答率¹⁰⁵



¹⁰⁵ 「回答率」は、各選択肢について回答者が「期待する」と答えた割合を指している。

・ 相関関係の検証

それでは、独立変数である「一般国民が国民司法参加に抱いている 6 つの期待」と従属変数である「一般国民が観審制によって司法への信頼感を増進させる認知の程度」との相関関係を検証してみる。検証に際しては、性別、年齢、学歴など人口統計学的変数、及び一般国民の司法と法律に関する知識水準¹⁰⁶を統制変数として一斉に投入して分析した。従属変数と各独立変数、統制変数との偏相関係数は下の表 9.19 に示された通りである。

表 9.19. 独立変数および統制変数と従属変数との偏相関係数¹⁰⁷

	偏相関係数
裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること	0.286***
国民に裁判手続と判決の内容をよりよく理解させること	0.179***
判決に国民の意見をより反映させること	0.311***
法官の態度を改善させること	0.135***
国民の素養と遵法の精神を涵養すること	0.196***
裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること	0.268***
性別	-0.004***
年齢	-0.034**
学歴	0.091***
司法と法律に関する知識の水準	0.085***

表 9.19 からは、台湾において一般国民が観審制によって司法への信頼感を増進させることの認知は、性別、年齢、学歴及び司法と法律に関する知識水準と相関せず、前記の国民司法参加制度に抱いた 6 つの期待のうち 5 つと弱い相関を有すると判断される¹⁰⁸。さらに、「判決に国民の意見をより反映させる」との期待を抱いている国民の割合は 6 項目中 3 番目に低いが、この期待は観審制によって司法への信頼感が増進されるという認知と中程度の相関関係を有しており、6 項目中従属変数との相関が最も高いことがわかった。

¹⁰⁶ この変数は、原調査における司法の知識に関する問 4 と問 5 および法律知識に関する問 20 の計 21 個の質問について、正しく回答した場合には 1、誤った回答をした、あるいは未回答の場合は 0 とリコードし、それを合計することで作成した。したがって 21 個の質問の得点を合計したので、この変数の下限は 0 点で上限は 21 点である。この総得点は、台湾における一般国民の司法と法律に関する知識の水準の指標となる。

¹⁰⁷ *は $p>0.1$ 、**は $p>0.05$ 、***は $p>0.01$ 。

¹⁰⁸ 本論文では、偏相関係数の絶対値が 0 から 0.1 のものは無相関、0.1 から 0.3 のものは弱い相関、0.3 から 0.5 のものは中程度の相関、0.5 から 1.0 のものは強い相関と判断した。

・ 回帰分析の結果

さらに、一般国民が観審制によって司法への信頼感を増進させることへの認知と台湾における国民司法参加制度（観審制）の導入に抱いている諸期待との変動関係を発見するため、回帰分析による分析も必要性である。回帰分析の結果は下の表 9.20 に示している通りである（回帰係数が統計的に有意でなかった統制変数の結果は省略している）。なお、各独立変数と各統制変数との共線性を検査したが、いずれの変数の間にも共線性の問題が存在しないことが判明した¹⁰⁹。

表 9.20. 回帰分析の結果¹¹⁰

	回帰係数	標準誤差	t 値	P 値	標準化係数 (β)
裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること	0.7996	0.06564	12.18	0.000	0.172
国民に裁判手続と判決の内容をよりよく理解させること	0.0985	0.05751	1.71	0.087	0.025
判決に国民の意見をより反映させること	0.6249	0.04247	14.71	0.000	0.210
法官の態度を改善させること	0.0585	0.03753	1.56	0.119	0.022
国民の素養と遵法の精神を涵養すること	0.2066	0.04242	4.87	0.000	0.070
裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること	0.4617	0.04951	9.33	0.000	0.134

回帰分析の結果によると、一般国民が国民司法参加制度（観審制）の導入に抱いている 6 つの期待のうち、裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること、判決に国民の意見をより反映させること、裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること、国民の素養と遵法の精神を涵養することの 4 つが、観審制によって司法への信頼感が増進されるという認知に有意な正の相関を有していると判断できる。

¹⁰⁹ 変数間の多重共線性の影響の有無を分散拡大係数 (VIF) <10 を基準に判定したところ、VIF の最大値は 2 以下であり、上記の 6 つの期待のいずれも独立変数として採用できると考えた。

¹¹⁰ Number of obs = 4780, F (10, 4769) = 107.49, Prob >F = 0.0000, R-squared = 0.1839, Adj R-squared = 0.1822。

そして、有意な相関関係が見られた 4 つの期待それぞれの影響力を比較するため、各変数（期待）の標準化係数も表 9.20 に提示した。その値を比べると、判決に国民の意見をより反映させることの影響力が最も大きく（ $\beta=0.210$ ）、裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること（ $\beta=0.172$ ）と裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること（ $\beta=0.134$ ）がそれに続き、国民の素養と遵法を涵養すること（ $\beta=0.070$ ）の影響力が最も小さいと判断できる。よって、台湾における一般国民が国民司法参加制度の導入に対して抱いている 4 つの期待が、観審制の導入を通じて司法への不信感を解消することに関連しており、その中でも、判決における国民の意見の反映という期待は、最も大きい影響力を有していると言える。

・台湾における国民司法参加制度の形態選好への示唆

上記の二次分析による発見は現在台湾で議論されている国民司法参加制度の形態選好に、大きな示唆を与えるように思われる。まず、一般国民の国民司法参加制度に対する期待と司法への不信感の解消との関連性が確認されたことによって、台湾において国民司法参加の導入によって国民が司法への信頼感を回復させる可能性は十分にあるということが言えよう。

続いて、裁判手続と判決の内容をより理解させること及び法官の態度を改善させることへの期待が、司法院の主張する観審制によって司法への信頼感を増進させることへの認知と相関しないことから、観審制のもとで国民の「理解増進」及び法官の態度改善を通じて、一般国民の司法への信頼感を回復させる目標を実現させることはあまり期待できないように思われる。さらに、国民司法参加制度の導入に伴う刑事司法手続の改革に対して、司法院と法務部は起訴状一本主義などの具体的な改革策を打ち出すことを忌避しているが、国民司法参加制度が導入されたのちも刑事司法手続が当事者主義の方向に進展しないとすると、一般国民の期待は裏切られ、司法への不信感も解消されない恐れがあるように思われる。したがって、司法改革国是会議にて議決された起訴状一本主義が国民司法参加制度に先立って導入されるという方針は、国民の要望に合致するうえ、司法を正統化するという目標を実現するうえでも適当であると考えられる。

最後に、一般国民が国民司法参加制度の導入に対し抱いている、判決における国民の意見を反映させるという期待は、観審制の導入による司法への信頼感の増進の認知に最も大きな正の影響を持っていることが認められたが、観審制の最も大きな問題点はまさに国民の意見が無視されやすく、判決に反映されにくいということである。観審制自体が一般

国民の期待を満たさないことは皮肉とも言えよう。このように、台湾における司法への不信感は深刻化しており、国民司法参加制度の導入も国民の司法への不信感を解消するために取り上げられたという背景を踏まえると、観審制は台湾に最も適合しないように思われる。

9. 3. 3 小括

台湾において一般国民は制度導入の賛否、立法化の加速、及び参与意識などの国民司法参加制度（観審制）の導入に関する基本意識に対して積極的な態度を示したが、同時に、制度導入による司法への信頼向上と判決における国民の意見の反映に対する期待が時間を経て低下するという現象が観察された。

そして、司法院が観審制をアピールするため、調査によって一般国民が参審・陪審制に対して不安を抱いていることを示すとしても、そのみでは観審制がより優れた制度であるとはいえないように思われる。司法院は一般国民が参審・陪審制を望んでいないという結果をもって一般国民は観審制をより望んでいると宣伝したが、調査設計の問題を踏まえると、この結果には信憑性がないと認めざるを得ない。さらに、司法院が2015年度に行った「一般国民の司法への認知に関する調査」のデータの二次分析によって、一般国民が国民司法参加制度に抱いている諸期待と、観審制の導入による国民の司法への不信感の解消との関連性が明らかになり、司法の不信感を解消する目標を実現するために一般国民の期待に添えていく立場からすると、台湾にとって観審制は最も適しないと判断される。

このように、台湾の一般国民は観審制に対して基本的に肯定的な意識を抱いていると認められるが、他の制度よりも観審制を選好するとまでは言えないように思われる。さらに、判決に国民意見が反映されにくいという観審制の特徴を踏まえると、その導入によって一般国民の司法への不信感を解消させるとの目標の実現が妨げられる可能性も決して無視してはいけない。司法院が行った一般国民への調査結果は、観審制をアピールする証拠とは言えず、むしろそのリスクを露呈したものであるように思われる。

9. 4 台湾における国民司法参加制度の正統化効果の予測と形態選択

本章の結論として、前記の分析の所見を通じて台湾において将来国民司法参加制度の導入によってもたらされる司法の正統化効果を予測し、その上で台湾に最も適合した国民司法参加制度の形態について論ずる。一言で司法の正統化効果の予測を述べるとすると、台湾において国民司法参加制度の導入によって司法を正統化する効果は十分に期待されるように思われる。本節では第6章で提示した5つの評価指標に沿って詳細に議論するが、台湾における国民司法参加制度の導入の背景と動機からすると、司法に対する理解増進・信頼向上は最も強く求められる効果であると思われるため、本節における国民司法参加制度の正統化効果の予測と形態選択に関する議論においても、司法への理解増進・信頼向上の効果を中心に据える。

まずは国民司法参加制度の諸形態に対する評価について、模擬裁判の経験者は観審・参審・陪審制のいずれの模擬裁判の評議経験に対しても高い満足度を示し、参審制において、観審・陪審制よりも国民が満足しやすいという傾向も見られた。さらに、法曹三者それぞれの態度を見ると、司法院は観審制を提唱したが、現職の法官は観審制を肯定的に評価せず、参審・陪審制に対して積極的な立場を採る。一方、検察側の公式意見は観審制を支持し、陪審制に反対していたが、時間を経て観審制に対する態度も消極的になり、参審制に賛成する姿勢に転換した。それに対して、改革派の弁護士は観審制を痛烈に批判し、陪審制の導入を積極的に呼びかけているが、現在一部の陪審派弁護士は参審制に対してもより柔軟な態度を取り始めた。しかし、台湾の一般弁護士への調査からは、観審制に対する不満がそこまで高いわけではないことがうかがわれ、国民司法参加制度の導入自体が重視されていない傾向も同調査で見られた。

次は判決における国民意見の反映について、経験者は模擬裁判の公判と評議の時間が足りないと指摘した一方、一部の難しい内容以外は公判の内容を概ね理解できたと述べ、彼らが高い水準で評議に参加したことも認められた。しかし、陪審または参審と比べて模擬観審員が他人に説得する試みをしない現象も観察され、議論の活発さは比較的劣るように思われる。さらに模擬裁判の結果からは、観審制では国民による観審意見と法官による判決が対立しやすいほか、陪審制は有限な評議時間のなかだけでは結論を出しにくい、また法官より有罪判決を下しやすい傾向にあることも見られた。これによって、国民意見の反映とできるだけ国民の負担を軽減するための評議の効率化との間に、緊張関係があることが分かる。それに対し、司法改革国会会議において司法院に提案された「参審制」は、一

般国民の議論の十分さと評議時間の節約とを両立させ、国民の意見も活用させることができ、台湾にとってより導入しやすく且つバランスをうまく取ることができる国民司法参加制度の形態ではないかと思われる。

続いて、司法への理解と信頼の回復・増進の効果について模擬裁判の経験者と一般国民の回答をそれぞれ見ると、経験者が自分の参加経験によって司法への理解を増進させ、従来抱いていた司法や法官のイメージが転換し、司法に対する信頼感も向上したと指摘したが、一般国民を対象とする意識調査では、観審制による司法への理解増進・信頼向上の効果への期待は時間を経て低下したことが判明した。さらに、観審制のもとで国民の「理解増進」及び法官の態度改善の効果を通じて、一般国民の司法への信頼感を回復させる目標を実現させることはあまり期待できないような結果となった。これによって、日本と韓国に見られた経験者と一般国民との「差」は、台湾に国民司法参加制度を正式に導入した後も観察される見込みがあり、制度形態を問わず経験者の参加経験を活かして、一般国民にも影響を及ぼす波及効果を求める重要性も二国同様、浮上するようと思われる。さらに、一般国民が国民司法参加制度に対して抱いている、①裁判を透明化させ、不公正の疑いを避けること、②判決に国民の意見をより反映させること、③裁判手続をより厳格化し、当事者の権利を保障すること、及び④国民の素養と遵法を涵養すること、という4つの期待が、観審制の導入によって司法への不信感が解消されるとの国民の認識と有意な正の相関を有しているという回帰分析の結果からすれば、台湾において国民司法参加の導入によって国民の司法への信頼感を回復させることができる可能性は十分にあると思われる。しかしながら、この4つの期待のうち最も影響力を有するのは「判決における国民の意思の反映」である一方、国民の意見が無視されやすく、さらに判決に反映されにくい観審制は、逆に一般国民の司法への信頼向上という目標の実現を妨げる可能性があり、この点からも観審制は台湾にとって最も適合しない制度であるように思われる。

台湾において、国民司法参加制度の導入を通じて当事者主義に向けた刑事司法改革を徹底させることは改革派弁護士が積極的に主張したが、その理念に賛同した司法院と法務部は、具体的な改革策の推進に対しては消極的な姿勢を示した。しかし、模擬裁判の法廷では、従来と比べより公判中心主義の要素が見られ、さらに、弁護士全体は刑事司法改革を司法改革の要務として認識している一方で、一般国民も国民司法参加制度の導入に対して、裁判手続をより厳格化する期待を抱いており、この期待はさらに司法への信頼向上という目標の実現に関連していると思われる。このように、台湾における当事者主義に向けた刑

事司法改革も国民司法参加制度の成否と関連する重要な改革措置であると認められる。したがって、改革の具体的な手法については未だ検討の余地があるが¹¹¹、国民司法参加制度の導入以前に、またはそれと同時に従来の刑事司法手続をさらに当事者主義の方向に進展させることは重要であり、司法院と法務部は、国民司法参加制度の導入に伴う刑事司法改革への態度を転換すべきである。また、司法改革国会会議が起訴状一本主義の先行導入を決定することも、そのような方向に向けた必要なステップであるように思われる。

最後に、未だ国民司法参加制度を正式には導入していない台湾においては、討議民主主義に基づく教育効果についてあまり議論することができないことを認めざるを得ないが、一般国民を対象とした調査で、一般国民の素養と遵法の精神の涵養も参加によって司法への信頼が向上し得る意識に関連していることが明らかになったことを踏まえると、その効果は国民司法参加制度を導入した後にも期待されるのではなかろうかと思われる。

観審・参審・陪審制のうちから国民司法参加制度の形態を選択することについて、観審制は一般国民に歓迎されるかもしれないが、模擬裁判からは観審制のもとでは判決に国民の意見が反映されにくいという特徴が発見されており、その導入は却って一般国民と司法の対立を激化させ、一般国民の司法への不信感を解消するという目標の実現を妨げる可能性があることに注意しなければならない。一方、2016年まで司法院自身が観審制を提唱していたが、現職の裁判官、検察官、それと改革派の弁護士は観審制に反対していることも確かである。国民司法参加裁判の重要な担い手である法曹三者の支持がない状態であれば、国民司法参加制度の実施は成功しないであろう。この一連の理由によって、台湾にとって観審制は最も適当でない国民司法参加制度の形態であるように思われる。

参審・陪審制との選択については、さまざまな競合要素¹¹²をめぐりこの2つの制度形態に関する更なる研究・検討が必要であるため、現時点で明確な結論を導くことはできない

¹¹¹ 台湾において国民司法参加制度を導入しても、対象事件が限られているのでその手続きだけを改革しても刑事司法全体に大きな影響力は及ばないであろうことが指摘されている（張永宏『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』210-211頁（政大出版社、2014年））。刑事司法の改革という意味では、国民司法参加の事件を糸口として刑事司法の改革策を導入し、その後漸次に適用範囲を拡大していくという日本の手法と比べて、国民司法参加制度を念頭に置いて刑事司法全体に改革の趣旨を及ぼすという韓国の手法の方が、より全面的且つ徹底的であるように思われる。したがって、もし今後台湾が国民司法参加の導入に伴って刑事司法改革を実施する場合、いずれの方法を用いるかについても、現況に即してさらに議論をする必要があると思われる。

¹¹² 例えば、陪審制において徹底できる「国民の意見の反映」と、参審制により実現できる「安全弁としての法官」との間のトレードオフ、参審制のもとでの一般国民と職業法官との討議・意見交換の価値および議論の充分さと国民の負担とのバランスなどである。

と思われる¹¹³。だが、模擬裁判による経験、法曹三者それぞれの選好、近來の司法院における人事変動及び従來の参審制の立法化の経験からして、日本の裁判員制度と同じような「参審制」は、現在の台湾にとって陪審制より実現可能な選択肢ではないだろうかと思われる。

しかし、裁判員制度と同じような合議体の構成（裁判官 3 人と一般国民 6 人¹¹⁴）及び評決方法（単純多数決）は、台湾において国民司法参加制度を導入する背景、及び一般国民の国民司法参加制度に対する期待などを併せ考えると、国民の意見を十分に反映させるものとはいえないようである。裁判官が一般国民の多数意見を恣意的に覆すことを防ぐためには、判決が単純多数決で決められるとすると、多数意見のうちに原則として少なくとも半数の一般国民の賛成が必要であるとする必要がある（そうでなければ、裁判官 3 名と国民 2 名が有罪、国民 4 名が無罪であるときに、国民にとって少数意見である有罪が判決となってしまう）。もし一般国民の数を変えないとするならば、裁判官の多数意見による国民の多数意見の優越を防ぐために、裁判官の数を 1 名減らし裁判官の数を 2 名にしたほうが良いと考えられる¹¹⁵。または、裁判官 3 名と一般国民 6 名の合議体を維持し、評決は単純多数決ではなく、三分の二以上の多数決とすることも考えられよう。この場合、半数以上の一般国民が賛成しない限り判決は成立しない。要するに、台湾での国民司法参加制度の導入に関する様々な事情を照らし合わせると、たとえ裁判官が全員一致に達したとしても、その意見が一般国民の納得を得るためには、裁判に参加する一般国民の半数以上が判決に同意することが必要である。なお、国民司法参加制度の成功のためには、どのような国民司法参加制度の形態を採択するとしても、起訴状一本主義、証拠規則の厳格化、直接主義・口頭主義など公判中心主義、裁判の迅速化などの当事者主義に向けた刑事司法改革が国民司法参加制度に伴って導入されなければならない。

¹¹³ 司法改革国是会議の本会議は、国民司法参加制度の形態選択について結論を出さず、司法院の判断に委ねるという結論にとどまった。そして、司法院は裁判員制度を手本とする「参審制」を立法化するとの姿勢を表明した。司法院刑事庁「針對媒體關於本院推動人民參與審判制度之報導新聞稿」（2017 年 8 月 17 日）、<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=280630>、2017 年 8 月 23 日閲覧。

¹¹⁴ 司法院刑事庁・前掲注（113）。

¹¹⁵ このとき合議体は 8 名によることになるので、4 対 4 の場合が生じることになるが、このときは、被告人に有利な意見を判決とすることとなるであろう。

つい最近の立法動向としては、起訴状一本主義の先行導入が司法国是會議で議決された¹¹⁶。また今後、刑事訴訟法の改正は国民司法参加制度の導入の成否に関わらず、独自に進展していくようである。さらに司法院は2017年11月に新たな国民司法参加制度の草案(「國民參與刑事審判法草案(初稿)」)を公表した。今回の制度の骨子(裁判官3名と一般国民6名が合議体を構成し、被告人の有罪・無罪、及び有罪の場合の量刑を一緒に評決する)は裁判員制度と非常に似通っているが、有罪判決の成立要件は単純多数から三分の二以上の多数決に引き上げられている¹¹⁷。国民司法参加制度の導入に関する環境整備は未だ不十分であるが、現在の国民司法参加制度の導入をめぐる「参審制(「國民參與刑事審判法草案(初稿)」)」は、前の觀審制と比べてより適切であり、さらに司法に対する新たな正統性根拠をより確実に提供することもできるように思われる。

¹¹⁶ 中華民國總統府『司法改革國是會議分組決議全文』48頁(2017年7月14日)、<https://drive.google.com/file/d/0B6gni5Xwp9QwRE1fMjE2ZUZETnM/view>、2017年8月28日閲覧。

¹¹⁷ 司法院「國民參與刑事審判法草案(初稿)」83条。

第三部

日韓台における国民司法参加制度導入の 潮流の再考

第二部での議論を通じて、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度は概ね定着し、比較的順調に実施されていることがわかった。さらに、経験者と法曹による肯定的な評価、一般国民の比較的高い参与水準、さらに判決における国民意識の反映などの成果からすると、裁判員制度の導入は司法の正統化に一定程度貢献しているように感じられる。だがその一方で、韓国の国民参与裁判制度は申請主義の採用及び陪審団の意見が勧告的な効力しか有しないという制限によって、制度の実施を通じてより広く刑事司法全体に正統化効果を及ぼすことは難しく、実際には象徴的な意義がより大きいと認めざるを得ない。

国民司法参加制度の導入を契機に刑事司法手続を発展させることについて、日本は裁判員裁判を糸口として当事者主義の内容を導入し、段階的に裁判員制度の対象事件以外にも適用範囲を拡大するが、刑事司法制度全体の当事者主義への転換には、まだ至っていない。それに対して、韓国の国民参与裁判制度は象徴的なものに近いとは言っても、国民参与裁判を念頭に置いた刑事訴訟法の改正により、当事者主義の内容が全面的に適用されるようになった。これによって、日本と韓国の刑事司法手続は国民司法参加制度の導入に大きく影響を受け当事者主義の方向へと発展してきたが、特に韓国での全面的な刑事司法手続改革は日本より徹底していると言える。

台湾では未だ国民司法参加制度の導入をめぐり、制度形態の選好及び刑事司法改革との関係について激しく論争が繰り広げられているが、模擬裁判の経験と世論調査の結果からすると、司法院に提案された観審制はあまり台湾の実情に合わないだろうと思わざるを得ない。だが、台湾における国民司法参加制度の導入の行方自体が絶望的であるとまでは言えない。台湾における司法の正統化危機を解消するという視点からは、国民司法参加制度を早期に導入することが重要である。現在、観審制のほかに、裁判員制度に近い「参審制」と英米式の「陪審制」が案として競合しており、台湾にとっては「参審制」が「観審制」に比べてより適しているだろうと考えられる。

国民司法参加制度の導入がこの3か国で一つの潮流となっているが、いずれの国でも実施経験は未だ浅く、将来解決していくべき問題も山積している。日本と韓国は諸外国の制度をそのまま継受せずに、自国の事情に即した、独自の国民司法参加制度を構築した。台湾においても自国にとって最も適した国民司法参加制度の形態を模索する志向が強いように思われる。それ故、日韓台3か国における国民司法参加制度導入の潮流は、従来の2つの典型である英米式の陪審制とドイツ式の参審制の「輸入」とは異なる法現象や法文化として、発展して行く可能性があるように感じる。

そこで、本論文の第三部では日本、韓国、台湾において現れた国民司法参加制度導入の潮流に対して、まずこの 3 か国が互いに学んだこと、この潮流自体の特徴や限界、及び司法を正統化するという目標の実現に対して示唆を与える経験と教訓などの内在的な問題を再考する。続いて議論の視点を世界に広げ、この国民司法参加制度導入の潮流の、世界における位置づけを探究してみる。

第10章 日韓台における国民司法参加の潮流の特徴と限界

10.1 日韓台3か国間の学び合い

日本の裁判員制度は最も早くに打ち出され、韓国の国民参与裁判制度の導入にも刺激を与えた一方、台湾が現在検討している「参審案」の手本ともなっている。さらに、裁判員制度と国民参与裁判制度の実施は、台湾における人民観審制度の提案に重要な手本を提供した。これによって、日韓台3か国における国民司法参加制度導入の潮流の発端は、日本における裁判員制度導入の動きであると認められる。さらに、この3か国が相互に学び合ったことの中にはその後の制度設計・運営の参考となったものも数多く存在しているはずである。

10.1.1 日韓両国間の学び合い

本稿の第一部で論じた通り、国民司法参加制度の導入をめぐる日本と韓国の背景は大きく違っており、裁判員制度と国民参与裁判制度の具体的制度形態も大きく異なっている。すなわち、両制度が互いに参考としたところは少なく、まるで天秤の両端のようであることがわかる。だが、両制度の比較により2組の競合している目標や価値が見出され、それは国民司法参加制度の形態選択にとって、深い意味を有していると言える。

まず、各国における制度の形態を見ると、裁判員制度はフランス・イタリアの参審制度に類似している一方、韓国の国民参与裁判制度は陪審制度の一つの変種であると考えられる。さらに国民の意見の効力について、裁判員制度のもとでは裁判員の意見は裁判官の意見と同じ効力があるのに対して、国民参与裁判制度における陪審団の事実認定と法律適用の意見には事実上の拘束力がありだけであり、陪審員それぞれの量刑に対する意見はあくまでも裁判官に対して参考程度に過ぎない。即ち、裁判員制度では一般国民と裁判官が協働することによって互いに理解し合う可能性が創出された分、裁判員が誘導されるリスクも高い。それに対して、陪審制の枠組みを取った国民参与裁判のもとでは、陪審員が誘導を受けるリスクは著しく低くなるが、一般国民と裁判官が理解し合う機会は見逃されてしまう。さらに、国民の負担について、日本では裁判官の意見と同じ効力が裁判員の意見に付与されることによって、国民がより真剣に参加するだけでなく、判決における国民の意見の反映もより保障されるが、国民に対してより大きなプレッシャーや負担も掛かってしまうのである。それに対して、韓国におけるように国民の意見が事実的な拘束力または参

考としての効力しか有さないのであれば、司法参加に対する国民の心理的負担は軽くなる一方で、安易に判断を裁判官に委ねることに対する疑念が生じる。よって、国民と裁判官との平等な協働を重視する裁判員制度と、国民を主に「監視役」と位置付ける国民参与裁判制度は、異なる立場からそれぞれ合理的な選択を行った結果の制度形態であろうと考えられる。

次に、韓国の国民参与裁判制度の申請主義及び裁判所による排除は、事実上複雑な事件を排除し、国民参与裁判制度の円滑的な運用、公判の迅速化及び陪審員の負担軽減などを保障する。しかし国民参与裁判の年間実施件数は少なく、刑事裁判における「例外状態」として象徴的な意義以外に韓国社会または司法システムにおける存在感は薄く、制度自体が空洞化してしまうリスクも常に存在している。一方で、強制主義を適用し、さらに裁判所による排除もかなり制限されている裁判員制度は、比較的十分な年間実施件数を保っており、実施の効果は徐々に他の刑事裁判にも拡大しているが、公判と評議の長期化及びそれによる裁判員の過重な肉体的・精神的負担は、裁判員制度の実施に関して早急に解決すべき問題となった。これによって、裁判員裁判の対象事件から、長期間の審判を要するなどの複雑な事件を除外した法改正¹は、日韓両国との学び合いの一つの例として理解できるように思う。なお、韓国は国民参与裁判の空洞化の恐れを防ぐため、申請主義を修正しなければならないであろう。その際、裁判員制度の強制主義の経験は韓国にとって重要な参考になるはずだ。

最後に、韓国の国民参与裁判制度は日本の裁判員制度を追随する制度として、2点の示唆を裁判員制度に与える。一つ目は国民司法参加制度の導入と当事者主義に向けた刑事司法改革との関係である。日本が裁判員制度を刑事司法制度の改革の糸口として段階的に刑事司法を転換する効果を求めているのに対して、韓国が最初に国民参与裁判を刑事司法改革の念頭に置き、刑事訴訟法の修正により当事者主義の内容を全面的に適用したことは進歩的である。したがって、日本においては今後裁判員制度の実施経験を踏まえて刑事訴訟法を抜本的に改革し、当事者主義を全面的に徹底することも期待されうると考えられる。2つ目は経験者に対する接触の制限の緩和である。韓国において陪審員経験者に対する接触は原則として禁止されているが、参与法 52 条 2 項但し書きにより、学者やマスコミ関係者など研究の目的で陪審員経験者に直接接触し、インタビューなどを行うことは許されてい

¹ 裁判員法 3 条の 2 第 1 項。この法改正は平成 27 年 12 月 12 日から実施されたので、2017 年 5 月の時点で実際に除外された件数はまだ公表されていない。

る。それに対して、国民と裁判官との協働を重視する裁判員制度の場合、経験者の視点による制度実施の検証はより重要であるにもかかわらず、「グレーゾーン」のような守秘義務の制限及び裁判所の非協力的な姿勢が障害となり、学者などは裁判員経験者を対象とする研究を行い難い。したがって、日本で裁判員経験者を対象とする研究を活発させるために、韓国の経験を照らして必要な環境整備を工夫すべきである。

10. 1. 2 台湾が学び取ったこと

司法院が提唱した人民観審制度は、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の両方の影響を受けたものである。例えば、強制主義による実施、観審員が裁判官と一緒に法壇の上に座り裁判官と同様、証人・被告人に発問し、さらに裁判官と一緒に評議するといったことは、裁判員制度と同様である一方で、観審員と裁判官がそれぞれ評決をし、さらに観審団の意見が勧告的効力（事実上の拘束力）のみしか有しないことは、韓国の国民参与裁判制度から学んだものである。その理由として考えられるのは、過渡期的制度と想定された人民観審制度を、日本と韓国の両制度を同時に参考し両者の長所を集めたものにしたという発想である。つまり人民観審制度は、一般国民と職業裁判官との協働、相互理解を求めると同時に、違憲の恐れを回避し、さらに国民からの反対を惹起する恐れのあるプレッシャーや負担を掛けないなどの長所により、国民司法参加の基盤が全くない台湾にとって一番「安全」な制度形態だとみなされた。

しかし、一見日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の長所が人民観審制度に集約されているように思われる一方で、両国の国民司法参加制度の短所も同時に反映されてしまっている。裁判官による誘導、及び国民の意見が裁判官に恣意的に無視されてしまい、判決に反映されないという 2 つの恐れは、いずれも人民観審制度のもとで解消されるわけではないのだ。一見最も「安全」な制度形態である観審制の裏には、多くの問題が存在する。それ故人民観審制度が各関係者に大きく批判されてしまったことも不思議ではないだろう。

では、台湾における国民司法参加制度の導入の行方に対して、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度は何らかの示唆を与えうるだろうか。国民の司法に対する深刻な不信任や「恐竜法官」などの裁判官に対する消極的なイメージを転換させるという、制度導入の背景、さらに前の第 9 章に示された模擬裁判の所見及び一般国民の期待に関する分析結果を考えると、恐らく台湾が求める国民司法参加制度は、単なる「象徴的」なものではな

い。したがって、判決に一般国民の意見を反映することができ、且つ国民と裁判官が司法参加を通じて互いに理解し合うことができる制度が、台湾に最適な国民司法参加制度の形態であろうと思う。

観審制が廃案となったのち、台湾は引き続き日本と韓国の経験を参考としつつ、国情に最も適した国民司法参加制度を模索している。司法改革国是会議で議決された起訴状一本主義の先行導入、及び国民司法参加制度の導入と併行して刑事司法手続改革を進めることは、直接に韓国の経験を複製したものとは言えないが、(刑事)司法が国民の信頼を失っている背景を考えると、それは決して偶然ではないと思われる。さらに、司法院が新たに打ち出した「参審制」の草案はまさに裁判員制度を手本とするものである。しかし、具体的制度設計について、現在の草案は裁判員制度と同じような裁判官 3 名と一般国民 6 名によって構成された合議体を採用しているが、国情に即して新たな評議の仕方(有罪判決の成立は 3 分の 2 多数決)をも規定している。これによって、「恐竜法官」と対抗するために国民の意見を判決により多く反映させることも可能となる。一方、裁判員制度の導入以後も裁判の有罪率があまり低下せず、99%台を維持している日本にとって、台湾で設けられた新たな評議の仕方を深く考える必要もあるだろう。

10.2 日韓台における国民司法参加の潮流の特徴

各国における独自の背景及び陪審制と参審制を折衷する制度形態に鑑み、日本、韓国、台湾における国民司法参加の潮流は幾つの特徴を持つと考えられる。そしてそのような下記の一連の特徴は制度の形態及び国情の違いを越え、この 3 か国で共有されているように思われる。

10.2.1 特徴 1：問題解決の志向

10.2.1.1 各国における問題解決志向の概観

日韓台 3 か国で国民司法参加の導入が俎上に載ることとなった契機を見ると、具体的な問題関心と内容は異なっていたものの、国民司法参加制度の導入を通じて司法に関わる問題の解決を求める志向は、3 か国全てにおいて観察されるように思われる。

日本において、裁判員制度はまず政治界が国民の主体性を向上させる体制改革の一環として認識され、体制改革としての司法改革の中での導入が求められた。しかし、司法制度改革審議会の段階でその壮大な政治的な目標はある程度後退し、むしろ審議会は国民の司

法への理解増進・信頼向上の意義をより強調し、裁判員制度の導入を通じて裁判における国民の意識の反映と司法への関心の喚起を求めた。一方、審議会内部における主流の見方ではないものの、弁護士会と一部の刑事法学者は従来から刑事司法の弊害を批判しており、国民司法参加制度の導入も刑事司法を改善する契機と見做された。したがって裁判員制度の導入によって従来の刑事司法を是正する要求や期待も、裁判員制度の問題解決志向の一つの内容として認識すべきである。

韓国における国民司法参加制度の導入は社会の民主化の波に乗って、最初は民間勢力によって主張され、政府が民間の主張を受け入れたことから、国民参与裁判制度が発足するに至った。しかし、政治的な理由とは別に、国民司法参加制度の導入が権力者に受け止められた直接の原因は、「法曹非理」などの司法の不祥事によって生じた司法への不信と不満であると考えられる。したがって、申請主義と国民の意見の効力が限られているが故に、現行の制度は国民司法参加の「完全体」とは言えないものの、司法民主主義と法官への監視・牽制の象徴として、国民の司法への信頼を取り戻そうとする志向はかなり強いように思われる。なお、韓国の刑事司法改革は国民参与裁判制度と平行して進められ、国民司法参加制度の導入によって刑事司法を改革する志向は日本と比べより弱いように思われるが、刑事司法改革が国民参与裁判を念頭に置いて行われたことによって、国民参与裁判制度を通じて当事者主義に向けた刑事司法改革を実現させることは、韓国においても期待されていると言える。

台湾においては、国民司法参加制度の導入に対する問題解決の志向が最も強く見られるように思われる。司法院がかつて行った参審制の導入に関する試みは、国民の司法への信頼感の増進を求めていると考えられる一方、この後の観審制と新たな「参審制」の提案に伴う国民司法参加制度の導入の新たな潮流は、まさに激化している国民の司法への不満と不信を和げる方策として、国民司法参加の導入に関する議論を再び俎上に載せたものなのである。加えて、国民司法参加制度の形態選択、及び刑事司法改革との関連に対する認識は激しく対立しているが、その導入によって国民の意見を判決に反映させ、国民の司法への信頼を取り戻し、さらに刑事司法を進化させるとの目標は、一般国民を含めた各関係者に共有されているように見える。したがって、国民司法参加制度の導入がどの程度国民の司法への不満と不信を解消できるかは、制度実施の成否の「決め手」と言えるほど重要であると認められる。

このように、日本、韓国、台湾の3か国における国民司法参加制度の導入は、従来の司

法の問題点を是正する契機として期待され、司法に関する具体的な問題を解決する志向を有することが判明した。特に韓国と台湾において、そもそも国民司法参加制度の導入という改革は、司法が直面する深刻な問題を解決することを契機として発展してきたため、問題解決の志向は日本と比べてより強いと考えられる。また、各国それぞれの国民司法参加制度に託された、司法に関する問題解決の目標は必ずしも一致しないものの、国民の司法への理解増進・信頼向上を求めていることは共通していると言える。したがって、国民の司法への理解と信頼を取り戻すため、2つの共通する手段が見られるように思われる。それは従来の司法システムの閉鎖性の打破、及び刑事訴訟手続の当事者主義に向けた発展である。本節は引き続き日本、韓国及び台湾における司法システムの閉鎖性、及び国民司法参加制度の導入と当事者主義に向けた刑事司法改革との関連性という2つの具体的な問題点について、議論を展開していく。

10. 2. 1. 2 司法システムの閉鎖性の打破

前記の議論によると、日本、韓国及び台湾における司法権は既に政治から独立していると考えられる。しかし、この3か国の司法府自身は統治構造としては独立したものの、従来の司法権は職業裁判官に独占されているほか、司法システム内部の行政事務も裁判官である「司法官僚」に司られており、司法システムは外部者が手を出せないよう高度に閉鎖されてしまったように思われる。

法圏論から見ると、英米法系と比べて大陸法系における裁判官は官僚的特徴を持っており、内部コントロールがより強いと考えられる²。日本、韓国、及び台湾は同じく大陸法系に属しており、それぞれの裁判官に関する制度及び裁判官による司法行政も官僚制の特徴を有するように思われる。そこで以下、司法システムの人的中核である裁判官と司法行政の面でこの3か国における司法の閉鎖性の特徴を捉えていく。

裁判官の人事制度について、3か国いずれにおいても、裁判官となろうとする者は、まず専門的な試験³に合格する必要がある、その後司法府の下に置かれた専門的な訓練機構⁴での

² Caro Gunanieri and Patrizia Pederzoli, THE POWER OF JUDGES: A COMPARATIVE STUDY OF COURTS AND DEMOCRACY 66-68 (2002).

³ 日本の場合には司法試験に合格することであり、韓国も同じく司法試験の合格を要求している。台湾において統一の司法試験の代わりに、裁判官と検察官を志望する者は弁護士試験より難関とされる「司法特考（司法官特別試験）」に合格することが一般的な条件になる。

⁴ 日本と韓国の場合にはそれぞれに司法研修所と司法研修院があり、台湾の場合には弁護士の訓練機構とは異なる、司法訓練所がある。

研修を経て、実務経験がないまま任命されるということが一般的である⁵。初任裁判官は若年者が多く、その実務経験を裁判官になってから裁判所で積み重ね始めることも一般的である。次に裁判官の転職と昇進について、裁判官が頻繁に全国各地に配置転換される制度は各国に共通している⁶。

各国においては司法府が昇進を含め裁判官の人事異動の権限を持っており、しかも司法行政は行政職を担う裁判官に掌握されている⁷。司法の政治的独立を支持する立場からすると、司法府がその内部の人事権を独占することは政治などが司法に関与することを予防できる点でメリットがあると認められるが、逆説的に裁判官の独立という意味で、司法府が人事権の独占を通じて裁判官をより強くコントロールし、結局裁判官が裁判所内の「権力者」から圧力を受けざるを得ない可能性が生じ得る。これによって、政治からの司法独立と裁判官の独立を意味する司法独立には、緊張関係が生じる。だが、司法府が司法人事を最終的に決定するのはあくまでも「必要悪」ではないかと思われ、日韓台 3 か国において問題になるのはこの方法自体ではなく、むしろ司法府が司法人事権を独占する体制のもとでの、人事異動基準の公開性と透明性の欠如であるように思われる。

⁵ 尤も、従来の検察官と法官の間に転職する制度（判検交流）以外に、裁判官給源の多元化の改革に伴い、一定の実務経験を持っている者を裁判官に任官する制度が各国で導入されている。日本の場合にはダニエル・H・フット（溜箭将之 訳）『名もない顔もない司法』206-209 頁（NTT 出版、2006 年）参照。韓国の事情は飯考行「韓国の法官制度改革—日本との比較を交えて—」司法改革調査室報 No.4、16 頁（2004 年）。台湾について、弁護士および学者から上級裁判所の法官を選任する方法は林超駿「裁判官任用、司法行政と司法内部の独立—台湾の法官法を中心に—」比較法学 47 卷 1 号 87 頁（2013 年）参照。

⁶ 各国の事情についてはそれぞれ、フット・前掲注（5）153 頁。飯・前掲注（5）16-17 頁。林超駿「台湾における司法改革の挑戦」東洋法学 54 卷 1 号 263 頁（2010 年）の紹介参照。

⁷ 日本における下級裁判官の選任と異動は最高裁判所事務総局に掌握されたが、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置によって、外部者を裁判官の人事に関与させている。フット・前掲注（5）97-100；212 頁。新藤宗幸『司法官僚 裁判所の権力者たち』119-126；146-155 頁（岩波書店、2009 年）。台湾の司法人事も、従来は司法院自身（人事処）によって独占されており、外部者がほとんど参加することはなかったが、2011 年 7 月の「法官法」の制定により外部者が司法人事に参加する制度が導入された。林・前掲注（6）251 頁、前掲注（5）83-84 頁。韓国では、すべての司法人事の権限は、大法院長が持つ一方、大法院傘下の司法行政処と事実上の諮問機関である法官任用審査委員会も大法院長の補助として人事管理を行うが、2003 年の司法制度改革によって法官任用審査委員会に外部委員が参加することとなった。飯・前掲注（5）16；29-30 頁。崔京玉「司法府の構成」関東学院大学法学研究所ジュリスコンサルタス 16 卷 393-394 頁（2007 年）。

日本と台湾において、裁判官の人事異動に関わる裁判官を評価する基準は非公開・不透明であるという批判は従来から存在していた⁸が、韓国の方は比較的明確である。2003年の人事改革以前に、韓国では高等法院部長判事から（その上は地方法院長、高等法院長、大法官、大法院長が連なる）の昇進に際しては業務能力などが考慮されていたが、それ以下の法官の異動は主に司法研修院卒業の期、及び同期内で任官成績（司法試験 2 次試験の成績と司法研修院の終了成績を合算したもの）の序列でなされてきた⁹。したがって、韓国における下級法官の昇進・異動の基準は比較的明確で、法院組織もピラミッド型になる。

台湾には法官の能力ではなく、年功序列によって昇進する傾向が強く、ピラミッド型の法院が形成された¹⁰。日本の裁判所もキャリアシステムを採用し、不透明な基準において序列の影響は完全に無視できないように思われる一方で、裁判官の勤勉（効率）性と才能（正確さ）が昇進に及ぼす影響も報告されている¹¹。そのような日本の司法システムの高い統一性に対する絶妙な比喩はダニエル・フット教授の指摘する「名もない顔もない司法」である¹²。つまり、従来の司法システムのもとで、同じ方法で選任・養成された職業裁判官は、先例を重視することから、誰が事件を担当しても判決は均一であるという考え方は根強く¹³、法廷以外に一般国民の目に触れる機会も限られている¹⁴。このように、日本、韓国及び台湾において、司法機関は人事面での閉鎖性が高いと認めざるを得ないであろう。そして、大部分の裁判官は国民に接触する機会が限られており、さらに序列と正確性などを重視するキャリアシステムとピラミッド型の裁判所組織のもとに、裁判官も「法による支配」という大義名分で支えられた制定法規範中心の職業主義・エリート主義の考え方のみ重視し、国民の立場は無視される結果、司法と裁判官も法曹界外の世界から遥かに離れた「雲の上のような存在」になってしまうように思われる。

したがって、国民司法参加制度の導入は、従来は一般国民との接触の機会を有しなかつ

⁸ フット・前掲注（5）228-229頁。新藤・前掲注（7）126頁以降。林・前掲注（5）251頁、林・前掲注（6）85-86頁。

⁹ 飯・前掲注（5）16-17頁。なお、1979年より以前は、同期内の順は任官時の成績ではなく年齢順に決まっていた。

¹⁰ 林・前掲注（6）265-266頁。

¹¹ J. Mark Ramseyer and Eric Rasmusen, MEASURING JUDICIAL INDEPENDENCE: THE POLITICAL ECONOMY OF JUDGING IN JAPAN (2003). 日本語での内容紹介としては、フット・前掲注（5）140-143頁がある。

¹² フット・前掲注（5）。

¹³ フット・前掲注（5）17-18頁。

¹⁴ フット・前掲注（5）319-320頁。

た裁判官に国民の意見を聞く機会を与えることによって、司法の閉鎖性を打破する意義を十分有すると思われる。経験者の話から分かるように、司法・裁判官と一生無縁であるかもしれない一般国民も、司法参加の機会を通じて裁判官と接触できるようになった。それ故、孤高の存在とされていた裁判官と司法は国民により理解され、その「名」も「顔」も認識されてきたように思われる。

その上で、日本、韓国、台湾それぞれの裁判官のキャリアシステムを比較し、司法の統一性の功罪について改めて注意を喚起したい。日本の司法システムは裁判官の効率性と正確さで裁判官を評価することによって、裁判官の個性を犠牲にしてしまった一方で、司法システムは高度の統一性を保っていると考えられる。したがって、日本の裁判所がその一貫性と自律性を通じて、政治からの独立性と国民の信頼感を保っているとも指摘され¹⁵、司法システムの統一性は、裁判所と裁判官の一種の自粛として、必ずしもネガティブな特徴ではないように思われる。それに対して、韓国と台湾の下級法官の昇進は主に序列によって決められ、個人の素質に関わる要素はほとんど考慮されなかったもので、法廷を見て彼らは日本の裁判官と比べより強い個性を示していくかもしれない¹⁶が、法院と法官が統一性によって自粛することはないため、「前官礼遇」のような法曹非理及び異なる法官が類似の事件で大きく異なる判決を出すことによって暴露された法官の量刑基準の不明確も批判され¹⁷、ついに国民の司法に対する不信感を招いてしまった。この意味で、キャリアシステムがありながらも統一性による自粛が欠如していた韓国と台湾の司法に対して、国民参加がその閉鎖性と官僚化を打破し、司法と法官への制約と監視の役割を担うものとして捉えられたのは自然なことである。このように、国民司法参加制度の導入を通じて、こうした司法の閉鎖性を打破することによって、司法府に対する理解増進・信頼向上の効果を追求するとの問題解決志向は、各国に共有されていると結論付けられるように思われる。

¹⁵ John O. Haley, *The Japanese Judiciary: Maintaining Integrity, Autonomy and the Public Trust*, in *LAW IN JAPAN: A TURNING POINT* 99, (Daniel. H. Foote, ed., 2007).

¹⁶ 筆者の見る限り、特に台湾の法官は強い個性を持っていると思う。日本の裁判官のような穏やかに訴訟指揮を行う者もいれば、気長に公判をのんびりと進行させる者もいる。さらに法廷で検察側と弁護側を無視し完全に訴訟進行を主導し、しかも被告人や証人などを罵倒する者も見られる。とにかく公判の進行と法廷の雰囲気は裁判官によって完全に異なると言える。

¹⁷ 韓国の量刑基準はまさにこの問題を解決するために設けられた。今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』101頁（イウス出版、2010年）。台湾も量刑基準に関する研究と量刑検査システムの作成を司法改革の一つのテーマとして呼び掛けている。詳しい内容は <http://www.judicial.gov.tw/revolution/judReform06.asp> 参照、2017年5月26日閲覧。

10. 2. 1. 3 当事者主義の道を目指す刑事司法改革の進行

同じく大陸法系に属すると言われる日本、韓国及び台湾は、刑事訴訟における職権主義（The Hierarchical Model¹⁸）の特徴が著しい。それに、日本と韓国は第二次世界大戦後に新たな刑事訴訟法を制定したが、それは大陸法系の職権主義の内容に重点を置き、英米法系の対抗式（当事者主義）の訴訟制度を一部にのみ取り入れたものである¹⁹。結局刑事訴訟においては検察側が圧倒的に強くなり、徹底的な当事者主義の実現が妨げられてしまったのである。台湾の事情は日韓両国と異なり、徹底的な職権主義を採用した中華民国の刑事訴訟法を第二次世界大戦後から継受し、ついに2002年と2003年の刑事訴訟法改正によって一部に当事者主義の要素が導入された²⁰。しかし、この「部分的な当事者主義」は当然未だ十分ではないと考えられる²¹。それに、台湾刑事訴訟手続で圧倒的に強い存在は検察官ではなく、法官であること²²に対しても注意しなければならない。このように、日本、韓国及び台湾のそれぞれの従来の刑事訴訟制度において、当事者主義の要素はまだ充分ではないと考えざるを得ない。そして、国民司法参加制度は刑事手続が当事者主義の方向に発展す

¹⁸ Mirjan Damaška, THE FACES OF JUSTICE AND STATE AUTHORITY (1986).

¹⁹ 日本の場合、戦前の刑事訴訟法は職権主義を基本とし、戦後の憲法変更に伴い、現行刑事訴訟法が1948年に制定された。その変化として、英米法（当事者主義）の考え方が入り込み、令状主義、伝聞法則、自白法則、訴因制度なども導入された。しかし、実務の運用から考えると、大陸法的な思考や「日本的」解釈も生んできており、「精密司法」のもとで当事者主義は十分に徹底されているとは言えない。池田修=前田雅英『刑事訴訟法講義（第4版）』18-19頁（東京大学出版会、2012年）。韓国は、戦前は職権主義の刑事訴訟法を採用したが、戦後の1954年の韓国刑事訴訟法は従来と比べて適正手続が強調され、捜査過程でも対抗制の要素が導入された。また、身柄拘束に対する制限や証拠能力の制限規定なども新設された。しかし、その後の朴正熙政権の権威統治下で、緊急措置または反国家行為者の処罰といった人権思想に反する刑事司法の運用が見られた。崔・前掲注（7）368-369頁。

²⁰ 張永宏『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』426-427頁（政大出版社、2014年）。

²¹ 現在、①証拠規定の無意味化、②法院が過度に証拠調べを主導すること、③公判における直接主義、口頭主義の無意味化、および③上級法院が調査不十分の理由で安易に下級法院の判決を差し戻す傾向という問題点が指摘されている。張・前掲注（20）428-449頁。

²² 徹底した職権主義のもとで、法院が真実を発見するため、積極的に調査をしなければならない。これによって、検察官の証明責任は極めて軽くなり、学説では検察官は協力的な証明責任しか負わないとされている。林鈺雄「檢察官之舉證責任—兼論刑事訴訟法之修法方向」『嚴格證明與刑事證據』204頁（学林出版、2002年）。そのほか、最高法院の判例も検察官の証明責任は「形式上」尽くせばよいと示し、法院の調査の必要性を強調した。（最高法院80年台上字第1065号判決）結果として、法官が綿密な調査を行い、判決において調書の内容を大量に引用するが、その内容は必ずしも法廷で弁論した内容ではない。従来の職権主義の表象について、張・前掲注（20）424-425頁参照。

る契機として、有識者の期待を集めた。

第二部の議論によれば、日本と韓国はそれぞれ異なるルートで、国民司法参加制度導入の契機に乗って従来の刑事司法を当事者主義の方向に進展させてきたと考えられる。日本は当時、裁判員裁判の対象事件という狭い範囲にしか適用していなかった公判前整理手続や取調べ可視化などの一連の刑事手続の改革と相俟って、公判中心主義、直接主義・口頭主義の実質化を求めており、裁判員裁判の実施に伴い段階的に裁判員裁判以外の事件の手続にこれを拡大してゆくことが観察された。確かに、刑事司法全体から見れば、この当事者主義に向けた刑事手続改革は未だ徹底されておらず、その影響力も限界があることを認めざるを得ないが、当事者主義に向けた刑事手続改革がなかなか進まなかった日本にとっては、大きな進歩と言える。それに、裁判員制度の導入が刑事司法改革の糸口として、刑事司法に及ぼした影響力も十分観察されたと評価できる。

それに対して、韓国の刑事司法改革は国民参与裁判制度と並行して始動し、すべての刑事裁判に影響を及ぼしたが、その内容が主に国民参与裁判を想定して制定されたことは既に述べた通りである。したがって、韓国において国民司法参加制度の導入と刑事司法改革の関連性は、日本ほどには強調されなかったが、刑事司法改革の成果に鑑みれば、国民司法参加の影響も無視してはいけなからう。この意味で、韓国における刑事司法改革の歩みは、国民司法参加制度の導入の影響を受けて、日本のような「段階的」な刑事司法改革と比べより全面的に当事者主義の方向に進歩していったように思われる。国民参与裁判制度は制限的に実施されているものの、刑事司法制度は逆にその導入の影響を受けて全面的に改革されたというような改革方向は、日本とは大きく異なる。

日本と韓国がそれぞれ異なる 2 つのルートのもとで当事者主義に向けた刑事司法改革を行っていく際に受けた反発の強さも異なっていたように思われる。すなわち、検察の力が強く、刑事司法改革への反対が比較的強い日本においては、裁判員の裁判とその対象事件から改革が始まり、徐々に他の裁判と事件に拡大していく。それに対して、韓国の検察もかなり強いが、権威時代の脱出と社会民主化の潮流のなかで、刑事司法手続の改革に断固として反対する姿勢はあまり打ち出されず、それ故当事者主義に向けた刑事司法改革が全面的に導入されたように思われる。台湾において、国民司法参加制度の導入をめぐる激しい論争の一つの焦点はまさに刑事司法改革との関係である。司法に対する不満や不信が根強く、さらに改革の呼びかけも高揚している背景において、司法改革国会会議は韓国が採用した改革方向改革方向を選択し、国民司法参加制度の導入に先立って、その実施を念頭

において起訴状一本主義を導入することを決めた。

これによって、司法府の閉鎖性と官僚化の弊害を是正するほか、日韓台 3 か国においては国民司法参加制度の導入を契機として、従来の刑事司法を当事者主義の方向で改革することがもう一つの目標である。さらに、各国のそれぞれの事情によって、国民司法参加裁判の実施に伴い段階的に刑事司法全体に拡大していく、及び国民司法参加制度の実施を想定しながら刑事司法制度全般を一気に改革するという 2 つの改革の方向性が見られた。

10. 2. 2 特徴 2 : 裁判官中心の国民司法参加

日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の内容は大きく異なるが、国民参与裁判において裁判官の役割が一般国民と比べより中心的であることは共通している。それに、台湾の観審制のもとでも裁判官の役割は中心的であり、さらに司法改革国是会議が最終的に国民司法参加制度の導入を、「参審案」を主張する司法院に委ねたことから見ると、将来台湾も裁判官中心の国民司法参加制度を導入する可能性が高いと推測できる。したがって、裁判官中心の形態はこの 3 か国で共通する国民司法参加の潮流のもう一つの特徴と言える。

一方、この 3 か国において、裁判官中心は国民司法参加制度の内容の面に止まらず、その理念にも深く関わっているように思われる。簡単に言うと、国民司法参加制度の導入によって従来の司法の閉鎖性の打破が求められているからこそ、この改革によって変えたいのは決して国民の意識だけではなく、裁判官の意識や行動などの転換も期待されているのである。そこで、本節は制度の内容と理念の両方から、日本、韓国、及び台湾に共通している国民司法参加制度の「裁判官中心」の特徴を議論する。

10. 2. 2. 1 国民参加裁判の「主導者」は誰？

職業裁判官と一般国民との間には専門性と権威の差が存在するため、司法に参加する国民が裁判官の介入を受けやすいとの懸念はよく出された²³。英米法の陪審制においてすら、

²³ ドイツにおける経験的な研究として、Gerhard Casper and Hans Zeisel, *Lay Judges in the German Criminal Courts*, 11 THE JOURNAL OF LEGAL STUDIES. 135 (1972)がある。日本と韓国においても、あり得る裁判官による誘導について研究がなされている。Masahiko Saeki, *The Impact of Prior Sentencing Trends on Sentencing Deliberations by Lay Judges*, reported on THE 4TH EALS CONFERENCE (2015, Tokyo). Jae-Hyup Lee. et al, *What's Happening in the Jury Room?: Analyzing Shadow Jury Deliberations in Korea*, 13 JOURNAL OF KOREA LAW. 41 (2013). Jong-Sik Choi, *An Examination on Juries' Independence From the Influence of Professional Judges in Korean Jury System*, 12 US-CHINA LAW REVIEW. 937 (2015).

裁判官が評議前の説示によって陪審団を誘導する恐れは高度に警戒されている²⁴。したがって、裁判官を完全に排除した「ポピュリズム裁判」以外に、このような「説得能力」がより高いという意味で職業裁判官が一般国民を凌ぐこと²⁵はいずれの国民司法参加の形態のもとでも回避できず、日韓台 3 か国のそれぞれの国民司法参加制度が裁判官に主導されたのもある意味で当然の現象であるとは言えよう。

日本の裁判員裁判の場合、裁判長が事実上公判を主導し²⁶、さらに中間評議と最終評議も「司会役」としてその進行を主導する。第 7 章で述べたように、裁判所側は裁判員が順調に参加できるように工夫しているが、経験者の語りでも裁判官による関与の存在が指摘された。これによって、裁判員制度は現在まで円滑に実施されていると認められるが、そのもとで国民司法参加の「質」は裁判官によって左右されていることも決して忘れてはいけない。つまり、国民の参加を重要視する「良い」裁判官ができるだけ自分の影響力を控えて、当事者主義の法廷や自由に発言できるような評議の雰囲気を作り出せば、裁判員裁判の質も高くなるはずである一方、国民の参加を軽視する「悪い」裁判官であれば、「職権」による一方的な訴訟進行や裁判員に対する誘導と関与によって裁判員裁判を無意味化してしまう恐れがある。台湾においても、このリスクは「観審制」、「参審制」いずれのものとも回避できないだろう。

原則的に裁判官が評議に参加しない韓国の国民参与裁判制度の場合、裁判官による評議の主導は裁判員制度と比べてより弱いと考えられるが、公判の進行は日本と同じように裁判長が職権によって主導する。そのほか、裁判官が例外として評議に参加する場合に、一般国民に対する強い影響力が及ぼされることにも十分に注意を払わなければならない。

裁判官が優越的な地位に立って公判と評議を主導することのほかに、日韓台 3 か国のそ

²⁴ Paul Marcus, *Judges Talking to Jurors in Criminal Cases: Why U.S. Judges Do It So Differently From Just about Everyone Else*, 30 ARIZONA JOURNAL OF INTERNATIONAL AND COMPARATIVE LAW. 1 (2013).

²⁵ 司法に参加する際に必要な能力を、一般国民或いは職業裁判官を問わず、適切な情報を持ちさえすれば自主的に判断を下せるという「共通能力」と、法技術的な判断を行うため不可欠である「専門能力」とに分けることができる。そして、共通能力の面で国民が正しい情報さえ与えられれば、法律家と同じ土俵で判断できるはずであると考えられる。棚瀬孝雄「訴訟動員と司法参加」31頁（岩波書店、2003年）参照。

²⁶ それは単に訴訟運営上の役割分担としての問題だけに限られない。筆者の見限り、裁判員裁判の公判において裁判長が糾問的な立場から尋問を中断し、証人と被告人に直接尋問・質問をし、また証言の内容を自分の言葉で確認した場面もしばしばあった。その裁判長の「関与」によって、証言が変わったケースも見受けられ、裁判員の心証に対しても影響を及ぼすかもしれない。

それぞれの国民司法参加制度に共通している「裁判官による主導」のもう一つの側面は、国民司法参加が従来の裁判官のみによる裁判と妥協することと理解できるように思われる。つまり、具体的な理由は異なっているが、各国それぞれの国民司法参加制度の設計において、裁判官が国民の意見をコントロールする機能が設けられており、従来の裁判官によって主導された司法に対して国民司法参加が及ぼす衝撃の大きさを制御できるようになる。

日本の裁判員制度の場合に、被告人に不利な判決を言い渡す際には、少なくとも裁判官1人の賛成を要すると定められた。これによって、裁判官は「制御弁」として従来の司法の見方に大きく反する国民意見の効力を制限することができる。また、裁判員裁判の量刑評議においては、従来の裁判例に基づき作成された量刑検索システムが参考として裁判員に提示される。この量刑検索システムには法曹界が既に受け入れた「量刑相場」が反映されており²⁷、裁判所は明言を避けているものの、この量刑検索システムは裁判員の参考資料となる役割以外に、これによって裁判員が従来の相場をあまり崩さないように量刑を行うこともある意味期待されているように思われる。さらに、2014年と2015年に相次いで出された最高裁判決²⁸は、裁判員裁判でも従来の量刑相場を考慮すべきだとする判断を示しており、一般国民が裁判員として司法に参加しても、従来の裁判官の「共通認識」と考えられる量刑相場に制限されることを認めざるを得ないだろう。

韓国の国民参与裁判制度と台湾の人民観審制度のもとでは、一般国民は基本的に独自に評決することができるが、その意見は裁判官に対する拘束力を持たない。よって、韓国と台湾の裁判官は、判決文に理由を明記するという条件で、自分の判断で国民の意見を退けることができるようになる。実際、第8章と第9章の議論によると韓国の国民参与裁判のもとで7%以上の陪審団意見が裁判官によって排除され、台湾の模擬観審裁判でも裁判官が観審団の意見に反して判決を宣告したケースも少なくないことが見られた。このように、韓国と台湾の裁判官たちは日本に比べ、国民司法参加裁判の最終的且つ唯一の「裁決者」として、国民司法参加裁判の判決を完全に主導しているように思われる。

だが、筆者は職業裁判官が「制御弁」として国民司法参加裁判をコントロールしていく

²⁷ 第2部の議論によって、特定の事件類型の裁判員裁判では量刑相場の変化が一定の実施期間を経て見られるようになったが、裁判員裁判が始動した段階の量刑検索システムで提示されたのは、あくまでも裁判官裁判時代の判例にはかならなかった。裁判員裁判の経験が未だ浅い点から考えると、恐らく現在の量刑検索システムにも裁判官裁判時代の判例は多く掲載されているだろうと推測できる。

²⁸ 2014年7月24日最高裁第1小法廷判決刑集第68巻6号925頁および2015年2月3日最高裁第2小法廷判決刑集第69巻1号1頁。

特徴は現在の日本、韓国及び台湾にとって必ずしも悪いことではないように思われる。まず、この3か国は近代から大陸法を継受し、現在でもその伝統を維持しており、司法における裁判官の権威と影響力も高い。それに、この3か国は国民司法参加の実施経験が不十分であり、現段階の制度導入は全く新たな法継受と創造であると言える。そして、国民司法参加制度を円滑に導入し、順調に実施・定着させたことから、制度始動の際に従来の根強い司法伝統と妥協しながら、国民司法参加制度の導入の第一歩を踏み出したと言えることは評価できる。即ち、日本の裁判員制度も韓国の国民参与裁判制度も、さらに台湾における将来の国民司法参加制度も「試験性立法」の性格をある程度有しており、制度実施の経験と試行錯誤を重ねた上で、「完全体」を目指して今後徐々に修正されるように思われる。

一方、各国の改革背景と問題解決の志向からすると、国民の意見の反映が強く求められているのは間違いない。したがって、各国で始動した国民司法参加制度は、従来の司法の影響と妥協したとしても、従来の裁判官による決定と国民意思の反映との間のバランスを上手く取らなければならない。つまり、従来の司法の視点から問題視された国民の能力不足と民意の暴走を予防する一方、国民が自分の意見を表明し、さらに裁判官が国民の意見に耳を傾けることも確保する必要がある。そして、現段階で各国にとってより重要なポイントは職業裁判官と一般国民との虚心坦懐な意見交換の実現であろうと思われる。職業裁判官と一般国民の両方の意見をうまく活用できるのであれば、判決の「質」を向上させ、その内容もより納得しやすいものとなるはずである。

しかし、職業裁判官と一般国民との意見交換と、国民の意見反映との間には緊張関係が存在していることは言うまでもなく、虚心坦懐な熟議を実現させる前提として裁判官による関与と誘導も可能な限り防止しなければならない。

このように筆者は、現段階において国民司法参加の制度形態について明確な選好を示したうえで、日本、韓国、台湾の国民司法参加制度を批判していくつもりはない。各国の制度の未熟性を認識しながらより開放的且つ中立的な態度をとって、現行の制度の成否と功罪を確実に検証していく方が、3か国における国民司法参加制度の定着と発展にとってより有益であろう。すなわち、従来の裁判官主導の司法伝統を国民司法参加導入後もある程度維持したほうが良いか、それとも完全に覆したほうが良いかという白黒をはっきりさせる結論を出す前に、その国における実施経験に基づき、最も適した国民司法参加制度の形態を冷静に探究すべきであろうと考える。

10. 2. 2. 2 国民司法参加制度の導入によって変わるのは誰？

職業裁判官が国民司法参加裁判を主導するという意味のほかに、「裁判官中心」にはもう一つの意味があるように思われる。それは、国民司法参加制度の導入を通じて裁判官を変えることである。つまり、日韓台 3 か国における国民司法参加制度の導入の一つの狙いは従来の閉鎖的な司法と裁判官の国民と乖離した傾向を是正することであり、国民司法参加制度によって変えたい対象は国民だけではなく、裁判官も含まれているように思われる。

司法が国民から離れ、裁判官も国民の意見を無視する現象の背後には、一般国民と職業裁判官が互いに不信感を抱いていることがある。そして、国民司法参加制度の導入に対して大きく期待されているのは国民の司法への理解増進・信頼向上の効果である一方、司法に参加する一般国民に対する職業裁判官の理解増進・信頼向上の効果も期待されるように思われる。これによって、国民の意見を「ステレオタイプ」によるものであるとして消極的に見る裁判官の見方が変化し、さらに裁判官だけによる裁判においても従来に比べより積極的に一般国民または社会のことを考慮していくことが期待される。

日本と韓国の裁判官が国民の「司法参与の質」を高く評価したことは、第 7 章と第 8 章の議論で明らかになり、台湾の模擬裁判の経験（第 9 章）においても同じような事象が見られた。裁判官が一般国民に対する好印象を積み重ねていけば、彼らはより国民の意見を考慮して受け入れるようになるだろう。さらに、国民司法参加以外の裁判においても、裁判官が積極的に国民の意見を考えていくようになるかもしれない。そのほか、国民への理解増進・信頼向上の効果によって、裁判官は現在 3 か国の国民司法参加制度を統制している「裁判官主導の伝統的な司法観念」に拘わらなくなり、司法に参加する国民に過度に干渉せず、さらに彼らにより大きな権力を与える方向で国民司法参加制度を発展させていくことも十分考えられる。

その一方で、従来司法と無縁であった一般国民にとって、司法に対する印象に影響を与える最も直接的な経験は、まさに自分が司法に直接に参加することである。この意味で国民司法参加制度は一般国民の司法に対する印象を転換することができるが、それは必ずしも積極的な方向への転換を保証するわけではない。その方向を決めるのは、裁判官をはじめとする司法システム自身にほかならない。すなわち、国民が司法に参加した際に最も接触するのは個々の裁判官であり、彼らがどのような裁判官を見たのかによって、司法に対する印象が決まる蓋然性が高いように思われる。これによって、如何に裁判官が従来の権

威的な姿勢を克服した上で、国民参加の裁判に真剣に臨むかということは、国民の司法への積極的な印象転換が成し遂げられるかどうかを決める重要な鍵であると言えよう。特に裁判官の国民に対する親和性の欠如が大きな問題となっている台湾において、国民司法参加制度の導入によって裁判官が従来態度を変化させていくことは、より重要視されるべき点である。

10. 2. 2. 3 裁判官を規律する必要性

以上の議論を通じて、裁判官は、国民司法参加裁判を主導することと国民司法参加制度により姿勢が変化する可能性があることという2つの意味で、日本、韓国、台湾3か国における国民司法参加制度の中心的な存在になると考える。この特徴に鑑み、国民司法参加制度の成功を確保するため、筆者はいずれの国においても現行制度に対する検討を行うほかに、国民司法参加裁判の実施に関する詳細な規則も立てるべきであり、裁判官の行為を規律することは不可欠であるように思う。

日本と韓国それぞれの司法府は国民司法参加に関する法律以外に、国民司法参加裁判に関する規則を既に制定しており、まだ制度導入の検討途中である台湾においても司法院は国民司法参加が実施される際に現れうる問題に対する非公式の「法律問答集」を作っている²⁹。しかし、裁判官中心の視点から見ると、このような裁判所規則は国民司法参加裁判の選任と公判手続の進行にのみ着目し、裁判官自身を規律することをあまり重視していないようである。したがって、現行の規則では裁判官の行為を規律し、司法に参加する国民に積極的な印象を与えることを制度面であまり保障できていないため、今後裁判官の行為を規律する方向での制度整備が重要であると考え³⁰。

ところが、日本の裁判員制度も韓国の国民参与裁判制度も実施の経験はまだ浅く、早い段階で裁判官を規律する詳細な規則を立てることは難しいかもしれない。それに、一般国民の対応や評議進行の在り方も各裁判所のレベルで試行錯誤している段階であり、台湾の

²⁹ 司法院『人民觀審試行條例草案法律問題集』（司法院出版、2015年）。

³⁰ 中華人民共和國は建国時からドイツの参審制と似ている「人民陪審員制度」を実施しているが、21世紀に入ると、この制度の実施状況に対して、多くの論者が「『陪』のみ、『審』しない」という言葉を用いて、裁判官が恣意的に人民陪審員を無視しており、さらに「人民陪審員制度」が空洞化されてしまっていると批判し始めた。その現象の重要な原因の一つは、まさに裁判官を規律する規範の不在であると考えられる。Zhe Zhang, *Observing Lay Assessors' Participation in China*, reported on THE 4TH EASL CONFERENCE (2015, Tokyo).

模擬裁判も同じ問題意識を検証しているのである。そして、国民司法参加制度の実施現状からすると、今まで日本の裁判官も韓国の裁判官も高い自律性を持っており、国民にできるだけ配慮しながら、国民司法参加裁判を進行させているように思われる。台湾の場合でも、裁判官も同じように自律して模擬裁判を実施している。この裁判官の高い自律性は、各国の国民司法参加制度が比較的順調に実施されている一つの重要な要因と理解すべきである。

しかし、今までの実施経験に基づき裁判官の自律性が積極的な要因だと認められるとはいえ、筆者はここで裁判官の自律性によって国民司法参加の場合に裁判官を規律する規定の重要性を見過ごしてしまうことに対する懸念を強調したい。裁判官の自律は制度上の保障を完全に代替することはどうしてもできず、さらに裁判官に対して不満を持った国民司法参加の経験者の存在も見受けられることを踏まえると、たとえ裁判官が高度に自律しているとしても、裁判官中心の特徴に照らして日本、韓国及び将来の台湾において、国民司法参加の場合に裁判官を規律する規定を立てることは重要であるように思われる。とりわけ最初の制度評価・検証の段階を無事に乗り越えた日本と韓国は、今後各地裁レベルの経験を生かしてより統一された明確な規則を制定すべきである。

10.3 司法を正統化する国民司法参加制度の限界

第一部における各国の立法背景と動機に関する議論によると、日本、韓国及び台湾では、国民司法参加制度に国民の司法への理解増進・信頼向上を実現し、司法を正統化する目標が掲げられていることが明らかになった。そして、国民司法参加制度は現実に従来の司法の閉鎖性の打破（国民の意見の反映、裁判官と国民との互いの理解など）と刑事司法手続の適正化（刑事裁判の透明化、当事者主義の徹底など）の面で、司法の正統化効果を期待されるようになった。その上で、日本と韓国における実施状況の検証、及び台湾における模擬裁判の試行と意識調査から得られた発見を踏まえると、国民司法参加制度は既に一定程度従来の問題や危機を解消し、司法を正統化する効果も現れていると判断できる。

ところが、この3か国の司法システムが直面する問題は、決して国民司法参加制度の欠如という単純なことではない。第二部の議論によって、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度ですでに現れた、及び台湾が国民司法参加制度の導入に伴い期待されるようになる司法の正統化効果が明らかとなったうえ、国民司法参加制度の実施、及び司法を正統化する効果の限界も示された。これによって、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制

度のような国民司法参加制度もそれぞれに限界があり、司法が直面しているすべての問題を徹底的に解決できる「万能薬」ではないように思われる。ここでは、3か国（主に日本と韓国）に現れた、国民司法参加制度によりもたらされた司法の正統化効果の限界をまとめて提示していく。

10.3.1 「正統化の媒体」による限界

司法の正統化にとって、国民司法参加制度の最も魅力的な役割は、「正当性の媒体」にはかならない。日本、韓国、台湾もその実施範囲は比較的重大な刑事事件に限られたが、国民司法参加制度は理論上経験者からの一般国民への波及効果、及び刑事司法の一部から刑事司法全体さらに司法制度全体への「拡散効果」により、刑事司法の一部が直接に正統化される効果がより広い刑事司法全体及び司法システム全体に拡大し、特に抽象的な司法及び法曹という群体に対しても及ぼす正統化効果が見込まれる。したがって、実施範囲が比較的重大な刑事事件に限られた国民司法参加制度が、司法全体に対する正統化効果を一般国民全体に及ぼすことも期待できるようになった。

しかし、日本と韓国の実践からすると、国民司法参加制度自体への評価について、経験者と一般国民との間に差が存在することが分かった。つまり、経験者が自分の参与経験に基づき、国民司法参加制度を肯定的に評価するが、一般国民の参与態度は一貫して消極的で、裁判官裁判と比べ国民司法参加裁判への不信感も深刻化している。台湾の模擬裁判の経験者も制度の形態にかかわらず、自分の参与経験に高い満足度を示した。また、司法への理解と信頼の回復・増進について、各国では経験者と一般国民の両方にその効果が認められるが、同時に一般国民の評価が経験者より低い傾向も見受けられる。なお、通時的な調査が行われた日本と台湾において、一般国民が国民司法参加制度に期待した司法への理解増進・信頼向上という効果への期待は徐々に低下している傾向も見られた。よって、国民参与裁判の効果をめぐる経験者と一般国民の認識・評価の間の差は、3か国に共通して存在しており、国民司法参加制度の波及効果はあまり十分に発揮されていないことを認めざるを得ない。

さらに、諸外国の立法例を見ると、民事裁判も国民司法参加の対象とする国は陪審国と参審国の両方に存在する³¹。したがって、一般国民が「裁判者」として司法に参加する局面

³¹ 陪審国の場合にアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアには民事陪審が存在しているが、民事参審は普遍的ではなく、主要国の中には中国のみが民事参審を採用している。

は、必ずしも刑事事件に限られるものではない。確かに、国民司法参加制度を刑事事件に限っても、その「拡散効果」により司法全体に正統化効果を及ぼすことができる。しかし、民事裁判における国民司法参加の意義を見過ごしてはいけない。確かに重大な刑事事件に対してより多くの国民は関心を寄せやすいが、国民の生活に最も近いのは民事裁判に違いない。したがって、一般国民を民事裁判に参加させることは、裁判において多元的な利益が訴えられ、それらの諸利益が互いに交渉・理解しあうことが期待されるため、最も有益であり、司法システムの透明性と応答性、さらに討議民主主義の意義も促進されるであろう³²。また、特に韓国における国民参与裁判の件数が少ないという現象に対して、民事裁判は最も件数が多いので、仮に民事裁判にも国民参与裁判制度を適用することが認められれば、裁判の件数も増えるであろう。なお、「官民対抗」である行政裁判では、国民意見の反映が大きな意義を有し、さらに行政と司法の癒着に対抗する有力な手段にもなりうるので、国民司法参加の意義もより一層強まるはずだと考える。

民事裁判や行政裁判に国民司法参加を導入するか否かについては、具体的な事情に応じて慎重に判断すべきである。東アジアの 3 か国において、必ずしもこれを直ちに導入すべきであるとは言えないが、現在の国民司法参加制度の「拡散効果」をいかなる程度に及ぼすかという観点から、民事陪審の可能性には常に着目していなければならない。国民司法参加制度の導入をきっかけとして、公判の直接主義・口頭主義、及び刑事手続の改革が促進され、国民司法参加以外の刑事司法制度が改善されたように、その影響は刑事司法システム全体にも拡大してきたと考えられる。しかし、司法システムに及ぼす「拡散効果」は、他の関心度の高い民事事件や行政事件などの裁判に対する反発によって生じる司法への不信に相殺される可能性が全くないとは言えない。特に国民による司法への不信と不満がそもそも比較的高い韓国と台湾においては、このようなリスクに対して十分注意を払わなければならないように思われる。

このように、日韓台 3 か国の実践からすると、国民司法参加制度の波及効果と「拡散効果」に関しては、解決しなければならない問題と、それらの効果のさらなる発揮を追求する可能性の両方が存在している。そして、たとえ国民司法参加制度が司法の「正当性の媒

³² 例えば、東京電力に対する東日本大震災関連の民事裁判について、民事陪審が司法の透明性と応答性、国民の権利主張を励ますこと、さらに司法システムの民主と公民参与の促進に貢献できることが主張された。Matthew J. Wilson, Hiroshi Fukurai, and Takashi Murata, JAPAN AND CIVIL JURY TRAILS: THE CONVERGENCE OF FORCES 151 below (2015).

体」と認められても、それは司法が直面しているすべての問題を徹底的に解決できる「万能薬」ではない。以下では、3か国における国民司法参加の潮流の特徴に即して、引き続き制度の司法正統化効果の限界を議論していく。

10. 3. 2 国民が裁判に参加させると司法システムが変わる？

司法システムの閉鎖性の打破は、3か国が国民司法参加制度の導入に対して期待する問題解決の一つである。国民司法参加制度の実施を通して、国民は自分の意見を反映することができ、裁判官も国民の意見に耳を傾けるようになる。したがって、国民司法参加制度は、閉鎖的で国民と乖離していた従来の司法システムをより開放的・身近にすると言える。

国民司法参加制度の導入によって従来の官僚的・閉鎖的司法システムをどの程度変えることができるかについてはより深く考えなければならない。裁判官に主導された国民司法参加は、この3か国にとって必ずしも悪い現象ではないが、これによって裁判官が恣意的に国民の意見を無視することのないように規律し、従来の権威的な姿勢やイメージを克服する必要性は極めて高い。しかし、たとえ国民司法参加の導入によって司法システムの官僚的且つ閉鎖的な要素が弱まっても、裁判官のキャリアシステムとピラミッド型の裁判所組織が変わらないと、司法システムは依然として職業主義・エリート主義に支配されることになるだろう。司法システムの官僚制・閉鎖性の問題を抜本的に解決するには、国民司法参加制度の導入という改革策のみでは決して十分ではなく、少なくとも裁判官任官制度など司法人事の改革、及び裁判官と市民生活との距離を近くすることなどの一連の改革策も不可欠であるように思われる。

一方、国民司法参加制度の経験者にとって（刑事）司法がより開放的且つ身近になるとしても、それ以外の一般国民にとってはそうならないかもしれない。経験者と一般国民の認識・評価の間の差からして、国民司法参加裁判自体も閉鎖的になってしまうのではないかと疑う余地はある。つまり、制度始動時の宣伝ブームの消滅や、裁判所の沈黙、守秘義務により経験者が「黙る」ことによって、国民司法参加裁判が一般国民から相変わらず遠い存在となってしまう。したがって、国民司法参加制度に期待された波及効果も発揮されないのである。国民司法参加の第一歩を踏み出した日韓台3か国にとって、安定した評議環境の創出と波及効果の引き出しとの間でバランスを取ることは大切だが、経験者の守秘義務の緩和や裁判所の自主発信の強化などは、今後の制度検討の重要な着眼点として真剣に考えられるべきである。国民司法参加制度が単なるシンボルとして理解され、その象徴的

な意義のみが強調されるならば、司法システムは傲慢であり、且つ雲の上のような存在のまま変化していないとの批判を避けられないであろう。

10. 3. 3 刑事司法改革のあり方

国民司法参加制度の導入により従来の刑事司法を改革することは、日本、韓国、台湾に共通する狙いだと考えられる。しかし、3か国の経験からすると、国民司法参加制度の導入は一つの契機として刑事司法改革に大きく貢献したが、この一つの改革策だけで万事解決されるわけではないことは既述の通りである。

この3か国における国民参加制度の適用事件は狭い範囲に限られたため、直接に作用・影響を及ぼすことのできる対象も当該事件の手続のみに過ぎないことに注意しなければならない。つまり国民参加の刑事裁判に関して、捜査から公判までの手続において従来と比べよりデュー・プロセスと当事者主義が徹底されたとしても、それは刑事訴訟における一つの「例外」に過ぎず、刑事司法手続が全面的・抜本的に改革された証とは認められない。日本の裁判員裁判の経験を見ると、裁判員裁判事件の手続は著しく「進化」したが、それ以外の事件は必ずしも同じように扱われていない。さらに刑事司法全体を考えると、従来の厳密な捜査や書面中心主義などの要素が根強く存在しており、裁判員裁判も一度従来の「調書裁判」に戻ったことがあった。即ち、当事者主義に向けた刑事司法の徹底的な改革を実現する場合にのみ、刑事司法制度全体が大きく変化することになる。この意味で、韓国のように国民司法参加制度のやり方を念頭に置いて刑事司法制度全般を改革することは、日本と比べより適切な方法であったと言えよう。台湾において決定された起訴状一本主義の全面先行導入の改革方針も、抜本的な改革の一步として積極的に評価されるべきである。

とはいえ、刑事司法手続の発展にとって、国民司法参加制度の導入自体、大きな意味を持つ。日本において新たな当事者主義の要素が段階的に裁判員裁判を越え、より広い範囲の刑事裁判に拡大したということは、裁判員制度の実験を通じて十分に観察された。したがって、刑事司法の全般的な改革を直ちに進めることが難しい、或いはその条件がまだ整っていない場合、国民司法参加制度の導入は後に進められる改革の糸口としても期待されうる。とは言っても、国民司法参加制度の導入はあくまで当事者主義に向けた刑事司法改革を促進する一つの糸口に過ぎず、刑事訴訟法改正のような刑事司法制度に対する全般的・徹底的な改革は不可避である。よって、たとえ陪審・参審のような国民司法参加制度の導入を通じて、従来の刑事司法のもとでの糾問主義の弊害を克服し、当事者主義の要

素も実現することができる」と主張されても、それに対する期待はあくまでも刑事司法改革の契機として改革の一步を踏み出すことに留まる。国民司法参加制度の導入から刑事司法の全面的且つ徹底的な改革を実現するまでには、まだまだ長い道のりを歩かなければならないだろう。

10. 3. 4 主体性向上の期待過剰と教育効果の未熟

国民主権という司法民主主義による正統化、つまり国民司法参加制度を通じて国民の主体性を向上させることは、3か国において程度の差こそあれ、確かに期待されている。しかし、刑事司法改革と同じように、国民司法参加制度の導入と実施によって一定の効果が期待されうるものの、その効果は有限であると認めざるを得ない。

「国民司法参加」という概念の外延は必ずしも一般国民が裁判者として司法裁判に参加するという意味に限られない。もし一般国民が当事者・証人以外の身分を用いて司法活動に参加するというより広い意義で国民司法参加制度を論ずるとすると、それは一般国民が裁判者として刑事と民事裁判などに参加する法制度に限られないことになる³³。刑事裁判以外の国民司法参加は本論文の研究対象ではないが、国の司法制度の一部として裁判官以外の国民の意見を反映でき、同じような主体性向上の効果も期待できるわけである。さらに、国民が「参加」できる対象は司法に限られておらず、政治参加などの司法以外の公共的事柄への参加形態も存在している。このように、参加により国民の主体性を増進させる手段と国民の主体性に影響を及ぼす要素は、本論文の研究対象である国民司法参加制度のほかにも多数存在している。だからこそ、他の手段と諸要素を考えずに、限られた国民司法参加制度の実施にのみ国民の主体性の増進の効果を要求することは、あまりにも過剰な期待であろうと思う。

³³ 例えば、日本の場合、裁判員制度以外に、裁判官指名諮問委員会、最高裁判所の国民審査、検察審査員制度、調停委員会の調停委員、簡易裁判所の司法委員、家庭裁判所の参与員、専門的な事件の場合の専門委員および労働審判員などの国民司法参加制度が存在する。木佐茂男ほか『テキストブック 現代司法 (第5版)』249-258頁(日本評論社、2009年)。裁判官指名の国民参加は韓国と台湾にも導入され、調停委員と同じような「調解委員」も台湾の各地方法院に設置された。

とはいうものの、ほかの法治先進国の経験からすると、アメリカにおいて陪審制度の実施が民主的な教育効果をもたらしたことは既に他の研究者の報告する通りである³⁴。この教育効果は東アジアの3か国にとっても重要だが、今までの短い実施期間や経験者への接触制限などによって、この効果を検証するための環境は未だ整っていないことを認めざるを得ない。国民司法参加制度の民主的な教育効果を強く求めるならば、今後制度検証の条件を整えることを重要な制度改革・進化の方向として認識しなければならない。

10.4 まとめ

このように、日本、韓国、台湾に見られる国民司法参加制度を導入する潮流は、陪審制と参審制の要素を参考にしたものである一方、どちらとも異なる特徴を有することが明らかになった。それは、司法に関する具体的な問題を解決するという志向、裁判官の中心的な位置付け、及び他の司法改革政策と関連があることである。この3つの特徴は、今後の各国の国民司法参加制度の発展と進化、さらにこれによって司法を正統化するという目標に対して、欧米諸国の立法例とは異なる方法と問題点を示した。この3か国に現れた国民司法参加制度導入の潮流は、それぞれに独自性のある展開をしてきたことによって、比較法上の学問的な意義も有するようと思われる。

さらに、司法を正統化する手段としての国民司法参加制度には多くの限界が存在している。日本、韓国及び台湾における国民司法参加制度の導入は司法改革の一環として、司法の正統化に関わる多くの目標に寄与する。国民司法参加の諸理論、日本と韓国それぞれの国民司法参加制度の実施経験及び台湾における模擬裁判の所見により、国民司法参加制度は司法に対して一定の正統化効果が見込めると認められる。だが、各国で求められている司法の閉鎖性の打破、国民の司法への理解増進・信頼向上、刑事司法の当事者主義に向けた発展、国民の主体性向上などの大きな目標は、決して国民司法参加制度の導入という一つの改革だけで解決されるものではない。

したがって、日本、韓国、台湾において国民司法参加制度が比較的順調に実施され、司法の正統化に向けて実績を上げているとは認められるものの、国民司法参加制度の導入という改革のみを通じて3か国それぞれが直面している問題を完全に解決し、司法システム

³⁴ John Gastil, E · Pierre Deess, Philip J · Weiser, Cindy Simmons, *THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION* 26 below and 173 below (2010). Valerie Hans, John Gastil and Traci Feller, *Deliberative Democracy and the American Civil Jury*, 11 *JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES*. 697 (2014).

を正統化できるとは考えられず、制度導入以外のより全般的且つ徹底的な改革が欠かせないと考えられる。

第11章 世界から見た国民司法参加制度導入の潮流

国民司法参加の潮流は近年東アジア地域だけではなく、世界中にも広がっているようである。そこで、本章は視野を広げ、日本、韓国、台湾における国民司法参加の潮流は本当に各国がそれぞれ独自に制度を発展してきたことの表れなのか、それとも世界の潮流の反映なのかという問題意識から、日韓台3か国に現れた国民司法参加制度を導入する潮流の位置づけを検討する。

11.1 世界の潮流になる国民司法参加

11.1.1 各主要国における国民司法参加制度の導入状況

世界各国の動向を見ると、国民司法参加制度を採用している国は多く存在する。飯と工藤の集計によると、2003年の時点で少なくとも88の国と地域が陪審・参審制度を導入していることがわかる¹。2003年当時、国民司法参加制度はアジアではまだ珍しかった。既に導入していた国はスリランカ（陪審制）と中国（参審制）の2つだけで、ほかに中国の香港地区がイギリスの法制度を継受して陪審制を採用していた²。

その後、日本が2004年に「裁判員法」を制定し、続いて韓国も2007年に「国民の刑事裁判参与に関する法律」を制定した。そして既に見たように、2012年から台湾においても国民司法参加制度の導入に向けた動きが活発化している。そのほか、中国も2015年から一部の地裁で「人民陪審員制度」という参審制度に対する本格的な改革試行を開始し、2018年までの3年間の試行期間を経て全国レベルの改革策を打ち出す姿勢を表明した。東アジアの外でも、アルゼンチンの4つの州が2011年から2015年の間に次々と陪審制度を導入し³、フランスは2011年に従来の参審制度を改革し、事件ごとに資格を有する国民から無作為で参審員を抽出する現在の「参審制」になった⁴。

¹ 飯考行=工藤美香「市民の司法参加と社会・序説—世界の陪審・参審制度の素描と裁判員制度の位置づけ—」司法改革調査室報 No.2、77-91頁（2003年）。

² 飯=工藤・前掲注（1）85-86頁。

³ Caitlyn Scherr, *Chasing Democracy: The Development and Acceptance of Jury Trials in Argentina*, 47 UNIVERSITY OF MIAMI INTER-AMERICAN LAW REVIEW. 316 (2016).

⁴ 白取裕司『フランスの刑事司法』129頁以降（日本評論社、2011年）。

このように、2010年代に入ると国民司法参加制度が世界中の多くの主要国において採用されることとなり、完全に主流になってきたように思われる。以下、本節では、G20からEUを除く19成員国⁵と、スペイン、スウェーデン、ベルギーなどG20に属さないものの世界に一定の影響力を有する国を合わせた、計22か国を対象として世界の各主要国における国民司法参加制度の導入状況を検討する。

G8（主要8か国首脳会議）の全成員国において、国民司法参加制度が導入されている。陪審員の人数と評決の要件は若干異なるが、アメリカ、イギリス、カナダ、ロシアは陪審制度を用いている。一方で、日本、イタリア、ドイツ、フランスの4つの国は「参審制」と呼ばれるもののそれぞれ異なる国民司法参加制度を採用している。

ところで、分析の視野を前記の22か国に広げると、対象である国の数の増加とともに、各国の国民司法参加制度の形態は細分化されるようになった。筆者は英米式の陪審制とドイツ式の参審制を二つの典型と位置付け、さらにこの2つの典型に基づき修正された陪審制と参審制を区別する。各国の国民司法参加制度の内容の比較は、下記の表11.1に示した。

この22か国において、英米式の陪審制を採用するのはアメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、スペイン、ロシア、ブラジルの7か国及びアルゼンチンの4つの州⁶であり、韓国、ベルギー及びスウェーデンは「修正された」陪審制を導入した。それに対し、一定の任期のある参審員が推薦制によって選ばれるドイツ式の参審制はドイツ、南アフリカ、スウェーデン、及び中国で採用され、1回の裁判に限り無作為で参審員を選ぶことを特徴とする「修正された」参審制はフランス、イタリア、日本、中国⁷、及びアルゼンチンのコルドバ州⁸で実施されている。なお、陪審制と参審制を併用している国は、アルゼンチンとスウェーデンである⁹。

⁵ G20は19か国と欧州連合によって構成され、ヨーロッパの各主要国も19の成員国にほぼ含まれるので、本稿は19の成員国のみに着目する。

⁶ See Scherr, *supra* note 3.

⁷ 中国では、2015年から事件どこに無作為で参審員を選任することを一部の地方法院で試行的に実施している。

⁸ See Scherr, *supra* note 3.

⁹ スカンディナヴィア諸国について、デンマークとノルウェーも陪審制と参審制を併行している。フィンランドには、古くから参審制だけが存在する。大河原真美「ヨーロッパの参審制度、陪審制度についての一考察—裁判員制度を視座に—」地域政策研究（高崎経済大学地域政策学会）17巻4号9-12頁（2015年）。

未だ国民司法参加制度が実施されていない国として、メキシコがあるが、そこでは現在従来の陪審制度の「復活」が検討されている¹⁰。インドはかつてイギリスの影響を受け陪審裁判を実施したが、1961年に妻の浮気相手であった旧友を銃殺した海軍の司令官に対する裁判（K. M. Nanavati v. State of Maharashtra）において、被告人に同情的な世論彼を支持する多くの報道を受けて陪審団が8対1で無罪の判決を言い渡した¹¹ことを機に、インド政府は陪審員がマスメディアに誘導されやすいという理由で陪審裁判を禁止した。よって陪審制は1973年の刑事訴訟法改正で廃止され、現在は職業裁判官のみの刑事裁判を採用している¹²。そのほか、インドネシアとトルコでは、刑事事件の裁判は裁判官のみによって行われている¹³。最後に、陪審・参審制の意味での国民司法参加はシャリア法に基づいた司法システムが構築されているサウジアラビアにも存在していない。したがって、主要国として挙げられた22か国において、国民司法参加制度がなく導入の動きもない国はインド、インドネシア、トルコ及びサウジアラビアの4か国のみである。このように、国民司法参加制度は一部の国（たとえばイギリス、アメリカ、スウェーデンなど）において長い歴史や伝統がある一方、20世紀90年代から旧制度の復活（スペイン、ロシア）、新制度の導入（南アフリカ、アルゼンチン、日本、韓国）、及び制度導入をめぐる動き（メキシコ）を通じて、

¹⁰ メキシコは1856年から陪審制を採用していたが、1929年の革命と国家革命党の成立以後、陪審制は明確に廃止されてはいないものの、徐々になくなり、現在は事実上実施されていない状態となっている。そのため、飯と工藤の集計においては、メキシコが陪審国としてカウントされている。飯=工藤・前掲注（1）82頁。そして、2006年に一部の学者と民間人が陪審制度の「復活」を呼びかけ、2008年に陪審制の復活を検討することが参議院によって可決された。Hiroshi Fukurai, Clark Robert Knudtson, Susan Irene Lopez, *Is Mexico Ready for a Jury Trial? Comparative Analysis of Lay Justice Systems in Mexico, the United States, Japan, New Zealand, South Korea, and Ireland*, 2 MEXICAN LAW REVIEW. 3, 10 below (2010).

¹¹ 1962 AIR 605, 1962 SCR Supl. (1) 567.

¹² Kalyani Ramnath, *The Colonial Difference between Law and Fact: Notes on the Criminal Jury in India*, 51 INDIAN ECONOMIC AND SOCIAL HISTORY REVIEW. 341 (2013).

¹³ See ASEAN Law Association, *INDONESIAN LEGAL SYSTEM*. 95 (2005).

<http://www.aseanlawassociation.org/papers/JudicialSystem.pdf>, 2017年2月12日。

Ministry of Justice of Republic of Turkey, *THE JUDICIAL SYSTEM OF TURKEY AND ORGANISATION OF THE MINISTRY OF JUSTICE* 11.

http://www.uhdigm.adalet.gov.tr/THE_JUDICIAL_SYSTEM_OF_TURKEY_AND_ORGANISATION_OF_THE_MINISTRY_OF_JUSTICE.pdf, 2017年2月12日閲覧。

国民司法参加制度は世界の中の大部分の主要国¹⁴に受け入れられ、世界の司法制度の主流となるように思われる。

表 11.1. 22 か国の国民司法参加制度の現状¹⁵

国名	制度形態	合議体の構成	選任方法	対象事件の範囲	刑事事件評決方法	特記事項	制度変容の時点
アメリカ	陪審制	連邦の場合、刑事と民事裁判は 6 から 12 名 ¹⁶	資格を有する国民から無作為で抽出	第一審の刑事と民事事件	全員一致が原則（特別多数決は例外）		建国してから実施されている
アルゼンチン ¹⁷	参審制・修正	裁判官 3 人と参審員 8 人	資格を有する国民から無作為で抽出	第一審の重罪事件	単純多数決	コルドバ州のみで実施されている	1998 年導入
	陪審制	陪審員 12 人（男女各 6 人）	資格を有する国民から無作為で抽出	懲役 15 年以上が求刑された刑事事件の第一審	有罪の場合、8 対 4 以上の特別多数決	ネウケン州、ブエノス・アイレス州、リオネグロ州及びチャコ州で実施	2011 年から 2015 年の間に次々と導入

¹⁴ 本論文が検討する 22 国のうちに、国民司法参加制度のない 4 カ国においてイスラム教国は 3 席を占めた。このことから、まだ詳細な研究が必要だが、西欧で発祥した陪審・参審の国民司法参加制度はイスラム教国に合わないことが推測できる。なお、イスラム法のもとに別種の国民司法参加制度が存在するかどうかについても、専門の研究者に問い合わせたうえで検証する必要がある。

¹⁵ 本表に記載した日本、韓国、中国以外の国民司法参加制度を有する各国の事情は、別注がない限り、飯=工藤・前掲注 (1) 77-91 頁の表を参考とするものである。

¹⁶ Federal Rule of Civil Procedure 48. なお、刑事または民事裁判における小陪審団 (Petit Jury) のほか、起訴の根拠が充分であるかどうかを判断する 16-23 人で構成された大陪審団 (Grand Jury) も存在する。

<http://www.uscourts.gov/services-forms/jury-service/types-juries>、2017 年 6 月 12 日閲覧。

¹⁷ See Scherr, supra note 3. Valerie P. Hans, *Trial by Jury: Story of a Legal Transplant*, 51 LAW & SOCIETY REVIEW. 471, 473 below (2017).

イギリス	陪審制	12名（刑事または高等法院民事事件）、8名（県法院の民事事件） ¹⁸	資格を有する国民から無作為で抽出	第一審の刑事（王座裁判所）と民事（詐欺、名誉毀損など関わる）事件 ¹⁹	全員一致が原則（特別多数決は例外）		起源は11世紀で、13世紀に刑事裁判の陪審審理手続を創設・拡大させた ²⁰
イタリア	参審制・修正	裁判官2人と参審員6人	名簿（少数の希望者も含む）から無作為で抽出	比較的重大な刑事事件の第一審と控訴審	単純多数決	判決意見が4対4の場合には、被告人の有利に判断される ²¹	1951年重罪院改編法により、現在の制度が実施されている ²²
インド	国民司法参加制度なし	裁判官のみ	—	—	—		1973年に陪審制を廃止 ²³
インドネシア	国民司法参加制度なし	裁判官のみ	—	—	—		—

¹⁸ County Courts Act 1984, s.66, Juries Act 1974, s.17 (2).

¹⁹ Senior Courts Act 1981, s. 69.

²⁰ 最高裁判所事務総局刑事局『陪審・参審制度 英国編』1-12頁（司法協会出版、1999年）参照。

²¹ 佐伯昌彦「刑事裁判への市民参加制度の各国の現状」松村良之ほか『日本人から見た裁判員制度』221-222頁（勁草書房、2015年）。

²² 大河原・前掲注(9) 8頁。

²³ Ramnath, supra note 12.

オーストラリア	陪審制	12名(刑事)、12名または6名など(民事)	資格を有する国民から無作為で抽出	第一審の刑事と民事事件	全員一致(一部の法域で11対1または10対2の特別多数決も承認された ²⁴⁾)		刑事陪審は1833年に導入 ²⁵⁾
カナダ	陪審制	12名	資格を有する国民から無作為で抽出	大部分の刑事事件の第一審と民事事件(連邦とケベック州を除く)	全員一致		1750年代から実施されている ²⁶⁾
韓国	陪審制・修正(国民参与裁判制度)	法官3人と陪審員7人または9人	資格を有する国民から無作為で抽出	合議部管轄の全刑事事件(被告人の選択制、法院による強制排除の適用もあり)	全員一致が原則	事実認定などに関する陪審団意見は勧告的な効力がある。量刑意見は参考のみ。	2007年に法律成立、2008年から実施されている
サウジアラビア	国民司法参加制度なし	裁判官のみ	—	—	—		—

²⁴ Smith vs. The Queen, [2015] HCA 27.

²⁵ Michael Chesterman, *Criminal Trial Juries in Australia: From Penal Colonies to Federal Democracy*, 62 LAW AND CONTEMPORARY PROBLEMS. 69 (1999).

²⁶ R. Blake Brown, A TRYING QUESTION: THE JURY IN NINETEENTH-CENTURY CANADA 17 (2009).

スウェーデン ²⁷	陪審制・修正	陪審員 9 名	推薦制	出版に関する犯罪及び表現の自由に関する犯罪に限定されている	有罪判決の場合、6 対 3 の特別多数決	4 年間の任期がある	1815 年導入
	参審制	裁判官 1 名と参審員 3 名(一審)、裁判官 3 名と参審員 2 名(二審)	推薦制	刑事事件、税金関係事件を中心とする行政事件、人事訴訟事件など	多数決(2 対 2 の場合は、被告人に有利な判断がなされる)	4 年間の任期がある	1220 年頃から適用され、何度かの改革を経て 1971 年に現行の制度に定着した
スペイン ²⁸	陪審制	陪審員 9 名	選挙人名簿から無作為抽出	殺人罪、住居侵入罪、財産侵害罪、死体遺棄罪、脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損、放火罪、汚職罪など	無罪判決は多数決、有罪判決は 7 対 2 の特別多数決	二審である県裁判所で行われ、陪審団が判決の理由を示さなければならない ²⁹	1978 年復活、1995 年から現在の制度を実施している

²⁷ 最高裁判所事務総局編『陪審・参審制度 スウェーデン編』（司法協会出版、2001 年）参照。

²⁸ 大河原・前掲注(9) 9 頁。

²⁹ Hans, *supra* note 17 at 487.

中国	参審制、 参審制・ 修正	参審員の 人数は合 議体の3 分の1を 満たすべ き	推薦制、 一部法院 で無作為 の選任を 実験して いる	第一審の 刑事、民 事及び行 政事件	単純多数 決	参審員に は任期が ある 裁判所に よる選択 的適用	2015年 から新 たな改 革を始 める
トルコ	国民司法 参加制度 なし	裁判官の み	—	—	—		—
ドイツ	参審制	裁判官1 人または 2人と参 審員2人 ³⁰ 、及び裁 判官2人 または3 人と参審 員3人 ³¹	推薦制	刑事事件 の第一審	3分の2 以上の特 別多数決 (罪の有 無) 简单多数 決(量刑)	参審員は 5年間の 任期があ る ³²	1848年 に参審 制を導 入し、 1975年 の改革 を経て 現在の 制度に 至る
フラン ス	参審制・ 修正	裁判官3 人と参審 員9人 ³³	資格を有 する国民 から無作 為で抽出	重罪事件 の第一審 と控訴審	加重多数 決(2/3以 上)	参審員に ほぼ公判 期間と同 じ数週間 の任期を 付ける ³⁴	1941年 に陪審 制から 参審制 に変容 し、2011 年から 現在の 形とな った ³⁵

³⁰ 区裁判所に管轄された中程度の犯罪事件、およびそれに対する控訴事件の場合。

³¹ 地方裁判所に管轄された重罪事件の場合。

³² 裁判所構成法(GVG)42条の1。

³³ 従来の控訴審の場合に参審員の数は12名になったが、法改正により2012年から第一審と同じく9名に削減された。佐伯・前掲注(21)221頁。

³⁴ 大河原・前掲注(9)6頁。

³⁵ 白取・前掲注(4)129頁以降。

ブラジル	陪審制	陪審員 7 人	資格を有する国民から無作為で抽出	人命に対する故意の犯罪の第一審 ³⁶	単純多数決		1822 年から実施する
ベルギー ³⁷	陪審制・修正	裁判官 3 名と陪審員 12 名	候補者名簿から無作為に抽出	重罪事件（懲役刑が 5 年以上の刑事事件） ³⁸	有罪の場合には 8 対 4 の特別多数決、7 対 5 の場合は、裁判官の意見を聞く ³⁹	量刑判断は陪審員と裁判官で行う	1791 年導入、1815 年廃止、1830 年復活
南アフリカ ⁴⁰	参審制	法官 1 人と参審員 2 人	元治安官、弁護士などの有識者から選任	重罪事件（強制的適用）ほかの刑事事件（法官の判断による選択的適用）	判決は法官のみで行われ、参審員はあくまでも法官を援助する		1969 年に陪審制を廃止し、参審制が 1991 年から実施されている
メキシコ ⁴¹	陪審制が正式に廃止されていないが、事実上実施中止	—	—	—	—	2006 年から陪審制度の「復活」を検討している	—

³⁶ Constitution of Brazil, Article 5, s. XXXVIII.

³⁷ 大河原・前掲注 (9) 7-8 頁。

³⁸ 実際の運用事件数は極めて少ない、全刑事事件数の 0.01% 程度である。

³⁹ 3 人のうちに 2 人の裁判官が有罪に反対すれば、被告人は無罪になる。

⁴⁰ SOUTH AFRICAN LAW REFORM COMMISSION ISSUE PAPER 26. 6-8 (2008).

<http://www.justice.gov.za/salrc/ipapers/IP26.pdf>, 2017 年 2 月 12 日閲覧。

⁴¹ See Fukurai et al., supra note 10.

日本	参審制・修正 (裁判員制度)	裁判官 3 人と裁判員 6 人または裁判官 1 人と裁判員 4 人	資格を有する国民から無作為で抽出	重罪事件の第一審	単純多数決	被告人に不利な判断を下すためには、少なくとも裁判官 1 人の賛成が必要	2004 に「裁判員法」を制定、2009 年から実施されている
ロシア ⁴²	陪審制	陪審員 12 人 (2018 年から定員減少)	資格を有する国民から無作為で抽出	地方裁判所に管轄する重罪事件の第一審	全員一致が原則、3 時間評議をしても全員一致に至らないときは、多数決で判決する	自白事件の場合は 6 人に、連邦地裁以外の地裁の否認事件にも 8 人に減少 ⁴³	1993 年に陪審制を復活した

11. 1. 2 世界の中の国民司法参加の潮流の再発見

日本、韓国、台湾での国民司法参加の導入の動きを、世界的な文脈に位置付ける前に、世界的な国民司法参加の発展過程に見られた幾つの特徴を簡単に述べておく。

前記の飯と工藤の研究によると、国民司法参加制度のある国家には、元植民地である国が多く見られる。そして現在、多数の国の国民司法参加制度は、元の宗主国の法制度を継受して設計されているように思われる。さらに、各国における国民司法参加制度を研究している著名なアメリカの学者 Hans も、法の移植の立場から、英米が代表となった陪審制(コモン・ローの伝統)とヨーロッパが代表となった参審制(大陸法の伝統)の導入を国民司

⁴² Stephen C. Thaman, *The Nullification of the Russian Jury: Lessons for Jury-Inspired Reform in Eurasia and Beyond*, 40 CORNELL INTERNATIONAL LAW JOURNAL. 357, 363-65 (2007).

⁴³ http://rapsinews.com/legislation_news/20160623/276371461.html, 2017 年 2 月 12 日閲覧。

法参加制度の二つの大きな「波 (Wave)」と見做し、現代世界における国民司法参加制度の導入を議論している⁴⁴。

筆者は Hans の議論には更なる発展の余地があり、現在の日韓台 3 か国を別にするとしても、現在までの世界の国民司法参加制度の潮流について、各国の制度変容に関しては様々な要因が考えられるべきだと考え、時系列順に言うと、①陪審制の流行、②陪審制度の廃止と参審制への移行、③国民司法参加制度（主に陪審制）の復活及び、及び④新たな国民司法参加制度の導入という四つの波が相俟って興起したと考える。

1 1. 1. 2. 1 陪審制の流行

参審制といえどドイツが代表的な国とされるが、大陸法の参審制はイギリスの陪審制から発展したものであるように思われる。陪審制は 11 世紀のイングランドに起源を持ち、徐々にアメリカを始めとする海外の植民地に拡大していった⁴⁵。一方で、フランス大革命を発端としてヨーロッパ大陸にも流れ込んだのである。フランス（当時はベルギーと併合されていた）は大革命をきっかけとして 1791 年にイングランドの陪審制を導入したが、大革命による恐怖政治によってイングランドの陪審制の弊害を認識し、1808 年のナポレオン治罪法典では、イングランドと異なったフランス式の陪審制が制定された⁴⁶。ドイツはイングランドと同様の、市民による領邦国家の司法権を制限した背景⁴⁷により、1848 年に連邦レベルでフランス式の陪審制、各領邦では参審制が導入された⁴⁸。同年にイタリアとオーストリアも国民思想の影響を受けて陪審制度を導入し⁴⁹、スペインは 1812 年から一連の陪審制の導入の試みを行い、ついに 1888 年にフランスをモデルとした陪審法を制定した⁵⁰。隣国のポルトガルもフランスの七月革命の影響を受け、1830 年に陪審制度を採用した⁵¹。

なお、参審制の伝統が従来から存在するスカンディナヴィア諸国においては、デンマークがまず先に 1848 年にフランスで起こった二月革命の影響を受けて、1683 年から陪審制を実施し、その後（ノルウェーとフィンランドを支配した）スウェーデンが 1815 年に参審

⁴⁴ See Hans, *supra* note 17.

⁴⁵ 最高裁判所事務総局刑事局・前掲注 (20) 1-12 頁参照。

⁴⁶ 大河原・前掲注 (9) 6 頁。

⁴⁷ 阪井一郎「裁判員制度創設過程に対する疑義」法社会学第 72 号 196 頁 (2010 年)。

⁴⁸ ドイツの参審制の伝統は 8 世紀のフランク時代まで遡ることができる。大河原・前掲注 (9) 6 頁。

⁴⁹ 大河原・前掲注 (9) 7 ; 8 頁。

⁵⁰ 大河原・前掲注 (9) 9 頁。

⁵¹ 飯=工藤・前掲注 (1) 55 頁。

制とはほぼ同じような陪審制度を導入した⁵²。そのほか、西欧の革命から離れたロシア帝国も1864年の司法改革により陪審制を導入した⁵³。そして、現在では典型的な陪審国とされているオーストラリア、カナダ、ニュージーランドや、当時欧州各国の植民地であったアフリカ、アジア及び中南米諸国の中には、宗主国と同じまたは類似の陪審制度を採用したケースも多く見受けられる⁵⁴。したがって、19世紀前後に陪審制を取り入れる潮流がヨーロッパ大陸諸国と海外の植民地に現れたように思われる⁵⁵。

1 1. 1. 2. 2 陪審制度の廃止と参審制への移行

だが、イングランドから伝来した陪審制度はヨーロッパ大陸に定着せず、多くの陪審制導入国はその後に陪審制を廃止、または参審制に移行した。ドイツは1871年に統一的な帝国が成立したことをきっかけに陪審制の存続の議論を行い、1879年に軽微な事件は参審制、中程度の事件は職業裁判官のみ、重大事件は陪審制で審理されるようになった⁵⁶。ワイマール共和国時代である1924年には陪審制が完全に廃止され、国民司法参加制度は参審制のみになった。イタリアはファシストの独裁により1931年に陪審制を廃止し、参審制を導入した。終戦後には陪審制の復活をめぐる議論があったが、結局一般国民の事実認定能力が問題視され、参審制を維持するようになった⁵⁷。フランスの陪審制度は第二次世界大戦中まで存続したが、戦争中のナチスドイツの占領により1941年から参審制度に変更された。終戦後の新刑事訴訟法（現行法）も参審制度を維持し、その後の改革を経て現行の参審制になった⁵⁸。そのほか、オーストリアは1920年に参審制を導入し、1934年に陪審制を廃止したが、1950年に陪審制が復活し、参審制と併用している⁵⁹。スペインの陪審制も独裁によっ

⁵² 大河原・前掲注(9)、最高裁判所事務総局・前掲注(27)参照。

⁵³ 大河原・前掲注(9)4頁。

⁵⁴ アフリカにおいてシエラレオネ、ガンビア、ガーナ、ナイジェリア、タンザニア、ケニア、ジンバブエ、ナミビアなど、アジアにおいてシンガポール、マレーシアや中国香港などは植民地時代に陪審制制度が導入された。一方で、中南米ではブラジル、チリ、ウルグアイ、アルゼンチン、エルサルバドル、ニカラグアなども19世紀に次々に独立してから陪審制度を採用した。飯=工藤・前掲注(1)61-63頁参照。

⁵⁵ 当時ヨーロッパの代表的な参審国は、スウェーデン（当時支配されていたノルウェーとフィンランドも含む）であるが、フランス革命の影響を受け、1815年に陪審制も導入し、参審制と併用している。飯=工藤・前掲注(1)58-59頁。大河原・前掲注(9)10-12頁。

⁵⁶ 大河原・前掲注(9)6頁。

⁵⁷ 大河原・前掲注(9)8頁。

⁵⁸ 白取・前掲注(4)参照。

⁵⁹ 大河原・前掲注(9)7頁。

て1923年と1936年に2度廃止された（1931年に復活した）⁶⁰。なお、ロシアも社会主義革命により1917年に陪審制を廃止し、「人民参審制度」に変わった⁶¹。

この陪審制の廃止または参審制への移行の傾向は、第二次世界大戦後に各元植民地国においても見られるようになった。イギリスの元植民地であるインドは前節の記載通り陪審制の実施を取り止めた一方、南アフリカも1954年から刑事事件における参審制を導入し⁶²、1969年に白人しか陪審員を務められないことを理由として、陪審制を廃止した⁶³。そのほか、アフリカ、アジアの各元植民地国には、陪審制を廃止し国民司法参加を取り止めた国⁶⁴や、参審制に移行した国⁶⁵及び陪審制の実施が事実上停止された国⁶⁶も多数存在する。したがって、20世紀に入ると、陪審制を採用した国の間では、陪審制を廃止しまたは参審制に移行するという潮流が顕著であるように思われる。

1.1.1.2.3 国民司法参加制度（陪審制）の復活

20世紀末頃から、社会民主化に伴い国民司法参加制度（主に陪審制）を「復活」させる潮流がヨーロッパと中南米の諸国で見られるようになった。かつてのヨーロッパにおける陪審国として、スペインはフランコ没後の1978年の新憲法で陪審裁判を受ける権利を明記し、1995年に陪審組織法の実施によって陪審制を正式的に復活させた⁶⁷。ソ連崩壊後、ロシアは1993年から一部の地区で陪審制を再び導入し、2003年に陪審制を全土に拡大するとの宣告によってソビエト時代の参審制度が正式に廃止された⁶⁸。

⁶⁰ 大河原・前掲注（9）9頁。

⁶¹ 飯=工藤・前掲注（1）57頁。

⁶² Section 93 of Act No. 32 of 1944, inserted by section 3 of Act No. 14 of 1954.しかし、南アフリカの参審制度が1991年まではあまり適用されていなかった。

⁶³ Act No. 34 of 1969.

⁶⁴ ケニア、シンガポール、マレーシアはそれぞれに1963年、1965年、1995年に陪審制を廃止した。

⁶⁵ シエラレオネ、ナミビア、ジンバブエそれぞれに1949年、1969年、1973年に陪審制を廃止し、現在は参審制度を採用している。なお、ガーナは陪審制を廃止しないが、参審制度を導入した。

⁶⁶ ガーナは1957年に独立した際に陪審制を保持したが、現在は利用されていないようである。なお、シエラレオネとナイジェリアは政治的混乱状態により、陪審制も現存しないようである。各元植民地国の国民司法参加制度の現状については、飯=工藤・前掲注（1）61-63頁参照。

⁶⁷ 飯=工藤・前掲注（1）56頁。大河原・前掲注（6）9頁。

⁶⁸ 飯=工藤・前掲注（1）57頁。前注大河原・前掲注（6）4頁。なお、最後にチェチェン共和国が2010年に陪審制を実施したことによって、ロシア全土での陪審制の実施が完了した。

中南米において、一部の国における独裁政権の消滅以降、従来導入されてもなかなか進まなかった陪審制度が本格的に実施・定着したという動きも見られる。例として、アルゼンチンは1853年にも陪審制を憲法に入れたが、陪審制度の実施のための立法は行われないうままであった。だが、1998年のコルドバ州における参審制の導入を糸口として、現在陪審制制度の復活も議論されるようになり、その後ネウケン州は2011年に、ブエノス・アイレス州は2013年に、リオネグロ州は2014年、さらにチャコ州は2015年に次々と陪審制度を導入した⁶⁹。一方で、事実上陪審制の実施を停止したメキシコも2006年から、陪審制度の「復活」を検討し始めている。

1 1. 1. 2. 4 新たな国民司法参加制度の導入

Hans は、21世紀に入った直後の2008年に起こった日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度、及びアルゼンチンのコルドバ州における参審制の導入を、それぞれの国にとって新たな国民司法参加制度を導入する動向と評価した⁷⁰。確かにコルドバ州の参審制はアルゼンチンにとって新鮮なものであるが、2011年から4つの州で起こった陪審制の始動は新制度の導入というより、むしろ1853年に憲法に盛り込んだ陪審制を実施させるための最初の一步と理解したほうがより正しいであろう。それ故、Hans が挙げた3か国のうち、自国において新規の国民司法参加制度を設けた国は日本と韓国であると言えよう。さらに新たな国民司法参加制度を導入するという波は、世界的に見ても東アジアを中心に展開していると思われる。2012年の人民観審制の提出によって動き始めた台湾における国民司法参加制度導入の動きは、日本・韓国での新たな潮流が東アジア地域内に拡大した結果とも認められる。これによって、世界における国民司法参加制度導入の第4の波は、現在基本的に日本、韓国、台湾3か国における国民司法参加制度導入の潮流と同じものと思われる。しかし、これは東アジア地域に現れたものだけではなく、世界的な意義をも有することを忘れてはいけない。

⁶⁹ See Scherr, *supra* note 3.

⁷⁰ See Hans, *supra* note 17.

1 1. 2 日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の位置づけ

それでは、議論の視線を日韓台の3か国に移す。21世紀以降の国民司法参加制度の導入の潮流は、世界的な文脈のなかでどう位置付けるべきだろうか。日本と韓国はそれぞれ独自の裁判員制度と国民参与裁判制度を発足させ、台湾も自国の事情に基づき最も適した国民司法参加制度を探究しているが、果たしてこの国民司法参加制度の導入の動きは、世界の国民司法参加の潮流が東アジア地域に及ぼした影響と言えるのであろうか。本節は、3か国における国民司法参加制度の導入の潮流が世界的にどのような位置を与えられるべきかについて論究してみる。

1 1. 2. 1 世界から見た日韓台における国民司法参加制度の導入

前節の説明の通り、20世紀末ごろから世界中で見られた国民司法参加制度の復活の動きは、従来国民司法参加制度を採用していた国の社会民主化とともに発展してきた。したがって、この波の国民司法参加制度の導入の動きは、①国民司法参加の経験のある国を中心に展開したこと、②社会民主化に伴って進行したこと、という2つの特徴を有すると思われる。その上で、日本、韓国及び台湾の国民司法参加制度導入の事情をこの2つの特徴と照合すると、以下の知見が得られる。

まず、従来の国民司法参加の経験について、韓国と台湾は国民司法参加の経験がない一方で、第1章で述べたように日本は戦前に刑事陪審制度を実施した経験を持つ。これによって、国民司法参加の経験のない韓国と台湾がそれぞれ国民司法参加制度を新設する試みは、国際的にも新たな動向と言える。日本の戦前における刑事陪審制の導入とその停止は、世界における陪審制の流行と廃止という2つの波の潮流にほぼ合致しており、現在の裁判員制度は形態上参審制に変更されたが、歴史の流れから見るとその導入は従来の国民司法参加の伝統の復活にも関わっているとも言えそうである。しかし、筆者がそれは裁判員制度に対する大きな誤解であろうと考える。その理由として、まず裁判員制度の内容は陪審制と大きく異なり、一般国民と職業裁判官の協同を重視する点は、陪審より参審（フランス式の参審制度⁷¹）のほうにより近いことが挙げられる。さらに2つ目として、制度形態の変容のほかに、戦前の陪審制度の実施と21世紀の裁判員制度の導入の接点について、第一部で論じたように、戦前の陪審制が廃止されても、その影響は戦後の日本にも残っており、

⁷¹ John D. Jackson and Nikolai Kovalev, *Lay Adjudication in Europe: The Rise and Fall of the Traditional Jury*, 6 ONATI SOCIO-LEGAL SERIES. 368 (2016).

陪審裁判の復活を含む国民司法参加制度の導入の当否に関する議論において、導入を肯定する論拠を提供してきたことが挙げられる。そのほか、戦前の陪審裁判の実施経験と教訓は、裁判員制度の設計と立法に影響を及ぼした。すなわち、申請による適用は戦前の陪審制度の失敗の重要な原因と考えられた結果、裁判員制度は強制主義の形になったように思われる⁷²。これによって、陪審制の復活を求めることが日本における国民司法参加制度の導入に貢献したことは否認できないが、裁判員制度はあくまで世紀の変わり目に日本に現れた具体的な問題に着目しながら設けられたものであり、陪審制の導入または陪審から参審への転換を意識した制度ではない。こうして日本は韓国と台湾と同じように、自国にとって新しい国民司法参加制度の導入を求めていると言える。この動向はまさに Hans の指摘する世界における国民司法参加制度導入の第 4 の波に重なっており、東アジアだけではなく世界においても新しい動向と言えるのではないか。

次に、国民司法参加制度の導入と社会民主化との関係について、韓国の国民参与裁判制度は明らかに社会民主化の影響を受けて発展してきた。裁判員制度で主張された「理解増進・信頼向上」という公式の意義づけは一見すると社会民主化とあまり関わりがないように思われるが、日本で国民司法参加制度の導入を打ち出した規制緩和の背景及び司法制度改革審議会によって強調された国民の主体性意識の向上を考慮すると、裁判員制度導入の背景には、社会民主化の視角からの影響も存在すると認められる。台湾において、社会民主化が司法に及ぼす影響は主に司法独立に反映され、今までの幾度となく行われた国民司法参加制度の導入の試みは、社会民主化の影響というよりも、むしろ司法府の自己革新と理解する方が正しいように思われる。しかし、現在の国民司法参加制度の形態に関する論争では、社会民主化の意義づけが改革派・陪審派に主張される一方で、日本と同様国民の主体性向上の意義づけも各関係者に受容されているのである。このように、世界中において国民司法参加制度の導入（または復活）が民主政体への移行と関連していることが一般的だが、日本と台湾の場合にはこの関連性が比較的弱いこともわかった。即ち、日韓台 3 か国で見られる国民司法参加制度導入の潮流は、世界の中の第 3 波の中心であるヨーロッパ及び中南米諸国の事情と異なる。このように、改めて国民司法参加制度の導入について 3 か国に共通するものを捉えて、この潮流を独自の動き（第 4 の波）として世界的な文脈の中での位置づけを再考することが必要である。

⁷² 2004 年 4 月 7 日の衆議院法務委員会における、山崎潮政府参考人（元司法制度改革推進本部事務局長）の与謝野馨委員の質問に対する答弁参照。

1 1. 2. 2 独自に展開された国民司法参加制度導入の潮流

総じていうと、日本、韓国、台湾はそれぞれの国情に応じて、必要な時期に新規の国民司法参加制度の導入を求めている。故に、この 3 か国における国民司法参加制度導入の潮流は、独自に展開されたものと認められるように思われる。

各国の国民司法参加制度の導入の契機や直接の動機からすると、韓国と台湾の場合、国民司法参加制度の導入は国民の司法への不満と不信を和らげることに密接な関係を有してしており、国民司法参加制度の導入に関わる独自の動機や目的は日本と比べてより明確かつ理解しやすい。それに対して、日本の場合は国民司法参加制度の意義づけに対して、司法制度改革審議会とその後の「裁判員制度・刑事検討会」それぞれの公式見解さえも一致しているとは言えず、政府側と民間の理解も異なっている。したがって、韓国と台湾に比べ、日本における国民司法参加制度の意義づけに対する見解は多岐にわたり、異なる立場の者が裁判員制度に対し異なる期待を寄せており、その目的や動機の正体は曖昧であると認めざるを得ない。

それに対して、国民司法参加制度を実施した経験については、過去に実施した経験がない韓国及び台湾とは違い、日本は戦前に刑事陪審制を実施した経験がある。よって、韓国と台湾における制度導入の事情は従来の国民司法参加制度を変容、又は復活させたヨーロッパ及び中南米諸国と異なっており、この両国に現れた国民司法参加制度を導入する潮流は「独自の展開」として明確かつ理解しやすいと言えよう。

韓国と台湾と比べて分かりにくいものの、裁判員制度の導入も国民司法参加制度の「独自の展開」として認められる。裁判員制度（国民司法参加制度）の意義づけに関する見解は多岐にわたるが、その導入は体制改革としての司法改革の流れの中で打ち出され、その後も刑事司法の理解増進・信頼向上、または精密司法の弊害の克服の手段と見做され、実際に様々な役割が多くの関係者によって期待されたのである。そこで、裁判員制度は世紀転換時に社会体制または司法制度を改革する必要性に応じて、打ち出された新たな国民司法参加制度と理解されるべきである。これによって、現在の裁判員制度と戦前の刑事陪審制度とは明確に分けられ、裁判員制度は戦前の陪審制の「復活」または「進化」というよりも、むしろ多角的な目的を持って新設された国民司法参加制度と認識したほうがより妥当であると考えられる。

このように、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入の潮流の内実は、従来の国民司法参加制度を「復活」させることではなく、各国が 21 世紀に入る時点で、自国の

事情に応じてそれぞれに新規の国民司法参加制度を設けたことである。この特徴から見ると、日韓台 3 か国に現れた制度導入の潮流は、大体同じ時期にヨーロッパ及び中南米諸国を中心に展開された陪審制の「復活」という波とは異なり、独自に展開されたものと考えられる。

1 1 . 3 諸外国からの影響と日韓台のイノベーション

1 1 . 3 . 1 諸外国からの影響

たとえ日本、韓国、台湾における国民司法参加制度導入の潮流が独自に展開されたものであったとしても、それは決して世界から孤立していることを意味しない。この 3 か国における国民司法参加制度導入の動きには、諸外国、特に先進国における陪審制と参審制の立法例と実施経験からの影響も多く見られる。

日本の場合、英米の陪審制、ドイツの参審制に関する、長きにわたる多くの学問的研究が蓄積されていた一方、裁判官の海外派遣を通じた陪審・参審制度の調査・研究は 1980 年代から始まり、最高裁判所事務総局刑事局も 1990 年代にイタリア、イギリス、及びスウェーデンにおける陪審・参審制度の研究成果を発表した。それ故、従来の国民司法参加制度の導入に関する議論及び司法制度改革審議会が国民の司法参加を導入しようとする方針は、基本的に諸外国、特に英米の陪審制度とドイツの参審制度を念頭において展開されたのである。制度導入をめぐる各関係者の論争も、審議会の段階から陪審制か参審制かという制度形態の選択について行われたのである。最終的に成立した裁判員制度は当時対立していた陪審派と参審派の意見の折衷案として審議会が提示したものであるとも言える。さらに裁判員制度の具体的な内容には、陪審制と参審制をそれぞれ参考にしたところも見受けられる。よって、日本独自の国民司法参加制度と認められても、裁判員制度は陪審制・参審制の影響を強く受け、2つの制度形態の折衷とも言えるであろう。

日本と比べ、韓国における国民司法参加に関する研究の発展は遅く、1990 年代半ばまで陪審・参審制度を紹介するものは少なく、国民司法参加制度の形態について、結論として陪審制と参審制のどちらの制度が韓国の実情により相応しいかは判断し難い、韓国の社会実態と文化に相応しい国民司法参加制度の方が舶来の制度よりも適切であろうと考えられてはいたが、「陪審・参審制の問題」は確かに国民司法参加制度の導入に関する議論の初期段階から改革者の視野に入っており、ドイツ式の参審制・英米式の陪審制・日本の裁判員制度も参考対象として考慮された。最終的には国情を踏まえ、申請主義が採用され、国民

の評決は勧告的効力しか有しないこととなったが、韓国の国民参与裁判制度は「陪審団」と「陪審員」の言葉を用い、陪審制の影響をかなり大きく受けたこともわかる。

台湾において、司法院は従来から陪審制は台湾社会に合わないと考えており、1980年にはドイツ、フランス、オーストリア、スイス、デンマークなどのヨーロッパ諸国に裁判官を派遣し、参審制度を見学した。それで、1994年に刑事参審の法律草案を初めて提出したが、その立法化には失敗した。その後、日本と韓国が相次いで国民司法参加制度を導入したことを受けて、司法院は2006年末に再び参審制の導入を試みた。よって、司法院に主導された国民司法参加制度の導入において、参審制の影響力は極めて強いと思われる。しかし、2012年に打ち出された人民観審制度は、国民司法参加制度を定着させるため最も「安全」な「試験性立法」として、ヨーロッパ諸国の参審制というより、韓国の国民参与裁判制度と日本の裁判員制度の影響を大きく受けたものであった。人民観審制度自体は、司法院が当時激化していた司法への不信と不満を和らげるために、急遽打ち出したもので、その後司法院と法務部は、毎年裁判官と検察官を日韓両国に派遣し、裁判員制度と国民参与裁判制度の実践を見学・研究した。弁護士側、特に改革派弁護士は人民観審制度に反対し、陪審制度の導入を積極的に呼びかけている。人民観審制度が廃案となった後、裁判員制度を手本とする「参審制」とアメリカの陪審制は司法改革国会会議において競合しており、2017年末に公表した新たな「国民参与刑事裁判法(草案)」の骨子は裁判員制度と似ている。一方、国民司法参加制度の導入と刑事司法手続改革との関係について、韓国と同じように両者が並行して進められている。つまり、台湾における国民司法参加制度を導入する潮流は、ヨーロッパの参審制、英米の陪審制、及び日本と韓国それぞれの国民司法参加制度からの影響を、同時に受けているようであった。

以上を踏まえると、3か国における国民司法参加制度導入の潮流は、完全に諸外国の国民司法参加制度と離れたものであるとは言えない。各国が具体的な要求に応じて独自に展開させたとは言っても、陪審制・参審制などの諸外国の国民司法参加制度からも影響を受けていたことも無視してはいけない。

11.3.2 日韓台のイノベーション

しかし、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度導入の潮流に関わるもう一つの興味深い点は、この3か国が英米の陪審制やドイツ式の参審制のような外国の制度を安易にそのまま「輸入」せず、この2つの「典型」を参考としながら、自国にとって最も適する

と思われる国民司法参加制度の形態を創出したことである。日本の裁判員制度、韓国の国民参与裁判制度はもちろん、台湾の将来の国民司法参加制度も、各国によるイノベーションの産物であると言えよう。

確かに、各国における国民司法参加制度の導入はある意味で陪審制と参審制とを折衷したものとせざるをえなかったとも言える。この折衷の理由について、現実的な妥協の面が認められる一方で、各国が自国の問題意識を持っており、国情に応じて独自の歩みを踏み出したことは、比較法社会学にとって大きな意義を有すると考えられる。法制度を移植する場合に、舶来の法制度と本邦の社会・文化などが衝突するケースは常に存在し、外国の諸背景を深く考えず、そのまま外国の法制度をそのまま導入することは妥当ではないと指摘されている⁷³。日本、韓国、台湾の司法システムも近代大陸法の伝統を継受し、刑事司法制度も糾問主義を中心として設けられた。第二次世界大戦後以降、英米法の影響を徐々に受けたとは言っても、この3か国の法による支配及び司法の中核は大陸法的であることは変わっていないと考えられる。筆者は陪審制の導入を否定するつもりはないが、たとえ英米式の陪審制が従来の司法システムの閉鎖性の打破、及び刑事訴訟手続の当事者主義の深化を実現するための最も有力な国民司法参加の形態だと認められるとしても、大陸法を土台とする東アジア3か国が陪審制「一本」で国民司法参加を導入することは、ある意味で無理矢理すぎるのではないだろうか。日本と台湾において、陪審制の導入は従来の司法の弊害を是正するために呼びかけられ、それに対して参審制を導入する主張も、主に陪審制と対抗する軸で展開されてきた。さらに台湾における新たな「参審制」は裁判員制度を参考とする一方、国情に応じて日本の裁判員制度を改造し斬新な評決方法を創出した。また、韓国の国民参与裁判制度は「陪審制」と呼ばれたが、英米式の陪審制との距離はかなり大きく、全くの別物であるとも言える。そして、陪審団の意見に真の拘束力を付与する前提として、憲法修正の高い壁も越えなければいけない。よって、各国がそれぞれの状況を踏まえ、自国に適した国民司法参加制度を創出することは、的確であり、且つ制度の定着にとって最もよい選択肢を探ることではないであろうか。

しかし、自国にとって最も適した国民司法参加制度も一発で決められるものではない。特に国民司法参加の経験が浅い、或いはない国にとって、新たな制度を試行錯誤する過程は欠かせない。日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度は概ね順調に実施されている

⁷³ David Nelken, *Towards A Sociology of Legal Adaptation*, in ADAPTING LEGAL CULTURES. 38-39 (David Nelken and Johannes Feest eds., 2001).

が、現行の制度が各国の国民司法参加制度の完全体であると理解してはいけない。台湾は現在国民司法参加制度の形態選択に非常にこだわっているが、将来的に打ち出される制度は全ての論争と問題を完全に解決した完全体であるはずもない。したがって、この 3 か国が自ら発展させてきたユニークな国民司法参加制度には、これから更に発展・改善する余地があるはずである。それ故、新たに始動した制度の実施状況を常に検証し、現れた問題点を確実に理解し、解決していくことは、3 か国それぞれの国民司法参加制度の定着にとって最も重要なことではないであろうか。

なお、日本、韓国、台湾のように、英米式の陪審制とドイツ式の参審制との典型に拘らず自国のユニークかつ最適な国民司法参加制度の形態を模索し発展させることは、これから他国、とりわけ国民司法参加制度の実施経験がない国が手本とし、国民司法参加がこれから世界中に更に広まることに対して、より大きく貢献できるように思われる。さらに、自国の実情に基づいてユニークかつ最も適した国民司法参加制度を導入し、そして模索して発展させることは、世界における従来の動きとは異なる国民司法参加制度導入の第 4 の波の特徴として認められ、今後の世界の国民司法参加制度の導入における新たな特徴及び動向として注目されうるであろう。

1 1 . 4 まとめ

このように世界全体における国民司法参加の潮流とは異なり、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度導入の潮流は、各国が必要な時点で斬新な制度を導入し、独自に展開させたものであるとされている。しかし 3 か国で見られる潮流は、諸外国から完全に孤立しているものとはいえ、国民司法参加制度導入の第 4 の波であると言えよう。

そして、3 か国がそれぞれの国情に応じて、自国に最も適した国民司法参加制度を創出するというやり方は、各国にとって最もよいとも思われ、参審・陪審制の単なる輸入より大きな意義を有する。また、自国にとって最も適した国民司法参加制度を追求するためには、試行錯誤することが必要である。この意味で、現在各国における国民司法参加制度は、未だ「完全体」であるとは言えず、実施の状況に対する常時の検証は必要不可欠である。日韓台 3 か国に見られる独自の歩みは、比較法上の意義を有するだけでなく、他の国民司法参加の経験が浅い、もしくは全くない国が将来国民司法参加制度の導入を試みる場合にも重要な手本となりうる。

終章 結びに代えて

本稿の第一部で日本、韓国、台湾の国民司法参加制度の導入に対し司法の正統化が期待されているということを提示し、第二部と第三部では各国の国民司法参加制度の動きを評価した上でこの潮流を一つの法現象として再考した。終章では改めて、この3か国の経験を通じて現れた国民司法参加制度の導入の潮流、及び司法の正統化手段たる国民司法参加制度自体が、どのような特徴を持っているか、またどのような課題を抱えているかをまとめ、本論文の総括とする。

・ 正統化の多様性と国民司法参加制度の汎用性

前述の通り日本、韓国、台湾は司法を正統化する志向のもと、国民司法参加制度の導入により、司法への理解増進・信頼向上、国民意識の反映、討議民主主義並びに国民主権の司法民主化及び当事者主義に向けた刑事司法改革などの様々な正統化効果が生じることを期待している。しかし、各国における司法を正統化する目標の内実はそれぞれ微妙に異なり、必ずしも一義的ではないこともわかった。司法への理解増進・信頼向上は各国で求められているが、日本においては司法への不信と不満の度合いは弱く、韓国においては司法への不信と不満を解消する志向がより強く、そして台湾の場合は司法への不信と不満がかなり深刻な問題となっている。また、国民主権としての司法民主化に対する理解も国によって異なり、各国において国民司法参加制度の導入を通じて求められている刑事司法改革の内容も同一ではない。

しかしながら、それぞれに違う正統化の目標を抱いている3か国はいずれも国民司法参加制度の導入を司法の正統化手段として選択した。さらに、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度の実施経験及び台湾における模擬裁判の所見からして、国民司法参加制度の導入は、判決における国民意見の反映、司法への理解増進・信頼向上の役割のほか、糸口として多角的な司法改革を促し、それによって司法をさらに正統化することもできるように思われる。その他、司法の正統化をめぐる異なる問題点や目標を持つ日本、韓国、台湾が一致して国民司法参加制度の導入を求めることからすると、たとえ国によって司法の正統化に関する事情は異なっても、国民司法参加制度の導入は基本的に多くの正統化要求に応えられるような、汎用性のある司法正統化手段であるように思われる。

また、従来の英米式の陪審制とドイツ式の参審制との二分法に対して、日本、韓国、台湾も陪審と参審の両方を参考にしながら、自国に最も適した「修正形態」のユニークな国民司法参加制度を構築した。このことから、国民司法参加制度の導入に際しては、必ずしも陪審制または参審制にこだわる必要はなく、当該制度は多様な形態でより多くの国に適用できるという意味で、汎用性を有すると理解できる。

・司法の正統化手段たる国民司法参加制度の限界

国民司法参加制度の導入は司法を正統化する手段として汎用性があり、さらに司法改革を促す糸口としても大きな意義を有する。しかし、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の実践から見ると、司法を正統化する効果が現れていると認められても、国民司法参加制度は司法に関わる全ての問題を解決できる「万能薬」になるわけではないこともわかる。国民司法参加制度には司法を正統化する手段として限界があることに、常に注意を払わなければならない。

国民司法参加制度は、日韓台 3 か国においてだけでなく、世界中の多くの国々においてもその対象が主に刑事事件に限られており、ある国の刑事司法システムまたは司法制度全般に適用されるものではなく、多くの裁判官裁判の中の一つの「例外」に過ぎないと言える。一方で、国民司法参加制度が経験者のみならず、より広範な一般国民及び対象事件の裁判以外の司法制度全体に対し正統化効果を及ぼすことを求めるならば、経験者から一般国民への波及効果及び刑事司法の一部から刑事司法システム、さらに司法制度全体への「拡大効果」を図る仕組みを整備することは必要不可欠である。

3 か国において、司法への理解増進・信頼向上の効果をめぐり経験者とそれ以外の一般国民との認識の間に差が存在することもわかった。経験者の場合、司法参加を通じてもたらされた正統化効果が観察され、さらに多くの経験者が国民司法参加制度を肯定的に評価しているにもかかわらず、第二部で見てきたように、一般国民の認識と評価はあまり芳しくない。よって、国民司法参加制度の波及効果を十分に発揮させるためには、評議の安全と雰囲気害をしない範囲で可能な限り守秘義務を緩和し、経験者の「生の声」を活用して国民司法参加制度を宣伝することが一つの急務であると考えられる。

続いて、確かに日韓台 3 か国において国民司法参加制度の導入は、公判の直接主義・口頭主義及び刑事手続の改革を促進し、ほかの刑事司法制度も改善させたことにより、刑事司法システム全体に影響を及ぼしていると考えられる。しかし、「例外」である国民司法参

加制度を通じて、刑事司法システムまたは司法全体に対する理解増進・信頼向上の効果を求めるという「拡大効果」に関しては、実施件数の少なさ故に国民司法参加裁判は影響力に欠けているように思われる。このことから国民司法参加制度の適用範囲をより拡大すべきであるかどうかはともかく、その「拡大効果」が実際に如何なる程度に奏功するか、また裁判官裁判のほうからどのような影響を受けるかなどに対しては、注意しなければならない。

この 3 か国において司法が正統化の危機に直面している原因は、国民司法参加制度の欠如という単純なことだけではない。大陸法の伝統を踏襲している日本、韓国、台湾では、職業主義・エリート主義に支配された、官僚的・閉鎖的司法システムが維持されているのである。このキャリアシステムとピラミッド型の裁判所組織は必ずしも悪い存在とは言えないものの、中立性、統一性、公平性を保つ代償として、国民と司法とが乖離してしまっている。国民から遠く離れた司法は、その中立性、統一性、公平性が疑われる場合には国民からの厳しい目に晒されることとなり、政治関与、司法腐敗、またはデュー・プロセスの「不備」のような制度上の問題に加え、閉鎖された司法システムによる不信感や国民感覚の無視なども司法の正統性危機の一つの原因となりうる。一方、国民司法参加制度の導入のみでは、裁判官任官制度など司法人事の改革及び裁判官を市民生活に参加させることなどの司法の閉鎖性打破や、刑事司法制度について刑事訴訟法改正のような全般的・徹底的な改革を実現することはできない。国民司法参加制度は、上記の様々な改革を促す糸口として期待・評価することができるが、(刑事) 司法制度改革が全般的・徹底的に行われず、国民司法参加制度の導入を行うのみでは、万事を解決することはできない。

・裁判官と国民の間を架橋する国民司法参加制度

日本、韓国、台湾 3 か国の文脈において、国民司法参加制度が司法を正統化する手段として果たす最重要の役割は、司法が国民にとってより身近となり、国民が司法に参加することを通じて司法への理解を増進させ、信頼を向上させることである。

国民司法参加の持つ、もう一つの魅力的な特徴は国民の意見を反映させるということである。ところが、日本はもちろん、台湾において国民司法参加に対し求められている国民意見の反映は、人民が国家からの自由を守り、国家権力の濫用を抑制するという英米の陪

審制度が持つ伝統的な意義¹とは異なると思われる。日本の場合、司法が一般国民から遠く離れているとはいえ、多くの一般国民は司法を信頼している。したがって、『裁判員法』が国民に期待する「理解増進・信頼向上」という 2 つの効果の関係について言うと、それは「理解増進による信頼向上」、つまり裁判員制度により、司法から遠く離れている一般国民を裁判所に招致し司法に参加させることを通じて、司法が国民にとってより身近な存在となって司法への理解が深まることに加え、裁判所に行く前に持っていた「(司法及び裁判官が)雲の上の存在である」というような消極的なイメージが転換し、自分の想像と異なる「より良い司法」を見たり感じたりすることにより、司法への信頼も増進されるということである。

台湾において、司法関与、司法腐敗などの不祥事の存在は国民司法参加制度導入を求め一つの重要な背景であり、国民の司法参加を通じて司法・裁判官を制約する志向は日本より強いが、現在の改革の焦点は一般国民と職業裁判官との意見齟齬、つまり「恐竜法官」への不満と不信を和らげることである。一方、司法に対する世間の批判は、必ずしも裁判官の非行に由来するものではなく、制定法と法解釈が国民の感情と乖離していることや一般国民の司法に対する不信感、及びマスメディアが司法を恣意的に非難する傾向とも深く関わっていると思われる。故に、国民司法参加制度の導入を通じて国民が司法の「真の姿」を知ること、及び官民両者が虚心坦懐に交流することによって互いに理解し合い、国民の意見を判決に反映することで司法への信頼を回復させるという、「裁判官と国民との間の架け橋」という役割が、日本と比べてより強く求められている。したがって、台湾における国民司法参加制度の導入は、司法権濫用を抑制する意義のみならず、裁判官と国民の間を架橋するという意義をも有することを忘れてはならない。

それに対し、韓国の国民参与裁判制度は主に社会民主化の流れに基づき司法権の濫用を抑制するという背景において始動した。司法に参加する国民が「監察役」として職業裁判官と国民との乖離を克服し、さらに司法の濫用と不正を牽制しながら、その透明性と公正性、客観性、信頼性を確保するという意義はかなり強く、国民参与裁判制度の基本形態も陪審制により近いものとなった。だが、法曹閉鎖主義、エリート主義、縁故主義、権威主義のような韓国における司法文化の問題点も司法の高度の閉鎖性に深く関連しており、さ

¹ イングランドにおける陪審制の伝統について See William Blackstone, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND VOL. 3. 349 below (1807). アメリカの陪審制の伝統について、ニール・ヴィドマー、ヴァレリー・ハンス (丸田隆 代表編訳) 『アメリカの刑事陪審—その検証と評価』 14 頁 (日本評論社、2009 年) 参照。

らに韓国において国民司法参加制度は深刻な違憲の問題を孕んでいるため、原則申請に基づき適用される国民参与裁判制度は結局韓国の刑事司法の「例外中の例外」になってしまうのである。

このように、日本、韓国、台湾において、裁判官と国民の間を架橋し、国民と裁判官の意見を交換する 2 つのパターンが見られるようになった。一つ目は日本と台湾で求められているような、国民と裁判官とが協働しながら、司法に国民の意見を反映させるというものであり、2 つ目は韓国のように国民を「監察役」に位置付け、より純粋な国民意見を求めるものの、それが必ずしも判決に直結しないという点で限界を有するというものである。国民と裁判官の関係、国民の意見反映のあり方について、この 2 つのパターンは異なるが、韓国の国民参与裁判制度では、裁判官と司法に参加する国民との間を架橋することが重要である一方、その制度自体は職業裁判官（司法権）と一般国民の間を架橋する「象徴」として、社会に司法の正統性をアピールするという意味も、より一層重要になるかもしれない。そこで、従来の司法の閉鎖性を打破し、裁判官と一般国民の間を架橋することは、3 か国における国民司法参加制度の導入の最大の狙いではないだろうかと思われる。

国民司法参加が裁判官（司法）と一般国民との間を架橋することについて、カフカの小説『審判』中の『掟の門前』という物語は絶妙な比喩を示している²。閉鎖された司法から遠く離れた一般国民は、まさに裁判所の掟の前に来た「田舎から出てきた一人の男」のようであり、それで裁判官（法の専門家）は、まるで常時、そして万人に開かれているべき掟の前に立って、その男を止めた門番であると言えよう。国民司法参加制度の導入は、ある意味一般国民を掟の中に入れ、その中身を見せる試みである。しかし、カフカが書いたように、もし門番の歓迎がなければ、男が掟の中へ入ることはできない。つまり、国民司法参加制度を成功させるためには、裁判官が国民の司法参加を受け入れ、一般国民と真摯に意見交換をしなければならない。

さらに、もう一つの重要なポイントは男が掟の前及び中で何を見たかということである。掟の前に長年居た男は、「ついに彼の視力はおとろえてき、自分の周囲が本当に暗くなってゆくのか、それともただ目のせいであんなに見えるだけなのか」が分からなくなった。それはまさに一般国民が司法離れによってもたらした司法への不信感ではないであろうか。ところが、男が最後に見た「掟の扉から消しがたい一筋の輝き」は、一般国民が（司）法に対する希望それとも理想的な（司）法に対する信頼を象徴すると考えられる。したがって、

² カフカ（辻理訳）『審判』316-319 頁（岩波書店、1966 年）。

一般国民を掟の中へ入れて見せるべきなのは、決して外で見られるのと同じような暗闇ではなく、(司)法の輝きにほかにならない。この一筋の輝きを見せることは、日本、韓国、台湾 3 か国が国民司法参加制度を導入し、裁判官と一般国民との間を架橋することの本来の狙いである。したがって、国民司法参加制度の導入と実施は決して到達点ではなく、制度の実施において裁判官をはじめとする法曹の行為や制度の運営をきちんと規律し、一般国民と裁判官との間に真の架橋を掛けることを追求していくべきである。なお、国民司法参加制度が象徴的な意味を持つとはいえ、単なる「飾り」になってしまうような空洞化と形骸化を防ぐことを怠ってはならない。

・グローバルな視点からの知見：国民司法参加制度の同型化、多元化及び「発展途上」

国民司法参加の経験が全くない韓国と台湾が国民司法参加制度を導入すること及び日本が新たな裁判員制度を打ち出したことからすると、日本、韓国、台湾は国民司法参加制度の導入をめぐる、それぞれの具体的な問題意識、制度導入の目標、さらに制度の形態が異なっており、この 3 か国における国民司法参加制度導入の潮流は国際的観点からも独自の展開されてきたと言える。この国民司法参加制度導入の潮流について、ある和歌を借用すると、まさに 3 か国それぞれの視点から「分け登る麓の道は多けれど」、結果として「同じ高嶺の月を見るかな」と言える。それでは、なぜ日本、韓国、台湾はほぼ同時に国民司法参加制度の導入を決定し、3 か国の司法システムは共に国民司法参加制度を有する形態に収斂してきたのか。

この潮流の内的動因について、3 か国の司法が直面している問題点が共通していることのほか、各国における国民司法参加制度を導入する歩みが相互に影響を与え合っていることも大きく貢献したと考えられる。特に裁判員制度の導入がこの潮流の出発点としてまず韓国に刺激を与え、結果的に国民参与裁判制度が韓国に導入されることとなった。そして、日韓両国における制度の導入は台湾にも深い影響を及ぼし、前に提唱された人民観審制度は韓国の国民参与裁判制度に類似していたほか、これから司法院が検討し、立法化しようとしている「参審制」は裁判員制度を手本とするものである。

しかし、上記の 3 か国における内的動因だけによってこの潮流の形成を完全に解釈することはできない。各国における国民司法参加制度の導入過程には、ドイツ式の陪審制と英米式の陪審制の導入の提唱がそれぞれ存在し、最終的な制度形態も陪審と参審の折衷であ

る。そして、日韓台における国民司法参加制度導入の潮流は、各国の具体的な要求に応じて独自に展開されたとは言っても、陪審制・参審制などの諸外国の国民司法参加制度からの影響を受けたことも無視してはならない。

ここで、第6章に紹介した DiMaggio and Powell の組織の同型化理論を振り返ってみよう。組織の同型化とは、ある組織の形態が他の組織と同じような形態（形式構造や行動パターン）に収斂していく制約プロセスであり、正統性も得られることが指摘されていた³。組織が同型化を進めて自分を正統化する手段としては、法律や規則、世論によるものなどの「他の組織への依存や社会からの文化的期待などによって生ずる公式・非公式のプレッシャー」による強制的同型化（Coercive Isomorphism）、「組織のもつ技術があまり理解されていない時や組織目的が曖昧な時、或いは環境が不確実な時などに、組織に他組織の行動を模倣しようというプレッシャー」がかかり起こる模倣的同型化（Mimetic Isomorphism）、及び「主としてプロフェッショナル化することから発生し、専門職化することにより形成される組織を超えた専門家のネットワークから規範を獲得しようとする」規範的同型化（Normative Isomorphism）という3つのルートが存在することも指摘されている⁴。

日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の導入には、従来の司法システムの閉鎖性の打破と刑事訴訟手続の当事者主義の徹底を促進するという期待が込められていることが分かっている。3か国は欧米の諸先進国、特にアメリカに見られた国民司法参加制度と司法システムの公開性・透明性及び刑事手続きにおける当事者主義の進展との関連性を捉えた上で、国民司法参加制度を導入していくのである。この過程を組織の同型化が進む3つのルートと照合して見ると、日本、韓国、台湾は司法の正統化関心を持ちながら、国民司法参加制度を諸外国から得られたベストプラクティスやベンチマーキングなどとして導入していくのであり、それは模倣的同型化であると言えよう。さらに、各国において専門家などの提唱による規範的同型化及び世論の呼びかけのような強制的同型化に関わる要素も同時に見られるようである。したがって、司法府を一つの組織として理解していくと、前記

³ Paul J. DiMaggio and Walter W. Powell, *The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields*, 48 AMERICAN SOCIOLOGICAL REVIEW. 147.

⁴ DiMaggio, *supra* note 3. この概念を翻訳し紹介した日本語文献として、河野勝『制度（社会科学の理論とモデル 12）』38-39頁（東京大学出版会、2002年）、東俊之「制度派組織論の新展開—制度派組織論と組織変革の関係性を中心に—」京都マネジメント・レビュー第6号85頁（2004年）がある。

の欧米諸国をはじめ世界中の多くの国の司法システムで既に国民司法参加制度が設けられていたことに鑑みれば、日本、韓国、台湾は国民司法参加制度の導入によって自国の司法システムを、国民司法参加制度を包含するパターンに変化させた、或いはさせてみることも、司法組織の同型化と理解できる。

このように、日韓台における国民司法参加制度導入の潮流は、独自のものとして位置づけられる一方で、国民司法参加制度の有無という点からいうと、その潮流は司法システムのある種の同型化と言える。司法組織の同型化から見ると、国民司法参加制度の導入は、司法を正統化する一つのあり得る手段として多くの国に適用できる汎用性を有し、特に司法の閉鎖性に対する有効な対策になりうる。したがって、国民司法参加の経験のない国が自国の事情に応じて国民司法参加制度を導入する動きが、今後東アジアのみならず世界中で見られるようになる可能性は十分にあると言える。

しかし、制度を導入するという司法制度の同型化と、国民司法参加制度を自国に定着させることとは同一のことではない。日本、韓国、台湾における国民司法参加制度導入の潮流から得られたもう一つのグローバルな視点からの知見は、国民司法参加制度の形態は多様であり、しかもまだ「発展途上」の段階にあるということである。

日韓台それぞれの国民司法参加制度がさらに発展を続けていくことは、必ずしもある特定の形態に収斂して行くことを意味しない。大陸法の伝統が強い 3 か国にとって、英米式の陪審制を直ちに導入するためには多くの理念上・制度上の整備が必要であり、実現可能性が低いと思われる一方で、国民司法参加制度の導入を通じて各国における司法の閉鎖性と糾問的な刑事司法による弊害を解決するには、ドイツ式の参審制では十分ではないように考えられる。結果として、各国は陪審制と参審制の両方の要素を参考にしてそれぞれにユニークな国民司法参加制度を設けた。そして、参審制と陪審制を折衷させるとともに、自国に最も適した国民司法参加制度の形態を追求するというアプローチが現れた。したがって、日韓台は各自の事情や問題関心に応じて独自の形態と特徴を有する国民司法参加制度を導入したのであり、英米式の陪審制とドイツ式の参審制という 2 つの典型に縛られない、制度の多元化が示されたのである。

さらに、日本、韓国、台湾の経験と教訓から、自国に最適の国民司法参加制度を追求することは、決して容易ではないということも分かる。たとえ制度設計時に様々なことを考慮したとしても、制度を実施する中で各関係者が工夫しながら試行錯誤することは不可欠である。この意味で長い歴史と豊富な実施経験を有する英米の陪審制とドイツの参審制と

は異なり、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判制度は概ね順調に運用されていると評価されており、経験も一定程度蓄積しているとはいえ、いまだ「嬰兒期」を脱して「幼少期」に入ったに過ぎず、本論文で議論した様々な問題を依然として抱えたままである。台湾の将来の国民司法参加制度も同じように、試行錯誤するための十分な「成長期」が必要である。即ち、現時点で日韓台 3 か国それぞれの国民司法参加制度は今後発展・改善する余地のある「発展途上」の段階にとどまっており、円熟した「完全体」とは言えない。自国に最も適した国民司法参加制度の形態を模索して発展するためには、国情に応じてユニークな制度を設けることのほか、その実施状況に対して常に検証を行い、生じた問題を解決することによって制度を徐々に進化させていくことも、独自の制度発展の歩みとして必要なのである。

謝辞

本稿がなるにあたっては、様々な方にご支援いただきました。指導教授を務めていただくダニエル・H・フット先生には、専門的知見を踏まえたご助言をいただいただけでなく、頻繁に、かつ、とつても熱心に論文指導と執筆の助成をしていただいた。

全員のお名前をここで挙げるができないのが残念であるが、太田勝造先生、佐藤岩夫先生、飯田高先生を始め、ご指導・ご助言をいただいた先生に、ここで御礼を述べさせていただきます。また、法社会学会関東支部で本稿に多くの有益のコメントをくださった先生方、及び韓国の資料を提供していただきました崔鍾植先生にも、心よりの感謝を申し上げます。特に佐伯昌彦先生（千葉大学）と清水理子氏（東京大学）には、本論文の草稿に目を通してもらい、丁寧なチェックと多くの有益なコメントを頂いた。この場をお借りして御礼を申し上げます。

台湾での現地調査・インタビューにあたっては、以下の実務家のみなさんには特にお世話になりました。司法院・蘇永欽副院長（当時）／陳思帆判事、高雄地方法院・洪兆隆院長（当時）／施柏宏行政廷長（当時）／蘇美華事務官、台北地方檢察署・林淑玲検事、士林地方檢察署・蔡元仕検事（当時）、財団法人民間司法改革基金会・高榮志執行長（弁護士）、柯建銘立法委員事務所・蔣念祖氏（法案主任）。

その他、模擬裁判の傍聴及び資料収集にあたってご協力をいただきました司法院、高雄地方法院の方々に、改めて感謝いたします。

また、本研究それとも筆者の留學生活は、日本政府（文部科学省）奨学金、さらに台湾での現地調査・インタビューが東京大学法学政治学研究科法學研究奨励事業、内容修正・更新した段階にも東京大学博士課程研究遂行協力制度の助成を受けました。研究の遂行を支えていただいたことに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

最後に、後ろから応援してくれた家族と中国にいた恩師に、心からお礼を言いたと思います。

引用文献

・著書・論文

<日本語>

- 青木孝之（2013）「刑事司法改革と裁判員制度」日本評論社。
- 秋田真志（2014）「公判活動の自由と公判前整理手続ではない」Quarterly Keiji-Bengo No. 78、26-30 頁。
- 秋田真志（2016）「弁護士から見た裁判員裁判」法の支配 No.177、74-85 頁。
- 東俊之（2004）「制度派組織論の新展開—制度派組織論と組織変革の関係性を中心に—」京都マネジメント・レビュー第6号 81-97 頁。
- 芦部信喜（2011）『憲法（第五版）』高橋和之補訂、岩波書店。
- 飯考行（2001）「裁判員制度の生成過程」早稲田大学大学院法研論集 99 号 1-29 頁。
- 飯考行（2004）「韓国の法官制度改革—日本との比較を交えて—」司法改革調査室報 No.4、14-43 頁。
- 飯考行=工藤美香（2003）「市民の司法参加と社会・序説—世界の陪審・参審制度の素描と裁判員制度の位置づけ—」司法改革調査室報 No.2、52-92 頁。
- イーストン, D.（1980）『政治生活の体系分析』薄井秀二=依田博訳、早稲田大学出版部。
- 池田修=前田雅英（2012）『刑事訴訟法講義（第4版）』東京大学出版会。
- 石井一正（1987）「わが国刑事司法の特色とその功罪」司法研修所論集 1987-I、304-330 頁。
- 石井正彦（2016）「リジット解析—計数データを用いた言語研究への適用—」計量国語学 30 巻 6 号 357-377 頁。
- 李正培（2015）「国民参与裁判制度の施行状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』101-148 頁、中央大学出版部。
- 李東熹（2011a）「韓国・国民参与裁判の現状と課題（上）」Quarterly Keiji-Bengo No.67、182-193 頁。
- 李東熹（2011b）「韓国・国民参与裁判の現状と課題（下）」Quarterly Keiji-Bengo No.68、197-204 頁。
- 伊吹栄治（2014）「裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画」法律のひろば 67 巻 4 号 34-40 頁。
- 今井輝幸（2010）『韓国の国民参与裁判制度—裁判員制度に与える示唆—』イウス出版。
- 今井輝幸（2013）「韓国の国民参与裁判制度について」比較法研究 75 巻 277-287 頁。
- 井上達夫（2003）「何のための司法改革か—日本の構造改革における司法の位置」、井上達夫=河合幹雄編『体制改革としての司法改革—日本型意思決定システムの構造転換と司法の役割』285-322 頁、信山社。

- 井上正仁（1991）「刑事裁判に対する提言」司法研修所論集 1991 年 1 号 93-138 頁。
- 井上正仁（2004）「刑事裁判の充実・迅速に向けて—刑事司法制度改革の趣旨とその経緯」司法研修所論集 113 号 115-149 頁。
- 井上正仁=今崎幸彦=大澤裕=前田裕司=三浦守（2016）「裁判員制度の現状と課題」法の支配 No.1775-41 頁。
- ウェーバー, M.（1970）『支配の諸類型』世良晃志郎訳、創文社。
- 遠藤直也（2014）「当事者主義の危機（特集 裁判員裁判を活かす公判前整理手続）」刑事弁護 No.78、47-51 頁。
- 大河原真美（2015）「ヨーロッパの参審制度、陪審制度についての一考察—裁判員制度を視座に—」地域政策研究（高崎経済大学地域政策学会）17 卷 4 号 1-17 頁。
- 太田勝造（2015）「弁護士から見た刑事司法と裁判員制度（1）—概観—」松村良之=木下麻奈子=太田勝造『日本人から見た裁判員制度』157-169 頁、勁草書房。
- 大出良枝（2013）「裁判員制度の到達点」法社会学第 79 号 16-36 頁。
- 大野勝則（2016）「裁判官から見た裁判員裁判制度」法の支配 No.177、52-62 頁。
- 河泰勲（2010）「ロー・アングル 市民団体からみた国民参与裁判」法学セミナー55 卷 6 号 42-45 頁。
- 河泰勲（2012）「市民が見た国民参与裁判」刑事法ジャーナル No. 32、42-49 頁。
- カフカ（1966）『審判』辻理訳、岩波書店。
- 株式会社インテージリサーチ（2008）「裁判員制度に関する意識調査—調査結果報告書」平成 20 年。
- 河合健司（2011）「現役裁判官が語る裁判員裁判の現状と弁護活動の課題」NIBEN Frontier 2011 年 3 月号 2-11 頁。
- 河野勝（2002）『制度（社会科学の理論とモデル 12）』東京大学出版会。
- 韓寅燮（2003）「現代韓国と刑事司法」大久保史郎=徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』137-174 頁、日本評論社。
- 韓寅燮（2010）「学界から見た韓国の国民参与裁判」法学セミナー55 卷 4 号 37-40 頁。
- 韓寅燮（2011）「韓国における陪審員裁判の導入と施行—司法改革の文脈の中で」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』215-242 頁、国際書院。
- 韓寅燮（2015）「韓国の国民参与裁判（陪審員裁判）—官僚司法から市民司法への変化の触媒」法学セミナーNo. 727、62-68 頁。
- 木佐茂男=宮沢節生=佐藤鉄男=川嶋四郎=水谷規男=上石圭一（2009）『テキストブック 現代司法（第 5 版）』日本評論社。
- 木下麻奈子（2015）「一般人が裁判員になる意図—導入前と導入後の比較—」松村良之=木下麻奈子=太田勝造『日本人から見た裁判員制度』45-64 頁、勁草書房。
- 清宮四郎（1981）『憲法 I 新版』有斐閣。

- 清野憲一（2015a）「裁判員裁判における検察官から見た弁護活動（前編）」NIBEN Frontier 2015年7月号12-17頁。
- 清野憲一（2015b）「裁判員裁判における検察官から見た弁護活動（後編）」NIBEN Frontier 2015年8・9月合併号2-10頁。
- 行政改革会議（1997）「行政改革会議最終報告」。
- 工藤美香（2004）「韓国司法改革委員会における国民の司法参加議論について」司法改革調査室報 No.4、57-83頁。
- 工藤美香（2005）「裁判員制度の導入と刑事司法制度改革—これまでの経緯と今後の課題」司法改革調査室法 No.5、74-119頁。
- 葛野尋之（2013）「裁判員制度と刑事司法改革」法社会学第79号37-62頁。
- 葛野尋之（2016）『刑事司法改革と刑事弁護』現代人文社。
- クワコウ, J. M.（2000）『政治的正統性とは何か 法、道徳、責任に関する考察』田中治男=押村高=宇野重規訳、藤原書店。
- 警察庁（2011）「警察における取調べの録音・録画の試行について」。
- 経済同友会（1994）「現在日本社会の病理と処方—個人を活かす社会の実現に向けて」。
- 高 翔龍（2010）『韓国法（第2版）』信山社。
- 小木曾綾（2015）「韓日刑事裁判への国民参加制度の状況と今後の課題」椎橋隆幸編著『日韓刑事司法上の重要課題』149-173頁、中央大学出版部。
- 小宮友根（2013）「裁判員は何者として意見を述べるか：評議における参加者のアイデンティティと『国民の健全な常識』」法社会学第79号63-84頁。
- 呉妊真（2011）「国民参与裁判制度と政治空間としての法廷」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』155-176頁、国際書院。
- 最高裁判所（2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016）「裁判員制度の運用に関する意識調査」。
- 最高裁判所（2013b）「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第22回）議事概要」平成25年5月7日。
- 最高裁判所事務総局刑事局（1999）『陪審・参審制度 英国編』司法協会。
- 最高裁判所事務総局編（2001）『陪審・参審制度 スウェーデン編』司法協会。
- 最高裁判所事務総局（2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016）「裁判員裁判の実施状況等に関する資料」。
- 最高裁判所事務総局（2010b、2011b、2012b、2013b、2014b、2015b、2016b）『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書』。
- 最高裁判所事務総局（2009c）「裁判員制度に関する裁判官意見交換会の結果について」。
- 最高裁判所事務総局（2011c、2013c、2015c）「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」。
- 最高裁判所事務総局（2012c）「裁判員裁判実施状況の検証報告書」。

- 最高裁判所事務総局（2016c）「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成28年2月末・速報）」。
- 最高検察庁（2012）「取調べの録音・録画の試行についての検証結果」。
- 崔京玉（2007）「司法府の構成」、関東学院大学法学研究所ジュリスコンサルタス16巻391-397頁。
- 佐伯昌彦（2015）「刑事裁判への市民参加制度の各国の現状」松村良之=木下麻奈子=太田勝造『日本人から見た裁判員制度』219-229頁、勁草書房。
- 阪井一郎（2010）「裁判員創設過程に対する疑義」法社会学第72号193-200頁。
- 坂田隆介（2015）「最高裁の「公的正統性」(Public Legitimacy)：「司法的ステイツマンシップ」論を手がかりに」立命館法学 2015年3号605-662頁。
- 坂根真也（2012）「公判前整理手続の現状と課題」刑事弁護 No.72、27-30頁。
- 酒巻匡=大澤裕=菊池浩=後藤昭=栃木力=前田裕司（2012）「裁判員制度の現状と課題」論究ジュリスト 2012年夏号4-42頁。
- 佐藤幸治=竹下守夫=井上正仁（2002）『司法制度改革』有斐閣。
- 佐藤郁哉=山田真茂留（2004）『制度と文化—組織を動かす見えない力』日本経済新聞社。
- 司法制度改革審議会（1999）「司法制度改革に向けて—論点整理」。
- 司法制度改革審議会（2000）「中間報告」。
- 司法制度改革審議会（2001）「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」。
- 新藤宗幸（2009）『司法官僚 裁判所の権力者たち』岩波書店。
- 申東雲（2009）「講演 韓国における刑事司法改革」刑法雑誌48巻2号181-193頁。
- 申東雲（2012a）「韓国の国民参与裁判制度」論究ジュリスト 2012年夏号85-89頁。
- 申東雲（2012b）「韓国における国民参与裁判の新たな展開」、刑事法ジャーナル No.32、102-111頁。
- 沈羲基（2003）「韓国の民主化と司法」大久保史郎=徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』277-301頁、日本評論社。
- 白井京（2009）「『わかりやすい法令』と『量刑基準』—裁判員制度の条件整備」国立国会図書館調査および立法考査局編集『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』No.240-1、16-17頁。
- 白取裕司（2011）『フランスの刑事司法』日本評論社。
- 社団法人経済団体連合会（1998）「司法制度改革についての意見」。
- 自由民主党（1998）「司法制度特別調査会報告—二十一世紀司法の確かな指針」。
- 鈴木賢（2004）「台湾の司法制度改革—日本への示唆」法学セミナーNo.599、64-67頁。
- 高窪貞人=石川才顯=奈良俊夫=佐藤芳男（1983）『刑法総論』青林書院。
- 高野隆（2014）「公判前整理手続は事実認定する手続ではない」Quarterly Keiji-Bengo No.78、11-15頁。

- 田口真義（2013）『裁判員のあたまの中 14人のはじめて物語』現代人文社。
- 田口守一（1997）「刑事司法への市民参加と訴訟理論」刑法雑誌 39 卷 1 号 42-51 頁。
- 田口守一（2012）「日本と韓国における国民司法参加制度」刑事法ジャーナル No. 32、112-116 頁。
- 龍岡資晃（2016）「裁判員制度の導入と刑事裁判」学習院法務研究第 10 号 139-168 頁。
- 田中成明（1984）「現代における裁判機能の拡大—その現況と正統性に関する一考察」公法研究 46 卷 90-103 頁。
- 棚瀬孝雄（2003）『訴訟動員と司法参与』岩波書店。
- 谷勝宏（2004）「裁判員制度の立法過程の検証」名城法学 54 卷 1・2 号 355-413 頁。
- 田野尻猛（2016）「裁判員裁判への検察の取組」法の支配 No.177、63-73 頁。
- 陳運財（2012）「台湾における人民觀審試行条例草案について」論究ジュリスト 2012 年夏号 90-95 頁。
- 趙炳宣（2012a）「『選択型・勸告型の韓国型陪審制』の象徴性」刑事法ジャーナル No. 32、117-121 頁。
- 趙炳宣（2012b）「国民の司法参与に関する『選択型・勸告型の韓国型陪審制』の象徴性」ノモス第 31 号 223-36 頁。
- 鄭吉龍（2005）「韓国国民の司法不信とその解消策の模索」阪大法学 57 卷 1 号 133-146 頁。
- 鄭智恵（2013）『日・韓における市民の刑事司法参加の比較：国民参与裁判の見直しへの提言』一橋大学大学院法学研究科博士論文。
- 東京三弁護士会陪審制度委員会（1996）『フランスの陪審制とドイツの参審制—市民が参加する刑事裁判』。
- 柘木力（2012）「現職裁判官から見た裁判員裁判における法廷弁護活動」Niben Frontier 2012 年 8・9 月合併号 17-23 頁。
- 飛沢謙一（1970）「デュルケームの法社会学—主として刑法社会学—」関西学院大学法と政治 21 卷 3 号 273-305 頁。
- 中野大仁（2015）「裁判員裁判における刑事弁護の実情と課題」NIBEN Frontier 2015 年 7 月号 29-32 頁。
- 中山博之（2014）「公判前整理手続における被告人の権利保障・弁護活動のあり方」刑事弁護 No.80、140-146 頁。
- 西条美紀=高木光太郎=守屋克彦（2009）「論告分析型評議の提案—裁判員が実質的に関与する評議の実現のために」法律時報第 81 卷第 8 号 83-93 頁。
- 西野喜一（2008）『裁判員制度批判』西神田編集室。
- 日本司法支援センター（2014）「裁判員裁判における弁護活動の現状と課題」判例時報 2219 号 3-25 頁。
- 日本弁護士連合会（1998）「司法改革のビジョン—市民に身近で信頼される司法をめざして」。
- 日本弁護士連合会（1999）「司法改革実現に向けての基本的提言」。

- 日本弁護士連合会（2001）「司法制度改革審議会意見書について」。
- 日本弁護士連合会（2009a）『法廷弁護技術（第2版）』、日本評論社。
- 日本弁護士連合会（2009b）『裁判員裁判における弁護活動—その思想と戦略』日本評論社。
- 日本弁護士連合会（2012）「裁判員法施行3年後の検証を踏まえた裁判員裁判に関する改革提案について」。
- 長谷部恭男（1997）「裁判官の正統性と民主主義 司法審査と民主主義の正当性」法律時報 69巻6号 49-60頁。
- 林弘正（2015）『裁判員裁判の臨床的研究』成文堂。
- 原田國男（2013）「裁判員裁判における量刑傾向—見えてきた新しい姿—」慶応法学第27号 161-183頁。
- 朴元淳（2003）「市民の司法参与」大久保史郎=徐勝編『現代韓国の民主化と法・政治構造の変動』302-329頁、日本評論社。
- 穂田雅洋（2012）「裁判員が参加する裁判の実情と課題」刑事法ジャーナル No.32、50-56頁。
- 平野龍一（1985）「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古希祝賀論文集 第4巻』407-423頁、有斐閣。
- 平山真理（2015）「刑事訴訟法特別講義講演録 四宮啓弁護士『裁判員制度の意義と課題』」白鷗法学第22巻1号 173-220頁。
- 広渡清吾編（2003）『法曹の比較法社会学』東京大学出版会。
- 藤田政博（2008）『司法への市民参加の可能性』有斐閣 2008年。
- 藤本亮（1993）「『漠然とした支持』と裁判所の正当性—実証分析のための予備的考察—」大阪市立大学法学雑誌 39巻2号 280-311頁。
- フィニー、フロイド=ヘルマン、ユアヒム（2010）『一つの事件 2つの制度—アメリカとドイツの刑事手続—』田口守一監訳、成文堂。
- フット、ダニエル・H（2006）『名もない顔もない司法』溜箭将之訳、NTT出版。
- フット、ダニエル・H（2013）「裁判員制度の成果」刑事法ジャーナル No.36、56-62頁。
- 法務省（1997）「司法試験制度と法曹養成制度に関する法曹三者合議」。
- 法務省（2013）「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」。
- 法務省（2014）「改正された裁判員法の概要」。
- 法務省裁判員制度に関する検討会（2013）「取りまとめ報告書」。
- 牧野茂（2012）「こんなふうにしたいな裁判員裁判—裁判員制度3年後見直し提言と裁判員経験報告市民集会概要—」NIBEN Frontier 2012年12月号 14-17頁。
- 松尾浩也（1994）「刑事訴訟の日本的特色—いわゆるモデル論とも関連して」法曹時報 46巻7号 1249-1278頁。
- 松村良之（2010）「人々の裁判員裁判と刑事司法への態度—その評価を中心として—」法社会学第72号 70-87頁。

- 松村良之（2015）「一般人から見た刑事司法—導入前と導入後の比較—」松村良之=木下麻奈子=太田勝造『日本人から見た裁判員制度』11-30頁、勁草書房。
- 松村良之=木下麻奈子=太田勝造=山田裕子（2011）「裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識—2011年第2波調査に基づいて」北法62（4）1025-1110頁。
- 松山馨（2016）「法廷技術のさらなる向上のために」自由と正義67巻1号64-70頁。
- 三井誠（1986）「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌21巻1号171-180頁。
- 宮村啓太（2016）「公判前整理手続の在り方：弁護人の立場から」、刑事法ジャーナルNo.47、36-41頁。
- 宮本康昭（2005）「司法制度改革の史的検討序説」現代法学第10号59-88頁。
- 虫本良和（2014）「公判前整理手続を通じたケース・セオリーの構築」Quarterly Keiji-Bengo No. 78、21-25頁。
- 矢口洪一（1993）『最高裁判所とともに』有斐閣。
- 保岡興治（2000）「特別インタビュー・普遍的な司法を築くために国民の合意を—保岡興治（衆議院議員）に聞く」『月刊司法改革』1巻6号3-7頁。
- 安田信之（2006）「東アジア法の概念とその生成過程」アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』11-36頁、成文堂。
- 安廣文夫編著（2015）『裁判員裁判時代の刑事裁判』成文堂。
- 山内雅哉（2009）「韓国「国民参与裁判制度」の調査報告」『LIBRA』2009年3月号34-35頁。
- 山口進（2004）「法案制定にむけて審議事情」法学セミナーNo. 592、58-61頁。
- 山口節郎（1995）「正統性—手続からかユートピアからか—」『岩波講座 現代思想16 権力と正統性』109-110頁、岩波書店。
- 山本亮介ほか（2012a）「講演録 裁判員裁判における法廷弁護活動に関する意見交換会（前編）」Niben Frontier 2012年3月号2-11頁。
- 山本亮介ほか（2012b）同講演録（後編）Niben Frontier 2012年4月号11-20頁。
- 柳瀬昇（2009）『裁判員制度の立法学』日本評論社。
- 柳瀬昇（2010a）「民主的司法のディレンマと裁判員制度の意義」法社会学第72号167-182頁。
- 柳瀬昇（2010b）「裁判員制度の運用と司法権の正統性の危機」ジュリスト1400号36-42頁。
- 横井朗（2012）「裁判員裁判の実施状況と検察の取組み」慶応法学第22号9-26頁。
- 林超駿（2010）「台湾における司法改革の挑戦」東洋法学54巻1号245-275頁
- 林文雄（2008）「台湾の法治の危機と展望」孝忠延夫=鈴木賢編集『北東アジアにおける法治の現況と課題』213-238頁、成文堂。
- 渡辺保夫（1986）「被疑者尋問のテープ録音制度—圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として」判例タイムズ608号5-17頁。

渡辺千原=葛野尋之=和田真一=上田寛 (2000)「資料解説・司法制度改革の経緯と到達点」、
法律時報増刊『シリーズ 司法改革 I』 219-239 頁、日本評論社。

ヴィドマー, ニール=ハンス, ヴァレリー (2009)『アメリカの刑事陪審—その検証と評価』
丸田隆代表編訳、日本評論社。(Vidmar, N. and Hans, V. P., AMERICAN JURIES:
THE VERDICT, Prometheus Books, Inc., New York, 2007.)

<英語>

ASEAN Law Association (2005) INDONESIA LEGAL SYSTEM,

<http://www.aseanlawassociation.org/papers/JudicialSystem.pdf>, 2017.2.12.

Baum, J. A. C. and Powell, W. W. (1995) *Cultivating an Institutional Ecology of Organizations: Comment on Hannan, Carroll, Dundon and Torres*, 60 AMERICAN SOCIOLOGICAL REVIEW. 529.

Blackstone, W. (1807) COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND VOL. 3,
Thomas B. Wait, & co.

Bornstein, B. H. (1999) *The Ecological Validity of Jury Simulation Research: Is the Jury Still Out?*, 9 LAW AND HUMAN BEHAVIOR. 339.

Breau, D. D. and Brook, B. (2007) *“Mock” Mock Juries: A Field Experiment on the Ecological Validity of Jury Simulations*, 31 LAW AND PSYCHOLOGY REVIEW. 77.

Brown, R. B. (2009) A TRYING QUESTION: THE JURY IN NINETEENTH-CENTURY CANADA, University of Toronto Press.

Casper, G. and Zeisel, H. (1972) *Lay Judges in the German Criminal Courts*, 11 THE JOURNAL OF LEGAL STUDIES. 135.

Chesterman, M. (1999) *Criminal Trial Juries in Australia: From Penal Colonies to Federal Democracy*, 62 LAW AND CONTEMPORARY PROBLEMS. 69.

Choi, J. (2015) *An Examination on Juries' Independence From the Influence of Professional Judges in Korean Jury System*, 12 US-CHINA LAW REVIEW. 937.

Damaška, M. (1986) THE FACES OF JUSTICE AND STATE AUTHORITY, Yale University Press.

Deephouse, D. and Suchman, M. C. (2008) *Legitimacy in Organizational Institutionalism*, in THE SAGE HANDBOOK OF ORGANIZATIONAL INSTITUTIONALISM 55, Sage Publications.

Devine, D. J. et al. (2001) *Jury Decision Making: 45 Years of Empirical Research on Deliberating Groups*, 7 PSYCHOLOGY, PUBLIC POLICY AND LAW. 622.

DiMaggio, P. J. and Powell, W. W. (1983) *The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields*, 48 AMERICAN SOCIOLOGICAL REVIEW. 147.

- Dobrovalskaia, A. (2016) *THE DEVELOPMENT OF JURY SERVICE IN JAPAN*, Routledge.
- Edelman, M. (1964) *THE SYMBOLIC USES OF POLITICS*, University of Illinois Press.
(日本語訳で『政治の象徴作用』法貴良一訳 (中央大学出版部、1998年))
- Eisenberg, T. et al. (2005) *Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: A Partial Replication of Kalven and Zeisel's The American Jury*, 2 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 171.
- Fiss, O. (2006) *Between Supremacy and Exclusivity*, in *THE LEAST EXAMINED BRANCH: THE ROLE OF LEGISLATURES IN THE CONSTITUTIONAL STATE* 452 (Bauman, R. W. and Kahana, T., Cambridge University Press).
- Foote, D. H. (2010) *Policymaking by the Japanese Judiciary in the Criminal Justice Field*, 法社会学第 72 号 6-45 頁。
- Fukurai, H., Knudtson, C. and Lopez, S. (2010) *Is Mexico Ready for a Jury Trial? Comparative Analysis of Lay Justice Systems in Mexico, the United States, Japan, New Zealand, South Korea, and Ireland*, 2 MEXICAN LAW REVIEW. 3.
- Gastil, J., Deess, E. P., Weiser, P. J. and Simmons, C. (2010) *THE JURY AND DEMOCRACY: HOW JURY DELIBERATION PROMOTES CIVIC ENGAGEMENT AND POLITICAL PARTICIPATION*, Oxford University Press.
(日本語訳でダニエル・H・フット監訳『市民の司法参加と民主主義—アメリカ陪審制の実証研究』(日本評論社、2016年))
- Gunanieri, C. and Pederzoli, P. (2002) *THE POWER OF JUDGES: A COMPARATIVE STUDY OF COURTS AND DEMOCRACY*, Oxford University Press.
- Gutmann, A. and Thompson, D. (2004) *WHY DELIBERATIVE DEMOCRACY?*, Princeton University Press.
- Habermas, J. (1979) *COMMUNICATION AND THE EVOLUTION OF SOCIETY*, (Translated by Thomas McCarthy, Beacon Press).
- Haley, J. O. (2007) *The Japanese Judiciary: Maintaining Integrity, Autonomy and the Public Trust*, in *LAW IN JAPAN: A TURNING POINT* 99, (Daniel Foote ed., University of Washington Press).
- Hans, V. P. (2008) *Jury Systems Around the World*, 4 ANNUAL REVIEW OF LAW AND SOCIAL SCIENCE. 276.
- Hans, V. P. (2017) *Trial by Jury: Story of a Legal Transplant*, 51 LAW & SOCIETY REVIEW. 471.
- Hans, V. P., Gastil, J. and Feller, T. (2014) *Deliberative Democracy and the American Civil Jury*, 11 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 697.

- Jackson, J. and Kovalev, N. (2016) *Lay Adjudication in Europe: The Rise and Fall of the Traditional Jury*, 6 ONATI SOCIO-LEGAL SERIES. 368.
- Kalven, H. and Zeisel, H. (1966) THE AMERICAN JURY, Little, Brown and Company.
- Kim, S. et al. (2013) *Judge-Jury Agreement in Criminal Cases: The First Three Years of the Korean Jury System*, 10 JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 35.
- Lee, J. et al. (2013) *What's Happening in the Jury Room?-Analyzing Shadow Jury Deliberations in Korea*, 13 JOURNAL OF KOREA LAW 41.
- Lipset, S. M. (1959) *Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy*, 53 AMERICAN POLITICAL SCIENCE REVIEW. 69.
- Locke, J. (1991) CRITICAL ASSESSMENTS, (Ashcraft, Richard ed., Routledge).
- Marcus, P. (2013) *Judges Talking to Jurors in Criminal Cases: Why U.S. Judges Do It So Differently From Just about Everyone Else*, 30 ARIZONA JOURNAL OF INTERNATIONAL AND COMPARATIVE LAW. 1.
- Meyer, J. W. and Scott, W. R. (1983) ORGANIZATIONAL ENVIRONMENTS: RITUAL AND RATIONALITY, Sage.
- Meyer, J. W. and Rowan, B. (1977) Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony, 83 AMERICAN JOURNAL OF SOCIOLOGY. 340.
- Nelken, D. (2001) *Towards A Sociology of Legal Adaptation*, in ADAPTING LEGAL CULTURES 7 (Nelken, D. and Feest, J. eds., Hart Publishing).
- Newell, A. L. (1969) *May a Juror Take Notes in Illinois*, 46 CHICAGO-KENT LAW REVIEW. 223.
- Park, K. et al. (2010) *The Effect of Double Judgments on Public Confidence in Court Decisions for the Trail by Citizen-participation in Korea*, 38 INTERNATIONAL JOURNAL OF LAW, CRIME AND JUSTICE. 166.
- Parsons, T. (1960) STRUCTURE AND PROCESS IN MODERN SOCIETIES, Free Press.
- Ramnath, K. (2013) *The Colonial Difference between Law and Fact: Notes on the Criminal Jury in India*, 50 INDIAN ECONOMIC AND SOCIAL HISTORY REVIEW. 341.
- Ramseyer, M. J. and Rasmusen, E. B. (2003) MEASURING JUDICIAL INDEPENDENCE: THE POLITICAL ECONOMY OF JUDGING IN JAPAN, University of Chicago Press.
- Rothschild, J. (1979) *Political Legitimacy in Contemporary Europe*, in LEGITIMATION OF REGIMES. 38 (Benitch, B. ed., Sage Publications Inc.).

- Ruef, M. and Scott, W. R. (1998) *A Multidimensional Model of Organizational Legitimacy: Hospital Survival in Changing Institutional Environments*, 43 ADMINISTRATIVE SCIENCE QUARTERLY. 877.
- Saeki, M. (2015) *The Impact of Prior Sentencing Trends on Sentencing Deliberations by Lay Judges*, reported on THE 4TH EALS CONFERENCE, (2015, Tokyo).
- Scherr, C. (2016) "Chasing Democracy: *The Development and Acceptance of Jury Trials in Argentina*", 47 UNIVERSITY OF MIAMI INTER-AMERICAN LAW REVIEW. 316.
- Scott, W. R. (1995) INSTITUTIONS AND ORGANIZATIONS, Sage Publications.
- Selznick, P. (1957) LEADERSHIP IN ADMINISTRATION, Harper and Row.
(日本語訳で北野利信訳『組織とリーダーシップ』ダイヤモンド社 1963年)
- South African Law Reform Commission (2008) *South African Law Reform Commission Issue Paper 26*, <http://www.justice.gov.za/salrc/ipapers/IP26.pdf>, 2017.2.12.
- Spencer, B. D. (2013) *Estimating the Accuracy of Jury Verdicts*, *Journal of Empirical Legal Studies*, 4 JOURNAL, JOURNAL OF EMPIRICAL LEGAL STUDIES. 305.
- Suchman, M. C. (1995) *Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches*, 20 ACADEMY OF MANAGEMENT REVIEW. 571.
- Thaman, S. C. (2007) *The Nullification of the Russian Jury: Lessons for Jury-Inspired Reform in Eurasia and Beyond*, 40 CORNELL INTERNATIONAL LAW JOURNAL. 357.
- Vanoverbeke, D. (2015) JURIES IN THE JAPANESE LEGAL SYSTEM: THE CONTINUING STRUGGLE FOR CITIZEN PARTICIPATION AND DEMOCRACY, Routledge Law in Asia.
- Watson, A. (2016) POPULAR PARTICIPATION IN JAPANESE CRIMINAL JUSTICE: FROM JURORS TO LAY JUDGES, Palgrave Macmillan.
- Wilson, M. J., Fukurai, H., and Murata, T. (2015) JAPAN AND CIVIL JURY TRAILS: THE CONVERGENCE OF FORCES, Edward Elgar Publishing.
- Yoon, D. (2010) LAW AND DEMOCRACY IN SOUTH KOREA: DEMOCRATIC DEVELOPMENT SINCE 1987, Institute for Far Eastern Studies.
- Zhang, Z. (2015) *Observing Lay Assessors' Participation in China*, reported on THE 4TH EALS CONFERENCE, (2015, Tokyo).

< 韓國語 >

- 김용효 (キム・ヨンホ) (2014) 「국민참여재판제도의 효과적 정착을 위한 입법적 제언 (国民参与裁判制度を効果的に定着するための立法提言)」 원광법학 (圓光法学) 143-176 頁。
- 김병수=민영성 (キム・ビョン스=민·요운손) (2011) 「국민참여재판의 활성화 방안에 관한 연구 (国民参与裁判の活性化方案に関する研究)」 사법행정 (司法行政) 23 (1) 35-64 頁。
- 김창렬 (キム・찬레이) (2014) 「국민참여재판제도에 관한 연구 (国民参与裁判制度に関する研究)」 법학연구 (法学研究) 22 (1) 197-227 頁。
- 사법지원실 (法院行政処) (2007) 『국민참여재판의 이해 (国民参与裁判の理解)』。
- 사법지원실 (法院行政処) (2015) 『2008~2014 년 국민참여재판 성과 분석 (2008-2014 年 国民参与裁判制度の成果分析)』。
- 심진섭=이다니=박광배 (심·진소프=이·다니=박·광배) (2017) 「국민참여재판의 선택과 기피 : 수용자 조사 (国民参与裁判の選択と忌避—收容者調査)」 한국심리학회지: 법 (韓國法と心理学雑誌) 8(1)1-20 頁。
- 차동언 (차·돈온) (2015) 「국민참여재판 (배심제) 이 민주주의 발전에 미치는 영향차동 언법무법인 화우 변호사 (国民参与裁判 (陪審制) が民主主義の発展に及ぼす影響)」 서울대학교 법학평론 (ソウル大学法学評論) 第 5 卷 181-189 頁。
- 최인섭=황지태 (최·인소=한·지태) (2007) 『형사정책과 사법개혁에 관한 조사, 연구 및 평가 (I) : [1]사법개혁과 형사정책에 대한 국민의식 조사』 (『刑事政策と司法改革に関する調査、研究および評価(I) : [1]司法改革と刑事政策に対する国民意識調査』、韓國刑事政策研究院。
- 탁희성=최수형 (탁·히손=최·수형) (2011) 『형사정책과 사법제도에 관한 연구 (V) -국민참여재판제도의 평가와 정책화 방안-』 (『刑事政策と司法制度に関する研究(V)-国民参加裁判制度の評価と政策化方案-』、韓國刑事政策研究院。
- 成寅樂 (2007) 『憲法学』、法文社。

< 中國語 >

- 蔡元仕 (2011) 「關於改良式起訴狀一本主義的檢方觀點」 檢協會訊第 72 期 4-10 頁。
- 陳聰富 (2002) 「法治主義、法律文化與台灣法制變遷—以民意調查與統計資料為中心」 國科會科研報告。
- 陳伝岳 (2005) 「民間司改會的誕生」 司法改革雜誌 59 期 28-29 頁。
- 陳静慧 (2013) 「試驗性立法的憲法界限—以人民觀審試行條例草案為例」 法學叢刊 58 卷 2 期 111-131 頁。
- 城仲模 (2007) 「司法重建與法治社會」 台灣本土法學 96 期 45-49 頁。

- 高榮志 (2006) 「『立意良善，誤入歧途』的專家參審制與國民參審制」中國時報 A15 時論廣場 2006 年 3 月 7 日号。
- 高雄地方法院 (2014) 「臺灣高雄地方法院 103 年度第 3 次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」。
- 高雄地方法院 (2015a) 「臺灣高雄地方法院 104 年度第 1 次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」。
- 高雄地方法院 (2015b) 「臺灣高雄地方法院 104 年度第 2 次人民參與審判案件模擬法庭研討會會議紀錄」。
- 高雄地方法院 (2015c) 「台灣高雄地方法院第 7 次人民觀審模擬法庭研討會紀錄」。
- 高雄地方法院 (2015d) 「台灣高雄地方法院第 8 次人民觀審模擬法庭研討會會議紀錄」。
- 管歐 (2008) 『中華民國憲法論 (修訂十一版)』林騰鶴修訂、三民書局。
- 黃丞儀 (2015) 「戒嚴時期法律體制的未解難題與責任追究」莊瑞琳編『記憶與遺忘的鬥爭：臺灣轉型正義階段報告 (卷三) 面對未竟之業』15-70 頁、衛城出版。
- 黃國昌=陳恭平=林常青 (2012) 「台灣人民對法院的信任支持及觀感—以對法官判決之公正性及對法院表現的滿意度為中心—」idv.sinica.edu.tw/kongpin/3.pd、2017 年 3 月 12 日閱覽。
- 黃昭元 (2013) 「司法違憲審查的正當性爭議—理論基礎與方法論的初步檢討」臺大法學論叢 32 卷 6 期 103-151 頁。
- 蔣念祖 (2015a) 『立法其實很專業』米樂文化出版。
- 蔣念祖 (2015b) 「看美日韓經驗『觀審制』根本玩假的」司法改革雜誌 103 期 32-35 頁。
- 李鴻禧 (1995) 「司法審查的政策形成功能底緒說—以立法權與司法審查為著眼」臺大法學論叢 25 卷 1 期 29-68 頁。
- 勞倫斯·M·弗里德曼 (2004) 『法律制度—从社会科学角度观察』李瓊英=林欣訳中国政法大学出版社。(Friedman, L. M., THE LEGAL SYSTEM: A SOCIAL SCIENCE PERSPECTIVE, Russell Sage Foundation, 1975.)
- 李念祖 (2015) 「觀審還是陪審？讓人們選擇如何？」『民間版模擬陪審法庭』71-73 頁、財團法人民間司法改革基金會。
- 廖元豪 (2007) 「司法與台灣民主政治—促進、制衡、或背道而馳」台灣民主季刊 4 卷 3 期 167-172 頁
- 林峰正 (2011) 「人民觀審不應是參『觀審』判」司法改革雜誌 85 期 26-27 頁。
- 林俊益=林信旭 (2012) 「人民觀審制度之建構 (一)」軍法專刊 2012 年 6 期 22-44 頁。
- 林淑玲 (2013) 「檢察官偵訊技巧之研究-日本裁判員裁判制度」
http://report.nat.gov.tw/ReportFront/report_detail.aspx?sysId=C10203636、2017 年 3 月 16 日閱覽。

- 林裕順（2014）「國民參與刑事審判對我檢察體系之挑戰及其因應之道—兼論起訴狀一本主義之試行」
<https://www.moj.gov.tw/HitCounter.asp?xItem=341460&ixCuAttach=105751>、2017年3月16日閱覽。
- 林鈺雄（2002）『嚴格證明與刑事證據』学林出版。
- 呂秉翰（2010）「審判制度之民主化——國民參審試行條例草案評析」刑事法雜誌 54 卷 1 期 57-90 頁。
- 呂太郎（1996）「司法改革運動之回顧與前瞻」律師通訊 No. 197、34-35 頁。
- 民間司法改革基金會編（2005）『理與力—十年發聲、十年思辨』五南出版。
- 邱榮舉=謝欣如（2007）「戰後臺灣客家菁英與白色恐怖政治事件-解析許信良與三個重要政治事件之關係」「臺灣民主的興起與變遷」第二屆學術研討會—人物與事件。
- 司法院（1992）『司法院參審試行條例研究資料彙編』、司法院出版。
- 司法院（2012a）「司法院 101 年度韓國國民參與裁判制度考察報告」。
- 司法院（2012b）「人民觀審模擬法庭之民調結果」。
- 司法院（2013a）「司法院 102 年度韓國國民參與裁判制度考察報告」。
- 司法院（2013b）「102 年度模擬法庭觀審員心得發表會會議紀錄」。
- 司法院（2014a）「司法院 103 年度韓國國民參與裁判制度考察報告」。
- 司法院（2014b）『民眾對人民觀審制度看法民意調查』調查報告」。
- 司法院（2014c）『台灣人民參與審判制度的理念與規劃—從新世紀東亞人民參與審判熱潮的角度作比較觀察』、司法院出版。
- 司法院（2015a）『人民觀審試行條例草案法律問題集』司法院出版。
- 司法院（2015b）「中華民國 104 年司法統計年報（第 9 卷）」。
- 司法院統計處（2015a）「律師對司法改革成效滿意度調查報告」。
- 司法院統計處（2015b）「104 年一般民眾對司法認知調查報告」。
- 蘇永欽=陳義彥（1985）「我國人民認知及處理法律事務障礙因素之研究」國科會補助專題研究計畫報告。
- 蘇永欽（1998）『司法改革の再改革』元照出版公司。
- 蘇美華=施柏宏（2016）「高雄地院人民參與審判之評議觀察報告」。
- 孫健智（2013）『人民參與審判法制研究』司法院出版。
- 王金寿（2006）「台灣的司法獨立改革與國民黨侍從主義的崩潰」台灣政治學刊 10 卷 1 期 103-162 頁
- 王金寿（2008）「台灣司法改革二十年：邁向獨立之路」思與言 46 卷 2 期 133-174 頁。
- 王泰升（2006）「台灣法律文化中的日本因素：以司法層面為例」政大法律論叢第 95 期 55-90 頁
- 王兆鵬（2011）「政治不會如此冷漠，司法不會如此專制」司法改革雜誌 86 期 31-32 頁。

- 翁岳生（2010）「司法改革十週年の回顧與展望」湯德宗=黃國昌編『司法改革十週年的回顧與展望會議實錄』13-63頁、新學林。
- 蕭怡靖（2014）「從政黨情感溫度計解析台灣民眾的政治極化」選舉研究 21 卷 2 期 1-42 頁。
- 尤伯祥（2015）「陪審是最好的選擇」、『民間版模擬陪審法庭』10-11 頁、財團法人民間司法改革基金會。
- 于曉紅（2017）「陪而不審？中國法院人民陪審員的實際作用」第 2 回中國法實證研究學術會議 2017 年 7 月 2 日。
- 章瑞卿（1991）「從日本札幌地院院長平賀事件與臺南地院院長王興仁事件論法官審判獨立原則」刑事法雜誌 35 卷 4 期 80-95 頁。
- 張永宏（2014）『我國引進國民參與刑事審判制度之研究—以日本裁判員制度為借鏡』政大出版社。
- 張永宏=王靜琳（2013a）「韓國國民參與審判制度之現狀與展望（上）」司法週刊第 1642 期 2-3 頁。
- 張永宏=王靜琳（2013b）「韓國國民參與審判制度之現狀與展望（下）」司法週刊第 1643 期 2-3 頁。
- 中華民國法官協會（2016）「瞭解法官群體對於刑事訴訟引進人民參與審判制度之意見調查結果」<http://www.jaroc.org.tw/?struID=2&navID=2&contentID=331>、2017 年 3 月 15 日閱覽。
- 中華民國立法院（2012）「立法院第 8 屆第 2 會期司法及法制委員會第 8 次全體委員會議議事錄」。
- 中華民國立法院（2014）「立法院公報」第 103 卷 17 期。
- 中華人民共和國最高人民法院（2016）「關於人民陪審員制度改革試點情況的中期報告」http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2016-08/22/content_1995705.htm、2017 年 3 月 12 日閱覽。
- 中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會（2017）「關於延長人民陪審員制度改革試點期限的決定」http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-04/27/content_2020953.htm、2017 年 7 月 12 日閱覽。

・新聞記事・ウェブサイト：

<日本語>

読売新聞「強制わいせつ致傷 『断酒条件』猶予判決 裁判員ら『分別ある社会人に』」平成 22 年 1 月 22 日（大阪朝刊）。

読売新聞「取り調べ可視化 否認でも 裁判員裁判 来月にも導入」平成 23 年 8 月 9 日（東京朝刊）。

最高裁判所「どうして裁判員制度を導入したのですか」

http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c1_1.html、2017 年 4 月 17 日閱覽。

最高裁判所「陪審制や参審制とは違うのですか」

http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/c8_2.html、2017年3月28日閲覧。

法務省「御協力 お願いします 裁判員」

http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_seido_gaiyou01.html、2017年4月17日閲覧。

共同通信ニュース特集「裁判員制度」

<http://office.kyodo.co.jp/feature/saibanin/headline.php>、2017年6月16日閲覧。

山口進（2009）「脱官僚か、プロの誇りか。裁判員制度の陰に、2人の最高裁長官の『思想的対立』があった」http://globe.asahi.com/movers_shakers/090706/01_01.html、2016年12月2日閲覧。

衆議院「第159回国会 法務委員会 第11号」2004年4月7日

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000415920040407011.htm、2017年6月18日閲覧。

中央調査社「『議員、官僚、大企業、警察等の信頼感調査』結果から」（「中央調査報 No.561」より）<http://www.crs.or.jp/backno/old/No561/5612.htm>、2017年7月6日閲覧。

<英語>

OECD.Stat: <http://stats.oecd.org//Index.aspx?QueryId=66863#>、2017年5月23日閲覧。

The Judicial System of Turkey and Organisation of the Ministry of Justice:

http://www.uhdigm.adalet.gov.tr/THE_JUDICIAL_SYSTEM_OF_TURKEY_AND_ORGANISATION_OF_THE_MINISTRY_OF_JUSTICE.pdf、2017年2月12日閲覧。

Types of Juries: <http://www.uscourts.gov/services-forms/jury-service/types-juries>, 2017年6月12日閲覧。

Rapsi News: “Putin signs law expanding jury trial in Russia”

http://rapsinews.com/legislation_news/20160623/276371461.html、2017年2月12日閲覧。

<韓国語>

연합뉴스 「국민 5.6%만 “국회 신뢰”...정부·법원도 15%에 그쳐」(2013年2月21日)

<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2013/02/21/0200000000AKR20130221010900017.HTML>、2017年5月23日閲覧。

연합뉴스 「”韓 국민 10명중 7명 정부 신뢰안해...사법 신뢰도 밀바닥”< OECD> (종합)」、(2015年8月9日)

<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/08/05/0200000000AKR20150805175051009.HTML>、2017年5月23日閲覧。

법률신문 오피니언 「국민참여재판 활성화 대책이 필요하다」(2016年8月18日)
<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-Opinion/Legal-Opinion-View?serial=102586>、
2017年6月19日閱覽。

<中国語>

TVBS News 「特別費／藍見檢察總長 請求放棄上訴馬」(2007年8月16日)
<http://news.tvbs.com.tw/politics/314524/>、2017年2月25日閱覽。
自由時報 「辦綠不辦藍？ 陳瑞仁憂辦案群組化」(2008年11月12日)
<http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/257693/>、2017年2月25日閱覽。
蘋果日報 「保護孩子 趕走爛法官」(2010年9月26日)
www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20100926/32841220/
2017年3月15日閱覽。
蘋果日報 「馬濫權下條子 究辦侯寬仁」(2013年10月2日)
www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20131002/35334075/
2017年2月25日閱覽。
自由時報 「司法院正副院長爭議 民團指2人為威權時期幫兇」(2016年7月24日)
<http://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/1772904> 2017年2月23日閱覽。
財團法人民間司法改革基金會 「年度法庭10大「酸言酸語」放榜～2015法庭觀察報告記者會」、(2015年10月11日)<https://www.jrf.org.tw/articles/70>、2017年3月15日閱覽。
公視新聞 「恐龍法官外星判決-剖析性侵幼童輕判案」<http://pnn.pts.org.tw/main/2010/09/06/>
恐龍法官外星判決-剖析性侵幼童輕判案、2017年3月15日閱覽。
林晉佑 「恐龍法官何時誕生？回顧爭議的白玫瑰女童性侵案」(2016)
<http://www.follow.tw/f03/10220/>、2017年3月15日閱覽。
許宗力 「我對司法改革與大法官再任問題的一些看法」
<http://www.nownews.com/n/2016/09/01/2224632>、2017年3月20日閱覽。
中央通訊社 「提升司法公信力 許宗力：讓人民參審」(2016年10月13日)
<http://www.cna.com.tw/news/aip/201610130053-1.aspx>、2017年3月20日閱覽。
民間司法改革基金會 「許宗力教授部分—2016年大法官暨司法院正副院長被提名人評鑑報告」、
(2016年10月12日)<https://www.jrf.org.tw/articles/1079>、2017年3月18日閱覽。
台北、花蓮、宜蘭、基隆、桃園、新竹弁護士會=民間司法改革基金會 「請司法院放下權力的傲慢，真正傾聽人民的聲音—揭開觀審制的面紗」(2011年8月20日)
https://www.jrf.org.tw/newjrf/RTE/myform_detail.asp?id=3284、2017年3月18日閱覽。

民報「台灣陪審團協會：反對許宗力表態支持參審制」（2016年10月13日）

<http://www.peoplenews.tw/news/00ab335b-a22e-4b13-877f-eda071c6353d>、2017年3月18日閱覽。

民報「新政府的司法改革—專訪法務部長邱太三」（2016年11月19日）

<http://www.peoplenews.tw/news/8b4ef0ee-328e-4809-b10a-5ffd4a04f9b8>、2017年3月16日閱覽。

公民行動「台灣陪審團協會民意調查記者會及座談會」（2015年12月2日）

<http://www.civilmedia.tw/archives/40096>、2017年3月21日閱覽。

司法院「國民參與刑事審判網站」<http://www.judicial.gov.tw/LayParticipation/>、2017年7月28日閱覽。

司法院刑事庁（2017）「針對媒體關於本院推動人民參與審判制度之報導新聞稿」（2017年8月17日）<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=280630>、2017年8月23日閱覽。

司法院司法統計サイト <http://www.judicial.gov.tw/juds/>、2017年3月21日閱覽。

司法院量刑資訊系統 <http://www.judicial.gov.tw/revolution/judReform06.asp>、2017年5月26日閱覽。

司法改革國是會議の第4小委員会會議資料、<https://justice.president.gov.tw/meeting/45>、2017年6月26日閱覽。

中華民國法官協會「法官協會對法官群體進行採行人民參與審判問卷調查新聞稿」（2016年6月21日）<http://www.jaroc.org.tw/index.asp?struID=2&navID=2&contentID=330>、2017年3月15日閱覽。

中華民國總統府「第十四任總統就職演說」<http://www.president.gov.tw/Page/251>、2017年8月28日閱覽。

中華民國總統府『司法改革國是會議分組決議全文』48頁（2017年7月14日）

<https://drive.google.com/file/d/0B6gni5Xwp9QwRE1fMjE2ZUZETnM/view>、2017年8月28日閱覽。

司法院刑事庁「針對媒體關於本院推動人民參與審判制度之報導新聞稿」（2017年8月17日）
<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=280630>、2017年8月23日閱覽。

・判例等

<日本語判例>

最高裁判所大法院平成23年11月16日判決、刑集第65卷8号1285頁。

最高裁判所第1小法院平成24年2月13日判決、刑集第66卷4号482頁。

最高裁判所第1小法院平成25年10月21日判決、刑集67卷7号755頁。

最高裁判所第1小法院平成26年7月24日判決、刑集第68卷6号925頁。

最高裁判所第 2 小法廷平成 27 年 2 月 4 日判決、刑集第 69 卷 1 号 214 頁。

<英語判例>

K. M. Nanavati vs. State of Maharashtra, 1962 AIR 605, 1962 SCR Supl. (1) 567. (IND)
Smith vs. The Queen, [2015] HCA 27. (AUS)

<韓国語判例>

大法院 1971 年 6 月 22 日判決、1970 年第 1010 号事件。
大法院 2010 年 3 月 25 日判決、2009 年第 14065 号事件。

<中国語判例等>

台湾高雄地院 99 年訴字第 422 号判決 (2010)。
台湾最高法院 80 年台上字第 1065 号判決 (1991)。
台湾最高法院 99 年台上字第 4894 号判決 (2010)。
司法院大法官釋憲會議釋字第 86 號解釋 (1960)。
司法院大法官釋憲會議釋字第 378 號解釋 (1995)。
司法院大法官釋憲會議釋字第 436 號解釋 (1997)。
司法院大法官釋憲會議釋字第 539 號解釋 (2002)。
司法院大法官釋憲會議釋字第 601 號解釋 (2005)。
最高法院民国 99 年度第 7 次刑事庭會議決議 (2010)。